

決算特別委員会等記録

令和元年度一般会計・特別会計決算及び企業会計決算

自 令和2年10月1日

至 令和2年10月22日

沖縄県議会

目 次

令和2年第6回沖縄県議会(定例会)	金城 勉君	53
	大城 憲 幸君	54
第1号(10月1日)		1
1 委員長の互選		3
2 副委員長の互選		3
3 乙第15号議案及び乙第16号議案、認定第1号から認定第24号まで(一般会計・特別会計決算及び企業会計決算)について		4
4 決算特別委員会運営要領について		4
5 理事の選任		4
令和2年第6回沖縄県議会(定例会)閉会中継続審査		
第1号(10月14日)		14
1 令和元年度沖縄県一般会計及び特別会計決算の概要説明		15
2 令和元年度沖縄県一般会計及び特別会計決算審査の概要説明		16
3 令和元年度沖縄県病院事業会計決算の概要説明		18
4 令和元年度沖縄県病院事業会計決算審査の概要説明		19
5 令和元年度沖縄県水道事業会計及び工業用水道事業会計決算の概要説明並びに未処分利益剰余金の処分についての概要説明		20
6 令和元年度沖縄県水道事業会計及び工業用水道事業会計決算審査の概要説明		22
7 令和元年度沖縄県一般会計及び特別会計決算に対する質疑		24
新垣 淑 豊君		24
花城 大 輔君		25
又 吉 清 義君		30
末 松 文 信君		37
次呂久 成 崇君		39
仲宗根 悟君		40
比 嘉 瑞 己君		42
瀬 長 美佐雄君		44
翁 長 雄 治君		48
山里 将 雄君		49
新垣 光 栄君		51
総務企画委員会第1号(10月15日)		58
1 令和元年度沖縄県一般会計及び特別会計決算の概要説明		58
知事公室		58
総務部		59
公安委員会		61
2 令和元年度決算に対する質疑		61
島 尻 忠 明君		62
仲 村 家 治君		65
花城 大 輔君		68
仲 田 弘 毅君		69
当 山 勝 利君		72
仲宗根 悟君		77
西 銘 純 恵さん		80
渡久地 修君		85
國 仲 昌 二君		90
山 里 将 雄君		93
平 良 昭 一君		96
當 間 盛 夫君		101
経済労働委員会第1号(10月15日)		108
1 令和元年度沖縄県一般会計及び特別会計決算の概要説明		108
農林水産部		108
労働委員会事務局		110
2 令和元年度決算に対する質疑		111
新 垣 新 君		111
大 浜 一 郎君		116
中 川 京 貴君		120
島 袋 大 君		124
仲 村 未 央さん		128
崎 山 嗣 幸君		130
玉 城 武 光君		134
翁 長 雄 治君		136
赤 嶺 昇 君		139
大 城 憲 幸君		142
文教厚生委員会第1号(10月15日)		148
1 令和元年度沖縄県一般会計及び特別会計決算の概要説明		148

子ども生活福祉部	148
教育委員会	150
2 令和元年度決算に対する質疑	151
小渡良太郎君	151
新垣淑豊君	154
仲里全孝君	161
石原朝子さん	165
照屋大河君	170
比嘉京子さん	172
玉城ノブ子さん	178
瀬長美佐雄君	183
喜友名智子さん	188

土木環境委員会第1号(10月15日) 195

1 令和元年度沖縄県一般会計及び特別 会計決算の概要説明	195
土木建築部	195
2 令和元年度決算に対する質疑	197
下地康教君	198
座波一君	201
呉屋宏君	204
照屋守之君	207
上里善清君	212
次呂久成崇君	214
島袋恵祐君	216
比嘉瑞己君	218
玉城健一郎君	222
新垣光荣君	224
金城勉君	227

総務企画委員会第2号(10月16日) 231

1 令和元年度沖縄県一般会計決算の概 要説明	231
企画部	231
出納事務局	232
監査委員事務局	233
人事委員会事務局	233
議会事務局	233
2 令和元年度決算に対する質疑	234
当山勝利君	234
仲宗根悟君	239
西銘純恵さん	241
渡久地修君	245
國仲昌二君	249
山里将雄君	252
平良昭一君	255

當間盛夫君	258
島尻忠明君	262
仲村家治君	266
花城大輔君	268
仲田弘毅君	270
3 決算調査報告書記載内容等について	273
仲村家治君	273
花城大輔君	273
仲田弘毅君	273
當間盛夫君	273
島尻忠明君	273
仲宗根悟君	273
西銘純恵さん	274

経済労働委員会第2号(10月16日) 276

1 令和元年度沖縄県一般会計及び特別 会計決算の概要説明	276
商工労働部	276
文化観光スポーツ部	278
2 令和元年度決算に対する質疑	280
仲村未央さん	280
崎山嗣幸君	285
玉城武光君	287
翁長雄治君	292
大城憲幸君	295
新垣新君	300
大浜一郎君	305
島袋大君	309
中川京貴君	313
3 決算調査報告書記載内容等について	316
新垣新君	316
大浜一郎君	316
島袋大君	316
中川京貴君	316
仲村未央さん	317
玉城武光君	317
翁長雄治君	317
崎山嗣幸君	317

文教厚生委員会第2号(10月16日) 320

1 令和元年度沖縄県一般会計及び病院 事業会計決算の概要説明	320
保健医療部	320
病院事業局	322
2 令和元年度決算に対する質疑	323
照屋大河君	324

比 嘉 京 子さん	327
玉 城 ノブ子さん	336
瀬 長 美佐雄君	340
喜友名 智 子さん	345
小 渡 良太郎君	348
新 垣 淑 豊君	354
石 原 朝 子さん	357
3 決算調査報告書記載内容等について	361
土木環境委員会第2号(10月16日)	363
1 令和元年度沖縄県一般会計、令和元年度沖縄県水道事業会計及び工業水道事業会計決算の概要説明並びに未処分利益剰余金の処分についての概要説明	363
環境部	363
企業局	364
2 令和元年度決算に対する質疑	366
上 里 善 清君	367
次呂久 成 崇君	369
島 袋 恵 祐君	371
比 嘉 瑞 己君	373
玉 城 健一郎君	377
新 垣 光 栄君	381
金 城 勉君	384
下 地 康 教君	387
座 波 一君	389
呉 屋 宏君	392
照 屋 守 之君	396
3 決算調査報告書記載内容等について	400
下 地 康 教君	400
座 波 一君	400
照 屋 守 之君	400
島 袋 恵 祐君	401
上 里 善 清君	401
新 垣 光 栄君	401
玉 城 健一郎君	402
比 嘉 瑞 己君	402
次呂久 成 崇君	402
第2号(10月22日)	405
1 要調査事項及び特記事項の取扱いについて	406
2 総括質疑の取扱いについて	406
3 審査日程の変更について	407
4 令和2年第6回議会乙第15号議案及	

び同乙第16号議案の採決	407
5 令和2年第6回議会認定第1号から同認定第24号までの採決	407
6 決算特別委員会議案処理一覧表	409
7 決算特別委員会決算処理一覧表	410
8 令和2年第6回議会認定第1号に対する附帯決議	412

巻末資料(各常任委員長からの決算調査報告書) 414

令和2年第6回 沖縄県議会（定例会） 決算特別委員会記録（第1号）

開会の日時、場所

年月日 令和2年10月1日（木曜日）
開会 午後6時30分
散会 午後7時10分
場所 第7委員会室

本委員会に付託された事件

（10月1日付託）

- 1 乙第15号議案 令和元年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 2 乙第16号議案 令和元年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 3 認定第1号 令和元年度沖縄県一般会計決算の認定について
- 4 認定第2号 令和元年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について
- 5 認定第3号 令和元年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について
- 6 認定第4号 令和元年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について
- 7 認定第5号 令和元年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について
- 8 認定第6号 令和元年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について
- 9 認定第7号 令和元年度沖縄県下水道事業特別会計決算の認定について
- 10 認定第8号 令和元年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について
- 11 認定第9号 令和元年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について
- 12 認定第10号 令和元年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について
- 13 認定第11号 令和元年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計決算の認定について
- 14 認定第12号 令和元年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
- 15 認定第13号 令和元年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について
- 16 認定第14号 令和元年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定に

ついて

- 17 認定第15号 令和元年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について
- 18 認定第16号 令和元年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について
- 19 認定第17号 令和元年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について
- 20 認定第18号 令和元年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について
- 21 認定第19号 令和元年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
- 22 認定第20号 令和元年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について
- 23 認定第21号 令和元年度沖縄県国民健康保険事業特別会計決算の認定について
- 24 認定第22号 令和元年度沖縄県病院事業会計決算の認定について
- 25 認定第23号 令和元年度沖縄県水道事業会計決算の認定について
- 26 認定第24号 令和元年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について

委員の選任

令和2年10月1日、本委員会の委員は議長の指名で次のとおり選任された。

新垣 淑 豊君	仲 里 全 孝君
座 波 一君	花 城 大 輔君
又 吉 清 義君	末 松 文 信君
島 袋 大君	次呂久 成 崇君
照 屋 大 河君	仲宗根 悟君
瀬 長 美佐雄君	比 嘉 瑞 己君
翁 長 雄 治君	山 里 将 雄君
新 垣 光 栄君	金 城 勉君
大 城 憲 幸君	

本日の委員会に付した事件

- 1 委員長の互選
- 2 副委員長の互選
- 3 乙第15号議案 令和元年度沖縄県水道事業会

- 計未処分利益剰余金の処分について
- 4 乙第16号議案 令和元年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
 - 5 認定第1号 令和元年度沖縄県一般会計決算の認定について
 - 6 認定第2号 令和元年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について
 - 7 認定第3号 令和元年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について
 - 8 認定第4号 令和元年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について
 - 9 認定第5号 令和元年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について
 - 10 認定第6号 令和元年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について
 - 11 認定第7号 令和元年度沖縄県下水道事業特別会計決算の認定について
 - 12 認定第8号 令和元年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について
 - 13 認定第9号 令和元年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について
 - 14 認定第10号 令和元年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について
 - 15 認定第11号 令和元年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計決算の認定について
 - 16 認定第12号 令和元年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
 - 17 認定第13号 令和元年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について
 - 18 認定第14号 令和元年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について
 - 19 認定第15号 令和元年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について
 - 20 認定第16号 令和元年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について
 - 21 認定第17号 令和元年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について
 - 22 認定第18号 令和元年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について
 - 23 認定第19号 令和元年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
 - 24 認定第20号 令和元年度沖縄県公債管理特別

会計決算の認定について

- 25 認定第21号 令和元年度沖縄県国民健康保険事業特別会計決算の認定について
- 26 認定第22号 令和元年度沖縄県病院事業会計決算の認定について
- 27 認定第23号 令和元年度沖縄県水道事業会計決算の認定について
- 28 認定第24号 令和元年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について
- 29 閉会中継続審査について
- 30 決算特別委員会運営要領について
- 31 理事の選任

委員長、副委員長の互選

令和2年10月1日、座波一君が委員長に、新垣淑豊君が副委員長に選任された。

理事の選任

令和2年10月1日、仲里全孝君、比嘉瑞己君及び山里将雄君が理事に選任された。

出席委員

委員長	座波	一君		
副委員長	新垣	淑豊君		
委員	仲里	全孝君	花城	大輔君
	又吉	清義君	末松	文信君
	島袋	大君	次呂久	成崇君
	照屋	大河君	仲宗根	悟君
	瀬長	美佐雄君	比嘉	瑞己君
	翁長	雄治君	山里	将雄君
	新垣	光栄君	金城	勉君
	大城	憲幸君		

○下地広道議会事務局政務調査課主幹 決算特別委員会設置後、初めての委員会でありますので委員長及び副委員長の互選を行う必要があります。

委員長の互選に関する職務は、委員会条例第7条第2項の規定により、年長の委員が行うことになっております。

出席委員中、末松文信委員が年長者であります。

よって、この際、末松文信委員に委員長の互選に関する職務をお願いいたします。

末松文信委員、委員長席に御着席願います。

（末松文信委員、委員長席に着席）

○末松文信委員 ただいまから、決算特別委員会を開会いたします。

委員会条例第7条第2項の規定により、年長の私が委員長互選の職務を行います。

どうぞ、よろしく願いいたします。

これより、委員長の互選を行います。

委員長の互選は、指名推選による方法と投票による方法がありますが、いずれの方法によるか御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、互選の方法を指名推薦、被推薦人を座波一君とし、指名は委員長の職務を行う委員が行う旨の協議があった。)

○末松文信委員 再開いたします。

委員長の互選については、休憩中に御協議いたしましたとおり、指名推選によることとし、私から指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○末松文信委員 御異議なしと認めます。

よって、委員長には座波一君を指名いたします。

ただいまの指名に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○末松文信委員 御異議なしと認めます。

よって、委員長には座波一君が選任されました。

ただいま委員長が選任されましたので、委員長と交代いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、年長委員退席、委員長着席)

○座波一委員長 再開いたします。

このたび委員各位の御推挙により、決算特別委員長に就任しました座波一でございます。

委員会の運営につきましては公正・中立を旨とし、円滑に進めてまいりたいと存じますので、各委員の御指導と御協力を賜りますようお願いいたします。

以上で、委員長の互選は終わりました。

○座波一委員長 次に、副委員長の互選を行います。

副委員長の互選は、指名推選による方法と投票による方法がありますが、いずれの方法によるか御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、互選の方法は投票により行う旨の協議があった。)

○座波一委員長 再開いたします。

副委員長の互選については、投票の方法によるの御意見がありますので、互選は投票により行います。

投票の方法について、事務局から説明させます。

休憩いたします。

(休憩中に、投票の方法等について事務局から説明)

○座波一委員長 再開いたします。

これより副委員長の互選に係る投票を行います。

委員会室を閉鎖いたします。

(委員会室閉鎖)

○座波一委員長 ただいまの出席委員数は17人です。

立会人に、議席番号1番新垣光栄委員、同6番大城憲幸委員を指名いたします。

これより投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

(投票用紙配付)

○座波一委員長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○座波一委員長 投票用紙の配付漏れなしと認めます。

それでは投票箱を改めます。

(投票箱点検)

○座波一委員長 投票箱は異状なしと認めます。

それでは投票用紙に御記入ください。

なお、同姓や同名の委員が複数いる場合がありますので、姓も名も必ず御記入ください。

(投票用紙に記入)

○座波一委員長 それでは職員の点呼に従い順次投票願います。

(投票)

○座波一委員長 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○座波一委員長 投票漏れなしと認めます。

以上で、投票を終了いたします。

ただいまより開票を行います。

立会人の立会いをお願いいたします。

(開票)

(立会人点検)

○座波一委員長 開票の結果を御報告いたします。

投票総数 17票

有効投票数 17票

無効投票数 0票

有効投票数中

新垣 淑豊君 9票

仲宗根 悟君 8票であります。

投票の結果、副委員長には新垣淑豊君が選任されました。

ただいま、副委員長が選任されましたので、御挨拶

撈を自席でお願いいたします。

○新垣淑豊副委員長 ただいま副委員長に選出をしていただきました、新垣淑豊でございます。本当にありがとうございます。

委員長を支えながら、本委員会が円滑に運営されるよう努力をしてまいりたいと思います。委員各位の御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○座波一委員長 以上で、副委員長の互選は終わりました。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、協議事項について事務局より説明)

○座波一委員長 再開いたします。

乙第15号議案及び乙第16号議案の議決議案2件並びに認定第1号から認定第24号までの決算24件を一括して議題といたします。

ただいま議題となりました議決議案2件及び決算24件については、閉会中に審査することとし、議長に対して、閉会中継続審査の申出をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○座波一委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○座波一委員長 次に、決算特別委員会運営要領について、御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、事務局から決算特別委員会運営要領案の概要説明後に協議を行い、案のとおり決することで意見の一致を見た。)

○座波一委員長 再開いたします。

決算特別委員会運営要領については、休憩中に御協議いたしましたとおり、決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○座波一委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○座波一委員長 次に、ただいま決定されました決算特別委員会運営要領に基づき、委員長及び副委員長のほかに、理事3人の選任が必要でありますので、理事3人の選任について御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、理事の選任について協議)

○座波一委員長 再開いたします。

これより、理事3人の選任について、お諮りいたします。

理事に比嘉瑞己委員、山里将雄委員及び仲里全孝委員の3人を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○座波一委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

理事の皆さんには、委員会の円滑な運営に御協力いただきますようお願いいたします。

次に、お諮りいたします。

ただいま決定されました決算特別委員会運営要領に基づく、各常任委員会への閉会中調査の依頼につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○座波一委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、予定の議題は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

次回は、10月14日 水曜日 午前10時から委員会を開きます。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

決算特別委員会運営要領

この要領は、「決算議案の審査等に関する基本的事項(常任委員会に対する調査依頼について)」（平成28年10月12日議会運営委員会決定）に定めるもののほか、決算特別委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることにより、委員会の円滑な運営に資するものとする。

1 委員席の配置

別紙1のとおりとする。

2 審査日程

審査日程は別紙2のとおりとする。ただし、審査の都合により必要があるときは、委員会に諮り変更することができる。

3 各常任委員会に対する調査依頼

- (1) 決算特別委員長(以下「委員長」という。)は、別添様式1により各常任委員長に閉会中調査を依頼するものとする。
- (2) 各常任委員長は、上記の閉会中調査終了後に別添様式2により決算調査報告書(以下「調査報告書」という。)を委員長に提出するものとする。
なお、調査報告書に記載する特記事項は、議案に対する附帯決議のような事項等とするものとする。
- (3) 「決算議案の審査等に関する基本的事項(常任委員会に対する調査依頼について)」に係る決算特別委員への調査報告書の配付については、タブレットに格納するものとする。

4 説明員

決算の概要説明は、会計管理者、病院事業局長及び企業局長が行い、決算審査意見の概要説明は代表監査委員が行うものとする。

5 決算及び決算審査意見の概要説明に対する質疑

- (1) 質疑の時間は、委員1人10分とする。
- (2) 各委員の質疑の時間は、出席委員間で相互に譲渡することができるものとする。その場合、譲渡する委員はあらかじめ委員長に譲渡する時間及び譲渡をされる委員について報告するものとする。また、譲渡をする委員は譲渡をされた委員が質疑をする間は着席しなければならない。
- (3) 質疑の時間には、答弁時間は含まないものとする。
- (4) 質疑時間の終了5分前に1回、1分前に2回及び終了時に5回それぞれ電子音等で報知する。
- (5) 質疑は一問一答方式で、自席に着席したままで行うものとする。
- (6) 質疑の順序は多数会派順とする。

6 調査報告書に対する質疑

- (1) 常任委員長に対する質疑の通告は、別添様式3により政務調査課に提出するものとする。
- (2) 委員長は、調査報告書に対し質疑の通告がなされた場合には、別添様式4により当該常任委員長の出席を求めるものとする。
- (3) 常任委員長への質疑は、当該常任委員長に対し2回を超えないものとする。

る。

7 要調査事項に対する質疑

- (1) 要調査事項に対する質疑（以下「総括質疑」という。）を行うため知事等へ出席を求めることが決定された場合、知事等への総括質疑の通告締切日時は、決算特別委員会において総括質疑を行う日の前日（県の休日を除く。）の午後3時とし、別添様式3により政務調査課に提出するものとする。
- (2) 各委員の質疑の時間は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

8 理事会

- (1) 理事会は、委員長、副委員長及び理事3人をもって構成する。
- (2) 理事は、委員長が委員会に諮って指名する。
- (3) 理事は、委員会の円滑な運営について委員長及び副委員長に協力し、委員間の連絡調整に当たる。
- (4) 理事会は、委員会の決定に基づき要調査事項及び特記事項の取り扱い並びに総括質疑の実施の必要性等について協議を行うものとする。

雑 則

以上のほか、委員会の運営について必要な事項は、その都度委員長が委員会に諮って定める。

委員席の配置

--	--	--	--	--

--	--	--	--	--

--	--	--	--	--

議 会 事 務 局				
-----------	--	--	--	--

(録音・計時) 議 会 事 務 局				補 助 答 弁 席
----------------------	--	--	--	--------------

議 会 事 務 局
座 波 一 委 員 長

	説 明 員 席	
--	---------	--

	照屋大河委員	次呂久成崇委員
--	--------	---------

花城大輔委員	仲里全孝委員	新垣淑豊委員
--------	--------	--------

比嘉瑞己委員	瀬長美佐雄委員	仲宗根悟委員
--------	---------	--------

島袋大委員	末松文信委員	又吉清義委員
-------	--------	--------

新垣光栄委員	山里将雄委員	翁長雄治委員
--------	--------	--------

	大城憲幸委員	金城勉委員
--	--------	-------

--	--	--

--	--	--

--	--	--

--	--	--

決算特別委員会審査日程

年 月 日	曜 日	時 間	事 項	関係室部局等
令和2年 10月1日	木	本会議 及び各 委員会 終了後	決算特別委員会 ○委員長及び副委員長の互選 ○閉会中継続審査の件 ○委員会運営要領の件 ○理事の選任 ○各常任委員会に対する調査依頼の件	
10月14日	水	午前10時	決算特別委員会 ○概要説明 ・令和元年度一般会計及び特別会計決算 ・令和元年度企業会計決算 ・令和元年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について ・令和元年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について ・一般会計、特別会計及び企業会計に対する審査意見 ○会計管理者及び代表監査委員に対する質疑	会計管理者 病院事業局長 企業局長 代表監査委員
10月15日	木	午前10時	各常任委員会 ○所管事務に係る決算事項の調査	関係室部局
10月16日	金	午前10時	各常任委員会 ○所管事務に係る決算事項の調査 ○決算調査報告書記載内容等についての協議	関係室部局
10月19日	月		決算調査報告書整理日	
10月20日	火		決算調査報告書整理日	
10月21日	水		決算特別委員への決算調査報告書の配付 (午前9時) 各常任委員長に対する質疑の通告締め切り (午後3時)	
10月22日	木	午前10時	決算特別委員会 ○各常任委員長に対する質疑 ○「要調査事項」及び「特記事項」の取り扱い等についての協議 ○総括質疑の取り扱いについての協議	
10月23日	金	午前10時	決算特別委員会 ○総括質疑 ○採決 ・令和元年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について ・令和元年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について ・令和元年度一般会計及び特別会計決算 ・令和元年度企業会計決算	

様式 1

令和 年 月 日

各常任委員長
○ ○ ○ ○ 殿

決算特別委員長
○ ○ ○ ○

決算議案の調査依頼について

本委員会に付託された決算議案のうち、下記について貴委員会において閉会中調査を行っていただくようお願いいたします。

なお、調査結果につきましては、月 日までに所定の様式により御報告くださいますようお願い申し上げます。

記

(例)

認定第○号 令和○年度沖縄県一般会計決算の認定について
(○○○○委員会所管分)

認定第○号 令和○年度沖縄県○○○○○○特別会計決算の認定について

認定第○号 令和○年度沖縄県○○○○○○事業会計決算の認定について

様式 3

令和 年 月 日 午前・午後 時 分 受付

質 疑 発 言 通 告

種別	常任委員長 ・ 知事等
質 疑 の 要 旨	

上記により質疑したいので、決算特別委員会運営要領の規定により
通告します。

令和 年 月 日
決算特別委員 印

決算特別委員長 殿

※ 記載例は、議会運営委員会決定事項集「17 発言通告書の記載方法等について」の記載例をごらんください。

様式 2

令和 年 月 日

決算特別委員長
○ ○ ○ ○ 殿

各常任委員長
○ ○ ○ ○

決 算 調 査 報 告 書

月 日に依頼のあった決算議案の調査について、委員会における調査の結果を下記のとおり報告します。

記

- 1 委員会における質疑・答弁の内容
- 2 要調査事項
- 3 特記事項

様式 4

令和 年 月 日

各常任委員長
○ ○ ○ ○ 殿

決算特別委員長
○ ○ ○ ○

決算特別委員会への出席について

貴職から報告のあった決算調査報告書に関し、質疑の通告があったので、下記のとおり出席を求めます。

記

- 1 日 時 令和 年 月 日 (曜日) 午前・午後 時
- 2 場 所 第 7 委員会室

決算議案の審査等に関する基本的事項 (常任委員会に対する調査依頼について)

決算議案の審査については、その効率的で充実した審査に資することを目的とし、各常任委員会において決算特別委員会から調査依頼を受け、専門的な立場から所管事務に係る決算事項を調査する方式としたところである。こうした決算議案の審査・調査に当たっては、下記の基本的事項を定めることにより、決算特別委員会及び各常任委員会の円滑な運営に資するものとする。

記

- 1 決算特別委員会の開催場所について
決算特別委員会は第7委員会室で行うものとする。
- 2 審査日程について
決算議案の審査日程はおおむね別紙1のとおりとし、具体的な決算特別委員会の審査日程は同委員会において決定するものとする。
- 3 調査依頼事項について
 - (1) 各常任委員会に対する調査依頼事項は、沖縄県議会委員会条例第2条に規定する所管事務に係る決算事項とする。
 - (2) 調査依頼に関する様式は別に定めるものとする。
- 4 各常任委員会における調査について
 - (1) 質疑の時間は、各審査日委員1人10分とする。
 - (2) 各委員の質疑の時間は、出席委員間で相互に譲渡することができるものとする。その場合、譲渡する委員はあらかじめ委員長に譲渡する日、時間及び譲渡をされる委員について報告するものとする。また、譲渡する委員は譲渡をされた委員が質疑する間は着席しなければならない。
 - (3) 質疑の時間には、答弁時間は含まないものとする。
 - (4) 質疑時間終了5分前に1回、1分前に2回及び終了時に5回それぞれ電子音等で報知する。
 - (5) 質疑の順序については多数会派順とする。なお、2日目は第2多数会派から質疑を行い、第1多数会派は最後に行うものとする。
 - (6) 監査委員である議員は調査には加わらないものとする。
 - (7) 各常任委員会での採決は行わないものとする。
- 5 決算調査報告書の作成及び配付について
 - (1) 決算調査報告書(以下「調査報告書」という。)は、各常任委員会での協議に基づき各常任委員長が作成するものとする。この場合、各常任委員会での協議を省略して調査報告書の作成を各常任委員長に一任することができるものとする。
 - (2) 調査報告書に記載する事項は、各常任委員会における質疑・答弁の主な内容、決算特別委員会においてさらに調査が必要とされる事項(以下「要調査事項」という。)及び特記事項とする。

(3) 要調査事項について

ア 各常任委員会における質疑において、要調査事項を提起しようとする委員は、その該当事項を要調査事項とする旨を発言するものとする。

イ 各常任委員会における質疑終了後、要調査事項を提起しようとする委員が要調査事項とする理由等を説明した後、決算特別委員会における調査の必要性についての意見交換や要調査事項の整理を行った上で、要調査事項を決算特別委員会に報告するものとする。

ウ 各常任委員会における上記イの意見交換や整理の中において、要調査事項として報告することについて反対の意見が述べられた場合には、決算特別委員会に報告する際にその意見もあわせて報告するものとする。

(4) 調査報告書は、決算特別委員会において調査報告書を審査する日の前日（県の休日を除く。）の正午までに決算特別委員に配付するものとする。

(5) 調査報告書の様式は別に定めるものとする。

6 調査報告書に対する質疑について

(1) 調査報告書に関し、常任委員長に対する質疑の通告がなされた場合には、当該常任委員長の出席を求めるものとする。

(2) 常任委員長に対する質疑通告の締切日時は、決算特別委員会において調査報告書を審査する日の前日（県の休日を除く。）の午後3時とする。

7 要調査事項に対する質疑について

(1) 審査の最終日に要調査事項に対する質疑（以下「総括質疑」という。）を行うため知事等の出席を求める場合には、決算特別委員会において質疑を行う要調査事項及び知事等の出席を求めることについて決定するものとする。

(2) 知事等への総括質疑は、上記（1）において決定した要調査事項についてまず決算特別委員長が代表して行い、答弁を聴取した後、各委員からの質疑を行うものとする。

8 質疑の時間及び方法等について

決算特別委員会における質疑の時間及び方法その他必要な事項は当該委員会において決定するものとする。

9 理事会について

決算特別委員会の円滑な運営等を図るための調整、協議等を行うため同委員会に理事会を設置するものとする。

(別紙1)

決算議案の審査日程

年月日	委員会	時間	事項	関係室部局等
9月定例会 会期中 (1日目)	決算特別 委員会	本会議及 び各委員 会終了後	○委員長及び副委員長の互選 ○閉会中継続審査の件 ○委員会運営要領の件 ○理事の選任 ○各常任委員会に対する調査依頼の件	
以降 閉会中 (2日目)	決算特別 委員会	10時	○令和○年度一般会計及び特別会計決算 の概要説明 ○令和○年度企業会計決算の概要説明 ○決算審査意見概要説明 ○会計管理者及び代表監査委員に対する 質疑	会計管理者 病院事業局長 企業局長 代表監査委員
(3日目)	各常任 委員会	10時	○所管事務に係る決算事項の調査	関係室部局
(4日目)	各常任 委員会	10時	○所管事務に係る決算事項の調査 ○決算調査報告書記載内容等についての 協議	関係室部局
(5日目)			○決算調査報告書整理日	
(6日目)			○決算調査報告書整理日	
(7日目)			○決算特別委員への決算調査報告書の配付 ○常任委員長に対する質疑の通告締め切り	報告書配付 時刻:午前9時 質疑通告締め切 り時刻:午後3時
(8日目)	決算特別 委員会	10時	○常任委員長に対する質疑 ○「要調査事項」及び「特記事項」の 取り扱い等についての協議 ○総括質疑の取り扱いについての協議	
(9日目)	決算特別 委員会	10時	○総括質疑 ○採決	関係室部局等

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

年長委員 末松文信

委員長 座波 一

令和2年第6回
 沖縄県議会（定例会）
 閉会中継続審査

決算特別委員会記録（第1号）

開会の日時、場所

年月日 令和2年10月14日（水曜日）
 開会 午前10時1分
 散会 午後5時17分
 場所 第7委員会室

本日の委員会に付した事件

- 1 令和2年第6回議会 令和元年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について 乙第15号議案
- 2 令和2年第6回議会 令和元年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について 乙第16号議案
- 3 令和2年第6回議会 令和元年度沖縄県一般会計決算の認定について 認定第1号
- 4 令和2年第6回議会 令和元年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について 認定第2号
- 5 令和2年第6回議会 令和元年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について 認定第3号
- 6 令和2年第6回議会 令和元年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について 認定第4号
- 7 令和2年第6回議会 令和元年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について 認定第5号
- 8 令和2年第6回議会 令和元年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について 認定第6号
- 9 令和2年第6回議会 令和元年度沖縄県下水道事業特別会計決算の認定について 認定第7号
- 10 令和2年第6回議会 令和元年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について 認定第8号
- 11 令和2年第6回議会 令和元年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について 認定第9号
- 12 令和2年第6回議会 令和元年度沖縄県中央卸売市場

- 第6回議会 事業特別会計決算の認定について 認定第10号
- 13 令和2年第6回議会 令和元年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計決算の認定について 認定第11号
- 14 令和2年第6回議会 令和元年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について 認定第12号
- 15 令和2年第6回議会 令和元年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について 認定第13号
- 16 令和2年第6回議会 令和元年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について 認定第14号
- 17 令和2年第6回議会 令和元年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について 認定第15号
- 18 令和2年第6回議会 令和元年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について 認定第16号
- 19 令和2年第6回議会 令和元年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について 認定第17号
- 20 令和2年第6回議会 令和元年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について 認定第18号
- 21 令和2年第6回議会 令和元年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について 認定第19号
- 22 令和2年第6回議会 令和元年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について 認定第20号
- 23 令和2年第6回議会 令和元年度沖縄県国民健康保険事業特別会計決算の認定について 認定第21号
- 24 令和2年第6回議会 令和元年度沖縄県病院事業会計決算の認定について 認定第22号
- 25 令和2年第6回議会 令和元年度沖縄県水道事業会計決算の認定について 認定第23号

26 令和2年 令和元年度沖縄県工業用水道事
第6回議会 業会計決算の認定について
認定第24号

出席委員

委員長	座波一君		
副委員長	新垣淑豊君		
委員	仲里全孝君	花城大輔君	
	又吉清義君	末松文信君	
	島袋大君	次呂久成崇君	
	照屋大河君	仲宗根悟君	
	瀬長美佐雄君	比嘉瑞己君	
	翁長雄治君	山里将雄君	
	新垣光荣君	金城勉君	
	大城憲幸君		

説明のため出席した者の職、氏名

会計管理者	伊川秀樹君
会計課長	比嘉千乃さん
企業局長	棚原憲実君
病院事業局長	我那覇仁君
代表監査委員	安慶名均君
監査委員事務局長	渡嘉敷道夫君

○座波一委員長 ただいまから、決算特別委員会を開会いたします。

令和2年第6回議会乙第15号議案及び同乙第16号議案の議決議案2件、令和2年第6回議会認定第1号から同認定第24号までの決算24件を一括して議題といたします。

本日の説明員として、会計管理者、企業局長、病院事業局長及び代表監査委員の出席を求めています。

それでは、審査日程に従い、会計管理者、企業局長及び病院事業局長から決算の概要説明並びに代表監査委員から決算審査意見の概要説明を聴取した後、会計管理者及び代表監査委員に対する質疑を行います。

なお、企業局長及び病院事業局長に対する質疑は、調査を依頼しております常任委員会において、明10月15日及び16日に行われます。

まず初めに、会計管理者から令和2年第6回議会認定第1号から同認定第21号までの決算21件について概要説明を求めます。

伊川秀樹会計管理者。

○伊川秀樹会計管理者 おはようございます。

それでは、ただいま議案となっております認定第

1号から第21号までの令和元年度沖縄県一般会計決算及び特別会計決算について、その概要を御説明いたします。

本日は、サイドブックに掲載されております令和元年度一般会計・特別会計歳入歳出決算書（抜粋）により説明をさせていただきます。

令和元年度沖縄県歳入歳出決算書につきましてはサイドブックに掲載をしておりますが、ページ数が多いことから、説明資料といたしまして決算書を抜粋して作成をしております。

また、参考資料として、令和元年度歳入歳出決算の概要も掲載をしておりますので、適宜、参考に御覧ください。

それでは、ただいま青いメッセージで通知いたしました令和元年度一般会計・特別会計歳入歳出決算書（抜粋）をタップいたしまして、資料を御覧ください。

決算書（抜粋）資料4ページを御覧ください。資料のページは両端に付してありまして、中央の数字は決算書のページを表しております。

一般会計の歳入歳出決算事項別明細書、歳入の総括表となっております。

表は、款別1の県税から16の市町村たばこ県税交付金までの左から右に、予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額となっております。

それでは、一番右下の歳入合計欄で御説明いたします。

予算現額は4ページ、一番下の右端の金額で8015億8196万637円、収入済額は7342億6291万4383円となっております。予算現額に対する収入済額の割合、収入率は91.6%となっております。

不納欠損額は、2億6423万492円となっております。不納欠損額の主なものは、款別で1の県税1億544万7987円、14の諸収入8139万9659円となっております。

収入未済額は36億3912万2145円となっております。収入未済額の主なものは、1の県税19億3113万5955円、8の使用料及び手数料6億6442万6608円、14の諸収入9億5445万8713円となっております。

6ページをお願いいたします。

歳入歳出決算事項別明細書、歳入の総括表であります。

表は、款別1の議会費から14の予備費の、左から右に、予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額となっております。

それでは、一番下の行の歳出合計欄で御説明いたします。予算現額、7ページの一番下の左端の金額でございますけれども、8015億8196万637円に対し支

出済額は7258億2375万8978円となっております。予算現額に対する支出済額の割合―執行率は90.5%となっております。

翌年度繰越額は、繰越明許費が573億2664万6154円、事故繰越が6億5845万7980円となっております。繰越明許費の主なものは、8の土木費261億3441万9111円、事故繰越の主なものは衛生費4億7816万7000円となっております。

不用額は177億7309万7525円となっております。不用額の主なものは、10の教育費42億4413万985円、6の農林水産業費23億9222万878円となっております。

次に、実質収支について御説明いたします。

8ページをお願いいたします。

歳入総額7342億6291万4000円、歳出総額7258億2375万9000円となっております。歳入歳出差引額、いわゆる形式収支額は84億3915万5000円、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源53億7797万9000円を差し引いた実質収支額は、30億6117万7000円となります。

次に、農業改良資金特別会計などの20の特別会計について御説明をいたします。

それでは、10ページをよろしくをお願いいたします。

20の特別会計の歳入歳出事項別明細書の歳入の総括表となっております。表は、1の農業改良資金特別会計から20の国民健康保険事業特別会計までの会計別となっております。

特別会計の歳入について、歳入合計欄で御説明をいたします。

12ページをお願いいたします。

予算現額の計は、12ページ右端の金額2615億5507万6300円、収入済額は2627億2302万3885円となっております。収入率は100.4%となっております。

不納欠損額は722万8609円となっております。

収入未済額は39億2748万9434円となっております。

14ページを御覧ください。

特別会計の歳入歳出事項別明細書の歳出の総括表となっております。

16ページをお願いいたします。

歳出合計欄となっておりますので、合計欄で御説明をいたします。

予算現額、17ページの左端の金額となっております。2615億5507万6300円に対し支出済額は2547億8948万3151円となっております。執行率は97.4%となっております。

翌年度繰越額は、繰越明許費が15億6877万3374円となっており、不用額は51億9681万9775円となっております。

以上で、令和2年第6回沖縄県議会認定第1号から認定第21号令和元年度沖縄県一般会計決算及び特別会計決算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくをお願いいたします。

○座波一委員長 会計管理者の説明は終わりました。

次に、代表監査委員から同決算に対する審査意見の概要説明を求めます。

安慶名均代表監査委員。

○安慶名均代表監査委員 それでは、審査意見の概要を御説明いたしますが、説明に入ります前に、先般配信をいたしました決算審査意見書のうち、歳入歳出決算審査意見書及び工業用水道事業会計決算審査意見書について、決算の概要の記載の内容に一部誤りがありました。おわびを申し上げたいと思います。

正誤表とともに、修正後の意見書をタブレットには配信済みでありますので、よろしくをお願いをいたします。

サイドボックスに掲載されております令和元年度沖縄県歳入歳出決算審査意見書により御説明させていただきます。

ただいま青いメッセージで通知をしました令和元年度沖縄県歳入歳出決算審査意見書をタップしてください。

それでは、右から左に画面をスクロールしていただき、意見書の1ページを表示ください。

第1、審査の概要について御説明いたします。

令和元年度の沖縄県歳入歳出決算につきましては、地方自治法第233条第2項の規定により、知事から令和2年8月3日付で審査に付されました。

監査委員は同決算書及び関係書類について審査を行い、9月11日に知事へ審査意見書を提出いたしました。

審査の対象となった会計は、一般会計及び20の特別会計であります。

審査に当たっては、決算の計数は正確であるか、決算の様式は所定の様式に従って調製されているか、予算執行は法令に適合して行われているかなどの諸点に主眼を置き、決算書と関係諸帳簿及び証拠書類等との照合などを行い、審査を実施いたしました。

画面をスクロールしていただき、意見書の2ページを表示ください。

第2、審査の結果及び意見について御説明いたします。

まず1、審査結果であります。

令和元年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する

る調書及び財産に関する調書の計数は、それぞれ関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、いずれも正確であると認められました。

また、予算の執行、収入及び支出に関する事務並びに財産の取得、管理及び処分については、一部に是正または改善を要する事項が見られたものの、おおむね適正に処理されていると認められました。

次に2、審査意見であります。

歳入歳出決算の状況につきましては、会計管理者から説明がありましたので、私の説明は割愛させていただきます。

画面をスクロールしていただき、意見書の3ページを表示ください。

3行目を御覧ください。

令和元年度の一般会計及び特別会計は、合理的かつ健全に運営され、予算に計上された各般の事務事業についてはおおむね適正に執行されておりました。しかし、事業の執行に当たっては、一部に是正または改善を要する事項があることから、次の4点に留意し、適切な措置を講ずるよう要望しております。

1点目は、行財政運営についてであります。

令和元年度決算の状況を普通会計ベースで見ますと、歳入では地方税等の増により、自主財源が前年度に比べ78億5900万円、3.3%増加しております。歳入全体に占める割合は34.7%と、前年度に比べ1.1ポイント上回っております。

歳出では、投資的経費が減となり、義務的経費が増となっております。高齢化の進行等に伴い、今後とも社会保障関係費等の義務的経費の増加が見込まれることから、引き続き経費節減や効率的・効果的な事業執行に努めるとともに、産業振興による安定的な税源の涵養など、歳入確保に向けた不断の取組が必要だと考えております。

県では、沖縄県行政運営プログラムにより、県民ニーズに対応した質の高い行政サービスの提供に取り組んでいるところです。

このような中、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大は、県内経済に多大な影響を与えております。今後、県税収入等への影響が懸念される一方、感染防止対策や経済・雇用対策等のための財政需要に適切に対応する必要があります。そのために必要な財源の確保など財政支援を国に強く働きかけるとともに、引き続き歳入と歳出のバランスが取れた持続可能な財政運営に努めていただくよう要望しております。

2点目は、収入未済額の縮減及び不納欠損処理についてであります。

令和元年度の収入未済額は、一般会計と特別会計の合計で75億6661万1579円となっており、前年度に比べ、4億9758万2537円、7%増加しております。

画面をスクロールしていただき、意見書の4ページを表示ください。

収入未済額の主なものは、一般会計で県税が19億3113万5955円、諸収入が9億5445万8713円、特別会計で小規模企業者等設備導入資金が28億3821万944円、下水道事業が4億6359万2955円となっております。

収入未済額の縮減は、住民負担の公平性と歳入の確保の観点から、重要な課題であります。今後とも、新たな収入未済の発生防止と効率的で実効性のある徴収を図るため、契約などの債権発生時に滞納に備えた方策を取ることや、滞納初期における状況把握等による納付・償還指導、福祉制度の活用など、関係機関と連携し、債務者の実情に即した様々な方策を講ずるよう要望しております。

次に、令和元年度の不納欠損額は、一般会計と特別会計の合計で2億7145万9101円となっております。債権の管理については、債権を放置したまま時効を迎えることのないよう、個々の債務者の実態把握に努めるとともに、督促、差押え及び債務の承認等関係法令に基づく措置を的確に講ずるなど適切に対処する必要があります。また、不納欠損として整理すべきものについては、標準マニュアルに基づき、適切に事務手続を進めるよう要望しております。

3点目は、事業執行についてであります。

一般会計の予算の執行率は90.5%で、前年度に比べ0.3ポイント下回っております。

また、特別会計の予算の執行率は97.4%で、前年度に比べ1.4ポイント下回っております。

翌年度繰越額は、一般会計が579億8510万4134円、特別会計が15億6877万3374円で、合計595億5387万7508円となっており、前年度に比べ1億1117万9429円、0.2%減少しております。

不用額は、一般会計が177億7309万7525円、特別会計が51億9681万9775円で、合計229億6991万7300円となっており、前年度に比べ62億6957万5434円、37.5%増加しております。

画面をスクロールしていただき、意見書の5ページを表示ください。3行目を御覧ください。

事業の執行に当たっては、事前に関係機関との十分な調整を行った上で所要経費を見積もり、進捗状況を的確に把握しながら適切な対応を図り、不用額の圧縮に努めるよう要望しております。

4点目は、会計処理等についてであります。

財務会計等事務については、契約や支出に係る事務、財産や備品の管理に係る事務、証紙収納に係る事務などについて、財務規則等に定められた手続によらない不適正なものが見られました。

このため、職員は、法令順守が求められていることに留意して職務を遂行すること、管理職員等は、決裁に際しての精査や、事務手続の見落としや遅延が生ずることないように、指導・助言を行うとともに、複数職員による確認を行うなど、チェック体制の強化を図ること、また、出納員は、事務処理が法令等に適合しているか注意深く確認すること、さらに、組織として、職員の階層別・実務的な研修の充実や継続的な研修機会の確保、並びに相談・指導体制の充実に努めていただくよう要望しております。

なお、平成29年の地方自治法の改正により、地方公共団体の長は、令和3年度以降毎会計年度、内部統制に関して評価した報告書に監査委員の意見を付して議会に提出するとともに、公表することとされています。

今後とも、内部統制を強化し、最小の経費で最大の効果を上げるという行財政運営の基本原則にのっとり、様々な取組を通して、より一層確かな事業管理及び適切な事務処理に努めるよう要望しております。

以上が審査意見であります。

なお、6ページ以降に、会計管理者において調製された令和元年度沖縄県歳入歳出決算書等に基づいた決算の概要を記載しておりますので御参照ください。

以上で、沖縄県歳入歳出決算審査意見の概要説明を終わります。

○座波一委員長 代表監査委員の説明は終わりました。

次に、病院事業局長から令和2年第6回議会認定第22号の決算について概要説明を求めます。

我那覇仁病院事業局長。

○我那覇仁病院事業局長 おはようございます。

それでは、病院事業局の令和元年度決算の概要について、サイドブックに掲載されております令和元年度沖縄県病院事業会計決算書に基づいて御説明申し上げます。

初めに、事業概要から御説明いたします。

決算書の15ページを御覧ください。

事業報告書の1の概況の(1)総括事項について、沖縄県病院事業は、県立北部病院をはじめ6つの県立病院と16か所の附属診療所を運営し、医師や看護師等の医療技術員の確保とともに、施設及び医療機

器の充実を図るなど、医療水準の向上に努めております。業務状況については、入院患者延べ数が64万6017人、外来患者延べ数が78万3224人で、総利用患者延べ数は142万9241人となり、前年度と比べて1万4526人の増加となりました。

次に、決算状況について御説明いたします。恐縮ですが、1ページに戻りまして御説明いたします。

まず、決算報告書の(1)収益的収入及び支出について、収入の第1款病院事業収益は、予算額合計608億9206万4000円に対して、決算額は592億7121万9379円で、予算額に比べて16億2084万4621円の減収となっております。その主な要因は、患者数が当初の見込みより少なかったため、第1項の医業収益において17億9121万8099円の減少が生じたことによるものであります。

次に、支出の第1款病院事業費用は、予算額合計618億2897万4000円に対して決算額は579億836万1475円で、不用額は39億2061万2525円となっております。その主な要因は、給料及び手当などが当初の見込みを下回ったため、第1項の医業費用において36億9197万4757円の不用が生じたことによるものであります。

2ページを御覧ください。

(2)資本的収入及び支出について、収入の第1款資本的収入は、予算額合計83億1517万4000円に対して決算額は61億5207万7640円で、予算に比べて21億6309万6360円の減収となっております。その主な要因は、施設整備費の執行減及び繰越しに伴い企業債借入れが減少したため、第1項の企業債において18億3684万9000円の減収が生じたことによるものであります。

次に、支出の第1款資本的支出は、予算額合計91億8716万1880円に対して決算額は80億3454万2880円で、翌年度への繰越額が3億1538万4800円で、不用額が8億3723万4200円となっております。その主な要因は、入札などによる施設整備費及び資産購入費の執行が減となったため、第1項の建設改良費において5億8253万3700円の不用が生じたことによるものであります。

3ページを御覧ください。

平成31年4月1日から令和2年3月31日までの損益計算書に基づいて経営成績について御説明申し上げます。

1の医業収益は、入院収益、外来収益などを合計した501億7750万4662円で、2の医業費用は給与費、材料費、経費などを合計した560億6633万3211円で、1の医業収益から2の医業費用を差し引いた医業損

失は58億8882万8549円となっております。

3の医業外収益は、受取利息配当金、他会計補助金、国庫補助金などの合計で87億5644万3702円となっております。

4ページを御覧ください。

4の医業外費用は、支払利息、長期前払消費税勘定償却、雑損失を合計した24億3314万8510円で、3の医業外収益から4の医業外費用を差し引きますと、63億2329万5192円の利益が生じております。これに、医業損失を加えた経常利益は4億3446万6643円となっております。

5の特別利益は2億2004万1467円で、6の特別損失は2億8018万7889円であり、差引き6014万6420円の損失を計上しており、当年度純利益は3億7432万221円で、前年度繰越欠損金93億2617万9271円を合計した当年度未処理欠損金は89億5185万9050円となっております。

5ページを御覧ください。

剰余金計算書について御説明申し上げます。表の右の欄、資本合計を御覧ください。

前年度末残高マイナス10億7352万2020円に対し前年度処分額が0円、当年度変動額は3億7016万9521円で、当年度末残高はマイナス7億335万2499円となっております。

下の欠損金処理計算書について御説明申し上げます。1行目、当年度末残高の未処理欠損金は89億5185万9050円で、これにつきましては全額を翌年度に繰り越すこととなります。

6ページを御覧ください。

令和2年3月31日現在における貸借対照表に基づきまして、財政状態について御説明申し上げます。まず、資産の部における1の固定資産は、(1)の有形固定資産と、7ページに移りまして、(2)の無形固定資産、(3)の投資を合わせた合計で481億6972万7487円となっております。

2の流動資産は、(1)の現金預金、(2)の未収金、(3)の貯蔵品などを合わせた合計で190億651万7799円となっております。

1の固定資産、2の流動資産を合わせた資産合計は671億7624万5286円となっております。

8ページを御覧ください。

次に、負債の部における3の固定負債は、(1)の企業債、(2)の他会計借入金などを合わせた合計で416億6056万4612円となっております。

4の流動負債は、(2)の企業債、(3)の他会計借入金、(4)のリース債務などを合わせた合計で113億4081万189円となっております。

5の繰延収益で、(1)の長期前受金から収益化累計額を差し引いた繰延収益合計は148億7822万2984円となっております。

3の固定負債、4の流動負債、5の繰延収益を合わせた負債合計は678億7959万7785円となっております。

9ページを御覧ください。

資本の部における資本金合計は18億7858万4732円となっております。7の剰余金は、(1)の資本剰余金、(2)の利益剰余金の合計でマイナス25億8193万7231円となっております。

6の資本金と7の剰余金を合わせた資本合計はマイナス7億335万2499円で、これに負債合計を加えた負債資本合計は671億7624万5286円となっております。

以上で、認定第22号令和元年度沖縄県病院事業会計決算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○座波一委員長 病院事業局長の説明は終わりました。

次に、代表監査委員から同決算に対する審査意見の概要説明を求めます。

安慶名均代表監査委員。

○安慶名均代表監査委員 それでは、審査意見の概要を御説明いたします。

サイドボックスに掲載されております令和元年度沖縄県病院事業会計決算審査意見書により御説明させていただきます。ただいま青いメッセージで通知しました審査意見書のタップをお願いいたします。

それでは、右から左に画面をスクロールしていただき、意見書の1ページを御表示ください。

第1、審査の概要について御説明いたします。

まず1、審査の対象であります。

令和元年度の沖縄県病院事業会計決算につきましては、地方公営企業法第30条第2項の規定により、知事から令和2年8月3日付で審査に付されました。

監査委員は、同決算書及び関係書類について審査を行い、9月11日に知事へ審査意見書を提出いたしました。

次に2、審査の手続であります。

審査に当たっては、病院事業の運営が常に経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されているかどうかについて、決算書及び決算附属書類と関係書類等との照合などを行い実施しました。

画面をスクロールしていただき、意見書の2ページを表示ください。

第2、審査の結果及び意見について御説明いたします。

まず1、審査結果であります。

審査に付された決算諸表は、地方公営企業法等の関係法規に準拠して作成され、その計数は正確であり、令和元年度の経営成績及び令和2年3月31日現在の財政状態を適正に表示しているものと認められました。経営成績及び財政状態につきましては、病院事業局長からただいま説明がありましたので、私の説明は割愛させていただきます。

画面をスクロールしていただき、意見書の4ページを表示ください。

次に2、審査意見であります。

県立病院は、救急医療、小児・周産期医療、離島・僻地医療、感染症医療、精神医療などの政策医療を提供するとともに、地域医療を確保することにより、県民の生命及び健康を守り、生活の安心を支える重要な役割を担っております。このため、その機能を持続的に果たすことができるよう、経営の安定化が求められております。令和元年度決算は3億7432万221円の純利益を計上しました。その結果、当年度末の累積欠損金は89億5185万9050円に縮小したものの、資本合計は7億335万2499円のマイナスとなり、前年度に引き続き、極めて厳しい状況にあります。

県立病院が公的医療機関としての役割を果たすためには、職員一人一人が収益の向上と費用の縮減を意識し、組織が一丸となって経営改善に向けて取り組むことが必要であります。

今後の病院運営に当たっては、次の事項に留意し、適切な措置を講ずるよう要望しております。

まず1点目は、経営改善の取組についてであります。県立病院が本県における基幹病院として、また、地域における中核病院として、今後も必要な医療を適切かつ安定的に提供していくためには、自律的な経営の下、健全経営を確保する必要があります。そのため、医業収益の確保や医業費用の縮減などに取り組み、手元流動性の確保などに向けて実効性のある対策を講ずるよう要望しております。

画面をスクロールしていただき、意見書の5ページを表示ください。

2点目は、医師等の医療スタッフの確保についてであります。県立病院が地域の医療ニーズに対応し、良質で安定した医療サービスを提供するためには、医師、看護師などの医療スタッフを安定的に確保する必要があります。県立病院の一部では、医師の欠員等により、診療科の休診や診療の制限が行われて

いることから、引き続き、医師、看護師など医療スタッフの安定的な確保と定着を図るとともに、働き方改革への取組を進めていただくよう要望しております。

3点目は、会計事務等については是正・改善を要する事項についてであります。病院事業局の定期監査において、契約事務や各種手当に係る基本的な会計事務の不適正な処理が確認されており、依然として指摘件数が多い状況にあります。

画面をスクロールしていただき、意見書の6ページを表示ください。

このような不適正処理の多くは、会計事務担当者において関係規定などの基礎知識の理解不足があること、契約締結及び支払時の管理監督者の審査が不十分なことが主な要因と考えております。適正な会計事務を確保するため、担当者及び管理監督者それぞれに必要な研修の充実を図るとともに、病院事業の管理運営の基盤となる事務部門の体制強化に取り組んでいただくよう要望しております。

4点目は、新型コロナウイルス感染症への対応についてであります。今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に対応するため、各県立病院においては、医療スタッフ、病床、機材等の十分な体制の確立が求められております。今後も、感染症医療を含む政策医療を担う県立病院の機能を安定的に維持するため、関係部局や関係機関と十分に連携を図り、万全な対策を講じていただくよう要望しております。

以上が審査意見であります。

なお、7ページ以降に、管理者である病院事業局長において調製された令和元年度沖縄県病院事業会計決算書等に基づいた決算の概要を記載しておりますので、御参照ください。

以上で、沖縄県病院事業会計決算審査意見の概要説明を終わります。

○座波一委員長 次に、企業局長から令和2年第6回議会乙第15号議案及び乙第16号議案の議決議案2件、令和2年第6回議会認定第23号及び同認定第24号の決算2件について概要説明を求めます。

棚原憲実企業局長。

○棚原憲実企業局長 おはようございます。

令和元年度の水道事業会計及び工業用水道事業会計の決算並びに両会計決算の結果生じた未処分利益剰余金の処分について、その概要を御説明申し上げます。

本日は、サイドブックに掲載されております決算書及び議案書（その2）により御説明させていただきます。

初めに、認定第23号令和元年度沖縄県水道事業会計決算について御説明いたします。

ただいま通知しました決算書の1ページをタップして御覧ください。

決算報告書の(1)収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入の第1款水道事業収益は、予算額の欄の右端の合計301億4809万6000円に対して決算額は301億623万5685円で、予算額に比べて4186万315円の減収となっております。その主な要因は、第2項の営業外収益における長期前受金戻入の減少によるものがあります。

次に、支出の第1款水道事業費用は、予算額合計302億6906万9685円に対して決算額は289億6092万1695円で、翌年度繰越額が1億4357万7294円、不用額が11億6457万696円となっております。不用額の主な内容は、第1項の営業費用における動力費等の減少によるものであります。

2ページをお願いいたします。

(2)資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入の第1款資本的収入は、予算額合計169億3437万4000円に対して決算額は120億5558万3913円で、予算額に比べて48億7879万87円の減収となっております。その主な要因は、建設改良工事の繰越しに伴い第2項の国庫補助金が減少したことなどによるものであります。

次に、支出の第1款資本的支出は、予算額合計218億681万8033円に対して決算額は163億9058万206円で、翌年度の繰越額が49億6281万3002円、不用額が4億5342万4825円となっております。繰越しが生じた主な要因は、第1項の建設改良費において工事計画の変更等に不測の日数を要したことによるものであります。不用額の主な内容は、第1項の建設改良費における工事請負費の執行残等によるものであります。

次に、3ページの損益計算書に基づきまして、経営成績について御説明申し上げます。

1の営業収益157億2913万7150円に対して2の営業費用は266億4713万5640円で、109億1799万8490円の営業損失が生じております。

3の営業外収益128億5879万5267円に対して4ページの4の営業外費用は11億254万6840円で、右端上のほうになりますが、117億5624万8427円の営業外利益が生じており、経常利益は8億3824万9937円となっております。

5の特別利益、6の特別損失を加味した当年度の純利益は9億1106万4390円となり、この当年度純利

益が当年度末処分利益剰余金となっております。

次に、5ページの剰余金計算書について御説明申し上げます。

右端の資本合計の欄でございますが、資本合計の前年度末残高452億2146万4875円に対し当年度変動額が9億4863万9853円増加したことにより、資本合計の当年度末残高は461億7010万4728円となっております。

次に、6ページをお願いいたします。

剰余金処分計算書(案)について御説明申し上げます。

右端にあります未処分利益剰余金については、当年度末残高9億1106万4390円の全額を今後の企業債償還に充てるため、議会の議決を経て、減債積立金に積み立てることにしております。

次に、7ページの貸借対照表に基づきまして、財政状態について御説明申し上げます。

まず、資産の部については、8ページになりますが、資産合計4329億7823万6667円となっております。

負債の部については、9ページになりますが、負債合計3868億813万1939円となっております。

資本の部については、10ページの下から2行目になりますが、資本合計461億7010万4728円となっております。

なお、11ページから13ページは決算に関する注記、また、15ページ以降につきましては決算に関する附属書類となっておりますので、後ほど御確認いただきたいと思っております。

以上で、認定第23号令和元年度沖縄県水道事業会計決算の概要説明を終わります。

ただいま通知しました決算書の45ページをタップして御覧ください。

引き続きまして、認定第24号令和元年度沖縄県工業用水道事業会計決算について御説明申し上げます。

決算報告書の(1)収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入の第1款工業用水道事業収益は、予算額合計6億6718万1000円に対して決算額は6億6912万2093円で、予算額に比べて194万1093円の増収となっております。その主な要因は、第2項の営業外収益における長期前受金戻入の増加によるものであります。

次に、支出の第1款工業用水道事業費用は、予算額合計6億6332万5195円に対して決算額は6億2692万8013円で、翌年度の繰越額が703万206円、不用額が2936万6976円となっております。不用額の主な内容は、第1項の営業費用における負担金等の減

少によるものであります。

46ページをお願いいたします。

(2) 資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入の第1款資本的収入は、予算額合計1億2266万8000円に対して決算額は1億5086万664円で、予算額に比べて2819万2664円の増収となっております。その主な要因は、平成29年度事業及び平成30年度事業に対する国庫補助金の一部が交付されたことによるものであります。

次に、支出の第1款資本的支出は、予算額合計1億5389万4052円に対して決算額は1億3515万5265円で、翌年度の繰越額が1061万3891円、不用額は812万4896円となっております。繰越しが生じた主な要因は、第1項の建設改良費において工事計画の変更等に不測の日数を要したことによるものであります。不用額の主な内容は、第1項の建設改良費における工事請負費の執行残等によるものであります。

次に、47ページの損益計算書に基づき、経営成績について御説明申し上げます。

1の営業収益2億9202万3200円に対して2の営業費用は5億8838万214円で、2億9635万7014円の営業損失が生じております。

3の営業外収益3億5147万4146円に対して48ページの4の営業外費用が1609万1496円で、右端上のほうになりますが、3億3538万2650円の営業外利益が生じており、経常利益は3902万5636円となっております。

5の特別利益、6の特別損失を加味した当年度の純利益は3903万1356円となり、この当年度純利益が当年度未処分利益剰余金となっております。

次に、49ページの剰余金計算書について御説明申し上げます。

右端の資本合計の欄でございますが、資本合計の前年度末残高14億1771万9719円に対し当年度変動額が、3903万1356円増加したことにより、資本合計の当年度末残高は14億5675万1075円となっております。

次に50ページをお願いいたします。

剰余金処分計算書(案)について御説明申し上げます。

右端にあります未処分利益剰余金については、当年度末残高3903万1356円の全額を今後の建設改良費に充てるため、議会の議決を経て、建設改良積立金に積み立てることにしております。

次に、51ページの貸借対照表に基づきまして、財政状態について御説明申し上げます。

まず、資産の部については、52ページになります

が、資産合計65億5705万7495円となっております。

負債の部については、53ページになりますが、負債合計51億30万6420円となっております。

資本の部については、54ページ下から2行目になりますが、資本合計14億5675万1075円となっております。

なお、55ページから57ページは決算に関する注記、また、59ページ以降につきましては決算に関する附属書類となっておりますので、後ほど御確認いただきたいと思っております。

以上で、認定第24号令和元年度沖縄県工業用水道事業会計決算の概要説明を終わります。

決算の概要説明に続きまして、当該決算と関連のある議案として提出しております未処分利益剰余金の処分について、その概要を御説明申し上げます。

ただいま通知しました議案書(その2)の27ページをタップして御覧ください。

乙第15号議案令和元年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明いたします。

本議案は、決算における未処分利益剰余金の処分を行うためには、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を必要とすることから、提出したものであります。内容につきましては、令和元年度水道事業会計の未処分利益剰余金9億1106万4390円の処分について、今後の企業債償還に充てるため、全額を減債積立金に積み立てるものであります。

続きまして、28ページをお開きください。

乙第16号議案令和元年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明いたします。

本議案は、決算における未処分利益剰余金の処分を行うためには、水道事業会計と同様に、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を必要とすることから、提出したものであります。内容につきましては、令和元年度工業用水道事業会計の未処分利益剰余金3903万1356円の処分について、今後の建設改良費に充てるため、全額を建設改良積立金に積み立てるものであります。

以上で、乙第15号議案及び乙第16号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○座波一委員長 企業局長の説明は終わりました。

次に、代表監査委員から令和2年第6回議会認定第23号及び同認定第24号に対する審査意見の概要説明を求めます。

安慶名均代表監査委員。

○安慶名均代表監査委員 サイドブックに掲載されております令和元年度沖縄県水道事業会計及び沖縄県工業用水道事業会計決算審査意見書により御説明させていただきます。

ただいま青いメッセージで通知をしました審査意見書をタップしてください。

それでは、画面をスクロールしていただき、意見書の1ページを表示ください。

第1、審査の概要について御説明いたします。

まず1、審査の対象であります。

令和元年度の沖縄県水道事業会計及び沖縄県工業用水道事業会計決算につきましては、地方公営企業法第30条第2項の規定により、知事から令和2年8月3日付で審査に付されました。

監査委員は、同決算書及び関係書類について審査を行い、9月11日に知事へ審査意見書を提出いたしました。

次に2、審査の手続であります。

審査に当たっては、水道事業及び工業用水道事業の運営が常に経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されているかどうかについて、決算書及び決算附属書類と関係書類等との照合などを行い実施しました。

画面をスクロールしていただき、意見書の2ページを表示ください。

第2、審査の結果及び意見について御説明いたします。

まず1、審査結果であります。

審査に付された決算諸表は、地方公営企業法等の関係法規に準拠して作成され、その計数は正確であり、令和元年度の経営成績及び令和2年3月31日現在の財政状態を適正に表示しているものと認められました。水道事業会計の経営成績及び財政状態について、また、4ページから記載をしております工業用水道事業会計の経営成績及び財政状態につきましては、ただいま企業局長から説明がありましたので、私の説明は割愛させていただきます。

画面をスクロールしていただき、意見書の6ページを表示ください。

次に2、審査意見であります。

令和元年度は沖縄県企業局中長期計画の2年目に当たり、企業局においては、施策目標である安全で安心な水の供給、安定した水の供給、健全な経営の持続、県民に信頼され満足度の高い水道の実現に向けた施策、取組を進めております。令和元年度の経営成績は、水道事業会計、工業用水道事業会計ともに純利益を計上しているものの、施設の更新や耐震

化などにより各事業会計を取り巻く経営環境は厳しい状況にあります。今後とも、中長期計画で掲げられた施策目標の実現に向けた施策、取組を着実に推進し、さらなる経営基盤の強化に努めていただくよう要望しております。

まず、水道事業会計については、9億1106万4390円の純利益を計上しており、前年度に比較して5億1315万3814円増加しております。これは、主に配水及び給水費や資産減耗費などが減少したことによる営業費用の減少によるものであります。

中長期計画においては、将来的な人口減に伴い水需要が減少する一方で、施設の耐震化や老朽化に伴う更新等による資金需要の増加が見込まれており、経営状況は厳しくなることが予想されます。

事業運営に当たっては、中長期計画に掲げる施策目標の達成に向けて、各種施策、取組を着実に推進するよう要望しております。また、沖縄本島周辺離島8村への水道用水供給事業の広域化については、引き続き着実に推進していただくよう要望しております。

次に、工業用水道事業会計については、3903万1356円の純利益を計上しており、前年度に比較して2196万2671円増加しております。これは配水及び給水費や減価償却費等の減により営業費用が減少したことなどによるものであります。また、施設利用率は54.8%で、施設規模に見合った需要が確保されておらず、供給単価は給水原価を264円下回っており、経営環境は依然として厳しい状況であります。

今後の事業運営に当たっては、水道用水供給事業と連動して経営の効率化に努めるとともに、関係機関と連携を図りながら、工業用水道の既設管路沿線地域に立地する企業の需要開拓を推進し、経営の健全化を図っていただくよう要望しております。

以上が審査意見であります。

なお、7ページ以降に、管理者である企業局長において調製された令和元年度沖縄県水道事業会計及び沖縄県工業用水道事業会計決算書等に基づいた決算の概要を記載しておりますので、御参照ください。

以上で、沖縄県水道事業会計及び沖縄県工業用水道事業会計の決算審査意見の概要説明を終わります。

○座波一委員長 代表監査委員の説明は終わりました。

以上で、令和2年第6回議会乙第15号議案及び同乙第16号議案、令和2年第6回議会認定第1号から同認定第24号までの決算の概要説明及び同審査意見の概要説明は終わりました。

棚原憲実企業局長及び我那覇仁病院事業局長、御

苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、企業局長及び病院事業局長退席)

○座波一委員長 再開いたします。

これより会計管理者及び代表監査委員に対する質疑を行います。

なお、本日の質疑につきましては、決算特別委員会運営要領に従って行うことといたします。

本日の委員会は、決算議案の概要及び決算審査意見書の概要を聴取し、大局的な観点から決算の全体的な状況などについて審査することとしております。

なお、決算議案に係る各部局ごとの詳細な審査については、本特別委員会の依頼により所管の常任委員会において調査することとなっております。

質疑及び答弁に当たっては、その都度委員長の許可を得て、重複することがないように簡潔に発言するよう御協力をお願いいたします。

また、質疑に際しては、あらかじめ引用する決算資料の名称、ページ及び事業名などを告げた上で、資料の該当ページをタブレットの通知機能により委員自ら通知し、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

なお、質疑の持ち時間を譲渡した委員は、譲渡を受けた委員の質疑中は在席する必要がありますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、これより各決算に対する質疑を行います。

新垣淑豊委員。

○新垣淑豊委員 ありがとうございます。

今日は細かいところは聞けないということだったので、ほかの方の質疑も確認しながら、また常任委員会でいろいろな話を深めていきたいと思っております。

私からはですね、まず歳入歳出審査意見書、これを使っての質疑になります。まずですね、収入未済額が増えているということの理由についてお答えいただきたいと思っております。

○伊川秀樹会計管理者 収入未済額が増えている主な理由は、県税の収入未済が対前年で約2億円増えたということで、その中でも特に法人事業税等の未済が多いということが主な理由となっております。

以上です。

○新垣淑豊委員 ということは、法人が結構苦しい状況になっているという認識になるのでしょうか。

○伊川秀樹会計管理者 今年度、徴収猶予とかいろいろコロナ関係でありますけれども、これは元年度の決算ですので、税務課のほうからは、その時点で

は特にそこら辺の影響はないと聞いております。

○新垣淑豊委員 では、その法人事業税の滞納が増えている理由というのは何かお分かりですか。

○伊川秀樹会計管理者 申し訳ないんですけども、細かい点については総務部ないし税務課のほうで確認していただければと思います。

○新垣淑豊委員 分かりました。ありがとうございます。

では、そちらは確認をさせていただきます。

では、収入未済額から不納欠損に移るこの理由とどうかですね、どういった基準で移っているのかというのを教えていただきたいんですけど。

○伊川秀樹会計管理者 御承知のように、収入未済が生じますと債権管理ということで、まず、債務者のほうに督促ないし催告、時効がないようにきちんと債権管理はしておりますけれども、それでもなお死亡等、転居等によりまして所在地不明ですね、やっぱり時効等が完成をして時効の援用によって一大体、司法上の債権等の場合には柔軟でございますけれども、そこら辺で不納欠損になっていくということでございます。

個人県民税等、大切な歳入財源でございますので、適切な債権管理を行ってはいるんですけども、結果としてそういう不納欠損までいってしまうという状況は時々あります。

以上です。

○新垣淑豊委員 ありがとうございます。

ちょっとこの話はまた一旦終わらせてですね。

次ですね、国庫支出金の減少という文言があるんですけども、改めて国庫支出金がどの程度減ったのかということと、その理由ということについてお聞かせいただきたいと思っております。

○伊川秀樹会計管理者 国庫支出金、沖縄振興特別推進交付金、ソフト交付金等ですね、それが国庫ベースでは減ってはいるんですけども、今回の場合の国庫が大きく減った理由としましては、航空機整備基地の整備事業や、「知の拠点」施設整備事業と言われておりますけど、それらの事業完了に伴って国庫が大幅に減っているということでございます。

○新垣淑豊委員 ありがとうございます。

いわゆる空港の整備事業が終わったからということでありました。

では、あとですね、これ年度初めの一時的な資金不足、これはある程度の自治体ではあるかと思うんですけども、449億4000万円ぐらいの借入れをしていますけれども、これは同時—この4月の1日、2日、4月の19日、20日、21日ということで、両日

ですね、同じ金額を借りたのか、それともばらばらだったのかちょっと教えてください。

○伊川秀樹会計管理者 4月1日、2日の2日間でお借りしたのは、大体196億円ですね。4月19日から4月21日の3日間では254億円という、合わせて大体449億円を一借りという形で執行しています。

○新垣淑豊委員 ありがとうございます。

年初は、若干200億円前後、200億円から250億円ぐらいの資金ショートをするということで借入れを起こしているということが分かりました。

一つですね、沖縄県の財政規模に対して、財政調整基金含めて特に主要3基金と言われてはいますが、この基金の適正な金額というのをどれぐらいで考えているのか教えてもらえませんか。

○安慶名均代表監査委員 基金については、主要3基金と言われているものが、今、残高で令和元年度末で698億円ございます。そのうち財政調整基金が218億円ということになっております。財政調整基金で申し上げますと、財政調整基金の適正規模、これが法令あるいは基準等で、団体の規模に応じて幾らというような基準はございません。ただ、九州各県、全国平均を見たときに、九州平均が約109億円でございます。全国平均が、東京都を除きますと204億円ということで、今、沖縄県の財政調整基金が218億円ということですので、監査委員としては一定程度、財源としては確保されているものだというふうな認識でございます。

○新垣淑豊委員 あと、ほかのですね、いわゆる主要3基金と言われているものがあると思うんですけど、減債基金と県有施設整備基金ですね。これも合わせて698億円というお話がありましたけど、確認なんですけど、これは令和2年の当初予算では、見込みとして3基金合計で約603億7600万円というふうに概要で載っていたんですけど、それから増えたんですか。決算になったら、結果増えましたということなんですか。

○安慶名均代表監査委員 2月補正で、財政状況、あるいはほかの交付税とか、いろんな歳入の状況を見ながら、元年度の当初予算で予定していた財政調整基金とかそういった基金の額が、その辺の財政状況を見ながら決まっています。それを見ながら補正等で減額をしたりということもありますけど、さらに、加えてまた決算で数字が固まってくるので、その差が出ているんだと思います。698億円というのは、元年度の決算として監査委員のほうで確認した決算としては698億円ということで、603億円が見込みということで捉えていただければいいと思います。

○新垣淑豊委員 ありがとうございます。

ちょっと僕、この金額が100億円ぐらい違っていたのですごい差だなと思ったんですけど、この差というのは何か大きな理由があるんでしょうか。

○安慶名均代表監査委員 先ほど申し上げたその他の収入というところで、特に地方税収とかですね、その辺が予算よりも決算見込みで上振れをしているというところで、財政調整基金はその分また減額をしているというところで、決算で戻ってくるということの差が出ているんだと思います。当初予算で予定していた取崩し額よりも少なく取り崩した結果ということですよ。

○新垣淑豊委員 ありがとうございます。

結果、もういろいろと精査していったら100億円ぐらいのずれが出ましたよということで、それが基金のほうに戻ってきたというような認識でさせていただきます。

最後に確認なんですけど、今回、いろんな補正等々がまた新たに、この令和2年度で出ていますけれども、新型コロナウイルスの感染拡大ということもあって、いまだ収束が見込めない状況であるということも言われていますけれども、先ほどの基金の含め、実際に監査としては今後の沖縄県の財源、財政というところについてどのように考えているのかだけ、お話をいただいて終わりたいと思います。

○安慶名均代表監査委員 主要3基金の話がありますが、主要3基金の県有施設整備基金、減債基金は特定の用途になっているものですので、コロナとかそういった需要への対応としては財政調整基金だと思います。財政調整基金は今回、補正が6回ありましたけど、その中で取り崩して充当したのが約21億円ということですよ。これはまた2年度の当初予算にも、予算として取崩し予定で計上されていますので、財政課の数値、総務部の数値によりますと、2年度末時点の見込みとしては、約92億円出しています。これは2年度の当初予算どおり取り崩した場合ですね、今回の補正を含めてということになっております。これについては、今後のまたいろんな国の財政支援であるとか、そういうものとの兼ね合いとかもありますので、現時点で確定的に財調がどのくらいになるかというのは、ちょっと今、判断するのは難しいかなと思っています。

○新垣淑豊委員 分かりました、ありがとうございます。

私からは以上です。

○座波一委員長 花城大輔委員。

○花城大輔委員 それではですね、沖縄県歳入歳出

決算審査意見書、これから引用して質問をしていきます。

まず、3ページの(1)行財政運営ですけれども、実質公債比率が7.9%、沖縄振興特別措置法に基づく高率補助により、九州平均、全国平均よりも低い水準を保っているというふうにあります。この件についての評価をちょっと伺いたいなというふうに思っております。

○安慶名均代表監査委員 今、沖縄県の元年度の実質公債比率は7.9%ということで、これは前年度よりは8.4%から0.5ポイントさらに低くなっております。この数値というのは、確定数値がちょっと全国ありませんので、比較はちょっと30年度の比較でしかできませんけれども、九州平均と比べますと、沖縄県が8.4%、30年度の九州が10.9%ということで、九州より2.5ポイント低くなっています。それから、全国平均が11.7%ですので、全国と比べるとさらに3.3ポイント低くなっているという状況がございます。これは、これまで行革プラン等で大規模な県単、箱物を抑制するとか、あるいは国の経済対策は除いて、通常の県債の発行の上限を、目標値を設定して抑制をしたこと。それから、さらには沖縄振興特別措置法に基づく高率補助制度がございますので、その分、事業費に対する裏負担分が小さいですので、その分、県債の発行も小さく済んでいる部分がございます。そういったもろもろの影響が出ていて、全国、九州と比較してリスクは小さくなっていくというふうに考えています。

○花城大輔委員 高率補助がなかった場合ですね、数値がどのように変化するかというのは想定したことありますか。

○安慶名均代表監査委員 高率補助制度が廃止になった分の影響、これについては、その他の歳入との兼ね合いとかいろいろとあると思います。様々な観点の検証、分析も必要であると思います。これは、もう監査委員ではそういう検証、分析はやってございません。

○花城大輔委員 でも、どのような影響が出るかというのはある程度、想定はできるんじゃないですか。

○安慶名均代表監査委員 高率補助がなくなるという仮定のところで言うと、その分、裏負担が増えるというところですので、そこはまた一般財源との兼ね合いで県債の発行が必要になる部分もあるかと思いますが、そういった意味では影響は出てくると思いますが、確定的にはちょっと今、監査委員の立場では控えさせていただきます。

○花城大輔委員 では、この件については県に強く

求めていきたいというふうに思います。

また、次にですね、同じ行財政運営の中で、財政基盤の強さを示す財政力指数や自主財源の割合、九州平均や全国平均を下回っており、依然として、地方交付税や国庫支出金に大きく依存した脆弱な財政構造となっている。加えて、高齢化の進行等に伴い今後とも社会保障関係費等の義務的経費増加が見込まれることから、引き続き経費節減や効率的・効果的な事業執行に努めるとともに、産業振興による安定的な税源の涵養等、歳入確保に向けた不断の取組が必要ですよというふうにあります。この指摘はですね、ひょっとしたら戦後ずっと、また、最近、特に3割自治と言われているところや、いろんな沖縄県の特殊性の問題等を鑑みてですね、ずっと同じような評価がされてきて、指摘がされてきているというふうに思うんですよ。この間、沖縄県がですね、どのような不断の努力を行ったのか、また、改善された点はあるのかということ把握をしていますか。

○安慶名均代表監査委員 おっしゃるとおり、これは大きな財政構造の課題ですので、なかなか一朝一夕に解消ということは難しいですので、監査の審査意見としても、やはりそこは大事なポイントですので、毎年度のように意見を述べているところではあります。

改善点ということでもありますけれども、やはり県税の収入等については、これもまた県税当局のいろんな徴税のための広報活動であるとか、納付環境の整備とか市町村の連携強化とか、そういった部分での努力の成果が出ているところがあると思いますし、それから、やはり企業の業績の調査というのが大きな影響があると思います。この辺は、これまでの一括交付金を活用したことも含めて、いろんな様々な産業振興の施策が、やはりそれは企業の業績にも影響してきていて、今もう毎年度のように30億円、40億円というオーダーで税収が今増えている状況がございます。その辺では、これは改善というか、成果が出ている部分だろうと思いますし、先ほども公債費の話もありましたけれども、県債の残高等についても、やはりいろんな行革プランの中で、発行額を抑制したりという努力の成果も現れているのだろうと思っています。

○花城大輔委員 今、税収増の話、明るい話もありましたけれども、来年の税収のことを考えると非常にまた不安になってきたりもするわけですよ。そして、来年の決算委員会もですね、この財政基盤の内容についてのコメントがまた書かれるんだろうというふうに私は思うんですけども、これは今後ですね、

沖繩が持っている財源的ないろんな財政的な課題をですね、改善されている方向にあるのかどうかというのはですね、この決算委員会の中である程度、書き示す必要があるのではないかというふうに思っておりますので、これを少し考えていただきたいというふうに思います。

そして次に、経費節減についても言及されている中でですね、人件費、いわゆる固定費だけで50億円が増加しているという、その背景について少し教えていただければというふうに思います。

○安慶名均代表監査委員 いろんな経費については、当然これは、不要不急なもの無駄なものについては経費節減をして、いろんな事業の財源も確保するというのも重要だと思いますが、今、50億円増えているということですが、義務的経費の50億円の中には人件費、扶助費、公債費がございますが、その中で人件費のほうでは32億円増えています。この人件費が増えた理由ですけども、給与改定、あるいは支給対象者の増ということではありますが、その中で特に教育委員会の小中学校での特別支援学級の増に伴う教職員の定数増、そういったことで教育委員会のほうで、この人件費32億円のうち23億円の増となっております。また、扶助費については年々いろんな、高齢化であるとか、いろんな社会保障施策の展開で、これもどうしても増えていくというところでございます。

○花城大輔委員 次の質問に移ります。

4ページの事業執行についてなんですけども、一般会計の予算の執行率が90.5%、前年より0.3ポイント下回っていると。特別会計についても97.4%で、前年より0.3%下回っていると。これはいわゆる一般会計の90.5%、特別会計の97.4%が高いのか低いのか、また、前年より下回っていることについてどのように考えているかということをお聞きしたいと思います。

○安慶名均代表監査委員 御指摘のとおり、執行率、一般会計、特別会計ともに前年度を下回っております。執行率の裏表になるのが繰越し、不用ということになるかと思っておりますので、監査委員としては執行率を上げるという前提があるんですけども、繰越し、不用額の圧縮について、いろいろと監査意見を述べているところであります。

繰越しについては、いろんな計画変更であるとか、関係機関の調整の遅れ等がいつも理由となっているところですので、事業執行に当たって、この事業効果が早期に発現されるよう、その執行管理の徹底、計画的、効率的に実施をするよう監査としては意見

を述べているところでございます。

不用額についても、これも事前に関係機関との十分な調整を行った上で所要経費を見積もり、進捗状況を的確に把握をしながら、適切な対応を図って不用額の圧縮に努めていただくということを要望しているところであります。特に今回、特別会計のほうの不用が大きく増えているのは下水道事業特会でありまして、これは31億円が下水道事業の不用になっておりますが、令和2年4月1日から公営企業の流域下水道事業に移行いたしました。そういった関係で、元年度の3月末で決算の打切りをしておりますので、通常であれば4月、5月の出納整理中に支払うべきものが不用という形で決算処理をされておりますので、その意味で特別会計の不用は、ある意味、制度の移行に伴うものというところもでございます。

○花城大輔委員 ここ数年、一括交付金が毎年減少してきている中で、議会でもですね、特に一般質問の中でも予算の執行率を上げることについてはもう全庁を挙げて行うということと、あと、執行率は上がってきていますというような内容で記憶していたものですから、これを見るとですね、一括交付金だけ見てどうこうということではなくて、全体としてはあまりいい状況にないというような判断ができています。これはやっぱり、先ほどお話しされたように、執行管理そのものに問題があるんですか。

○安慶名均代表監査委員 一括交付金のお話も出ましたけども、一括交付金に関しては、県においても各部局横断的な執行の管理の会議で、常に定期的に進捗状況を管理しながら、できない事業からできる事業へ予算の配分替えをして執行するというところの努力をこまめにやっていますし、また、市町村においてもですね、市町村の事業の実施状況を適宜調査して、なかなか執行が難しい部分については、執行の可能な市町村、あるいはもっと交付金を欲している市町村に市町村間の変更をするというようなところをやってきて、これまでずっと執行率は改善をされてきていると思っております。

ただ、今年度はこの執行率が、全体が落ちていく中で、一括交付金も若干、執行率がポイントが下がっているところがありますけども、これについてはですね、いろんなコロナの影響で年度末のいろんなイベントとか、海外関係の事業ができなかったというようなところの影響も今回、一括交付金の執行率が落ちている理由の一つになっているかと思っております。

○花城大輔委員 次の質問に移ります。

2ページの審査結果ではですね、一部に是正また

は改善を要する事項が見られたものという文言が入っています。また、5ページの会計処理についても、財務会計等事務には契約や支出に係る事務、財産や備品の管理に係る事務、証紙収納に係る事務などについて、沖縄県財務規則等に定められた手順によらない不適切なものが見られたというふうにあります。これ具体的にはどのような事業で、どのようなことが起こったのですか。

○安慶名均代表監査委員 意見書に書いてある財務会計処理等についての部分で、財務規則等によらない不適正な処理ということが書いてありますけれども、まず、監査委員では、元年度、県の337の機関を対象に定期監査を実施いたしました。いろんな財務会計を監査したところなんですけど、その中で不適正な事項が見られたということでのこれは表記になっていますけども、具体的な内容としては、契約や支出に係る事務の部分では、予定価格調書が未作成であったとか、あるいは見積書を取るべきものが取られていなかった、給与や旅費の過不足払い、あるいは支出負担行為の遅れ、そういうのが契約や支出に関する事務では見られました。また、財産や備品の管理に係る事務の部分では、公有財産の備品が未登録であったり、あるいは備品の所在がかなり古い備品なんですけども、帳簿上は載っているけどももう現物が見られなくて、それが一致をしていなかったというようなところがありました。また、証紙収納に係る事務の部分では、消印漏れであるとか、いろんな収納の遅れ、そういったことが見られたところであります。

そういったところをですね、財務規則等に定められた手順によらない不適正な会計処理があったということで、指摘をさせていただいているということでもあります。

○花城大輔委員 具体的にはどんな内容だったんですかというふうな聞き方をして、今の答弁だったんですけどね。分かりやすく言うと、私、これを読んだときに、万国津梁会議の概算払いがこれに指摘されているんだろうというふうに思ったわけですよ。そうではないですか。

○安慶名均代表監査委員 ここで記述しているのは、337の機関の定期監査をしたときかなりの数の指摘、今も言ったような内容の指摘がありましたので、この分について表記している部分であります。

○花城大輔委員 立場上、そうとも違うとも言えないということなんでしょうけども。

これ事前にお知らせしてあるんで、できる範囲で答えてほしいんですけどね。この万国津梁会議の概

算払いの手続について、いろいろと一般質問でもありました。昨年の5月24日に契約を締結して、6月10日、8月6日、9月4日にそれぞれ722万円の計2166万円が支払われたわけですね。通常、概算払いというのは、3割以内とか、いろんな今までのやり方があったということで聞いているんですけども、それについては、県議会の中では、何ら問題はないという答弁がもうずっと続いていました。しかしながら、我々が分からないうちにですね、今年の3月31日に一旦精算をして、この契約内容については、当初2400万円余りだったものが2015万円程度になって、しかも150万円返還させているんですよ。この内容をそのお立場からですね、どのように判断するかというのを聞かせていただけますか。

○安慶名均代表監査委員 概算払いの部分と精算払いのお話が2つ、今あったかと思うんですけども、概算払いについては、これはまだ昨年—この概算払いの部分についてはいろんな議会での議論もありましたし、監査委員としては住民監査請求も受けて受理をして、審査をしたところでもあります。その中で住民監査請求の結果として出ているのが、一連の契約手続等については違法、不当とは言えないので、支出済額の契約の解除とか支出済額の返還は認められないというところでは、当時の監査委員の意見は一致しておりました。この概算払いの部分についてはですね、一部、特に着手金を除いた2回目、3回目、これについて議論もありまして、適正であるとする意見と不当であるとする意見がございました。また、不当とする意見の中では、その返還を要するという意見と、その時点で、いろんな事務、合理的な観点から見たときに、返還を求めるまでには至らないというまた意見に分かれたということで、住民監査請求としては、監査委員の意見が一致しなかったということで、合議不調というような結果になってございます。

○花城大輔委員 今、監査委員の中では返納すべきだと、また、そうでないというような意見が分かれたということでありましたけども、実質、県は3月31日に精算額を出して、5月20日に返納通知出しているわけですよ。そして、翌日にはすぐ返納がなされているわけですよ、請求された次の日には。この手続というのはですね、そのお立場から見てどのように判断しますか。

○安慶名均代表監査委員 この精算手続については、当初から契約書の中で、この委託契約の中で業務完了後に検査をして、確定したときに既に確定額が支払済に至っていないというときには、返納する精算

手続というのがちゃんと契約書に定めておりますので、そこはその契約に基づいて、あるいは財務会計の手続にのっとって精算処理がされたものというふうに考えています。

○花城大輔委員 これはこれ以上聞けないとは思いますが、当初2400万円で契約したものが2100万円支払済であって、またこれが減って、しかも150万円返せとなって、我々の会議の場では、それが非常に適正に事業として行われたという。そして、この会計の決算の場でも、それが果たしてよかったのかよくなかったのか分からないという。このような決算の時間の使い方にですね、どのような意味があるのかということをし少し疑問を持たざるを得ないような、そんな思いであります。

あと、職員は、法令遵守が求められていることに留意して職務を遂行しなければならないとあります。日常の決裁はもとより、事務手続の見落としや遅延が生ずることのないよう、業務の進捗管理等において、適宜、指導・助言を行うとともに、複数職員による確認を行う等、チェック体制の強化を図っていただきたいとあります。

これは今までなかったんですか。

○安慶名均代表監査委員 今ここで意見として述べていることは、これは公務を遂行する際に、会計処理をする際に当然のことだと思います。当然に、そういう観点から業務はやってきていると思いますし、そういうチェック体制もされているとは思いますが、ただ、そういった中であってですね、監査委員の定期監査において、それがしっかり機能していないという事案が今、現実に出ているわけですので、そこは監査委員としては、職員の部分、それをまた管理監督する管理者の部分、それから、審査する出納員の部分、そしてまた組織全体として、そこはしっかりとやってもらいたいということを、実際の現実にそういう指摘がありますので、述べているところでもあります。

○花城大輔委員 このように、組織的ではなくて、あたかも個人のミスのような表現になっている場合ですね、例えばチェック体制がどうのこうのとか、指導・助言があるのかないかとか、特に、この概算払いの3回のものについては、個人でやったというふうには考えにくいわけですね。

組織としての在り方についてはどのように考えていますか。

○安慶名均代表監査委員 財務会計は、当然、各人がそれぞれの担当事務を担って実施をしているわけですが、それはやはり組織の一つとして事業をし

ているわけですから、上司等も含めた組織としてそれをちゃんとチェックをして、適正に事務を執行するというのは、これ当然のことだと思っています。

私は、この意見は、その個人に責任があってその個人を責めるというような意味合いではなくてですね、やはり与えられた一職員としての義務もありますし、それはまた、上司としての義務もありますし、それをまたしっかり機能させるための組織としてのいろんな研修を行うということもあります。だから、いろんな必要な各面のところをですね—これまでもやられてきている部分もあって、機能している部分もありますけど、機能していなかったという結果が指摘として表れていますので、改めてそれは網羅的に注意喚起をしているというところですよ。

○花城大輔委員 では、次の質問に移りたいというふうに思います。

先ほど新垣淑豊委員からもありましたけれども、財政調整基金などの主要3基金の確保状況の目安というか、適正な残高みたいなものがあるのかということでありましたけども、これはもう毎回、決算の中で出てきますけども、毎回ないというような、あと、よその県と比べるようなそんな答弁でしたけども。今、非常に危惧するのがですね、今回の行財政運営の中での書き方については、一定程度確保されているというふうな、少し安心を覚えるような書き方になっていると思うんですよ。でも、このコロナ禍の中でですね、どんどん基金が取り崩されたりとか、あと、我々が住み暮らす社会の構造が変わっていく中で、やはり基金の目安みたいなものがある程度あったほうがいいんだろうというふうに思っております。これについても今どうこうということではなくて、これからどのような手続があるか分かりませんが、また議論していきたいというふうに思っております。

またちょっと飛びますけども、66ページの県債ですね。この県債が今6322億円あるというふうにありますけども、これもですね、先ほどの財政調整基金と同じようにですね、ある程度、健全な目安というものがあるんだろうというふうに思いますが、それについてはいかがですか。

○伊川秀樹会計管理者 先ほどの主要3基金と同様で、県債について特に明確にはその規定とか基準等は法令等にございませぬけれども、沖縄県の場合には、第7次沖縄県行財政改革プランの県債の発行の抑制、金利負担の軽減という項目で規定をしております、その中で平成30年から令和3年度までの間には、国の経済対策等に伴う起債とは別にして、210億

円の範囲内で適正な対応をしていこうと。どうしても、どの程度の発行額が適切な発行額かということになると、その年度年度で箱物等含めた予算額の変動がございまして、それは一定程度、どの程度の金額でもって県債発行額が適切かというのは非常に難しいところがございます。先ほど言ったとおり、行革プランの中におきましては、経済対策等を除いた通常的な県債の発行を抑制するというので、今のところは210億円という考え方は持っているということは確認しています。

○花城大輔委員 この県債6322億円ですね、利息というのはどれぐらいになるんですか。

○伊川秀樹会計管理者 30年度末と比較して、約207億円ということで県債残高が減っていることを踏まえますと、今後、37億6000万円というこの令和元年度の実績は下回るのではないかなと考えています。年度中途等で事業の完了等に伴っての借入れ等がございまして、正確な数値というのは総務部財政課のほうでの確認となりますので、よろしく願います。

○花城大輔委員 最後にたばこ税について聞きたいと思えますけど、またたばこが上がりましたね。このたばこ税の推移、今年も聞かせてください。収入の推移ですね。

○伊川秀樹会計管理者 すみません。

たばこ税についてですね、細かく確認していませんけれども、調定額トータルから見て増えてはいます。すみません、税務課等で資料確認して、後で提供したいと思えます。

○花城大輔委員 実はですね、準備していた質問全部終わって、今新たに増えた5分埋めようとして質問したら止まったんですよ。なので、新垣淑豊委員の4分返します。

終わります。

○座波一委員長 返すことはできませんので。

休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後1時20分再開

○座波一委員長 再開いたします。

午前に引き続き、質疑を行います。

又吉清義委員。

○又吉清義委員 午後の部ですね、皆さん、決算特別委員会、また質問させていただきたいと思えます。

まずですね、会計管理者にお伺いいたしますけど、今、問題と私たちは思っている万国津梁会議設置等支援事業委託業務についてなんですけど、これ概算払いが行われて、何日に幾ら一戻入れ金というんです

か、返金はされましたか、お願いいたします。

○比嘉千乃会計課長 お答えいたします。

万国津梁会議の委託料につきましてですが、返納があったのは令和2年5月21日でございます。

○又吉清義委員 幾ら返されましたか。

○比嘉千乃会計課長 150万9039円でございます。

○又吉清義委員 その中以外にも、皆さん会計管理者として、ほかにこういった戻入れ金ですね、今度の決算におきましては万国津梁会議だけあったのか、ほかに何件あって、総額で幾らそういった戻入れ金がありましたか。

○比嘉千乃会計課長 お答えいたします。

令和元年度中に返納のあったのは66件で、合計2521万4162円でございます。

○又吉清義委員 その戻入れ金があったこの66件というのは、これは事業の発注の仕方は委託業務なのか、いろんな例えばハード面、ソフト面もあるのか、どのようになっていますか。そして、概算払いだったのか、前金払いだったのか、中身はどのようになっていますか。

○比嘉千乃会計課長 申し訳ございません。概算、精算というのは、こちらのほうではちょっと分からないんですけども。この戻されたのが概算払い……。

○又吉清義委員 ぜひですね、もちろん急ですからちょっときつかったかなと。ぜひこの辺ですね、66件、中身を調べた後で資料として頂けませんか。

資料を要求いたします。委員長、よろしいでしょうか。

○座波一委員長 ただいまの資料要求、大丈夫ですか。

○比嘉千乃会計課長 66件の概算払いか……。

○又吉清義委員 概算払いだったのか、前金払いだったのか。それと、ハード面の事業だったのか、ソフト金の事業だったのか、そういった内訳です。

○比嘉千乃会計課長 内訳ですか。

○座波一委員長 資料請求は大丈夫だということで、オーケーですね。よろしく願います。

○又吉清義委員 その中でですね、66件のうち150万円以上は何件ありましたか。

○比嘉千乃会計課長 お答えいたします。

150万円以上は4件ございました。

○又吉清義委員 ぜひですね、それについてもこの150万円の総事業費、一件一件の総額が幾らだったのか、その辺もまた資料として頂きたいんですが、委員長、よろしいでしょうか。

○座波一委員長 ただいまの資料要求、大丈夫ですか。

○比嘉千乃会計課長 分かりました、後でお届けいたします。

○又吉清義委員 今度は確認です。

この万国津梁会議設置等支援業務委託、5月24日に契約締結をしておりますが、そういった委託業務を契約する場合に保証金として1割を納めますが、これは何月何日、ちゃんと納められていますか。

○比嘉千乃会計課長 申し訳ございません。今、資料を持ち合わせてございません。

○又吉清義委員 多分、資料の持ち合わせがないからだと思いますので、ぜひこれもですね、納めた額、何月何日にちゃんと保証金として納めたか、ぜひ資料として頂きたいんですが、よろしいですか。

○座波一委員長 ただいまの資料はよろしく。大丈夫ですか。

○比嘉千乃会計課長 はい。

○又吉清義委員 次に移りたいと思います。

今ですね、万国津梁会議総事業費契約は2407万7000円でございます一皆さん、お手元にあるから大丈夫かと思えます一そのうち概算払いで2166万円をお支払いして、確定した額は2015万961円、返されたお金が一取り過ぎだったというお金が150万9039円となっております。これはそれでだと思います。

保証金の返納はいつ行いましたか。

○比嘉千乃会計課長 申し訳ございません。細かい内容につきましてはちょっと持ち合わせがなく、事業課のほうが詳しく資料等を持っているかと思うんですが、ちょっと。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、座波委員長から、詳しい資料は事業課のほうで持っているとのことなので、先の資料の請求と併せて提出してもらってはどうかとの発言があった。)

○座波一委員長 再開いたします。

又吉清義委員。

○又吉清義委員 皆さんが会計課のほうで出し入れしているかと思えますので、その点のようなことも分かるかと思つたもんですから、万国津梁会議の取り過ぎる分はちゃんと皆さん、請求書を出して返納していますので。

じゃあこれもですね、保証金も、何月何日、幾ら返したか一先方にですね一それも資料として、委員長お願いしたいんですが、よろしいですか。

○座波一委員長 まとめて事業課のほうに要請をお願いします。

休憩いたします。

(休憩中に、会計管理者から、事業に係る詳

細資料は会計課の確認後に全て事業課に戻されて保管されているため、資料提出については事業課に確認した上で対応させたいとの説明があった。)

○座波一委員長 再開いたします。

又吉清義委員。

○又吉清義委員 あと、財務規則に関しては、皆様方であるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○比嘉千乃会計課長 財務規則の所管は今、財政課となっております。所管は財政課です。

○又吉清義委員 ですから、皆様方であると理解してよろしいですか。

○比嘉千乃会計課長 財務規則の所管課は財政課となっております。

○又吉清義委員 やはり皆さん、監査であり、会計管理者として、やはり出金、入金、これは財務規則に沿ってしか私は仕事をしないと思うんですが、じゃあ皆さんはそれに沿わないで仕事をしているというふうに理解していいんですか。

○比嘉千乃会計課長 会計課の事務につきましては、財務規則に基づいて処理をしております。

○又吉清義委員 私も、ですから皆様のお仕事は、財務規則に沿ってお仕事をするかと思えます。

その中で、別な角度でお尋ねいたしますけど、今回、万国津梁会議でこの150万円の戻入れ金がありました。これを支払ったのが9月の月末です、トータルで2100万円はですね。トータル2100万円お支払いしております。その中で、極端に言えば150万円というのは、皆さん、先方が預かるからには、利息がつくかと思えますが、これ利息がつくというふうに理解していいですか、先方は一受け取った側は。

○伊川秀樹会計管理者 どういった時点で利息がつくかという話になりますけれども、あくまでも戻入、事業の精算、執行精算をして事業額が確定をして、それから今回は、150万9039円は超過額なので返してくださいと。その時点で納入通知を発行しますんで、その際には2週間なら2週間ということで期限を打ちますんで、その間にきちんと返納、戻入されれば利息はつきません。ただし、当初付された期限を徒過しますと、再度、納入通知書を発行しますんで、財務規則に基づいた計算に基づいて利息は発生することになります。

今回は、納入期限内に戻入されておりますので、利息は発生していないと確認しております。

以上です。

○又吉清義委員 この利息については、ちょっと若干の違いがありますが、皆さんが概算払いをすると

きは、ちゃんとした行政間の通帳にお支払いをするかと思うんですが、これは違うんですか。振込はどのようにいたしますか。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、又吉委員から事業者への概算払い等の振込は公共機関の口座になされると考えてよいかとの確認があった。)

○座波一委員長 再開いたします。

伊川秀樹会計管理者。

○伊川秀樹会計管理者 どの事業でも、正当な債権者ということで事業執行部、執行課が登録をした方の一法人なら法人、個人なら個人の銀行口座に振り込まれていきます。

○又吉清義委員 ですから、この銀行口座に振り込まれる中で、私はこの150万円の戻り資金があるということは、これの利息が発生すると私は思うんですよ。利息は発生しませんか。皆さん、すると解釈しているのか、しないと解釈しているかどちらですか。

○伊川秀樹会計管理者 今のお話というのは概算払いということで一例えばこの事業の場合、3回の概算払いをしておりますけれども、それを振り込んだ際の相手方の口座の中において、利息が発生しているんじゃないかというお話ですか。

○又吉清義委員 そうです。

○伊川秀樹会計管理者 会計課の中においてはそこまで確認をしていなくて、もし確認をなさるのであれば、事業部ないし事業課のほうでしか確認はされないと思います。

○又吉清義委員 通常で考えると、お互い100万円を預けましたら普通預金で約10円出ます。ですから、150万円であれば何円出るかというのも、これは利息が発生するのが当たり前かと思います。そこで伺いますけど、財務規則、お手元に持っておりますか。これの第64条の2、3はどのように、皆さん明記をされているかということです。

○伊川秀樹会計管理者 64条であれば、前渡資金の保管ということで項目立てがされているということは確認できます。

○又吉清義委員 ですから、どのように書かれているか読み上げてもらえませんか。

○伊川秀樹会計管理者 すみません。これは今の概算払いとは全く無関係の項目です。もし、概算払いと関連性があるということでの御質問ということであれば、資金前渡の関係で言えば全く関係ございません。

○又吉清義委員 確かに概算払いとは違う、これは前渡資金の保管となっております。要するに前もつ

て払う。ですから、皆さんが払う中で、私はこれが本来の姿じゃないかなと思いますよ。

○伊川秀樹会計管理者 もう一つ、少し確認をさせていただきたいんですけども、万国津梁会議という事業に限ってのお話ということであれば、概算払いという話と、又吉委員がお話をされようとしている前金払いないし部分払いの話というのは、全く制度が違います。

○又吉清義委員 制度は確かに違うのは私もよく一はい、だと思います。しかし、そこでそのように、例えば150万円を皆さん半年も預かる中でですよ、やはり利息が発生した場合どうなるかということです。これは、やはり県のほうに返すべきが筋かなと思いますが、皆さんはじゃあ概算払いに関しては、一切利息は今まで支払われていないというふうに理解していいんですか。

○伊川秀樹会計管理者 150万円というお話は、先ほど事業を執行して事業完了に伴って費用が超過した部分での返納額、戻入額150万円というお話であるのであれば、それはこれだけの150万円のお金が超過額に精算額として戻入するというので発生しましたんで、返してくださいということで、県のほうから債務者である万国津梁会議を実施した事業者へ通知しますけれども、それが期限内に戻入された、支払われた、戻されたということであるのであれば、そこには利息は発生しません。

もし、又吉委員がおっしゃっている部分の概算払いをした段階で一何千万円か概算払いを3回ほどやっておりますけれど、その中で利息が発生したかどうかということについては、これは事業課ないし事業部のほうでの確認になります。

○又吉清義委員 次に、また確認をさせていただきます。

皆さん、3月31日に精算額の確定が行われております。この精算額の確定、2015万961円。私たち、そのトータル、これは理解できます。中身がどうなっているか、正直言って審議しようにも分からなくてしづらんですが、この精算額の確定の資料を提出していただきたいんですが、委員長を通してよろしいですか。

○座波一委員長 資料請求について。

○伊川秀樹会計管理者 資料請求に応じるのはやぶさかではないんですけども、本来であれば経済労働委員会のほうでですね、文化観光スポーツ部関係ですので、そこのほうで議論していただければスムーズにいくやに思いますけれども。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から又吉委員に対して、

後日の常任委員会で調査される部分もあるので、質疑を先に進めるよう発言があった)

○座波一委員長 再開いたします。

又吉清義委員。

○又吉清義委員 なぜ、そういうことを皆様方にあえてお願いしているかといいますと、やはりこれから決算審議をする中で、皆さんもこの2015万961円、こういうふうにして中身を皆さんのところにも報告書があるかと思えます。トータルだけではないのかなと、それなりの様式があり、それがあって初めて、それが行われるもんだと私は理解しているもんですから、ぜひ資料として提出していただきたいんですが、再度確認いたします。よろしいでしょうか。

○伊川秀樹会計管理者 この部分については、情報公開等、いろんな部分が絡んできますし、どの部分の情報についてうちのほうで事業執行機関—うちは出納機関でございますので、事業執行機関ではございませんので、ここの確約はできません。

○又吉清義委員 ぜひ確認してですね、やはり皆さんその支出、これをするから、また、収入を入れるからには中身があって当然かと思えます。それであえて聞いております。

○伊川秀樹会計管理者 今お話をしましたように、あくまでも出納事務局会計課、物品管理課は出納機関でございます。今お話がありましたように、事業執行機関、文化観光スポーツ部の中において、この事業の予算を財政課のほうに予算要求をして、それで査定を受けて議会の議決を経て、その事業執行をしていく中において、いろんな情報を持っているのは所管部でございますので、私たちのほうでどの部分のどの情報をおあげするというのは、いろんな情報公開等々の絡みがございますので、ここでは確約はできないということです。もしあるのであれば、もう経済労働委員会のほうです、きちんと確認をして議論していただければと思います。

○又吉清義委員 ぜひですね、今ここに担当部署があればそこに請求もしやすいんですが、今回の、この決算特別委員会の中に、やはり皆さんを決算のトータルの役目が私は皆さんと理解しているもんですから。各部署のトータルを理解し、把握をし、そこで収入、支出そして戻し金であり、理解しているところは皆さんだと思うから、そういうのを聞いているわけです。だから、そこに会計課がいる、監査委員がいる、そういうのがあるもんですから、そういう資料も私は当然持って、皆さんも理解しているもんだと理解しているんですが、それとは違いますか。

○伊川秀樹会計管理者 先ほど話したとおり、資料

はですね、審査の段階では、確かにそれを確認しながら審査はします。ただ、最終的に国庫があるのであれば会計検査院の検査を受けますし、一般財源等でやった事業であっても、監査員事務局の監査を受けますので、事業執行に係る全ての資料については、事業部、事業課のほうで保管をしているということです。会計課のほうではそこら辺の書類の保管はしておりません。

○又吉清義委員 確かに保管はしていないかもしれませんが、ぜひ改めて、まずできるかできないかですね、皆さんで要求を一改めてお願いしておきますので、まず、その辺は交渉していただけないか。

○伊川秀樹会計管理者 先ほども御説明したとおり、最終的な責任は事業部ないし事業執行課においての責任になりますので、今、又吉委員のおっしゃる部分の資料については、こういった資料が決算特別委員会のほうでお話があったということはお伝えはしますけれども、それがきちんと資料として出てくるかどうかというのをここでの確約はできかねます。

○又吉清義委員 その姿勢でまずはお願いいたします。これはもう、皆様方の後は交渉次第ですかね、それはそれでよろしいかと思えます。

次に、監査の方にお伺いいたしますけど、例えばこの事業の執行予算の中におきまして、例えば当初の予算見積りにない、そして計画にない、そういう事業について、その予算の拠出はできないかと思うんですが、やはりその点については、皆さんどのように把握をしておられるかということです。当初の予算額の中で、その見積りにない、計画にない予算を拠出することができるかできないか。

○安慶名均代表監査委員 今の御質問ですけども、予算として、予算の査定を受けて、最終的には議会の議決を経て予算を成立していますので、その予算と違う内容の執行については、それは、どこまでそれが組まれた予算と違う内容かというところがあるかと思えます。事業を執行する中で弾力的に運用していく部分もありますし、ただ、執行の中で運用してやっていく分について、監査の立場からすれば、それは予算を組んで執行する事業執行側の判断、裁量の部分があって、それが財務規則等の法令に明らかに違反していれば監査の指摘ということも出てくるかとは思いますが、その事業内容を調整しながら執行しているその内容について、監査がこれについて指摘するというのは、通常ないことだと思います。

○又吉清義委員 適切に、本当にごく一般的な考え

方でいいですよ。ちょっと聞きづらくて大変申し訳ございませんが。とにかく事業の枠組みの中で、当初から事業に予算見積りもない、積算見積りもない、計画のないものは普通は執行できないと思うんですが。やはり関連すればできるというふうに理解していいのか、関連しようがどうしようが—これはやはりそこに予算のちゃんと計画がある、そして後ろ盾がある、そして積算見積りがある、その中で執行されていくものだと思いますが、その辺はやはりどうですか。ずばり、これは見ない限りは分からないということに理解するんですか。

○安慶名均代表監査委員 予算の立て方としては、予算の科目、款・項・目・節というのがありますが、款・項については、議案書に載ってまして、これは議会の議決科目、議決事項になっております。

目以下については、執行科目ということで項の範囲では執行の側でちゃんと流用手続とか、そういう規則に基づいた正規の手続を取って予算を動かして事業をすることも可能でありますから、その範疇の中で、事業執行側で予算を立てたときのその事業の趣旨目的を達成するために、内容を変更していくという部分については、ある程度、執行の裁量の余地があるかと思っております。

○又吉清義委員 ぜひその辺はまた具体的にお伺いしますが、目の中の皆さんが自由にできるというのは、目の中の足したり引いたりができるんであって、そこに最初から目の中にないものも執行できますかと、私はずっとお尋ねしているんですが。

○渡嘉敷道夫監査委員事務局長 今、委員がおっしゃる目の目的、性質等がございますので、その目の範疇の中であれば、執行において、例えば流用等でもって執行ができるというふうに考えております。

○又吉清義委員 ですから、範疇の中というのは目の中でこういうふうに使いますとあるわけですよ。目というのは全くフリーですか。フリーで私はないというふうに見えますが。目の範疇というのは、この事業をするのにこういうふうに使えますと。これに関連するものの中での出し入れだと、充当だと考えていますが、これと全く異なってでもできるんですかということを知っているわけですよ。あんまり難しくはないじゃないですか。私はできないと思っているけど。プロの皆さんだったら分かるんじゃないですか。

○渡嘉敷道夫監査委員事務局長 目の範囲内の事業であれば、その中では執行することができるというふうに考えております。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、又吉委員から目の中に当初から積算されている計画や事業以外のものに対しても執行できるのかと質問があった。)

○座波一委員長 再開いたします。

渡嘉敷道夫監査委員事務局長。

○渡嘉敷道夫監査委員事務局長 先ほど申し上げた繰り返しになりますけれども、目の中の事業であれば、その間においては、例えば流用等を行って執行ができるというふうに考えております。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、質疑の趣旨と答弁の整合性について整理があった。)

○座波一委員長 再開いたします。

安慶名均代表監査委員。

○安慶名均代表監査委員 予算の目の範囲内、予算立てした目の趣旨の範囲内の事業であれば、その目の中で事項、事業を新たに設定して執行することも、それは可能だと思います。

○又吉清義委員 共通理解する中で、私が再度、何回も申し上げますけど、本当にその解釈で大きなずれがあるかと思っておりますけど、同じ目でも、ですから全く当初から予定のない積算見積りもないものはどうかと。これが、額が大きい場合、小さいにかかわらずですね、そういうのも執行することができますかということ、最後まで明確ではないんですが、またこれも委員会のほうで明確にさせていただきたいと思っておりますので、私は、これはできるもんだと思っております。

先ほど花城委員からもありました会計処理等についてなんですが、会計処理ですね、5ページにある皆さんの審査意見書です。その中で、財務会計事務等についてで、この沖縄県財務規則等に定められた手続によらない不適正なものが見られたということで、もう一度、これが何件まずあったかということから確認いたします。

○安慶名均代表監査委員 この不適正な処理がある場合には、最終的に定期監査の結果の監査の指摘事項となるわけですが、この元年度分については、今指摘として挙げている事項の内容について、各部局、担当課とその内容の中身を精査していて、いろんな法的な根拠であるとかそういった部分を今調整中ですので、まだ最終的に件数としては確定をしております。

ただ、前年度を参考に言えば、平成30年度ですと最終的に公表したのは93件ありました。今年度、元年度分については、まだ今調整中というようなところでありますので、ちょっと件数は今確定しており

ません。

○又吉清義委員 監査をする段階で、やはりその辺は入念にチェックをする、そして指摘をする、各部署にそれをしっかりと改めるようにするためにも、どこが問題だ、何件あるんだということをやらないと、いつまでもこういうことが続いていきませんかと私は危惧をいたしますけど、本当に何件か把握していないんですか。

○安慶名均代表監査委員 定期監査の中で、指摘事項として一応挙げているものがありますので、この決算審査意見書の中にも、それなりの数があるわけですからそういう表記をしておりますけれども、正式な手続の流れとしては、現在、各部局とその内容、これに対する措置状況とか、そういったことの調整のやり取りをしています。スケジュールとしては、例年12月の委員協議会で各監査委員にそれを示して、監査委員で協議をして、決定をして、1月に知事にその定期監査の結果報告として正式に提出をするというのが例年の流れで、その内容はしっかりと精査をして、件数も確定していく、その手続の途中というところであります。

○又吉清義委員 そうすると、ちょっと今、理解できない点が1点あるのでよろしいですか。この不適格なものがあるという中で、1月に皆さんはしっかりとこれを精査する、判断をするという御答弁だったと思うんですが、そうするとこの決算、じゃあ私たちはどうすればいいんですか。例えば私が決算、これ上等ですと認めた。監査、いやいや不適格がこんなにありましたよとなった。これ、どうなるんですか。どれを見て私たちはこの決算を判断するんですか。決算というのは、監査の皆さんがこれでいいですと太鼓判を押したのが提出されているんじゃないですか。これはもう太鼓判も押されずに、不適格のものは幾らあるか分かりません、公表もできません、1月にしか分かりません、でも議会の皆さん、これ審議してくださいというのはちょっと筋違いではないですか。

○安慶名均代表監査委員 今、この決算の審査は、昨年度の年度いっぱい、出納整理期間も含めての決算についての審査であります。

これについては、計数等のチェックをしながら審査をしておりますけれども、定期監査のほうはですね、各所管課まで下りていっての監査のほうは1月からスタートしていきまして、暦年でこの8月までずっと監査をしてきて、今ある程度、こういった指摘事項があるなということが分かっていますので、この決算を審査意見書を出す段階で、昨年度の予算執行

の中に相当数の不適正な経理処理もあったということとははっきり分かっていますので、それは今回、この決算した意見書にそれは書き込んでいるということで、その定期監査の結果の指摘件数が確定するのは、もうこれはどうしてもスケジュール上、来年の1月に知事に提出すると。

その過程で、決算審査のやっている過程でこれだけの指摘内容が出てくるというのは今の段階で分かっていますので、そこは審査意見書を出す段階で、そういう不適正な処理についてはしっかりと対応する必要があるという監査委員の意見を述べたということとであります。

○又吉清義委員 このまま監査のほうで指摘をする中で、1月にしか決まらない。じゃあそれはもうよしとしましょう。

次に、監査ですので、主に例えば今指摘をされている事業—ベストテンで構いません—財務規則に対して、主に何条と何条に一番これは不適正だよねというのは何条、何条ですか。ベストテンを、もし今、皆さんが不適格になるかもしれないと指摘しているのは、財務規則の何条に該当するか、その点ちょっと—これこれです—というのを説明していただけませんか。

○安慶名均代表監査委員 条文でベストテンという形でちょっと数字、順位は発表できませんけれども、主な内容としてあるのは、例えば契約や支出に関わる事務の中では、先ほど予定価格調書とか、負担行為の遅れというお話をしております。例えば、財務規則の138条に定める予定価格調書が未作成であるとか、あるいは139条の見積書が取られていなかったとか、第55条に定める支出負担行為に遅れがあったといったところ、それから財産や備品の管理については、160条に定める備品が未登録であったというところとあります。こういった規則に反した形で、監査時点で執行が確認できたというところで、不適正な会計処理というふうなことで意見を述べているというところです。

以上です。

○又吉清義委員 そうすると、今こういった指摘事項に関しては、皆さん対処とか、県執行部とはどのようにこれを詰めていますか。今監査のほうで、そういうふうには不適格と判断する・しないを1月までに、12月の会議からそれをやっていくという説明でしたけど、こういった指摘事項をどのように監査として生かしているか、その点について御説明をお願いできませんか。

○安慶名均代表監査委員 今現在、指摘のあった該

当の所管課と、その指摘の内容について調整をしています。どの規定にこれは反しているというようなところを調整していて、それが起きた原因とか、あるいはそれをどう改善するかというようなところを、措置状況という形で部局が作成をして私どもにそれを提出する、そういった今調整作業をしておるところです。それを踏まえて、指摘の事項を確定したら、1月に知事に提出、そしてこれもまた公表もいたします。その後、各部局から出てきた措置状況についても、監査のほうとやり取りをして、こういう措置改善方法でいいのかどうか、そういったやり取りもした上で、調整をした結果もまた各部局の措置状況として、これもしっかりと公表していくというような流れでやっていて、そういう過程を通して、各部局、各所管課にその指摘内容についての改善、今後はそういうのが起きないような対策を取ってもらうというようなことを進めているということでもあります。

○又吉清義委員 これは公表するということは、1月の公表というのはトータルでまとめて総括して公表するのか、例えばこうこうこういうものがありまして、これはこうです、ああですと。そういった公表の仕方なのか、公表の仕方はどのようにいたしますか。

○安慶名均代表監査委員 今の指摘の内容については、定期監査の結果報告書という形で、私どももちゃんとそれを製本して、それを知事に提出をして、しっかり改善に取り組むようにという意見を申し上げることになります。それをまた各部局にも配って、こういった内容の指摘が、全庁的にこういったのがあるので、それをしっかり中身を検証して改善を図るようにということで、各指摘の内容もそれには記述をされています。こういった指摘事項がありますというその件数だけではなくて、内容も含めて報告書には記載をしているところです。

○又吉清義委員 確かに監査報告で指摘事項が書かれる中で、ある程度、アウトラインで書かれているもんですから、やはりこういった事業であったと、逆に事業名を全部公表することも可能なんですか。事業名は一部だけを公表しますが、全てを公表するのか、しないのか。その点については、方針的にはどのような考え方でしょうか。

○安慶名均代表監査委員 指摘事項については、部局名、所管課も明記をして、こういった内容の不適正な処理があったということで、具体的な内容とか指摘先も分かるような形で報告書は作成しております。

○又吉清義委員 できたらぜひですね、やはり事業名等もあってしっかりと指摘をするとさらにお互いも分かりやすいし、お互いまたしっかり改善すべきところは改善もできるかなと思うんですが、今この事業名云々は入らないというふうにして理解してよろしいんですか。

○安慶名均代表監査委員 それは指摘の内容にもよりますけれども、こういったこの事業でこういったことがあったということで、事業名が出るような内容の指摘もございます。一般的な備品管理とかいう場合には事業名は出てこないと思いますけども、補助事業とかそういったいろんな工事等の中で不適正な事項がある場合には、そういった工事でこういった不適正な処理がありましたということは、ある程度分かるような、明記されている事例もあります。

○又吉清義委員 もし、皆さんのところでお答えできるようでしたらちょっとお願いいたしますけど、この不納欠損額の状況でちょっと気になるのが、国際物流拠点産業集積地域那覇地区で今年度498万7238円と皆増になっていきますけど、これについては何が原因ですか、もしお分かりでしたら。

○伊川秀樹会計管理者 皆増ということで、中身といたしましては、商工労働部の企業立地推進課でございますけれども、建物使用料で約350万円、駐車場使用料で120万円ということで、主たる理由、内容は、破産に伴う不納欠損ということでの内容と確認しております。

○又吉清義委員 そうすると、これは平成30年度がゼロで、令和元年度から発生しておりますけど、これはまた来年も再来年も予定があるというふうに理解していいんですか。もう今期で終わりですか。

○伊川秀樹会計管理者 建物、駐車場使用料のみではなくて、ほかに債権債務等があるかというのはちょっと確認はできませんけれども、あくまでもこの部分に関しては、破産手続が完了したことに伴っての不納欠損でございますので、これから見ると次年度以降はないというのが通常のパターンかなと考えております。

○又吉清義委員 ありがとうございます。

本意は、不納欠損、やはりお互い時期が来て時間的なもの、そういうのをする中で行われる不納欠損もあるもんですから、そういった累積の、もう不納欠損になる時期に入ったのかなということで、心配して聞いているわけでございます。

次ですね、同じ主要財政指標の状況ということで、16ページに載っているものでちょっとお尋ねいたしますけど、この主要財政指標の推移で、皆さん經常

収支比率が平成27年度から令和元年度までかなり伸びておりますが、これ伸びることはいいことなのか、どういったことを意味しているかということをごちゃっとお伺いいたします。

○安慶名均代表監査委員 経常収支比率は、経常的な経費と一般財源との関係で数値が出てくるわけですが、これは比率が高いほど財政が硬直化しているというか、柔軟性が失われているということになりますので、数値が高いほうがいいのか低いほうがいいのかといえば、一般的には低いほうがいいものがあります。数値が高くなっているということは、その分財政の構造が硬直化しているというふうな評価になろうかと思えます。

○又吉清義委員 ですから、今監査のほうから御報告があったとおり、非常に財政が硬直状態になってくる、ゆとりある財政、こういうのがなくなると。例えば九州平均では95.3%、全国平均では94.6%と、我が沖縄県の令和元年度の経常収支比率は97.1%ということで、かなり高い数字だと思うもんだから危惧しているわけですよ。その辺はやはり全庁体制で、これを毎年毎年、もう平成27年度からもう確実に伸び続けているということは、やはりこれは大きな反省点になるんじゃないのかなと思えます。その改善策について私たちは真剣に考えていかないと一県の財源ですね、もうほとんど、ある程度、自由に使える予算はもう硬直状態になっていくんじゃないかと危惧しておりますが、どんなですか。この監査であり、会計管理者としても、その辺は危惧していませんか。

○安慶名均代表監査委員 おっしゃるように、経常収支比率そのものは数値の高いほど財政が硬直化している、あるいはその柔軟性が失われているということを示す指標でありますので、現状は、毎年度これが高くなっているという状況があります。ただ九州、全国比較しても、沖縄県は少し高くなっているわけですが、もう最近の状況からすると、いろんなこの社会保障関係の費用が増えているというところで、各県ともかなりこの率が高くなっている90%、かつては70から80%が適正というようなことが言われておりますけれども、現状としては、東京都を除いて全ての道府県が90%を超えているという状況があります。そういう中で沖縄県も97.1%まで来ているわけですので、やはり経常的な経費というのはなかなか人件費であるとか、扶助費であるとか、公債費とか、それはもうある程度、必要な義務的な経費でありますので、やはりそれをしっかり補うだけの歳入の確保というところで、やはり自主財源を

増やす努力、それが必要になってくるのだと思っております。

○又吉清義委員 本当に確かに90%を超えるのがだんだん各県伸びてきているのは事実なんですけど、やはりそこにある義務的経費であり、扶助費であり、いろんな需要が伸びてくると。そうすることによって、お互い経済活性化に向けた投資であり、またいろんな新しい事業向けの財源がもうなかなか硬直状態で回せなくなると。やはりそういう傾向に陥らないようにですね、この97.1をどうしたらお互い努力して下げることができるか。これはもう全庁で考えていかないと、皆さんだけではできない問題ではないかなと私は危惧しておりますが。

最後に一つお願い、あと1つお尋ねいたしますけど、今、県が年間払うですね、債務負担行為から融資を受けた金額で年間利息は一たしか600億円近くだったと思いますが、利息の支払いは年間どのぐらいでしたか。利息だけの支払いです。

○伊川秀樹会計管理者 一般会計等をベースに整理している公債管理特別会計ということで確認をしますと、元年度の支払利息は33億7783万119円です。

以上です。

○又吉清義委員 いいですよ。ちょっと資料を持っていないもので、ちょっと私の勘違いかもしれませんが、すごい金額だなと思ってちょっと確認しました。今のは、一般会計と特別会計を含めた額で、今の額だというふうに理解していいんですか。

○伊川秀樹会計管理者 33億7783万119円というのは、一般会計等分の公債管理特別会計で支払っている令和元年度の支払利息という内容でございます。

○又吉清義委員 少し早いんですけど終わります。ありがとうございます。

○座波一委員長 末松文信委員。

○末松文信委員 それでは、よろしく申し上げます。

午前中の花城大輔委員の質問ともダブるんですけども、少しお願いしたいなと思えます。資料の2ページ、第2の審査結果及び意見というところで、この審査結果についてですね、下のほうに、予算の執行、収入及び支出に関する事務並びに財産の取得、管理及び処分については、一部に是正または改善を要する事項が見られるということで、午前中にも指摘がありましたけれども、万国津梁会議の設置支援業務に関して、住民監査請求があったと思うんですけども、この住民監査請求について関連して少しお尋ねしたいと思えます。この監査請求の要旨、皆さんが示した資料、沖縄県職員措置請求についてという資料があります。監査委員3名の名前で

議長宛てに出された資料ですけれども、これに基づいて少し伺いたいと思います。まず、監査請求の要旨、それから理由について御説明をお願いしたいと思います。

○安慶名均代表監査委員 沖縄県職員措置請求書として住民監査請求が出ているわけですが、この中ですね、請求人から監査委員に対して、この3つの事項について知事に勧告するように求めるという内容でございます。まず、1つ目が、万国津梁会議設置等支援業務委託契約が違法または不当であるとして、同契約を解除すること。2つ目に、同契約が違法または不当であるとして、同契約に基づき委託先に支払った金2166万円の返還を求めること。3つ目に、同契約が違法または不当な契約締結に当たらないとしても、上記支払金額のうち、着手金を除いた第2回目及び第3回目の概算払いは違法または不当であるから、金1444万円の返還を求めること。この3つが監査請求の内容でございます。

○末松文信委員 その理由についても、ちょっと説明お願いできますか。

○安慶名均代表監査委員 まず、違法・不当な契約なので解除というその理由ですけれども、請求人は3つ挙げています。1つ目に、契約締結自体に正当性・妥当性がないこと。2つ目に、契約内容が正当性・妥当性を欠いていること。3つ目に、契約の相手方の選定過程が正当性・妥当性を欠いていること。この3つの理由で、違法・不当な契約締結なので解除することという内容でございます。

○末松文信委員 これらの趣旨と理由に基づいて、監査委員としてどういう対応をされたのかちょっと教えてください。

○安慶名均代表監査委員 この住民監査請求を受けて監査委員の行ったところは、まず、請求書が提出されまして、要件に係る形式審査を経て委員協議会でこれを受理し、監査を実施するということを決定しております。それから、その次に監査課の職員によって当該課である文化観光スポーツ部の交流推進課に対する監査を実施いたしました。その後、地方自治法に基づく陳述会を開催して、その意見を聞く場を設けたわけですが、この陳述会については、請求人は特に意見は申し述べることはないということで、請求人は陳述会には参加をしませんでした。その請求の当該課である交流推進課が、陳述会で自らの請求に対する考え方を陳述いたしました。その陳述会も踏まえて、請求内容も踏まえて、監査委員で協議をした結果、違法な不当な契約という部分では3名の監査委員が一致して、それについては、適

正であるという判断をしております。その結果、違法・不当を前提とした概算払い全額の返還については、それは当たらないと。ただ、着手金を除いた2回目と3回目の概算払いの部分については、請求人の3つ目の請求項目ですけれども、この3つ目については、監査委員の意見が一致せず合議不調という監査結果になったという内容でございます。

○末松文信委員 今の答弁を確認しますが、これ違法・不当というのは3名とも認めたわけですか。

○安慶名均代表監査委員 この委託契約は違法・不当な契約かどうかという部分については、一連の手続が適正に行われていたことから、違法・不当とは言えず、契約解除または解除に伴う支出済額2166万円の返還については、認められないということで一致をしています。

○末松文信委員 3名とも認められないという意見ですか。

○安慶名均代表監査委員 この3つの請求のうちの1つ目、2つ目については、そういうことになっています。

○末松文信委員 職員から陳述を聴取したということですが、その中で特に監査委員として受け止めた事項がありますか。

○安慶名均代表監査委員 陳述会のポイントというか、監査委員が受け止めたことというようなお話だったかと思いますが、請求人の3つの請求のうちのこの3つ目、着手金を除いた2回目、3回目の概算払い分については、返還を求めるという部分については監査の結果としても意見が分かれたところですので、陳述会等の中においても、そこらあたりの概算払いをしたときの考え方とか、そういったところがやはりポイントといえばポイントになったのかなと思っています。

○末松文信委員 そこで監査委員3名のうち、2人が支出は違法で不当であるという意見を述べているのに対して、1名の方がそうではないと。そういう否定的な話をされているわけですが、この違う意見ということについては、合議不調という言い方をされておりますけれども、これを我々はどんなふうに理解すればいいんですか、県民は。

○安慶名均代表監査委員 まず今、違法・不当という言葉なんですけれども、請求人の3つ目の請求内容は、着手金を除いた2回目、3回目の概算払いについては違法・不当なので返還を求めるというところですが、監査の結果としては、これは違法・不当ということじゃなくて、この部分については、概算払

いは不当である、違法ではなく不当であるという意見です、2名はですね。1名はそうではないと。この不当と言った2名のうち1名については、不当なので返還をさせるべきだと。もう1名については、不当であるけれども現状に照らして事務執行上、合理的ではないので、もう現時点でこの支出済額の返還を求めるまでには至らないということであります。

合議不調の監査結果としては、こういうふうにある意味、三者三様の結論になっておりますので、住民監査請求に関する監査委員の結論は合議ということになっておりますので、意見が一致しない場合には、これはもう合議が不調、意見の一致を見ることができず合議不調になりましたというのが、住民監査請求の監査結果ということになります。

○末松文信委員 この合議制というのは、どこに根拠があるんですか。

○安慶名均代表監査委員 これは地方自治法の中で、住民監査請求の項目の中で、意見についての決定は監査委員の合議によるものとするというふうになっておりますので、これに基づいて今回は合議調わずというのが監査の結論ということになります。

○末松文信委員 合議に至らないときには、今言う併記するという形で合議不調と、こういう結論を見るということによって理解してよろしいんですか。

○安慶名均代表監査委員 合議調わずということだと内容が分かりませんので、そこはもう意見を併記するというところで、結果を公表しているところです。

○末松文信委員 皆さんのそういう意見を踏まえた上でですね、いわゆる住民訴訟が今起きて係争中があります。このことについては、どう思いますか。

○安慶名均代表監査委員 一般的なこの手続としては、住民監査請求の監査結果に請求人は不服がある場合などについては、この監査結果の内容の通知があった日の翌日から起算して30日以内に住民訴訟を提起することができるということになっております。住民訴訟は、監査前置ということで、住民監査を経ないと住民訴訟ができないことになっておりますので、そういう手続を経て、2月に監査結果が出ておりますので、その30日以内ということで、3月に住民訴訟が提起されたということは監査委員としては承知しておりますけれども、現在の係争中の内容については、監査委員としての考えは先ほどの監査結果が出ておりますので、これ以上のことは言及することは控えたいと思います。

○末松文信委員 もう一つ、先ほどからお話があるように、これ当時からきちっと精算しなければならぬよねということは指摘してきたわけですけど

も、支払った以上というか、返還しなさいと言われていた1444万円よりも返還金が1500万円ということも多く出ている—150万円ですね、失礼しました。これ150万円という金額の戻入ですけれども、これを精算したことについて、皆さんは当局からの資料は全部確認されましたか。精算の状況について。

○安慶名均代表監査委員 この事業は令和元年度の事業でありますので、令和元年度の事業については、定期監査で各機関を監査しておりますので、その一環として、文化観光スポーツ部についても監査しておりますので、その中で精算処理が行われたということは確認しております。

○末松文信委員 その精算の内容は適正だというふうに認められたという理解でよろしいですか。

○安慶名均代表監査委員 一連の流れについては、確認をいたしまして、契約あるいは財務会計規則等に基づいて、精算、戻入処理までは適正に処理がされているというような報告を受けています。

○末松文信委員 ありがとうございます。

細かいことについては、また委員会で何うとして、今日のところはこれで終わりたいと思います。

○座波一委員長 次呂久成崇委員。

○次呂久成崇委員 よろしくお願ひいたします。

歳入歳出決算審査意見書ですね、9ページをお願いいたします。

こちらのほうで、9ページから収入未済額、あと不納欠損額の状況についてなんですけれども、この収入未済額の中でそれぞれ県税、また諸収入、使用料及び手数料というふうに項目も一応あるんですが、これの細かい部分というのは後ろの別表のほうで一応確認はできるんですけれども、収入未済額ともですね、不納欠損のほうも金額、トータル金額はあるんですが、これは件数というのは監査のほうでは確認はされるのでしょうか。トータル額は出ますよね、収入未済額。欠損も幾らと出るんですが、これは何件で幾らとかというのは、監査のほうでは。

○伊川秀樹会計管理者 収入未済額の部分については、1人の人の部分で、例えば督促をやって、それでもなお納付がなければ、時効中断等のための催告とかいろいろやっていく中において、再督促プラスアルファそこに利子等やっていくと。1人の債務者に対しての件数だけでもそれぞれ違いますんで、システムで拾うということは多分時間をかければ可能だと思いますけど、かなり厳しいかなと思っています。

○次呂久成崇委員 分かりました。

ちょっとこの細かい、例えば何件あって、その件

数と金額というのは各部局のほうで確認したほうが
いいということですかね。ちょっと確認です。

○伊川秀樹会計管理者 さっきの債権マニュアルないし、そこら辺の整理ができて債務者への委託等も
されておりまして、債権の内容に伴う分類等されて
おりますので、部局等で確認していただければ可
能だと考えています。

○次呂久成崇委員 分かりました。ありがとうございます。

この意見書の中で、例えばこの収入未済額と、ま
た、不納欠損の処理については監査委員からの意見
が付してあるわけなんですよ。なので、私はちょっ
と見たときにですね、例えば部局ごとに収入未済額
とか、あと、この不納欠損もこの金額と件数であ
れば、恐らくこの監査のほうで指摘とかをするに
ですね、どの部局のほうかやはりそういう事務的な
処理も含めて的確に、適正にされているか、されて
いないかとかというの、もう少し分かりやすいの
かなというふうに思いました。監査のほうで今後、
部局では確かに見たら分かるのかなと思ったん
ですけど、トータル的にちょっと見るときに、何か部
局ごとに、そういう指摘なり意見書が出されるほう
がちょっと分かりやすいのかなと思ったので少し聞
いてみました。

次に行きたいと思います。ほかの方もいろいろ質
問をされていたんですが、病院事業局の会計決算審
査意見書のほうなんですけれども、こちらのほうで、
5ページになります。5ページから、こちらの会計
事務等については是正・改善を要する事項というこ
とで、こちらにもこの病院事業局のほうで不適正な
処理が見られたということであるんですが、ここに
ですね、診療費の一部を亡失する事案というのも見
られたというふうにあるんですが、これは何か具体
的にこういうことがあったというのは、皆さんのほう
では把握されているんでしょうか。

○安慶名均代表監査委員 この事案は、北部病院の
附属の伊平屋診療所でありまして、診療費の一
部—4万8000円ですが亡失した事案がございました。
この亡失した4万8000円については、当時の嘱託事
務員—この現金の取扱いをしていた職員が、これは
亡失されたものについて原因は不明でしたけども、
当時、私費で4万円を補填して、8000円については、
診療所ですので釣銭用の小口現金がありましたので、
これでもって足りない分を充てて、一時的に診療費
として処理をしたというところなんです。その処理を
した後、そういう申告があって亡失があったという
ことが判明した事案であります。これについては、そ

の後、実は窃盗であると。これは全く部外者の侵入
窃盗ということが判明をいたしまして、被疑者のほ
うから和解契約も締結をして、その損失額は補填を
されているということで、亡失したお金については、
その人からちゃんと補填をされております。

ただ、なぜ亡失が一窃盗なわけですけども、そう
いう事案が起きたかということ調べていく過程の
中で、診療費という現金の管理の仕方、これは金庫
に一できればその場で即日口座に入れるわけです
けど、それがかなわない場合には金庫にちゃんと保
管をするとか、そういう現金の管理の規定があり
ます。そういうのに反した取扱いをしていたのも、
そういう窃盗に遭った理由の一つになっておりますし、
釣銭用の現金を目的外で補填をして診療費として
払ったという部分においても不適正な処理があっ
たということが分かりましたので、そこは不適正な
現金の取扱いの処理については、これはもう不適
正な会計処理として指摘のある事案ということで、
亡失自体は窃盗ということですけども、そういう
不適正な会計処理があったということで、ここには
記載をしているというところです。

○次呂久成崇委員 最後に1つだけですね、聞か
せてください。

この件に関しては、窃盗犯が捕まって逮捕されて、
和解金でもって一度立て替えた費用のほうも戻っ
てきたというのがあるんですけども、例えば亡失
した際に、この理由も含めて、担当者も何人か
いて、それがきちっと処理されないというか、責
任が明確でないとか、もしくは返還がされな
い場合というのは、これは収入未済額として
処理されることになるんでしょうか。

○安慶名均代表監査委員 申し訳ありません。

ちょっとただいまのものについては、今この
場で正確な回答はちょっと難しいので、また
病院のほうで確認いただければ、お願いし
たいと思います。

○次呂久成崇委員 分かりました。

以上です。

○座波一委員長 仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 お願いします。意見書を中心
にお聞きします。

午前中からございますように、未収金です
とか、あるいは行財政運営についてお聞き
をしたいと思います。本県は、もちろん財
政構造は、自主財源が乏しいということで
非常に脆弱な財政構造になっているとい
うことで、これもずっとこの方、そうい
う構造のままで来ているわけですが、こ
れは、東京以外は全国津々浦々、ほと
んどの自治体がそういう状況

の中でやりくりしながら、事業をしながら決算を迎えるというようなことだと思ふんですけれども。もちろん一番多くは未収金ですとか、あるいは未収がいかようにして、不納欠損に至るまでこういったプロセスを踏まえてこの額に—もうやむを得ないような計上で上げるわけなんですけれども。今回も一般会計、それから、特別会計を合わせて75億円余りの未収があると。未収があつて、また今年度はこの2億円余りが不納欠損として処理せざるを得ないような数字を上げなくちゃいけないというようなことなんですけれども。毎年のように、これだけの数字の未収が上がってくる、そして、毎年、不納欠損として処理しなくてはいけない数字があるわけなんですけど、未収の数字と不納欠損額として計上しなくてはいけない数字というのは、ここ数年といひましようか、この傾向として、75億円が上がって、今回2億円の不納欠損というような数字なんですけれども、毎年こういうふうな数字の上げ方で75億円—見たらですよ、これだけ未収が上がっているんですけれども、過年度収入、あるいはこう納めていただいて不納欠損として2億円になるというような、単純に見たらそういうふうな見方になるかと思ふんですけれども。

そういった未収を上げながらの、この不納に至るまでのプロセスというんでしょうかね、こういった形でこの数字までこぎ着けるのかどうかということ、まず、監査役として、監査委員としてですね、これをどう見ているのかなということ、まずお聞かせいただきたい。細かいことは、またしっかり常任委員会でやりますけれども、その参考的にですね、ぜひお願いしたいなと思ふんですけれど。監査役としてどう見ているのかですね。

○安慶名均代表監査委員 収入未済については、一般会計で元年度約36億円、特別会計でも約39億円ということでトータル75億円上がっています。昨年度が約70億円ですので、5億円ほど元年度は収入未済も増えていますけれども、収入未済の発生する理由としては、やはり県税の部分であるとか、いろんな使用料とか、そういったところでどうしても経済的な課題、問題等もあつて収入未済が上がってくるものだと思います。その中で、いろんなその内容にもよりますけれども、時効が来て不納欠損になるものもあれば、法人関係でどうしても企業業績が悪くて払えないまま収入未済が続いて、いろんな清算手続に入ってそれが完了した時点で、ぼんっと大きな不納欠損が出てくるというようなところもあつて、不納欠損の額自体はそういう個々の積上げになる部分があつて、なかなか年度によつても凸凹も出たりする

もんだと思つてはいます。収入未済については、やはり新たな収入未済の発生防止と、それに過年度の収入未済分については、それは頑張つて徴収をしていただかないといけないと思つていまして、監査の意見としてはですね、契約などの債権の発生時に、その時点から滞納に備えた方策を取ること、あるいは滞納の始まった初期の段階でその債務者の状況をしっかりと把握をして、個々の債務者に合った形の納付・償還指導を行つたり、福祉制度の活用なども含めて、債務者の実情に合ったいろんな方策を講じていただきたいというふうな意見でも述べているところでもあります。

不納欠損についても、いろんな債権管理のマニュアルが整備されてきておりますので、しっかりとそれに基づいてやっていくと。いたずらに時効が来て不納欠損になるというような事態は避けていただいて、もうしっかりと回収、適切にそれらについては対処しつつも、ただ、現実的に無理な、もうできないものについては、これも回収マニュアルがございますので、そのマニュアルに基づいて、不納欠損もやるべきものはしっかりとまたこれもやって処理をするということも、監査委員としては申し上げておるところでもあります。

○仲宗根悟委員 これ細くなるのかなと思ふんですけれども、不納欠損額で計上するには、事業失敗ですとか、あるいは5年でしつつけ、時効を迎えてもう取れない、行方不明だとか不在だとかいうような形があるというふうにお聞きはしているんです。これだけの額から2つは単純に比較できないんですが—75億円と2億円は、比較はできないんですけれども、未収額として毎年この程度といひましようか、おかしいんですが、このぐらいの額が未収として上がるんですが、その年の不納欠損額で処理する数字というのは結構、未収と比べると、相当納めていただいているんだなど、皆さん回収しているんだなどというようなことで—単純に見たらですよ、そういうふうな思ふんです。先ほど申し上げましたように、こういった払っていただける方、払える方々が、今は払えないけれども、そしてこれが時効を迎えるまでの間には、納めていただいていますよというような数字なのかなというふうな思ふんですよね。これはもちろん、納税者や納める側の企業だとかいう努力もあるかもしれませんが、そういった回収作業というんでしょうか、県税でいえば市町村の連携も大きなウエートを占めるわけですよ。市町村民税と県民税はもうセットですから、そういった形で連携も働いているのかなというふうな気もするん

ですが、その辺のところを監査役として、そういったのを御覧になられてどうお感じになりますかというところをお聞きしたいんですね。

○安慶名均代表監査委員 特に今、県税で申し上げますと、県税については、これまでこの広報活動の強化であるとか、あるいは納付環境の整備、コンビニ納付とか郵便局も納付できるようになったり、あるいはネットを活用するというようなことも含めて納付しやすい環境整備であるとか、それから、今委員からもありました市町村との連携強化というところで、いろんな方策で頑張っているというふうに考えています。元年度の収入済額も約1362億円ということで、前年度から51億円増になっているということもありますし、また、ここ数年、毎年、収入率も上昇していて、平成30年度においては99.1%というのは、全国でも3位の収納率ということで、私どもとしても、税務当局含めてその他の収入未済についてもですね、担当者含めてしっかり頑張っていたというふうに高く評価をしているところです。元年度については、県税が、ポイントが0.5ポイントほど下回ってしまって、実を言うと収入未済も2億円ほど増えている状況では出ていますけれども、これについてはですね、特殊な要因というか、コロナの関係もあって、税の徴収猶予の制度の適用であったりとか、あるいはこの出納整理のときに、頑張りどきの4月、5月、なかなか訪問しての徴収業務ができなかったというような影響もあって、元年度の決算としては、収納率としてはちょっと低下していますが、それでも収納額としては50億円も増えているというようなところで、監査委員としては、その頑張りには評価をしているということでもあります。

○仲宗根悟委員 それと、未収の縮減を図りながらも、あと出ていくお金はやっぱり節減、節約しないといけないでしょうという部分では、この行財政運営プログラムですか、これに取り組んでいるというようなことでありますけれども、以前の行政改革推進でしたかね、あれには毎年のようにいろいろ数字を上げてきた経緯があるわけですが、今回30年度でしたっけ、そこからスタートしたのが、高い行政サービスの提供というような意味で取り組んでおるといようなことなんですけど、これとどうつないできているのかですね。監査委員の元に方々からこういった形が報告されてきているのかですね。このプログラムの今年度の成果というんでしょうかね、そういったのはどういった形で各部局から来ているのかですね、どう成果が上がっているのか、よろしくお願

します。

○安慶名均代表監査委員 この沖縄県の行政運営プログラムについては、この結果について、これは監査委員に報告というような仕組みにはなっておりませんので、直接の関わりはないところではあります。

ただ、いろいろと内容を見ますと、このプログラムは最小の経費で最大の効果、あるいは組織及び運営の合理化、法令遵守、こういった3つの基本的な考え方の下で重点実施項目とか進捗管理項目というところで、29項目のものについて進捗管理をやっているようでございます。今、成果指標で評価をしておりますけれども、令和元年度の進捗状況については、全体の89.7%が順調という評価で、質の高い行政サービスの提供に全庁挙げて取り組んでいるというふうな理解をしております。県税収入の確保であるとか、未収金の解消なども重点実施項目に上げられておりますので、そのような成果が、先ほど申し上げた県税収入の増であるとか、あるいは収入未済のとか不納欠損の処理、そういったところにもそういう成果が出ているんだろうというふうに考えています。

以上です。

○仲宗根悟委員 89.7%が評価をしているというような内容のようなんですけども、これがどう結びついているのかというのがあまりよく見えないといひましようか、分からない。これは、もちろん各部局のほうでどういった形で進められて、どういったところに取り組んできたのかという部分じゃないと、恐らく見えてこないだろうというふうに思いますけれども、監査委員としても非常に御苦労しながら頑張っていらっしゃると思いますので、ぜひまた頑張ってください。

以上、終わります。

○座波一委員長 休憩いたします。

午後3時11分休憩

午後3時24分再開

○座波一委員長 再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を行います。

比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 お願いします。

引き続き意見書のほうで質疑をさせていただきます。

3ページのほうに、行財政運営について書かれておりますが、なるべく大局的な観点でできたらと思います。監査の皆さんから見た一括交付金の評価について、まず聞きたいと思います。制度が始まってもう七、八年たとうとしているわけですが、この間、新しい制度ということもあっていろんな試行錯誤が

あったと思います。この2019年度の決算においてですね、一括交付金の執行状況はどういうものだったのか、まずこのことについてお聞かせください。

○安慶名均代表監査委員 令和元年度決算の中での一括交付金の執行状況、執行率で申し上げますと、ソフト交付金が、これは県市町村の合計ですけれども82.4%、前年度が88.5%でしたので、すごいマイナスになっているところでもあります。繰越率が9.8から14.8に大きくなった部分が影響しているのかなと思っています。ハード交付金については71.2%で、これについては前年度と同率となっております。

執行率の状況としては、このような状況になっております。

○比嘉瑞己委員 この決算においての状況は分かりました。今、監査からも報告があったように、執行率とか繰越額、あるいは不用額というのは、これまでも課題だったと思います。内閣府、政府のほうからもそれを指摘されて、県も頑張っているような努力をして改善をしてくたりしたんですが、そうやって悪いときもあるわけですね。この要因に、私はこの一括交付金がなかなか決まるまでが見えてこないというんですかね、そういうところに少し課題があるのかなと思いました。普通の一普通のというかほかの自治体だと、積上げによっていろいろ予算が決まっていくと思うんですけれども、この一括交付金の場合、その時の事情、財政状況によっても増減があったりしていて、市町村も沖縄県もなかなか計画として立てづらいんじゃないかなと思うんです。そうした声を執行部側から聞くわけですが、監査の皆さんから見て、予算の適正な執行という観点から見てですね、一括交付金というのはどういうところに課題があるのか、皆さんの評価はどうなりますか。

○安慶名均代表監査委員 監査の業務の中で、一括交付金という前提で監査をして、評価をして、指摘をしていることは、これはありません。

執行率とか繰越額の状況を見たときにですね、元年度については、若干、前年度よりも少しマイナスになっている部分がありますけれども、これまでの推移を見ると、これは県も市町村も含めて、交付金の早期執行の取組などによって、制度の当初に比べると年々よくなってきているというふうに認識しております。いろいろな交付決定を早期に行って早期の着手をすとか、あるいは、執行状況を適宜調査して、県においても、部局間であったり事業間、あるいは市町村分については市町村間の再配分など、なるべく繰越しを出さない、不用額を出さないという

ような取組の成果が、しっかりと出てきているものだというふうな認識であります。

○比嘉瑞己委員 ありがとうございます。

他の都道府県にはない制度ですので、皆さんの視点として、なかなか一括交付金だけをとるところはないかもしれないんですが、ただやはり予算の適正な執行という観点からも、ぜひ、監査でも意識して見ていただけたらと思います。

続いて、報告書のほうでもありましたが、この義務的経費が伸びてきているよ、社会保障関連費が伸びてきている。午前中も議論がありましたけれども、これは全国的課題ではありますが、沖縄県といえども、やはり出生率もある段階からは減少になっていくということも指摘がされています。この行財政運営を考えたときに、この義務的経費が今後伸びていくという意味では、沖縄県のこの財政状況というのは、今後の見通しはどのように見えていますか。

○安慶名均代表監査委員 意見書にも書いているいろいろな財政需要なども見ますと、財政基盤の強さを示す財政力指数であるとか自主財源—これは年々改善はされてきておりますけれども、まだまだ九州平均、全国平均を大きく下回っている部分もありまして、依然として脆弱な財政構造というような評価しております。加えて、この高齢化の進展であるとかいろいろな社会保障関係費の区分、義務的経費が増えていくと。また、人件費についても、給与の改定もそうですが、いろいろな行政サービスをしていく上でどうしても必要な部分で、定数、特に教育関係であるとか増えていく部分もあります。ここはもう、どうしてもなかなか圧縮のできない部分でありますので、そういう中でも、義務的経費についても、しっかりと内容を整理しながら、またそれ以上に自主財源を増やす努力、ここが大事だと思っております。通常今の税収であるとか、いろいろな使用料などについても、その徴収の努力をさらに進めて自主財源の増を図りながら、さらにそれだけではなくて、いろいろな増えていく行政需要に対応できるような税源の涵養というか、そういったものをですね、先ほどもお話のあった一括交付金なども使った形で、産業振興、将来の税収につながる環境整備をしっかりと取り組んでいくということが大事かなというふうに思っています。

○比嘉瑞己委員 ありがとうございます。

自主財源を増やしたり—この財源ですよ。そうしたというのは、どの時代でもやはり同じことは言えると思うんですが、高齢化社会がもう来ることが分かる中においては、やはり財源問題だけじゃなく

てこのバランスの観点も必要なのかなと思いました。やっぱり振興策、振興の部分の厚くすることも大切だけれども、やはりこの社会保障を抑えていくためには、どの分野にもっと力を入れなければいけないかという、限られた財源の中でのバランスということもですね、監査からもし見えることがあればお願いします。

○安慶名均代表監査委員 私ども監査の立場から政策的な優先事項とか、どこどこを厚くということはちょっと申し上げることはできませんけども、やはり、一般的にはおっしゃるように、歳入と歳出のバランスの取れた持続可能な財政運営という表現がありますけれども、そういった形で歳出事業についてもしっかりと、既存の事業の精査もしながら、どうしてもこれから必要となる部分については新しい取組もあろうし、また、拡充する必要がある事業もあると思います。それらに対応できるような歳入の確保、これはそういう意味でのバランスの取れた財政、行財政運営というのは大事だろうというふうに思います。

以上です。

○比嘉瑞己委員 ありがとうございます。

最後に、基金のお話を聞かせてください。報告にも主要3基金の話があります。前年度が651億円で、令和元年度は698億円で、一定程度確保されている。この3基金の適正な規模というのは、なかなか分からないところではあるんですけども、とにもかくにも、これまでは一定程度確保できているということでした。ですが、皆さんも後段に書かれているように、今後、コロナの影響でどうなるのかというのは全国的な課題だと思います。花城委員の質問の中で、見通しについて、まだはっきりとしたことは現時点で分からないとあったんですけども、それでも、この間、基金を取り崩してきていますよね。政府の今後の財政の支援がもちろんあるとは思いますが、今の取り崩した状況、現時点の3基金はどのようになっていますか。

○安慶名均代表監査委員 よく基金の場合にこの主要3基金ということがありますがけれども、今コロナに関しての新たな財政需要という部分でいえば、こういう財政調整基金だと思っています。これまでの6次の補正の中でも財政調整基金を取り崩して、財源として充ててきていたという経緯もありますので、ちょっと財調でお話をさせていただきますと、元年度末で218億円ありました。今回の補正で、現時点で21億円程度取り崩し充当されております。さらには、当初予算でも100億円余りを当初予算の中で取り崩す

予定として計上されていますので、現時点の数字を固定して捉えると、今年度末は今92億円という残高になるというのが、総務部が出しているところの数値であります。

○比嘉瑞己委員 財政調整基金がもう半額以下になってしまうということなんですよ。基金が、そもそもこういった事態に備えてということで、ある意味そのような目的で使ってはいるんですけども、私はあくまで、これはやっぱり一時的な調整のための基金だと思うんですね。一義的に、やはりこうした国難とも言われることに対しては、国がやっぱり責任を持つべきだと思います。そうじゃないと、基金が多い自治体はどうにかなって、財政力の弱い自治体は被害が大きくなるということはやっぱりあってはならないことだと思います。今回、皆さんも国のほうにこのコロナに関連して、必要な財源の確保など、財政支援を国に強く働きかけることということをしっかりと報告に書かれています。私はこの視点が大変大事だと思うんですが、ここに込めた思いというか、皆さんの意見はどういうものですか。

○安慶名均代表監査委員 今回のコロナは全国に派生する話でありまして、なかなか予測のつかなかったような事態だと思っています。このコロナ感染症に関しては、これは国とともに、全ての都道府県が一体となってその対策に当たることが重要だというふうな考えを持っておりまして、この対応に当たっては、団体ごとの財政力によって、その対応に差があってはならないだろうというような思いがございます。そういう意味で、各都道府県が行う取組に対しては、国において財政的な裏づけがしっかりと講じられる必要があるというような考えを持っておりまして、そういう記述をしているところです。

○比嘉瑞己委員 ありがとうございます。

引き続き適正な執行の監査をお願いしたいと思います。

終わります。

○座波一委員長 瀬長美佐雄委員。

○瀬長美佐雄委員 お願いします。

まず、前々年度にも行政運営について改善点が指摘されていました。ちなみに、今回の決算ですが、県の代表監査としては改善が見られたのか、総括的な評価、見解を伺います。

○安慶名均代表監査委員 今年度の元年度決算を通して見た県の財政状況ですけども、やはり歳入の面では、この自主財源の柱である地方税収が大きく増加をしております。そういう影響もあって、自主財源比率も34.7%と昨年度に比べて1.1ポイント増えて

おります。ただ、そういう中で、経常収支比率が、先ほど来質疑もありますけれども、97.1%でもうかなり高くなっているというところがあったり、また逆に、この実質公債比率では、いろんな県債発行の抑制の取組だとか、言わば高率補助制度の影響もあろうかと思いますが、全国、九州に比べてもここはまだ低く収まっているというようなところで、プラス要因、マイナス要因もあろうかと思いますが、そういう中でも、いろんな緊急事態に備えるような財政調整基金なども一定程度確保されているということで、まだまだいろんな課題はあろうかと思

いますけれども、その意味では、堅実な財政運営がなされているのかなというふうな考えを持っています。**○瀬長美佐雄委員** 審査意見書の4ページに、県税、その他収入未済額の縮減を図ることは重要というふうに記述しています。その中で、福祉制度の活用など、関係機関と連携し、債務者の実情に即した様々な方策を講じていただきたいと指摘しています。こういう福祉の視点も重要だと思いますが、この指摘の意味するものは、あるいはこれをもって効果を期待するというのは何なのか伺います。

○安慶名均代表監査委員 収入未済の対策としては、やはりこの新たな収入未済の発生を防止すること。それから、効率的で実効性のある徴収を図るためには、やはり県にとっての債権の発生時に、もう滞納に備えた対策を取ることが重要だと思っています。また、滞納の初期の段階で、債務者の個々のいろんな事情がございますので、個々の事情をしっかりと把握をした上での納付・償還指導であるとか、その事情を把握する中で、やはり福祉制度の活用で対応ができる部分もあろうかと思っておりますので、そういう意味で、やはり福祉制度を活用して収入未済の圧縮につなげることもありますし、債務者のいろんな支援というものも含めて、そこは実情をしっかりと把握して対応すべきだろうというようなことで、この福祉制度の活用の部分は記述をしております。

○瀬長美佐雄委員 その姿勢が大事だということを指摘して、次に。

県税は、前年度比51億円余り増加して、やっぱり好調な県経済を反映した決算になったかと思っております。ちなみに、県税の税収の推移について、五、六年前からのある一定の比較、伸び、どういう状況なのか伺います。

○伊川秀樹会計管理者 27年度からなんですけれども、ちょっと億単位ではしょって、27年度は1155億円、28年度は1224億円ということで、対前年68億円の増ですね。29年度は1267億円ということで、対前

年度比で43億円の増。平成30年度が1310億円ということで、前年度で43億円の増。令和元年度は1362億円ということで、対前年度51億円増という状況でございます。

○瀬長美佐雄委員 ありがとうございます。

40億円、50億円と伸び続けている状況がありました。ちなみに、この決算の中でいうと、どの税目が増えていて—それはやっぱりこういう事業所関係が伸びているという分析をされているのであれば伺います。

○伊川秀樹会計管理者 昨年度の部分ですので、企業収益が好調だったということで法人事業税が約19億円ですね。あと、納税義務者等の増加等に伴って個人県民税が約13億円ということで増しております、それが主な要因になっています。

○瀬長美佐雄委員 意見書の14ページには、歳入決算の財源別構成について記されています。自主財源比率の状況並びに分析について記述はされていますが、その詳細について説明を受けます。

○安慶名均代表監査委員 自主財源の状況ですけども、これは普通会計ベースになっておりますけれども、歳入で、地方税等の増によってその自主財源が約78億円増加しております。これは3.3%の増加ということで、自主財源比率としては34.7%で、前年度に比べて1.1ポイント上回っているという状況であります。一方で、依存財源である国庫支出金、地方債は、減少しているというのが内容でございます。

ただですね、この自主財源、増加しておりますけれども、九州平均、全国平均を見るとまだ下回っております、地方税や国庫支出金などの依存財源に依存する割合が高いということで、まだまだ脆弱な財政構造というところが、引っかけりだというふうに認識をしております。

○瀬長美佐雄委員 ちなみに、去年であれば入域観光客1000万人という好調な中でした。ちなみに、国に納めた国税はどういうふうにした収入の状況なのかを伺います。

○伊川秀樹会計管理者 沖縄国税事務所のホームページからの分析というんですか、確認ですと、徴収決定額ということで26年度が3170億円、27年度は3508億円、28年度が3601億円、29年度が3831億円、30年度が3938億円ということで公表されておりますけれども、令和元年度分については、まだ公表がされていない状況です。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 三千八、九百億円、国に納めているという状況が見られます。あと、沖縄振興予算

との関わりで決算について伺いますが、沖縄振興予算の約3000億円の内訳なんです、国直轄事業と、あと県、市町村が関わる部分の内訳はどんな状況ですか。

○伊川秀樹会計管理者 沖縄振興予算ということで、内閣府が公表している内容によりますと、令和元年度予算額の沖縄関係の部分で3010億円なんですけれども、そのうち沖縄県が関与します公共投資交付金、あとは特別推進交付金等が1588億円。ただ、沖縄振興予算に関する国の決算額については、ちょっと把握はしておりません。また、平成30年度から創設されております、直接市町村へ交付される沖縄振興特定事業推進費の予算額というのは、元年度で30億円、2年度で55億円になると聞いております。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 ちなみに、全体として一括交付金は減り続けていますが、この沖縄振興予算を見たときに、国直轄分が比率としても増えているんじゃないかと思いますが、どんな分析ですか。

○伊川秀樹会計管理者 分析といいますか、状況としましては、瀬長委員おっしゃるとおり。

ただ、これは沖縄関係予算ということで、内閣府等の中での予算の在り方ということですので、それはそのままとして受け止めるということでございます。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 あと、米軍への優遇税制との関わりで、自動車税の関係で伺います。ちなみに、自動車税も増えていると思いますが、どんな状況なんでしょうか。

○伊川秀樹会計管理者 優遇税制という部分なんですけれども、排気量2リットルの小型乗用車で確認をしますと、民間で3万9500円が米軍人等の私有車両では約5分の1の7500円ということで約3万2000円ほどの差額が生じておまして、台数と掛けまして金額にしますと、米軍人軍属等の課税額は約3億円。それを一般県民並みに置き換えますと9億円ということで、6億円ほどの差額が生じるという結果となっています。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 ちなみに、私は優遇税制だと表現しましたが、県民並みに徴収すれば、今、6億円ですか。では、復帰後の適用なので、復帰以降でいうと本来、県民並みに徴収していたのであれば幾ら入っていたのかというこの差額について確認します。

○伊川秀樹会計管理者 昭和48年から令和元年度までの48年間の差額ということでございますけれども、

差額だけで申しますと、約291億円という差額になる状況です。

○瀬長美佐雄委員 ちなみに、この自動車米軍関係に対する県民との課税額の減免ということについては、全国知事会あたりは是正を求めると。いわゆる、日本国民並みに納めるべきだという立場になっているかなと思いますが、そこら辺の状況はどんなですか。

○伊川秀樹会計管理者 あくまでも税務課等への確認でございますけれども、御承知のように、毎年8月頃に開催されております涉外関係の主要都道府県知事連絡協議会一涉外知事会でございますけれども、そちらを通して、今お話しのあります同様の要望を国に対して行っているという状況でございます。

○瀬長美佐雄委員 表現として適切かどうか分かりませんが、本当に米軍に対する思いやり予算というふうな表現も可能じゃないのかなと思いますので、ぜひそこは改善の方向で全国知事会とともに頑張っていたきたいと思います。

意見書の23ページにあります、第10款の財産収入について伺います。不動産売却収入が9億円余り増えているというふうな記述ですが、その特徴的な内容というか、なぜ増えたのかという点で確認、伺います。

○伊川秀樹会計管理者 これは旧運転免許試験場跡地の売却等に伴う状況だと確認をしております。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 あと、第11款、意見書23ページですが、寄附金のことで首里城火災関連ですというふうな記述もありますが、そこと基金との関係ですね。その現状、寄附金がどうなっているのか含めて伺います。

○伊川秀樹会計管理者 今、寄附金ということで、土木の(目)土木費の寄附金の決算額で14億2300万円ということで記載されておりますけれども、令和2年3月16日付で首里城復興基金が設置されておまして、令和2年10月12日時点では、受入済額は32億6434万9704円となっております。国と協議、調整が調った事業に充てるということで、事業費等が定まってないこともありまして、基金の運用については検討中ということで、関係部局からは確認をしております。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 今、32億円と答えましたが、この32億円と決算上計上されている14億円ということであると、合計した額が首里城に関する寄附金という理解でいいですか。

○伊川秀樹会計管理者 それぞれ各市町村等団体を通して基金のほうには積み立てられてきますけれども、3月16日時点で基金ということで、基金条例をつくりまして、5月29日に14億2576万円を積み立てて、その間にそれぞれ受け入れて、最終的には10月12日時点で32億円余の基金の受入済額ということでございます。

○瀬長美佐雄委員 分かりました。

ちなみに、この寄附金の11款ですが、前年度のこの決算の中で見ましたら、土地開発公社から10億円の寄附がありましたという記載がありました。内容的には、豊見城豊崎の土地売却だというふうなことでしたが、公社から寄附という形で県に入ったということだったようですが、今後の見通しとして、このように土地開発公社、豊崎、あるいはそういった土地開発公社が管理している土地が売却益というか売却していく中で、再度、県にこういうふうな形で、歳入として見込まれるという状況については分かりますか。今後もあり得るのか。

○伊川秀樹会計管理者 これまで2回ほど寄附をしておりますけれども、あくまでも前回の10億円というのは公社の自発的な寄附で、あくまでも公社のほうで総務省との調整の上で、当該公社の事業に支障がないということと、公社の経営努力を阻害するおそれがないということを踏まえて自発的にやった部分です。今後どうなるかというのは公社等、所管部局で対応を確認できればと思います。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 特別会計のほうで、沖縄県公債管理特別会計というのがあります。23年度に設置されて、目的としては公債費の適正管理を図ることになっています。借換債などの運用で管理すると。市町村は、ある意味で、金利の安い借換えをする中で歳出を抑えるという努力が市町村では直接見えるんですが、この会計の持つ意味、運用や効果、実績として上げているのかどうか伺います。

○伊川秀樹会計管理者 御承知のように、従前は、公債費ということで一般会計中で処理はしておりましたが、特段生じた一つの理由としましては、今お話しにあったように、借換債を行ってきたという経緯がありまして、毎年発行されます通常債、一般的なその地方債の管理と借換債の部分の償還、管理を明確にするということ。あと、これまで沖縄県は、沖縄銀行、琉球銀行等指定金融機関等を中心に、海邦銀行とかJAですね、そこら辺の5金融機関を中心に調達をしてきたんですけれども、最近はJA等が抜け出してございまして、今後、こういうふうな民間資金

等の調達の状況等を踏まえて、スムーズに調達をするということをやるとの方策で、こういう特別会計を設けたということ。あとは、沖縄県は今、市場公募債ということで大きな地方債の借入れを行っていませんので、今後、いろんな事業等を行うための中でスムーズに地方債の借入れができることを前提として、この公債特会はできたものと伺っております。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 続きまして、ふるさと納税についてなんですけど、その実績、この間の推移、増え続けているのかなとは思いますが、どんな状況なんでしょうか。

○伊川秀樹会計管理者 27年度からの流れですけれども、27年度4526万円、28年度が8071万円、29年度3867万円、30年度4197万円で、令和元年度が1億8883万円ということで、これは首里城関係が大きく影響しておりました。これまでの5年の推移としては、このような状況でございます。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 ちなみに、ふるさと納税については、お礼の品と返礼品に関するものが問題にもなったし、それが逆に言えば、地域振興にも寄与しているという関係もあろうかと思いますが、沖縄県のこのふるさと納税の部分でいうと返礼品に対する考え方としたらどういう状況でしょうか。

○伊川秀樹会計管理者 これは総務部税務課が所管ではございますけれども、お伺いしたところによりますと、ふるさと納税の寄附金制度の本来の趣旨に立ち返るとということで、特産品の返礼に頼ることなく寄附を募っていただくということで、今は、返礼品なしでの寄附金の募集ということで実施していることは確認しています。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 ちなみに、コロナ禍の中で、様々な分野でいろんな業種が困っているという状況にあります。京都をはじめ、全国の都道府県レベル、あるいは自治体レベルでも、クラウドファンディングを公的に実施して、それに基づいて、様々な団体、個人の支援をというふうな実践が行われているようです。県内でも、とりわけ伝統芸能の文化継承に努める団体、個人の皆さんからの要望も承る中で、個人でやったら手数料やら様々2割、3割は何か経費で飛んでしまうという、仕組み上そうだと伺いましたが、これを公的にやっていただければ、寄附という行為がそのまま支援に回るという関係もあって、全国の自治体でも広がっていくのかなと思いますが、

もし、県内でそういったクラウドファンディングの要望、あるいはそれに応えたこういう仕組みづくりという点では、政策的なものでありますが、こういう事業を行うことが、仕組みとしては可能かどうかの確認をしたいと思いますが、どうでしょうか。

○伊川秀樹会計管理者 これについては、確かに新聞紙上等いろんなところで財源等を確保するという意味合いで確認はしておりますけれども、それが県の中における事業ということで、どういう立ち位置になっているかというのは少し確認しかねますので、大変申し訳ありませんがお答えしかねます。

○瀬長美佐雄委員 これは、事業サイド一執行する立場の例えば文化観光スポーツ部で、そういった支援という形のクラウドファンディングをやりたいということがあって初めてかなうのかなと思いますが、確認したかったのは、そういった行為を仕組みとして全国的に取り組まれているわけですから、可能だと。例えば首里城は、首里城目的の寄附がある場合にそういった仕掛けがあって、クラウドファンディングはそういった位置づけでつくって、それで支援に回すという仕掛けとしては可能じゃないかなという観点での質問でした。どうなんでしょうか。

○伊川秀樹会計管理者 それも含めまして、ふるさと納税は税務課が対応しておりますけれども、事業実施する中において、どのような財源ないし人材を活用していくかという部分では、それぞれの部、県庁全体でそれをどう所管、管理していくかということになりますので、ちょっとお答えしかねる部分がございます。

以上です。

○座波一委員長 翁長雄治委員。

○翁長雄治委員 お疲れさまです。もうこれから後半戦ですので、残りも頑張ってください。

今、いろいろ先輩方のお話伺いながら、私からいろいろと聞こうかなと思っていただいたものも皆さんの中で大分理解をさせていただいたので、僕のほうからは、1つ、2つ確認のものをお願いします。

最初にですね、今回の昨年度の決算の中で、歳入歳出のバランスとか、基金の残高であるとか公債比率、あとは県税の徴収率というところを見て、これから、例えば今年度、この新型コロナウイルスの影響で大きな影響が県内にも広がっている中で、そして、2年後には新しい沖縄の振興が始まっていくという中で、これから沖縄がいろいろと転換があるわけですが、そのあたりの観点から見た今の県の財政のところの評価を、監査のほうからお伺いしたいなというふうに思います。

○安慶名均代表監査委員 現状の財政状況については、令和元年度決算をベースに審査意見書にもいろいろと記述をしているところで、午前中からそういった回答もしておりますけれども、このような財政状況の中で、これまである程度、堅実な財政運営ののかなというところもございます。

ただ、やはりまだ脆弱な財政構造というところで改善すべき点も多々あると思いますけれども、基金の状況等を見たときに、健全な財政運営がされてきているんだろうと思いますが、新たにコロナの対応であるとか、あるいはコロナ後の対応なども出てくると思いますので、新たな要素も生まれてきている中で、現振計が今、終了を前にして次期振計につなげていくようなところで、県の企画サイドを中心に、しっかりいろんな検証、評価をしながら、議論しているところだと思います。この部分については、そこらの議論に委ねたいと思います。

監査委員としてどうあるべきという意見は、差し控えたいと思います。申し訳ありませんがお願いします。

○翁長雄治委員 ありがとうございます。

監査委員のほうからなかなかそういったところの所見は難しいのかもしれませんが、振計がどういった形になるかとかはありますけれども、これまで沖縄が踏襲してきた形のを今後継続していくというのは、社会の情勢が大きく変わっていく中で、沖縄がもうやっぱり変化をしていかなきゃいけない。そういった中で、やっぱりこの決算というものが非常に僕は重要なものだと思いますので、今後でもですね、ぜひお願いします。要は、指摘を多く出させていただくという意味では、ぜひよろしく願いますというところで。

あと、先ほどから話が幾つか出ているんですけども、僕はちょっとこの基金のところでも少しお伺いしたいんですけども、先ほど来から話があるように、沖縄県は全国に比べて公債比率が低いという部分が、これが恐らく先ほど監査委員からお話があったみたいに、堅実な財政運営のところにつながっているのかなとは思いますが、それに比較して、減債基金のほうが全国に比べて高い傾向にあるのかなというふうに感じております。

そのあたりのほうの所見をお伺いしたいです。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、会計管理者から沖縄県は市場公募債を発行していないため減債基金の積立額は他府県よりも低い傾向にあるとの説明があった。)

○座波一委員長 再開いたします。

伊川秀樹会計管理者。

○伊川秀樹会計管理者 もう一つ、減債基金の積立額について影響したことというのは、やっぱりその年度年度の事業量ないし形態、経済対策とも影響してきますけれども、やっぱり予算規模、事業量等、それに伴ってその裏負担額の部分で地方債というのは発行していきますので、そういうことで一概に多い少ないというのはなかなか比較しにくい部分もあるのかなと考えています。

以上です。

○翁長雄治委員 そうですね、ちょっとこの辺あたり、また僕も勉強しながら、皆さんに教えていただきながらなんですけども、例えば、昨年度の財政調整基金の残高が今年の補正の財源になってくるわけですね。なので、今、特にコロナの状況があるからこそ全国に比べても、例えば九州の中で比べると、それなりにあったからこそ、今、思い切った事業展開とか補助もできたりとかするのかなというふうに思います。この減債基金のほうで、今お話しをいろいろと伺っていると、今までの推移をずっと見てもそんなに激減するようなことがもちろんなくて、一定程度この安定した中で、積立てであったりとか、取崩しもあるんでしょうけども行われていると。このコロナの中で、こういったものを何か活用しながら使っていくことができないのかなというようにことをお伺いしたいです。

○安慶名均代表監査委員 基金の代表的なもので主要3基金と言われるものがございますけれども、その中で財政調整基金は、いろんな経済事情の変動などによる年度間の財源の不均衡の調整であるとか、災害の発生等の緊急の支出増に対処するための基金として財政調整基金が置かれております。今回もコロナの補正対応についてはその財政調整基金を取り崩して対応しているところでもありますけれども、もうあと2つの減債基金、あるいは県有施設整備基金、これについては、その充てる目的が条例で定められておりますので、そういったコロナとか、緊急の財政需要に対応する広く一般的に使える基金としては、財政調整基金の活用だと思っております。

○翁長雄治委員 もちろん基金の用途はそれぞれ決まっているものなので、それぞれを直接充てるということはもちろん難しいでしょうけども、財政の組立ての中で、その基金の積立てに充てる部分とか、そういったところを考えていく必要があるんじゃないかなと。もう今年度で92億円まで財政調整基金が下がると。コロナが今年度で本当にある程度収まっ

てくれればいいですけども、来年、再来年と続くといってきた中には、非常にこの財政調整基金の残高では心もとない。目の前にこういうふうに減債基金が二百何十億円あって、なおかつ沖縄県がこの減債基金を今、他の都道府県に比べて、積み立てて満期一括償還とかそういった今、可能性もないというところであれば、目の前のコロナに対応するためには必要なんじゃないかなというふうに考えていますけれども、今、多分その答弁は何か難しいのかなと思いますので、そういったことを提案して、僕の質疑は終わりたいと思います。ありがとうございました。

以上です。

○座波一委員長 山里将雄委員。

○山里将雄委員 それでは、質問、質疑を少しばかりしたいと思います。今回、私はこの決算委員会、県の決算というのは初めて出て、勉強という意味で少しだけ質疑をいたします。

まずは、これまでも何人かの委員の皆さんから質疑が出ている経常収支比率の件でございますけれども、先ほど答弁もありましたけども、経常収支比率は一般的に大体70から80%程度が適正であるというふうに理解しております。沖縄県では、市町村もそうなんですけれども、非常に高い傾向があります。財政の弾力性が失われているという状況があるんですが、その原因をきちっと分析して、経常経費を抑制しなければならぬというふうに思っています。県の場合97.1%、これもちょっと高いのかなというふうな印象です。経常収支比率は、人件費とか扶助費とか、あるいは公債費のような経常的な経費、いわゆる経常経費ですね。これを抑制する必要があるんですけれども、経常収支比率を押し上げている主な経常経費、これは何だとお考えですか。

○安慶名均代表監査委員 今、委員がおっしゃったように、経常収支比率が97.1%ということで、昨年度よりも1.4ポイント高くなっているという状況がございます。ただ、今、適正な水準として70、80というような数値が委員からもありましたけども、私も先ほど答弁の中でもお話をしましたけど、実態としては、もう都道府県では東京都を除いて全て90%という状況があるという前提での答弁をさせていただきたいと思いますが、この経常収支比率を増加させている主な要因としては、やっぱり義務的経費であろうと。この人件費あるいは社会保障関係経費、そういったものが、今この収支比率を押し上げる要因というところだと思います。

以上です。

○山里将雄委員 そうですね。そういった要因だと

思いますけれども、その経常経費の中でも、例えば扶助費等についてはね、これはなかなかいわゆる福祉とか社会保障の部分ですので、なかなかそれを抑制するということが難しいと思います。別のところで抑えていかなければならないというふうになるんですけれども、県としての対策、どんな対策を講じているかなんですけれど、これはもしかしたらここでの答弁は難しいのかもしれないですけれども、皆さんの中で答えられる、答弁できる範囲で把握している分があればお答えいただけますか。

○安慶名均代表監査委員 義務的経費を押し上げている要因というところで、今回の沖縄県の状況からすると人件費が大きくて、その内容が特別支援学級の増などに伴う定数増、職員の増による人件費の増ということですので、なかなか義務的経費の部分を抑制するというのは、非常に難しいのが実情だと思います。その他の経費については、当然、沖縄県の今、行政運営プログラムに基づいて行財政改革を今実証しているところでもありますので、その中にある様々な施策をですね、やはりそれを着実に実施をして、義務的経費も含めて必要な経費はしっかりと予算を確保しながら、その予算の確保を裏づける歳入の増、増収を図るところで基本的な答弁になるかと思いますが、そういった形で全庁的に、全般的に、やはり歳入歳出をしっかりと見直しながら、堅実にこのバランスの取れた財政運営をやっていくというところが基本かだと思います。

以上です。

○山里将雄委員 ありがとうございます。

それでは、次になんですけれども、県債残高の件なんですけれども、県債残高は200億円余減少しているというふうなことになってはいますが、それは県債残高抑制の取組によるというふうに決算意見書では述べているんですけれども、これもたしか先ほども同じような質問、質疑があったように思っていますので、ちょっと重複するかもしれないですけれども、具体的にどんな取組が行われたのか、もう一度御説明いただけますか。

○安慶名均代表監査委員 県債残高については毎年度減少しております、元年度の決算については、前年度より対200億円減少しているという委員のおっしゃるとおりの状況でございます。その取組としましては、まず、県債の発行の抑制ということで大規模な県単箱物整備を抑制する、あるいは、国の経済対策は別としまして、通常の県債の発行を上限目標210億円に設定をして、その中で収める努力をしていくというような取組があります。そのような取組の

中で、前年度に比べて約200億円、平成27年から見ると600億円程度、県債残高は減少しているという状況があります。

○山里将雄委員 この県債発行の件なんですけれども、これは県債発行と関連する実質公債費比率率なんですけれども、これが九州平均や全国平均より下回っているということだが、先ほどありました九州平均で10.9%、全国平均で11.7%という中で、県は7.9%ということですね、財政の健全化判断基準が25%に対して非常に低いということで、非常に健全な状況にはあるというふうに思います。これはいいことではあるんでしょうけれども、今後も県としては、県債を抑制する必要がある、この低い状態でさらに抑制する必要があるというふうにお考えでしょうか。

○安慶名均代表監査委員 財政運営の判断については、これは執行部のほうが責任を持って決定をして実行していくものだと思いますけれども、実は、確かに今、小さいわけなんですけれども、また、先ほども言ったように人件費であるとか、扶助費であるとか、そういった義務的経費もこれからしっかりと取組をしつつも、やはり傾向としては増えていく状況が現実があるかと思いますが、そういった財源の確保も含めて、もう少しやはりトータルの財政運営の中で決定していくことだと思いますので、そのあたりについて、今、私どもの持っている情報の中で、なかなかこれを評価して判断をお答えすることはちょっと難しいので、それはもう執行部側、財政当局のほうで確認いただければと思います。

以上です。

○山里将雄委員 実はこれを聞いたのはですね、抑制をする必要があるとあって聞いたのは、私としてはもう県債の抑制、この状況であればそれほど抑えていく必要はないんじゃないかというふうに考えたんですね。やっぱりきちとしたその財政運営ができていのであれば、県債を発行することも必要なんだというふうに考えているものですから、こういう質問をさせていただきました。御答弁ありがとうございました。

最後になりますけれども、今回、この意見書の中で、実質収支、あるいは単年度収支が示されているんですけれども、実質単年度収支というものがありませんね。それでこの件について質問をしたら、この場では、この実質単年度収支ということについての答弁はできないと。ここで表すものではないというふうな職員の方からの説明があったんですけれども、やっぱりこの実質単年度収支というのは、そ

の年の実質的な収支、本来の収支を見る上で非常に分かりやすいといえますかね、重要なものだと考えていますので、この実質単年度収支は、我々としてはいつ頃、どこで確認することができるのか、その件についてだけ教えていただけますか。

○安慶名均代表監査委員 ただいまの御質問は、この審査意見書の実質収支の状況の中で、実質収支まであって、この実質単年度収支とかの表記がないというところからの御質問かと思えますけれども、実質単年度収支は、これは単年度収支から当該年度のその黒字要素である財政調整基金の積立てであるとか、地方債の繰上償還であるとか、あるいは、赤字要素である財政調整基金の取崩し、そういったものを差し引いた額ということになりますけれども。これについては、決算統計の中で、普通会計という中で全国との比較をする中での指標の一つとして採用されておりまして、今、私どもの一般会計の決算を示している部分では、実質単年度収支というのは出てこないところなのでここに入っていないんですが、これを確認するとしたら、普通会計というところで決算統計の中では沖縄県の数値、それから全国の数値を確認して比較も可能かと思えます。

以上です。

○山里将雄委員 分かりました。

決算統計はたしか7月ぐらいに行われるというふうに記憶していますので、その頃に、その後にも確認をしたいと思えます。

以上です。

○座波一委員長 新垣光栄委員。

○新垣光栄委員 よろしくお願ひします。

それでは審査意見書の中から、まだまだ自主財源の割合でよくなっているという中で、九州平均や全国平均を下回っているという中で、その自主財源を増やすという観点から、課税権を行使するという一私たち観光目的税を導入しようとかというのも、今、コロナ禍で延期しないといけない状況である。そしてまた、徴収対策の強化、そして使用料、手数料の見直し、そして県が有する財産の有効活用、それと、産業よっての課税の涵養等があると思うんですけども。その中でですね、今こういう厳しい中で自主財源を上げていくためには、大変難しいと思うんですけど、どのようなのが一番有力だと思っておりますか。

○安慶名均代表監査委員 自主財源を増やす方法、実は今、答弁する内容は既に御質問の中でもう出てしまっていて、ちょっと新たなものというか、今というのがなかなか難しいではありますけれども、やは

り、もう自主財源を増やす方策としては、既存のまじ資源を活用するという意味では、県税等の徴収対策の強化一ちょっと質問の繰り返しになりますけれども、強化が必要ですし、あるいは受益者負担の原則であるとか、負担の公平性の確保などの観点から、使用料、手数料の見直しをする。それから、お話もありました未利用地の有効利用で、県有財産の活用というところでの収入増もあります。様々な観点から、こういう既存の資源をより活用して収入を増やすということがまずあって、それに加えて、やはり将来どうしてもいろんな、先ほど来話に出ている人件費の部分であるとか、扶助費、社会保障関係の経費、そういった将来の財政需要の増に対応する意味では、今の既存の資源の活用だけでは少し足りない、弱いのかなと思いますので、やはり中長期的な観点からの産業振興、それから新たな税収の増、もっと厚みのある税収の増、これをやはり追求していかなければいけないかなというふうに思っています。

○新垣光栄委員 その中で、今回、徴収対策の部分で、30年度は99.1%、全国でも収納率が3位ということで、本当に県の職員の頑張りですね。各市町村に出向いていただいて、指導とかをやっていただいて本当に頑張っていると思います。その中で今回、収納率が落ちているということで、また、収入未済額のほうも大分増えてきたということで、先ほどにコロナによる税の収入の猶予等があったということなんですけども、そのほかにですね、やはり生活が苦しくなっていて、そういう収入未済のほうも増えているのではないかなと私は勝手に思っているんですけど。その辺の状況というのは、まだまだ出ていないのか、今後、出てくると思われるんですけども、影響はしていないのかな。まだ影響がないのかですね、今後どのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○安慶名均代表監査委員 収納率が落ちて収入未済が増えるというのは、通常一般的に考えると、納税者の収入減であったり、いろんな失業であったり、あとは病気等で経済的なそういった理由で払えない、あるいは、法人の営業不振による資金難で税に回らない、あるいは、もう倒産をしてしまうというところが通常は影響するところで、これについては、例年の同様な事情なのかなと思いますけど、今回落ちている部分で、私どもが聞き取った範囲では、先ほど今、委員がおっしゃったように、徴収猶予の特例制度の適用が出てきたり、あるいは、4月、5月の出納整理中に、ちょうどコロナの影響でなかなかそういった活動ができなかったというところが、収納率が落ちた理由だというふうに聞いています。

コロナの影響で、県内の経済にも大きな影響は出ていると思いますし、それは税収の今後にもこれから影響が出てくると思いますが、その部分については、今、私ども監査のほうで、どの程度の影響が出るというようなところまでのお答えはちょっとできませんので、私どもも、やはり県の財政の中で税収の占める割合というのは非常に大きなものがありますので注視はしていきたいと思いますが、ちょっと具体的なお答えは今できない状況でございます。

以上です。

○新垣光栄委員 私は、個人県民税が相当これから下がってきているなという、この表を見て思ったものですから。それがまた市町村にも影響してくるので、どうしても自主財源の部分が気になって質疑をさせていただくと。その中で、沖縄独自の資産を活用するという意味で、今、県の有している財産の有効活用ということで、県が持っている土地関係を一先ほどの質疑のほうでもあったんですけども、旧運転免許跡地の売却等で処理したりしているんですけども、それは、県の行財政改革の中での方針にのっとって今売却を進めているのかどうかです。

○安慶名均代表監査委員 この財産の処分に関しては、県では公有財産の管理運用方針があります。これに基づいて、利活用のできない普通財産の保有は必要最小限にとどめるところで、将来にわたって保有する必要がないと判断される財産については、適正な手続を踏まえて処分をしていくという基本的な方針がございます。

先ほどの運転免許試験場が、いろんなこの方針の中のどの部分の考えでやれたかどうかというのはよく分かりませんが、一般的にはそういう方針があることとですね、あと、沖縄県の今の行政運営プログラム、この中でも、収支のバランスが取れた持続可能な財政マネジメントの強化という部分で、いろんなのがありますが、県有地のいろんな数値目標を立てておりますけども、その中の一つに県有地の売却件数などもあって、やはり将来的に活用の予定のない土地については、売却等も含めて有効活用するという具体的な取組の中で行われているものだと思います。

以上です。

○新垣光栄委員 私は本当に今、この1年の売却の状況を見ていると、私たちから見たら本当に有効利用できる土地をどんどんどんどん売っているようにしか見えなくてですね。この土地を活用すれば、もっと県の収入が入ってくるのではないかなって思ったりもしてですね。この辺をもう少し、監査の目から

も本当にこの使い勝手が悪い土地なのか、もう少し監査の目から見ていただきたいなど。そしてまた、私たち沖縄県が苦しんでいれば、私たちが支援している各種団体も苦しんでいて、そのような方々も、県有地を貸していただければもっと運営もよくなるということも、幾度か意見を聞いております。そういう、一般的な財源的なものを見るのではなく、もう少しこの土地の有効活用に関しては、大きな視点から見ていただきたいなと思っておりますけども、どうでしょうか。意見として。

○安慶名均代表監査委員 県のこの公有財産の売却に至る過程の検討のプロセスの御説明をさせてもらいたいんですが、県有の未利用地がある場合には、まず初めに、県庁内で有効利用ができるかどうか、所管の部局内、あるいはそれを超えて各他部局も含めて全庁的にですね、そういう基本的なまずは調査をして、まずそれが無い場合には、その所在の市町村などに対しても買受けの意向など活用の計画がないかどうか、そういったことをしっかり確認をした上で、そういったことがない場合になって、一般競争入札とかそういった形で売却をするというふうなこういう手続規程がありますので、それにのっとって庁内あるいは関係市町村との意向も確認をしながら、処分はされているものということで、監査委員としては、そういった県の基本的な方針、規則・規程等に基づいて適正に手続は行われているものだろうというふうには理解をしております。

○新垣光栄委員 ありがとうございます。

それではですね、もう少しお願いいたします。

繰越額について、11ページなんですけども、事故繰越の部分があると思うんですけども、詳しく、もう少し具体的にこの事故繰越の部分の状況を教えてください。

○伊川秀樹会計管理者 今回の事故繰越額約6億5845万7980円なんですけども、その主なるものは約4億7800万円ぐらいですね。事業名として、沖縄医療施設等施設整備事業ということで、豊見城中央病院の移転改築に伴う事業が、開発許可等の調整の遅れで繰越しになったということで、今回、事故繰りになっております。

以上です。

○新垣光栄委員 それでは、関連して81ページ。

令和元年度の繰越状況、要因のほうがありますけれども、私は、土地収用等でこの繰越が多いのかなって思っていたんですけども、結構、計画変更による繰越が多いんですよ。そして、その他の部分があると思うんですけども。本当にしっかりとした

計画を、細心に事前に練っていれば繰越しが相当減るのではないかなと今思っているんですけども、監査の観点から、この計画変更というのはどのような認識でしょうか。

○安慶名均代表監査委員 繰越しについては、この表にありますように、主な要因として典型的に分類した形になっているかと思うんですが、計画変更であるとか、関係機関との調整の遅れ、あるいは年度末、年度中途の国の補正予算関連の事業であるとか、あるいは用地取得の難航というものが挙がっています。計画変更がどういう内容かという、個別具体的な事例まではなかなかあれなんですけど、実際に事業着手する中で、例えば現地の状況で設計の変更が生じるであるとか、あるいは設計の過程の中で、いろんな関係者との調整の中でいろんなお話が出て、内容を変更しないといけないと、そういった事案があるかと思えます。それで、監査委員としてはその意見の中で、このような理由で繰越しが起きている現状がありますので、そういう事業執行に当たっては、その事業効果が早期に発現されるよう、要するに、繰越しが出ないように、圧縮できるように、その執行管理の徹底と計画的、効率的な執行というところを、繰越しの圧縮のための対応として、意見を申し上げているところでございます。

以上です。

○新垣光栄委員 しっかり事前調査をやって、設計段階でしっかりとした計画が立てられれば、変更がないのかなと思っております。

そして、その他の繰越しというのは、ソフト交付金の部分と考えてよろしいでしょうか。各市町村のですね。一括交付金の部分というか。

○安慶名均代表監査委員 今、御指摘のあったその他のほうですけども、一括交付金については、それぞれの理由一用地取得であるとか、調整の遅れとか計画変更、そういったところにちゃんと分離されていると思います。申し訳ありませんが、今、その他の中身を示すデータをちょっと持ち合わせておりません。

○新垣光栄委員 それでは最後に、この令和3年度以降、地方自治法の改正によって、内部統制に関する評価が監査委員のほうに付されてくると思うんですけども、今後、この内部統制でしっかりとした組織強化が図られると期待をしております。これは、5ページですね。まだ実施されていないものですから、それにかかる展望等でよろしいんですけども、監査委員としての思い、内部統制に期待する御意見があったら、よろしくお願ひいたします。

○安慶名均代表監査委員 お答えいたします。

内部統制は、これは平成29年の地方自治法の改正によって導入されることになっておりまして、地方公共団体の長は一県においては知事はですね、その内部統制体制を整備して、令和3年度以降、今年度から内部統制は一応スタートしています。この1年分のその評価を、次年度以降、報告書を作成してこれについて監査委員の意見を付して、今の決算書審査意見書というような同じようなプロセスですね、議会に提出をし、公表するということになっております。

今現在、知事部局のほうでリスクの洗い出しであるとか、様々な取組を進めているところではありませんけども、この監査委員として期待するところというところでは、この内部統制制度が有効に機能することによって、やはり基本的な部分は執行側である知事部局自らチェックを行うと。そのチェックについても、それはしっかりチェックをしているかどうかというのは、また内部統制評価報告書を監査委員は審査をすることになりますので、それを通して審査もしながら、実際の監査については、例えば、監査委員としては特定の項目であるとか、重点的な分野を今以上により深掘りをしたり、専門性を発揮してより高度な内容の監査、それがこの内部統制制度が期待しているところでもありますので、私たちとしても、しっかり内部統制が機能したときには、また新たな監査の形というのを検討していかないといけないかなと思っております。

以上です。

○座波一委員長 金城勉委員。

○金城勉委員 どうも朝から長時間、大変お疲れさまです。私は、2点に絞って簡潔に質問をさせていただきます。

まず、1点目についてはですね、沖縄関係予算の編成の仕方というのが一括計上方式になっております。これは内閣府によって、沖縄関係予算ということで計上されるんですけども、他の都道府県は各省ごとに計上する方式が採用されておりまして、沖縄だけそういう一括計上方式になっているんですけども、これについての認識をお聞かせください。

○安慶名均代表監査委員 沖縄振興予算については、公共事業を中心として、関連事業の全体把握であるこの一括計上をすることによって、その全体把握であるとか、あるいは事業間の進捗調整、そういったことが有効に機能するということが一括計上の仕組みだと思っております。この一括計上方式で事業予算を確保して事業をやることで、沖縄振興特別措置

法に基づくいろんな各種施策の総合的かつ計画的な推進に寄与してきたというものだというふうに考えています。

以上です。

○金城勉委員 この方式がもうそろそろ10年という経過をたどるんですけれども、他の都道府県ともその予算の組み方、普通の県になるための一つの考え方として、やはりほかの都道府県と同様に、各省計上方式でやるというそういう考え方、そういう議論というのはありますか。

○安慶名均代表監査委員 これまでの実績を踏まえて、いろんな沖縄振興特別措置法に基づく各種施策も、総合的かつ計画的な推進に寄与してきた沖縄県のいろんな社会資本制度整備の推進に、大分寄与してきたという認識は持っておりますけれども、これについての今後の展開についてはですね、今、企画部を中心に、いろんなこれまでの実績の検証、仕組みの検証を通して評価をしながら、沖縄の将来どのような仕組みがいいのか、あるいは次期振計に向けてどのような仕組みがいいかというのは、今、検討されている最中だと思います。監査としては、それに関与して何か事業をしているわけでもありませんので、ちょっと今後の部分については答弁を差し控えたいと思います。お願いいたします。

○金城勉委員 沖縄振興特別措置法の下で事業は進められるんですけれども、その沖縄振興特別措置法、今後も継続をしていくんでしょうけれども、その下での各省計上方式ということの採用ということも可能というふうに考えますか、形としては。

○安慶名均代表監査委員 この沖縄振興特別措置法の下での予算の計上方式で、今までの一括計上以外に、その下であっても各省計上も可能かという御質問かと思っておりますけれども、ちょっとこれについては、なかなかこの制度の仕組みを詳細に把握していないところですので、なかなかお答えするのはちょっと難しいかと思っています。

○金城勉委員 すみませんね。ちょっと難しい質問をしてしまいましたけれども、これは企画のほうに聞いたほうがいいのかと思いますね。ありがとうございました。

それともう一点はですね、病院事業の件についての経営成績や財政状況についての認識をお聞かせください。

○安慶名均代表監査委員 病院事業会計の令和元年度決算の状況から見た決算の内容は、いわゆる財政の状況ですけども、元年度決算は、この5年ぶりに経常収支が黒字化したというところで、最終的に

約3億7000万円の純利益を計上しております。この点では、いろんな取組の成果が現れていると思いますが、ただ、それでも当年度未処理欠損金は約89億円というところで非常に多額でありますし、また、資本合計も昨年度に引き続きマイナスと一マイナス約7億円というところでありますので、審査意見書にも記述をしておりますけれども、前年度に引き続き、極めて厳しい状況にあるという意見を述べております。

また、今後についても、これからまた企業債の償還であるとか、あるいは老朽化した施設や医療機器の更新など、多額の資金が必要になってくると考えておりますし、いろんな人件費の増加であるとか、また、新型コロナの影響による収益の減少、これも見込まれるところでもありますので、病院事業の経営状況はより厳しい状況があるのかなというふうに考えています。

以上です。

○金城勉委員 そうした指摘については、皆さんのほうと病院事業局のほうとの話合いというか、議論というのはありますか。

○安慶名均代表監査委員 この状況をテーマとして、特別に監査と病院で面談をして議論するというようなことは今のところはありませんけれども、病院、各県立病院も監査をした上で、最終的に本庁の監査をしております。病院事業局長ほか、本庁の皆さんを対象に、監査委員の4名で監査をしておりますので、その中ではこのような財政状況を前提としていろんなお話もさせてもらっていますし、審査意見書にある監査委員からの要望についてもお伝えをしているところです。また、審査意見書、知事に手交する場合にも病院事業局長も同席をいただいて、この内容についても、その場で私のほうから概要、指摘の内容、意見の内容については説明したところであります。

以上です。

○金城勉委員 ちなみに、令和元年度の繰入金は幾らでしたかね。

○安慶名均代表監査委員 令和元年度の決算の中で数値を確認しておりますけれども、一般会計の繰入金は約85億円でございます。

○座波一委員長 大城憲幸委員。

○大城憲幸委員 最後です。よろしくお願ひします。時間はかけませんので、大局的に、歳入歳出それぞれの認識と、方針的な部分を確認しながらやりたいと思いますので、お願ひします。

まずは、出納が作った令和元年の歳入歳出決算の

概要の資料の7ページからお願いします。ちょっと見にくいんですけども、分かりやすい資料で、5年間の歳入の推移が表になっていますけれども、まず、先ほど来ずっとある、どうしても自主財源を増やさないといけないと、県税を充実させないといけないということかというと、この5年間、県税は約210億円、5年で増えているわけですね。この伸び率の推移というのは、皆さんも、財政収支の見通しをつくりながら、予想をしながらやっていくわけですけども、この推移についての評価はどうか、皆さんの想像以上にこれは伸びていますよね。ちょっとお願いします。

○安慶名均代表監査委員 財政収支の見通し、あるいはその計画の部分については、私ども監査委員も会計管理者のほうもその作成に携わっているわけではちょっとありませんので、決算の数値として見たときに、これだけ毎年度、30億円とか40億円とかいうオーダーで伸びてきているというところについては、非常に好調な経済を反映しているかと思えますけれども、税務当局の努力も含めてよく頑張っているなというふうには思いますが、何かと比較して予想外とかいう部分については、少し意見は差し控えたいと思います。

○大城憲幸委員 我々、収支のバランスの取れた財政運営をしないといけないわけですから、そういう意味での視点では、自主財源の確保というのが一番大きな課題ですので、ここはよく頑張ってきたし、それはもう県経済の好調さに支えられてこれがあるわけですね。それで一方で、この表でいくと、いわゆる国庫支出金のほうがもうこの5年間で490億円減っているわけですよ。だから、やっぱりこの部分が今度、投資的経費がどんどんどんどん減ってしまっている。そして、義務的経費は増えている。結果として、経常収支比率が97.1%まで上がってしまった。そういうようなことになるんじゃないかなと思いますけれども。ちなみに皆さんのところでは、こういう国庫支出金がもう年々数百億円、数十億円減っていきますよ、今後、どう危機感を持ってこの数字を見ればいいのか、あるいは県税の推移がこのコロナの影響でどれくらい減るのか、そういうようなものの予測とか、それを一何ていうのかな、見通して何か助言するとかというものはないんですか、監査としては。

○安慶名均代表監査委員 今の新型コロナの部分については、監査としても今のこのような財政状況の中で、新たな課題が今、出てきているわけですので、もちろんこれは従来の審査意見書には当然ありませ

んけども、今回、審査意見書の行財政運営についての中で、この新型コロナの感染症拡大が県内経済に多大な影響を与えているということ。それから、それが県税収入等への影響が懸念されると。その一方で、感染症対策であるとか、あるいは経済、雇用対策など、新たなその財政需要にも適切に対応しないといけないということ指摘して、そのためにいろんな、国へのコロナ関係の財政支援も強く求めるとともに、引き続き歳入歳出のバランスの取れた財政運営というところを、しっかりと努めていただきたいという趣旨で意見を述べているところでありませ

以上です。

○大城憲幸委員 今言った審査意見書の3ページに戻りますけれども、そういう表現をしてはいるんですけどもね、私が言いたいのは、やっぱり歳入の部分でも非常にこれから自主財源を増やすと、みんなその必要性は感じているし、皆さんも自主財源を増やす必要がありますよねというのを言っているのはそのとおりだと思います。そして、さっきもあつたように、この3ページの中でもあるように、行政運営プログラムに基づいてしっかり取り組んできましたと。これからも取り組んでいきますとは言うんですけども、ただ、今言った、これだけ好調な経済の中で、去年よりも自主財源を78億円も伸ばしたんだけれども、やっぱり追いついていないと。なかなか収支のバランスの今後の見通しというのが、取り切れない状況になってるんじゃないかというふうに危機感を持っているわけですね。そういう意味では、歳出のほうで二、三、聞きたいんですけども、歳出のほうでは先ほど来ある、やっぱり人件費が非常に増えていると。特に、教育費を中心に、特別支援学級の増に伴う人件費の増が今後も続くんじゃないかというふうに言われていますけれども、今、2000億円ぐらいその経常収支比率に占める人件費の割合も、九州なんかに比べても高いわけですけども、この辺の見通しというのは皆さんではどう見えていますか。そういうのは出したことがないですか。

○安慶名均代表監査委員 監査のほうからは、現状の数値を踏まえての分析、評価的なことで指摘はしており、また、その意見を述べさせてはもらっていませんけれども、私どものほうで将来の見通しを立てるとか、あるいは将来、具体的にこうすべきというようなところまでの言及は従来やっておりませ

○大城憲幸委員 そうですね、それぞれ具体的には教育委員会なり、全体でやるとは思います。ただやっぱり、部局を超えた部分がある、あるいはもう社会保障なんかまさに、統計などでどんどん上がる、右

肩上がりで増えるというのはもう共通して認識はあると思いますけれども、この人件費、教育費の部分、あるいは公共施設の老朽化への対策の部分、やっぱりそういうところが我々の予想を超えた形で、今後どんどん増えてくるんじゃないか。あるいは、そういう中で今回のコロナでの経済への大打撃。そして、それに伴うまたさらに支出も増えてくるというところでは、私、ここで言いたいのは、やっぱり歳入の部分も歳出の部分も、次年度予算編成に向けては本当に厳しいものが求められるんじゃないかなと思うんですよ。だから、この3ページの審査意見では、やっぱり私はもっともっと皆さんが厳しい指摘をしてもいいんじゃないかなと。もっと危機感を持って取り組まないと、県民に持続可能な行政サービス、福祉の向上というのは維持できませんよというメッセージを送ることによって、職員も関係者も締まるんじゃないかなと思うんですけれども、その辺については、ぜひとも皆さんにも今後期待したいんですけども、その辺についての考え方はどうですか。

○安慶名均代表監査委員 監査委員として、あるいは監査委員事務局としては、これまでの決算書を審査する過程で現れてきた課題等については、こういう形で意見を述べられております。

我々は審査意見を—この財政状況の分析をしっかりと執行部には捉えてもらって予算編成をやるとか、将来の財政運営にはしっかりと、具体的にやはり検討して反映させていただきたいという趣旨で、この意見書は記述をしているところです。さらには、またそれ以上に具体的にという今、委員からのお話ですけれども、そこになるとなかなか、よりこれ以上に監査が執行側の中に踏み込んでいかないと、なかなかこれ以上具体的に提案というのは、ちょっと現状としては厳しいかなというふうに思っています。我々は我々の役割として、審査意見書、これは知事に提出をしておりますので、しっかりと全庁を挙げて意見書の内容を分析していただいて、適切な対応を強く求めているところであります。

以上です。

○大城憲幸委員 その辺は、監査の役割の認識も含めて少し違いはあるかもしれませんが、その辺はもう答弁求めませんがね。

やっぱり、今日もずっと議論があるように、職員の皆さんが頑張っているのは分かります。しかし、歳入の今後の見通し、歳出の今後の見通し、様々考えれば考えるほど、非常に危機感を持って対応をしないといけないのは間違いないと思うんですよね。

だからそういう中で、やっぱりこの行政運営プロ

グラムにも、最小の経費で最大の効果を上げるんだとか、もっともっと福祉の向上、質を上げるんだとかすばらしい言葉を書いていますけれども、やっぱり具体的にやるのは職員一人一人だし、それを予算の編成なんかを議論するのは我々議員の役割でもある。やっぱりそこに対して私は、専門の監査の皆さんがもっともっと踏み込んだ具体的な厳しい指摘も含めて、踏み込んだ意見を出してほしいなと思いますので、その辺に期待して質問を終わります。よろしくをお願いします。

○座波一委員長 以上で会計管理者及び代表監査委員に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○座波一委員長 再開いたします。

今回は、10月22日 木曜日 午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これで散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 座 波 一

令和2年第6回
沖縄県議会（定例会）
閉会中継続審査

総務企画委員会記録（第1号）

開会の日時、場所

年月日 令和2年10月15日（木曜日）
開会 午前10時3分
散会 午後5時38分
場所 第4委員会室

警察本部長 宮沢忠孝君
警務部長 岡本慎一郎君
会計課長 森本直樹君
生活安全部長 松崎賀充君
交通部長 大城辰男君

本日の委員会に付した事件

- 令和2年 令和元年度沖縄県一般会計決算
第6回議会の認定について（知事公室、総
認定第1号 務部及び公安委員会所管分）
- 令和2年 令和元年度沖縄県所有者不明土
第6回議会の地管理特別会計決算の認定につ
認定第8号 いて
- 令和2年 令和元年度沖縄県公債管理特別
第6回議会の会計決算の認定について
認定第20号
- 視察調査について（追加議題）

（開会前に、総務部長から令和元年度補正予算（第7号）について、10月14日付で専決処分を行った経緯及び当該補正予算の概要について説明があった。）

○又吉清義委員長 ただいまから総務企画委員会を開会いたします。

本委員会所管事務調査事件「本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について」に係る令和2年第6回議会認定第1号、同認定第8号及び同認定第20号の決算3件の調査を一括して議題といたします。

本日の説明員として、知事公室長、総務部長及び警察本部長の出席を求めています。

まず初めに、知事公室長から知事公室関係決算の概要説明を求めます。

金城賢知事公室長。

○金城賢知事公室長 おはようございます。

令和元年度の知事公室所管の決算の概要について御説明いたします。

ただいま通知しましたのは、令和元年度歳入歳出決算説明資料知事公室でございます。

タップして御覧ください。

表紙と目次をスクロールして1ページを御覧ください。

一般会計歳入決算状況について御説明申し上げます。予算現額（A）の欄37億1362万7600円に対し、調定額（B）の欄31億3928万2256円、収入済額（C）の欄31億3928万2256円。調定額に対する収入済額の割合である収入比率は100%となっており、過誤納額、不納欠損額、収入未済額はいずれも0円でございます。

歳入の主な項目について上から御説明いたします。一番上の段、（款）使用料及び手数料のうち（目）証紙収入の収入済額1603万6900円は、危険物取扱者免状に係る手数料及び危険物取扱作業の保安に関する講習手数料等であります。

出席委員

委員長 又吉清義君
副委員長 島尻忠明君
委員 仲村家治君 花城大輔君
仲田弘毅君 当山勝利君
仲宗根悟君 西銘純恵さん
渡久地修君 國仲昌二君
山里将雄君 平良昭一君
當間盛夫君

説明のため出席した者の職、氏名

知事公室長 金城賢君
参事兼基地対策課長 溜政仁君
辺野古新基地建設問題対策課長 田代寛幸君
防災危機管理課長 石川欣吾君
総務部長 池田竹州君
総務私学課長 下地常夫君
人事課長 茂太強君
行政管理課長 森田崇史君
財政課長 武田真君
税務課長 喜友名潤君
管財課長 古市実哉君

2番目の、(款) 国庫支出金のうち(目) 総務費国庫補助金収入済額30億6780万4124円の内訳は、沖縄振興特別推進交付金3億8192万6124円及び不発弾等処理促進費26億8587万8000円でございます。

次に、2ページを御覧ください。

一番下の段、(款) 県債のうち(目) 総務債4440万円は沖縄振興特別推進交付金事業の特定地域特別振興事業に係るものであります。

次に、3ページを御覧ください。

一般会計歳出決算状況について御説明申し上げます。予算現額(A)の欄55億2037万2800円に対し支出済額(B)の欄48億2062万7999円、不用額2億5604万42円となっております。予算現額に対する支出済額の割合である執行率は87.3%となっております。

翌年度繰越額4億4370万4759円の内訳及び主な理由について御説明いたします。(項) 総務管理費(目) 諸費の2億5738万1659円は、特定地域特別振興事業においてオリンピック特需に伴う資材不足による建設工事の遅れ及び関係機関との調整遅れによるものでございます。

(項) 防災費(目) 防災総務費の1億8632万3100円の主な理由は、不発弾等処理事業費の中の市町村事業において関連工事の遅れにより磁気探査にも遅れが生じたこと、広域探査発掘加速化事業において工事用地の借り上げ交渉が難航したことにより、工事の施工が遅れたことなどによるものでございます。

不用額2億5604万42円の主なものを御説明いたします。(目) 諸費の4637万2698円は、事業計画の変更により米国でのシンポジウムが未実施となったことや、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、他国地位協定調査の一部を次年度へ延期したことによるもの等でございます。

(目) 防災総務費の1億5947万173円は、不発弾等処理事業費の中の市町村支援事業における計画変更等による補助金の執行残によるもの等でございます。

以上が知事公室所管の一般会計の令和元年度歳入歳出決算の状況でございます。

御審査のほど、よろしく御願ひ申し上げます。

以上でございます。

○又吉清義委員長 知事公室長の説明は終わりました。

次に、総務部長から総務部関係決算の概要説明を求めます。

池田竹州総務部長。

○池田竹州総務部長 令和元年度の総務部所管の一般会計並びに所有者不明土地管理特別会計及び公債管理特別会計の2つの特別会計の歳入歳出決算につ

いて、通知いたしました令和元年度歳入歳出決算説明資料に基づいて御説明申し上げます。

なお、説明の都合上ページが前後する場合もございますが、あらかじめ御了承くださるようお願いいたします。

それでは、1ページを御覧ください。

総務部所管の歳入総額について御説明申し上げます。予算現額が一番上の行ですけれども、計(A)の欄5627億8513万1671円、調定額(B)の欄5576億8957万864円、収入済額(C)の欄5555億6261万1755円、うち過誤納額6061万6035円、不納欠損額(D)の欄1億740万2208円、収入未済額(E)の欄20億8017万2936円となっております。調定額に対する収入済額の割合である収入比率は99.6%となっております。

なお、説明資料の右端の欄に沖縄県歳入歳出決算書の該当ページを記載しておりますので御参照ください。

それでは、2ページにスクロールをお願いいたします。

続きまして、総務部所管の歳出総額について御説明申し上げます。予算現額の計(A)の欄2269億2418万3501円に対し支出済額(B)の欄2257億7887万1814円、翌年度繰越額(C)の欄3億5289万1239円、不用額7億9242万448円となっております。予算現額に対する支出済額の割合である執行率は99.5%となっております。

次に、会計ごとの歳入歳出決算について御説明申し上げます。

3ページを御覧ください。

一般会計の歳入決算の概要について御説明申し上げます。総務部所管としまして一番上の行、総務部計の行ですが、予算現額の計(A)の欄4844億7651万7671円、調定額(B)の欄4793億5480万9552円、収入済額(C)の欄4772億4288万413円、うち過誤納額6061万6035円、不納欠損額(D)の欄1億740万2208円、収入未済額(E)の欄20億6514万2966円、収入比率は99.6%となっております。

収入済額4772億4288万413円の主なものは、2行下の(款) 県税1362億2095万3076円、6ページの1行目(款) 地方交付税2110億7444万6000円でございます。

恐縮ですが、3ページのほうにお戻りください。

収入済額のうち過誤納額6061万6035円の主なものは、2行下、(款) 県税6060万648円でございます。過誤納金の主な理由としましては、県税に係る減額更正等による過誤納で、出納整理期間中に還付処理ができないものでございます。なお、当該過誤納に

つきましては、令和2年度において全て還付処理することとしております。

不納欠損額1億740万2208円の主なものは、2行下、(款) 県税1億544万7987円であります。その主なものは、(項) 県民税、(項) 事業税、(項) 不動産取得税などとなっております。不納欠損の理由としましては、滞納処分できる財産がない、滞納者の所在不明等の理由により関係法令に基づき不納欠損の処理をしたものであります。

次に、収入未済額20億6514万2966円について御説明申し上げます。2行下、(款) 県税の収入未済額19億3113万5955円の主なものは、(項) 県民税、(項) 事業税、(項) 不動産取得税、次の4ページの(項) 自動車税となっております。その主な要因としては、納税者の収入の減、失業、病気などによる経済的理由や、不動産業者の経営不振による資金難、倒産による滞納などによるものでもございます。

少し飛びますが、7ページを御覧ください。

1行目、(款) 財産収入の収入未済額4626万2486円は、(項) 財産運用収入の(目) 財産貸付収入で生じており、その主な要因は、借地人の病気や経営不振、生活苦などの経済的理由によるものでございます。

次の8ページを御覧ください。

1行目の(款) 諸収入の収入未済額8774万4525円の主なものは、2行目、(項) 延滞金、加算金及び過料の(目) 加算金で、その主な要因は、法人の資金難や倒産による滞納であり、経済的理由によるものでございます。

9ページを御覧ください。

一般会計の歳出決算の概要について御説明申し上げます。総務部所管として、予算現額計(A)の欄1486億1556万9501円に対し支出済額(B)の欄1476億2204万4046円、翌年度繰越額(C)の欄3億5289万1239円、不用額6億4063万4216円、執行率は99.3%となっております。

繰越額3億5289万1239円につきましては、(款) 総務費における長期的な視点に立った公共施設のマネジメントを推進する事業及び本庁14階電算室の空調機更新を行う事業において明許繰越として計上しているものと、本庁舎の外壁を補修する事業において事故繰越として計上しているものの合計でございます。

明許繰越の事業における理由としましては、八重山職員住宅平得団地の長寿命化を図るための大規模改修工事におきまして、入札不調等により再入札による手続に日数を要したため、14階電算室空調機更新を行う事業におきましては、空調機の製作期間が

想定以上かかったことにより、それぞれ年度内完了が困難となったことによるものでございます。

事故繰越をした本庁舎の外壁を補修する事業においては、外壁補修における打診調査の結果、早急に補修を必要とする箇所が想定以上であったことが判明したことから、年度内完了が困難となったことが繰越しの理由でございます。

次に、不用額6億4063万4216円について、その主なものを(款) ごとに御説明申し上げます。2行下の(款) 総務費の不用額5億5584万8185円は、主に高等学校等就学支援金の支給実績が見込みを下回ったこと等により不用が生じたものでございます。

次の10ページを御覧ください。

1行目の(款) 公債費の不用額2767万8546円は、主に証券の割引料の執行残による不用でございます。

その下7行目の(款) 諸支出金の不用額662万3944円は、主に(項) ゴルフ場利用税交付金や、次の11ページになりますけれども、(項) 地方消費税交付金の不用でございます。

次に、12ページを御覧ください。

(款) 予備費の不用額5048万3541円は、年度内の緊急支出に充用したものの残額でございます。

以上が令和元年度一般会計における総務部の決算概要でございます。

引き続き、特別会計の決算概要について御説明申し上げます。

13ページを御覧ください。

所有者不明土地管理特別会計について御説明申し上げます。当会計は、所有者不明土地の管理及び調査を行うための特別会計でございます。

まず、歳入決算の概要について御説明申し上げます。予算現額計(A)の欄1億6905万7000円、調定額(B)の欄2億56万1181円、収入済額(C)の欄1億8553万1211円、収入未済額(E)の欄1502万9970円となっております。収入未済額1502万9970円は、主に、4行下になりますが、(目) 財産貸付収入843万5488円で、借地人の経済的理由などによる滞納額でございます。

14ページを御覧ください。

次に、歳出決算の概要について御説明申し上げます。予算現額計(A)の欄1億6905万7000円に対し支出済額(B)の欄2262万7637円、不用額1億4642万9363円となっております。不用額の主なものは、予備費の支出がなかったことによるものでございます。

15ページを御覧ください。

次に、公債管理特別会計について御説明申し上げます。当会計は、公債費を一般会計と区別して管理

するための特別会計でございます。

まず、歳入決算の概要について御説明申し上げます。

予算現額計（A）の欄781億3955万7000円、調定額（B）の欄及び収入済額（C）の欄は同額で781億3420万131円となっております。

16ページを御覧ください。

次に、歳出決算の概要について御説明申し上げます。予算現額計（A）の欄781億3955万7000円に対し支出済額781億3420万131円、不用額535万6869円となっております。不用額の主なものは（目）公債諸費で、証券発行に必要な登録手数料等の執行がなかったことによる不用でございます。

以上が総務部所管一般会計及び2つの特別会計の令和元年度歳入歳出決算の概要でございます。

御審査のほど、よろしく願い申し上げます。

○又吉清義委員長 総務部長の説明は終わりました。

次に、警察本部長から公安委員会関係決算の概要説明を求めます。

宮沢忠孝警察本部長。

○宮沢忠孝警察本部長 おはようございます。

公安委員会所管の令和元年度一般会計歳入歳出決算の概要について、令和元年度歳入歳出決算説明資料に基づき御説明いたします。

1ページを御覧ください。

初めに、一般会計の歳入決算の概要について御説明いたします。

公安委員会所管の歳入決算の総額は、予算現額15億7549万4000円に対しまして、調定額は15億5274万7818円、収入済額が15億3946万705円、不納欠損額は67万2000円、収入未済額は1264万5113円、調定額に対する収入比率は99.1%となっております。

以下、各（款）ごとに順次御説明いたします。

（款）使用料及び手数料ですが、予算現額5833万7000円、調定額、収入済額ともに5609万4129円となっております。

（款）国庫支出金は、予算現額12億3019万1000円、調定額、収入済額ともに11億8719万1000円であります。

（款）財産収入は、予算現額2036万8000円、調定額、収入済額ともに2509万6745円あります。

2ページを御覧ください。

（款）諸収入は、予算現額2億6659万8000円、調定額は2億8436万5944円、収入済額は2億7107万8831円、不納欠損額67万2000円、収入未済額1264万5113円あります。

収入未済につきましては、主に放置駐車車両違反

金であります。

不納欠損につきましては、平成25年度に調定した放置駐車車両違反金であります。転居先不明等で納付命令が送達できなかったものや、財産がなく財産差押えが執行できず、時効が成立したものであります。

以上が、一般会計歳入決算の概要であります。

3ページを御覧ください。

次に、一般会計の歳出決算の概要について御説明いたします。

公安委員会の歳出決算は、予算現額357億1516万1000円に対しまして支出済額は347億9990万5356円、翌年度繰越額は5億6686万4000円、不用額は3億4839万1644円、執行率は97.4%となっております。

翌年度繰越額について、（項）警察管理費（目）警察施設費は3億5845万円となっており、警察本部庁舎昇降機更新工事について、入札不調により工事計画を見直し、年度を越えた工期設定となったことによるもの、また、（項）警察活動費（目）交通指導取締費は2億841万4000円となっており、中央線変移システム老朽化更新の工事が入札不調となり、年度内に事業完了が不可能となったことによるものであります。

次に、不用額3億4839万1644円について、その主なものを御説明いたします。（項）警察管理費（目）警察本部費の不用額1億7276万5463円は、主に退職手当の執行残によるものであります。（目）装備費の不用額7224万5642円は、主にヘリコプター耐空検査が豪雨災害により契約の不履行になったことに伴う執行残によるものであります。

次に、（項）警察活動費（目）刑事警察費の不用額3329万2200円は、主に遺体搬送委託料等の執行残によるものであります。（目）交通指導取締費の不用額1947万1613円は、主に交通安全施設の工事契約の一部不履行に伴う執行残によるものであります。

以上が一般会計歳出決算の概要であります。

なお、特別会計の歳入支出についてはございません。

以上で公安委員会所管の令和元年度歳入歳出決算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○又吉清義委員長 警察本部長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。本日の質疑につきましては、決算議案の審査等に係る基本的事項に従って行うことにいたします。

決算特別委員長から調査を依頼された事項は、沖

縄県議会委員会条例第2条に規定する所管事務に関する決算事項でありますので、十分御留意願います。

要調査事項を提起しようとする委員は、質疑の際にその旨を発言するものとし、明 10月16日、当委員会の質疑終了後に改めて、要調査事項とする理由の説明を求めることにいたします。

その後、決算特別委員会における調査の必要性についての意見交換や要調査事項及び特記事項の整理を行った上で、決算特別委員会に報告することいたします。

委員長の質疑の持ち時間については、決算特別委員会に準じて、譲渡しないことにいたします。

また、質疑に際しましては、あらかじめ引用する決算資料の名称、ページ及び事業名等を告げた上で、該当ページをタブレットの通知機能により委員自ら通知し、質疑を行うようお願いいたします。

さらに、答弁に当たっては、総括的、政策的な質疑に対しては部局長が行い、それ以外はできるだけ担当部課長等の補助答弁者が行うことにしたいと思いますので、委員及び執行部の皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

なお、課長等補助答弁者が答弁を行う際は、あらかじめ職、氏名を教えてください。

質疑及び答弁に当たっては、その都度、委員長の許可を得てから、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

それでは、これより直ちに各決算に対する質疑を行います。

島尻忠明委員。

○島尻忠明委員 おはようございます。

まず最初に、知事公室長、総務部長、警察本部長にお伺いいたします。先般、玉城デニー知事、これまでの知事としての成果を問われまして、最初は0点ということでありましたけど、皆さん50点という報告もしておりますが、皆さんこの件については、大変皆さん日々お仕事御奮闘して県民のために頑張っていると思いますが、この件に関してはどのように思っておりますか。

○金城賢知事公室長 お答えをしたいと思います。

島尻委員から、知事が50点という評価に対してということですが、これは決して県職員に対しての評価ということではなくて、知事御自身の仕事のありようというものについて、より厳しい観点から述べられたものというふうに理解をしております。

○池田竹州総務部長 私どもも、例えば、コロナのものにつきましては、既に専決処分を行いました—

7次にわたる補正も行っております。そういった面で、事務方としては当然できるところは全力で取り組んでいるところでございます。知事の御発言は、御本人の言わばある程度政治的な部分も含めた御発言なのかなというふうに考えております。

○宮沢忠孝警察本部長 県警察は知事の直接の指揮監督を受ける立場にはございませんし、知事自身のお言葉なのでコメントは差し控えたいと思いますが、いずれにしましても、県警察も予算であるとかあるいは条例案の提出であるとか、そういった面で知事の総合調整を受ける立場でございますが、知事からは警察活動に対して大変御理解をいただいております。様々な面で御協力をいただいているというふうに認識をしております。

○島尻忠明委員 今日は決算、要するに委員会でありますので、そもそもやはり予算の計上をして、しっかりその上でお仕事をしています。知事が幾ら個人的なものであっても、やっぱり行政がしっかり機能をしていないのではないかなと受ける県民もいるわけですよ。今日、このように皆さん認定をということでありますが、そもそも0点とか50点である皆さん、決算もですね、認定等提案すること自体、私はおかしいと思うんですよ。先ほど言いましたけど、これ予算決算も確かに指揮権等云々あるんですけど、いわゆるその予算の枠内でお仕事をしているわけですから、今日のこの決算委員会も私はいかなものかなというふうに認識をしております。仕事もしていないのに、これ認定して下さってのはおかしい話じゃないですか。

もう一度、総務部長と室長、答弁いただけますか、この辺も踏まえて。

○池田竹州総務部長 私ども、地方自治法等法令に基づいて、決算の審査をお願いしております。そういった過程におきましては、これが何点だというようなものは当然ながらございません。マスコミの取材に対して、そういう御自身のもので答えられたものと思っております。我々は法令、あるいは財務規程に基づきまして、執行し、調整したものを監査委員の意見を付しまして、審査をお願いしているところでございます。

○金城賢知事公室長 公室といたしましても、県議会で承認をいただいた予算について、より適正かつ効果的に予算を執行するという姿勢で元年度予算を執行してきたところでありまして、この予算について、県議会において、本日決算委員会において御審査をいただいた上で承認をいただくということで考えております。

○島尻忠明委員 室長、部長、私が冒頭申し上げましたのは、確かに皆さん一生懸命仕事をしている。私もこれはしっかり認識をしております。ただ、私も地方議会含めて長い間議会活動をしておりますけど、初めてですよ、こういった首長が。やはりこれ自分一要するに、これまでの2年間を振り返ってどうですかということですから、確かに政治的な言葉もあると思いますが、やはり公約も立て、しっかりと予算も計上をして、単年度でありますけどしっかりとやってきた、その関係も含めて私はしっかりと皆さんの労に報いるためにも、しっかりと言葉で表していただけなかったのかなというふうに、二十五、六年政治をしていますけど、議員していますけど、大変残念でなりません。本当に皆さんはしっかりとお仕事をしているわけですから、その辺も含めて、私はやはり今日の決算でありますけど、長が評価していないのに、皆さんのお仕事を評価していないのに、なかなかこれ厳しいのかなというふうに認識をして挑んでおりますので、ぜひその辺は皆さんもですね、私はしっかりとお仕事をしているところは評価いたしますので、またコロナ禍の中で大変でありますけど、なかなかこの長の言葉って厳しいのかなというふうに感じております。

では、それで、中身に入らせていただきます。

まず、1ページ。総務部の資料の1ページですね、過誤納金の説明をお願いいたします。6061万6035円の件ですね。

○喜友名潤税務課長 お答えいたします。

総務部における過誤納金は約6062万円となっております。その全てが県税関係のものとなっております。県税関係の大部分を法人県民税及び法人事業税が占めておまして、この法人等の申告納付における税額の変更等に伴い、過払いとなった税額を納税者へ還付すべきものが過誤納金となります。法人の申告の場合、中間申告というのがございまして、事業年度開始の日、6か月を経過した日から2か月以内に中間申告を行い、前年度の2分の1を中間納付額として納める必要がございます。事業年度終了後は、2か月以内に確定申告を行い、確定年税額から中間納付額を控除した金額を納めることとなります。確定年税額が中間納付額よりも下回った場合に、過誤納金として還付処理が行われます。出納整理期間終了時点で過誤納金となっている分は、翌年度歳出予算から償還金として納税者へ還付することとなっております。

以上でございます。

○島尻忠明委員 4ページお願いいたします。

4ページの(項)の自動車税のところなんですけれども、この自動車税が収入未済額というのがあるんですけれども、そもそも自動車税というのはいろんな車検を受けたり、いろんなときに、そのときに納付をしないと車検も受けられないとかあるんですけれども、これどういったもので収入未済額になっているのか答弁をお願いいたします。

○喜友名潤税務課長 自動車税の収入未済額についてお答えいたします。自動車税の収入未済額9980万2164円でございますけれども、これは年度末で滞納になっている自動車税でございます。納税者が所在不明であるとか、差し押さえる財産がないですとか、差し押さえているんですが、まだ税金が納付されていないとかというものが収入未済額となっております。

○島尻忠明委員 ちょっと戻りまして、(項)の軽油引取税というのがあるんですが、この説明をお願いいたします。4ページです。

○喜友名潤税務課長 軽油引取税についてお答えいたします。軽油引取税は、主にディーゼル車の燃料に使用する軽油の購入者に課税される税金でございます。納税義務者といたしましては、元売業者または特約業者から軽油を現実に引き取った方などでございますが、納める額は引き取った軽油の量に税率が1キロリットルにつき3万2100円となっております。

以上でございます。

○島尻忠明委員 いや、ですから、それは分かるんです。ということは何で未収入額になっているかということを知りたいわけですよ。

○喜友名潤税務課長 失礼いたしました。

軽油引取税の収入未済額についてお答えいたします。軽油引取税の収入未済額4454万2808円でございますが、これは主にですね、不正軽油というのがございまして、例えば、ディーゼル車に軽油を入れなくて重油を入れるとか、そういった事案がございまして、その不正事案を調査して課税したものでございますが、年度末の時点では、収入未済では納まっておりませんが、今現在、納付のめどが立っているというふうに聞いておりますので、近々大部分は収納されるものというふうに事務所からは聞いております。

○島尻忠明委員 すみません、9ページをお願いいたします。

(款)の総務費の中の、先ほど説明はありましたが、総務管理費で高等学校という何か説明があったんですけれども、これで不用額が出ております。先ほ

ども説明はあったんですが、その辺ちょっと詳しく説明をお願いいたします。

○下地常夫総務私学課長 9ページであれば、諸費のほうで不用額が2億5982万5000円余り出ておりますが、高等学校等就学支援金事業によるものとなっております。高等学校等就学支援金事業、高校生が安心して教育を受けることができるよう、授業料に対する支援を行う事業となっております。当初の積算では、1万2700名余りに対して、22億2000万円ほどの支給を見込んでおりましたが、11月に学校に見込み調査をしたところ、対象者の増が、約5000人ほど増加するということが見込まれたものですから、2月補正を行いまして、5億6236万9000円の増額補正を行いました。一方、最終実績のほうで不用が出ていますが、対象者について補正の見込みよりもさらに増えて、1万9000人余りとなったんですけれども、その支給額については25億5830万6000円にとどまり、補正で見込んだ額よりも下回って、この2億円余りの不用が生じたものです。その主な要因は、この高等学校等就学支援金事業は、世帯の収入等に依じて額が決まるところがありますので、その対象生徒における世帯収入の見込み違いによって生じたものです。

以上です。

○島尻忠明委員 分かりました。10ページお願いいたします。(款)諸支出金の中でですね、(項)のほうでゴルフ場の交付金がありますけど、この説明と不用額について答弁いただきたいと思えます。

○喜友名潤税務課長 ゴルフ場利用税交付金についてお答えいたします。ゴルフ場利用税につきましては、県で徴収している税金でございますが、その税金の7割は、また市町村に交付するというようになっております。その市町村に交付した交付金が当初予算で5億4597万3000円でございますが、支出済額が5億5309万4136円となりまして、不用額が322万7864円となっております。

この不用額につきましては、ゴルフ場利用税の収入を見込む際に、少し多めに見込んでいるために、実際の収入がそれよりも少なかったのが、市町村交付金が実際の交付額が少なくなったということで不用になったものでございます。

○島尻忠明委員 この交付金を地方に交付するというのは、これはいつ頃—交付する時期っていつ頃ですか。

○喜友名潤税務課長 お答えいたします。

ゴルフ場所在市町村交付金は、ゴルフ場利用税収入額の70%をゴルフ場所在の市町村に交付するもの

でございますが、交付時期は8月、12月、3月の年3回となっております。

○島尻忠明委員 これは交付を受ける地域は、こういうふうはこの不用額—先ほどは当初予算を多く見積もったという答弁でありましたが、交付される側はそれなりの予算を立てるわけなんですけど—すみません、初めての決算委員会ですけど、これは毎年度こういうふうな決算状況で出てきているんですかね。

○喜友名潤税務課長 ゴルフ場利用税所在市町村交付金につきましては、ほぼ5億円台で安定的に推移しておりまして、令和元年度のゴルフ場利用税市町村交付金が5億5309万4000円でございますが、平成30年度は5億4430万7000円、平成29年度が5億5237万7000円となっております。ほぼ5億円台で推移している状況でございます。

○島尻忠明委員 すみません、13ページお願いいたします。

所有者不明土地管理特別会計のページです。まずですね、この財産収入—どういことをして財産収入として得ているのか、この説明をお願いいたします。

○古市実哉管財課長 所有者不明土地管理特別会計における財産収入、貸付収入ですけれども、沖縄戦に起因する所有者不明土地の貸付けによるものでありまして、民間に対して住宅用地として121件を貸し付けているほか、沖縄防衛局と提供施設内の県管理地貸付契約1件を締結しているものでございます。

以上です。

○島尻忠明委員 それでですね、当初予算が2096万2000円ですか。それで、この調定額との開きが約900万円ぐらい、800万円ちょっとあります。それと、これどういう開きがあるのかとか、説明をお願いいたします。

○古市実哉管財課長 調定額のほうですけれども、特に沖縄防衛局との貸付契約の部分につきまして、貸付料の改定の見込みを少し多めにしたこと、調定額のほうが多めの形になっております。実際、契約したときにはそれよりも下回ったということで、調定額と少し差が出ているということでございます。

以上です。

○島尻忠明委員 これ先ほど答弁がありました、民間にもお貸ししているとか、そこの民間との関係はなくて、防衛だけということの理解でよろしいですか。

○古市実哉管財課長 民間の方に貸し付けているものは、琉球政府から県に管理移管したときに、当時、

既に民間のほうに貸し付けていたものをそのまま引き続き貸し付けて、管理をしているということでございます。また、提供施設内のものにつきましては、提供施設区域の中に所有者不明土地があるということで、用地として提供をしているということでございます。

以上です。

○島尻忠明委員 この収入未済額が840万円幾ばくかあるんですけど、この説明をお願いいたします。

○古市実哉管財課長 収入未済ですけれども、基本的には貸付料の過年度分と現年度分がありますけれども、現年度分については全て収納済みでございます。過年度分につきましては、一部経済的理由などで返納が滞っている方のものが、収入未済という形で計上されております。

以上です。

○島尻忠明委員 今、説明で現年度分はしっかりと納めていただいているってことなんですけど、しかし、過年度分が納められていないという説明がありました。これ5年ですか何年か取れなければ不納欠損額に回るわけですよね。こういう取り方でよろしいんですか。

○古市実哉管財課長 実は、これは県有地ではなくて県が管理している土地なので、どこかに所有者がいるということでございますけれども、今それが戦争により公図公簿等が焼失したことで、所有者が不明となっている形です。中には所有権を主張する方が民事訴訟で所有権を確認してその所有者が分かったときに、所有者でない方がこれまで当該土地を、例えば農地とかで借りていた方がいらっやして、それに伴って過年度分の支払いを拒否しているというような事案とかもありまして、その方々から納付をするようにということで指導をしたりとか、あるいは所在が不明となった方もいますので、所在を確認した上で行き届かなければ、不納欠損とかの手続に入っていこうとしているような事案もございます。

以上です。

○島尻忠明委員 ですから、会計処理上の話です。所有者が云々というのはじゃなくて。実際、現年度払っているわけです、この人は。なぜ過年度払わないということで、その理屈が通るんですか。

○古市実哉管財課長 すみません、説明が足りなかったと思います。過年度分でお支払いしていない方は、先ほどお話ししたような形で、真の所有者が見つかったときに、そこから真の所有者に引き渡したときに、その年度の貸付料を未納のまま払っていないというように、過年度分のものが払われていないとか、

そういうような事案がございます。

以上です。

○島尻忠明委員 真の所有者が見つかって、その方に、今貸している方が払っていないという話なんですけど、それはそもそもこの県の予算、ここでその収入未済額を計上する必要はあるんですか。

○古市実哉管財課長 結局、これまで管理地ではあるんですけども、従前から貸付契約を締結して賃料を払っていただいて借りていた方ですので、その間の貸付料を返していただくということでやっております。ただ、一部住所が不明になった方については、不納欠損の手続を取るというような形でやっておりますし、所在が分かっている方については、その滞納した分を払っていただくということで指導とかをしているところでございます。

以上です。

○島尻忠明委員 ちょっとあまり納得ができないんですけど。それではですね、仮に今、答弁があったように、真の所有者が見つかりました。これまで県のほうで徴収したこの賃料一何というか賃料というか、どういう名目かは分かりませんが、その今まで頂いたものは、やはり真の所有者が見つければそれに皆さんがまたお返しというか、何ですか、この支払いはその方に今までもらった分もするという理解をしていいんですか。

○古市実哉管財課長 真の所有者が見つかったときには、土地をお返しするとともに、これまで貸し付けていた分の賃料を見て、それから管理にかかった費用を差し引いたものを還付金という形でお支払いしているところでございます。

以上です。

○島尻忠明委員 行政的にはそうなると思いますけれど。ただ、今ちょっと引っかかるのは、やはりしっかりと皆さんが、いろんな事情はあるにしても管理をして徴収をしていたわけですから、しっかりと真の所有者が見つければですね、こういうふうに入収入未済額も含めて、やっぱり先ほど説明のあった戦争のとかいろんな問題があつて、こういうものもあるということを知りましたので、しっかりとまた対応方をしていただきたいというふうに思っております。

以上です。ありがとうございました。

○又吉清義委員長 仲村家治委員。

○仲村家治委員 私は成果報告書に基づいて質疑をいたしますので。まず、公安委員会のほうの471ページ。サイバーセキュリティ対策、継続事業でありますけども、昨今、サイバーテロのお話とか、特に警察機構は大変な機関で一万が一ハッカーとか、そ

れと通信機能もダウンして、大変な事態になるという、これはもう沖縄県もそうだと思うんですけども、この対策に関してですね、どのようなことを今やっているのかをお知らせください。

○宮沢忠孝警察本部長 委員御指摘のとおり、サイバー攻撃、サイバーテロであったり—これはシステムを壊す攻撃ですけれども、そういったサイバーテロであったり、あるいはサイバーインテリジェンス—これは情報を盗むという攻撃でございますが、こういったものについては、国家の危機管理上、安全保障上も極めて重要な問題になっているというふうに認識をしております。県警察におきましても、そういった関連から、自らのシステムについてしっかり防御するような形の防御措置を講じておりますし、また、職員に対しましても、いわゆる情報の盗み出しのようなそういったことがあったときに、例えば、怪しげなメールが送られてきたときに、安易にそれを開かないといったような、そういった教養とか訓練、こういったものも進めているというところでございます。

以上でございます。

○仲村家治委員 決算上、本庁のほうには見当たらないんですけども、総務部長、このセキュリティー関係の対策というのは、沖縄県としても対策をしているのかお聞かせください。

○又吉清義委員長 休憩いたします。

(休憩中に、総務部長から、情報セキュリティー関係は企画部の所管であるが、外部メールの無害化等の対策等を実施しているとの説明があった。)

○又吉清義委員長 再開いたします。

仲村家治委員。

○仲村家治委員 県警本部のほうで、今、対策を講じているんですけども、僕ははっきり言ってこの予算では全然足りないと思っているんですね。ましてや1人しかその専属の職員がいないというのも、明らかにこのネット社会の中で万が一、これはテロとして攻撃された場合の、一度侵入されて破壊行為をされた場合ですね、大変な事態になると思いますので、ぜひこの予算をもっと確保して。あと、できたら対策班ぐらいはつくったほうがいいと私は考えますので、次年度以降この対策に関して増額をして、もっと本格的な対策班を創設してほしいと思いますけども、この考え方は聞いてもいいのかな。

○宮沢忠孝警察本部長 まず、この成果報告書の471ページ、472ページの、この予算でございますけれども、これは警察のシステムそのものにかかる予

算ではございませんで、いわゆるネット上の詐欺であるとか、そういった県民の方々がサイバー犯罪に遭うことを防止し、あるいはそれに対する取締りを行うためのそういった予算でございます。警察システムそのものについては別な形で—これは県費であったり、あるいは国費であったり、システムによって様々でございますけれども、そういう予算でございます。別立てでございます。

○仲村家治委員 続きまして、知事公室の成果報告書の7ページ。質問いたします。この消防防災ヘリ導入推進事業ですけれども、市町村との協議会が設立できないその最大の理由は何でしょうか。

○石川欣吾防災危機管理課長 お答えします。

理由、課題が4点挙げられておりまして、それについて今、市町村との個別協議を実施しているところです。1つ目につきましては、防災ヘリの活動範囲ですね、そういったところが、離島まで行けるのか、大丈夫なのかという懸念がありますので、そういったところについて今説明を行っているところです。2つ目が、消防職員の派遣ですね。もし、この航空隊を設置した場合には、市町村の消防から隊員を派遣していただいて航空隊を編成しますので、そういったところの懸念がございますというのが2つ目の点でございます。3つ目が、県と市町村の間の費用負担の問題がございまして、ヘリの運航そのものについては県が全面的に費用負担するんですけども、市町村に対して隊員の派遣、先ほど説明した派遣ですね、これにかかる費用について御負担願えないかというところで理解を求めているところです。最後に、市町村の市町村間の負担案分の問題ですね。こういったところを要素として案分をしていくかというところについて懸念があるとしているところがある。こういったところが、今5団体残っておりますので、ここの個別協議を実施しているところでございます。

以上です。

○仲村家治委員 私が聞いた情報によりますと、このヘリの機種ですね、宮古、石垣までぎりぎり飛べる、航続距離がそのぐらいしかない。なおかつ、行ったのはいいけど着陸できない—災害時もありますので、そのときに燃料補給ができないので帰って来れない可能性がある機種を、まず考えているという話があるんですけども。そのヘリコプターを宮古、石垣まで飛ばないようなヘリを考えていると聞いていますけど、それはどうでしょうか。

○石川欣吾防災危機管理課長 お答えします。

決してそういうような機種選定をしようとしてい

るわけではございませんので。確かに行ったときに相手、着地側の天候不良ということもあるかと思えます。そういったときに、きちんと帰って来られるだけの資機材ではないとまずいというふうに考えておりますので、そういったところも加味、踏まえて、機種については41市町村でヘリを導入しようという合意が取れた後に選定していこうというふうに考えています。

○仲村家治委員 今、おっしゃったように、もし宮古、石垣まで飛べるようなヘリだったら、その購入価格は幾らかというのは調べていますか。

○石川欣吾防災危機管理課長 ヘリについては、大体一平成29年の調査報告でありますけれども、20億円程度かかるものというふうに見込んでおります。

以上です。

○仲村家治委員 平成29年じゃなくて今の段階で、専門家から聞いたらすごい高騰していると。10から15億円だったのが、今、20億円以上するという話なんですけれども、その辺は認知していますか。

○石川欣吾防災危機管理課長 各都道府県です、ヘリの更新だとかそういった情報の収集もしておりますので、その中でどういう機材について、どういう価格であるのかとか、そういったことについて情報は収集をしているところです。

○仲村家治委員 全国でこの消防防災ヘリが導入されていない都道府県はありますか。

○石川欣吾防災危機管理課長 全国一県域で防災ヘリがないところと申しますと、今は沖縄県と佐賀県のみが残っておりまして、佐賀県については今年度末に運航を開始するというふう聞いております。

○仲村家治委員 沖縄だけでしょ、決まっていないのは。これですね、離島の皆さんにとっても、コロナのこともそうだったんですけども、先送りしている感が強いんですよ。だから、この消防防災ヘリにしてもね、確固たる全離島にも飛べる機種、そしてこの予算がどのぐらいかかる、そして各市町村の負担、これを明確に示さないと、なかなかテーブルにつけないと言っているんですよ。アバウト過ぎると言っているんですよ。各市町村に説明する予算の面とか。あと、人員にしても各消防、今人員足りないですよ、定数。その中で、再度市町村に対して消防隊員も出してくださいという要求をしているということなんですけれども、どうなんでしょうか。

○石川欣吾防災危機管理課長 まず、費用の面ですけれども、ローテーションもそうなんですけれども、沖縄県のほうから各市町村に説明を行う際に、ローテーションのサンプルですね、こういったところを

提示しながらやっているというのと、費用負担についてもこういったことがベースになるだろうと一沖縄県消防指令センターがございませけれども、ここではこの案分の割合をこういうふうにしております、これで試算をするとこれぐらいになりますというのを示しながら説明をしているところでございます。

○仲村家治委員 那覇市はもう30万人以上の都市であります。今も消防職員の定数が足りない状況で、なおかつその消防隊員をですね、2人という要求しているらしいんですけども、県としてね、専属の所轄する部署をつくって自ら一緒に汗をかくということを示さないと、広域のときも同じような失敗いたしますよね。那覇市に要求するのが大きいんですよ。県の皆さんは、それに対して応え切れなかったから、あの広域の消防は駄目になったんでしょ。その辺の反省からして、今回はどうなんでしょうか。

○石川欣吾防災危機管理課長 そうですね、委員御指摘の面もあるかと思えますので、そういったところも反省材料にしながらですね、今後とも進めたいなというふうに思っております。

○仲村家治委員 この件はですね、47都道府県で沖縄県だけがヘリのあれがされていない離島県であります。急患のときは自衛隊さんをお願いしている、おんぶにだっこの状態。防災の面でもこういったいまだに市町村ともはっきりした話合いがつかない状況の中で一僕は委員長これはね、この委員会で答え出せないと思うんですよ。これは知事自ら方針を出さないといけないので、要調査事項として要求します。

○又吉清義委員長 ただいま提起のありました要調査事項の取扱いについては、明日10月16日、委員会の質疑終了後に協議いたします。

○仲村家治委員 続きまして、知事公室防災危機管理課の事業の6ページ。この事業なんですけれども、どのような事業なのか詳しく説明をお願いいたします。

○石川欣吾防災危機管理課長 不発弾事業でございませけれども、不発弾の探査を行ったり、あとは住民、企業における建物等を建てる時の支援補助という、補助メニューとして行ったりしているものだったり、あとは市町村が行う公共工事、これに対して補助を出したりというそういうことをしている事業でございませ。

○仲村家治委員 不発弾はですね、もうあと70年以上かかると言われているので、しっかりと市町村と連携して、また民間のですね、まだ知らない方もいらっしゃるんで、この辺は十分告知も併せてしっか

りとやっていっていただきたいという、これはもう要望で終わります。

委員長、以上です。

○又吉清義委員長 花城大輔委員。

○花城大輔委員 主要施策の成果に関する報告書の中から質問をさせていただきたいと思っています。まず、5ページのワシントン事務所ですね。これはもうずっと質問をしてきましたけど、これ今回決算何回目ですか。

○溜政仁参事兼基地対策課長 5回目になります。

○花城大輔委員 この5回の決算の中でですね、この報告書の中の効果と課題、何が変わっていますか。この5回ともほとんど一緒になっていませんか。

○溜政仁参事兼基地対策課長 ワシントン事務所の効果について、ワシントン駐在におきましては、連邦議会議員補佐官等との面談、あるいは公聴会を通じて現地における情報収集、情報発信を精力的に行っているということでございます。米国内の情報を本庁へ報告していると。ワシントン駐在が米国内で行った連邦議会関係者等との面談等の人数については、令和元年は延べ587名となっております。さらに、昨年10月の知事訪米におきましては、10人の連邦議会議員の方々と面談調整、あるいは講演会のコーディネートをを行い、知事が直接、連邦議会議員等に対して沖縄の基地問題の実情を発信することができたと考えております。ワシントン駐在におきましては、知事訪米で面談した連邦議会議員、関係者等への継続したフォローアップ等を行い、働きかけを継続しております。このような駐在の活動もあり、去る6月の下院軍事委員会即応力小委員会の2021年度の国防権限法案に関する書面に、辺野古新基地建設予定地の地下の強度の検証結果などに関する報告書の提出を国防総省に求めることが明記されたものと理解しております。この提案につきましては、残念ながら今回は軍事委員会では採用されませんでした。小委員会のこうした動きというのは大変意義のあるものだと考えております。ワシントン駐在の活動による成果の一つであったのではないかと考えております。

以上です。

○花城大輔委員 この5年間ずっとそうなんです。我々数人の会派のメンバーが質問してきましたけど、この政治的な目的を持つ事務所で何ができるのかと、いろんな質問がありました。英語ができない所長がいたときもありましたね。勤務日数が問題になったような一般質問の内容もありました。あと、ワシントンコア社が本当にこの事業の内容で適正な会社な

のかということもいろいろありましたけど、一番の問題はですね、成果が見えないということだったと思うんです。だけど、一般質問や決算委員会などで質問をすると、報告書にはちょっとしか書かれていないのに、一生懸命長い答弁があって、成果はありますと言うわけですね。この何人と会いましたとか、どこどこに行きましたとか、セミナーに行きましたとか、地元の人とネットワークをつくっていますとかと言うんですけど、だからそれをもってこの事業の目的にどれくらい近づいているかという答弁は今まで一回もないわけですね。しかも、冒頭で話したように、この効果とか課題について何も変わっていないじゃないですか。私はこれが証拠だと思えます。特にですね、目的の中に、正確な状況等の情報発信を行うって書いてあるのに、課題に、情報発信に取り組む必要があるというふうに締めくくられているんですよ。これ改めて説明してもらえないですか。

○溜政仁参事兼基地対策課長 沖縄の基地問題の解決を図る観点からは、沖縄の正確な情報を米国政府や連邦議会関係者等に伝え、沖縄の実情等について理解を深めていただくことが重要であると考えております。このため、出張等で年数回対応をするだけではなくて、現地に滞在して、丁寧に伝えていくということが必要であろうと考えており、対象者が連邦議会議員であったり、連邦政府であったり、いろいろ対象が変わってくることもありますので、こういうところで粘り強く沖縄の実情を訴えていくということが大切であろうと考えているところであります。

以上です。

○花城大輔委員 今回の答弁も何回か聞いた覚えがあるんですよ。なので、この事業目的に合った成果が何だったのかということを確認し、繰り返し聞いていくわけですが、同じ答弁しか聞けないということがずっと続いてきた。だから、この決算委員会の中でも、要調査事項として提起させてもらって、知事に確認をしたいと言ってもそれは実現しない。ずっとずっと分からないまま5回も決算迎えているわけですよ。また、翁長政権が誕生した後に、これは肝煎りの事業だったということもあって、翁長知事は自分の理想とするこのワシントン事務所、何年間か考えながらやってきたというふうに私は想像をするだけではありますけども、そう思っています。そして、その後、玉城県政がこれを引き継ぐわけですね。今回引き継いで、4月から3月までの事業を初めてやって、初めての決算になるわ

けですよ。なので、私は今回の玉城知事に、このワシントン事務所について正直なところどう考えているのか。翁長知事がつくったワシントン事務所をどう評価しているのか。そしてこれから、このワシントン事務所を通してどのような成果を求めるかということとはしっかり確認をしたいというふうに思っています。もう同じ答弁は聞きたくないのですね、生の声を聞きたいなということが1つ。

あともう一つは、前回の一般質問でもありましたが、知事がなかなか答弁しませんね。部長が体を張って頑張るんだけど、それも限界もある。特に、余計な話かもしれませんが、那覇港湾の質問に限っては、もう一切答弁しないで別の場所で謝罪をするというような、おかしいことまで起こっているわけですよ。私はこのワシントン事務所については、この5年間かかった中で、しっかりと今回総括をして、我々が理解が足りなかったら、それは理解をする努力はするし、そうでなければそれを改善することを求めるという場面を持っていただきたいと思っています。なので、委員長、今回のこのワシントン事務所の件についてもですね、改めて要調査事項として提起したいので、お取り計らいをお願いしたいと思います。

○又吉清義委員長 ただいま提起のありました要調査事項の取扱いについては、明日10月16日の委員会の質疑終了後に協議いたします。

○花城大輔委員 次に、同じく主要施策の成果に関する報告書の中の2ページ、辺野古新基地建設問題対策事業ですね。これは辺野古新基地建設対策一何かというと、中を見てみると、裁判とトークキャラバンだというふうに思うんですけども、改めてですね、このトークキャラバンの事業をやるというふうに提案したのは誰ですか。

○田代寛幸辺野古新基地建設問題対策課長 お答えいたします。

令和元年度当初につきましては、普天間飛行場の県内移設に反対する理由ですとか、辺野古新基地建設問題について理解を求めるために、知事の考えを訴えるために、米国でのシンポジウムというものを計画しておったところでございますが、訪米活動を効果的にやるためには、まず国内に向けて機運を醸成する必要があるのではないかとこのことを公室内で調整した結果、米国でのシンポジウムを国内の知事のトークキャラバンに振り替えて実施をいたしたところでございます。

○花城大輔委員 いや、誰が提案してこの事業がなされたのかというふうな質問をしたんですよ。

○田代寛幸辺野古新基地建設問題対策課長 知事公室内で知事と調整をした結果、全国のトークキャラバンを実施しようということになりました。

○花城大輔委員 ちなみに、この事業は今年度はどうなっていますか。

○田代寛幸辺野古新基地建設問題対策課長 本年度も予算措置はしておるところですが、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえながら、今慎重に実施について検討をしているところでございます。

○花城大輔委員 これも私、この効果、課題を讀んでいてとっても思ったのは、日頃から対話による解決というふうなことをいつもなさっている。だけど、これを読むと、裁判で国交省の裁決の取消しに全力を挙げる必要があるとかですね、脳と手足が逆に動いているんじゃないかなというような事業の内容にしか見えないんですよ。これ実際どうなんですか。この事業は、さっきも言いましたけど裁判とトークキャラバンですよ。この裁判とトークキャラバンで国民的な機運を醸成して、どういうふうに解決に導こうとしているんですか。

○田代寛幸辺野古新基地建設問題対策課長 やはり、沖縄の過重な基地負担につきましては、全国の皆様に考えていただいて、そういった中で普天間飛行場の負担軽減、沖縄の基地負担の軽減について、まずは全国の皆様が共有をさせていただいて、そこから何らかの形で解決の糸口を探りたいということも踏まえて、機運醸成を求めてトークキャラバンを実施しているところでございます。

○花城大輔委員 委員長これもですね、先ほど適正な言い方だったか分かりませんが、脳と手足が逆に動いているというのは私の本当に感じたところであるんですよ。だから、しっかりとこの部分ですね、どうしていくのかということ、この事業を通して本来得たい成果というのは何かということも含めてですね、知事に直接確認をしたいというふうに思っておりますので、これについても要調査事項を提起させていただきたいと思っておりますので、お取り計らいをお願いしたいと思います。

○又吉清義委員長 ただいま提起のありました要調査事項の取扱いについては、明日10月16日の委員会の質疑終了後に協議いたします。

○花城大輔委員 今日は2点しか申告していないので、もう終わります。

○又吉清義委員長 仲田弘毅委員。

○仲田弘毅委員 まずは本部長、公安委員会について。これも主要政策についての459ページ。事業名は安全なまちづくりの推進というのがあります。よろ

しいでしょうか。この中身はですね、ちゅらさん運動なんです。稲嶺県政の頃に私たちは地域を盛り上げながら、沖縄県の安全・安心なまちづくりをしましょうと。一生懸命頑張ってきて、その成果も十分出ていると思うんですが、本部長が就任する以前ですから、そのことについてまずは本部長としてですね、こういった運動が地元で行われている、そのことに対してどういったお考えなのか、お願いいたします。

○宮沢忠孝警察本部長 委員御指摘のとおり、条例をつくって県知事はじめ、県、市町村、民間団体、県民挙げて、犯罪の抑止等について総合的にまちづくり、ゆいづくり、ひとづくりという形で取り組んでいるということについては、非常にいい取組だというふうに思っておりますし、刑法犯認知件数については十数年連続で減少しておりますので、一定の成果が上がっているというふうに思っております。引き続きしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。

○仲田弘毅委員 ぜひその気持ちを県民一人一人に啓蒙、啓発をしながら、しっかりと広報もやっていただきたいと思えます。

そして、あと1点はですね、同じ公安の464ページ。これは飲酒運転根絶に向けてであります。これは私たち県議会議員からの議員提案という形で条例化させていただきましたけれども、ただ、残念ながらあまり成果が出ていない。本当に本土の皆さんと比較した場合に、大変厳しい現状だということをつくづく感じているわけですが、そのことに対してですが、今の現状と、評価の中でですね、検挙件数が2147件。これは2か年連続実数で沖縄県は全国一だと、あんまりよくない全国一なんです。それはもう夜間の取締りを含めて、一生懸命頑張っている成果だと思うんですが、この成果があまり上がらない方法ということですね、この飲酒運転根絶に向けて、県警として今後どういうふうな取組をしていくのか、所見で構いませんのでお願いします。

○宮沢忠孝警察本部長 まず、飲酒運転の取締り件数が多いということについては、委員御指摘のとおりでございます。これは、飲酒運転をしている人が多いだろうということもございしますが、一方で、ただいま委員がおっしゃっていただいたとおり、現場で地域警察官が一生懸命取締りを行っているという、夜だったり、あるいは早朝であったりという、そういう成果なのかなというふうに思っております。成果という点に関してでございますけれども、本年の8月末時点における飲酒絡みの事故の発生状況でござ

いますが、人身事故につきましては19件の発生ということでございまして、前年の同時期に比べて30件の大幅減少になっているということでございまして、また、死亡事故については発生がないということでございます。

引き続き、しっかりと飲酒運転根絶ということでございまして、取り組んでまいりたいというふうに思います。

○仲田弘毅委員 今日は県警本部並びに知事公室、総務の役職員の皆さんが一堂に会しているわけですが、私たちがこのちゅらさん運動を展開したときに、しっかりと皆さんで協議の上でちゅらさんバッジを作成しました。私はこの19年、ずっとちゅらさんバッジをつけて公務であろうが、私的であろうが着用させていただいておりますが、ただ、残念ながら本県ですね、県庁職員の部局長関係でも、あまりちゅらさんバッジをつけている方々が、あまりお見受けしないというのがありまして、ぜひ要望として、そのちゅらさんバッジをつけることによって、行動から自分なりのことをしっかりとやっていきたいと、そういうふうに考えています。

では、次に移ります。総務部長。私学振興ですね、沖縄県の公教育含めて、私学も復帰後これだけの伸びができたというのは、私学の大きな力があつたというふうに私は認識をしております。その私学振興の中でですね、県がバックアップしていただいていること、これは私学に通わせる親御さん並びにそうでない親御さんも含めて、沖縄県の将来に大きな夢と希望を持つことにつながっていると思うんです。ただ、残念ながら今回部長の、これは12ページの私立学校振興事業の中で、高等学校等就学支援金事業ですね、私学の。そのほうで不用額が6億円ぐらい出ていて、そのうちの5億円が就学支援金の支給実績が見込み違いであつたということの、そのことについて部長はどう考えていらっしゃるでしょうか。

○下地常夫総務私学課長 高等学校等就学支援金事業の不用額についてお答えします。先ほども説明をしましたが、高等学校等就学支援金事業は、高校生等が安心して教育を受けることができるよう、授業料に対する支援を行うものです。当初予算の積算では、1万2767人に対して、22億2471万円の支給を見込んでおりました。11月に学校に調査を実施したところ、対象者が5013人増の1万7780人となることを見込まれたことから、学校の調査に基づき所要額も積算し、2月補正で5億6200万円余りを増額補正をしたところです。一方、最終実績としましては、対象者については補正の見込みよりさらに増加しまし

て、トータルで1万9367人と、対象者は増になったわけですが、支給額については25億5800万円余りとどまり、その結果は補正見込みを下回って2億2800万円余りの不用が生じたという形です。その主な要因としては、生徒数の増等が、広域通信制高等学校に通う対象生徒となっておりますので、その世帯収入の見込み違いによって生じたものです。この就学支援金事業については、世帯収入によって金額が異なるという面があります。また、世帯収入の確認自体は入学後に申請手続を行って、実際に課税証明なり、額なり、そういったものから収入を出しますので、また広域通信制の場合は随時入学生があるものですから、そういった補正を見込む時点で世帯収入に応じた適切な支給額を正確に見込むというのが難しかったということがあります。ただ一方、全体をカバーするために、ある程度低所得者を多めにとり、ちゃんと払えるように見込んだこともあって、その世帯収入の違いによって不用が生じたという形になっております。

以上です。

○仲田弘毅委員 ぜひ頑張っていたいただきたいと思います。総務部長、予算の管理をしていますから、行政サービスというのは、あくまでも少ない予算で最大の効果を出すというのが行政サービスのモットーだと私は考えております。そういったことも含めてですね、ぜひ末端まで行き届くような行政運営をやっていたいただきたいなど。

次に移りますが、同じく主要施策の5ページで、私たちの同僚委員であります花城委員もやりましたけれども、ワシントン駐在活動事業について質問をさせていただきますが、まずはもってですね、7214万円余りの予算で6900万円余りの決裁がされているわけですが、決算額の内訳について教えていただけますか。

○溜政仁参事兼基地対策課長 御説明いたします。まず、ワシントン駐在につきましては、基地問題をはじめとする沖縄の課題に向け、基地問題に関する情報収集、発信を行っております。決算につきましては、まず特別旅費でございます。それが256万6905円で、委託料が6680万1195円。委託料の内訳としましては、ワシントン駐在の運営支援が3370万7526円で、駐在員の活動支援事業として3309万3669円となっております。

以上です。

○仲田弘毅委員 そこにはワシントンコア社の委託料が入っていると思うんですが、それもうちょっと詳しく細かに報告できますか。

○溜政仁参事兼基地対策課長 委託料の2件、約6600万円につきまして、ワシントンコアに委託しております。その中で、まずワシントン駐在の運営支援としましては、駐在の事務所の運営経費ですね、家賃だとか備品だとか、そういうものについての費用。あるいはFARA関連の業務、駐在員のビザ申請等に関する弁護士への相談料等についての業務がここに含まれております。さらに、ワシントン駐在員の活動支援事業で約3300万円ですけれども、これにつきましては駐在員の活動を実際に支援する業務と、専門家による米国側への働きかけへの支援、知事訪米の際の支援、車両代だとか会場使用料とか、そういうものが含まれているということでございます。

以上です。

○仲田弘毅委員 もう一つ、例えば家賃が幾らとかですが、ワシントンというのは世界的に見て大変物価が高いところなんですね。ですから沖縄、あるいは本土と、そのワシントン事務所と比較する場合は、どうしてもそういったところの数字が必要になってくると思うんですよ。そこから、初めて費用対効果というのが出てきますので、ぜひ次はですね、そういったことも含めてお願いしたいと思います。ワシントンコア社の役割について、もうちょっと詳しく教えていただけますか。

○溜政仁参事兼基地対策課長 先ほども御説明しましたように、ワシントンコアについては大きく2つの業務を行っていただいている、ワシントン駐在の運営支援につきましては、先ほど言いましたように、家賃だとかそういうものの支払いあるいは管理等を行っていただいていると。もう一つ、駐在員の活動支援のほうなんですけれども、駐在員の活動支援あるいは専門家を活用した支援というものですが、例えばワシントン駐在支援の内容としましては、米国での情報発信の支援として、ワシントン駐在のほうにニューズレターということで、現地のほうで沖縄の状況を発信しておりますが、その原稿を作成するものの支援だとか、駐在員の講演活動等の資料作成の支援、あるいはワシントンDCでの活動支援ということで面談の候補者に関する情報だとか、面談の設定、フォローアップ等、あるいはNDAAと呼ばれている国防権限法の動向とか、あるいは今、統合計画が進められているグアムへの移転の関連の情報収集、あるいは米軍関係の主要関係者の人事等の情報収集等を行っていただいております。さらに、専門家等による米国側への働きかけの支援として、沖縄県や駐在が発信する英語資料の推敲ですとか助

言、あるいは議員または補佐官との面談設定、フォローアップ等を行っているというところがございます。

○仲田弘毅委員 本県にはですね、海外における海外事務所があるんですが、何か所置かれていますか。

○又吉清義委員長 休憩いたします。

(休憩中に、執行部からワシントン事務所以外の海外事務所は商工労働部が所管しているとの説明があった。)

○又吉清義委員長 再開いたします。

仲田弘毅委員。

○仲田弘毅委員 北京、上海等から、5か所置かれていますんですが、その海外事務所とですね、ワシントン事務所との違いは何ですか。

○溜政仁参事兼基地対策課長 先ほど休憩中にも申し上げましたけれども、他の海外事務所につきましては、商工部のほうが所管をしております、ちょっとこちらで承知する範囲だけで申し上げますと、商工ですので、物産の展開だとか観光そういうものを中心に活動をしていると承知しております。一方、ワシントン事務所については、基地問題を中心に情報収集、情報発信等を行うということで設置されているというふうに承知しております。

以上です。

○仲田弘毅委員 まとめて質問をいたしますけれども、その海外ワシントン事務所でもですね、人件費が常に問題になってきているわけですが、その費用対効果の中で人件費が幾らかというのは、大変我々としては気になる場所なんです。総合トータルの金額は分かるけれども、今現在ワシントン事務所では何名働いて、その人件費のトータルというのは報告できますか。

○溜政仁参事兼基地対策課長 ワシントン事務所におきましては、所長が1人と、あと職員を1人配置して、合計県職員は2人。それと、現地採用の職員が1人の合計3人でやっております。人件費につきましては、これまで答弁させていただいておりますけれども、個人情報保護の観点から公表を差し控えているということでございますので、御了解いただきたいと思っております。

以上です。

○仲田弘毅委員 これはですね、県の答弁書で毎回人件費に関しては個人情報保護条例に基づいて、プライバシーの問題があるから答弁できませんというのが答えなんですよ。そうなってくると、費用対効果の出しようがないというところもあるわけですよ。ですから、これだけ多額な県民の税金を投入してい

るわけですから、もうちょっとしっかりですね、県民に分かるような御説明をお願いしたいというふうに思います。委員長、そういうことを含めてですね、要調査事項でぜひ取り計らいをお願いしたいと思っております。

○又吉清義委員長 ただいまの提起のありました要調査事項の取扱いについては、明日10月16日の委員会の質疑終了後に協議いたします。

休憩いたします。

午後0時4分休憩

午後1時20分再開

○又吉清義委員長 再開いたします。

午前中の冒頭説明の内容について、県警本部長から答弁を訂正したいとの申出がありますので、発言を許します。

宮沢忠孝県警本部長。

○宮沢忠孝県警本部長 午前中の会議で、冒頭、歳入・歳出決算の御説明の中で、2か所発言に誤りがございましたので、訂正をいたします。歳出決算の概要のところでございますけれども、収入済額というふうに発言したのですが、これは正しくは支出済額の誤りでございます。それからもう1か所、警察指導取締費というふうに発言したのですが、これが交通指導取締費が正しいということでございます。

おわびして訂正をさせていただきます。

以上でございます。

○又吉清義委員長 午前に引き続き、質疑を行います。

当山勝利委員。

○当山勝利委員 それでは、知事公室のほうに質疑をさせていただきます。

まず、地域対策調査費、成果報告書の4ページになります。この、特にですね、地位協定に関しての質疑をさせていただきます。これまで、いろんな各国で地位協定、調査されてきたと思いますが、過去の地位協定、そして、日本における地位協定の違いについて、総括して御答弁いただきたい。

○溜政仁参事兼基地対策課長 御説明いたします。

沖縄県におきましては、平成29年度から他国の地位協定調査を行っております。これまでNATOに加盟するドイツ・イタリア・ベルギー・イギリスそして今アジア圏といいますか、訪問軍協定を結んでおりますオーストラリアとフィリピンで行っております。その中で、NATOに加盟する4か国におきましては、各国が国内法を米国にも適用し空域を自国で管理するなど、米軍の活動をコントロールしていることを確認しました。また、国内法の適

用や、空域の管理におきましては、オーストラリアやフィリピンにおきましても同様の状況となっているということが分かっております。これに対し、我が国では米軍に原則として国内法が適用されず、訓練や演習を規制できないだけでなく、1都9県に及ぶ広大な横田空域を米軍の管理とするなど、調査した各国の状況とは大きな違いがあるということが明確になっております。

以上です。

○当山勝利委員 ただあの、前年度に行く予定だった韓国がコロナウイルスのせいで行けなくなったということで、まあいまだに行くめども立っていないかと思えますけども、こちらの調査はどうされますでしょうか。

○溜政仁参事兼基地対策課長 お答えします。

今年3月に予定されてあった韓国の調査につきましては、委員の御指摘のとおり新型コロナウイルスの影響により、外務省から渡航禁止勧告が出されている状況ですので、調査を延期している状況でございます。韓国も多分状況が変わってくるかなという感じもしますので、新型コロナウイルスの影響が落ち着き次第、韓国の調査っていうのは実施したい考えです。

○当山勝利委員 1点確認したいのは、この韓国の調査を終えてからこのまとめに入るのか、取りあえず韓国は置いておいて一行けるめどが立たないので、調査をまとめに入るのか、どういう方向で動かれますでしょうか。

○溜政仁参事兼基地対策課長 29、30年度でNATOに加盟している4か国の調査を行いましたので、それについては欧州編ということで報告書をまとめております。その後、オーストラリアとフィリピンやりましたので、あと韓国を行った後で全体的なまとめということになるかと思えます。

○当山勝利委員 となると、調査の結果がですね、しばらく遅れるような感じもしなくもないんですね。全国知事会のほうでも意見書が出るというような動きがあって、こちら辺はすかさずですね、沖縄県としても取り組む必要があると思うんですけども、そこら辺はどうお考えでしょう。

○溜政仁参事兼基地対策課長 全国知事会としてでも、地位協定の見直しに向けての動きが行われていて、30年の7月には全国知事会議で米軍基地負担に関する提言が全会一致で採択されているということでございます。その後の翌年7月の全国知事会議におきましては、玉城知事から同調査の報告、他国地位協定の報告等を行ったところ、米軍基地のない岩

手や長野県など6県からの知事からも地位協定の改訂等を求める意見が出されておきまして、それを受けて知事会長のほうから引き続きしっかりと対応していきたいと発言がなされたところです。それに基づきまして、全国知事会の事務局のほうで勉強会等をしているところですが、その際には県のほうからフィリピン、あるいはオーストラリアについての報告を随時行っているところです。現在、11月にこれもウェブ会議になる予定なんですけれども、全国知事会議が行われるということがありまして、そこでまた新たな提言ができればなということで調整を行っているということでございます。

以上です。

○当山勝利委員 今、お話ししました韓国の調査が終わってから全てが動くというのではなくて、今、既に動いている部分もあるということですので、そこら辺はしっかりやっていただきたいと思えますし、そういう動きをですね、韓国は韓国として、本当に先が見えないもんですから、そこはちょっと置いてでもまとめられるのはまとめて発信していくということも必要かなと思えますので、行けた後でまたその部分を追加するというのもできると思えますから、そこら辺は提言ということで、ちょっと検討いただければと思えます。

次に、ワシントン駐在活动事業費なんですけど、先ほどあったので1点だけちょっとお伺いしますが、過去の総務企画委員会の中でですね、アメリカで活動をするだけじゃなく、アメリカからその要人なり、知識人なり呼んでですね、アメリカの現状を見ていただくという提言があったと思えます。その提言に対して、今どのような活動をされていますでしょうか。

○溜政仁参事兼基地対策課長 まず、米国からの招聘といいますか、それについては、1つは米国連邦議会の議員について沖縄の視察をしていただきたいというものでありまして、ただ、連邦政府の法律等がありますので、こちらが予算を持つというのではなくて、連邦議会議員の日本への公式訪問の一環として沖縄に来ていただきたいということを、ワシントン駐在のほう働きかけを行っております。これについては、引き続き行っていきたいと考えております。そのほか、連邦議員以外の方、有識者等につきましては、現在コロナの状況もありますので、なかなかそういう働きかけは難しいんですけども、昨年ですと、例えば万国津梁会議のほうでマイク・モチヅキさんという大学の先生が議員になっておられるとか、今年は日米地位協定のシンポジウムを行

う予定で予算は取っていたんですけども、そういう中でも、その地位協定の有識者等を海外から呼ぼうかという一ちょっとやはり今年その予算の執行は難しいんですが、と考えておりました。今後もワシントン駐在と調整しまして、その有識者のほうの招聘というのは検討していきたいなと思っております。

○当山勝利委員 ぜひそこら辺もですね、しっかり取り組んでいただけたらと思います。

次に、消防防災ヘリコプターについて伺います。まず、いろいろこれまで取り組まれていると思いますが、説明会とか事前ワーキンググループということでやっていらっしゃったと思うんですが、それについてまず御説明ください。

○石川欣吾防災危機管理課長 お答えします。

これまで沖縄県は、消防防災ヘリコプターの導入に向けてですね、昨年度6月、全市町村を対象に意見交換会を実施しまして、その後、意見照会、意見聴取等を得て、3月には事前ワーキンググループということで開催しまして、消防防災ヘリの必要性、それから活動範囲、それから消防本部の隊員派遣だったり、費用負担だったり、こういったところについて説明してまいりました。導入そのものに反対の市町村はございませんが、この県の消防防災ヘリコプター導入推進協議会というものを設立する前に解決すべき課題があるとする市町村がございます。昨年度6団体だったのが、今5団体まで減少をしている状況でございます。また、現在は、当該市町村と個別の協議を実施しまして、課題とか今後の進め方について議論をしているところでございます。なので、引き続き全市町村から協議会設立の賛同が得られるように、協議を進めてまいりたいと考えております。

○当山勝利委員 分かりました。

これ、まだなかなか進まないなという感を持ってはいるんですが、ヘリ基地整備場所の候補地とか、また整備場所というのは決まっていますでしょうか。

○石川欣吾防災危機管理課長 お答えします。

ヘリ基地の候補地ですね、平成30年度に市及び村から推薦があった公有地、これを5か所調査しました。それから、昨年度は民有地の8か所を調査を実施したところです。結果なんですけれども、近隣には民宿の施設があるとかですね、住宅があるだとか、そのためにヘリの騒音、風害による周辺基地への影響が大きいというのがございます。あとは、電柱や鉄塔、斜面等によってヘリの進入経路に制限があるなど、全ての条件を十分に満たす場所というのは今は少ない状況にあります。そのため、引き続き調査を進めて、さらによい場所がないのか、調査の上で

ですね、適切な場所を選定していきたいというふうに考えております。

○当山勝利委員 分かりました。

ぜひそこら辺もですね、必要な場所ですということとでしっかり進めさせていただきたいと思えます。それから、導入推進協議会の設立の前に、先ほども4つの課題が挙げられていましたが、その4つの課題における進捗状況ですね、御説明ください。

○金城賢知事公室長 先ほども担当課長からありましたとおり、消防ヘリの導入につきましてはこれに反対をするという市町村はございませんけれども、今御質問の課題の対応として、消防防災ヘリの活動範囲や活動内容等につきましては、先島や大東地域を含めた県全域としており、救急・救助活動や捜索活動のほか、台風時における情報収集と、そういった物資の輸送等を行うと説明をしており、運用ルートを示しながら理解を求めているという状況でございます。それから、2点目の県と市町村の費用負担につきましては、おのおの負担割合に今理解を求めるとともにですね、それらの市町村の負担軽減に向けまして、県財政当局とも調整を行いながら協議を進めているという状況でございます。さらに、消防隊員の派遣の在り方ということ及び市町村間の費用負担ということにつきましては派遣のローテーションと、それから、この負担割合につきましては、均等割や人口割等に基づいた費用負担といった検討のたたき台を示すということで、協議会の設立のですね、設置するワーキンググループにおいて他市町村と具体的に検討を行ってまいりたいということは御説明をしているという状況でございます。県としましては、引き続き全市町村から協議会設立への同意が得られるよう、しっかりと丁寧に説明をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○当山勝利委員 これまでの質疑の中で、5つの市町村ですか、今のところ。いろいろまたそこで中身を詰めなきゃいけないところがあるというところで進められていると思うんですけど、この市町村の意向としては、もう前向きでこれを進めさせていただきたいというような方向で調整をして、その上でその協議会をつくってほしいということなんでしょうか。

○石川欣吾防災危機管理課長 お答えします。

導入そのものには反対しているわけではございませんので、その5つの団体については、課題となる部分がしっかり理解できれば前向きに検討いただけるものというふうに考えております。

○当山勝利委員 最後にお伺いしますけども、この

事業ですね、はっきりと延びているような感じがします。やはり、いつまでにとというのは必要だと思うんですよね。いつまでをめぐりに事業を進められているかとされているのか、ちょっとお伺いします。

○金城賢知事公室長 沖縄県におきましては、先ほど御説明したとおり、この現在意見があった市町村との個別協議を行っているところでございます、今後、課題や進め方等について議論をしてみたいというふうに考えております。この個別協議が調った後ですね、沖縄県消防防災ヘリコプター導入推進協議会を設置をいたしまして、協議会の下にワーキンググループを立ち上げ、消防防災ヘリの運用や機体の仕様と、それから施設等について検討をしてみたいというふうに考えております。その後、手続としてヘリの発注と、それから基地の整備、航空隊の訓練等ございますので、消防防災ヘリの運航開始についてはですね、おおむね令和6年度頃をめぐりに進めてみたいというふうに考えております。

○当山勝利委員 ぜひですね、そこら辺きちんと進められるように、詰めるべきところはしっかり詰めていただいて、県民の命と暮らしを守るためにも必要だと思いますし、島嶼県でありますから、先ほども何かいろいろな議論もあったと思いますが、そこら辺も踏まえていただきながら取り組んでいただきたいと思います。よろしくお伺いいたします。

次に、総務のほうの質疑にさせていただきます。ちょっと、総務部としてはやはり財政を預かる場所ですので、ちょっと大まかな財政の面から質疑をさせていただきます。

まず、自主財源が78億6000万円、それから一これ決算意見書でいうと14ページになるんですが、78億6000万円、3.3%の増となっておりますが、その要因についてまず伺います。

○武田真財政課長 自主財源が昨年に比べますと、約79億円ほど伸びております。その大きな要因としましては、令和元年度まで県経済が非常に好調でしたので、それを踏まえた法人税収入それから個人県民税の増、そういったものに伴う県税の増が大きな要因でございます。

○当山勝利委員 御答弁いただいたように、県税が増えているということなんですが、経常収支比率がですね、5年間推移を見ると、徐々に一上げ下げはありますけれども、増加している、増加傾向にあると思うんですね。つまり、硬直化しているようにも見えるんですが、ちょっとどういう御見解をお持ちかをお聞かせください。

○武田真財政課長 経常収支比率ですので、経常的

に得られる収入を分母にして、経常的に出る支出、それが分子という形になってきます。先ほど御案内したとおり税が増えていて経常的な収入が増えていますが、それ以上に経常的な支出である社会保障、それから人件費等、そういった義務的な経費の増嵩が税の伸びよりも大きいということから、経常収支比率が昨年に比べると率が増えているという傾向になっております。

○当山勝利委員 分かりました。

そういう中であって、ちょっと今回コロナのこともあってですね、次期の予算的には結構厳しい状況になりそうだなという感じはするんですけども、どういうふうにお考えですか。

○武田真財政課長 社会保障費の今後の増嵩も踏まえ、かつ、今のコロナ禍における県税の税収の見通しを考えると、来年よくなるということはなかなか考えにくいのかなと考えています。

○当山勝利委員 分かりました。

次年度の予算、結構予算繰り大変かと思えますけれども頑張ってください。よろしくお伺いします。

あと、歳出におきまして投資的経費が減少していきますよね。これについて要因等についてお聞かせください。

○武田真財政課長 令和元年度の投資的経費が落ちております。主な要因は、ソフト交付金を活用したMRO一航空機整備基地、それから県立図書館の施設、そういった大型の施設が完了したことによって減になっております。

○当山勝利委員 そうなると新しい投資的、そういう部分はなかったのかなという、やれたのかな、令和元年としてはなかったのかなという理解になっちゃうんですが、これはいいです。

次行きます。執行率についてお伺いします。

(款)でいうと、土木費が75%、農林水産が75.4%、それから総務費が86.8%と、ほかの(款)と比べてもちょっと執行率が低いように思います。一概に執行率が低いからいいか悪いかというのは別問題としてですね、このまず執行率って適正な執行率というのはあるのでしょうか。

○武田真財政課長 適切な執行率ってのはちょっと設定というのはなかなか難しいんですが、考え方としますと、予算は単年度主義ですので、その限られた予算を最大限活用するというのでいうと、100%の執行率というのが一番望ましい姿だと思っております。ただ、今委員がおっしゃられたとおり、土木費だとか農林費、そういったものにつきましては、中に公共事業費がどうしても大部分占めております

ので、どうしても用地取得の難航であるとか、関係機関との調整遅れ等に伴う繰越しというものが発生すると思います。それから、各部局の事業においても、入札に伴う執行残であるとか、補助金の実績減、そういったものを伴うということを考えますと、一定の不用額が出てくるので、なかなか100%というのは難しいのかなと思っております。ただ、県においては、執行率の向上には努めておりますので、引き続きその繰越金の圧縮、不用額の圧縮には取り組んでまいりたいと考えております。

○当山勝利委員 土木の75%とか農林の75.4%というのはですね、執行的には低いのかなという感覚は得るわけですよ。うまく工夫をしてですね、お金を使わなくて、同じような目的が達成できたらそれはそれでいいことだと思うんですけども、その意見書を見るとそうでもないようなパターンもありますよということもあるもんですから、そこら辺は財政を預かる部としてどのようにお考えですか。また、どのように御対応されますか。

○武田真財政課長 これまでも繰越額の圧縮に向けて、9月から繰越明許を取ったりとかですね、外部の力も借りて執行率を上げるような取組をしております。それから、不用額の圧縮についても、2月補正で減額補正をするなどして不用額の圧縮に向けて取り組んでおります。今後も引き続き、そのような取組を不断なく行うことで、執行率の向上には努めてまいりたいと思っております。

○当山勝利委員 分かりました。

成果報告のほうの10ページの総務のですね、デジタルアーカイブのほうについて伺います。まず、琉球政府文書のデジタルデータ化は、今トータル何簿冊できて、何簿冊インターネットに公開していらっしゃるのか伺います。

○下地常夫総務私学課長 琉球政府文書デジタル・アーカイブ推進事業についてお答えします。まず、このデジタル・アーカイブ事業については公文書館のほうで保管しています琉球政府文書約16万簿冊あるわけですが、そのうち主要なもの13万簿冊についてデジタル化を行い、インターネットで公開する事業となっております。これまで、令和元年度末までに約10万7000簿冊で82%ほど進捗しまして、インターネットの公開につきましては、個人情報等の関係で公開できないものを除いたものうち約4割、3万5500簿冊ほどの公開を行っているところです。

以上です。

○当山勝利委員 分かりました。

あと、在米沖縄関係資料収集公開事業について伺

いますが、トータル何点収集されて、何点インターネットに公開されているか伺います。

○下地常夫総務私学課長 在米沖縄関係資料収集公開事業につきましては、米国の国立公文書館に所蔵されている沖縄関係の写真と動画を4万4700点を収集して、インターネットで公開する事業となっております。令和3年度までの5年間の計画となっておりまして、令和元年度末までの累計で1万2574点、約28.1%が収集されているところです。収集された資料については、個人情報等の審査と、あとホームページへの整備等を行うこととしておりまして、令和3年度に、今、公開する計画としております。

以上です。

○当山勝利委員 進められているところなんですけど、やはりインターネットに公開するというのが最終的な目標かと思えます。これ令和3年度で終了する事業というふうに理解しておりますので、その琉球政府の文書なり、在米沖縄関係資料なり、全ての事業がこの令和3年度までに完了できるような進捗になっているかどうか、またなるかどうか、今現時点での御意見をお聞かせください、意見を。

○下地常夫総務私学課長 まず、デジタル・アーカイブ事業のほうですけれども、こちらにつきましては、まだデジタル化が進んでいない約2万3000簿冊ありますが、これを今年度、そして来年度の2年間でデジタル化して、デジタル化は終了する予定です。また、デジタル化されて公開する予定の8万5000簿冊ほどになるんですが、これは令和3年度までに公開する計画として順調に進んでいる形です。もう一方、在米関係の資料収集公開につきましては、令和2年度そして来年度でトータル約3万2000点を収集する計画としておりましたが、今回の新型コロナウイルスの影響もありまして、米国国立公文書館が今利用できない状況下で、収集ができない状況です。今後、そのコロナの感染拡大の状況等を踏まえながら、残りの資料収集には努めていきたいと考えているところです。

以上です。

○当山勝利委員 今のお話を伺いますとですね、結構、その在米沖縄関係資料に関しては、収集さえもできない状況にあるということなので、厳しいのかなと思いますが、これはその先の話になるので、皆さんの考えとして伺いたいのは、完了しなかった場合、引き続きやっていくという、予算を取っていくということを考えていらっしゃるか伺います。

○下地常夫総務私学課長 こちらにつきましては、在米にある沖縄関係資料として、歴史的にも貴重な

ものとして、また県民のそういった理解を深めるためにも必要なものとして事業を進めているところで。仮に、事業のほうで滞ったとしても、何らかの形ではこの点数自体、4万7000点という形で把握はしていますので、収集に努めていきたいとは考えております。

○当山勝利委員 ぜひ頑張っていたいただきたいと思えます。

そしてですね、公安委員会のほうの質疑をさせていただきます。非行少年を生まない社会づくりについて伺います。まず、スクールサポーターは何名配置されているか伺います。

○松崎賀充生活安全部長 お答えします。

県警察では、学校生徒の健全育成と非行防止を図ることを目的に、平成16年度からスクールサポーター制度を導入しております。令和元年度は警察官及び少年補導職員、OB等を15名のスクールサポーターとして採用してまして、19校の中学校に配置している状況です。

○当山勝利委員 平成29年度はスクールサポーターが15名で、24の中学校だったと思います。今は19ですか。縮小をされているのか、それとも必要がなくなったのか、伺います。

○松崎賀充生活安全部長 お答えします。

令和元年度は平成29年と同じく、15名のスクールサポーターを採用してまして、県内11市町、19中学校に派遣しております。スクールサポーターの派遣先については、学校からの要請を受けまして、各警察署及び市町村、教育委員会等からの意見等を踏まえまして選定しております。今年度、スクールサポーターをより効果的に運用しようということで、必要性の高い中学校に重点施行した結果、19中学校へ派遣しております。

○当山勝利委員 分かりました。学校側のニーズとしてはどうでしょうか。19以上あると思うんですが、そこら辺、スクールサポーターの人数等を考えると、もう一つ必要かと思えますけれども、どのようにお考えでしょうか。

○松崎賀充生活安全部長 スクールサポーター配置の効果に関係機関に説明しまして、理解を得て、引き続き増員を要請したいなというふうに考えております。

○当山勝利委員 頑張ってください。

少年犯罪について伺います。種類と件数、また近年の推移ですね、伺います。

○松崎賀充生活安全部長 令和元年中、県警察が検挙・補導をした刑法犯少年は521名で、前年と比べま

して208名減少をしております。マイナス34.8%。検挙・補導の内訳については、窃盗犯が381名と最も多くて、次いで粗暴犯の66名、風俗犯の13名、知能犯の10名、凶悪犯の7名、その他刑法犯44名となっております。刑法犯少年の検挙・補導人員については、平成17年に過去20年で最多となる2313名まで増加したんですが、その後、減少傾向となりまして、令和元年は521名で、ピーク時の平成17年と比べて1792名減少、マイナス77.5%減少しております。

○当山勝利委員 不良行為の補導件数も相当減っている、これの少年犯罪の件数も減っている。減っている努力をされているとは思いますが、一番こういうこと努力によって減ったという、何かありますでしょうか。

○松崎賀充生活安全部長 県警察では、不良行為の少年補導人員に占める中学生の割合が高いということで、従来の街頭補導活動に加えまして、複数回、補導をされる中学生を対象しまして、少年及び保護者への面接による指導等を行う。これは、中学生の再補導防止対策といたしまして、それを平成26年から継続して推進しております。また、少年の規範意識を高めることなどを目的に実施している非行防止教室とか、少年補導員等の少年警察ボランティアと連携した居場所づくりなどの立ち直り支援ですけど、そういった取組が複合的に効果を発揮したものと考えております。

以上です。

○当山勝利委員 あと、最後になりますけども、子供たち、SNSを使って広域化しているんですね、そのつながりが。そこら辺に対して、どういうふうに関今、県警察としては対応されていますでしょうか。

○松崎賀充生活安全部長 SNSの被害防止対策ですけど、県警察では、児童がSNS等に起因する犯罪被害に遭わないように、県教育庁等の関係機関や、サイバー犯罪ボランティア、民間事業者等と連携しまして、街頭補導及びサイバーパトロールによる被害児童の早期発見、保護活動。それとまた、テレビ、ラジオ、新聞等の各種広報媒体を活用した広報啓発活動。それと、児童生徒や保護者に対するSNS等の利用の危険性の周知と、フィルタリング利用の普及促進などの被害防止対策を強化しているところであります。

以上です。

○又吉清義委員長 仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 今の当山委員と関連しまして、県警本部をお願いしたいんですが。私の場合、全体として今、沖縄県の犯罪の発生がどういう状況である

のかですね。そして、過去5年ぐらいから、どういった今日まで多いのか少ないのか、減少をしているのか増加しているかというところでお願いします。

○宮沢忠孝警察本部長 警察では、犯罪の発生状況に関して刑法犯認知件数というのを一つの大きなバロメーターということで見てございます。刑法犯認知件数でございますが、令和元年中は6514件ございました。これは年々減少してございまして、平成30年は6878件、平成29年は8047件、平成28年は8082件、それから平成27年は9463件ということでございます。今年も、今現在でございますが、ちょっと今手元に数字ないんですけども、前年に比べて減少しているという、そういう状況でございます。

○仲宗根悟委員 この刑法犯の犯罪なんですけれども、以前、地域の青パトロールでしたっけ、いろいろ地域で中学校の父母会ですとか、あるいは公民館主体に出来上がって行って、地域は地域で見守りましようというのが、こう午前中にも仲田さんからあったような、ちゅらさん運動の一貫にも挙げられたことがあると思うんですが、この青パトが結成される団体が多くなる数、比例と、この犯罪が減るといんでしょうか、そういった関係というの、影響というんでしょうか、あるんでしょうか効果が。成果というんでしょうか。

○宮沢忠孝警察本部長 このように、先ほど申し上げたとおり、年々犯罪が減少しているということは警察活動による取締りもございますが、委員が御指摘したような、地域における県民の方々による犯罪の抑止のための活動、御指摘の青パトも含めて、こういったものが相まって、減少につながっているという認識をしております。

○仲宗根悟委員 ちなみに、米軍関係の犯罪というのはどういった傾向にあるんでしょうか。5年間で結構なんです。これは知事公室から。資料ありますか。

○溜政仁参事兼基地対策課長 お答えします。

私どもが持っているデータで、米軍関係の刑法犯は、平成30年で31件、令和元年では32件というふうになっております。

以上です。

○仲宗根悟委員 この資料は今の2年ですか。過去5年間。

○溜政仁参事兼基地対策課長 失礼いたしました。

平成27年から申し上げます。平成27年が34件、平成28年が23件、平成29年が48件、平成30年が31件で、令和元年が32件。

○仲宗根悟委員 傾向としては、多い年もあれば、

だんだん、だんだん、減っているというような認識でよろしいんでしょうか。今の数字の確認なんですが。結構です。ありがとうございます。県警にもう一度お願いしたいんですがね、これは先ほど午前中にもありましており、犯罪のほうは今、刑法犯なんですけれども、非常に犯罪が巧みといんでしょうか、座っていても犯罪ができるような、今の御時世になっていると。ネットを使っての知能犯ですかですね、そういったのが発生が起きていると。それに対応するために、皆さんもスキルアップを図らんと対応できないのかなというふうに思っています。その点について、どういう対策で臨まれていくのか、これまで元年度までなさってきた取組といんでしょうか、それをお聞かせいただけませんか。

○宮沢忠孝警察本部長 委員御指摘のとおり、現実社会、現実世界での犯罪と、それからサイバー空間を利用しての犯罪というのがございますけれども、サイバー空間を利用しての犯罪というのは、非常に増加傾向にあると申しますか、その脅威が増大しているというふうに認識をしております。こうした状況を踏まえまして、県警察においては、まず1つは職員の育成、サイバーについての知識、知見を有する職員を育成していくということに力を入れております。それから、そういうサイバー世界における犯罪に対しては、これいろいろと分析するための装備資機材というのが重要になってきますので、そういったものの整備。さらには、民間の方々に対する広報啓発活動、こういった活動を様々展開しているところでございます。

以上でございます。

○仲宗根悟委員 さすがにこの知能犯、巧み、巧妙になっていますので、ぜひ知恵を振り絞ってですね、犯罪抑止のためにも、そしてまた頑張っていただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

あと、知事公室のほうなんです。参考になるものを探せなくて、大変申し訳ないんですけど、災害時における台風ですとか、いろんな大雨ですとかですね、それに備える県民に対してのこの情報発信といんでしょうか、どういうツールを使って、情報発信をなさっているのかですね、その辺をお聞きしたいんですが。

○石川欣吾防災危機管理課長 お答えします。

災害時の情報発信なんですけれども、沖縄県防災情報システムというものを持っておりまして、これが、総務省が推進して、マルチメディア振興センターというところが運用しているLアラートに接続されております。これを通じて、自治体とかインフラ事

業者が発信する情報を、メディアさん—テレビ事業者やラジオ事業者の方々が取得して、地域住民等へ発信するということが可能になっております。

以上です。

○仲宗根悟委員 台風時にテレビから、テロップから、いろいろ避難場所ですとか、何々ゾーンはどこどこコミュニティセンター使っていますとか、いろいろ情報はあって、非常に助かるなというふうな思いがあります。ラジオもそうですよね。もう一つ、加えていただきたいというのが、地域にはコミュニティ放送局というのが沖縄県には19局ネットしているんだそうです。僕が住んでいる読谷村でも、24時間ずっと放送し続けて、今、台風の位置がどこにあるんだと、どこそこから避難が役場に来ていますよとかいうようなことを、どんどん、どんどん流し続けているんだそうです。この19局のコミュニティ放送局を、ぜひ今後ですよ、県も—これは提言で検討していただきたいんですが、ネットする環境の中に皆さんのツールの中に入れてほしいなど、考えてほしいなというところがありました。これ、コロナのときも、保健部の部長のほうにも、コロナの情報もこういったのを使ったらどうかというふうなことで、検討をしますというふうなお話だったんですが、ぜひ使わない手はないんじゃないかなというふうな思いがあったものですから、県との提携しながらですね、ぜひ進めていってほしいなと思うんですが、この件について、部長、公室長ありましたらお願いします。

○金城賢知事公室長 今、委員御質問のテレビ事業者、ラジオ事業者等のFM放送局ということでございますけれども、これにつきましては、総務省が推進して今、一般財団法人マルチメディア振興センターが運用するLアラートを通じてですね、自治体やインフラ事業者が発信する情報を取得し、地域住民等へ発信することが可能であるというふうになっております。沖縄県が構築をしております防災情報システムにつきましては、他都道府県同様ですね、Lアラートと接続をされており、市町村が発表する避難勧告等の情報が防災情報システムを通じて、自動的にLアラートを通じて、テレビ事業者等に伝達をされるという仕組みになっておりまして、県内のコミュニティFM放送局についてはですね、全19社が全てLアラートのサービスを利用しているというふうに聞いております。ほかのテレビ事業者等同様にですね、県からの災害情報等の発信をされているという状況にあります。それから、御質問のところ、保健医療部のところがございましたけれども、これ

につきましては現段階で教育庁においても既に利用をされておりまして、保健医療部においてこのLアラートを活用した形で情報伝達ということを検討するというのであれば、公室のほうからも働きかけて対応をしたいというふうに考えております。

○仲宗根悟委員 地域のこのコミュニティ放送局、結構聞いている人、多いですよ。ぜひ活用できましたらですね、御検討いただきたいなというふうに思います。

あと、主要施策の5ページ、ワシントン駐在員活動事業なんですけれども、午前中からもありましたけれども、平成27年度から始まった駐在員事業だというようなことで、私たち自身もですね、訪米しながら事務所も見学といましようか、視察もさせていただいて、どういった内容が届けられているんだということはお聞きしました。そこで、要件が要件でしたので、アメリカのその連邦議会、あるいは国務省、それから国防省の役人の方々とも要請の中に加えさせていただきました。もちろん、基地関係、基地から派生するこの—当時私も米軍基地関係特別委員会に所属をしておりましたので、過去4年間は、もう1か月に1回委員会を開かんといけないぐらいの部品落下ですとか、あるいはヘリですとか、不時着がかなり、こう頻発に発生した。そして、空から物がこう部品が落下してくる現状なんだと。沖縄はこういう状況にさらされているんですよ。皆さん、日米間の同盟は進化をさせるというような意味で歩んでいるのかもしれませんが、片や陰に隠れたこの沖縄の専用施設の70%は、私たち県が担っているんだと。そこで起こる部分というのは、皆さん承知しているかというふうに聞きましたら、やはり情報としては、日本政府もそうですけれども、ワシントン事務所からもそういった情報は来ているんだと。どういった対応をしているのといったら、やはり現場の皆さんにですね、教育はもっと強化にして、事件、事故がないように、県民が安心して暮らせるように、訓練はそういう形でやりなさいというようなことを現場に言っているんだというような内容も聞いてきました。それからしますと、やはり過去に西銘知事から始まって、沖縄の現状をこう訴える訪米が、活動が繰り返されてはきたんですけども、いよいよしっかり直の声を届けられるという、このワシントン事務所の意味、大きさというのを私たち直に感じ取ったと。特に、先ほど、溜参事からあったように、その辺野古の問題提起が小委員会のほうで取り上げられたということは、もう画期的なことなんです。何か、変化が起こっていると。私たちはそういう

ふうに認識していますし、溜参事もそういうふうなお気持ちだろうと思うんで、そういう認識だろうと思うんですよ。ですから、この5年間、先ほど米軍のその発生状況どうなんだというふうなお話を聞きましたけれども、やはり何らかの沖縄の皆さん、困らせたらいけんよという声が直接、こう現場に届いているんだというふうに私も認識をしておりますので、このワシントン駐在員事業というのはですね、非常に大きな意味を私たちはもたらしめているんじゃないかというふうに思っているんですが、今について、どういうふうにお感じですか。どういうふうに認識していますか。

○金城賢知事公室長 委員から御質問のとおり、米軍人等による事件・事故あるいは航空機騒音と、それから環境汚染などの過重なこの沖縄県における基地負担の状況ですね。それから、辺野古新基地建設問題と、さらに基地の整理縮小を求める県民の民意というものにつきましては、やっぱり一方の当事者である米国政府に対して、沖縄県自らが直接訴えるということが非常に重要であるというふうに考えております。これにつきましては、県が設置をした有識者会議である万国津梁会議の委員からも、国内世論の喚起に加えて、米国政府への働きかけの重要性を指摘されているところではあります。こうしたことも踏まえ、県といたしましては、引き続き知事訪米に加え、ワシントン駐在員による、米国議会関係者や政府等への沖縄の米軍基地問題の解決の働きかけということと併せて、米軍に係る軍事情報のですね、情報の入手にも努めてまいりたいというふうに考えております。

○仲宗根悟委員 さっき申し上げたとおりですね、今の現状、どうなんだということを、やはり私たちが発信をしていくんですが、直に直接ワシントン事務所にいる方々から、議会や、そして国務省ですとか国防省に届けられるというのは非常に大きなことだというふうに思うんですよね。西銘さんから始まって、歴代知事が訪米をしては、この持っている沖縄がこれだけこう被害を被ったことを、現状をどうかしてくださいというようなことで、こう来たわけですから、ようやくといいましようかね、やっとう直に届けられるような事務所が設置されて、どんどん改善に至るようなことがですね、今、私は起こっているというふうに認識しておりますので、ぜひ引き続きですね、頑張ってくださいたいというふうに思います。

以上、終わります。

○又吉清義委員長 西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 お願いします。

最初に、成果の報告で伺います。3ページの基地対策について。前年度に比べて、事件・事故どうなったんでしょうか。

○溜政仁参事兼基地対策課長 お答えいたします。

令和元年の米軍の演習等関連事故件数は、例えばCH-53EヘリコプターやMC-130J特殊作戦機からの部品墜落事故をはじめとした、航空機関連事故が25件、普天間飛行場における泡消火剤の漏出が1件、原野火災が11件、その他が4件で、合計41件となっており、平成30年の61件と比較しますと、前年比でいくと67.2%となっており。また、警察の資料なんですけれども、令和元年の米軍人等による刑法犯、検挙件数は、北谷町における日本人殺人事件など計32件となっており、平成30年の31件と比較しますと、103.2%ということになっております。

以上です。

○西銘純恵委員 前年度って聞いたんですけども、過去数年前から比べてですね、減ってきているということなんですか。

○溜政仁参事兼基地対策課長 申し訳ないです。先ほど、MC-130Jの特殊作戦機からの部品墜落というふうに発言したようでして、部品落下事故の間違いでしたので訂正させていただきます。

それと、増減につきましては、先ほどもちょっとお話したところなんですけれども、年によってまちまちという形なので、必ずしも増加している減少しているというのは言いにくいかなというふうに考えております。

○西銘純恵委員 爆音や訓練被害ですね、これ四、五年前に比べてどうなんですか。

○溜政仁参事兼基地対策課長 県と関係市町村で実施した令和元年度の航空機騒音測定結果によりますと、嘉手納飛行場周辺では19測定局中6局で、普天間飛行場周辺では13測定局中2局で、環境基準を超過しているという状況でございます。

以上でございます。

○西銘純恵委員 四、五年前に負担軽減って政府が言うので、どうなんですかという立場でお尋ねしているんですけどね。そういう爆音や訓練に対する被害は増えていると県民の認識があるんですよ。それはいかがですか。

○溜政仁参事兼基地対策課長 国については、航空機の航空機騒音の規制措置等を設けているいろいろな対策を取っているところなんですけれども、状況からしますと騒音が減少しているとはいわずらい状況にあるかなと思っております。

○西銘純恵委員 基準値を超えているというのが、何局もあるということは増えているということにはつながりませんか。

○溜政仁参事兼基地対策課長 申し訳ないです。

ちょっと基準値を超えている局が前年どのぐらいあったかというのが、今ちょっと手元にございませんで、正確な状況が申し上げられないところでございます。

○西銘純恵委員 在沖米軍基地の維持管理費の推移を伺います。

○溜政仁参事兼基地対策課長 沖縄防衛局の資料によりますと、防衛省地方協力局関係予算、沖縄関係予算については、平成27年度が約2040億円、平成28年度が約1736億円、平成29年度が約1772億円、平成30年度が約1788億円、令和元年度が約1943億円となっております。そのうち、いわゆる思いやり予算につきましては、沖縄防衛局によりますと平成27年度は約504億円、平成28年度は約526億円、平成29年度は約553億円、平成30年度は約547億円、令和元年度は約563億円となっております。

以上です。

○西銘純恵委員 思いやり予算は増えていると。在日米軍は増えているかと思うんですけども、そのうち在沖米軍の割合、人数についてもお尋ねをします。

○溜政仁参事兼基地対策課長 お答えいたします。

米国防総省の下部組織である国防人員データセンターというところが公表している在日米軍人数を見ますと、年によって増減はあるものの全体としては増加傾向にあると考えております。在沖米軍人につきましては、平成24年以降、非公表となっていることから、人員については現在のところ不明ということでございます。

○西銘純恵委員 在日米軍、分かりませんか。いや、さっき在日米軍も聞いたので。

○溜政仁参事兼基地対策課長 平成31年の在日米軍人数は5万7217人となっております。在沖米軍人数は、今まで直近で平成23年に2万5843人という数字がございます。

○西銘純恵委員 県が米軍及び自衛隊基地統計資料を出しています。平成23年と19年度の在日と在沖米軍の人数を伺います。これ、公表していますので。

○溜政仁参事兼基地対策課長 県が発行しています統計資料において、在日米軍人数は平成23年が3万6712人、平成24年が5万1997人、令和元年が5万7217人となっております。在沖米軍人数については、先ほど申し上げたとおり、平成23年が2万5843人と

なっているというところでございます。

○西銘純恵委員 平成23年、在日米軍何名でしたか。

○溜政仁参事兼基地対策課長 3万6712人。

○西銘純恵委員 在日米軍がこれだけ5万7217人に増えて、在沖の割合が70.4%ですよ。そしたら、それから推計して、今、在沖の米軍というのは人数が出るんじゃないかと思うんですが。

○溜政仁参事兼基地対策課長 確かに米軍専用施設面積につきましては、沖縄県は約70.4%を占めているということなんですけれども、ただその施設が、例えば訓練場であったり、飛行場であったり、あるいは司令部であったりと。使う人数というか、在籍している人数が様々ですので、必ずしもそれが一致するかどうかというのは、ちょっとよく分からないところであります。

○又吉清義委員長 休憩いたします。

(休憩中に、西銘委員から平成24年3月の県の統計資料にある在日米軍に占める在沖米軍兵力の割合70.4%を基に現在の比率を推計できるのではないかと指摘があった。)

○又吉清義委員長 再開いたします。

溜政仁参事兼基地対策課長。

○溜政仁参事兼基地対策課長 失礼いたしました。

平成23年の在日米軍と在沖米軍の比率でいくと70.4%になっております、確かに。単純にですね、その数字で現在の在日米軍人数5万7200人を除しますと、約4万人ということになるんですけども、そこにつきましては、ちょっとどこの部隊が増えたとかって、そういう話が分からないものですから、その数字になるかどうかというのは、ちょっと承知していないということです。

○西銘純恵委員 基地外住宅に米軍人関係が結構入っていると、増えているんじゃないかと。それをですね、この数字から見てもね、増えているんじゃないかという、負担軽減、兵力を削減している在沖も一というものではない在日そのものが増やされているということをして、ましてや、負担軽減ということを言われている中で、沖縄県が実数をですね、実態をやっぱり政府に対しても求めるべきだと思います。いかがですか。

○金城賢知事公室長 西銘委員御質問の在沖米軍数について、平成24年度以降は非公表ということで、人数については県も把握はできないという状況にあります。これにつきまして沖縄防衛局の説明では、在日米軍人等の居住者数については、米側からの要請でですね、国際社会における米軍に対する脅威により、より厳しい配慮が必要だと、考慮が必要だと

ということで懸念が示され、2014年度以降は公表していないというふうに説明があります。県といたしましてはですね、一方でその在沖米軍人等の人数や基地外居住者等の詳細の情報はですね、これは基地対策を含む行政施策の基礎的な数値でございますので、重要な情報と考えておりました、これにつきましては日米地位協定見直しの中でも、この居住者数を明らかにするようというのを要望しているところでございます。

○西銘純恵委員 次、5ページのワシントン駐在費について伺います。そもそも、辺野古新基地建設がなければ必要のない経費だと私は思うんですね。これ指摘して伺います。これまでの活動の面談数の推移、お尋ねします。

○溜政仁参事兼基地対策課長 推移でよろしいですね。御説明いたします。平成27年が190名、平成28年が291名、平成29年度が202名、平成30年度が102名、それで平成31年度が587名の合計1372名となっております。

○西銘純恵委員 連邦議会関係者との面談関係。

○溜政仁参事兼基地対策課長 連邦議会関係者との面談につきましては、平成27年が45名で、28年度が162名で、平成29年度が45名で、平成30年度が40名で、令和元年度が255名の合計547名となっております。

○西銘純恵委員 米國務省や国防省関係者に関する取組、伺います。

○溜政仁参事兼基地対策課長 米政府関係者に対しましては、ワシントン駐在が直接面談の上、沖縄の状況を説明するなど、沖縄への理解と協力を求める活動を行っております。特に、在沖米軍の事件、事故が発生した場合は、知事からの在沖米軍司令官宛ての抗議文書等の内容を共有しているほか、沖縄県民の不安や沖縄県側が求めている内容等を直接説明し、意見交換等を行っているというところでございます。

以上です。

○西銘純恵委員 あと、先ほどありました情報発信や情報収集、その他県人会関係とのいろんな情報交換とかあったと思うんですけども、やっぱり平成27年からこれだけ活動を蓄積してきたという活動というのはですね、数的なもの、相手と会う数も増えているということが分かりますし、それで連邦議会での取組がやっぱり人数も増えていったということがありましたけれども、国防小委員会での取組、これが歴代初じゃないかと、沖縄問題が。それについて説明と、それと成果について伺います。

○溜政仁参事兼基地対策課長 2020年6月に下院軍

事委員会即応力小委員会というところが国防権限法案案を公表しております。それに、例えば沖縄県が要望していた普天間代替施設に関する条項が、それについて記載されております。詳細ちょっと申し上げてよろしいでしょうか。それによりますと、報告の内容としましては、「軍事委員会は、沖縄県北部の辺野古で現在継続中の普天間代替施設の開発を懸念する。軍事委員会はこのプロジェクトに悪影響を及ぼす可能性がある大浦湾の海底での地震の可能性及び不安定性に対する懸念が高まってきたことを指摘する。軍事委員会は、2本の活断層と50メートルの深海が建設予定地の近くに存在することに注意を促したい。加えて、委員会は、海底の調査が実施された結果、地質学者らがこの開発計画の推進を困難にする問題を特定したものと認識している。よって、委員会は、国防総省長官に対し、下院軍事委員会に普天間代替施設に関する報告書を2020年12月1日までに提出するよう指示する。報告書には最低限、以下の事項が含まなければならない。(1)建設予定地地下のN値の検証結果を含む海底の詳細状況。(2)海底の地盤強化を含む懸念事項に対する改善案。(3)環境全体、サンゴ礁、そして特に海洋哺乳類などへの影響に対する解決策の提案などのパブリックコメントの機会を含むさらなる環境計画。(4)50メートルの海溝に関連する活断層及び海底地震の危険性の評価。(5)当該施設の軍事目的に鑑みた海底と地震活動に関する評価。」

以上であります。

○西銘純恵委員 今、辺野古問題で最も問題にされている部分が米連邦議会で話されたという、この意義というのはね、とても重要だと思います。ですから、ワシントン事務所というのは、もっとこれから強力に体制も強化すると。予算もかけて一気にですね、辺野古問題を解決するという立場でできるんじゃないかと思うんですが、御意見お願いします。

○金城賢知事公室長 西銘委員御質問のとおり、沖縄における過重な米軍基地の現状でありますとか、辺野古新基地建設問題、それから基地に反対する県民の民意というものをしっかりと沖縄県自らが直接訴えるということは、非常に重要なことだと考えております。ワシントン駐在につきましては、この平成27年の設置以降、1372名の連邦議員の関係者とか、政府関係者等に面談をしておりました、地道に今、こういった働きかけを継続した結果、ネットワークの構築も図っているという状況でございます。その結果として、先ほど担当課長からありましたように、米連邦議会の下院軍事委員会において、2021年度の

国防権限法案に関する書面に、辺野古新基地建設予定地地下の強度の検証結果などに関する報告書の提出を国防総省に求めるといった言葉も明記されるなど、これについては大変意義の大きいことだというふうに認識をしております。こうしたことも踏まえまして、委員御質問の、この駐在の体制強化につきましても、引き続き駐在活動を継続する中で検討をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○西銘純恵委員 よろしく申し上げます。

次、総務部に行きます。成果はないんですけども、職員の関係で、職員の条例定数と実定員について伺います。

○森田崇史行政管理課長 現在、条例で定める職員定数は4584人、令和2年4月1日の実定員は4128人となっております。

○西銘純恵委員 行財政改革によって、何人削減されてきましたか。

○森田崇史行政管理課長 職員の削減につきましては、小泉内閣によるいわゆる三位一体の改革や、公務員制度改革に伴い、地方の行政運営の在り方についても、根本的な見直しが求められたところでございます。そのため、沖縄県知事部局におきましても、平成15年新沖縄県定員適正化計画を策定し、平成15年から24年までの10年間、事務事業の見直しなど、定員の適正化に取り組み、673人を削減したところでございます。

○西銘純恵委員 保健師や福祉士、心理士、ケースワーカー、そして農林水産関係の専門職、この皆さんどれだけ削減されたんでしょうか。

○森田崇史行政管理課長 先ほど申しました、新沖縄県定員適正化計画の始期平成15年と、現在令和2年度における定員管理調査の分類における定員は、次のとおりでございます。まず、保健師、平成15年125人、令和2年100人、25人減。ただし、保健師につきましては、那覇市が中核市になったことに伴いまして、保健所業務を移管しましたことにより35人減していますので、実質10人増となっております。それから、生活保護関係以外の福祉関係職、心理士それから生保のケースワーカー以外の社会福祉士につきましては、平成15年138人が、令和2年147人で9人増。それから、生活保護関係のケースワーカーにつきましては、平成15年44人、令和2年61人、17人増。それから、農林水産関係の専門職についてでございますが、まず獣医師、平成15年が132人、令和2年が129人で3人減。それから、農業等普及指導員が平成15年で163人、令和2年が91人で72人の減。それか

ら、農林水産技師が平成15年579人が、令和2年557人で22人の減というふうになっております。

○西銘純恵委員 増えたという形で話されたんですけど、八重山保健所とか、宮古保健所、医師が1人しかいないということですね、やっぱり厳しい状況にあるとかという現場の声はあるんですよ。今増やされたという定員の中には全て本職でよろしいんですか。

○又吉清義委員長 休憩いたします。

(休憩中に、西銘委員から増員した中身は全て正職員かということを確認したいとの補足があった。)

○又吉清義委員長 再開いたします。

森田崇史行政管理課長。

○森田崇史行政管理課長 はい、そのとおりです。

○西銘純恵委員 まだ、条例定数に比べて少ないと。そして、会計年度任用が1000名以上いるという状況の中では、コロナ禍の中で、本当に職員の皆さんが最低、県民の福祉向上のために働けるような人員を確保していただきたいということを要望します。

障害者雇用について、人数と雇用率を伺います。

○茂太強人事課長 お答えします。

令和2年6月1日時点の知事部局における厚生労働省が定める方法により算定した障害者数でございますけれども、119人の人数でありまして、実雇用ということでいえば80人という形になります。障害者雇用率になると2.20%となっており、今、法定雇用率が2.5%という状況を鑑みれば、未達成の状況であるということになります。

○西銘純恵委員 達成に向けた取組を伺います。

○茂太強人事課長 今、法定雇用率を達成できない場合は、国のほうから指示がありまして、翌年1月1日から12月31日までで、計画を策定することになっています。これは、2.20%という法定雇用率を達成していない、いわゆる不足数というものが算定されるわけですが、この不足数を全部埋めるような形で計画をつくることになっております。我々としては、具体的に今各部局において、非常勤職員の人数に応じて一定程度の枠をこの障害者の採用に充てることということで、各部局のほうに協力をいただいで進めているところであります。ただ、なかなかですね、障害者雇用というのはなかなか進まない状況がございまして、募集はしているんだけど、なかなか応募がないという状況もございまして、そうしたことから、我々としても、もうちょっと積極的に障害者を雇用したいという状況がありますので、例えば、障害者就業・生活支援センターとか、ある

いは就労系の障害福祉サービス事業所、そういったところに働きかけて幅広く障害者を発掘していききたいなというふうに考えております。

以上です。

○西銘純恵委員 先ほど、職員のところで、すみません。全ての職員が年休を完全行使したときに、あと何人の職員が必要という計算になるかというのを、一度投げてはいるんですが、答えられたらお願いします。

○茂太強人事課長 年休の完全行使という観点でございます。まず年休の取得状況を説明させていただきます。年休については、毎年1月1日に20日分の付与をさせていただいております。令和元年、これは1人当たりの取得日数なんですけども、沖縄県知事部局では約14日という結果が出ております。全国の実態を見ると、その前年度、平成30年の全国値を説明させていただくと、14.3日ということで、全国4位でかなり高い取得率になっている状況でございます。

先ほど言っていた、この完全行使をすればあと何人の人員が必要かということなんですけど、この年休取得については、職員個人個人の考え方、業務の実施方法、あるいは進捗状況、そういったものを捉まえて取得するものですから、なかなかこう、いろんな要素を加味しないといけないということで、その人数をはじき出すのは困難というふうに考えております。

以上です。

○西銘純恵委員 20日の権利があるけれども、仕事の状況で休めないというのは実態だと思いますので、やっぱりもう少し丁寧に職員を、定員ですよね、それは必要数を確保していくという立場でやっていただきたいと思います。

それで、9ページですが、所有者不明土地。戦争で不明地になったところ、沖縄県以外にありますか。

○古市実哉管財課長 全国的にも所有者不明土地問題はございますけれども、本県のように、戦争によって公図公簿等が焼失したことが原因で生じたものではないものと認識しております。

以上です。

○西銘純恵委員 明らかに戦後処理の問題だと思うんですけど、1505筆残されているということですけども、当初の不明地から所有者を特定して返したというのはどれだけありますか。

○古市実哉管財課長 県管理の所有者不明土地につきましては、琉球政府から引き継ぎまして、これまでに279筆、14万3836.27平米を真の所有者に返還しております。

以上です。

○西銘純恵委員 効果とか課題を書いていますけれども、本来ならば、所有者に返すけれども、やっぱり戦後もうどんどん日が、年数がたつほどね、所有者不明者を探すのは難しくなると。政府との話し合いでは、私は何らかの形で所有権を明確にしていくということが必要ではないかと思うんですが、話の内容を伺います。

○古市実哉管財課長 県では、平成30年度に内閣府のほうで設置しました有識者検討会、それから、その下のワーキンググループにオブザーバーとして参加しております。同検討会では、令和元年5月に成立しました表題部所有者不明土地適正化法における登記官の探索で特定された所有者を登記簿に反映させる特例で対処すべきという方向で議論が進んでいるところでございます。また、昨年度の内閣府、市町村そして県との意見交換におきまして、県、それから市町村としましては、土地所有権を証明する書類や資料、証人等の確保が困難なことから、同法の適用では全筆の解消には至らないことを内閣府に意見してきたところです。現在、内閣府有識者検討会における議論を踏まえまして、市町村と意見交換等を行いつつ、同法を適用する場合の課題について整理を行っているところでありまして、早期の抜本的解決が図れるよう、法制上の措置、それから財政措置などの取組を加速し、また、抜本的解決に当たっては、県民の貴重な財産として有効活用が図られるよう、国に強く求めていきたいと考えております。

以上です。

○西銘純恵委員 県民の貴重な財産という有効活用は、県所有地にしていくということも考えているのでしょうか。

○古市実哉管財課長 今の西銘委員のお話ですけども、これは10年前の23年4月の制度提言においても、その趣旨を国のほうに求めてきたところであり、その点も踏まえまして、今、その内容を整理しているということでございます。

以上です。

○西銘純恵委員 それでは、最後に公安委員会。461ページのDV相談件数と宿泊補助の件数の推移を伺います。

○松崎賀充生活安全部長 一時避難宿泊費補助について説明いたします。県警察では、DVやストーカー等の人身安全関連事案における被害者等の安全確保の重要性を踏まえまして、被害者等の一時避難宿泊を運用しております。被害者等が一時避難宿泊した事案につきましては、平成28年度は8件22名、平成

29年度は13件35名、平成30年度は5件9名、令和元年度は8件16名となっております。一時避難宿泊につきましては平成28年以降、10件前後で増減を繰り返しているような状況です。

以上です。

○西銘純恵委員 相談件数も教えてくださいませんか。

○松崎賀充生活安全部長 相談件数につきましては、令和元年が152件で、令和2年が102件となっております。

○西銘純恵委員 DV相談ということで伺ったつもりなんですけど、宿泊の相談じゃなくて。

○松崎賀充生活安全部長 失礼しました。

DV事案の相談件数につきましては、令和元年が1082件、令和2年7月末現在が641件となっております。

以上です。

○西銘純恵委員 28年度からお願いします。

○松崎賀充生活安全部長 平成28年が686件、平成29年が764件、平成30年が923件となっております。

以上です。

○西銘純恵委員 DVそのものの相談がもう激増してきているというのが分かるんですね。それで、女性相談所のほうにもそういう相談は行っていると思うんですけども、やっぱり緊急避難ということで、県警が宿泊を予算化しているということなんですけれども、例えば子供を連れだしたり、同居しているこの夫のDVから逃れるということで、同居人ほかにもということで、多分28年度8件22名の宿泊をやったという先ほど言われたので、そういうふうなものなんだらうなと思います。ホテルはどこどこに確保されているんですか。離島にもそういうのはやっているんでしょうか。

○松崎賀充生活安全部長 離島とか県内各地に宿泊所は配置されているんですけど、その場所とかというのはまた秘匿性がありますので、回答を遠慮させていただきますと思います。

○西銘純恵委員 宮古、八重山にもありますか。

○松崎賀充生活安全部長 宮古、八重山にも配置されております。

○西銘純恵委員 もう一つ、ストーカー被害について、相談件数、そしてGPSの貸与件数お尋ねします。

○松崎賀充生活安全部長 平成25年度からでよろしいですか、ストーカー事案の相談件数は。

○西銘純恵委員 28年からでいいですよ、先ほどと同じように。

○松崎賀充生活安全部長 平成28年度の相談件数は

124件、平成29年は154件、平成30年度が117件、令和元年度が152件、7月末現在が102件となっております。

○西銘純恵委員 GPSの貸与もお尋ねしましたが、GPSの貸与件数。

○松崎賀充生活安全部長 GPSの貸与の状況について説明します。GPS機能付の緊急通報装置の貸与件数は、平成28年は4件、平成29年は3件、平成30年は9件、令和元年が1件となっております。

以上です。

○西銘純恵委員 やっぱりストーカー被害は適切に対応しなければ、殺人にまで至るような本当に厳しい状況がある事案だと思っています。GPSを貸与するということは、いろんな意味で被害者がストーカー行為を受けたときにすぐ通報できるという体制だと思うんですけども、この通報を受けたとき、警察がどういう形で動くのかというのを説明いただけますか。

○松崎賀充生活安全部長 対応にもよるんですけど、GPSが作動したら、それによって被害者の位置が確認できるので、そこにいち早く捜査員を向かわして対応をするという形になろうかと思います。そのときに、被疑者等が押しかけ等々がありますね、離して被害者の保護を図って、やるというような訓練はされております。

以上です。

○西銘純恵委員 ストーカー件数、去年が152件だけど、今年は7月までに102件ということは、やはり結構コロナ禍で精神的にみんな厳しい状況にあるということで、もっと増えるんじゃないかということも危惧しますので、対応を頑張ってください。

○又吉清義委員長 渡久地修委員。

○渡久地修委員 どうも御苦労さんです。

まず、関連があるので、この成果報告書のワシントン駐在活動の問題から。ワシントン駐在の問題、そして知事訪米、この間の翁長知事、玉城知事、そして私たちも行ってきましたけど、私はアメリカの政府議会にね、大きな影響を与えてきたと、僕自身は強く思っているんですけど、もう時間ないんでね。特に、アメリカの議会関係にどんな影響を与えたかという点で、まず、議会調査局というのがあるよね。調査局に大きな影響を与えたと思うんだけど、直近の、そこで沖縄の問題についてどのように報告されているかお願いします。

○溜政仁参事兼基地対策課長 御説明いたします。

連邦議会調査局の報告書におきましては、これまで自衛隊との共同施設を含めた米軍施設の全国に占

める沖縄の比率が在日米軍施設の約25%というふうに記載されていたんですけれども、ワシントン駐在におきまして、沖縄の基地負担について、より明確に表現していただくよう働きかけてきた結果、2019年、去年の6月13日に公表された日米間の政治的及び軍事的協力体制に焦点を当てた日米同盟についての報告書では、沖縄は在日米軍専用施設区域の約70%を抱えているという、より正確な記載がなされたというところでございます。

以上です。

○渡久地修委員 沖縄県民の考えについて、どのように答えていますか。

○溜政仁参事兼基地対策課長 同じレポートの中で、沖縄県民の考えは一枚岩には程遠いが、日米同盟をおおむね支持する者を含む多くの沖縄県民は、外国軍を受け入れる負担、特に犯罪、安全性、環境の悪化や騒音について懸念を抱いている。沖縄県民の間に存在するこれらの懸念により、沖縄における米軍駐留に関する長期的な展望は、日米同盟にとって依然課題となっているというふうに説明されております。

○渡久地修委員 議会調査局もこのようなものを出すようになったんですね。そして、先ほどあった国防権限法なんだけど、私たちも去年11月も訪米して、国務省、国防総省の高官とも会談もしてきました。議員にもお会いしてきました。先ほど、国防権限法というのがあったんだけど、ちょっと日本とのあれが違うんだけどさ、この下院軍事委員会、即応力小委員会というのは、これは議会の正式な機関ですよ、どうですか。

○溜政仁参事兼基地対策課長 御承知のように、連邦議会は上院、下院に分かれていて、下院の軍事委員会の下に、さらに小委員会として即応力小委員会があるということでございます。

○渡久地修委員 そこに法案として提出されたということなんだけど、提出した提出者というのは分かるんだったら教えてください。

○溜政仁参事兼基地対策課長 同即応力小委員会の、カリフォルニア州選出の民主党議員ジョン・ガラメンディ委員長と、コロラド州選出の共和党議員であります、ダグ・ランボーン筆頭委員となっております。

○渡久地修委員 ここにね、この委員会があって、もう法案として提出されたということで、先ほど西銘委員の質問に述べていたんだけど、その中でこの5つの項目調査をして報告しなさいということをやっているんだけど、その前にね、軍事委員会とし

て4つの重大事項を指摘しているわけよね、4つ。その4つ、ちょっとゆっくり説明してください。

○溜政仁参事兼基地対策課長 御説明いたします。

まず1つ目ですね、軍事委員会は、沖縄県北部の辺野古で現在継続中の普天間代替施設の開発を懸念するというのが1つ。2つ目に、軍事委員会は、このプロジェクトに悪影響を及ぼす可能性がある大浦湾の海底での地震の可能性及び不安定性に対する懸念が高まってきたことを指摘する。3つ目に、軍事委員会は、2本の活断層と50メートルの深海が建設予定地の近くに存在することに注意を促したい。4つ目に、委員会は、海底の調査が実施された結果、地質学者らがこの開発計画の推進を困難にする問題を特定したものと認識している、というものでございます。

○渡久地修委員 これは沖縄県側が主張しているということじゃなくて、軍事委員会が辺野古の普天間代替施設の開発を懸念すると、軍事委員会が指摘したわけよ。2つ目には、このプロジェクトは大浦湾に悪影響を与えるということを軍事委員会が指摘したわけ。そして、3つ目には、軍事委員会は活断層とかいろんなのがあるから、注意するということ軍事委員会が指摘したわけよ。そして、委員会は、これはいろんな地質学者がこれは困難であるということ指摘しているということ、軍事委員会が指摘したわけよ。だからこれはね、僕は今までにないようなすごいアメリカの議会の中での変化だと思うんだよ。これはやっぱり、この翁長知事、玉城デニー知事の訪米、そしてワシントン事務所の活動がね、こういうふうな認識まで持っていったと思うんだけど、僕はこれを踏まえてね、残念ながら上院までなって最終的な採択には至らなかったけれども、初めて歴史上、沖縄の戦後の歴史の中で、初めてこういったのが指摘されたわけよ。これは自信を持ってね、もっとワシントン事務所よ、このいろいろ指摘はあるけどさ、その指摘を受けてもっと頑張らんといけないんじゃないの。どうね、公室長。もっと皆さん、もっと活動を広げないといけないって思うよ、どうですか。

○金城賢知事公室長 渡久地委員から御質問のあるとおり、政府が唯一の解決策として進めてきた、この辺野古新基地建設計画に対して、今、御指摘のとおり、米国の軍事委員会小委員会において指摘がなされているということについては、非常に意義のあることだというふうに思います。県としましては、この沖縄の米軍基地問題の解決というものについては、やはり日本のみならず、一方の当事者である米

国側に対して理解と協力を求めるということに併せて、米軍内における情報の収集等にも非常に重要だと考えておられて、そういったことも含めましてワシントン駐在というのを配置しているわけがございます。この駐在におきまして、過去5年間で1372名の米国の政府関係者でありますとか、連邦議会関係者と面会して、意見交換を通じて沖縄の正確な情報を伝えるという効果もあってですね、先ほど申し上げたところの軍事委員会における、残念ながら採択には至っていませんけれども、こういった動きにつながったというふうに理解をしております。そうしたことも踏まえまして、これまで構築してきた米政府関係者とのこのネットワークですね、こういったものとか、蓄積された情報を、現地駐在という強みを生かした形で、リアルタイムな情報発信でありますとか情報収集に引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○渡久地修委員 軟弱地盤の発見とかさ、そういったものであれば、私はもう建設はね、技術的にも不可能だと思う。それを、アメリカの軍事委員会が指摘したというのはね—そして、この日本政府の中でも元防衛大臣と経験者とかもいろんなことを発言しているからね、私は不可能だと思うので、もっともっと活動を広げていただきたいと。

次に、防災ヘリ。先ほどありましたけれども、防災ヘリの件ですけど、私、県議に当選してからずっとこの問題を取り上げてきました。ないのは佐賀と沖縄だけだよというの、ずっと当選してから一貫してやってきて。最初はね、これは非常に県は消極的でしたよ。消極的だったけれども、これは翁長県政になって、3年前かな、4年前かな、この導入を私は表明して、そして、大宜味村とか国頭地域からも陳情も出て、全会一致でもう採択されて、大きくね、急速に動いてきたという認識をしているんだけど、県が最初に導入を表明したのはいつですか。

○石川欣吾防災危機管理課長 お答えします。

導入を表明したというかですね、29年度に調査検討事業というのを起こして調査を行いまして、その年度、調査の結果として、導入推進に向けて県と市町村が協議していくことが望ましいという結論を得たところでございます。

○渡久地修委員 これは、ここにいる総務委員会所属の先輩方もあれしているけどね、ずっと長い間—最初はね県は消極的だったけれども、そういう経過を踏まえて、3年前にそういう表明をして急速に動いてきたということなんです。それで、当初からね、市町村との合意が大事だよと、市町村の合意。当初

はね、得るのが大変だと言っていたんだけど、先ほども答弁あったけれども、市町村は、皆さんが一生懸命頑張って今も反対しているところはあるの、ないの。

○石川欣吾防災危機管理課長 お答えします。

今、導入そのものに反対している市町村はございませんで、導入に向けてこの導入推進協議会というものを設立しようとしているんですけども、その設立に向けては、先ほど述べた4つの課題があるということで、今、5つの市町村と協議を行っているところでございます。

○渡久地修委員 でね、まだ合意に至っていないという市町村というのはあるんですか。反対はしていないけれども、はいということでの合意に至っていないところ、何か所ありますか。

○石川欣吾防災危機管理課長 5団体でございます。以上です。

○渡久地修委員 それで、この5団体というのはね、これいろいろあると思うけど、一番大きいのはね、私は消防士のやっぱり出向というのか、この問題だと思うんですけども、どうですか。

○石川欣吾防災危機管理課長 この5団体全てがその4つの課題を課題として挙げているわけじゃなくて、市町村にやっぱり濃淡がございます。離島の市町村だったり、それから、本島内でこの費用負担の問題だったりを挙げている市町村。それぞれの事情もってですね、課題として挙げているところでございます。

以上です。

○渡久地修委員 この消防防災ヘリに関しては、陳情もさ、全会一致で採択されて、県議会も与野党関係なくみんなで一致して推進してきた、ここまで持ってきて皆さんも頑張ってきているから、ぜひこれは早急にね、やれるようにしてください。そこで、この僕は一番問題だったのは、やっぱり消防士の充足率だと思うわけよ。前、僕が取り上げたときに、平成23年だったかな、そのときの消防というのはね、充足率53%だったんだよ。1500名足りなかった。1326名不足していた。今は何%ですか、不足は何名ですか。

○石川欣吾防災危機管理課長 消防職員の充足率についてですけども、平成31年4月1日現在ですね、沖縄県は63.1%となっています。全国平均の78.3%より低い状態ではありますが、前回調査が平成27年となっております、このときが61.9%でした。1.2ポイント上昇しまして、都道府県順位については47位、最下位だったんですけども、この時点で42位に上

がっております。また、不足数については、現在その算定数が2577に対して、整備数が1625、差が952名ということでございます。

○渡久地修委員 10年前から増えてはいるけれども、まだまだ。先ほど、最下位ではなくなったと言うけどさ、まだこの63%というのはね、これはね、憂うべき状況だと思うので増やすためにうんと頑張ってください。それで、私はこれまでね、なぜ増えないのかと言ったらね、やっぱり市町村の条例で決めた交付税措置のもんだから、市町村なかなかね、いろんな財政事情で増やし切れていないと。それで、この消防士の定数は警察と同じように、政令定数で定めて、国が政令で定めて、それに基づいて市町村が条例で配置して、お金は、人件費は国がちゃんと措置するというものに変えないと駄目だということを提案したんだけど、その取組はどうですか。

○石川欣吾防災危機管理課長 お答えします。

以前、そのような趣旨の御質問をいただきまして、過去の答弁においては、消防庁や九州各県と意見交換をしていきたいというふうにお伝えしたところで、消防庁へ情報収集を行ったところ、これまで他の都道府県から同様の提案が出たことはなく、また消防組織法において、消防職員は市町村が条例で定めることとなっているため、法令上難しいとの意見があったところでございます。

○渡久地修委員 公室長、これ全国からある、ないじゃなくてさ、沖縄は最下位だったわけよ。とにかくもう消防士の充足率を満たすために、これ正面から受け止めて、研究して提案するなら提案する。そうしないとね、100%にならないと思いますが、いかがですか。

○金城賢知事公室長 県民のですね、生命・財産、それから安全・安心な暮らしということで申し上げますと、やはり消防力の強化というのは非常に重要だというふうに考えております。一方で、消防職員の確保については、市町村が一義的に責任を負うということでございまして、県としてはこれまで様々な機会を通しまして、消防職員の増員など消防体制の充実強化を働きかけたところでございます。今後とも、消防力の計画的強化について市町村とも連携し積極的に取り組んでまいりたいと考えております。委員から御提言のありましたこの件につきましては、少し内部で研究をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○渡久地修委員 ぜひ、研究してね、沖縄から提案していただきたいと思います。

次、不発弾。不発弾のですね、この処理件数、避難を伴う件数、避難人数、この10年間の推移が分かれば教えてください。

○石川欣吾防災危機管理課長 お答えします。

本県における過去10年の不発弾処理の件数は合計で6811件です。そのうち、住民避難を伴う現地処理の件数が445件となっております。避難対象世帯数ですが、合計で3万5435世帯、対象住民数が9万1775人となっております。

○渡久地修委員 避難に伴う経済的損失というのを教えてください。

○石川欣吾防災危機管理課長 これまでに知事公室において、不発弾処理における、この住民避難による経済損失というものは試算したことはありませんが、不発弾等処理については県や市町村並びに県民にとって大きな負担となっているものと考えております。

○渡久地修委員 最近の、例えば避難の際にモノレールも止まったとか、病院とか介護施設とか、そういう避難もあったのかどうなのか教えてください。

○石川欣吾防災危機管理課長 モノレールですけれども、令和2年8月2日に那覇市で行われた不発弾処理において、沖縄都市モノレールが一時運休となっております。また、過去においてですが、平成30年12月16日、それから平成26年6月17日、平成21年9月13日及び平成19年10月21日にも運休しておりまして、これまでに合計5回不発弾処理によって運休をしております。

○渡久地修委員 私たちは、不発弾処理は全額国の負担で行うべきだと思うんですけども、県の立場はどういう立場ですか。

○金城賢知事公室長 不発弾のこの処理につきましては、委員御指摘のとおり、戦後処理の一環として国の責任による積極的な対策を講じる必要があると考えておりまして、県といたしましても、国に対し、国と地元の役割分担を全般的に見直して、この事業を今後は国直轄で事業とするということで、不発弾処理の充実強化及び早期の処理を図っていただきたいということ、そういった沖縄県の公共工事及び民間工事における不発弾探査費用については、全額を国庫で負担すべきであるということで申出を行っているところでございます。

○渡久地修委員 今まで処理に関しては、国に全額負担を求めるけれども、経済損失についてはね、求めたことがまだないのよね。だから経済損失についても、例えば、このどっだけ経済損失があったかというのはね、やっぱり算出しないといけないんじゃない

ないの。そうしないとね、これ当たり前になったらいけないと思うよ。どうですか。

○**金城賢知事公室長** この経済損失については、補償の根拠をどこに求めるか、あと算定の方法等も含めてどういった形ではじけるのかも含めて、非常に難しいところがあるというふうに考えているところでございます。

○**渡久地修委員** 僕はね、ぜひ経済的な損失はね、出すべきだと。僕も今回は提案しておきます。それで避難もね、市議会時代でもずっと取り上げて、6メートルの穴を掘って、それからライナープレートというのを張って、避難範囲を半分に縮めたということをやったんだけど、この委員会でも前、提案したことあるけれども、もっと縮めるという、耐爆チャンバーというのか、大きな爆発しても大丈夫のあれも国がやっぱり導入すべきだということも提案したけど、その後どうなりましたか。

○**石川欣吾防災危機管理課長** お答えします。

耐爆チャンバーですけれども、5インチ艦砲弾の信管の現場処理ですね、ディアマ処理において、従来の強固なライナープレートに変えて用いることで、処理後建設やそれに伴う事務手続等が削減され、迅速な安全処理が行われる可能性があるものというふうに私どもも認識しております。現在、沖縄総合事務局が事務局となっております沖縄不発弾等対策協議会専門部会ワーキングチーム、これにおきまして、耐爆容器の安全性、または耐久性などの様々な課題について検証をしているところであります。

すみません、もう一点。先ほどの答弁の中ですね、モノレールの運休のところ、平成26年6月17日と申し上げたところが、平成24年6月17日の間違いでありますので、読み間違いでありますので、おわびして訂正させていただきます。申し訳ございません。

○**渡久地修委員** 次にね、この歳入資料の自動車税。これは自動車税の米軍の減免している額、そしてこれはいつから始まったのか教えてください。

○**喜友名潤税務課長** 米軍構成員等の私有自動車に対する自動車税は、日米地位協定の規定に基づきまして、日米合同委員会において合意された税率によって課税することになっております。日米地位協定は昭和35年に発効しておりまして、沖縄県においては昭和47年の復帰当時から、当該合意税率により課税しているところであります。

○**渡久地修委員** 直近でどんだけまけているの。

○**喜友名潤税務課長** 令和元年度の定期賦課における米軍構成員等の自動車税の調定額は、件数で2万

4367件、税額は3億9万円となっております。これを地方税法に定める標準税率で課税した場合の税額を算出いたしますと9億6645万円となり、その差額は6億6636万円となっております。

○**渡久地修委員** 昭和47年から一この差額分を47年から合計すると幾らになりますか。

○**喜友名潤税務課長** 復帰後、昭和47年から令和元年度までの48年間の差額の累計額は約291億5670万円となっております。

○**渡久地修委員** 290億円も米軍にまけてやっているということはあるんだけどね、これしっかりね、やっぱり課税すべきだと思うんだけど、公室長、県はどのような取組をやっていますか。ごめん総務か。

○**池田竹州総務部長** こちらにつきましては、涉外知事会もですね、連携しまして、いわゆる国内と同一の税率で課税するように連携して取り組んでいるところでございます。また、軍転協などでもそういった要請を入れているところでございます。

○**渡久地修委員** 軽自動車税はどんだけ減免されていますか。

○**喜友名潤税務課長** 軽自動車税につきましては、企画部の所管でございますが、企画部から提供してもらった資料によりますと、米軍構成員等の軽自動車につきましては、地方税法に定める標準税率とは異なる税率が適用されております。そのため、令和元年度の米軍構成員等にかかる軽自動車税を試算いたしますと、約758万円となっております。これを標準税率で適用をして試算いたしますと、2330万円となり、その差額は1572万円となっております。これは、令和元年度で計算したものです。

○**渡久地修委員** ぜひね、これしっかりと課税されるようにね、ぜひ頑張ってください。

あと県警。ストーカーの相談件数、結構あるんだけど、しっかりと対応をされているかどうか。

○**松崎賀充生活安全部長** ストーカー対策についてお答えします。

ストーカー事案につきましては、社会生活の変化とか各種機器の発達等によって、新たな形態が発現しまして、これに対処してきたところであります。その反省、教訓等を踏まえまして、全国警察でそのような事例について共有しまして、的確な対処策などを積み重ねてきたところであります。県警では、引き続き日々の事案等を検証しつつですね、関係機関等との連携して被害者等の安全確保を最優先に、加害者の検挙とか、警告などの行政措置により、被害拡大防止を図るなどの適切に対処してまいり所存であります。

以上です。

○又吉清義委員長 休憩いたします。

午後3時27分休憩

午後3時40分再開

○又吉清義委員長 再開いたします。

休憩前に引き継ぎ、質疑を行います。

國仲昌二委員。

○國仲昌二委員 よろしくお願ひします。

私、知事公室のですね、主要施策成果報告のほうで質問したいと思います。1ページ、国際災害救援センター設置、新規事業とありますけども、説明を見ると、本県の有する不発弾処理の知見あるいは台風対策の知見を国内外に貢献することを目指しとあるんですが、ちょっと事業内容について御説明をお願いします。

○石川欣吾防災危機管理課長 お答えします。

この国際災害救援センター（仮称）ということでですけども、こちらはハード整備ではなくてソフト的な支援を目的として検討しているものでございます。そういう意味で昨年度については2か所海外を調査すると、そういう目的で費用を計上させていただきましたものです。

以上です。

○國仲昌二委員 この説明、事業の目的というのはすばらしいと思うんですけども、下のほうに行くと、課題が多いというような指摘をしておりますけれども、ちょっとこの辺についての説明をお願いしますか。

○石川欣吾防災危機管理課長 お答えします。

令和元年度についてですけども、人材派遣や研修実施に係る課題整理、事業可能性の調査等を行ったものでございます。まず、不発弾処理についてですけども、カンボジアに出向きまして現地調査を実施したところなんです。こちらでは不発弾等の起因となる戦争などの時期や現地の状況、それから使用された兵器の種類、こういったものが大きく異なっており、本県の磁気探査技術の活用については、さらなる検討が必要なものと考えております。それからもう一つ、アジア諸国の台風対策に関する情報収集ですけども、フィリピンの支援の実績がある、高知大学国際連携推進センター、こちらのほうに出向きました。東アジア諸国については台風以外にも、水害、火山といった多くの自然災害にさらされておりました、近年国際的な防災枠組みの中で、世界の各国から援助や支援協力として、資金とか技術の支援が集まっております。防災インフラの整備が進んでいるということと、しかし防災啓発についての災

害リスクに対するガバナンスの強化については課題となっていること、こういったことが分かりましたので、令和2年度、今年度ですけれども、JICAとか高知大学の国際連携推進センター、こちらと連携しまして、台風対策等の研修を実施しまして、当該研修を通してアジア諸国のニーズ、保有する知見のマッチング、こういったものを調査して、貢献の在り方について鋭意検討を進めていく予定としております。

以上です。

○國仲昌二委員 執行率が44%しかない。額は小さいんですけど、執行率が出ていますけども、この辺の要因というのはどういうことなんでしょうか。

○石川欣吾防災危機管理課長 先ほど申し上げましたとおり、2か所海外調査を行う予定でしたが、先ほどのカンボジアについては実際できたところなんですけれども、フィリピンについて、実は予定していたんですけども、令和2年1月初旬に本県で豚熱が発生しました。また、1月にフィリピンの火山―ルソン島の南部、タール火山が噴火しましたので、現地対応が困難ということになりました。現地の国際空港の運航が停止したと。そういったこともあって、急遽、先ほど申し上げた高知大学、こちらのほうに出向くことになりましたので、特別旅費、こちらは半分使うことがありませんでしたので、それが不用額になっていると、そういうものでございます。

○國仲昌二委員 ありがとうございます。

もう一つ、7ページのほうですね。これ先ほどから出ているんですけども、消防防災ヘリの導入推進事業。これはいろいろ質問があって答弁もいただいているんですけども、平成29年度からということですけども、この進捗状況、予定どおりなのか、遅れているのか、あるいは進んでいるのか、ちょっと御説明をお願いします。

○石川欣吾防災危機管理課長 平成31年、要は令和元年度なんですけれども、こちらのうちに、できれば全41市町村の合意形成を取りまとめて、整備に向けての事業に進むという予定ではあったんですけども、今現在5団体と個別調整を行っている状況にございまして、これがまとまれば、次に向けて進めるものというふうに考えております。

○國仲昌二委員 その5団体となかなか合意できないというのが、活動範囲であったり、あるいは消防からの職員の派遣、費用負担とかいうものは説明がありました。令和元年度ですね、これも執行率を見るんですけども37%、なかなか事業が進んでいな

いような執行率となっております。この課題ですね、この5市町村と合意に向けて、どの程度といいますかね、要するに2年度でもう合意できるというふうに見ているかどうかというのも含めて、感触をちょっと教えていただけますか。

○石川欣吾防災危機管理課長 5団体のうち2団体について、今、事務レベルの調整をさせていただいているところなんですけれども、割と前向きな回答もいただいているところですので、この調子でちょっと進めたいなと我々は思っているところです。ただ、相手がいるものですので、順調にいくという明言はできませんが、私たちとしては前に進みたいというふうに考えております。

以上です。

○國仲昌二委員 いや、これは非常に大事な事業だということで、また全国的に沖縄だけがまだ導入していないというのがありますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

知事公室のほうには、ちょっと要望をして終わりたいと思いますけれども、先ほど台風時あるいは災害時のコミュニティーFMの活用の質問がありましたけれども、それで、それについてはLアラートを活用して、そのコミュニティーFMさんも活用していますよというのがあったんですけれども、私の要望は、これもっと踏み込んでですね、コミュニティーFMの非常にいいところというのはエリアが非常に一コミュニティーというぐらいですから、あれがあって、非常に住民に身近な情報が発信できるというのはすごくいいと思うんですね。これは一義的には、多分市町村の対応になるかなと思うんですけれども、例えば、台風時ですね、例えば台風時だとすると、近くの病院はどこが開いていますとか、あるいは学校はいつから再開しますとか、あるいは避難の状況はどうなっているとかという、身近なものが発信できるというのがコミュニティーFMのいいところだと思うんですよ。ただ、市町村単位でやるとなっても、このFMというのは複数の市町村のエリアを持っているようなところもあると思うので、ぜひ県のほうがですね、また市町村と連携をして、この災害時、あるいは台風時のコミュニティーFMの活用についても積極的に取り組んでいただきたいなというのを要望したいと思います。

それでは、次に行きたいと思います。次は、公安のほうのですね、一般会計の歳入決算状況のほうで質問したいと思います。1ページのほうでお願いします。私、初めての決算でちょっと分からないところがあるので教えていただきたいと思いますが、

まず、よろしいですかね。(款)の使用料及び手数料の警察使用料というのがあるんですけども、これの中身、内容を教えていただけますか。

○岡本慎一郎警務部長 お答えいたします。

使用料及び手数料の中の警察使用料につきましては、(節)土地使用料と(節)建物使用料に分かれています。このうち土地使用料のほうにつきましては、電力供給のための電柱ですとか、支柱の設置などに伴いまして、電力会社などが支払う使用料となっております。そして、建物使用料のほうは、警察官待機宿舎の使用料ですとか、自動販売機の設置などのための建物使用料でございます。

以上です。

○國仲昌二委員 土地は電力会社などの使用料、建物は販売機などという話でしたけれども、これで収入済額が4000万円いっているんですけれども、これは電力会社のその使用料の内訳というのかな、これはどういったものですかね。もう一度すみません、お願いします。

○森本直樹会計課長 お答えいたします。

先ほど御説明をしたとおり、土地使用料というのは電力会社の電柱や支柱の設置に伴うものでございます。内訳といたしましては、土地の使用料につきましてははですね、約11万7000円程度でございます。大半がこの建物使用料でございます。一番この中で割合が多いのは、先ほど申し上げました待機宿舎、いわゆる宿舎料でございます。警察職員が入居している宿舎の宿舎料、これが割合としては非常に大きくなってございます。

以上です。

○國仲昌二委員 ありがとうございます。それでは、その下のほうの手数料、警察手数料について御説明をお願いします。

○岡本慎一郎警務部長 お答えいたします。

警察手数料につきましては、(節)パーキングメーター作動手数料というものと、(節)自動車保管場所関係手数料に分かれます。このうち、まず前者のパーキングメーター作動手数料と申しますのは、那覇市内と沖縄市内に設置されておりますパーキングメーター68基あるんですけれども、こちらの作動手数料と、そして那覇市内に設置されているパーキングチケット1基のチケットの発給手数料であります。そして、もう一つの自動車保管場所関係手数料と申しますのは、いわゆるワンストップサービスで車庫証明の電子申請、これに係る手数料となっております。

以上です。

○國仲昌二委員 ありがとうございます。

次にですね、2ページのほうをお願いします。
2ページのほうの諸収入のほうですね。その中の
(項)の延滞金、加算金及び過料の中の過料、この
過料についての説明をお願いします。

○岡本慎一郎警務部長 お答えいたします。

諸収入の中の延滞金、加算金及び過料、このうち
の過料につきましては放置駐車車両違反金というも
のでございます。この放置駐車車両違反金と申しま
すのは、平成18年6月の改正道路交通法の施行によ
りまして開始された放置駐車違反取締り制度により
まして、放置駐車違反と認められる違反車両の運転
者が、警察に出頭しない場合ですとか、放置駐車違
反としての反則金を納付しないときなどに、運転者
の責任を追及できない場合に、その車両の利用者
に対して違反金の納付を命じる、こういうものでござ
います。

○國仲昌二委員 これは駐車違反のことですか。

○岡本慎一郎警務部長 はい、御指摘のとおりです。
一般にそのように理解されているものというふうに
考えていただいて結構です。

○國仲昌二委員 分かりました。

それでは、その下のほうに行き、(項)の雑入の
ほうの(目)弁償金。これについての説明をお願い
します。

○岡本慎一郎警務部長 お答えいたします。

雑入の中の弁償金につきましては、留置人等弁償
金というものと、交通切符弁償金に分かれます。

このうち前者の、まず留置人等弁償金であります
けれども、こちらは警察拘禁費用償還規則という法
務省令がございまして、これによって、法務省が警
察留置施設において収容している被留置者に要した
経費、これは食料費ですとか、光熱水費などですけ
れども、これを法務省が負担するもの。それから、
警察庁と厚生労働省との麻薬・覚せい剤に関する犯
罪の捜査に関する協定に基づいて、沖縄県警察本部
と厚生労働省の九州厚生局沖縄麻薬取締支所との覚
書によって、厚生労働省が麻薬取締りのために警察
留置施設において収容している被留置者に要した経
費、これも食料費ですとか、光熱水費などになりま
すけれども、これを厚生労働省が負担するものでご
ざいます。そして、もう一つの交通切符弁償金であ
りますが、こちらは、交通切符及び少年事件送致書
に関する協定書というものによりまして、交通切符
などの作成に要する経費は、那覇地方裁判所と那覇
地方検察庁、そして沖縄県警察本部の3者でそれぞ
れ負担しているところでありまして、このうち警
察本部以外の機関が負担する分を県歳入として

受け入れて計上しているという、こういうものでご
ざいます。

○國仲昌二委員 分かりました。

ちょっと確認しますけれども、この駐車違反で過
料という収入が入ってくると。それから、交通切符
というのは多分交通違反だよね。それで、弁償金と
いう形で入ってくるという、この2つの歳入の(目)
というのは、その2つの収入で、大体幾らですか1億
9000、2億円近いですね。それぐらい入っている
という理解でよろしいでしょうか。

○岡本慎一郎警務部長 はい、そのとおりです。た
だ、1点補足させていただきますと、いわゆる駐車
違反に関していえば、反則金が別途納付されている
場合もあり得ますので、先ほど申した過料というの
は反則金を納付しないときなどに、歳入として受け
入れることになるものでありますので、補足させて
いただきます。

○國仲昌二委員 ありがとうございます。

同じく公安のほうですけども、今度は主要施策の
ほうでいきたいと思えます。471ページ、サイバーセ
キュリティー対策。先ほどから質問が出ているんで
すけれども、まず、このサイバーセキュリティーと
いうのをちょっと確認したいんですけれども、
472ページのほうに事業の効果・課題というのがあっ
て、その(2)のほうで、サイバー犯罪対策事業と
いうのがあります。これ最近、宮古のほうで爆弾予
告というのがあるんで、これがインターネットとかで
ホームページに入ってきたとかというのがあるんで、
大騒ぎになった事件があったんですけども、これ(2)
のあれだと、その犯罪に使用されたパソコンやスマ
ートフォンの解析を行うというような事業の説明です
けれども、こういった、今、宮古の爆弾予告みたいな
ものも、この事業に入っているんでしょうかね。

○松崎賀充生活安全部長 お答えします。

事業に入っているかということなんですが、対象
といいますか、そういった事案が発生した場合に、
高度なテクニカルアドバイザーみたいな、教授とか
がいますよね、そういったものの委託料とか、
そういったものには入っています。

○國仲昌二委員 最近、宮古であったということで、
すごい私も関心を持っていたんですけども、その
中ですね、いろんな事業があって、今、472ページ
の一番下のほうの(4)番目に職員費とあって、高
度で最新の情報通信技術や知見を有する有識者を県
警察のサイバー犯罪対策テクニカルアドバイザーと
して委嘱するというようなものがあるんですけど、
これは予算を見ると決算額が11万2000円しかないんで

すよね。不用額として48万4000円、予算でも59万6000円しかない。こういった事件というのが、時代というのかな、こういう予測される中で、これだけの予算で大丈夫なんでしょうかねというのをちょっと伺いたいんですけど。

○松崎賀充生活安全部長 県警におきまして、サイバー空間の治安維持に必要な専門的な技術とか知識を有する職員の育成とかですね、サイバー犯罪捜査に必要な解析機器等の資機材の整備及びサイバー犯罪被害防止に係る広報啓発活動を行うための重点施策事業ということで、サイバーセキュリティ対策として4つの事業を推進しているんですが、令和元年度、事業費として1976万9000円を予算化しまして、決算額は1840万5000円等々で、執行率93.1%となっております。サイバー犯罪は新たな情報技術とかサービスが開発され、県民生活が便利になる一方でですね、それを悪用した新たなサイバー犯罪が後を絶たないことから、それに対応するために必要な予算の確保に努めていくこととしております。59万6000円のものについてはですね、これはテクニカルアドバイザーとして1人の教授をお願いしてやっているものでありましてですね、そういったことで、そういった予算額となっております。

○國仲昌二委員 いや、これで十分であればそれはそれにこしたことはないんですけども、近年、様々なこの一何ていうんですかねサイバー空間というんですか、そこら辺の事件がすごく予想されるし、しっかりした対策は必要だと思うので、頑張っていたきたいなということで、終わります。

○又吉清義委員長 山里将雄委員。

○山里将雄委員 まず、知事公室関係なんですけれども、2ページの辺野古新基地建設問題対策事業、この件についてなんですけれども、いろんな方々が朝から質問、質疑をなさっていますんで、私からはですね、この中の今回の事業の中でトークキャラバン事業ですか、こちらの件についてですね、少し確認といいますか、教えていただきたいと思います。まず、令和元年度のその実施状況なんですけれども、東京、名古屋、大阪、札幌で行ったということでありまして、その成果についてどのようにお考えでしょうか。

○田代寛幸辺野古新基地建設問題対策課長 お答えいたします。

委員が今お話しされたように、まず、6月に東京でキックオフシンポジウムを開催しております。そして、8月に名古屋、9月に大阪、11月に札幌でトークキャラバンを行いまして、それぞれで知事が講演

会を行いまして、また、パネルディスカッション等を実施しております。東京では165名、名古屋では780名、大阪では300名、札幌では1100名が参加していただきまして、いずれも会場が満席となったところでございます。また、講演会に参加された方々だけではなくて、インターネットを通じまして動画を配信いたしましたので、基地問題の現状を広く伝えることができたと考えております。また、これに加えまして、知事は、名古屋市では5社、大阪市では8社、札幌市では9社の地元のメディアによる取材に対応をいたしまして、テレビ、ラジオや全国紙、地元紙に報道されるなど、キャラバンを通じて普天間辺野古新基地建設問題及び日米地位協定の問題について広く発信し、国民的議論の契機とすることができたのではないかと考えております。

○山里将雄委員 今の報告を受けますと、非常に効果があったといいますかね、そういう成果が上げられたんだろうというふうに感じました。先ほどの人数、ちょっと計算しますと2345名の方々が集まっていたという、特に札幌では1100名という、本当に多くの方が来ていただいたということで、本当にこの効果といいますかね、この集客ということ、今回はもう全て満席といいますかね、いっぱいだったということなんですけど、集客についてですね、やっぱりしっかりと集めていくことが必要だと思いますので、その辺はどのような対策で人を集め、ここへ来ていただくということをなさったのか、教えていただけますか。

○田代寛幸辺野古新基地建設問題対策課長 基本的には、事前にインターネット等を通じまして、県ホームページもそうですけれども、知事の講演会をやりますよという形で告知を図ったところでございます。

○山里将雄委員 今回、今年度の実施について、たしか別の委員の方々が質問があって、今回は予算は取っているけれども、コロナの影響で、今、そのめどが立っていないというふうなお答えでしたけれども、やっぱりこのトークキャラバンといいますか、全国の方々に沖縄のこの現状を知事自らしっかりと伝えていくということはですね、これまでいろいろな方法で全国の皆さんに沖縄の現状を訴えてきたわけなんですけれども、これは非常に大事なことで私は思います。もうこの何年も、その沖縄が対面しているといいますか、直面しているその基地の問題についてはですね、どうしてもその本土との意識の格差といいますかね、本土の皆さんがなかなかその件についてなんです、認識が低いと。そういう状況がありますので、それをしっかり伝えていくと。全

国レベルのその議論に持っていくというためにはですね、沖縄からしっかり発信していくというのは本当に必要なことだと思います。ぜひこれをですね、しっかりとやっていきたいというふうに思います。全国に向けた機運醸成の今後の取組方についてどうお考えなのかお聞かせください。

○田代寛幸辺野古新基地建設問題対策課長 トークキャラバンにつきましては、委員がおっしゃったとおり、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえながら、慎重に判断してまいりたいと考えておりますけれども、トークキャラバンに加えまして、インターネットとかを通じましてですね、動画を配信するなどの方法によって、普天間辺野古新基地建設問題をはじめとした沖縄の基地問題を広く伝えることを実施してまいりたいと考えております。

○山里将雄委員 これからもしっかりとお願いいたします。

それじゃあ、次に、総務部関係なんですけど、9ページの所有者不明の土地管理の件ですけども、これも本当にこれまでたくさんの委員の皆さんが質問をしているので、私のほうからは聞くことはほとんどないんですけども、幾つか確認だけさせていただきたい。この事業について、あんまり理解もしていないんですね、確認をさせていただきたいというふうに思います。まず筆数が沖縄県管理で1505筆というふうな資料にありますし、答弁もございましたけれども、面積とかは分かっているのでしょうか。

○古市実哉管財課長 県管理地は、令和2年3月末現在で1505筆、89万6791.89平米ございます。

以上です。

○山里将雄委員 この中でですね、県管理というふうになっているんですけども、これは県管理以外のそういった土地というものもあるということだと思うんですけども、これはどういうこと。誰が管理しているのか。市町村とかその他どうなんでしょうか、そこは。

○古市実哉管財課長 沖縄戦に起因する所有者不明土地につきましては、復帰特別措置法の62条の規定におきまして、沖縄県または市町村が管理するものとされております。

以上です。

○山里将雄委員 市町村なんですね。それから貸付料徴収というふうにあるんですけども、これは今現在も新たに県のほうで貸付けしていると。新たに貸付けが発生しているという理解でいいですか。

○古市実哉管財課長 新たに貸付けを行っていることはございません。琉球政府時代の戦後の混乱のと

きから、既にそのときに住宅等の用地ですとか、畑として利用されている土地について、引き続き沖縄県が管理をして貸付けをしているということでございます。

以上です。

○山里将雄委員 分かりました。

これはもう、この問題については戦後75年が経過しているというような状況がございます。所有者を確定するのは非常に困難だと、この資料の中でもそういうふうに出てありますけれども、先ほど西銘委員の質問にお答えがあったと思うんですけども、最終的にどうなるのかということなんですけども、県有地になるというような答弁だったというふうに思いますが、やっぱりそういうことなんでしょうか。最終的には県有地として治めるといいますかね、それはいつ頃までにそういうふうなことをお考えなのか、教えていただけますか。

○古市実哉管財課長 先ほど、そういうようなお話をしたところですけども、現行法制上、この土地というのは県が管理している土地でございます、どこかに真の所有者がいるということを法律の専門家とかはお話ししているところで、結局所有者がいる状態なものを確認をしないまま、県ですとか市町村に帰属するという法制度をつくるのは非常に難しいというふうに聞いております。ただ、県としましては、戦後75年が経過しており、この間、真の所有者の帰属が進んでないという状況もございますので、そういうことも踏まえまして、早期の抜本的解決が図られるよう、法制上の別途の措置ですとか、財政措置などの取組を、国に加速をして一なおかつ抜本的解決に当たっては、そうした県民の貴重な財産として有効活用が図られるよう、配慮するよう、本年9月にも河野沖縄及び北方対策担当大臣宛て、また10月に加藤内閣官房長官宛て要望したところでございます。

以上です。

○山里将雄委員 ということは、まだ、どうできるということではなくて、そういう要望を、今、国に対して行っているということなんですね。所有者がいるということですけども、75年たっている、これから所有者が簡単に見つかるとはとても思えないんですよ。ちょっと落としどころといいますかね、その辺はそうですね、しっかりとまたこれもやっていただいて、貴重な財産ですから、県民のために使えればいいと思いますので、頑張ってください。

それじゃあ、この件は終わりにしまして、総務部の関係です、これ通告、通知はしていないんで

すけど、もし答えられるのであればちょっと答えていただきたい。財政のことなんですけれども。昨日の決算委員会で私、単年度収支までは出ているけれども、実質単年度収支が出ていないと。実質的な収支を見るには、実質単年度収支が非常に分かりやすいのでということで質問をしましたらですね、この決算ではそれは調製、立てないと。いわゆる普通会計の決算統計でもって実質単年度収支は表されるものだというふうな昨日の答弁があったんですけれども。7月にもう決算統計は終わっているんじゃないですかね、大体その時期だったと記憶していますので。今の段階ではどうでしょうか。その実質単年度収支というのは出ているんですか。

○武田真財政課長 決算統計は既にまとめられております。令和元年度における実質単年度収支につきましては、マイナスの2900万円でございます。

○山里将雄委員 マイナスの2900万円。実質単年度収支は赤字だったということですね。はい、分かりました。

それじゃあ、公安委員会の関係で少しだけ、これも確認をさせていただきたいと思います。471ページのサイバーセキュリティーの件ですけれども、これも大変多くの方々が聞いておりますので、これも内容がよく分からないので聞こうかと思ってはいたんですけれども、皆さんの質疑を聞いていてですね、大分理解はできたつもりではいるんですけれども、少しだけこれも確認をさせていただきたいというふうに思います。まず、実際のこのサイバー犯罪、皆さんのほうですね、直面したそのサイバー犯罪の発生状況、あるいは摘発状況等の統計がありましたら、教えていただけますか。

○松崎賀充生活安全部長 お答えします。

サイバー犯罪に該当するかどうか、事案発生時に判断できないことから、摘発状況である検挙件数についてお答えいたします。令和2年7月末現在の県内のサイバー犯罪の検挙件数については、暫定値で65件。前年同期比で14件、27.5%の増加となっております。罪種別の内訳は、沖縄県青少年保護育成条例違反とかが23件で最も多く、次いで児童買春・児童ポルノ法違反が19件、詐欺が6件などとなっております。

○山里将雄委員 去年に比べて14件で27.5%増えているということですから、やっぱりそのサイバー犯罪というのは、どんどん増えていくのかなと。今もうそういう時代になっているのかなという気がします。非常に大事な事業だと思います。これもどなたかが聞いていたとは思わなかったんですけど、事業

として、今これを担当する職員としては何か1人というような答弁だったと思うんですけど、どうなんですか。今何名がこのいわゆる仕事に従事しているんですか。

○松崎賀充生活安全部長 県警においては、高度化、巧妙化するサイバー犯罪に対処するために、平成29年に警察本部の生活安全部にサイバー犯罪対策課を設置しております。警察署においては専属の課の設置はないんですが、サイバー犯罪への対応といたしましては、事案の内容によって各警察署のそれぞれの課が対応しております。それで、サイバー犯罪対策課については、サイバー犯罪の被害防止対策とか、サイバー犯罪検挙対策を推進しております。その定員は22名となっております。警察署については専属の課がないんですね、その体制を数字でお示しすることはできないということです。

○山里将雄委員 県警本部のほうにサイバー犯罪対策課があって、各警察署には専属課とかはないけれども、そこで一応対応はしているという形になるんですか。はい、分かりました。それからこの中で、事業の効果のところですね、大手IT企業への捜査員を長期派遣して、業務を通じた技能習得を図ったというふうになっているんですけれども、これはどんな形ですかね。派遣の人数とか、あるいはどれぐらいの期間送ったとか、そのまた効果とかですね、もしあったら教えていただきたいと思います。

○松崎賀充生活安全部長 サイバー犯罪の変化の著しいIT技術に対応した捜査とか、防犯対策を推進するためにですね、最新高度のIT技術を習得することを目的に、平成30年度から最先端技術を有する企業等への県警の職員を派遣して、その研修を行っております。研修先としましては、都市圏に本社を置く大手のIT企業とか、年度ごとにそれぞれ1名を3か月間ほど派遣しております。これまで平成30年度に1名、令和元年度に1名の計2名を派遣しているところです。情報通信技術の進展によってですね、サイバー犯罪が高度化しているという現状から、その対処できる人材を育成するためにも、サイバーセキュリティーの実務を学ぶ派遣研修は大変有効であると考えております。

以上です。

○山里将雄委員 非常に今後ですね、重要になる仕事だと思いますので、しっかりと職員も専門性が必要ですので、しっかりと育てていただいて対応をしていただきたいなというふうに思います。

もう一つですね、公安委員会関係でお聞きしますけれども、466ページの交通環境整備事業なんですけ

れども、私今回、代表質問のほうで信号機の件について質問をさせていただきました。本部長からいろいろ丁寧な答弁をいただきましたし、それから、その後職員の方がわざわざ詳しく説明もしていただいたので、この流れについてですね、皆さんの考え方についても理解はしているつもりなんですけれども、その件については本当に納得はしていますけれども、ただですね、やはりあのときも言ったとおり、現実的に信号がないために事故が起こっているという状況がある以上は、やはりもっと迅速に対応をしていただきたいなど。こういう流れは、手続は聞いたんですけれども、やっぱり早めに、早めにそういう対応をしていただくことが必要だと思うんですけれども、その件についてちょっとお答えいただけますか。

○大城辰男交通部長 お答えいたします。

信号機につきましては、必要性が高いと認められる交通信号機の設置について、当県は移動手段を大きく自動車に依存している交通環境にありますので、県民の要望に応える上でも大変重要であると考えております。また一方で、全信号機の2120基のうち約18%に当たる385基が更新の目安となる耐用年数を超過しており、交通の安全と円滑を確保するためには、老朽化した信号機などの維持管理も重要であります。

また、信号機の新設、移設、更新を大量に同時期に整備しますと、また同じ時期に更新を迎えることにもなりますので、県警察といたしましては、今後も長期的な視点を持ちつつ、計画的に平準化を図り、事業ごとの将来計画やバランス等について総合的に検討しながら、機動的に予算を執行して適時適切に事業を推進したいと考えております。

以上です。

○山里将雄委員 分かりました、よろしく申し上げます。

もう時間がないんですけど、最後に1つだけですね。この交通安全施設整備事業の中で横断歩道818本というふうになっているんですけども、これ横断歩道が本当に消えてしまってますね、ほとんど見えていないというのがたくさんあるんですね。私、名護市ですけど、名護市でも本当、住民からどんどん言われるものですから、やむを得なく自分たちで予算化して直していくということもしていたんですね。この横断歩道とか、その側線とか、そういった維持、補修をするための皆さんの、その考え方といいますかね、どういう考え方でこれ行っているんですか。最後にここだけ教えてください。

○大城辰男交通部長 お答えいたします。

横断歩道をはじめとする交通規制に係る道路標示は、道路交通法等の関係法令に基づき、公安委員会が設置、管理することとされております。その理由は、交通規制は、地域の交通実態を一元的に把握した上で、国道や市町村道などが入り組む道路ネットワークが最適に機能するように、全体を見渡して総合的に考慮し、実施することが必要と考えられるからであります。したがって、横断歩道等の道路標示についても、管理の一環として公安委員会の責任において一元的に対応すべきものと認識しております。

以上です。

○又吉清義委員長 平良昭一委員。

○平良昭一委員 公安委員会のほうからお願いします。青少年健全育成事業についてですけど、未成年の飲酒補導の状況を教えていただきたい。

○松崎賀充生活安全部長 本年7月末現在では、飲酒で補導した不良行為少年は580名。昨年の同期と比較しますと102名、21.3%増加しております。飲酒を学職別で見ますと、有職少年が208名の35.9%で最も多いということと、次いで高校生が185名で31.9%、続きまして無職少年が97名で16.7%、中学生が45名で7.8%となっております。飲酒の要因といたしましては、少年自身の規範意識の欠如とか、保護者の監護能力の低下とか、地域社会の絆の希薄化とか等々が考えられるかと思えます。

○平良昭一委員 やっぱり中学生も多いというのも非常に気になりますけど、補導後の対応をどういうふうな状況なのか教えていただきたい。補導後の対応。

○松崎賀充生活安全部長 補導後の対応としまして、飲酒で補導をした場合の対応としましては、少年は飲酒補導をした際は、そのまま帰宅させることなく、酒の入手先とか必要な聞き取りを行いながら、事件事故防止及び再補導防止の観点から警察署などにおいて確実に保護者に引き継いで指導を行うなどの措置を行っております。それと、一般的な補導後の対応としましては、警察職員は不良行為をしている少年を発見したときは、当該少年に対して、人定事項、住所とか、学職等々を確認した上で、不良行為の中止を促すなどの必要な注意を行ったり、非行防止、その他の健全育成上必要な助言を行っております。また、注意とか助言のみでは少年の非行防止、その他健全育成上十分でない認められる場合には、繰り返し補導される少年等々については、保護者に対して当該少年の不良行為の事実を連絡したりとか、保護者を呼び出したりして、必要な監護または指導上の措置を促しております。また、特に必要に応じ

て学校関係者とか職場関係者に対しても連絡するように配慮しております。

○平良昭一委員 最近、目立っている、この青少年が絡む薬物乱用の状況と、その背景ですね、そして防止対策についてもお聞かせ願います。

○松崎賀充生活安全部長 県警では青少年の薬物乱用防止のために、教育委員会や学校等の関係機関と連携した取組を行っておりまして、特に県の教育長から委嘱を受けた警察官を安全学習支援隊ということで学校に派遣しております。その中で、薬物乱用防止教室を開催したりとか、薬物の依存性、心身へ及ぼす影響、その他有害性等を認識させるための指導啓発を行っているところでもあります。そして、県警といたしましては、薬物事犯の取締りを徹底するというと同時に、関係機関とも連携しまして、薬物乱用防止教室の拡充のほか、大麻等の危険性等に関するSNSを活用した情報発信や広報啓発等を推進してまいりたいと考えております。

○平良昭一委員 この薬物の入手の背景というのはどういう状況なんですかね、その辺分かりませんか。

○松崎賀充生活安全部長 一般的にはSNS等々で知り合った友人とか、同級生とかから入手するというものが多くて、最近では友達を介して入手したりとかというのが多々あるかと思えます。

○平良昭一委員 友達を介してSNSとかで入手するというのは、そんなに悪いという気持ちは持っていないという状況なんだろうか。

○松崎賀充生活安全部長 一般的ですけど、捜査する中ではそんなに罪悪感はないのかなというような感は否めないかなというふうに思います。

○平良昭一委員 罪悪感がないというのであれば、大麻、特にもう覚醒剤なんていうのはもう後ろに引けなくなるわけですから、そういう面では学校も中心にしながらではありますけど、県警としては、これは重点に置くべきものだというふうに理解をしますけど、どんなでしょうかね。

○松崎賀充生活安全部長 そういった状況も加味しまして、薬物乱用教室とか、そういった先ほど言った安全学習支援隊等々で専門の薬物の専門の担当を派遣しまして、学校等々で教養、講演等を行っているような状況です。

○平良昭一委員 どうしてもこれはSNSの絡みになると思いますので、この辺十分な対策が今後必要になってくると思いますので、くぎは刺しておきたいと思います。そしてですね、本県の警察官1人当たりの県民負担人口は今どうなっていますか。

○岡本慎一郎警務部長 お答えいたします。

沖縄県は現在人口が約148万人で、警察官の定員が2921人でありますので、警察官1人当たりの負担人口は約507人となっております。ちなみに、この負担人口約507人というのは、全国で30位となっております。

以上です。

○平良昭一委員 この2921人、人口に対して507人で、全国30位ということでありますけど、この中で最近配備された国境離島警備隊、それもその中に入っているの。

○岡本慎一郎警務部長 国境離島警備隊の隊員も含めて、警察官が2921人ということでございます。

○平良昭一委員 この警備隊は何名ですか。

○岡本慎一郎警務部長 約150人でございます。

○平良昭一委員 この離島であるがゆえの、国境があるがゆえの150人。これは本来の警察業務とは違いますよね。警察官業務とは違いますよね。

○宮沢忠孝警察本部長 離島における、専ら警備活動に従事をする、そういう部隊でございまして、そういった活動ではございますけれども、警察の責務の中には入ってございます。ただ、委員御指摘のとおり、専ら離島における警備活動に従事をするということで、通常の犯罪の取締りであるとか、交通の違反取締りであるとか、そういった活動に従事することは一般的にはないというものでございます。

○平良昭一委員 この150人は一般の警察官業務とは違うのであれば、僕は省いていいと思うんですよ。その省いた数字としたら、全国的にどうなるのか、人口比率にすると。

○岡本慎一郎警務部長 その150人のみを除いた数字でどうなるかというのは、特に算出しているものはないんですけど、そういうその業務の、何と申しましょうか、内容を捉えて、これは一般市民と接触するからという形で線引きをしていくことはなかなか難しいものですから、職種の内容ごとにですね。ですから、そういった数字は特に算出はしてございません。

○平良昭一委員 僕はこれは本来の人口比率ですか、30位ですか、それとはちょっとおかしいんじゃないかなと思うんですよ。そうであれば、米軍絡みの事件・事故も多い沖縄県でありますし、離島県、そしてまた島々からですね、駐在所の設置の陳情要請等もかなりあるわけですので、増員すべきだという僕は理解しているんですけど、県警としてどんな思いがありますか。

○岡本慎一郎警務部長 お答えいたします。

今、委員御指摘があったのは、足りていないのではないかという、こういう観点からの御指摘かというふうに理解しておりますけれども、様々な警察事象が発生しておりますので、また沖縄県は先ほど委員が御指摘あったような環境もございますので、そういったものを踏まえ、警察官が足りているのか、あるいは1人当たりの負担人口が多いのか少ないのかということについては、なかなか一概に申し上げることは難しいなというふうに考えておまして、他方で県警察としましては、現有の警察官の定員の中でしっかりと、その沖縄県の安全・安心を守ってまいりたいというふうに、このように考えてございます。

○平良昭一委員 先ほどの150人を抜いた数字ですね、全国ちょっと比例してみても、後でやってみてくれないかなと思います。

そして、今日午前中もありましたけど、ちゅらさん運動の普及促進ですけど、仲田委員からもありましたとおり、ちゅらさんバッジの問題もありましたけどね、最近このチラシ、報道を最近耳にしたり、目にすることが少なくなっているように感じるんですけど、どんなでしょうかね。

○松崎賀充生活安全部長 ちゅらさん運動につきましては、平成16年4月に施行をされたちゅらうちなー安全なまちづくり条例に基づいて推進しているところではあるんですが、その普及については、テレビとかラジオなどの広報媒体とか、ポスター掲示による広報等々、また県警察が運用している安心ゆいメールとか、SNS、LINEとかツイッター等による情報発信をしております。さらに県内のスーパーマーケット等の店内における広報といった、各種媒体を活用しまして促進を図っております。また、ちゅらさん運動の事業として行う防犯ボランティアに対する物品の支援とか、構成員に対する研修会の開催、地域安全マップづくりとか公共施設の安全点検、防犯モデルマンションとか、駐車場の登録などの各種取組を通して、県民に対してちゅらさん運動の周知を図っているところであります。

○平良昭一委員 何か、やっているのかやっていないのか、最近ちょっと少なくなっているようなイメージがあるんですよね。そういう面では、いずれも沖縄の特徴がある運動でありますので、ぜひこれからも啓蒙活動をお願いしたいと思っています。

そして、県警の第2庁舎についてちょっと聞きますけど、これまで代表質問あるいは一般質問等で、手狭な状況が指摘されてきています。会議室不足や

倉庫が不足してきてですね、保管業務に支障を来していることが明確になりました。賃貸も提言された経緯もありますけど、このような状況をどう考えておりますか。

○岡本慎一郎警務部長 第2庁舎についてお答えいたします。警察本部庁舎は平成5年に建築しまして、その後27年経過しておりますが、それ以降警察官が704人増員されておりますほか、社会情勢の変化を受けまして新たな警察需要に対応するための課ですとか、係を設置したことなどによって、庁舎の狭隘化が著しい状況にございます。さらに、大規模災害が発生して警察本部庁舎が被災した際に、その災害指揮などを行うための代替となる施設も必要と考えております。このために、県警察としましては、警察本部庁舎における狭隘化を解消するとともに、併せて被災した際の代替施設を確保するための施設を整備する必要があると考えておまして、現在第2庁舎の整備について検討を進めているところでございます。また、仮に設置場所が決定した場合であっても、新たな施設が完成するまでには当然相当の期間を要することになりますので、新たな施設が完成するまでの間の狭隘化解消のための暫定的な措置としても、民間ビルの借り上げについても並行して検討しているところでございます。

以上です。

○平良昭一委員 このビルの賃貸は提言されてきているんですよね、過去にも。具体的に、県警の隣の道向かいも、丸1つ借りてもいいんじゃないかというのがあってですね、すぐ近くにいい場所があるわけですから、それを具体的に検討をしているような状況はないんですか。

○岡本慎一郎警務部長 今、委員御指摘があったような民間ビルの借り上げにつきましても、関係機関と調整を進めさせていただいているところでございますので、関係部局の理解を得るべく引き続き協議を行ってまいりたいと思います。

○平良昭一委員 分かりました。じゃあ、これは検討してみてください。

総務に移ります。ふるさと納税の状況、沖縄県の実績を教えてください。

○喜友名潤税務課長 ふるさと納税の実績についてお答えいたします。総務部が所管する令和元年度のふるさと納税の実績は489件、3416万円となっております。前年度決算額の4198万円と比較しますと、782万円の減となっております。一方、土木建築部が所管する首里城火災復旧・復興支援寄附金が1986件、1億5468万円となっております。令和元年度のふるさと

と納税として受け入れた総額といたしましては2475件、1億8884万円となっております、大幅に増えているというような状況となっております。

○平良昭一委員 県内の市町村の状況の資料はもらったんですけど、そこで気になるのはですね、今後のこの税制度の継続はあるんですか、今後。ずっと同じような状況でいきそうですか。

○喜友名潤税務課長 今後の返礼品制度の継続についてお答えいたします。ふるさと納税制度につきましては、その趣旨に反するような返礼品の送付が見られたことから、対象となる地方団体を総務大臣が指定するという制度に改正されまして、令和元年6月から施行されております。指定を受けるためには、返礼品等を強調した宣伝広告を行わないこと、寄附金の募集に要する費用が受領する寄附金額の5割を超えないことなどの寄附金の募集方法に関する基準と、返礼品の調達費用が寄附金額の3割を超えないこと、地場産品であることなどの返礼品に関する基準を満たす必要があります。総務大臣による指定期間は1年間とされており、沖縄県及び県内全ての市町村が、令和2年9月24日付で、継続して指定を受けているところでございます。

○平良昭一委員 その影響というのは今後ありそうですか。

○喜友名潤税務課長 沖縄県につきましては、ちょっと首里城の火災の寄附金が大幅に増えた関係でちょっと影響がよく分析しづらい状況になっておりますが、市町村はむしろ増えているというふうに聞いております。それはなぜかといいますと、一つの人気のある返礼品の一人気のある市町村に集中していたものが分散されて、沖縄県の市町村としては全体としては増えているというふうに聞いております。

○平良昭一委員 何だか返礼品もらうための寄附金しているような状況。これは本来の趣旨とは違うと思いますので、言うように各市町村でばらつきがあるんですよ、かなり。それであれば、このアピール手段、広報活動、市町村での違いが出てくるということもありますので、そういうのは財政が厳しい市町村、これ自主財源かなりウェートを占めてくる場所もあるんですよ。そういう面では、この税制度をどう活用していくかというのは大きな課題になってくると思うんですよ。その辺、県がどういうふうな啓蒙活動を指導をしていくかというのが重要になると思いますけど、その辺考えたことあるか。

○喜友名潤税務課長 市町村のふるさと納税制度につきましては、企画部のほうの所管になっておりまして、ちょっと総務部のほうでお答えがしづらいん

ですけども。

○平良昭一委員 はい、これはあした聞きます。

私立学校振興事業についてですね、最近が高卒資格取得の通信制高校の支援体制をどうするかということは非常に上がってきています。うるま市のN高等学校や名護市のヒューマンキャンパス、あるいは本部町の八洲学園、そういう通信制高校は県内に幾つぐらいありますか。

○下地常夫総務私学課長 本県に、広域の通信制高校は、全部私立ですけど4校ございます。

以上です。

○平良昭一委員 この4校、教えてください。

○下地常夫総務私学課長 八洲学園大学国際高等学校、そしてヒューマンキャンパス高等学校、N高等学校、つくば開成国際高等学校の4校となっております。

○平良昭一委員 そこに対しての支援体制というのは、県でどのような状況になっておりますか。

○下地常夫総務私学課長 主要施策の成果にも私立学校振興事業の成果が載っておりますが、これは私立学校全体という形になっておりますけれども、そのうちから広域の通信制高等学校について申しますと、私立学校等教育振興費の中で教職員の年金掛金の負担軽減を図るための事業として、私立学校教職員共済事業による支援をまずは行っております。また、生徒の授業料等の負担軽減を図る高等学校等就学支援金事業等において支援を行っているところであります。

○平良昭一委員 今後この需要がかなり高くなって、県外からの生徒も増えているわけですので、そこに対する支援というのは今後課題になってくると思うんですよ。そういう中で、この許認可をするのは教育委員会ではなくて、皆さんのところなんですか。

○下地常夫総務私学課長 私立学校の寄附行為や学則等の認可については、うちのほうでやっております。

○平良昭一委員 定員枠の拡大とかですね、こういうお願いがかなり来ているような状況がありますので、ここは今後十分な支援策も考えていかないとけないと思っています。

そして、移りますけど、所有者不明土地管理費についてですけど、重要施策、31年度の中にですね、県民の財産としての有効活用が図られるよう国に求めていくというようなものがありますけど、どういう意味ですかこれ。

○古市実哉管財課長 県としましては、10年前の23年3月の制度提言のときから沖縄戦に起因する所有者

不明土地につきましては、真の所有者への返還、それから区市町村への所有権の帰属により解決されるべきものと考えてきており、制度提言、要望などをしてきたところでございます。それで、30年度から内閣府の有識者検討会で、今議論されていますのが、令和元年5月に成立した新たな表題部所有者不明土地法の仕組みを使って解決しようということで、国のほうは考えているようですが、これは登記官の探索で特定された所有者を登記簿に反映させる特例だということですので、土地所有権を証する書類、あるいは資料、または証人等の確保が困難なため、解消には至らないということは強く指摘しているところです。そのため、場合によっては県または市町村が所有権を帰属を受けてそれを県民のために有効活用をするということも含めた新たな法律の制度ができないかということも含めて、今、国のほうに要望をしているところでございます。

以上です。

○平良昭一委員 先ほど、山里委員のときの答え、89万6791余りの平米があるわけですよ。それをこう言ったらまた分かりづらいから、どれぐらいの大きさがあるのか。どこの市町村ぐらいあるか。分からないですか、これ。有効活用するんだったら、これやらんといけないだろ。セルラースタジアム何個分ですか。

○古市実哉管財課長 結局ですね、これは県管理、市町村管理、ともにそうなんですけれども、例えば市町村管理地ですと、墓地とか拝所とかということで、小さい共営の跡地が非常にいろんなところに点在しているということですか、あと県管理地でも、那覇市内とかでその市街地の中に点在しているとか、あるいはまた原野とか山林とか、山奥に所在しているとかということで、一概にそれが一団の大きな土地としてなっていないということから、そういう形で少し検討をしたことはございません。

以上です。

○平良昭一委員 これ言わしたかったんですよ。実は墓地が一番多いんですよ、恐らく。経験上、私も墓地というものはやっぱり戦争の影響の中でいなくなったと、管理人がいなくなったということもありますので、これを返すというのはかなり難しい作業ではありますけど、それ以外のものはですね、今言うように、財産管理人には県、国という形になるわけですから、有効利用を当然大いにやっていかんといけないと思いますので、これは国との交渉をこれからどんどんやっていかんといきませんが、ある程度調査して所有者がもうなかなか出てこないだ

ろうなと思ったのは、どんどんこういうふうにも有効利用していくべきだというふうに、私も理論上思います。そういう面では、所有者不明土地の管理というのは、今後も予算が伴いますけど、それ管理するだけじゃなくて、有効に使っていくことは非常に今後大事だと思いますので、その辺ももっとも検討していただきたいと思います。

あと、知事公室のところですね。不発弾の対策事業なんですけど、これ土木だとは思いますが、この入札制度の問題とかで土木建築部の問題だと思いますけど、資格者の雇用や磁気探査機器の保有の有無、参加資格の要件等を含め、いろいろ取り沙汰されていますよねこれ。知事公室として、これはどういうふうに思いますか、この問題。土木だと思わなければならないけど、これまでの一連の流れを。

○石川欣吾防災危機管理課長 土木のほうだと思います。我々もですね、土木のほうのいろんな仕組みを、事業をしながら、知事公室の業務をやっているところでございます。

以上です。

○平良昭一委員 全額補助での事業ではあるわけですよ、国9割、県1割という形の中で。しかしながら、個人住宅、家主への周知がもう全く足りないような状況だと思うんですよ。これは建築士の説明、設計士の説明が足りないところもあるかもしれませんが、当然、一般の個人住宅でも、そういう全額補助が受けられるという制度をですね、もうちょっとアピールすべきだと思いますけど、いかがでしょうか。

○石川欣吾防災危機管理課長 その広報活動についてですけども、住宅等開発磁気探査支援事業になりますが、これについて県民向けとして県ホームページへのリーフレットの掲載だとか、広報誌美ら島沖縄への掲載、または県広報番組うまんちゅひろばでの事業周知、こういったことをやっていますが、そのほかに県内新聞への2紙ですね、住宅新聞の広告、それから建築申請窓口等各種団体、組織の広報資料ですね、これリーフレットの配布等を行っているところです。それから、市町村に対してですけども、市町村のホームページや広報紙への掲載をお願いしたり、あとは市町村対象の事業説明会、こちらにおける周知の協力依頼、こういったところもやってございます。あとは、市町村に対しても広報資料の配布を行っているところです。今、過去5年間における処理件数ですけども、増加傾向にありまして、ここ数年この130から160ぐらいで推移してきたところですけども、令和元年度、申請件数が203件とな

りまして、交付額とも過去最高となっているところ
です。今年度についてもですね、ユーチューブを使っ
ての広報動画についても作成対応を行って、広報に
取り組んでいるところです。

以上です。

○平良昭一委員 これですね、住宅建築予算あるい
は設計予算の中で、最初から組み入れることが必要
になるんじゃないかなと思うんですよ。その辺、制
度的におかしくなるかな。これも土木かな。

○石川欣吾防災危機管理課長 私どもではちょっと
答えかねるものであるかと思えます。

○平良昭一委員 分かりました。

最後に防災ヘリの件、いろいろほかの方々からも
ありましたけど、いまいちちょっと分からないところ
があります。県内全域で活動をするというような
説明でありましたけど、これ令和6年導入予定では
ありますけど、導入後の運営形態というのはどんな
なるの、これ。

○石川欣吾防災危機管理課長 今これが確定してい
るものではないんですけども、道県ヘリのところ
は大体において委託によって運航をしているところ
が多いというのを聞いております。私たちもそれを
ベースで検討はしていくんですけども、協議会立
ち上げ後、そういったところについても検討課題に
なるのかなというふうに考えております。

○平良昭一委員 僕はちょっと理解できないのが、
いわゆる過去には広域消防構想がありましたよね、
これだったら僕は理解できるんですよ。だから僕が
考えるのは、もし導入した場合にどこの消防署の管
轄に所属するのと聞きたいわけ、市町村の。そうで
はないのか。

○石川欣吾防災危機管理課長 今後、もしも防災ヘ
リが導入された場合というのは、沖縄県において消
防航空隊を編成しまして、県のヘリというふうにな
るかと思えます。そういう予定でございます。

○平良昭一委員 そうだったら理解できる。いわゆ
る、過去の広域消防の構想があったもんですから、
そういうのを僕はちょっと関わるのかなと思ってい
たもんですから。いわゆる、県が導入して、県が所
有して、この隊員も県が乗るということで理解して
いいんだよな。

○石川欣吾防災危機管理課長 県の航空隊ができた
場合についてですけども、航空隊の所属、航空セン
ターみたいなのが可能でしたとして、そこのセン
ター長には恐らく県職員が就くと思えます。活動を
する隊員については、消防隊員である必要がありま
すので、それを市町村からローテーションで出して

いただけないかというのを、今、調整をしていると
ころでございます。

以上です。

○又吉清義委員長 當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 審査意見書のほうから、ちょっと
お尋ねさせてください。ページ、18ページなんです
が。収入済の県税の部分で、51億円増加ということ
で、景気がよかった分の増というのがあるんでしょ
うけど、収入未済額でも2億円余りの増加になって
いるんですよ。法人事業税が1億円余り、こう増
加しているという、この兼ね合いを要因的なものを
教えてもらえるか。景気がよくて51億円、県税は増
収しているんだけど、何で収入未済額は2億円余り
そういう法人事業税が1億円余りもその増加をする
のか。

○喜友名潤税務課長 収入未済額の増加について、
お答えいたします。収入未済額の増加の要因といた
しまして、まず徴収猶予の特例制度というのが今年
度4月に法改正がされまして、制定されました。こ
れはどういうものかと申しますと、前年と比べて収
入が2割ほど、おおむね2割減少した方の納税を1年
間、無担保、延滞金なしで、延長するという制度で
ございますけども、令和元年度の2月1日納期限の
分まで遡って猶予をしております。その令和元年度
分で猶予している件数といたしまして44件、総額と
いたしまして7526万5000円猶予している分がまずあ
りますので、その分が単純に収入未済額として増加
しております。そのほかにも特例制度を使っていな
い方でも、例えば現行といいますか、前からあった
徴収猶予の制度で延長をしたり、法に基づかない分
割納付という形で、分割で納めていただくという方
もいらっしゃると思いますので、そういった分が、やは
りかなり多くありまして、収入未済が増加したもの
というふうに考えております。

○當間盛夫委員 それじゃあ今年度はこのコロナの
影響で未曾有の経済危機含めて、県税の収入という
のは相当に落ち込むというのがあるんですけど、皆
さん、今回決算ではあるんですけど、この見込み等
は何かもう始めているんですか。

○喜友名潤税務課長 新型コロナウイルス感染症の
今年度の県税収入への影響についてお答えいたしま
す。

新型コロナウイルス感染症については、緊急事態
宣言による外出自粛や、休業要請等もあり、経済活
動に多大な影響を与えているところでもあります。現
時点において、県税収入が落ち込むことが予想され
ますが、各法人の業績であるとか、個人所得への影

響がどれぐらい続くのか、またその規模がどの程度になるのかというの見込むことは非常に困難でありまして、今年度の県税収入は今、幾らぐらいというふうに見込めない状況にありますが、引き続き今後の経済状況等を注視しまして情報収集に努めてまいりたいと考えております。

○當間盛夫委員 これ部長、物すごい大きな影響が出てくると思うんですね。この辺は早急にいろんな対策を取りながらでもですね、どういうふうな状況にあるのかということ、しっかりと把握してもらいたいというふうに思っています。

次、同じ意見書の部分で、不用額なんですけど、全体的に不用額が177億円ということで増えているんですけど、今日は3部署ですので、その知事公室、総務、公安の方での、この不用額が増加しての、これから不用額をどう減少するかという、この対応策をどういうふうに持っていこうとしているのかをちょっとお聞かせください、3部署。

○池田竹州総務部長 まず、令和元年度不用額、一般会計総額で177億7000万円とかなり多くなっております。全体で見ますと、主な事項としましては、教職員給与費につきまして、臨時的任用職員にかかる費用など、そういったもので13億円近い不用が出ております。また、災害復旧費につきましても、これは災害が見込みより少なかったことなどで、12億円余り。そして、沖縄振興特別推進交付金の市町村事業などでも、7億円近い不用が出ているところでございます。これらの不用額を圧縮する県全体の取組としましては、特に推進交付金の実績減、あるいは入札残、年度途中の予期せぬ事情による不用など、やむを得ないものもあるというふうに考えております。とにかく、まず予算編成に当たって、社会情勢、そしてその後の事業の熟度、必要性について検討を行っていきたくと考えております。適切な執行を行うというのが特に重要ですので、年度当初に予算編成の執行方針を定めまして、事業の早期着手、そして進行管理の徹底などを通知しているところです。また、2月議会におきましても、1000万円以上の不用が見込まれるものに加えまして、災害復旧費におきましても、不用が見込めるものについては減額補正を行っていかうと考えております。今後、予算計上時における所要額の見積りの精度を引き続き高め、事業の進捗状況を各部的確に把握して、効率的な執行に努めて、なおかつ2月補正での減額もきちんと実施していくなど、不用額の削減、圧縮に取り組んでいきたいと考えております。

○金城賢知事公室長 知事公室の令和元年度の歳出

不用額につきましては2億5604万42円となっております。主な内訳といたしましては、総務管理費、諸費におきまして、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い他国地位協定調査を延期したことや、これに加えて米国でのシンポジウムを実施しなかったことによる委託料の不用というのが、4637万2698円となっております。加えて、(項)防災費の(目)防災総務費において、不発弾処理等事業費における、市町村支援事業の箇所及び数量の減等によりまして、補助金等の不用が1億5947万173円ということでございます。事業につきましては、計画的な執行ということと合わせましてですね、不発弾処理事業につきましては、特に事業が5つございますけれども、今年度において、令和元年度においてもですね、住宅等開発磁気探査支援事業から、これについてですね、流用いたしまして、県が実施する広域探査発掘加速事業から2億2000万円を流用して、執行したということでございますけれども、結果として、こういった規模の不用が出ているということでございますので、引き続き適正な執行に努めてまいりたいというふうに考えております。

○宮沢忠孝警察本部長 警察関係でございますけれども、予算現額が357億円余でございます。このうち不用額が3億4000万円余ということでございます。この不用の主な中身でございますけれども、退職手当の執行残でございますとか、それから、あとヘリコプターが豪雨災害により使えなくなりましたので、それに伴うところの耐空検査ができなくなったということでの執行残といったようなものでございまして、個別に見ると非常に問題だという不用はないというふうには認識をしておりますが、いずれにしても予算を有効に活用するという観点から、早期に執行する、早期契約をするということが重要だというふうに思っておりますので、そうしたことに引き続いて努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○下地常夫総務私学課長 総務部の一般会計の不用額についてお答えします。

令和元年度の一般会計不用額、総務部は6億4063万4216円であり、前年度に比べると7000万円余り、率にして9.9ポイント減となったところです。減になった主な要因としては、予備費のほう、平成30年度は1億7500万円ほど不用が出ましたが、令和元年度は5000万円ほどとして大幅に不用が減ったことによります。不用の中身としまして、一番大きいのは、先ほど御説明しました高等学校等就学支援金の支給

対象額が、見込みを下回ったということから、2億円余りの不用が生じたという形が一番主な要因となっております。

以上です。

○當間盛夫委員 これだけ、各部署全体的にこの不用額増えているわけですよ。177億円という数字が、結局、見通しが甘かったという言われ方をされてもおかしくないわけですよ。結果的に、このことがほかのものに回されただろうということになると、ほかの事業をどういう形で進められたかというところもあるわけですから、しっかりとそのことを、見通しがどうなのかということも一年次途中、年末にかけてね、いろいろと皆さんこれを組み替えたりするんですけど、やっぱり早い段階からこういう不用額を出さないというような周知をですね、ぜひこのことは心がけていってもらいたい。これはね、皆さんの資料を見るとこれずっと続いているのよ。大体170億円、190億円という形で。この五、六年もずっとそういう状況が続いていますし、このまま一括交付金でも沖縄振興の部分でも約7億円近くのものとか、先ほど知事公室のものから見ると、不発弾で1億5000万円ということをね、30億円近くの、この国事業からそのことをやる中で、組み替えましたけれど使えませんでした。いろんな工事の関係でということね、僕は言い訳にならない。だから、その辺で国のほうから、そういう不用額を出す部分での皆さんの予算の在り方はどうなんですかということ指摘されているということ、ずっと前々からこのことがある中で、もう少しね、皆さん、この不用額の在り方ということ、重要課題として真剣に捉えていってもらいたいと思っています。

それで今通知しましたけど、成果に関する報告書の、今通知しました国際災害救援センター。ほとんど私のイメージからすると、何で県がこのことを、この不発弾だとか、台風のとかがというところがあるんですけど。国際災害救援センターということになると、ある程度、どっかに拠点があつてね、拠点があつてそういう部分を国内、国外ね、水害があつたらそこにそういう部分でのものに迅速に行くというようなイメージがあるんですけど、全くそのイメージじゃないんですけど、これからこれをどうするんですか。まずそれから聞かせてください。

○石川欣吾防災危機管理課長 お答えします。

この国際災害救援センターですけども、令和元年度から検討期間としておりますが、検討後の事業形態ですね、委員おっしゃるとおり施設のハード整備ではなくて、JICA等と連携した防災教育プロ

グラムの提供など、ソフト的な支援の在り方として実施を検討しているという状況でございます。

以上です。

○當間盛夫委員 だからこれは玉城知事が選挙の公約として何か華々しく出したのよ。僕らのイメージからすると、何か普天間基地をそういうものにするのかなというイメージ持ったりするわけさ。ところが、内部見たらそうではない。先ほどもあるように、じゃあ消防の職員の充足率はどうなのかとなると、全国より低い。その中で、そういう分での災害に充てていくと。自らのことはできないのに、そういったことをやろうとすること自体が、僕は、この問題点が多いので、これはね、もう一回、皆さん改めたほうがいい。やらないんだったらやらないということ、やっていたほうがいいと思いますので、それを指摘したいと思います。

次に、この基地問題。基地問題全般なんですけど、この辺野古新基地建設問題対策事業。この建設に係る訴訟等の費用、私もペーパー頂いているんですけど、この訴訟と訴訟以外での、費用的なものをちょっとお聞かせください。

○田代寛幸辺野古新基地建設問題対策課長 お答えいたします。

平成27年度から令和2年8月まででございますけれども、訴訟、裁判にかかる費用としまして8649万1444円。裁判以外ですね、法律相談ですとか、国地方係争処理委員会の審査の申出等にかかった費用としまして9444万8278円。合計で1億8093万9722円となっております。

○當間盛夫委員 その中での弁護士委託ということ、委託料があるんですが、この委託料はお幾らですか。

○田代寛幸辺野古新基地建設問題対策課長 お答えいたします。

裁判と裁判以外の全てで、トータルでございますけれども、弁護士の委託料としまして1億3665万1419円となっております。

○當間盛夫委員 また、ちょっともう少し細かいことをお聞きしますが、この旅費というもので、この訴訟以外の分で3000万円という、その旅費があるんですが、これ県職員がどういう形でのもので、これだけの旅費の使い方になるんですか。

○田代寛幸辺野古新基地建設問題対策課長 県職員の旅費としましては、法律の相談といいますか、行政法の先生方に対して、意見を聴取するというところで、東京のほうに出張をしたりといった旅費となっております。

○**當間盛夫委員** また戻るんですけど、この委託料で約1億3600万円という委託料があるんですけど、この中で東京にいらっしゃる弁護士って何名いるんですか。

○**田代寛幸辺野古新基地建設問題対策課長** 東京にいる弁護士の先生はいません。先ほど、法律の相談というのは、行政法の先生方の一弁護士の先生以外の先生方との調整ということで東京に出張したりするときの職員の旅費ということでございます。

○**當間盛夫委員** 弁護士がいて、それ以外の弁護士なのか専門家になるのか分からないんですけど、そういう皆さんの意見を拝聴しに行くために2200万円という旅費を組んでやる。ということは、その皆さんが、その委託しているこの沖縄の弁護士というのは、そんなに役に立たないと。何でこの委託している弁護士の皆さんで解決できないんですか。

○**田代寛幸辺野古新基地建設問題対策課長** やはり、法律上の問題点につきまして、弁護士の先生一当然専門家でございますけれども、やはりその先生方の主張を補強するという意味で、行政法の先生方のお力もお借りしているということでございます。

○**當間盛夫委員** 補強。でね、次、これ今送りますけど。もうずっとあります、このワシントンのこの駐在員の活動事業費がありますよね、令和元年の。この内訳を教えてください。

○**溜政仁参事兼基地対策課長** 令和元年度のワシントン駐在員活動費の決算額は6936万8100円となっており、その内訳は、委託料が6680万1195円で、旅費が256万6905円となっております。委託料の内訳としましては、事務所の家賃、備品購入、電話代、現地職員の給与等の駐在の運営に係る支援として3370万7526円。連邦議会議員等との面談の設定や助言、駐在による米国での情報発信等への支援として3309万3669円となっております。

○**當間盛夫委員** 時間的にもあれですので、皆さんこれだけワシントンだけでも年間約7000万円使われるわけですね。その翁長さんで玉城知事、これ10年すると7億円このことで使うことになるわけよね。先ほども、訴訟費用ということになると、あれだけの2億円近くの訴訟費用を使ってくると。皆さん、この基地問題においてのこれだけの税金を使って、これがどういうふうな効果が出ているというふうに思うんですか。基地問題の解決、辺野古を止めた。と。どういう効果が出ているの。まず公室長、効果を教えてください。

○**金城賢知事公室長** 県といたしましては、これまでもですね、司法ではなくて、沖縄県と国との対話

による解決の必要性とこの重要性をですね、繰り返し述べてきたところでございますけれども、辺野古新基地建設反対の県民のこの明確な民意や国との対話を求める県の要望を顧みることなく、唯一の解決策としてですね……。

○**又吉清義委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、當間委員からこれまでの答弁の繰り返しではなくこれだけの費用をかけた効果について答弁するよう要求があった。)

○**又吉清義委員長** 再開いたします。

金城賢知事公室長。

○**金城賢知事公室長** 訴訟の成果ということでお答えをしたいというふうに思います。これまでの一連の訴訟を通じまして、辺野古新基地建設に反対する県民世論ですね、それから沖縄の過重な基地負担の現状及びそれらを踏まえた県の考えを広く国内外に伝えることができたことは、大きな成果であろうというふうに考えております。また、沖縄の基地問題が我が国の安全保障に関わる問題として、国民の一人一人が自らの問題、自分ごととしてですね、考えていただく上で、一定の世論の喚起を図ることができたというふうに考えております。さらに辺野古新基地建設をめぐる一連の問題については、沖縄だけの問題ではなく、国と地方の関係の在り方や地方自治の保障に関する問題であるということで、全国の地方自治体において起こり得ることを訴えることができたということも成果であろうというふうに考えております。

○**當間盛夫委員** もう、これは皆さんの見解ですから。でも私の思う部分からすると、これだけの訴訟をいろんな形で皆さん裁判をしてということがあるけど、やっぱりね、税金を使っているわけですから、裁判するからには皆さん勝つのかね、勝てる裁判をしないといけないはずですよ。そのことも全くなく、ただ訴訟すればいいというようなことであってはいけない。先ほども米軍の車両のお話がありました。ところが、沖縄の高率補助を考えると、そういう問題じゃなくなってくるというふうなね、もろもろを考えてやってくると、今の玉城県政が柱とする基地問題を解決したいのであれば、皆さん振興策取らないほうがいいよ。もう次からの振興策は要らないと。基地問題をとにかく解決するんだという強い意志を持つべきだというふうに思うんですけど、どうですか。

○**金城賢知事公室長** 委員御質問のですね、沖縄振興策につきましては、沖縄振興特別措置法で規定するところの沖縄の特殊事情に鑑み措置されていると

いうふうに理解をしております、委員御指摘の基地問題とリンクするものではないというふうに理解をしております。

○**當間盛夫委員** これ以上議論しても始まらないですからいいです。

次に、皆さんからあるように、所有者不明土地管理。全体でどれだけあるの。皆さん、県分のお話しか面積はやらないんですけど、市町村分を合わせると合計でどれだけ、何筆。

○**古市実哉管財課長** 県管理分、市町村管理分合わせまして、全体で2704筆ございます。面積は98万2726.03平米でございます。

○**當間盛夫委員** 先ほど平良委員が大体墓地だろうということで、市町村管理で墓地やっていて、市町村管理からするとそうではなくて、県管理の部分がやっぱり89万ということで、県管理が物すごい大きいわけよね。これ何か違いが出てくるのか。これからいろいろと移管するときさ、例えばこの県管理しているから市町村が使いにくくなるような形のものがあるんですか、どうですか、その辺は、どう考えますか。

○**又吉清義委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、當間委員から県と市町村の管理地の違いについて、また、例えば栗国村だけで県管理地が12万平米あるが、今後の県及び市町村への所有権帰属に際しての考え方等について聞きたいとの補足があった。)

○**又吉清義委員長** 再開いたします。

古市実哉管財課長。

○**古市実哉管財課長** 市町村のは墓地なものですから、狭小地なのであれですけども、県管理については今現在、戦後混乱期からずっとそこで住んでいる方もいらっしゃるの、そういった土地も含めてのもので、そういった借地人のいない土地での利活用がどうなるかという議論になってくるのかなと考えているところです。栗国村のほうですけども、その沖縄戦に起因する所有者不明土地以外にも、全国的に問題となっている所有者不明土地がございまして、それが栗国村における村の一周道路の工事に非常に影響を与えているとか、そういうこともございまして、栗国村のほうからはですね、意見交換の際に、村が所有したいということで意見を聞いていますので、そういった県管理地が所在している市町村の御意見も踏まえながら、その当該市町村の開発、あるいは有効利活用できるような形での仕組みづくりとかも、今後国に求めていくべきだというふうに考えているところでございます。

以上です。

○**當間盛夫委員** 部長、国もいろいろとこの行政ができる分をやろうということで法律を変えてきています。この方向性、部長としてどう持っていこうとしていますか。

○**池田竹州総務部長** 私どもも今、課長から答弁があったように、現行法に基づき、沖縄担当大臣あるいは官房長官に要請を行ったところです。表題部不明の法律ができているんですが、やはり本土とは一公簿とかそういうのがないという大前提、スタートが違う部分がやはりどうしてもあるというふうに考えております。例えば、全国的には台帳がデジタル化されているんですが、所有者不明のものは紙登記のままで、現行では全体的な調査もなかなか入れないというような状況もありますので、法に基づく調査官も1名しかいないということで、そこら辺の拡充も私どもは要請しているところでございます。いずれにしても、今の法のくくりでは、真の所有者に返すというのが大前提になっておまして、その上で返せないところについては、今後、市町村、そして県が有効活用できるものについてはきちんと活用させていただく。当然、県の所在するところで市町村の利用計画があれば、きちんとそういった市町村の要望も踏まえて解消に向けていきたいというふうに考えております。

○**當間盛夫委員** これはもう沖縄戦を起因とした所有者不明土地ということで、先ほどもあったんですが、沖縄の特殊事情になると思うんですね。やっぱり有効利用していかないといけない、もうなかなかその所有者というのが見つかる事例というのも減少してきているというのがあるはずでしょうから。この県管理分の中でも先ほど私は栗国の事例を出させてもらったんですが、栗国で約12万。もっと多いのが伊江島で48万ということで、伊江島もそういった面での大きな所有者不明で使われていないという土地があるということですので、我々はそのことをもっと認識をしてね、早めにそういったものがこの市町村で活用できるということをしてですね、しっかりと頑張っていくといけないと思っていますので、よろしくをお願いします。

○**又吉清義委員長** 以上で、知事公室、総務部及び警察本部関係決算に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席。また、視察調査についてを議題に追加することについて協議を行い、議題に追加することで意見の一致を見た。)

○又吉清義委員長 再開いたします。

視察調査については、休憩中に御協議いたしましたとおりの議題に追加し、直ちに審査を行いたと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○又吉清義委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

視察調査についてを議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、視察調査について協議した結果、
当委員会として今年度の県外視察調査は実施しないことで意見の一致を見た。)

○又吉清義委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

視察調査については、休憩中に御協議いたしましたとおりのことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○又吉清義委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

次回は、明 10月16日 金曜日 午前10時から委員会を開きます。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 又 吉 清 義

経済労働委員会記録（第1号）

開会の日時、場所

年月日 令和2年10月15日（木曜日）
開会 午前10時1分
散会 午後3時56分
場所 第1委員会室

本日の委員会に付した事件

- 令和2年第6回議会認定第1号 令和元年度沖縄県一般会計決算の認定について（農林水産部及び労働委員会事務局所管分）
- 令和2年第6回議会認定第2号 令和元年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について
- 令和2年第6回議会認定第9号 令和元年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について
- 令和2年第6回議会認定第10号 令和元年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について
- 令和2年第6回議会認定第11号 令和元年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計決算の認定について

出席委員

委員長 西 銘 啓史郎君
副委員長 大 城 憲 幸君
委員 新 垣 新君 大 浜 一 郎君
島 袋 大君 中 川 京 貴君
仲 村 未 央さん 崎 山 嗣 幸君
玉 城 武 光君 翁 長 雄 治君
赤 嶺 昇君

欠席委員

山内末子さん

※ 決算議案の審査等に関する基本的事項4（6）に基づき、監査委員である山内末さんは調査に加わらない。

説明のため出席した者の職、氏名

農林水産部長 長 嶺 豊君
農林水産総務課長 浦 崎 康 隆君

流通・加工推進課長 伊 田 幸 司君
農政経済課長 長 嶺 和 弥君
営農支援課長 喜屋武 盛 人君
園芸振興課長 玉 城 聡君
糖業農産課長 嘉 陽 稔君
畜産課長 久保田 一 史君
村づくり計画課長 桃 原 聡君
森林管理課長 平 田 功君
水産課長 能 登 拓君
漁港漁場課長 森 英 勇君
中央卸売市場長 宮 里 太君
労働委員会事務局 山 城 貴 子さん
参事監兼事務局長

○西銘啓史郎委員長 ただいまから経済労働委員会を開会いたします。

本委員会所管事務調査事件「本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について」に係る令和2年第6回議会認定第1号、同認定第2号及び同認定第9号から同認定第11号までの決算5件の調査を一括して議題といたします。

本日の説明員として、農林水産部長及び労働委員会事務局長の出席を求めています。

まず初めに、農林水産部長から農林水産部関係決算の概要説明を求めます。

長嶺豊農林水産部長。

○長嶺豊農林水産部長 おはようございます。よろしくお願ひいたします。

農林水産部関係の令和元年度歳入歳出決算について、その概要を説明いたします。

本日は、サイドブックに掲載されております令和元年度歳入歳出決算説明資料により説明をさせていただきます。

ただいま青いメッセージで通知をいたしました令和元年度歳入歳出決算説明資料をタップしていただきたいと思ひます。

説明資料の1ページを御覧ください。

農林水産部における一般会計、特別会計の歳入決算状況の総括表となっております。よろしいでしょうか。

一般会計及び特別会計の歳入の合計は、表頭の中

ほどのA欄になりますけれども、予算現額567億4129万1200円に対し、調定額421億5128万5687円、収入済額416億1653万6995円、不納欠損額3万5000円、収入未済額5億3471万3692円で、調定額に対する収入済額の割合である収入比率は98.7%となっております。

次に、右から左に画面をスクロールしていただきまして、2ページを御覧ください。

農林水産部における、一般会計、特別会計の歳出決算状況の総括表となっております。

一般会計及び特別会計の歳出の合計につきましては、同じくA欄になりますけれども、予算現額729億1170万9234円に対し、支出済額548億6435万7900円、予算現額に対する支出済額の割合である執行率は75.2%で、翌年度繰越額153億2711万3987円、不用額が27億2023万7347円となっております。

次に、一般会計の歳入歳出決算について説明をいたします。

同じくスクロールをしていただきまして、3ページを御覧ください。

まず、歳入について説明をいたします。

同じくA欄になります。

予算現額562億1651万5200円に対し、調定額407億8945万3152円、収入済額406億9150万9656円、収入未済額9794万3496円で、収入比率は99.8%となっております。

歳入科目についてですが、(款) 分担金及び負担金、(款) 使用料及び手数料、(款) 国庫支出金、4ページになりますけれども、(款) 財産収入、それから(款) 繰入金、スクロールしていただきまして5ページになりますが、(款) 諸収入、(款) 県債となっております。

収入未済額について、主なものを説明いたします。

5ページのE欄になります。

(款) 諸収入(目) 雑入の6696万7700円でございます。

同じくスクロールしていただきまして、6ページを御覧ください。

次に、歳出について御説明いたします。

同じくA欄になります。

予算現額723億8693万3234円に対し、支出済額544億3196万9423円、執行率75.2%、翌年度繰越額につきましては153億2711万3987円、不用額26億2784万9824円となっております。

予算科目の項別に申し上げますと、まず、(項) 農業費についてはA欄になります。予算現額209億8653万4600円に対し、支出済額170億7575万2130円、

執行率81.4%、翌年度繰越額が27億6234万2600円、不用額が11億4843万9870円となっております。

次に、(項) 畜産業費については、同じくA欄になります。予算現額55億3935万9040円に対し、支出済額43億1642万2238円、執行率77.9%、翌年度繰越額は6億5623万7370円、不用額が5億6669万9432円となっております。

スクロールをしていただきまして、7ページを御覧ください。

(項) 農地費については、これもA欄になります。予算現額342億6717万2278円に対し、支出済額236億4186万51円、執行率は69%でございます。翌年度繰越額は102億9949万3344円、不用額が3億2581万8883円となっております。

次に、(項) 林業費については、A欄になります。予算現額19億6377万1000円に対し、支出済額16億2368万561円、執行率は82.7%、翌年度繰越額は2億2784万683円、不用額が1億1224万9756円となっております。

同じくスクロールをしていただきまして、8ページになります。

(項) 水産業費については、A欄になりますけれども、予算現額88億8984万1160円に対し、支出済額73億3283万5743円、執行率が82.5%、翌年度繰越額13億1799万2480円、不用額2億3901万2937円となっております。

次に、(款) 災害復旧費の(項) 農林水産施設災害復旧費については、表頭の中ほどのA欄になりますけれども、予算現額7億4025万5156円に対し、支出済額4億4141万8700円、執行率59.6%、翌年度繰越額6320万7510円、不用額2億3562万8946円となっております。

以上、一般会計歳入歳出決算の概要を説明いたしました。

次に、スクロールをしていただきまして、9ページを御覧ください。

農林水産部の所管する特別会計の歳入歳出決算の概要について説明いたします。

まず、農業改良資金特別会計について説明いたします。

歳入につきましては、同じくA欄になります。予算現額4628万1000円に対し、調定額5億1824万9663円、収入済額1億4527万8242円、収入未済額3億7297万1421円、収入比率は28.0%となっております。

収入未済額の主なものは、(款) 諸収入(目) 農林水産業費貸付金元利収入の2億9417万1507円で、貸付金の償還が延滞となっていることによるものであり

ます。

次に、スクロールしていただきまして、10ページを御覧ください。

歳出につきましては同じくA欄になりますけれども、予算現額4628万1000円に対し、支出済額4082万885円、執行率は88.2%、不用額546万115円となっております。

不用額の主なものは、(目)管理指導事務費の545万9115円で、委託料の執行残等によるものであります。

次に、11ページをスクロールしていただきたいと思えます。

沿岸漁業改善資金特別会計について説明をいたします。

歳入につきましては、同じくA欄になります。予算現額238万3000円に対し、調定額3億2997万6191円、収入済額2億9475万2135円、不納欠損額3万5000円、収入未済額3518万9056円で、収入比率は89.3%となっております。

収入未済額の主なものは、(款)諸収入(目)農林水産業費貸付金元利収入の3494万7969円で、貸付金の償還が延滞となっていることによるものであります。

同じくスクロールしていただき、12ページを御覧ください。

歳出につきましては同じくA欄になりますけれども、予算現額238万3000円に対し、支出済額155万6964円、執行率は65.3%、不用額82万6036円となっております。

不用額については、全額が(目)管理指導事務費であり、主に委託料の執行残によるものであります。

同じく13ページをスクロールしていただきまして、次に、中央卸売市場事業特別会計について説明いたします。

歳入につきましては、同じくA欄になりますが、予算現額4億6014万8000円に対し、調定額3億9606万4371円、収入済額3億8994万5871円、収入未済額611万8500円で、収入比率が98.5%となっております。

収入未済額の主なものは、(款)使用料及び手数料(目)市場使用料の322万7484円で、使用料の支払いが延滞となっていることによるものであります。

次に、2回スクロールをしていただきまして、15ページを御覧ください。

歳出につきましては、同じくA欄になります。

予算現額4億6014万8000円に対し、支出済額3億8917万7932円、執行率は84.6%、不用額7097万68円となっております。

不用額の主なものは、(目)中央卸売市場建設費の

6040万5000円で、工事請負費の入札残等によるものであります。

次に、16ページを御覧ください。

林業・木材産業改善資金特別会計について説明いたします。

歳入につきましては、同じくA欄になります。予算現額1596万4000円に対し、調定額1億1754万2310円、収入済額9505万1091円、収入未済額2249万1219円で、収入比率は80.9%となっております。

収入未済額の主なものは、(款)諸収入(目)農林水産業費貸付金元利収入の1975万2666円で、貸付金の償還が延滞となっていることによるものであります。

スクロールをしていただき、17ページを御覧ください。

歳出につきましては、同じくA欄になります。予算現額1596万4000円に対し、支出済額83万2696円、執行率5.2%、不用額1513万1304円となっております。

不用額の主なものは、(目)貸付事業費の1500万円で、貸付金の執行残によるものであります。

以上、農林水産部関係の令和元年度一般会計及び特別会計の決算の概要を御説明いたしました。

御審査のほどよろしく願いいたします。

○西銘啓史郎委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

次に、労働委員会事務局長から労働委員会事務局関係決算の概要説明を求めます。

山城貴子労働委員会参事監兼事務局長。

○山城貴子労働委員会参事監兼事務局長 ハイダイグスーヨー チューウガナビラ。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、労働委員会所管の令和元年度一般会計歳入歳出決算の概要につきまして、サイドブックスに掲載されております資料により御説明申し上げます。

ただいま青いメッセージで通知いたしました令和元年度歳入歳出決算説明資料をタップしていただき、資料の1ページを御覧ください。

歳入状況について御説明いたします。

決算額は(款)諸収入の9138円となっております。

その内容は、主に一般職非常勤職員の雇用保険料本人負担分でございます。

タブレットの画面を右から左にスクロールしていただき、説明資料の2ページを御覧ください。

歳出状況について御説明いたします。

予算現額1億3411万9000円に対し支出済額は1億2196万4029円で、執行率は90.9%となっております。

支出の主なものは、委員の報酬や費用弁償等の委員会の運営費並びに事務局職員の給与や旅費のほか、需用費等の事務局の運営費でございます。

不用額は、1215万4971円で、その主なものは、給料、職員手当等、人件費の執行残となっております。

以上で労働委員会所管の歳入歳出決算の概要説明を終わります。

御審査のほどよろしくお願いいたします。

○西銘啓史郎委員長 労働委員会参事監兼事務局長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。本日の質疑につきましては、決算議案の審査等に関する基本的事項（常任委員会に対する調査依頼について）に従って行うことにいたします。

決算特別委員長から調査を依頼された事項は、沖縄県議会委員会条例第2条に規定する所管事務に関する決算事項でありますので、十分御留意願います。

要調査事項を提起しようとする委員は、質疑の際にその旨を発言するものとし、明10月16日、当委員会の質疑終了後に改めて、要調査事項とする理由の説明を求めることにいたします。

その後、決算特別委員会における調査の必要性についての意見交換や要調査事項及び特記事項の整理を行った上で、決算特別委員会に報告することいたします。

委員長の質疑の持ち時間については、決算特別委員会に準じて、譲渡しないことにいたします。

また、質疑に際しては、あらかじめ引用する決算資料の名称、ページ及び事業名等を告げた上で、当該ページをタブレットの通知機能により、委員自ら通知し、質疑を行うようお願いいたします。

さらに、答弁に当たっては、総括的、政策的な質疑に対しては部局長が行い、それ以外はできるだけ担当課長等の補助答弁者が行うことにしたいと思っておりますので、委員及び執行部の皆さんの御協力をよろしくお願いいたします。

なお、課長等補助答弁者が答弁を行う際は、あらかじめ職、氏名を教えてください。

質疑及び答弁に当たっては、その都度委員長の許可を得てから、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

それでは、これより直ちに各決算に対する質疑を行います。

新垣新委員。

○新垣新委員 おはようございます。

質疑を行います。まず、6ページについて、一般論から申し上げます。支出済額が540億円余りで、執

行率が75.2%、翌年度繰越が150億円余りとなった。主な理由と要因も伺いました。一般論として、大きなポイントを伺います。令和元年、農家における農業生産はどのくらいになったのか。そして、まず、そこから聞きましょう。お願いします。これだけ予算が組まれて、生産高どれだけの成果が出たかと。

○浦崎康隆農林水産総務課長 今、直近の確定している数字が平成30年度ですので、そちらで申し上げてもよろしいでしょうか。農業産出額は、約988億円となっております。

○新垣新委員 なぜ平成31年、令和元年にまたがって言えないのかというのを伺いたい。

○浦崎康隆農林水産総務課長 農業の産出額は、国のほうで集計して公表しております。今、国のほうで正式に公表されているのは平成30年度までということで、元年度は、今、国のほうにおいて精査中ということで聞いています。

○新垣新委員 言える範囲でいいので、平成30年と令和元年度の農家の平均所得はどのくらいか。また、全国でどのくらいの位置にあるのか、それを伺います。

○浦崎康隆農林水産総務課長 直近の確定した数値で申し上げますと、28年から29年の平均値になりますが、今、沖縄県は223万9000円となっております、全国比で比較しますと68%ほどになります。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

（休憩中に、新垣新委員から全国での順位はどうなっているかとの確認があった。）

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

浦崎康隆農林水産総務課長。

○浦崎康隆農林水産総務課長 今ちょっと確認したところ、国では都道府県の順位、個別には出していないということです。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

（休憩中に、新垣新委員から農業新聞では公表されているとの指摘があった。）

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

浦崎康隆農林水産総務課長。

○浦崎康隆農林水産総務課長 大変申し訳ありません。今ちょっと手元に資料がないので、後ほど確認して報告したいと思います。

○新垣新委員 一般論ですけど、沖縄は全国で一番、まだ一、二を争うぐらい低いです。御承知のとおり、新聞を見たら、よく数字が出ています。

そこにおいて、本当に努力を高く評価している中なんですけど、改めてですね、令和元年度の農業の所得向上を上げるための努力と成果、一般論でお答え

願いたい。大まかで構いません。細かいことはいいです。どういう大きな主要ポイントをやってきたかというのを教えてください。

以上です。

○長嶺豊農林水産部長 お答えいたします。

まず、農業者の所得向上に向けては、農業所得を上げるための一つ課題として、やはり災害が多いということですね、台風とか。それから、市場環境からすると遠隔になるということで、まず、その部分が、生産を上げるというのが基本になりますので、まずは災害に左右されないような施設の整備だと、かなり予算の中でも重点的に配分をして施設の整備を行ってきております。それから御承知のとおり、流通については、遠隔地にあるということで、流通の条件不利を補うためのコストの低減だとか、そういう区分で重点的に取り組んできたところでありませう。先ほどの所得の話も、やはり、いわゆる今の振計、今の計画のスタート前の23年度と比べるとですね、30年度はやはり、概算ですけれども3割近く所得が伸びているという状況もございますので、一定程度の成果は上がってきたのかなという評価をしております。

○新垣新委員 これ農家の所得、一定程度上がってきているという、一括交付金で様々な施設整備等に支援が上がったことに、国に、また沖縄県の努力も高く評価するとともにですね、一番大事なことは農家が売れなくて捨てるという問題に、また二重のコストが出ているという、この農家の所得が上がらないというものも、課題としてどう思いますか。

○長嶺豊農林水産部長 やはり生産力を向上させても、ある意味また供給力といいますか、消費者に届けるという、また力もつける必要があります。そのネックとなっているのは、やっぱり台風で送れなかったりですね、あと、災害で、努力して作ったのが畑の中で収穫できなかったとか、そういう状況もありますので、引き続き流通環境だとか、それから災害、あるいは気象の変動に左右されない、そういう環境づくりは必要かなと思っております。

○新垣新委員 ぜひ、私が何度も何度も一般質問でやっている瞬間冷凍ですね、ストックヤードでため込むという、農家の所得向上を上げるのはこれしかないということもですね、今、最先端で変わってきていると、世界的にも日本国内もですね、指摘をしておきます。

176ページ、水産新市場設備事業費。

執行率が28.6%、主な要因はどうだったのか伺います。

○能登拓水産課長 お答えいたします。

水産新市場整備事業につきましては、糸満漁港へ高度衛生管理型荷さばき施設を整備するために、今回は実施設計を行うものでございます。令和元年度は、高度衛生管理型荷さばき施設の実実施設計に取り組んだところでありませうが、当初計画では年度内の契約期間であったところ、建築確認申請等の各種手続で不測の時間を要することになったため、令和2年度へ履行期間が延長となっております。これに伴いまして、1863万9000円を翌年度へ繰越しすることとし、部分払いを行いました798万7000円が執行額となっている状況でございます。

○新垣新委員 そうなると、新市場が令和4年度完成予定が、令和5年度完成予定になるという見込みで考えてよろしいんですか。

○能登拓水産課長 この繰り越しました実施設計につきましては、もう既に業務完了してございまして、現在は建築1工区と2工区について、既に入札公告を行っているところでございます。10月26日に入札が行われる予定ということで、これらの入札については5億円を超える入札となりますので、11月議会で議決をさせていただきまして、本契約の締結と。その後、工事の実施というふうに流れていく予定ということで、令和4年の市場開設については、当初の目標どおり進めているところでございます。

○新垣新委員 今、答弁をお聞きしまして、5億円を超える建設費になると。これやはり糸満、南部一帯の建設業関係者が仕事が受注できるという、地産地消という形の観点で捉えていいですか。

○能登拓水産課長 工事の契約に当たりましてはですね、所定の手続、当然必要でございますけれども、地元業者の発注というのは非常に重要だというふうに考えてございます。

○西銘啓史郎委員 休憩いたします。

(休憩中に、新垣新委員から地元業者が受注できるかと質疑していると指摘があった。)

○西銘啓史郎委員 再開いたします。

能登拓水産課長。

○能登拓水産課長 工事の額ですとか内容からしまして、十分地元の事業者がですね、受注できる内容であると考えております。

○新垣新委員 ありがとうございます。

ぜひ地元にも還元できるようにお願いしたいということと、この新市場ですね、一日も早い完成を目指したいという思いは強いのですが、一般質問はやりませうが、この糸満新市場に違法放置艇がたくさんあります。その問題等において、建設を妨げない

かという問題をどう考えているか伺いたい。一般質問しませんから、質疑でやります。

○森英勇漁港漁場課長 処理の実績としましては、29年に4隻、30年度に1隻、元年度に2隻の処理をしております。

○新垣新委員 残り約40余りあると思います。特にこの糸満新市場のところからですね、優先順位を高くしてですね、一日も早く撤去、年度内に全なくなるように期待したいということを強くお願いしたいと思います。

次に移ります。177ページ。

本当にこの問題等において、成果を高く評価しますとともに、一部効果の問題について、バイヤー向けに県産農林水産のPRを行ったことにより、県産農林水産の認知向上、販路拡大を図ることができたと効果の部分をおっしゃっていますが、これは具体的に、これは海外にアジア戦略構想として頑張っていると高く評価しているのですが、どのぐらいの経済効果を生んだかというのを逆に聞きたいですね。伺います。

○伊田幸司流通・加工推進課長 沖縄からの農林水産物の輸出実績というものがございまして、財務省貿易統計を基に総合事務局が算定しておりますが、令和元年度の沖縄から農林水産物食品の輸出額は33億2681万円となっております、前年度より0.4%増というふうになっております。

○新垣新委員 主にこの33億円の中に、何が一番売れているんですか。

○伊田幸司流通・加工推進課長 主な品目としましては、牛肉が5億9985万円、豚肉が1億3175万円となっております。

○新垣新委員 沖縄のブランドというのはマンゴーから、野菜からたくさん、ゴーヤーからいっぱいあると思うんですけど、これは畜産物が主な要因を牽引しているというのは分かっています。農業生産高、畜産が一番の頑張りで上がってきていると分かります。肝腎要の農家のこの販路拡大という、どういった努力をしてきたのかということをお聞かせください。

○伊田幸司流通・加工推進課長 青果物についてはですね、やはり課題と申しますか、県内から輸出される品目の多くが現地の安価な品目と、重複することが多いということで、競争力が弱いということもあります。あと、安定的な供給、こういったものは難しいという課題もございまして、私どもとしましては、青果物につきましての、海外量販店等の専用棚設置等を進めて、取組を進めてまいりたいという

ふうにご検討しております。

○新垣新委員 それも分かるんですが、改めて、もっともっとブランド力を高めるといことは、大手デパートやそういう、何というんですかね、百貨店等との連携はどうなっていますか。伺います。

○伊田幸司流通・加工推進課長 これまでも、例えば香港の高級スーパーマーケットチェーン等で、あるいはシンガポールの大手ECサイト等において販売等を、協力をお願いしてきたところではございます。引き続き私どもとしては、こういった取組を継続しまして、定番化につながるよう取り組んでまいりたいというふうにご検討しております。

○新垣新委員 国内の高島屋とか三越とか、そういうのも海外にありますよね、進出されて。そこの連携はどうなっていますか。日本の食べ物、みんなあそこ集まってくるんですよ、物がいいからといって。だから、そういう連携はどうなっていますか。高いんですよ、あそこ。海外で買う、高島屋とか、ああいうところを買って、高くても買いに来るんですよ、富裕層は。そういう連携はどうなっていますか。もっと上がると思いますよ、この経済効果も。三越や、ああいうところ、伊勢丹とかね。いっぱいありますよ、海外には。香港にだってあるんだよ。

○伊田幸司流通・加工推進課長 ちょっと高島屋は、まだ取組これからなんですけど、海外にあるイオン等ですね、こういったところとは連携をして販売等を行っているところです。高島屋についても今後、検討してまいりたいというふうにご検討しております。

○新垣新委員 国内の大手百貨店は海外進出、たくさんあります。そこに集まってきます、日本ブランド、沖縄ブランドと。そこの沖縄ブランドを高める努力もですね、ぜひ頑張ってくださいなと、強く頑張って期待を、お願いをします。

続いてですね、村づくり課に移ります。令和元年における整備の達成率、そして、要整備量の100%を達成するためには、まだまだ程遠い状況にあることから、次期沖振計に向けた市町村との取組、調整、連携はどうなっているか伺いたいと思います。

○桃原聡村づくり計画課長 お答えします。

まず、整備率についてですが、まず、圃場整備、令和3年の目標に対して96%、農業用水源整備が目標に対して91%、かんがい施設整備が令和3年の目標に対して89%。要整備量についてですが、圃場整備が要整備量に対して63%、農業用水源整備が63%、かんがい施設整備が50%、これが今、我々が目標にしている主な指標でございます。

先ほど御説明あった今後の展開ですけれども、我

々としては、市町村との調整において、毎年、5か年計画というのを、ヒアリングを通して行っております。要望量の約3割くらい絞り込みを行いまして、大体年度予算、地域のバランス、あとは事業の妥当性、必要性等いろいろ考慮しながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○新垣新委員 部長、改めてお伺いします。

これは沖振法なくしてこのような農業基盤整備ができないという問題に、改めて沖振法の大切さ、また、部長としても、国とのこの沖振法を継続という形、調整はどのようになさっているのか伺いたい。

○長嶺豊農林水産部長 まず、現在、先ほど課長のほうからありました、達成率が80後半から90の半ばということで、まだまだ沖縄県のほうは基盤整備にしっかり取り組む必要があります。多くの離島もありますので、しかも今の振興計画の中で、振法の中で高補助率という配慮もされておりますので、そこも含めてですね、我々としても当然、いわゆる継続といえますか、そういう状況を要望していくという姿勢には変わりはないと思います。

○新垣新委員 ぜひ継続の問題で、何度も何度も内閣府に働きかけて、頑張ってもらいたいということも、お願いを申し上げます。

続いて185ページ、鳥獣被害防止総合対策事業。

私は南部の立場から申し上げます。タイワンシロガシラの被害がどうしようもない。改善というのはどうすればいいのか、専門家との会議は何回やってきたのか伺いたいと思います。

○喜屋武盛人営農支援課長 お答えいたします。

シロガシラの被害が多いということは、南部地区ということで理解しております。それで、県としましては、この鳥獣被害防止総合対策事業におきまして、鳥獣、カラス等の防鳥ネットの、施設の整備の助成をしております。令和元年度、糸満市におきましては、シロガシラ防鳥用のネットを247アール、米須地区のほうに設置したところでございます。専門家等の会議等なんですけれども、この事業の中で、地域の協議会とかとも連携しながらやっていきたいと思っておりますが、シロガシラについては、専門家等を入れまして、また意見交換等を今後やっていきたいと考えております。

○新垣新委員 北部にはほとんどシロガシラの被害が聞こえないんです。その問題において、南部になぜ被害が多いかということ、最近南部にカラスが増えてきてですね、シロガシラの被害がなくなってきているという農家の切実な声も出てきているんですね。

農家はわざとカラスに餌をあげて、そういう形でシロガシラが来なくなった、カラスが守ってくれているという話もあるんだけど、専門家会議の中で出ていませんか。南部の農家はそういう人が増えてきているんですよ、実は。どうですか。

○喜屋武盛人営農支援課長 お答えします。

シロガシラの発生の消長等については、カラスが要因になっているかどうかというのは、また専門家のほうの意見も聞きながら進めていきたいと思いますが、ただ、カラスが増えないようにということで、例えば餌場をなくす努力とかそういったのをやっておりますので、そういうふうな対策も取りながら、シロガシラはまた防鳥ネットとか、捕獲用の網、わなとかそういったもので対策を進めていきたいと考えております。

○新垣新委員 南部は南部の立場でしか僕言えないんだけど、実はシロガシラの卵をカラスが食べまくってですね、被害が減ってきているという情報なんですよ、実は。だから、そこら辺ちょっと難しい問題もあるんですけど、うまくお願いしたいということで、沖縄県全体の被害額も抑えるようにですね、調整をお願いします。

続いて190ページ。自民党の代表質問でもよくやるんですけど、家畜伝染予防。令和元年に豚熱、豚コレラ等の問題も全国的に、沖縄でも出たと思えますけれども、その対策、対応はどうなっていましたか。豚熱。

○久保田一史畜産課長 今回、1月に発生しました豚熱のほうですけれども、初発の原因というのが、食品残渣を介してという可能性があるということが指摘されております。また、広がった原因というのが車や人の出入り、あと豚の移動、また、野生動物を介して場内へ侵入したという可能性があるということが推定されております。これを受けまして県のほうでは、6月に立ち上げました豚熱防疫対策検証委員会において、発生農場ごとの防疫計画、あと、初動防疫体制の確認、検証を行いながら、今、組織体制の見直しとか、初動体制の強化を含めたマニュアルの作成に取り組んでおります。

また、今、国の動物検疫所と協力して、連携を取りながら、空港、港における水際対策の強化を図って、特定家畜伝染病の侵入防止対策のほうに取り組んでいるところでございます。

○新垣新委員 ぜひ頑張ってくださいと思います。

続きまして199ページ、畜産担い手育成総合整備事業、成果はどうなっていますか。

○久保田一史畜産課長 担い手事業ということで、人数のほうはちょっと今、把握しておりませんが、まず、この事業のほうにつきましては、畜産農家の経営の規模の拡大、あと、主産地の体制づくりということで、草地整備とか、牛舎、堆肥舎等の整備に対して補助をしております。

当事業の効果ですけれども、平成5年から平成28年度までの間、15地区で実施しております。草地造成改良面積のほうが717ヘクタール、そして草地の整備改良—いわゆる再整備というやつですけれども、これが101.9ヘクタールを実施しております。その結果、母牛のほうが延べ頭数ですけれども、当初1万3403頭のほうから現在2万2835頭ということで、約170%の増頭を達成しております。

○新垣新委員 ぜひこれ、ずっと続けてほしいと思っています。実は一括交付金が減って困っているという畜産業者、これが経営に本当によくなってきたと、一括交付金のおかげで、整備から何から何まで。その問題について、どう県としては受け止めていますか。

○久保田一史畜産課長 この担い手事業のほうですね、現在は2本立て、一括交付金事業のほうと通常の補助金のほうで対応しております。今後は一括交付金が厳しい状況はありますけれども、それも取りつつ、補助事業のほう、従来の補助金のほうで対応をしっかりとやっていきたいと考えております。

○新垣新委員 ぜひこの対応を頑張っていたきたいと思います。

210ページ、水産流通基盤整備事業。この課題について改めて伺います。

○森英勇漁港漁場課長 お答えします。

流通基盤整備事業では、水産物の品質確保や衛生管理の向上、陸揚げ、集出荷の強化等に資する高度衛生管理型荷さばき所、岸壁等の整備に取り組んでおります。令和元年度は糸満漁港ほか3地区で、突堤、岸壁等の改良工事や、航路しゅんせつを行っており、港内静穏度の向上や作業の負担軽減、船舶航行の安全性の向上の効果を得られております。

○新垣新委員 この4地区に瞬間冷凍が、民間を誘致するという、我が党はですね、2年前に豊洲市場を見てきました。瞬間冷凍があったんですよ。そういった、民間とタイアップしていくという考えはないんですか、伺います。

○森英勇漁港漁場課長 お答えします。

今、糸満漁港のほうで、高度衛生管理型荷さばき施設のほうを整備しております。それに関連して、加工施設とかそういったものを用地を確保して、民

間の方も参加できるような形で今考えておりますので、その中で対応していくということになります。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、新垣新委員から瞬間冷凍のことについて答弁するよう指摘があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

長嶺豊農林水産部長。

○長嶺豊農林水産部長 ただいま説明したのは、今、糸満の高度衛生型施設を整備します。周辺にも様々な加工を含めて、いろんな関連事業者もその中で配置するという、様々、事業者から聞いてそういう計画を今組んでおります。ですので、加工もそうですが、そういった水産物については、やはり冷凍技術とかそういうのも関連してきますので、その中で、様々な利用者の要望は確認していくという作業をしている、そういう工程を今進めているという状況になっています。

○新垣新委員 確認します。新市場の範囲内に瞬間冷凍を導入していくという検討で、確認のために答弁を求めます。

○長嶺豊農林水産部長 確定した、例えば瞬間冷凍装置をそこに導入するとかということは、いわゆるそこで利用する方々のまず需要とかニーズもありますので、確定したものはということではありませんが、やはりその中で検討されていくという形になるということでございます。

○新垣新委員 ぜひこの導入に向けてですね、メリットもあるし、経済効果も生まれますし、組合の、何らかの形の組合費というのが上がるような努力もぜひ頑張っていたきたいなと思います。

最後に213ページ、沖縄型農業共済制度推進事業。課題について伺います。

○嘉陽稔糖業農産課長 お答えいたします。

沖縄県は台風等の災害が多く、全国と比較しまして共済掛金が高いことから、共済加入率が低くなっております。その対策として、県では一括交付金を活用し、サトウキビを対象とした畑作物共済とハウス等を対象とした園芸施設共済に沖縄県農業共済組合を通しまして、農業共済加入促進支援事業を行っております。その結果といたしまして、畑作物共済では事業開始前の23年度40.4%から令和元年度48.6%と8.2%の増、園芸施設共済では平成23年度の16%から令和元年度20.3%、4.3%の増となっております。課題といたしましては、施設園芸共済の掛金が全国と比較しまして6倍ほど高いというところで、加入率が低いという状況になっております。

○新垣新委員 高いという問題をどう低くして園芸

を増やしていく、その努力というのはどういうものがあるか、最後に伺います。

○嘉陽稔糖業農産課長 この掛金については全国一律の制度となっていて、過去20年間の被害率で掛金が決まっております。そこで高いということになっています。今後は一括交付金を使って、今、施設園芸関係のハウスとか、台風に強い、そういうものを今造ってしまっていて、過去20年ではこの6倍くらいあるんですが、直近の5年とか、そういうことになると3倍とか、被害が落ちてきて、縮まっていますので、そういう形で国のほうにどうにか20年じゃなくて短くできるような、そういうことで検討していきたいと思っております。

○西銘啓史郎委員長 大浜一郎委員。

○大浜一郎委員 よろしくお願ひいたします。

主要施策の成果報告を基に御質問します。タブレット14ページの地産地消推進体制づくりですけれども、地産食材の地元利用は、移出効果と同様な効果もあると同時にですね、食材の受給体制の推進に大きくつながるものだと思っています。ホテル及び学校給食の中で、地産食材の食材種別の利用の割合はどれぐらいか、把握されているかどうか、お願いします。

○伊田幸司流通・加工推進課長 まず、学校給食でございますが、平成30年度全体で29.3%、野菜が27.9%、果実が15.4%、畜産が51.3%、水産物が15.7%となっております。また、県内のホテルの利用率でございますが、平成30年度が全体で32.7%で、野菜が25.3%、果実が8.2%、畜産が45.9%、水産物が49.8%となっております。

○大浜一郎委員 ありがとうございます。

このパーセンテージを少しでも上げようということが地産地消づくりには非常に大事だということ、これは、ひいては農家の所得水準にもつながっていく。ある程度、若干のばらつきがあるようなところがですね、少し上昇するような取組も必要かと思いますが、この点についてはどうですか。

○伊田幸司流通・加工推進課長 私ども、まず、学校給食につきまして、学校給食センターへの食材サンプルの提供による需給マッチング、あるいは栄養教諭等への産地研修や情報発信、食育推進のための学校での農業体験等を行っているところであります。ホテルについては、今始めたばかりですが、ホテルにつきましても、学校給食と同様に取組を今後、進めてまいりたいというふうに考えております。

○大浜一郎委員 具体的にはどれぐらいの数字まで持っていきたいというような希望がありますかね。

○伊田幸司流通・加工推進課長 学校給食による県

産利用率につきましては、2023年度までに34.0%を目標としています。また、ホテルにおける県産利用率ですね、これも2023年度までに36%という目標を掲げております。

○大浜一郎委員 了解しました。

沖縄食材の店を選択してもらうという取組をされておりますが、どのような工夫をされておりますか。というか、我々どこがどういう店かよく分からないというのが現実なんですけれどもね、認知度を高めるためにどういう工夫をされましたか。

○伊田幸司流通・加工推進課長 沖縄食材の店でございますが、現時点で313店舗ございます。これについて、県民に対して、県のホームページ、あるいは広報誌、あるいは地産地消関連のイベント等で紹介する等ですね、県民への周知等を図っているという状況でございます。

○大浜一郎委員 だから、よく分からないんですよ、これがね。例えばぐるなびとか、食べログなんかには食材の店というのがあるのか、例えばそういうのを見てすぐ分かるのか、その辺がよく分からないというふうに僕は思うんですけれどもね。もうちょっと工夫が必要じゃないですか、どうですか。

○伊田幸司流通・加工推進課長 具体的に申し上げますと、例えば食材の店ののぼりを無償配布する、あるいは、PRツールとしてガイドブックを作成して、観光協会、道の駅、商工会、ホテル等に配布したり、あと、オリジナルラジオ番組等による情報発信を行っているという状況でございます。

○大浜一郎委員 もう少しLINEを使うとか、フェイスブックを使うとか、もっと身近にできるような工夫も必要だというふうに思います。

ぜひですね、これは地域の食材供給力を上げるということにもつながるわけですね。これはカロリーベースで考えずに、食材をどう供給するかという力になると、これはやはり農業経済の視点なんですよ。農業経済という視点から、やはり地元、地産地消は捉えるべきだというように思っていますが、やはりそこも課題の中に書き込まれていないので、その辺の取組を、令和元年度は終わっておりますけれども、努力をしていただきたいと思っております。

タブレット15ページです。

農産物の流通条件不利性解消事業でありますけれども、県外出荷農産物の戦略品目も含めてですけれども、5品目と出荷額と23%増加した中で特に出荷が増加した品目が何かを教えてください。

○伊田幸司流通・加工推進課長 主に増加したのを見ますと、例えばゴーヤー、あるいはパイナップ

ル、マグロ類そういったものが増加しているという状況でございます。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、大浜一郎委員から上位5品目と出荷額を教えてくださいと指摘があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

伊田幸司流通・加工推進課長。

○伊田幸司流通・加工推進課長 出荷量の順位でございますが、補助額でいいますと、1番目が小菊で約5億4000万円、2番目がマグロ類2億9000万円、3番目がゴーヤー約1億9000万円、4番目がモズク約1億8000万円で、5番目がパイナップル約1億8000万円というふうになっております。

○大浜一郎委員 これ、肉用牛はどうですか。

○伊田幸司流通・加工推進課長 肉用牛は約508万円ということになっておりまして、比較的下位のほうにあるという状況でございます。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、大浜一郎委員から出荷が大きいのは肉用牛ではないかとの確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

伊田幸司流通・加工推進課長。

○伊田幸司流通・加工推進課長 私どもの事業の対象となっているものは肉用牛ということで、子牛等はこの事業から外れておりますので、今、肉用牛はこういった状況でとどまっているということでございます。

○大浜一郎委員 それとね、課題の中でですね、県外出荷においてはコストの安い船舶への転換を図ることが必要だというふうにありますけれども、離島地域は夏場ですね、パイナップルやマンゴーなんか出荷が相当、どピークに上がってきます。この鮮度保持とスピードの輸送が重要なんですけれど、具体的な措置を講じてのこういう課題となっているのか伺います。

○伊田幸司流通・加工推進課長 県外出荷ですね、船舶輸送の全体で見ますと、平成25年度の57.9%から64.4%ということで、航空輸送から船舶輸送へ6.5ポイントが移行しているという状況が見られます。これはただ、沖縄本島から本土への船舶が中心となっております、離島については、また別途ですね、今後、検討、課題等を考えていく必要があるというふうに考えております。

○大浜一郎委員 だから、課題の中で、そういうようなことだけやったら、それで分からないじゃないですか。離島からどうやって鮮度保持を含めたスピード輸送ができるのかというのは、課題の中で整理さ

れていないと、どういう意味か分からないですよ。明確にちょっとその辺を教えてくださいませんか。

○伊田幸司流通・加工推進課長 沖縄本島から本土への船舶による鮮度保全について、現在、船舶輸送等を実施して検討等を行っているところですが、離島につきましても、本島のものが終わり次第取り組んで、検討していきたいというふうに考えております。

○長嶺豊農林水産部長 この条件不利性解消事業、輸送費の補助をしておりますが、やはり一方で、いわゆる輸送費、コストの低減もお互い検討しなければいけないということで、まず一つの手法として、船の輸送があるだろうということなんです。それで、船で輸送する際は鮮度が一番課題となりますので、特に遠い離島の部分についても当然課題がありますので、この事業とは別で我々は鮮度保持ができないかどうかという、別の事業でそういう取組をしています。条件不利性事業は輸送コストの低減のための差額を一定程度補助する事業ですが、鮮度保持は別の事業で、マンゴーであったり、野菜であったり、それを温度を変えながらやっているというところで、やはりそういう低コストの部分も目指さないといけないということで、両方で進めているということです。ですから、そういうデータに基づいて、離島から船で運ぶことができるような環境をつくるための、今そういうテストをしているということでも理解していただきたいと思っております。

○大浜一郎委員 別枠で考えているということも大事なんです、この事業は非常に、一括交付金を使った事業の中で今、仕分がされていますよね。そういった中で、非常に重要なものだというふうに思っているんです。ですので、河野大臣にもこれはエビデンスに基づいた政策評価をしてくださいよと言っているわけですよね。まさしくEBPMですよ。それをやって、これが必要なんだということをきちんと言わないと、この政策の評価を明確にしないとですね、これは大事なんですよということを次の振計にきちんと僕は結びつけていく必要があると思うんですね。しかし、こういった政策評価がこの中ではできないにせよ、この政策評価を部長、どういうふうにお考えですか。

○長嶺豊農林水産部長 条件不利性解消事業については、ソフト事業の中でも毎年事業ベースで26億円から28億円の間で推移している中核の事業となっておりますので、これまでも答弁で触れておりますが、やはりスタートの時点から現在までにかなり出荷量も増えてきているということで、効果も我々、検証

をしている状況であります。それから、この事業を行うことによって波及効果といいますか、生産量、出荷量が伸びれば周辺の事業者も、また経済的に波及を受けるといことも含めて、様々分析をして、今後この事業の継続なり、あるいは検証なりを続けておりますが、そういったデータを基に国にこれから説明をして、あるいは課題となるものについては、この事業の機能をさらにアップするような形の求め方も必要ではないかなと思っております。

○大浜一郎委員 非常に大事なことだと思います。

この事業は補助金であるがゆえに出荷予想における補助の見積りが必要なのですが、これを上回った場合ですね、この上回った分に関しては補助対象から外れてしまうということがありました。つまり、生産意欲にある意味ちょっと制限がかかってしまうかもしれない。これは多分に補助金のアピールを、生産者にどう伝わっているかというのにも課題があるかというふうに思います。だから、補助金という性格上、無制限ということはいかないにしても、予算を上回る生産があった場合、その意欲を伸ばすための、生産者を対象とした、この事業を何か見直すポイントというのは、どういうのがあると思えますか。

○伊田幸司流通・加工推進課長 私どもとして、できるだけ計画と実績の乖離を縮小するため、当初、交付決定額よりも実績が増える、あるいは大きく実績が減る見込みがある場合、交付決定の変更手続を行うように周知しているところでございます。例年12月、変更交付申請の受付を行っておるところでございます。また、これまで、各団体の過去の実績額、あるいは不用額に応じて、交付決定額の算定もしております。今後も引き続き各団体の周知、指導に努めたいというふうに考えております。

○大浜一郎委員 僕はこれ、もしかして予算足りないんじゃないかなと思ったんですけど、執行率が92%、もう少し頑張ってもよかったかなというふうに思いますが、どうですか、部長。

○長嶺豊農林水産部長 まず、不用については、我々も縮減に努めておりますが、当初の交付申請よりも、結果、自然災害等で出荷ができなくて、収量が落ちてできなかったパターンもあります。それに対応するために、途中で減額の交付申請含めて、あるいは減額の交付申請と合わせて増額の交付申請をして、できる限り予算を効率的に使うという努力は今しているところであります。やはり、出荷の結果に基づく交付になるものですから、そういう自然災害、あるいは市場動向とか含めて、そういっ

た不用は出てきますが、その縮減には努めていきたいと考えています。

○大浜一郎委員 ありがとうございます。

16ページです。特殊病害虫特別防除事業ですけれども、沖縄の農業はとりわけ虫との戦いの連続だと言われてきております。農業生産にとっても重要な事業だと、この事業は思っておりますが、特殊病害虫の特別防除について、八重山地域の事業実施実績が分かりましたら教えてください。

○喜屋武盛人営農支援課長 お答えいたします。

特殊病害虫特別防除事業ですけれども、これはミカンコミバエですとか、ウリミバエなどの侵入防止、あるいは防除、それから、ゾウムシ類の根絶等の事業、主にこの2つで実施しているところでございます。

八重山のほうなんですけれども、まず、ウリミバエのほうですと、現在、侵入警戒のトラップを八重山地域で104か所に設置して、隔週ごとで調査をしております。ミカンコミバエについては、誘殺板という農薬と誘引剤をしみ込ませた板があるので、そういったものの地上での防除。それからやはり、台湾とかあの辺に近いということで、侵入のリスクが高いということを鑑みまして、航空防除も行っております。これは与那国島、西表島、波照間島、それから石垣本島ですね、年に4回実施してございます。また、ウリミバエについては、これは不妊虫放飼をどうしてもやらないとということで、石垣のほうには不妊虫の放飼センターも設置して、根絶後も不妊虫の放飼を継続して実施しているところでございます。ゾウムシ類につきましては、現在、久米島と津堅のほうで根絶防除事業をしておりますが、石垣のほうではゾウムシのフェロモンによるトラップ調査、それを石垣市内5か所設置しまして、毎月ゾウムシの発生状況とかそういったものの調査をして、防除に対する情報提供とかそういったものに努めているところでございます。

○大浜一郎委員 トラップで、八重山ではどれぐらい確認されていますか。

○喜屋武盛人営農支援課長 お答えいたします。

石垣だけでなく県全体のはあるんですけども、まず、石垣で今年度の分で申しますと西表島で1回、それから竹富島、それから与那国島のほうで3回、トラップのほうで誘殺されているところでございます。

○大浜一郎委員 これらが蔓延するとですね、特にかんきつ類、マンゴーとかパパイヤ、トマトの出荷制限が出てくるのはもういろんなところで、非常に

甚大な被害になるということですが、現在、今、いろんな意味で防除作業していますけれども、農業生産者と具体的な情報共有体制はうまくいってありますか、管理体制も含めて。

○喜屋武盛人営農支援課長 お答えいたします。

特殊病害虫、特に防除しても、やはり農家さんのほうで、例えば残渣物を置いていると、そこでまた発生の原因になったりとか、そういったのがありますので、そういった場合にはしっかり注意喚起もしながら、また、発生の状況等については、病害虫防除技術センターのほうからのそういった情報の発信とか、そういったもので生産者のほうには、関係機関、あるいは普及指導機関を通じてしっかり対応するように指導、あるいは助言アドバイス等をしているところでございます。

○大浜一郎委員 これが一番大事なことでですね、例えばこれ一般の軒先、庭先での栽培の中でそういったのが蔓延して、これが温床になるかもしれない。農場の管理がずさんだと、これが温床になりかねない。結局、防除の対応をしたって、そういう後処理が駄目だとこれが温床になってしまうんですよ。だから、その辺はしっかり対応しなきゃいけないと思うんですけれど、具体的なそういう事例を案じたり、具体的に何か対策しているのはありますか。

○喜屋武盛人営農支援課長 お答えいたします。

営利販売というか、通常が生産農家の方については、やはり自分の圃場においてしっかり農薬散布ですとか、そういったものをやりますので、その中でこういった特殊病害虫等の抑制が行われていると。ただ、委員おっしゃるとおり、やはり庭先ですとかそういったところで、例えばグアバを植えているとか、そういったものは確かにございます。ただ、この辺については、やはりそこが発生の元になると非常に困りますので、そこは例えば役場もこういった会議の中にも入っておりますので、そういった、例えば広報とかを通じて周知とか、そういったものについては、例えばさっきも申しましたとおり、下に落ちているものについては拾ってしっかり埋めるとか、捨てるとか、そこに放置しないでくださいとかそういった周知活動等はやっているところでございます。

○大浜一郎委員 これはもう徹底しましょう。大変なことになりますからですね。

それと、これも予算執行率が77.4%とちょっと低い。何でこの不用額がそれだけ出ちゃっているのかなど。大事な事業だと思うんですけれど。

○喜屋武盛人営農支援課長 お答えいたします。

令和元年度の予算については、委員御指摘のとおり、予算額が約14億7000万円に対しまして、執行率が77.9%ということですが、この中で繰越額が約1億8000万円、それから不用額が約1億4500万円となっております。繰越額の主な理由は、ウリミバエの大量増殖施設とか、そういった改修工事等がございますので、その入札不調による繰越しということでもございました。不用の額なんですけど、これは確かに委員御指摘のとおり、金額が大きいというのは認識しているところでございます。ただ、この特殊病害虫事業は、例えばウリミバエが果実に寄生したといった場合には、初動防除とか、航空防除とか、緊急的な防除が必要となってきます。そういったものもある程度想定してからの予算の計上という性質もでございます。ただ、令和元年度、トラップの誘殺数が多かったということで、緊急的な防除が必要になるのではないかとということで、ある程度予算を留保しておきまして、対応をしていたところですが、最終的にはそこまで至らなかったと。ただ、ちょっと減額補正とかそこまで間に合わなかったということで、それに係る需用費ですとか、委託料が不用になってしまったというところでございます。

○大浜一郎委員 これは重要な事業ですから、とりわけ沖縄の農業は虫との戦いの連続だったというのが歴史的な事実なので、効果的に予算を執行して、防除のためにお願いをしたいと思います。

最後です。家畜伝染病の予防事業ですが、これは口蹄疫も含めて、あらゆる病原体の侵入経路の特定の把握がどれくらいされているのか、それについてちょっとお伺いします。

○久保田一史畜産課長 先ほどの新垣委員の答弁とちょっとかぶる部分もありますけれども、今回、1月の豚熱の発生につきましては、国の疫学チームのほうで検証をしております。今回、農場の侵入要因としてはですね、最初の発生した農場については、本州の発生地由来のウイルスが加熱不十分な食品残渣を介して農場に侵入した可能性があると言われております。ウイルスの型のほうが本土で発生しているものと似通っていたということから、そういう可能性があるという検証をされております。また、それ以降の各発生農場への伝播要因としてなんですけれども、これにつきましては車両、あとは人の出入り、豚の移動、あとはハトとかネズミそういった野生動物を介してウイルスのほうが農場内へ侵入した可能性があるという推定がされております。その中で、やはり国のほうも、例えばアフリカ豚熱とか、先日

韓国のほうでもアフリカ豚熱がまた再度発生しましたが、国のほうともしっかりと動物検疫所と連携しながら、空港、港の水際対策のほうもしっかり対応していきたいと考えております。

○大浜一郎委員 これは過去の経験値からやはりどこもポイントを絞ってやっていく中、全般的にやらなきゃいけないけれど、過去の経験値から、侵入経路のここにはポイントを絞っていくというようなことが必要じゃないかというふうに思ったりもします。特に、爪の割れた動物はよく伝染病が発生するんですよね、豚も牛もそうなんですけれど。今、アフリカ豚熱が侵入してきたら、養豚業界はもう全滅ですからね。もちろん口蹄疫の侵入の経路についても、どの辺から来たかというのは常々把握しておくべきだと僕は思っています。ある意味で、この取組もちょっと進化をした形で、僕は体制を組んでいく必要があるかなと思いますが、その辺の防御の、体制の進化のポイントみたいな、そういうのを何か議論されてはおられますか。

○久保田一史畜産課長 今回、豚熱発生を受けまして、豚熱対応検証委員会、もちろん豚熱に限らず、それがほかの疾病にも一部波及すると思っておりますけれども、この中においては今、発生農場ごとの防疫計画を検証しております。また、今回の初動防疫体制、動きですね、万が一、入ってこないようにするための動き、入ってきたときの初動の動きというのを検証して、防疫マニュアルの改定を今、しているところでございます。数度、関係機関、調整しながらその内容を詰めている状況でございます。

○大浜一郎委員 ありがとうございます。

最後ですけど、これは水産関係と養豚関係事業が、主要施策の中に記載が乏しい。これは去年も言ったんですけどね、水産関係の皆さん、何か事業があったらちょっと教えてくれませんか。養豚に関してもそうなんですけれど、主要政策の中にほとんど出てこない、去年も。

○能登拓水産課長 県では、本県水産業の振興を図るため、令和元年度は水産業費としまして、75億8286万円を計上しまして、つくり育てる漁業の推進、それから流通体制及び生産基盤の整備、漁業者の安全操業確保、担い手の確保育成など、幅広い事業の実施に取り組んできたところでございます。

引き続きですね、地理的特性などを生かした水産業振興に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○大浜一郎委員 養豚はどうですか。

○久保田一史畜産課長 養豚のほうでございます。

主要施策のほうには養豚事業のほうはちょっと入っておりませんが、養豚事業においても様々な関連事業のほうを実施しております。ソフトの事業、これは生産の部門ですけれども、今現在、家畜改良センターで行っております種豚改良推進事業、種豚を生産して供給していくという部分でございます。また、沖縄アグー豚安定供給体制確立事業ということで、これはアグーの凍結精液だったり、卵子、あと、精巣を保存するという事業を取り組んでいるところでございます。このあたりですね、種豚とか精液の供給を生産農家のほうに供給する、それをもって豚の改良を図るという取組をしております。またですね、ハード事業のほうでございます。これは畜舎整備等なんですけれども、沖縄県畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業、いわゆる畜産クラスター事業において、豚舎の補改修などを実施しております。また、経営安定対策、万一、豚価のほう下がった場合ということで、養豚経営安定対策事業、いわゆる豚マルキンという事業をしております、これに対する生産者積立金ですね、県の助成などを行っているところです。そして、出口の部分、消費拡大の部分ですけれども、沖縄県産豚肉消費活性化事業、今年度実施しているところなんですけれども、県内外に向けた県産豚肉のPR、特に県外のほうになんですけれども、県産の豚肉を、ある程度ブランド、沖縄ブランドという形でPRして、県産豚肉の消費を伸ばしていこうという取組をしているところでございます。

○大浜一郎委員 すばらしい事業をやっているじゃないですか。ぜひ見える化してくださいよ。

特に水産の場合は養殖ね、安定した、これから担い手事業にとっても大事な事業ですから、これを主要施策にちゃんと書くとか、養豚だって大事なことやっているんですから、ちょっと部長、配慮してくださいよ。その辺、主要施策の中に見える化をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 中川京貴委員。

○中川京貴委員 ページ194、漁港漁場管理費のところから質問させていただきます。

まずですね、漁港内の放置船についてであります。県内の漁港の数について、県管理の漁港と、市町村管理の漁港の数をそれぞれお聞きします。

○森英勇漁港漁場課長 お答えします。

県内の漁港は、県が管理する漁港が27港、市町村が管理する漁港が60港となっております。

○中川京貴委員 漁港内の船の数、今、県が登録さ

れている漁船登録と、また漁船登録じゃないボートとか、ヨットとか、クルーザーといいますが、漁船以外の船の登録数についてお伺いします。

○森英勇漁港漁場課長 お答えします。

平成30年に港勢調査をやっておりますけれども、この港勢調査では、沖縄県内での漁港内の利用船舶数は合計で6793隻になります。

○中川京貴委員 漁港内の放置船の数について聞きたい。県管理、市町村管理の今把握している数。

○森英勇漁港漁場課長 県内の漁港にある放置艇は、令和元年度の調査結果では、県管理漁港内の放置艇が490隻、市町村が管理する漁港内の放置艇の数が367隻、県全体では857隻が確認されております。

○中川京貴委員 これは一般質問等でもよく出ていましたが、要するに、最大の課題だと思っているのは、せっかくの委員会ですから、掘り下げてですね、今後、どう県が解決していくのかということでの質問です。この放置船は、県または市町村の権限で撤去することが可能でしょうか、法的に。

○森英勇漁港漁場課長 まず、放置艇は私有財産であることから、所有者等による自主撤去が原則となります。漁港管理者が自由に処分できないというのが、今現在、課題となっております。ただし、廃棄物に該当し、過失がなく、所有者等が確知できない放置艇については、漁港管理者が処理することができるものと考えております。また、廃棄物ではないが、過失がなく、所有者等が確知できない放置艇については、漁港漁場整備法39条の2第4項の規定による、簡易代執行により処理することができることとなります。所有者等が確知できている場合については、所有者等に対し行政指導、除却命令等の監督処分を行うことにより、所有者等自ら撤去させるよう指導していきたいというふうに考えております。

○中川京貴委員 部長、実はですね、これ各漁業組合でも毎回問題になるんですが、市町村もそうですけれども、やっぱり法的に撤去はできるといながらも、実際6700隻登録されていながら、800近くの放置船があるということは事実ですので、これをしっかり、一これはたしか10年ちょっと前にですね、一斉放置船のをやった経緯が、僕は記憶にあるんですよ。あれはたしか国の予算も絡んだのかなと思うんですが、そして一時的にはきれいになった経緯もあります。大体残されているのは所有者が亡くなったり、子供、孫たちがですね、財産放棄したりしてですね、主がいらないという状況なんですよ。これを条例か何かで縛ってですね、市町村に下ろして、急いで放置船の撤去をできる仕組みをつくる必要性があ

ると思いますが、いかがでしょうか。

○長嶺豊農林水産部長 その放置艇の処理の一番の課題はやはり、漁港管理者が自由に処分できないというところであります。現在、放置艇としてあるものについては、所有者が分かっているもの、それから所有者が亡くなってですね、相続関係があるということですね。それで、今年から我々として新たに取り組んだものとしてですね、やはり今、各出先の事務所のほうでこの事務をしているわけですけども、なかなかいろんな整備も含めて、やはりここに集中的に取り組む必要があるだろうということで、今年ですね、いわゆる相続関係を追える専門家というのは、やはり行政書士とか、そういう法律の専門家がいらっしゃいますので、そこに委託をしたり、そういう形で処理できるものなのかどうかも含めて、まずは確知をしないといけないというところからスタートしますので、その部分をしっかり今取り組んでいるところです。当然、簡易代執行であったり、そういうことも考えられますが、やはり簡易代執行といっても、最終的にはかかった経費については回収しないとイケない部分もありますので、そういった課題も含めて、そこは慎重に取扱いをしていこうかなと考えております。

○中川京貴委員 ぜひ部長、これは県の職員をですね、きちんと漁港に派遣をして調査をして、やっぱり、きちきちと指導をしないと、いつになっても800の放置船というのは解決しないと思っています。

○長嶺豊農林水産部長 まず、漁業関係者、それから県、それから市町村、それから海保も含めて、今、各地区ではそういった協議の場を設けております。特に、やはりたくさんある中で、危険な部分、それから、かなり美観を損ねている部分もありますので、そういった重点地域を地域の皆さんと協議して決定して、そこから優先的にやっていくという取組も今、進めつつありますので、そういったもので強化しながら可能な限り早期な処理といいますか、それについて目指していきたいと考えております。

○中川京貴委員 次、176ページ。

これもですね、主要施策の成果に関するところの漁港施設用地が狭隘ということで、泊漁港の移設のことで、今日、午前中も質問ありましたが、よく新聞等でも今、泊漁港が糸満に移設するということですが、これは漁港、競り場であって、泊いゆまち、市場にはこの影響はあるんでしょうか。また、市場のできた経緯についてを伺いたい。

○能登拓水産課長 水産新市場整備事業ですが、この事業では糸満漁港に荷さばき施設を整備しまして、

現在、泊漁港で開設をしています県漁連の市場機能を移転する計画となっておりますが、消費拡大を目的に設置をされています泊いゆまちにつきましては、泊漁港において営業を継続するものというふうに考えてございます。

また、この泊いゆまちができました経緯ということでございますが、泊いゆまちは平成12年に県漁連をはじめとしました関係漁協及び流通団体が、泊漁港を水産物の消費者市場で、糸満漁港を生産流通拠点市場というふうに位置づけまして、漁荷の安定化と、水産物の消費拡大を目指し整備を希望してきたというような経緯がございます。それを受けまして、平成17年度に現在の防衛省の防衛施設周辺民生安定施設整備事業というものを活用しまして、総事業費約5億1000万円、施設面積約2000平米の泊いゆまちが整備されたということでございます。

○中川京貴委員 今、防衛の予算という説明でしたけれど、たしか8条だと思っておりますが、防衛のですね。今の市場、また、解体所、そういった施設は何の影響もなく事業ができるということで理解してよろしいですか。

○能登拓水産課長 今回、漁連の市場機能の移転に当たりましては、あそこの漁連が所有する荷さばきの機能を移転させるだけでございますので、それ自体が泊いゆまちの営業等に直接影響するものではありません。

○中川京貴委員 次、194ページ。

その中のですね、未来のマリンパワー確保・育成一貫支援事業とありますが、これの成果が書かれておりますけれども、あえて、効果読み上げてください。

○能登拓水産課長 未来のマリンパワー確保・育成一貫支援事業につきましては、新規就業者の定着を図るための漁業経費の一部支援や、将来の担い手の確保・育成のための、小中学生を対象とした水産教室、高校生を対象としたインターンシップ制度などを実施している事業でございます。令和元年度の実績としましては、水産教室については延べ14回、参加した小中学生は、地域の伝統的漁法や水産物に対して理解を深めることができたものと考えております。また、インターンシップ制度につきましては、漁業体験を計2回実施しておりまして、高校生を対象に漁業就業選択の機会を創出することができたものと考えております。また、新規漁業就業者82人に対して、漁具の購入経費の一部を支援することで、漁業経営の安定化や就業の定着化に結びついたものと考えております。

○中川京貴委員 部長、なぜ読み上げさせたか、効果について、理由はですね、部長も御承知のとおり、今、パラオとの我々沖縄県との交流があつてですね、たしか12月には沖縄の漁船、日本の漁船、マグロ船がパラオで操業またできなくなる、延長しなきゃいけないんですね。西銘委員長をはじめ、島袋委員、私も、座波委員、4名ですね、直接パラオの大統領に会ってまいりました。担当大臣とも会ってきました。日本はですね、特に要求だけで、パラオとのコミュニケーションがまだまだ実際ないと。そういった意味では、人材交流、そしてまた、文化交流、また、学生交流、いろんな交流をしながら信頼関係をつくるべきじゃないかということ、我々持ち帰ってまいりました。そういった意味ではですね、本来教育庁の管轄になるかもしれませんが、ここに書かれているとおり、小中高の地域の水産に対する項目があります。このマリンパワーね。私が提案したいのは、ぜひ水産高校をパラオとの交流で、水産高校の子供たちが海外で体験してまいりますよね。その帰りにパラオでですね、寄って交流するとか、また、養殖とかですね、水産加工のものとかいろんな交流ができると思うんですが、いかがでしょうか。

○長嶺豊農林水産部長 現在、いろんな方々のですね、日本の水産庁を含めて、いろんな県議会含めて、いろんな方々の支援もあつて、今年、国連の法律の改正があつて、現在操業ができるような状態になっております。

御指摘のように、パラオと沖縄との関係も安定的に築く必要がありますので、我々としては、MOUですね、パラオとのいろんな経済、技術面、あるいは経済面、文化面の交流を視野に、MOUを含めたことについても検討しているところです。人材育成についても、水産高校につきましては所管が教育庁でありますけれども、そういった部分についても情報を共有していきたいと考えております。

○中川京貴委員 ぜひですね、玉城知事主催のレセプションで、パラオの大臣が見えたり、いろんな向こうの大臣が来てですね、情報は共有していると思っております。今年の3月に、予定どおりであれば富川副知事がパラオに行って交流を深めて、知事も行く予定だったと思っております。そういった意味では、琉球大学にもパラオの学生が入学したと、西田学長でしたかね、報告がありました。これをぜひ教育庁とも調整しながら、水産高校との交流をお願いしたいんですが、再度お願いします。

○長嶺豊農林水産部長 引き続き、また、教育庁とも、そういった人材育成含めた部分についても、情

報共有しながら進めていきたいと考えております。

○中川京貴委員 190ページお願いします。

これも豚熱の件なんですけど、基本的なことを聞きます。当初は豚コレラと言われていたんですが、なぜ豚熱か。コレラと熱の違いは何でしょうか。

○久保田一史畜産課長 当初、豚コレラという名称でしたけれども、家畜伝染病予防法の名称等の改定がありまして、豚熱という形に統一されております。

○中川京貴委員 実はですね、今ここに説明があるように、本会議でも部長答弁していましたが、まだまだ殺処分された方々への支援はできていますが、10キロ地域以内の補償がまだされていないと。これは、部長、いつ頃までに終える予定ですか。

○長嶺豊農林水産部長 なかなかこれ、多数の農家でですね、ヒアリング、あるいは伝票含めてそろえていくということですね、あと、補償額についても一定程度、やはり農家さんの同意といいますかとも必要ですので、なかなか時期を明確にはできませんが、我々としては、できた、まとまった、整った生産者については、随時、整ったものから予算を確保して措置をしていきたいと考えておりますので、まとめてという方法ではなくて、随時まとまり次第、まとまったものから予算を確保して措置をしていく、そういう方向で今、進めております。

○中川京貴委員 この殺処分された豚については、100%国の国庫補助ですが、10キロ圏内にいる農家の数について教えてください。

○久保田一史畜産課長 10キロ圏内の何らかの制限を受けました農家につきましては、68件ということになっております。

○中川京貴委員 68か所の農家が出て、相当苦しんでいます。そのおかげで出荷もできない、肉も販売できない、子豚が生まれても死んでいくと、移動制限区域内は大変な被害が、68農家にあるんです。これは与党野党関係なく一般質問、代表質問出ておりました。しかしながら、国2分の1、県2分の1でありますけど、国が該当しないと。10キロ農家であっても、基準がいろいろあってですね、これは駄目だといったときに、県はどう対応しますか。

○長嶺豊農林水産部長 我々としては、国、県の2分の1の、いわゆる補助事業ですので、要件に沿った形での算定にはなりますが、やはり防疫対策の一環として捉えたものについてはですね、これは個別個別に、例えば全てということではなくて、個別個別にしっかり確認した上で、妥当なものについてはやはり評価して、何らかの検討をしないといけないと思っております。ですから、一般全てが対象になる

ということではなくて、やはり個別個別の対応はしっかり確認した上でないと、なかなか全てを措置しますという形にはならないと思っております。

○中川京貴委員 今、部長も分かるように、豚は5か月きたら出荷と決まっていますね、一番いいのは上—肉ですよ。これは県の検査官が上、中、並。そして、8か月、10か月になると、もう等外—等外というのは廃豚ですよ。もうこの肉価値がなくなるんですよ。そういう皆さんのための県の支援というのは、今、部長が答えていましたが、何らかの検討はしないといけないと。部長、また、畜産関係の皆さんはそう思っていると思いますよ。しかし、財政が駄目だと言ったら、執行できないんですよ。今、部長が答えたとおり、全て対象になるとは考えていないと。今、部長そう答えていましたよね。だけど、68の農家は対象にしてほしいという要望が出ているんですよ。これについてはどうでしょうか。

○長嶺豊農林水産部長 68ではありますけれども、担保は取れますかというとなかなか回答が厳しいんですが、我々としては、やはり個々の農家のいわゆる全て同じ条件ではないものですから、個々の農家のものを一つ一つヒアリングして、そのために今19名体制のチームも組んでおりますので、そういった形で一つ一つ確認してやっていくことが、今、それを早急に取り組んでいくことが重要だと思っておりますので、いわゆる、今この時点で財政措置ということにですね、私が担保という話をすることはできないと思っておりますが、やはりいろんな形で努力はしていく必要があると考えております。

○中川京貴委員 ただいま部長の答弁が出ていたとおりですね、僕はこれ、知事にお伺いしたいと、要調査事項として提案したい。なぜならば、68農家の支援をするかしないか、これは知事判断だと思っております。要調査事項を要求します。

○西銘啓史郎委員長 これはまた明日。

○中川京貴委員 やはりですね、部長、この養豚農家というのは、部長も現場見て分かるんですが、もう40年、50年前の豚舎をだましだまし使っているところであったと思います。また、今後もこういったウイルスが発生しないとは限りません。こういった養豚団地とかですね、こういった方針で、新しく建物を造る支援というのは考えていないですか。

○久保田一史畜産課長 養豚団地、大規模化ということですけども、環境関係で厳しくなっているかと思っております。ただ、養豚施設を移すのに関しましては、いろんな関係者と意見交換をしながら状況を見ます。あとは移転の際の周辺の同意等ですね、その

あたりがかなり厳しくなると思いますので、もし今後そのような整備等が出てきたときには、いろいろ検討はしてまいりたいと思います。

○中川京貴委員 久保田課長も部長も御承知のとおり、今は豚の競りが無いんですよ。牛やヤギの競りはあるんですけども、これまで豚の競りが中部であったり、いろんなところであってですね、そこで農家とバイヤーが売ったり買ったりありましたが、今はもう全く競りはありません。もう一括生産みたいになっているんですけど、建物が古くて、また、排水処理ですね、汚水処理、それも金かかると。また、環境が、地域が許さないということもあってですね、大変苦しんでいるんですよ。どこかできちんとした養豚団地を造って、沖縄県の食文化を守るべきだと思いますが、部長、いかがでしょうか。

○長嶺豊農林水産部長 養豚については、拡大できないというのはやっぱり衛生問題だとか、ある意味、本島内では特に都市化している部分もあって、拡大については非常に難しい部分もあります。片や防疫体制も考えていくと、やはりしっかりしたバイオセキュリティの整った施設も今後は考えないといけないとは思っております。ですから、これは生産団地を造るにしても、農家のいろんな意向も確認する必要があると思いますので、そういった形のをしっかり確認しながら、どういった方向がいいのかは検討していく必要があると考えています。

○中川京貴委員 やはりですね、今、豚舎の環境整備をしっかりしないと、僕はもうこれからの沖縄はないと思っていますので。

最後にですね、部長、実はこれまでの資料を見ると令和2年、令和3年でほとんど事業切れるんですよ。これもいろんな、沖縄振興計画、また、沖振法、また、一括交付金が使われていると思っておりますが、これがもし切れたら、今後の農林水産部としての対応をどう考えていますか。

○長嶺豊農林水産部長 まず、農林水産部の事業、特に主要事業は一括交付金を財源として構成されているウエートが高いです。24年度以降、それを活用して農業産出額も含めて、成果が上がってきたと思いますので、我々としては、なくなったらという仮定というよりは、しっかり事業の必要性を国に訴えて行って、ある意味これまで以上にこういう機能が必要だということも含めて、いわゆる働きかけをする必要があると考えております。

○中川京貴委員 要するに、一括交付金が減額される、また、次の継続性もまだ約束をされていない中で、全て影響するというところで、部長の考えを聞か

せてください。

○長嶺豊農林水産部長 当然、今の制度がなくなれば、財源をどう確保するかという課題が生じてきます。ですが、我々としては、成果を上げてきていると思っておりますので、そういったもので、しっかり必要だという部分を訴えていくというか、要請をしていくということが重要だと考えています。

○中川京貴委員 今、部長が答えたとおり、一括交付金が減額される、ましてやなくなれば事業ができなくなるという答弁でしたので、やはり最高責任者である知事にですね、要調査事項として要請したいと思っております。

○西銘啓史郎委員長 ただいま提起のありました要調査事項の取扱いについては、明日10月16日、委員会の質疑終了後に協議いたします。

休憩いたします。

午後0時1分休憩

午後1時15分再開

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。農林水産課長より発言の申出がありますので許可します。

○浦崎康隆農林水産総務課長 新垣新委員より御質問がありました、農家所得における都道府県の順位でございますけれども、念のために農水省のほうに確認いたしました。都道府県別ですね、1戸当たりの農家所得というのは公表されておられません。その代わりですけども、生産農業所得というものは、県全体のやつですけども、こちらのほうは公表データがありますので、こちらのほうで御説明させていただきたいと思っております。直近、平成30年における本県の生産農業所得は359億円となっております。順位は33位となっております。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 それでは、午前に引き続き質疑を継続したいと思います。

島袋大委員。

○島袋大委員 成果のほうからですね。

192ページ、新規就農者の育成・確保対策についてですけど、もうちょっと細かく説明できますか。

○喜屋武盛人営農支援課長 お答えいたします。

主要施策に記載されております、この新規就農者の育成・確保対策ですけども、この育成・確保対策につきましては、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づきまして、新規就農者を年間300名、平成24年から令和3年までの10年間でですね、3000名を育成・確保することを目標としております。平成24年から令和元年の8年間の新規就農者の数が合計で2542名となっております。年間平均317名の実績となつて

おります。令和3年の目標3000名ということですので、令和3年までには目標とする3000名の育成・確保をする見込みとなっております。

以上です。

○島袋大委員 年間300人以上って、まさしく3000名目指して2500と言っていますけれども、この内訳というのかな一要するに、この年間300人以上の新規就農者を育成しているというけれども、これは県内の県民の皆さんなのか、あるいは県外からここに移住してきている方なのか、あるいは外国人なのかというこれの内訳とかは出せるのかな。

○喜屋武盛人営農支援課長 お答えいたします。

外国からということではなく、確かに県外から移住してきて農業をされる方もいらっしゃるんですけども、その内訳までは把握してございません。年間、例えば令和元年度ですと211名、新規、新たに就農しているところですけども、例えばうち45歳未満だと134名いるとか、そういった数値は持っているんですけども、県外からの移住とか、その辺はもう少し詳しく調べないと、今、内訳というのできない状況です。

○島袋大委員 まさしくこれ、いい事業で継続事業って、これも令和3年度の3000名に向けてやっているかもしれないけれども、僕が気になったのはそこであってですね、これから我々の県民の食糧自給も含めてですよ、しっかりと自分たちで賄える体制の人材育成の育て方も、僕はしないといけないと思っているんですよ。だから、300人以上ということではありますが、今、課長からあったように45名が何名とあるかもしれないけれども、やっぱり県内の方々がどれだけこの支援策を受けて農家として頑張るか。南部にとっても、遊休地がかなり増えていてですね、そこで今、レンタカーの置場とか、バスの置場とか、我々豊見城にとっても空港が、第2滑走路ができたということで、そういった観光産業に展開しているところが多いわけですよ。一度、農地にあれだけアスファルトとかコンクリートを入れたら、もう土を造り直すというのは相当な、何十年かかるという労力があるわけですから、ここの就農支援でこれだけ、次の農業を担う子たちが頑張っているということも、数字では分かります。地域別とかそういったことを出していただければ、おのずと連携する市町村もですね、どのような形でそういった支援策に向けてできるかなというのが、私なりに気になっている点ではあったんですけども。これから次年度もそういった形で継続するはずですけども、これから改善策として、こういうデータの集め方もできるのか、そ

ういったのをちょっと、御意見がいただけたらお願いいたします。

○喜屋武盛人営農支援課長 お答えいたします。

新規就農育成につきましては、こちらの成果でございます、沖縄県農業次世代人材投資事業ということで、経営的な支援もやっております。これの経営開始型ということで、スタート間もない方への支援については市町村を通して支援する形になっている。ということは、市町村のほうで担い手になる方を把握しているということでございますので、そういった数値は市町村とももちろん共有しておりますので、地域にどれぐらいの担い手がいるとかというのは把握されておりますので、そこは市町村とまた連携して、どういう取組方をしていくかというのは、今後しっかり展開をしていかないといけないと考えております。

○島袋大委員 まさしくおっしゃるところが大事だと思っていますので、市町村と連携されているということでもありますので、この辺の数字、データがありましたらですね、我々県議会議員も各地域の代表ですから、その辺は市町村議員と連携できるのもですね、やっぱり市町村で何かの支援策もろもろ含めて、この遊休地をどう提供するかという議論になってくるはずですから、その辺は連携できたら、また次年度まで継続かもしれないませんが、その次のステップになっても予算化できるような形でということで、我々も頑張ろうかなと思っていますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思っています。

関連して、195ページの農地中間管理事業についてですけど、ちょっとその辺の説明をお願いします。

○長嶺和弥農政経済課長 農地中間管理事業でございますが、この事業は、農地中間管理機構が高齢農家ですとか、規模縮小希望農家などから農地を借り上げてまして、公募によって選定された認定農業者や、認定新規就農者等の担い手に対して農地を貸し付ける仕組みとなっております。事業の効果としましては、1つ目に農業経営の規模拡大、2つ目に耕作に供される農用地の集団化、3つ目として、新たに就農する者の農業への参入の促進などによりまして、農用地の利用の効率化並びに農業の生産性の向上が図られております。この事業を推進する上での課題としましては、本県特有の主な課題となりますが、農地の出し手、貸していただける方が少ないということ、あと、担い手以外にも借受希望者が多いことなどとなっております。

以上です。

○島袋大委員 この事業も多分、先ほどの就農支援

との連携になってくると思うんだけど、我々、地元にしても遊休地かなり多い中で、農地を貸してくれませんかということで、こういう就農支援を受けた人たちが借りたいというけれど、やっぱり地権者は簡単に土地を貸すわけにはいかんというのがあって、今この事業をやっていると思うんですけども、これもやっぱり市町村と連携してですね。今はかなり各市町村の農業委員の皆さん方も、若返ったといったら失礼かもしれないけれども、次の担い手を担う若い方々が農業委員に任命されているところも多い中ですね、やっぱりこれだけの沖縄の農業をどう強くするかということを考えればですね、やっぱりその辺の連携というのは重要だと思っているんですけども、これは26年から始まって5年度までかもしれませんけれども、まさしくおっしゃるように、この課題は多分、間に入っている農協ということで理解していいですか。

○長嶺和弥農政経済課長 沖縄県の農地中間管理機構は、沖縄県農業振興公社を指定しております。

○島袋大委員 やっぱり市町村、行政的なこういうところが間に入らないと、農家の地権者はなかなか腰を上げないと思うんですよね。そこも先ほどと同じように、市町村と連携を強固にしているかもしれませんが、大体その内容をですね、もうちょっとこの成果の中でも説明していただければ、逆に市町村と連携が、市町村が逆に腰が重いよと、いろんな面で情報提供してくれないとか、いろいろあるのであれば、そこはそこで我々でも指摘して改善させたいと思うんですけども、その辺の何か問題点はないですか。

○長嶺和弥農政経済課長 県と機構のほうでは、農地の掘り起こしというところが課題でございますので、現地駐在員として、重点的にこの中間管理事業を促進していこうという市町村ですとか、JAのほうに現地駐在員ですとか農地調整員を増員しまして、市町村との連携を強化しながら出し手対策、あと、新規に農業をされる方への貸付けというところを円滑に進めていこうということで取り組んでいます。

○島袋大委員 ぜひともそこをまた頑張りたいなと思っています。先ほども言ったように、周辺が我々南部一帯も、レンタカーの駐車場とかバスの駐車場というのもいいかもしれないけれども、20年後を考えたら、また次どう考えるかとなったら、やっぱり土の入替えとか、土をつくるというのは相当な労力がかかりますので、その辺の情報提供とか、そういうふうな強固な基盤があればですね、そういった担い手を急務に、育てていけるようなものをつく

らないと話になりませんからね。だから、そこはお互いに連携取ってできたらなと思っていますので、頑張りたいなと思っています。

あと1点、これ通告はしていませんけれど、194ページ、未来のマリンパワーの確保・育成。先ほどうちの中川委員からありましたけれども、この未来のマリンパワー確保・育成の支援事業、小中学生を対象にした水産教室があるんですけども、実際に県内で漁場としてパヤオがありますけれども、その交流で、パヤオの現場を見に行かせるとか、そういった動きというのは、やったことありますか。

○能登拓水産課長 お答えいたします。

未来のマリンパワー確保・育成一貫支援事業ではですね、小中学生を対象にした水産教室と、それから高校生を対象にしたインターンシップ漁業体験事業といったことをしております。その中で、小中学生を対象にした水産教室につきましては、基本的には安全性の確保などもありますので、漁業者の方にですね、学校に来ていただいて、魚のさばき方体験ですとかそういったことを中心にしております。高校生は、例えば沖縄水産高校の生徒さんを糸満漁協で受け入れていただいて、実際に漁船にも乗っていただいて、漁業を体験していただくというような体験をしていただいているという状況でございます。

○島袋大委員 私もこのパラオ行かせてもらいましたけれども、やっぱり見たら、あそこは水産業と農業しかないんですけども、農業はもう土がかなり駄目だということで、なかなか農業の独自の生産がないということで、輸入に頼っているということ、フィリピンからということを書いていましたけれども。この水産業ですけど、あそこはシャコガイ、一我々はシャコガイといったら食べることしか頭にないなと思ったんですけども、二、三年でこれぐらいの大きさになった場合には全部、全世界に観賞用の海水魚の水槽の中に入れる、空港とかでやっているんですけども、ああいったのが3万円、5万円で売買されているということを考えれば、沖縄も断然に、養殖的な面の知恵を貸していただきたいということで、次期大統領候補にもいろいろ話しましたがけれども、その辺はお互いの人事交流という形でできるんじゃないかとあったもんですから。その辺は予算がかかる問題だからあれかもしれないけれど、非常にその辺は、水産高校に養殖科というのを改めてつくったほうが、次の担い手のビジネスチャンスにもつながるんじゃないかなと思っていますので、そこはお互いにまた情報交換しながらやっていただきたいなと思っていますけれども。この県営パヤオがありま

すけれど、実際、県内では設置数は幾つぐらいあるんですか。ごめんなさい、ちょっと飛躍した質問で悪いけれど。

○森英勇漁港漁場課長 お答えします。

県が設置した浮き魚礁については、85基あります。

○島袋大委員 この耐用年数とかもろもろ、この辺は大丈夫ですか。予算的な面も。

○森英勇漁港漁場課長 県が設置した浮き魚礁については、耐用年数が10年になっています。10年過ぎるとまた更新していくということで、随時更新しております。更新する事業につきましても、古いものを撤去するものも、新たに設置するものも補助事業で対応しております。

○島袋大委員 予算、数字があるんだったら出していただきたいと思うんですけれども。

あと1つ、パヤオを利用する漁船、大体、年間通してどれだけの数が利用しているというのは出せませんか。

○森英勇漁港漁場課長 お答えします。

平成31年時点で、利用承認隻数が571隻になります。

○島袋大委員 ぜひともこの現場も我々まだしっかりと見に行っていないから、経労で行くのか、我々会派で行くのか分かりませんが、現場見てまたいろいろと情報交換したいと思いますので、よろしくをお願いします。

あと、216ページ、災害に強い高機能型栽培施設の導入の推進ですね、これちょっと説明をお願いします。

○玉城聡園芸振興課長 本事業は、自然災害や気候変動に左右されず、定時・定量・定品質の出荷に対応できる園芸産地を形成するため一括交付金を活用し、平成24年度から29年度まで、災害に強い栽培施設の整備により、強化パイプハウスや平張施設の整備を実施してきました。また、平成30年度からは、後継事業として、災害に強い栽培施設と併せて、施設内環境制御設備を一体的に整備できる災害に強い高機能型栽培施設の導入推進事業に取り組んでいるところでございます。

○島袋大委員 これは毎年、30年から始まっているけれども、不用額が結構多いんですよね。これは実際、市町村の手挙げ方式がないということですかね。ちょっと説明をお願いします。

○玉城聡園芸振興課長 事業を計画する際にはですね、通常、複数の業者から見積りを取りまして、その最低金額で事業費を設定しておりますが、事業開始後は、原則的に入札等を実施しております。入札を実施することで、事業費の圧縮が図られておりま

す。令和元年度の不用額は4565万2000円となっておりますが、その主な理由につきましては、入札残の4402万2000円となっております。我々としては、不用額の圧縮のために需要要望調査を毎年実施しております、不用額のほうで確保できそうであれば、次年度予定の計画を繰り上げて対応しております、不用額の削減に努めているところでございます。

○島袋大委員 これは新規ですか。要するに改築、どうなんですか、これ。

○玉城聡園芸振興課長 新規整備ということになります。

○島袋大委員 これは全国一律の基準でやっているということか。

○玉城聡園芸振興課長 違います。これは沖縄県の事業で行っております。

○島袋大委員 まさしくですね、これは新規で造るというのはすばらしいことですよ。いろんな面で不用額が出ないように、その繰越し、予算を活用しようという動きは、私はいいと思うんですけれど、やっぱり今、農家を歩いたらですね、これだけ災害に強いという、ビニールハウス造るんだけど、今やこのビニールハウスを留め金で、ワイヤーで止めますよね。あの止めるところから、フックから腐れて駄目だとかさ、柱の底自体が腐れているとか、この補修の予算がないんですよ。これを補修するといったら、じゃあ、銀行から借入れしてくださいと言われてたら、いまだに借金しているのに、これで銀行から借入れ、大変厳しいですよという声が多いんですよ。だから、こういった修繕で回せるような予算も、私はつくるべきだと思っているんです。非常にすばらしい、強固な台風対策をできるようなものを造っても、5年6年したらさびびて、まず、ビニールハウスを止める金から腐っていくんだよ、このS字のワイヤーから。だからその辺の対応を、これは決算だからあれだけでも、その辺をやる予算の中でのメニューはあるんですか。

○玉城聡園芸振興課長 修繕につきましては、直接的な事業はございません。施設の補強に関しましては、途中パイプを加えて補強するとかいう形の事業であれば、産地パワーアップ事業というのがございます。それから、県単の事業でございますが、拠点産地自走支援事業等での対応が可能となっております。また、再整備、補修、修繕等につきましては、これは今年の2月に国のほうで新たに設定されておりますが、産地パワーアップ事業によりまして、新規就農者や担い手への継承を前提といたしまして修繕、あるいは改修、再整備等が可能な事業も設定さ

れております。

以上です。

○**島袋大委員** ぜひともですね、農家歩けばこの話しかないんですよ、ほとんど。それを考えたら、次の次期沖振も含めてですね、このメニューをどうにかして、沖縄の農業をもっと強くするためにはということ、点々と考えていけばですね、こういった補助メニューの、要するに修繕もできるような体制。だから強い農業をいかにつくるかというのが私は大事だと思っていますから、ここは担当部署もメニューをいろいろ考えながら大変だと思いますけれども、ここは部長、お互い議論を詰めながらですね、本当に強い農業をつくるためには、今の就農支援も含めて土地の確保も含めて、ビニールハウスは強固に造ったとしても、修繕も含めて一連の体制と、あとは物流で物を出せるような、一連化をして強い農業をつくるということのストーリーを、僕はつくらないといけないと思っていますから、最後に締めますけれど、その辺は次期予算に向けて、次の沖振も含めて、強い農業を考える位置づけはどうお考えですか。

○**長嶺豊農林水産部長** ただいま修繕とか、あと補強について、既存の今の災害に強い栽培施設の整備事業では対応しておりませんが、これは新規の新設の場合に対応しておりますが、やはり委員からお話があったように我々も生産者それから生産者団体、各機関から、いわゆるそういった意見交換をして、要望も聞いております。そういうことも踏まえて、やはり新しい事業の立ち上げだとか、そういう部分についてはこういった視点も取り入れて検討していきたいと考えております。

○**島袋大委員** 2分残すと言っていたけれど、もう全部使い切りました。次また時間減らしてしゃべりますので、よろしくをお願いします。

失礼しました。

○**西銘啓史郎委員** 仲村未央委員。

○**仲村未央委員** それでは、お願いいたします。

流通の条件不利性解消の、先ほど来、187ページですね、出ておりますけれども、この事業、平成24年度から始まって、先ほどもその効果ということについてはおっしゃっていましたが、改めてこの流通条件の補助実績、事業者数も含めて、出荷量併せて連動してしっかり拡大をされてきたというような評価になっているのか、そのあたり、改めて説明をお願いします。

○**伊田幸司流通・加工推進課長** 本事業でございますが、令和元年度の補助実績、約26億2000万円で、県外出荷量が平成25年度の約5万トンから約6万

2000トンへ増加するなど、農林漁業者の経営安定に寄与しているというふうに考えております。また、本事業の事業効果でございますが、前年度実績をベースに経済効果を検証しておりますが、平成30年度の実績に基づく経済効果について、約189億6000万円と積算しているという状況でございます。あと、補助対象事業者にいろいろ聞き取り調査をしましたところ、皆様例えば県外出荷量が増加した、あるいは取引先が増加した、品質が向上した、作付面積が増加したなどの回答がありまして、県外出荷の促進に対して一定の成果が得られているものというふうに考えております。

○**仲村未央委員** それで、今、皆さんの課題の中に触れられている船舶輸送ですね、先ほど少しデータも紹介していらっしゃいましたが、航空と船舶の輸送形態の割合は実際どうなのか。それから、思いのほか船舶が伸びているというような、先ほどあれでしたか、もう一度、そのあたり御説明をお願いします。

○**伊田幸司流通・加工推進課長** 本事業による県外出荷量に占める船舶輸送の割合でございますが、平成25年度は57.9%ですが、直近、令和元年度は64.4%ということで、航空輸送から船舶輸送へ6.5ポイント移行しているという状況でございます。

○**仲村未央委員** これ、低温での輸送体制をどう確立するかというのは非常に大きな課題だと思うんですが、船舶が増えているというのは、品目が輸送形態として、船舶に向いている品がより多く県外出荷になったという理解ですか。

○**伊田幸司流通・加工推進課長** 基本的に船舶輸送が航空輸送より比較して、輸送コストの低減につながりますので、船舶に向いているものは生産団体の方々もですね、当然、船舶に移行していくというふうに考えております。

○**仲村未央委員** 航空から船舶に変えられる、本来であれば物流負担は、コストがもちろん安ければ、それは本当にいいことなので、それによって、もっと流通コストを抑えられるという具体的な品というのは何ですか。

○**伊田幸司流通・加工推進課長** 私ども別途、おきなわ型農産物ブランディング推進事業というものを実施しておりまして、船舶輸送について実証実験しております。実証結果によりまして、一部を除いて、ほとんど鮮度におおむね問題がないということを確認できております。現にピーマンあるいはトマトなど、品質に問題のなかった品目については、船舶輸送の自走化が始まっているという状況でございます。

○仲村未央委員 それで今、現場からの声としてもあるんですけども、より送った先の市場に近い場所に冷蔵庫なり保管庫があれば、もっと先での出荷調整というのが柔軟にできるようになると、非常に競争力がより上がるというような話も聞かれますけれども、こういった課題については検討に入っているのか。そのあたり、出荷調整を行えるようなですね、市場に近いところでの保管の在り方というのはいかがでしょうか。

○伊田幸司流通・加工推進課長 本土に送った場合の課題といたしまして、あるいは船舶輸送して本土に送った場合の課題として、市場ニーズへの即応性とか、この単価のタイミングの出荷、出荷のタイミング、こういったのが難しいというふうな声があります。課題がございます。それに対応するというのもので、一つの方法として考えられるのが本土、大都市市場にですね、このストックヤードのようなものを設置するというのも一つの方法になろうかと思いますが、そういう議論は今行っているというところがございます。

○仲村未央委員 ぜひ、そこは戦略的に進めてほしいなというところで、ほかとの価格差をどう埋めるかという意味では、今言うようなですね、現場に近いところでの調整が確保できるような、ぜひ保管庫、倉庫なりを構えてほしいと思っています。

それから、これ商工のほうから少し耳にしたんですけど、今年、特にECサイトでかなり流通が盛んになったこともあって、特にマンゴーなんかは、JAあたりでは品薄じゃないかというくらい心配なときもあったような話も聞かれて、それは品が薄かったんじゃないかと、ECで直接その農家さんが、より付加価値の高いというところで、販路をそれぞれに拡大させているというような話も聞かれましたけれども、このあたりは皆さんの、行政からの支援も含めて、ECサイトへの、通販等を通じた販路拡大という、こういうことに対する支援のメニューなんかが事業としてあるのでしょうか。

○伊田幸司流通・加工推進課長 一応、商工労働部のマーケティング戦略推進課というところの事業でですね、プラットフォーム「まいにちに。おきなわ」というものを立ち上げて、多くの県内事業者の方、農家の方々も含みますが、そこに登録いただくとともに、同サイトの利用拡大を目的として、プロモーションを展開しているということで、そういった新たなビジネスモデル導入への費用補助、あるいはハンズオン支援というのも実施しているというふう聞いております。私どもも、マーケティング課と連

携して対応してまいりたいというふうに考えております。

○仲村未央委員 じゃあぜひそのあたりも、これは今年度特に大きな特徴として、この販路の拡大という、その一つのツールとしては、非常に今、直販、ECというのは大きな可能性があるのかなと思っています。

それから、沖縄市もそうなんですけれども、例えば先ほどの流通のことですと、菊なんか盛んですけれどもね、実際、国内のシェアというのは、菊は沖縄と愛知で大きく二分をするぐらいの生産地になっていますよね。価格でいえば、海外の安い輸入品との戦いを強いられているという意味では、もちろん国内市場に出すときも流通コストを下げるといって戦いを第1弾で沖縄はやらなきゃいけない。それから、出た先でも、もちろんそれは輸入品との戦いもあるというところで、こういった沖縄を代表する産物については、ぜひ、なるべくコストを下げ生産性を上げるというのは非常に大きな取組だと思えますよね。だから今言ったような、もろもろ流通の課題ありますけれども、やっぱり陸上輸送に頼れない、ほかのところはみんなトラックで来て、ばんばん調整もできるわけですけども、沖縄の場合、こういった流通の課題が非常に大きいと思うんですよね。だから、先ほどありましたけれども、一括交付金の活用については、不利性条件の解消ほど、こういった沖縄振興の目的にかなう事業はもうないと言えるぐらい、流通条件の不利性解消事業というのは非常に大きいと思うんですよね。だからこのあたり、ぜひ部長、改めて一括交付金の活用を含めて、さらに振興を図っていくという意味では、今申し上げた保管庫の整備もありましょう。それから、販路拡大については、新しい需要もどう拡大していくかもあると思うんです。さらに、制度改善も含めて、一層活用を継続させ、発展させていくという、そういう強い姿勢が必要と思うんですが、そのあたりいかがでしょうか。

○長嶺豊農林水産部長 今議論がありました農林水産物流通条件不利性解消事業を含めて、農林水産部の事業では、先ほどの災害に強い整備事業を含めて、現振計の中で、一括交付金制度の下で生産者に多くの受益を与えたと考えております。そういう意味でも、我々としては、それぞれの事業を検証してですね、さらに機能強化ができないものかとか、あと拡充ができないものかとか、そういうのを含めて、まず、国にもしっかり成果を説明し、評価していただいて、継続に向けて要請を続けていきたいと考えて

おります。

○仲村未央委員 次の事業をお願いします。190ページの防疫、家畜伝染病。

先ほども豚熱のことで先週も委員会の中でお聞きしたので、特に豚熱の、今、補償については、直接の患畜被害の農家については10農家のうちの二、三をまだ残しているというようなお話だったと思うのですが、それはまともにつつありますということだったので、さらにその進捗があったかどうかですね。それから、68の制限農家、先ほど答弁あったとおりの、なるべく、とにかく早くということで、全部まとまるまで待つというよりは個別にどんどんやっていくよというような、さっきお話でしたけれども、このあたり、もう一度答弁お願いいたします。

○久保田一史畜産課長 お答えいたします。

殺処分を受けた農家さんの皆さんに対しての処務は着々と、先週もお答えしたとおりで進んでおります。午前中にもありました、先ほども制限区域の農家の皆さん方に対しては、一通り面談は終了しております。その中で、出荷が遅れたことによる売上げの減少額とか飼料のかかります費用の補償中心となります。それについては、農家からの要望、内容について、今順次、国のほうと調整させていただいている状況です。一部着々と進んでおりますけれども、今この段階で何件というのは、まだちょっと国との調整があるものですから、ちょっと控えさせていただきましても、この分に関しては、評価チームと家畜保健衛生所のほうでしっかり対応を進めておりますので、随時固まり次第、また国のほうに要請していくという考えをしております。

○仲村未央委員 それから、危機管理体制の強化に関連して伺いたいんですけど、今、県の家畜衛生保健所だけ、そこにいる獣医さんというのはどれぐらいですか。今、県が直接持っている体制。

○久保田一史畜産課長 家畜保健衛生所というか、農林水産部のほうで、家畜保健衛生所だったり、家畜衛生試験場とか、改良センターに獣医さんいらっしゃいますけれども、今年度は64名となっております。

○仲村未央委員 これは県の職員として正式に働いているということですか。

○久保田一史畜産課長 そうでございます。

○仲村未央委員 この64名体制というのは、これで十分なのかですね。戦略的に、今回の豚熱は非常に大きなことでしたけれども、まだまだこの環境というのはいろんなリスクが想定されますけれども、計画的な獣医師の確保も含めて、人材の確保というの

は今、この64名体制というのは適正なのか、もっと本来であれば要求が必要なのかですね、これはいかがでしょうか。

○久保田一史畜産課長 産業獣医師の確保については、これは全国的な課題になっております。

本県は離島のほうもかなり数多く抱えております。また、こっちは豚熱の影響もあります。今、継続的に豚熱ワクチンの接種のほうも行っていきます。また、併せて飼養衛生管理の指導ですね、それを今、徹底している状況ですけれども、なかなか人数的には厳しい状況かと思えます。また、それに備えて県のほうでは、沖縄県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画というのはつくっております。この計画のほうが今年度までになっておりまして、次年度新しい計画をつくることになっております。その中において、しっかり今回の豚熱の発生も見据えて、海外、口蹄疫だったり、アフリカ豚熱の状況もありますので、そういったことの対応も含めた上で、しっかりした獣医師確保の計画のほうを今後見直していきたいと考えております。

○仲村未央委員 ぜひ力を入れて人材確保も含めて、また一日にしてならずですので、この体制は途切れることがないようにですね、もっと力強く進めていただきたいなと思えます。

それから、先ほどの制限農家、68農家もあるというのは、やっぱり非常に、規模的にも大きなものがあるし、それから補償という直接的な中では非常に弱い部分もあるので、こういった経営支援も含めてしっかり対応していく必要があると思うんですけれども、このあたり、部長の認識を伺います。

○長嶺豊農林水産部長 今回、殺処分を受けた農家以外に、先ほど指摘がありました68戸の畜産農家がいらっしゃいます。現在、その方々の手当て金を算定するために19名の体制でチームを設定して、各農家のほうにヒアリングを行っている状況です。それぞれ個々の農家の状況をしっかり確認して、やはり影響を受けた農家については、しっかり対応していくということに、その辺を強化して、必要な対策があった場合は、しっかり検討していくということで対応していきたいと考えております。

○仲村未央委員 今おっしゃったように、しっかり踏み込むべきところはまたしっかり踏み込んでですね、ぜひ継続的な経営体制も含めて支援をですね、強めていただけるようお願いをして、以上です。

○西銘啓史郎委員長 崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 歳入歳出決算説明資料8ページですが、その中の(項)水産業費の(目)漁業取締費

の中に1億5600万円の決算の額が出ていますが、去る10月8日に、知事は尖閣諸島周辺の安全操業と、日台、日中の要請をしているんですが、令和元年決算期における要請も含めて、取締費の中の実績があったのかどうか、説明をお願いしたいと思います。

○能登拓水産課長 まず漁業取締監督費について、少し御説明をさせていただきます。漁業取締監督費は、漁業法や沖縄県漁業調整規則等に基づきまして、漁業取締船はやてを中心とした漁業取締監督業務を行い、漁業秩序を維持し、水産資源の保護培養とその持続的利用を図るということを目的としています。また、無線通信を用いまして、気象や海象、それから米軍や自衛隊の訓練情報などを沖合で操業している漁業者に提供しまして、緊急時においては通報連絡手段となることで、漁業者の生命、財産の安全を図っているという状況がございます。さらに、日台漁業取決めや日中漁業協定に関して、国への要請活動や関係会議等への出席によりまして、県内漁業者の権益回復に資するといったことを目的に活動している事業でございます。

○崎山嗣幸委員 この要請内容なんですけど、元年もそうなんですけど、主にどういった中身を政府に要請してきましたか。

○能登拓水産課長 まず、日台漁業取決めの関係につきましましては、八重山北方三角水域を含む、水域の撤廃などを中心に求めております。それから、日中漁業協定につきましましては、北緯27度以南で中国漁船の操業が認められる状況がございますので、この基になっております外務大臣書簡、これの廃棄などを求めています。総合的に県内漁船の安全操業の確保、これを強く求めているものでございます。

○崎山嗣幸委員 この間ずっと、元年もそうなんですけど、東経、日台は125度30分から東側、つまり久米島西の特別協力水域ですよ。それと、執法線より南側、つまり石垣周辺の三角形の好漁場、そこの撤廃を県は求めておりますよね。今言った要請の中で、元年からなんですけど、政府は、特にこの特別水域と、それから八重山の三角水域、ここの撤廃を県は求めているんですけど、政府はこれを交渉すると言っているんですか。

○能登拓水産課長 今回、10月7日に玉城知事は県漁連会長など漁業団体の皆様と連携しまして、国に対して日台・日中漁業問題等に関する要請を行ったところでございます。今回は加藤内閣官房長官はじめ、野上農林水産大臣など、関係する大臣全員にですね、直接要請をすることができたところでございます。その中で、例えば加藤官房長官からは、日台

漁業取決めについては、これまで台湾と毎年協議を行い、操業ルールの改善に努力してきたところ。引き続き安心・安全な環境整備に取り組みたいと。それから、日中漁業協定については、中国に対しては適切に取り組みたいという御発言がございました。それから、野上農林水産大臣からは、日台漁業取決めについては必要な見直しが行われるよう台湾側に求めていきたい。日中漁業協定については、中国側との協議を粘り強く続けたいといった御発言があったところでございます。

○崎山嗣幸委員 今言った政府の答弁は、具体的な答弁に踏み込んではいないという段階ですよ、項目的に。私が聞いたのは、三角形と特別水域を聞いているんだけど、このことに対する言及はなくて、一応は漠然としているということで理解していいんですか。

○能登拓水産課長 八重山北方三角水域等に対する具体的な言及はございませんでした。

○崎山嗣幸委員 それから、今、日中の件も答弁をいただいたんですが、日中は皆さん御承知のように、北緯27度以南下の水域、つまり尖閣周辺ですよ。それから沖縄近海までの中国船の操業規制、そして外務大臣書簡の破棄を求めているんですが、この水域は北緯27度、尖閣、それから沖縄近海、南側全て中国の漁船は、台湾漁船よりかは、はるかに拡大されている水域の中で、中国は来られるわけですよ、ここは。日台、日中違った中で。そこは皆さん、今言っているように日中の協定の見直し、外務大臣書簡の破棄を求めているんですよ、県はね。それについて政府は、さっき言ったことの答弁では、ちょっとよく分からんところなんですけど、具体的に何と言っている、日中の件で。

○能登拓水産課長 先ほども答弁しましたとおり、例えば加藤官房長官につきましましては、日中漁業協定について中国に対して適切に対応したいと。それから、野上農林水産大臣からは、中国側との協議は粘り強く継続したいといった御発言があったという状況でございます。

○崎山嗣幸委員 これは後でまた聞きますが、適用除外水域の尖閣周辺ですよ。ここにおける操業、沖縄の漁業者の隻数と漁獲高、それから台湾の漁船の隻数と漁獲高、それから中国漁船の隻数と漁獲高。この漁業関係法令適用除外水域の中の範囲でされている中国、台湾、沖縄の漁業者の数字は分かりませんか、元年でも構わないんですけれど。

○能登拓水産課長 取決め適用水域などにおける本県漁船も含めて台湾漁船等の操業状況については、

交渉の中で一部数字が出てきているところではございますが、基本的に、特に台湾との交渉の材料となっているということもございまして、詳細なデータの公表は差し控えるようにという状況でございます。その中で公表が可能なデータとしましては、平成29年度の本県漁船による漁獲量は約137トンといったところでございます。

○崎山嗣幸委員 沖縄の漁業者の水揚げが137トンというのは分かるが、台湾漁船、中国は把握できないということ、できていないということですか。

○能登拓水産課長 台湾側の漁獲量については、水産庁のほうで把握はされております。中国の数字については、我々もこれまで確認をしたことはございません。

○崎山嗣幸委員 政府が掌握している数字、つかまえてないんですか、台湾の。決算の段階です。

○能登拓水産課長 水産庁のほうからは報告受けておりますが、交渉の材料ということで、公表は差し控えるようにというふうに言われているところでございます。

○崎山嗣幸委員 従来、当初だったと思うんだけど、台湾漁船300隻とかこの範囲に入ったり、沖縄の漁船はだんだん減っていったりしている状況の中で、皆さんは特別水域と三角水域の撤廃を求めているんだけど、ここでの争いね、ルールでやっているの、皆さん撤廃を求めていると思うんだけど、ここは、皆さんは公表できないのは構わないんですが、実態をつかまえておかないとね。この中で、中国船、台湾船、沖縄の漁船がどうなっているか状況をつかまないと、ここがどういう影響を受けているのか分からないと思うんですね。公表できないならできないで、皆さんが知っている範囲の中では、沖縄の漁業者が関係法令適用除外水域の中で、従来操業して水揚げ量が減っているわけだからね、台湾船入ってくださいと、中国もいいから入ってくださいと、自ら日本がやっている、ここを。そこが、実態を分からないということ自身が、僕は問題だと本当思うわけよね。そこを皆さんが分かっているんだったら、政府と一緒にあって、沖縄の漁業者が、ここで水揚げが減っているから基金もつくってやっているわけでしょう。だから、この場で公表できないと、私はまずいと思う。中国漁船もどれぐらい入っているか分からないんだけど、ここはやはり皆さんが知る範囲において分析をして、沖縄の漁民が、さらにここから水揚げも減っていく、操業も控えていく、中国、台湾の漁船や、またいろんな公船によって影響を及ぼすという意味では大変なことだから、ここ

は実際、皆さん把握すべきではないかと私は思うんですよ。

○能登拓水産課長 特に日台漁業取決めとの関係で、取決め適用水域における操業条件につきましては、県内漁業団体と連携して、詳細なデータの把握には努めておりまして、その分析も県も一緒に行っております。そのデータを基に、水産庁も含め連携をしまして、台湾との漁業交渉の材料に使っているという状況でございます。

○崎山嗣幸委員 どっちにしても沖縄の漁船は分かりますよね、数字、皆さん、データは。この数字は言えますか。要するに、123度、125度の範囲の中で、いろいろ皆さん区分けされていますよね、分析ね。沖縄の漁船の操業水域の隻数の変動ですよ。減っているのか、増えているのか、影響を受けているかどうか。

○能登拓水産課長 今、我々のほうでつかんでます沖縄側の隻数ですが、八重山北方三角水域では112隻、特別協力水域で169隻、その他の水域で20隻と。

○崎山嗣幸委員 元年、今、最新の情報ですか。決算の、元年の状況なのか。

○能登拓水産課長 ただいま報告した数字は平成29年の数字になっておりまして、30年の数字については、ただいま集計中という状況でございます。

○崎山嗣幸委員 それからですね、特に台湾ですよ。この水域を、操業を認めていながら、今は八重山の近海から沖ノ島周辺、つまり拡大をして、南側まで台湾は要求してきているということを聞いているんですが、あまりにもひどい、乱暴な、私は要求でないかと思うんですが、この関係法令適用除外水域以外も、八重山ですよ。それから、沖縄近海まで含めて拡大してくれと。そういうことを台湾側は言ってきていると。そして皆さんは要請の中で、先島諸島の南側及び沖ノ島周辺水域について、一切協議の対象としないということを政府に言っているんですが、政府はこれ、断固守らないとき。今の適用水域は尖閣周辺なのよ、これ。与那国、石垣、宮古、沖縄近海まで台湾側は操業させてくれと言っているんですよ。ここをですよ、認めると最悪ですよ、これ。そこは政府に皆さん要請をしている。政府は、これをどう言っているんですか。

○能登拓水産課長 今、委員から御指摘のとおり、台湾側は八重山の、さらに南の水域なども含めて取決めの対象水域としたいというような要求が出ているところでございます。これに対して沖縄の漁業関係者、漁業者の皆さん含めて、これは断固として認

めることはできないということで、国に対しては強く、ここを交渉の対象にそもそもするなということで要請を行っております。あわせてこの水域における漁業取締りをしっかり行っていただきたいということで、海上保安庁並びにそこを所管している国土交通大臣に対して外国漁船の取締りの徹底といったものを強くお願いしているところでございます。国土交通大臣からは、この取締りに対しては、しっかり対応するという御発言をいただいているところでございます。

○崎山嗣幸委員 どっちにしても、県がそういうふうに求めている以上、政府はしっかりと、拡大する交渉については、断固しないという言質を取ることをやらないと、結局、中国の公船とか台湾漁船には出られることを、ただ皆さん警戒船を出したり、取締りをやれということになって、認めておきながら、こういうこと自体起こしている政府に対して、ただ努力しますでは、私はいかん思うわけよね。そこはですよ、結局、台湾側は何でこんなやっているかとなると、先ほども言っているように、私ずっとこの問題取り上げているんですが、日中協定そのものが、これは尖閣周辺だけじゃないんですよ。沖縄近海、八重山近海、それから125度30分、久米島も全部、沖縄近海も入りますよ。そこ全てですよ、操業を中国に認めているんですよ。台湾はそうすると、何で中国は認めて我々はいれないんだということまで言っているわけよ、これを。ここは皆さん、私が言わなくても分かると思うんですよ。こういう火種をつくっている日本政府、こういうことを食い止めさせなさいよ。こういうことを食い止めない限り、台湾側が政府が言っているように、台湾には恩義があると。それで、こういうように日本の中間線まで譲って操業を認めていると。また台湾は、中国並みに求めてきていると。これは政治的な問題ですよ。漁連も漁業組合もそう言っていないですよ。巻き込むなと言っているんです、沖縄漁業の操業については。その辺は、県の見解はいかがですか。

○能登拓水産課長 日台漁業取決め、それから日中漁業協定含めて、非常に沖縄県の漁業者の権益を侵害している状況にあるということで、これまでも国に対して要請を重ねてきたところでございます。委員御指摘のとおり、特に中国側に対してですね、非常に広く操業を認めているような状況でございますので、引き続き強く、国に対しては撤廃など含めて求めていきたいと考えています。

○崎山嗣幸委員 部長、最後に。今の件、部長、決意を持って、ぜひそれ以上拡大させるなというルー

ル、交渉、断固頑張っていくことの決意を示してくださいませんか。

○長嶺豊農林水産部長 現在も、様々な機会を捉えて要請は行っておりますが、やはり基本、今の、いわゆる先ほど指摘があった八重山の南であったり、そういったところを含めても交渉の土台に乗せるなどか、そういう強い漁業者の意向を踏まえて、我々も水産庁には働きかけているところです。そういった部分については、あと、三角水域についても、ルールの中ではありますが、沖縄、日本側の漁民が操業できる部分の拡大も含めて要請を、あと協議もしているところですので、引き続き粘り強く、そこは国に対しても中国と粘り強く交渉を行っていくようにということは、要請のたびにやっておりますので、引き続きそこは強く求めていきたいと考えております。

○崎山嗣幸委員 方針は、ぜひ沖縄県、堅持して頑張ってもらいたいと。

最後に、出さなくてもいい漁業振興基金を100億円出しているよね。この実績と、今後どうするか答えてくれませんか。

○能登拓水産課長 日台漁業取決めの影響を受けている本県漁業者の経営安定を図る目的で、沖縄漁業振興基金が設置をされてございます。令和元年度の予算執行額は、合計で約21億265万円で、そのうち約20億円余りがですね、外国漁船操業等調査・監視事業の実績となっております。

○崎山嗣幸委員 この監視、漁船の事業については、我々は幾らの割合ですか、全体で占める割合は。

○能登拓水産課長 おおむね95%程度となっております。

○崎山嗣幸委員 この漁業基金は漁業者のために、経営安定のために出されたと思うが、台湾漁船の調査とか、そういうことで95%というのは、政府の取締船とか、どういうことをしているんですか。

○能登拓水産課長 この外国漁船操業等調査・監視事業ですけれど、当初は監視業務のみが認められていて、御指摘のような状況ございましたが、漁業者のほうからは、この調査・監視業務に伴って、操業を認めてほしいという要望が強く出されまして、国とも交渉した結果、現在は操業が認められている状況でございます。漁業者の中では、この事業を活用して、しっかり操業もやっていますし、あと、若手の漁業者の中では、新規魚種の開拓などを行いながら、この調査・監視業務をやることで、経営リスクを下げつつ活用するといった取組がされているところでございます。政府の取締りにつきましては、水

産庁、それから海上保安庁のほうで、基本的には行っていただいている。特にこの調査・監視業務を含めて外国漁船等の違法操業があった場合は、速やかに海上保安庁なりに通報いたしまして、取締りなどをやっていただいていると。連携をしっかりと取りながらやっているという状況でございます。

○西銘啓史郎委員長 玉城武光委員。

○玉城武光委員 177ページ、県産農林水産物輸出体制の構築事業について質問します。

何名かの委員からも質問がありましたけれど、私はですね、その中に新規市場調査というのがあって、バンコクにて市場調査を実施したということがあるんですが、その結果をお聞きしたい。

○久保田一史畜産課長 お答えいたします。

この県産農林水産物輸出体制構築事業のうち、バンコクの市場調査という部分ですけれども、これは畜産のほうで行っております。これにつきましては、レストラン等での県産畜産物の販促活動については、沖縄県畜産物輸出促進協議会の会員のほうで、令和元年度、香港、台湾、シンガポールで計49回実施されております。この販促活動、調査も含めての販促活動の内容としましては、小売店での精肉のカット指導とかであったり、イベントへの参加、レストランや卸し、元請業者との商談、プロモーション販売などが行われております。そして調査のほうでございますけれども、新規市場の調査ということで、輸入卸売商社のほうがタイ国のほうで観光複合施設を開業するというに伴って、県産食材の取扱いを予定していたということでございます。それによって、協議会の会員でタイ国のほうの輸出の可能性について、視察調査が行われたところでございます。具体的な中身なんですけれども、バンコク市内の日系量販店、あと生鮮卸売市場における生鮮畜産物—競争相手にはどういふところがあるかという部分と、あと加工品のディスプレイ方法、販売方法やパッキング方法、あと和牛肉の販売状況等について調査や、取引、輸入、卸売業者等への販促活動に関する聞き取りが行われております。これまでですね、タイ国への県産畜産物の輸出実績はありませんでしたが、昨年度は県産畜産物の輸出、まだスタートということで、僅かではありますけれども、41キロが輸出ということの実績で上がっております。今後、輸出品量の増加が期待されているところでございます。

○玉城武光委員 市場調査の結果、何品目かは輸出ができたということですが、今さっき、ちょっと聞き取りにくくて、何品目ですか。

○久保田一史畜産課長 先ほど41キロということで

すが、これについては和牛肉のほうの実績と上がっております。

○玉城武光委員 輸出の体制が強化されて、どんどん伸びてきているんですが、その課題の中にですね、生鮮豚肉が輸出できない状況になっていると。それで加工品、鶏卵、豚肉以外の畜産物を定番化させるための取組を推進する必要があるという課題になっているんですが、それ以外の畜産物といったらどういふ品目ですか。

○久保田一史畜産課長 それ以外の畜産物ということですが、基本的には畜産物の加工品、ソーセージだったり、あとは、実際の実績としては、例えば県産食肉を使ったタコスミート、タコスのレトルトとかですね、そういったものがそれ以外ということになっております。

○玉城武光委員 加工品ということですか。分かりました。

じゃあ次ですね、193ページ、新規就農者の育成・確保対策なんですが、目標を上回って育成・確保があるということなんですが、課題の中で、農地確保に向けた支援策を補完することが必要であるということで、この農地確保に向けた支援策というのはどういふ事業なんですか。

○喜屋武盛人営農支援課長 お答えいたします。

新規就農者の育成・確保の中の農地確保に向けた支援策の補完ということですが、新規就農者への農地確保対策については、農地中間管理機構事業による担い手への農地の集積と集約を行っているところでございます。ただ、やはり農地がどうしても就農する場合には必要ですので、市町村等ですね、事業実施主体となりまして、新規就農者にですね、農地の貸付けと併せて農業施設の貸与を行う、沖縄型レンタル農場設置事業というのをやっているところでございまして、この事業を活用して、就農機会の創出ですとか就農定着に向けて取り組んでいるところでございます。

以上です。

○玉城武光委員 この沖縄型レンタル事業というのは、中身はどんな内容になっているんですか。

○喜屋武盛人営農支援課長 お答えいたします。

沖縄型レンタル農場設置事業ですけれども、これは市町村が実施主体となりまして、先ほど申しました新規就農者に農地の貸付けと併せて農業施設の貸与を行うということで、設置に係る費用をですね、この事業で支援しているというところでございます。

○玉城武光委員 これは新しい事業なんですか。レンタル事業で。施設もセットして農家に貸し付け

るということなんです、これ現在、令和元年度、どこで実施されましたか。

○喜屋武盛人営農支援課長 お答えいたします。

設置場所につきましては、JAのほうで名護市のほう、それからうるま市のほうでこれまでに4か所設置しているところでございます。

○玉城武光委員 じゃあ次ですね、農業次世代人材投資事業なんです、その課題の中で、これまで継続、準備型の研修先の確保が必要だということがあるんですが、この準備型研修先の確保というのはどういう事業ですか。

○喜屋武盛人営農支援課長 お答えいたします。

農業次世代人材投資事業ですけれども、これは次世代の農業者となることを目指す者に対しまして、就農前の研修を後押しする資金を最大2年間給付する事業でございます。事業の対象となる研修先につきましては、令和元年度ですと沖縄県立農業大学校、それから宜野座村後継者育成センターなどの研修機関となっております。ただ、令和元年度は指導農業士などの先進農家がちょっと対象外になっていたということがありましたけれども、ただ、令和2年度におきましては指導農業士等の先進農家においても、研修のスケジュールですとか、カリキュラム等を整備した場合には研修機関となり得るということで、現在は指導農業士等もこの対象となっているところでございます。

○玉城武光委員 いわゆる政府のほうで、要するに、法律が改正されて、認定農家、指導農業士が新規就農者を受け入れて研修させていたのができなくなって、これが準備型の研修先の確保が必要だということ、令和2年度からは実施という方向でということ、理解していいですか。

○喜屋武盛人営農支援課長 令和2年度におきましては、先ほど答弁いたしました、指導農業士等、先進農家においても研修のスケジュールですとか、しっかりカリキュラムをつくって研修をできる環境を整えているということがあれば、研修機関ということで認められているということでございます。

○玉城武光委員 じゃあ、次ですね。194ページの未来のマリンパワー確保・育成一貫支援事業ですが、ここの説明に、新規就業者支援82名を実施したということですが、これは目標値としてはどうなんですか。

○能登拓水産課長 未来のマリンパワー確保・育成一貫支援事業におきまして、新規就業者の支援を行っているところでございますが、単年度の目標としては、1年度当たり40名を目標に実施をしているとこ

ろでございます。

○玉城武光委員 じゃあその課題の中にですね、漁家経営の安定化や就業の定着を実施するための手段を明確にする必要があるんですが、これをちょっと具体的に説明してくれませんか。

○能登拓水産課長 新規漁業就業者への就業支援に当たっては、就業の定着について、しっかり把握することが重要であると考えているところでございます。そのため、県では、事業を活用した新規就業者に追跡で聞き取り調査を実施しているところでございます。その結果、平成27年度から30年度までの4年間で支援を行いました新規就業者112人のうち111人が令和元年8月現在も漁業を継続しているということを確認したところでございます。

○玉城武光委員 今の話で継続している人の率は高いですね。1人しかリタイアしていないというね。

次ですね、その他の中にあるんですが、こういう新規就業者の確保が非常に重要になっていると。その課題としては、初期投資に係る資金の確保や漁業技術の習得などがあるというんですが、初期投資に係る資金の確保ということなんです、その資金という名称はどういうものか。

○能登拓水産課長 委員御指摘のとおり、新規就業に当たっては、初期投資に係る部分の負担というのが非常に課題になっているという状況でございます。そういうことがございますので、本事業では、新規就業者に対して漁具購入に係る費用の一部を支援するといったことを実施しまして、初期投資に係る資金の低減に努めているところでございます。そのほかに、沖縄県地域漁業担い手確保・育成支援協議会という、県も参画している協議会ございまして、そこが実施しております漁業人材育成総合支援事業による支援、それから沿岸漁業改善資金等の低利の制度資金といったものの活用を図っていただいているという状況でございます。

○玉城武光委員 今、資金のことで漁具の購入には使えると。だけど、漁船の購入には使えないんですよね。今度、私これを要望するんですが、そういう漁船の購入にもできるような資金をですね、ぜひつくっていただきたいということを要望いたします。

次ですね、213ページ、沖縄型農業共済制度推進事業の中のその効果ということで、営農資材購入補助金等の支援ということなんです、その営農資材購入補助金ということをですね、ちょっと説明お願いいたします。

○嘉陽稔糖業農産課長 お答えいたします。

沖縄型農業共済制度の中で、これは共済掛金が高

いということで、農家の負担軽減をしようということで、一括交付金で事業を設けているものです。具体的には、共済加入に対する営農資材等の購入経費の一部支援ということで、これにつきましては、例えばサトウキビ農家であれば肥料とか、そういった堆肥とか、そういったものが含まれます。あと、園芸施設共済加入者であればビニールとか、それが営農資材の補助ということでございます。

○玉城武光委員 今までの農業共済制度と違って、あえて沖縄型ということを入れた趣旨は何でしょう。

○嘉陽稔糖業農産課長 お答えいたします。

この農業共済制度というのは全国制度になってまして、その中でも沖縄のほうで施設園芸共済、特にですね、それが先ほども申しましたが、全国と比較しまして6.3倍ぐらいの掛金の差があるということで、加入率が低くなっているということでありまして、その差を埋めるために、加入者には営農資材とか、そういったものの一部補助と、この農業共済組合に対しまして、加入促進するための戸別訪問を行う推進員の支援とか、そういったことを行っておりまして、沖縄独自のということを一括交付金を使いましてやっていることから、沖縄型ということをつけています。

○玉城武光委員 次、217ページ、沖合操業の安全確保支援事業ということで、これは漁業用無線の購入の補助金だと思うんですが、要望者が多くなっているということなんですが、その説明をお願いします。

○能登拓水産課長 県では漁船の安全を確保することを目的としまして、一括交付金を活用しまして、沖合操業の安全確保支援事業を実施しております。本事業では、漁船への無線機の設置に対する補助を実施しているところでございまして、平成24年の開始から、その時点は前身事業になりますが、令和元年度までに延べ509台の無線機の設置を進めてきたところでございます。

○玉城武光委員 この無線の購入で要望者がどんどん増えてきていると。これ、事業が令和3年度、来年度までですよ。そこで、継続はするんですが、要望者が増えればもっと年度を延ばすということはどうですか。

○能登拓水産課長 本事業ですね、資料にございまして令和3年度までの期間ということで設定をしているところでございまして、ソデイカ漁など、沖合域で操業するに当たって、情報伝達の確保というものは安全操業を確保する上で非常に重要であるということ、それから漁業者の間でもこの無線機の

必要性、重要性というのが非常に周知をされてきたという状況でございます。そういう状況を踏まえまして、県としては、この事業の継続というのは非常に重要だというふうに考えているところでございます。令和4年度以降の財源の確保に向けては、一括交付金の動向など注視する中で、検討を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○玉城武光委員 沖縄の漁業者はですね、ソデイカ漁もどんどん遠くに行くような傾向があつて、さっき制限水域があつて、遠くに行くと。遠くに行ったら、やっぱり操業の安全とかするためには交信が、どうしても大型の無線が必要であつて、今後いろいろな面で要望が出てくると思いますが、ひとつその要望に応じていただけますよう、要望して終わります。

○西銘啓史郎委員長 翁長雄治委員。

○翁長雄治委員 お疲れさまでございます。

たくさん質問を準備したんですけど、大体皆さんに聞いていただいたので、少し、ちょっと通告になかった部分の質問になるかなとは思いますが、よろしくお願ひします。

一番最初に、主要施策のところの175ページの、やんばる型森林ツーリズム支援事業というところで、昨年度で事業のほうは今、一旦終わっているかと思うんですが、この事業についてももう少し詳しく、書かれている以上にですね、少し詳しく説明していただいていいですか。

○平田功森林管理課長 お答えします。

まず、森林ツーリズムについて説明します。

森林ツーリズムとは、山村地域固有の自然・文化・歴史等の資源を持続可能な形で活用することで山村地域の振興を目指す自然体験型の観光の考え方があります。具体的には、通常自然体験だけではなく、植樹の活動や森林整備等の林業体験、キノコの収穫体験、あとは森林・林業を学ぶ森林環境教育、森林の癒やし効果により健康増進を図る森林セラピー等が具体的な内容になっております。

この事業の内容ですが、まず、平成27年度から29年度にかけて、県の直轄事業でやんばる森林ツーリズム推進全体構想というのを、3村共通の構想を策定しております。その全体構想の中で、ガイド制度やフィールドの利用ルールを定め、それを運用するやんばる3村森林ツーリズム部会というのを立ち上げております。その後、平成30年度から令和元年度にかけて、本事業において、3村への補助金として3村に支援しまして、ガイド制度やフィールドの利用ルールを地域が適切に実行できるように支

援を行っております。具体的には、平成30年、31年度でまず、ガイド講習会の開催、テキストの作成、あと環境保全に関するモニタリング手法の検討、プロモーション活動の実施を行っております。フィールドにつきましては4つに区分しております、まず最初に、保護フィールド、まず、利用しないフィールドですね。あとは限定したフィールド、ある一定のガイドしか利用できないフィールド。あとは登録フィールド、地域外のガイドでも利用できるフィールド。あと、オープンフィールドは、ガイド等の特定の人がいなくてもフリーで行けるフィールド、この4つに分けております。そのガイド制度なんですけれど、ガイド制度は2つございまして、登録ガイドと認定ガイドというのがあります。登録ガイドというのは、3村共同で開催するガイド講習会の受講を要件としまして、地域外からのガイドの登録も可能であります、3村以外からでも。認定ガイドにつきましてはちょっと厳しく設定しております、ガイドの実績の経験のほか、居住とか勤務などの地域要件が加わりまして、地元のガイドのみが認定されるようになっております。このガイド制度の実施につきましては、今年度から制度の本格的な運用となっております。そのガイド登録の認定状況ですが、登録ガイドが15名、認定ガイドが20名登録されている状況です。

以上です。

○翁長雄治委員 本当にとってもいい事業だと思います。沖縄の観光が、これまでどうしても自然を消費する形であったりとか、そういったものが非常に懸念をしていたんですけれども、あとは、沖縄でなきゃいけない理由を、これから沖縄の観光はつくっていかなくちゃいけないと、僕は常々考えています。国内の観光客の皆さんを誘致するに当たって、きれいな海、空だけでどうこうなるものではないと思いますので、沖縄の文化に触れる、そして自然に触れる、それを体験して、体験もまた一般的な自然体験だけじゃなくて植樹とか、そういった、一緒に沖縄の自然をつくっていくというようなことを観光客と一緒にできるというのはとてもいい事業だなというふうに考えています。このフィールドとかについても、しっかり区分けをされていて、非常にいいなと思っています。この中でですね、1つは、今後この事業はどのように展開していくのかどうかというのを教えていただいてもよろしいですか。

○平田功森林管理課長 このツーリズム支援事業は、当初3年間、県が直轄で、委託事業でしまして、その後3年間、3村が自走できるように支援事業とし

て補助金を交付してまいりました。その事業は、昨年度で一応終了しております。今年度からは3村の協議会、事務局ございますので、3村それぞれで負担して、事務局を、自走している形の体制を取っております。県も、予算が終わったから終わりではなくて、引き続き3村と連携しながら支援を、あとプロモーション等、県はまた独自のプロモーションをやりながらですね、連携しながら支援していきたいと考えております。

○翁長雄治委員 県から出す予算の部分について、多分、補助金とかというのは、一定の役割をもう終えているのかなというふうに、今の説明で感じました。実際にこの事業をすることによって、3村における観光客の伸び率とかというのはどのようになっているのでしょうか。これを活用したという意味を特に踏まえて。

○平田功森林管理課長 このガイド制度を活用したのが今年度からでありまして、この辺、当初は新型コロナウイルスの影響でなかなか、やっぱり利用者が少ない状況でありました。ヤンバル、シーズンのにはこれから涼しくなる、これからがまた山への観光客というか、ツーリズム利用する客も増えると思いますので、今後期待しているところです。ツーリズムをやるに当たっては、やっぱりオーバーユースというのが一番危惧されますので、その辺をうまく調整しながら、我々、県のほうも支援していきたいと思っております。

○翁長雄治委員 すみません、ちょっと勘違いしました。これはあくまでも昨年度までの、これは準備の段階だったということの認識でよろしいんですね。なるほどですね。その準備の中で、もう自走してもやっていけるだろうということということですね。今回この新型コロナウイルスでちょっと出ばなをくじかれた部分もあるかとは思いますが、引き続きぜひ頑張ってください。ちなみに、これは県民も参加できる、県民も利用したりできるものなんですよ、もちろんね。

○平田功森林管理課長 はい、誰でも。それぞれ3村に観光協会がございまして、そこに申し込んでいただくなり、あとはガイド者のほうに直接申し込んだりすれば、誰でも利用できますので。

○翁長雄治委員 早速、僕も子供連れてやれるようにしたいなと思います。ありがとうございました。

次に移ります。178ページのおきなわ型農産物ブランディング推進事業と、先ほどちょっと仲村委員のところ、補足的なところの説明が出ていたかと思うんですけども、ちょっと詳しく、こちらのほう

をもう一度お願いいたします。

○伊田幸司流通・加工推進課長 船舶輸送につきまして、航空輸送と比較して輸送コストの低減にはつながるものの、コンテナによる大量輸送や輸送日数が必要となり、異なる品目の混載等による出荷物の一定量の確保、あるいは鮮度保持が課題となっているところです。このため、県では平成29年度からおきなわ型農産物ブランディング推進事業を実施し、航空輸送が主流となっている青果物について、実証的に船舶輸送を実施し、関東まで3日から4日輸送日数がかかるものの、低温コンテナ輸送により一部の品目を除き鮮度におおむね問題がないことや量販店で品質を落とすことなく取り扱えることが確認できております。実証結果については出荷団体等へ情報共有しており、今年度は出荷団体独自でピーマンやトマトなどの品質に問題がなかった品目について、船舶輸送の自走化が始まっているところです。県としては、引き続き関係機関と連携し、船舶輸送の利用促進による農産物の輸送コスト低減に引き続き取り組んでまいります。

○翁長雄治委員 ありがとうございます。

具体的にどの作物はできて、どの作物は難しかったかというのを出せますかね。今、ピーマン、トマトしか出てきていないものですから。

○伊田幸司流通・加工推進課長 一応、今回の実証実験ではですね、ピーマン、トマト、ゴーヤー、セルリーを実験しております。セルリーについて、ちょっと若干鮮度に問題があったということ聞いております。

○翁長雄治委員 すみません、すごい初歩的なところで失礼なんですけど、セルリーはセロリのことでいいですか。正式名称みたいなものなんですね。向こうで沖縄の農産物をしっかり食べてもらうというのは、沖縄に来たときの一つの魅力になるのかなとは思っています。僕も市場の育ちなので、そういった沖縄県産の作物、野菜とかそういったものをいつも買って、ほかの都道府県のもの、物として負けるものは何一つないと僕は思っているんですけども、なかなか沖縄でそういうふうには実際農業が、ちょっと産業構造的に少ないというような部分はあるかと思っておりますけれども、実際あって、お米にしても何にしても、実はそんなにレベルが低くなくて、おいしいんだよということをもっと発揮していただきたい。さっきの森林ツーリズムのときもそうでしたけれど、沖縄の今後の新しい観光みたいなもの考えたときに、こういった食べ物というのは物すごく大きいと思うんですね。沖縄がこれまで、今はちよっ

と健康長寿県として少し、特に男性の部分では下方気味にありますけれども、もともと沖縄が自分たちでつくったものを自分たちで食べて、それで健康をつないできたというのはすごく大きいと思いますので、そういったものを今後、全国に向けて食べてもらおう。そして沖縄に来て沖縄のものをしっかり食べてもらおう、何ならそこで注文して帰ってもらおうと。たしか今、「まいにちに。おきなわ」というサイトの中で、沖縄のものを内地からも取り寄せられるような仕組みづくりを県が一生懸命つくって運用しているかと思うんですけども、そういった中に、沖縄の取り寄せるものはお菓子だけじゃないよとか、黒糖だけじゃないよと、こういったものもあるよというのをしっかりやっていくためには、沖縄の野菜のブランディングをしっかりとやる必要があるのかなと思います。今、話の中では、航空輸送から船舶輸送に変えて、その金額を抑えるんだと、価格競争のところだったんですけども、ほかの部分の、シークワサーとかそういったところのものも詳しく教えていただければよろしいでしょうか。あと、プロモーション活動とかですね、こういったことをプロモーションしているのかというのを。

○伊田幸司流通・加工推進課長 シークワサーについては、シークワサーの日ですか、9月22日を中心に販売促進を行っているところですが、今回のおきなわ型農産物ブランディング推進事業で、このシークワサーの機能性表示申請に向けた取組ということで、人を介入した試験を実施したところ、中性脂肪低減の効果を確認しております。平成29年から令和元年までの事業で、この事業で得られた知見を基に先進事例としてJA沖縄が機能性表示食品の届出を行ったところです。現在、消費者庁に受理されており、中性脂肪低減効果に関する機能性表示が可能となっております。関連商品の販売に向けた準備を行っているものというふうには考えております。プロモーションにつきましてですが、異分野と連携した農林水産物のプロモーションということで、今回の事業を利用しまして、首都圏等の外食、県外外食産業におきまして県産食材を活用したメニューフェアを開催しております。また、国内観光客、インバウンドに向けた農林水産物のPRイベントを那覇市ぶんかテンプス館前広場で開催し、認知度向上などを実施しているというところでございます。

○翁長雄治委員 分かりました。

これから、昨年度で一旦この事業が終わって、これから自走で、全てにおいて自走でやっていくという考え方なんですか。例えばシークワサーも、後

は生産者とか加工業者に任せてやっていくとか、プロモーションについて県はどういうふうにタッチしていくのかというのはどのようになっているのでしょうか。このコロナの問題があって、なかなかそういうところのものも難しいのかなとは思いますが、すけれども、ちょっと教えてください。

○伊田幸司流通・加工推進課長 今回の事業は昨年度で終了しておりますが、私どもは引き続き沖縄県産農林水産物販売促進事業というのがございまして、そういった取組の中で、今、ゴーヤーの日、あるいはマンゴーの日、モズクの日、シークワサーの日ですね、そういった日に合わせて、販売促進活動を実施していきたいというふうに考えております。

○翁長雄治委員 ありがとうございます。

沖縄だとマンゴーだったりとかスイカだったり、パイナップルとかもあるんですけども、ブランディングというところで少し教えてもらいたいですけれども、本土に売り出すときに糖度の表示というのはすごく大きいのかなと思うんですけども、そのあたりの整備ってどのようになっているのでしょうか。

○玉城聡園芸振興課長 ただいまの果実の糖度ですね、今、各種事業ございまして、特定地域という事業で選果場等々の整備をしております。その中でラインをつくって、非破壊の糖度計等々の導入もしながら、糖度によってランク分けした出荷とかも、事例としてはございます。マンゴーとかでは事例がある。あと、パインのほうでも今、非破壊の糖度計等々が導入されている事例もございます。

○翁長雄治委員 この前、テレビ番組で沖縄県のスイカ農園が取り上げられていたんですね。たまたま同級生の農園だったので見ていたんですけども、その中で、食べてみたらすごくおいしいと。全国と違って、沖縄は実は冬のほうがスイカがおいしいと。僕もこの同級生に聞いて初めて知ったんですけども、寒暖の差がないとスイカがなかなか甘みが出ないということで、沖縄は実は冬のほうがスイカおいしいんだよとか、そういった夏のイメージが強いスイカだったりしますけれども、そういった、ほかのフルーツも含めてですね、そういった沖縄ならではの気候の在り方の中でできる農産物とかも、いろいろとブランディングのやり方を考えながら全国に発信していくと。沖縄以外で熊本ぐらいしか、例えばスイカ、冬はやっていないとか、そういった話がありますので、ぜひいろいろと幅広く見ていただきたいというふうに思います。ありがとうございます。

最後に、179ページの6次産業化の推進というのがあるんですけども、これも、先ほどからやはり農家の皆さんの収入を上げていくという意味ではとても大きな意味があるかと思っておりますので、こちらも詳しく、先に説明していただければ幸いです。

○伊田幸司流通・加工推進課長 6次産業化の推進でございますが、農山漁村に存在する地域資源を活用した6次産業化の取組については、農林漁業者の所得の向上や農山漁村の活性化を図る上で重要であるというふうに考えております。そのため、県では6次産業化支援事業や6次産業化人材育成活性化事業等により、農林漁業者等の6次産業化の取組を支援しております。元年度の成果としては、沖縄県6次産業化サポートセンターの専門家派遣による個別支援、あるいは加工施設等の整備に対する支援や商品改良、販路開拓等に対する支援、補助等を行っております。県内の6次産業化関連事業者の年間販売額でございますが、国の調査によると、本事業開始前の平成24年度の168億8600万円から平成30年度には259億5800万円に増加しております。県としましては、年間販売額は増えてはおりますが、農家の皆さん、経営が脆弱であることなどから、今後とも6次産業事業者の経営改善支援等を主眼にサポートに取り組むこととしております。

○翁長雄治委員 この6年くらいで1.5倍ぐらいまで伸びているというところで、これから沖縄の1次産業を担う方々の収入をしっかりと確保していく、そういった中でやりがいだったりとか、また、仕事としてしっかりと続けていくと、新しい担い手の部分ですね、やっぱり技術だけじゃなくて、どういうふうにやったら農業でちゃんと飯が食えるんだよと、生活ができるんだよというところをやっぱりつくっていく、夢のある職業に僕はやっぱりしていただきたいんですね、農業とかについてはですね。ぜひ、個別研修とかが8事業者にとかですね、そんなにまだ多くない、数がちょっと多くないのかなという気はします、僕の今の感覚から。たくさんいる農家の皆さんの中で、単年度ごとで見たらもうちょっといるよとなるのかもしれないですけども、トータルで見たらですね、事業全体で見たら。これが今後6次産業を沖縄から、農業に対して新しい、つくっていくというのは続けていただきたいので、もう少しこの幅を広げていただければなというふうに思います。

以上で大丈夫です。

○西銘啓史郎委員長 赤嶺昇委員。

○赤嶺昇委員 主要施策の成果の資料の176ページからちょっと聞きたいんですけど、まず、この事業

の概要を教えてください。

○能登拓水産課長 水産新市場整備事業についてお答えいたします。

本事業は、漁港施設用地が狭隘な泊漁港から市場の移転・統合に伴い水産物取扱量の増大に対応するため、高度衛生管理型荷さばき施設等を糸満漁港に整備する事業でございます。

○赤嶺昇委員 これ、執行率が28.6というのなぜですか。

○能登拓水産課長 本事業ですね、令和元年度につきましては、この荷さばき施設の実施設設計に取り組んだところでございます。当初計画では、年度内に実施設計終了する予定で進めてきたところでございますが、建築確認の申請等で手続に不測の時間を要してしまいまして、年度内の終了が困難になったということで、令和2年度に繰り越して実施をしたところでございます。これに伴いまして、1863万9000円を翌年度、令和2年度に繰り越しをしたということで、執行率のほうは低くなっているという状況でございます。

○赤嶺昇委員 今、皆さんが言っている加工冷凍・冷蔵施設が脆弱ということなんですけれども、沖縄県の状況ってどのようになっていますか。どういう状況ですか、こういった施設が他府県に比べて。

○能登拓水産課長 県内ですね、各漁港に荷さばき施設や加工処理施設等を整備しているところでございますが、いわゆる高度衛生管理型の荷さばき施設といったものは、まだ県内に整備をされてございませんので、今回、糸満漁港に衛生基準の高い施設を整備していきたいということでございます。

○赤嶺昇委員 これはじゃあ完成は、3年度で完成するということですかね。

○能登拓水産課長 令和3年度までですね、施設整備を行いまして、令和4年度の市場の開設を目標に取り組んでいるところでございます。

○赤嶺昇委員 次、179ページですね。

県内の6次産業化の取組状況を教えてください。

○伊田幸司流通・加工推進課長 先ほども少しお答えいたしました。県では6次産業化支援事業や6次産業化人材育成活性化事業等に取り組み、農林漁業者の6次産業化の取組を支援しているところでございます。県内の6次産業関連事業者の年間販売額というと、国の調査によると本事業開始前の平成24年度の168億8600万円から、平成30年度は259億5800万円に増加しているという状況でございます。

○赤嶺昇委員 目標額というのありますか。

○伊田幸司流通・加工推進課長 沖縄21世紀ビジョ

ン基本計画におきまして、6次産業化の成果目標を設定しております。ただいまの6次産業化関連事業者の年間販売額でございますが、目標値248億円に対して平成30年度実績で259億5800万円ということで、目標は達成した状況にあるということです。あと、6次産業化関連事業者の従業者数でございますが、目標値6900人に対して、平成30年度実績で5200人ということで、これについてはもう少し、まだちょっと目標値に足りていないという状況でございます。

○赤嶺昇委員 分かりました。

あと、186ページ、地産地消の件なんですけれども、ホテルや給食の利用状況の調査ということなんですけれども、調査結果はどのようになっていますか。

○伊田幸司流通・加工推進課長 学校給食による、あるいはホテルによる県産食材の利用状況調査でございますが、調査結果といたしましては、学校給食につきましては、重量ベースで平成30年度全利用率29.3%でございます。ホテルにつきましては、重量ベースで平成30年度32.7%ということになっております。

○赤嶺昇委員 調査は調査で分かりましたが、皆さんこれは目標ありますか。

○伊田幸司流通・加工推進課長 目標値につきましては、学校給食につきましては、2023年度で34.0%を目標としております。また、ホテルにつきましては、2023年度で36%を目標としております。

○赤嶺昇委員 部長、これ目標をさらに上げていくという考えはありませんか。

○長嶺豊農林水産部長 まず、県内の農林水産物を地場で、学校給食、それからホテルに供給していくという、推進をしていく重要な施策であります。やはり年間通して供給するというのが一番課題といえますか、やはり農林水産物というのは季節ものがありますので、そういった部分では、年間、周年通して全ての品目を供給できるという状況にはまだないということで現在の目標値となっております。やはり今後は施設化なり、それから高度な栽培技術等を導入していくとですね、一定程度のシェアを高めていくことは必要だと考えておりますので、引き続き生産現場の環境整備だとか、あと、地域ごとにそれぞれ特産物があると思いますので、そういった地域ごとの学校給食への影響も進めていくことで、今後また目標値を高めていくことができるのではないかなと思っております。現状では、現在の目標値に沿って、進行していきたいと考えております。

○赤嶺昇委員 年間供給できない要因をもう一回説明してもらっていいですか。

○長嶺豊農林水産部長 例えば夏場であると、どうしても台風等影響があります。あと、高温という影響もありまして、学校の、あるいはホテルのニーズに対応できない部分もあります。それから、学校給食については、やっぱりメニュー上、例えばジャガイモであったり、大根であったり、あとニンジン、タマネギであったり、そういったメニューとのマッチングも必要になってきますので、そういった部分では、やはり全ての品目をというよりは、地域でできる部分はしっかり対応できるような体制を取っていくことが必要ではないかなと思っています。

○赤嶺昇委員 近年の小中学校ですと、県産品を使っている市町村別の割合というのが多分出ていると思うんですけど、どこが一番よく使われていて、どこが一番低くて、何%になっていますか。

○伊田幸司流通・加工推進課長 ちょっと市町村別というのは、今、手元にないんですが、地区別で見ますと、学校給食についてですが、北部が39.5%、中部が31.6%、南部が25.8%、宮古が15.5%、八重山が16.5%ということになっております。

○赤嶺昇委員 ちょっとばらつきもあるので、この給食とかはですね、特になるべく地元の食材をですね、年間通して対応できるように目標値等、ぜひとも目標を上げてほしいなと思っています。要望です。

190ページですけど、豚熱の件なんですけれども、結果的にこの豚熱による経済損失というのは、どのように皆さん出していますか。

○久保田一史畜産課長 経済損失ということで、なかなか全体で幾らというのは、いろんな豚熱、処分を受けた農家さんがいらっしゃいます。搬出制限、いろんな制限を受けた農家さんがいらっしゃいます。影響を受けました関連業者さん等もおりますけれども、なかなかこれくらいの被害額ですというのは、ちょっと現段階では出せない状況になっております。ただ、影響は大きかったということはありません。

○赤嶺昇委員 これは今調査している、するんですか。出す予定なんですか。

○久保田一史畜産課長 どこまでを見て豚熱の影響だという部分が、なかなか判断が出しづらい部分があるかと思しますので、ちょっと今の段階で出すという予定はありません。

○赤嶺昇委員 これ生産している皆さん、いろんな結果、その調査もしていないんですか。どのような損失が出ているということも。

○久保田一史畜産課長 損失については、もちろん先ほどからあります処分を受けた農家さんの移動制限、搬出制限を受けられた農家さんについては、今、

算定もしながら、国に要求している状況があります。それと、一部食肉センターですね、影響を受けたということで、協力をして影響を受けたということで、その辺は来ておりますんで、このあたりはしっかり勘定しながら対応していきたいと考えております。

○赤嶺昇委員 ぜひ、それ調査してですね、どのような影響が出たのかということと、あと、これが何度かちょっと拡大したんですけれど、県の対策としては、どのように皆さんは評価していますか。

○久保田一史畜産課長 今回の豚熱の発生に関しましては、7例10農場ということで発生しております。ただ、これに関しましては、狭い範囲で何とか封じ込められたというのは、いろんな関係者の皆様の御協力の中、農家さんの努力によって封じ込めが何とか済んだと考えております。ただ、今検証委員会というものを立ち上げまして、入ってきた原因等も考慮しながら、あと、万が一、今後入ってきたときの、狭い範囲で抑えるとかそういった検討会議のほうを開いています。その辺の検討結果を踏まえながら、防疫体制の強化には今後、努めていきたいと考えております。

○赤嶺昇委員 分かりました。

191ページなんですけれども、この執行率が低いんですけれども、その要因を教えてくださいいいですか。

○久保田一史畜産課長 この事業については、八重山の乳業施設の整備となっております。八重山の乳業施設のほうが老朽化しているということがあって、地域のほうに安全・安心の乳業を提供するということが事業のほうを進めております。ただ、昨年度、当初早めにスタートということを目論んでいたんですけども、敷地のほう、これは石垣市有地を予定しております。ただ、途中で石垣市のほうを場所をちょっと別の市有地のほうに変えたということがありまして、その予定地の変更があったことから、調整に遅れが生じたということでございます。

○赤嶺昇委員 こういった項目はもう一応、終了しますけれども、部長に聞きたいんですけども、これ去年の決算ということなんですけれども、今年はコロナに関していろんな影響等が出ているんですけども、次年度の予算というのはどのように組む予定、どのような考えを持っていますか。

○長嶺豊農林水産部長 まず、次年度の予算についても、今現在、検討は進めている時期であります。基本的には、一括交付金事業が最終年ということで、まず、そういった事業をしっかりと取り組むための予算を確保していくということです。それから、先ほ

ど委員からも指摘がありました豚熱等、家畜伝染病等の対策等ですね、そういった課題もまさに生じたので、そういった部分の強化であったり、あと、流通対策関係も含めて、現在9年間になりますか、9年間を通してさらに強化しないといけない部分をるる勘案しながら、そこにこの1年の予算を振り向けて調整していきたいと考えております。

○赤嶺昇委員 今、コロナの関連で、今年、今まさに実施している事業等でいろいろ影響が出ていると思います。その影響が出ている中ですね、次年度、要するに世界的なコロナ禍にある中において、今までどおり、従来どおりの予算ってなかなかそういうふうにはいかないという分野も多々あるかと思えますけれども、その点についてはどのように考えていますか。

○長嶺豊農林水産部長 今回のコロナ禍を受けてですね、やはり影響のあった部分は、流通、物流の関係も影響がありました。そういった部分についてもですね、いわゆる想定した形での予算組みができないかどうかも、今、るる検討をしております。あと、消費の形態といいますか、コロナを受けて家庭食とか、そういったものもウエートが高まっているということで、そういった部分への農林水産物の対応として、どういったことができるのか。それから海外もコロナを受けて、海外展開についても変わってきていますので、そういった部分も含めて、総合的に検討して予算組みの調整をしていきたいと考えております。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

午後3時24分休憩

午後3時28分再開

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

大城憲幸委員。

○大城憲幸委員 まずは、中央卸売市場の特別会計からお願いします。特会の13ページですね。

2月の議会で、前委員会のメンバーですけれども、市場の活性化の条例の議論をする中で、やっぱりこの市場使用料、特別会計ですから、やっぱり使用料をどう充実させて一般会計からの繰入れを減らすかというの大きな課題なんですけれどもね。そういう議論をした意味では、ずっと部長とも、本会議でも議論しましたけれども、やっぱりあれだけの施設が2階を中心に非常に遊休化していると、空き施設が多いと、この活用を進めてくれということをしてしまったけれども、その後なかなか進んでいない感じがするんですけれども、その辺の取組状況について、まず説明願います。

○宮里太中央卸売市場長 市場施設の有効活用について、中央棟1階の関連売場に今年4月から2か所の空き施設が発生しておりますが、その解消に向けて今月にも関連事業者の告知・募集を行い、年内には入居事業者を決定する予定となっております。その準備をしているところです。中央棟2階にも空き施設がございますが、その解消については、1階の空き施設解消後に取り組み予定としております。入居を希望する事業者から、その活用方法などについて情報収集を始めているところです。なお、2階空き施設解消の課題としては、施設の構造計算等の確認、用途変更が生じる場合は国との調整、または協議、市場内業者の合意形成や施設使用に当たっての取決めなどの策定が必要と考えており、市場関係者との意見交換を行いながら、空き施設解消に取り組んでいるところです。

以上です。

○大城憲幸委員 2月議会で議論して、その後、10年間同じような議論をしているから、しっかり部長も含めて取り組んでくださいと、こういう議論していたら前に進まないよという話をしたはずなんですよ。半年たって、今の答弁は前と変わらないんですけれども、課題が多いのはもう分かっているけれども、今のままじゃいけないよということを再三申し上げたつもりなんですけれどもね。その辺についてもうちょっと具体的に、これが問題で進まない、これをクリアしないとイケない、そういうような答弁なのか。

○宮里太中央卸売市場長 3月に市場内施設の利用に関する意見交換を、売買参加者と意見交換した後、管理事務所において、売買参加者組合役員、専務及び入居を希望する売買参加者1名から、具体的な要望を今現在、確認しているところです。管理事務所からも、市場空き施設解消への取組スケジュールや、入居に当たっての課題について説明を行ったところです。今後も売買参加者のみならず、卸売、仲卸、関連事業者とも意見交換を重ねながら課題解決に向け、他市場の事例も参考に取組を進めてまいりたいと考えているところです。

○大城憲幸委員 場長、もう2回同じ答弁を繰り返していますから、部長、ずっとお話ししているじゃないですか。部長も場にいたと思う、市場にいたからいろんな事情は分かると思います。課題があるのも分かると思いますけれども、ただ、今のままじゃあいけませんよと、それで3月に部長が行って、意見交換して半年たって、また今の答弁ですから。これは今で具体的に答えなくてもいいけれども、やは

り前に進めると、そういう前提でやってください。今の答弁はどうも、できないという答弁にしか聞こえないんですよ。お願いします。

○長嶺豊農林水産部長 まず、売買参加者、3月に意見交換をいたしました。そのとき私からはですね、やはり具体的な要望、例えば一売買参加者の1社でやるのか、あるいは組合として取り組むのか、そういうのも含めて、ぜひ要望を出していただきたいということをお願いしました。先ほど場長からもありましたように、その後の意見交換の中では、まず、売買参加者の組合が2階のほうを借り上げて、いろいろ活用したいという状況も伺っております。そういった中で、課題というのはやはり、そもそも作業場とか、そういうところでの建物にはなっていないので、そういった、いわゆるどんな形で利用していくかという課題もあります。私としてはやはり、国との調整もありますが、それを具体的に国にも相談しながら、進めていくスタンスで臨んでいく必要があるかなとは思っております。そういう形で、管理事務所とも少し意見交換をして、具体的な進め方ができるように調整していきたいと考えています。

○大城憲幸委員 ぜひ、具体的に見えてこないから我々も前に進めないし、取り組みようがないものですから、もうちょっと具体的に前に進めるように、大変だと思いますけれども、お願いします。

もう一点は、条例改正しました。この中で、今までできなかった卸の第三者販売、そして仲卸の直接荷引き、これが大きな争点になって、活性化のために流通多様化しているから認めるんだということで、条例で認めました。その状況はどうですか。

○宮里太中央卸売市場長 お答えします。

条例改正により、直荷引き、第三者販売、商物分離取引について事前の申請手続は不要となり、事後に実績報告を行うこととなりました。直荷引きについては仲卸19者、内訳として青果14者、花卉5者のうち、青果5者、花卉4者から実績報告の提出がありました。未提出の仲卸業者については、実績報告の作成の記入において、記入内容が詳細が書きづらいなどの意見のある仲卸業者もおり、現在各仲卸業者にヒアリングを行いながら指導を行っているところです。第三者販売については、卸業者、青果1者、花卉1者で第三者販売の実績報告がありました。商物分離取引については現在のところ、卸売業者3者とも実施されていない状況となっております。

以上です。

○大城憲幸委員 1点、やっぱりこの直荷引き、この部分がなかなかやっぱり、場に対して仲卸からの

きちんとした報告が上がっていないんじゃないかというように聞こえます。その辺は様々な経過がありますから、あまり細かいことは申し上げませんが、私は、これは場長含め管理事務所の、もっとリーダーシップを発揮してほしい。買参の役割、仲卸の役割、卸の役割、その辺の明確化も含めて、そして当然、権利を付せば義務もついてくるわけですから、そこはしっかりと信頼関係できるように、これは報告するという前提で今回条例化したわけですから、それは何がきちんと報告出てこないのか、そこはしっかりとコントロールできるように取組をしていただきたい。これは指摘でいいですので、何か答弁あればお願いします。

○宮里太中央卸売市場長 大城委員から言われたとおり、権利と義務きちんとやっていただきたいということで話し合っています。仲卸組合としては、条例上、直荷引きの売上手数料を支払うことについては理解していただいています。しかし、場内でも様々な取引が、直荷引きがあるということで、どこまで直荷引きとして実績報告をしたらいいのかと、各業者さんいろんなルートで売買取引していますので、今、各業者さんのヒアリングをしながら、その辺を整理していきながら、調整に向けて取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○大城憲幸委員 歴史もあるし、様々な立場の違いもあるし、大変だと思いますけれども、よろしくお願いします。

次に進みます。次は、成果表からお願いします。成果表の199ページ、畜産担い手育成総合整備事業、これで担い手をつくってきたし、今回も質疑もありましたけれども、久米島での実績ってどれくらいになっていますか。お願いします。

○久保田一史畜産課長 畜産担い手育成総合整備事業の久米島での実績でございます。この事業については、畜産経営の規模拡大とか、体制づくりを推進するために草地整備、牛舎、堆肥舎等を整備する事業でございますが、久米島町におきましては、平成26年度から本年度まで、久米島第3地区として同事業を実施しております。内容といたしましては、受益者13名の事業参加者によりまして、草地整備改良が4.18ヘクタール、草地造成改良のほうが9.89ヘクタール、家畜保護施設のほうが3406平米ということを実施しております。全体事業費としましては、約8億3671万円となっております。参考ですが、計画上、頭数のほうを現在、事業前374頭を682頭まで増やしていこうという計画になっております。全

体事業費のほうが約8億3671万円となっております。

○大城憲幸委員 議論したいのは、種と血統が違います、DNAの不一致の議論をしたいんですよ。事業全体もそうですけれども、我々はたくさんの事業で後継者を育て、畜産を育ててきた。それは今言った感じでも、久米島の26年からの数年で8億円も9億円もかけて育成をしてきて、今それが産地として非常に厳しい状況に陥っている。DNAの不一致の問題はどこまで調査が進んで、どれぐらいの頭数の不一致が出ているんですか。お願いします。

○久保田一史畜産課長 今のところ、8月14日時点ですけれども、567頭、これは和牛会で今、調べている分、競り市場で出てくる牛等567頭を現在調べております。そのうち、検査済みのほうが550頭で、不一致につきましては56頭、現在のところ出ているということでございます。それに伴いまして、この久米島町における事案については、実態解明に取り組みました、当該授精師ですね。これは家畜改良増殖法に基づき、先日、家畜人工授精師の行政処分、免許の取消し等を行っております。また、検査のほうも現在、引き続き実施しているところでございます。

○大城憲幸委員 この56頭、今、不一致が出ているということですが、これは当然、不一致だから責任が出てくる、賠償請求がされる、その賠償も様々あると思いますけれども、具体的にどういう状況になって、今、誰の責任になっているんですか。お願いします。

○久保田一史畜産課長 賠償につきましては、一部購買者のほうから農家のほうに返されて、問題を起こした人工授精師のほうに不一致牛が返還されているという状況になっております。また、今いろんな調査も含めて、賠償の支払いについてはですね、今現在一つ一つ原因を確認しながら必要だと考えておりまして、それが人工授精師に起因するものか、もしくは農家に起因するものかという部分がありますので、一つずつ確認しながら、その責任の所在を明らかにしているところでございます。

○大城憲幸委員 今560頭調べて56頭出てきた。もう少し検査結果が出ますけれども、今はもう久米島の農家さんというのは、いつ自分のところに何百万円の請求が来るのかというのを、本当にかわいそうなくらい心配しながらやっているんです。農家に言わせれば、自分は毎日朝から晩まで牛の世話して、頑張っ手塩にかけて育てた牛を競りに出して、県外に行った。ところが、ある日こういう話になってしまって、本当に困惑している農家も多い。そして、先ほどあったこういう事業で多くの補助金を活用し

て、これからの久米島の和牛を支えるという若い皆さんの中にも、2頭も3頭も不一致が出てしまって、本当に破産するんじゃないかというような相談もあります。そういう意味では、先ほどあったように、人工授精師の管理監督するのは県ですから、今、当該人工授精師に関しては処分をしたということですから、この補償の問題、あるいは購買者とJAに任せる、購買者と生産者の間でやり取りさせるんでなくて、私は県なり、ある程度の組織で基準を設けて、こういう場合はこういうような補償にしましょうねと。その部分については、県も何とか手伝ってあげましょうねと。あるいは、今、牛が久米島まで返されているような事例があるけれども、そんなの本当は向こうで肉として処分をして、差額を補償しましょうねと、それは農家と購買者ではできないから、やっぱりそういう部分は県がしっかりと責任を持つと言え、購買者も、また産地としての責任も守れると思うんですけれども、その辺の取組状況をお願いします。

○久保田一史畜産課長 お答えいたします。

補償の部分ということで、今回の事件を起こした原因の解明、判明しているということで、直接的な、なかなか公的な負担というのは厳しい部分があるかと思っておりますけれども、農家支援に関しましては、もちろんこれは賠償請求の支払い等、なかなか経営が厳しい部分が出てくるかと思っております。つきましては、生産者、もちろん生産者や関係団体からの情報も確認しながら、努めながら、必要な対応はどういった対応ができるかというのは、県のほうでも検討してまいりたいと思っております。

○大城憲幸委員 答弁を踏まえて、部長、関係者そろって、協議会もつくって議論しているというのは分かります。頑張っているのも分かります。ただ、やっぱり遅いと思う、私が見ている。本当に農家が日々心配して、夜も眠れないという相談もありますよ。そういうような中で、前に陳情も、部長も一緒に話したじゃないですか。そういう中で、やっぱりもう遅いですが、これからでも早急に、私はさっき言った基準をつくって、やはり県が前に出ることによって購買者も、一JAと一農家とやるよりは、やはり信頼はぐっと上がりますから、何がしかの基準をつくってやらないといけないと思っております。その辺についてお願いします。

○長嶺豊農林水産部長 今回の事案についてはですね、久米島のみならず全県の肉用牛、特に子牛の信頼を損ねているという状況で、これまで当該人工授精師については行政処分を行ったところですが

も、やはり大きいのは購買者、あるいは消費者の信頼回復がとても大きいと思っております。特にまた、生産者も自らやったことではない部分の中で生じておりますので、そういった部分も重々、生産者からお話を聞いて実感をしているところでもあります。県では、適正化会議を設置して、再発防止等についても、マニュアル等をまとめてきたところでもありますけれども、やはりこういった農家の経営上の課題についてはですね、直接的な賠償といえますか、そういう部分には、なかなか原因者がはっきりしている中では対応が厳しいと思っておりますが、我々としては畜産振興、それから肉用牛振興の観点から、どんな形で影響を受けた方を支援できるかというのは、引き続き検討をしていきたいと考えています。今これをこうしますというのはなかなか言いづらいんですが、やはりそれは必要があるものとして、検討していきたいと考えております。

○大城憲幸委員 分かります。県がやるということは、みんなの税金を使わせてもらうという話ですから、それは前例もないし、こんなこと今まで経験したことありませんから、難しいのは分かります。ただ、現実の声として、農家からも、県のやっぱり支えが見えない。購買者からも産地として、沖縄県産和牛として信頼してやってきたけれども、こういうことがあったときに、県の顔が見えないという声が聞こえるわけですから。そこは支援の仕方、責任の持ち方は難しいでしょうけれども、やっぱりもっと前に出る必要があると思っておりますので、取組よろしくをお願いします。

○長嶺豊農林水産部長 信頼回復を含めて、主要な購買者ともお会いして、意見等も聞いて、あと、今般、再発防止についてもまとめましたので、それについてもしっかり説明をしながら、信頼回復に努めていきたいと思っております。あわせて、農家への影響についても話を確認しながら、どのような対応ができるかを引き続き検討していきたいと考えております。

○大城憲幸委員 よろしくをお願いします。

サトウキビに移ります。成果表の215ページかな、今、通知しました。この製糖工場の、分蜜糖工場の老朽化問題についてはこれまでも議論してきましたけれども、この事業の中でも、今回は4工場、7億円ぐらい施設整備していますけれども、今この分蜜糖工場の老朽化の危機的状況、その辺の優先順位みたいなものというのは、皆さんの中ではあるんですか。お願いします。

○嘉陽稔糖業農産課長 お答えいたします。

多くの県内分蜜糖製糖工場は、既存施設のほとん

どが建設から50年以上経過しており、そのうち4工場が建て替えの意向があると聞いております。しかし、工場建て替えにつきましても建設費用が多額になることや、事業実施主体の費用負担、立地条件等、工場によって様々な課題があるということも認識しております。このため県では、ゆがふ製糖、石垣島製糖、北大東製糖の3工場について、沖縄県分蜜糖製糖工場安定操業対策検討会議を設置し、工場建て替えに向けた具体的な方策を議論するとともに、事業化についても検討していくこととなっております。

一方、製糖工場の建て替えに当たっては、それぞれの原料収集区域におけるサトウキビ原料の確保も重要な課題であることから、県としましては、関係機関と連携し、生産振興を含めた安定操業の確保対策について検討してまいります。

○大城憲幸委員 本会議でも議論して、取り組んでいますという答弁はいただいていますけれども、私、まずは土地確保しないといけないと思っていて、本会議場でも議論しましたけれどもね。商工が持っている物流集積地域、そこを何とか確保するためには、やはり従来の発想ではなくて、バガスの食品への利用とか、黒糖をここに持ってきて加工をして出すとか、本会議場でも言った、エネルギーと連携するとか、そういうようなものを、もっともっと積極的に皆さんが進める必要があると思うんです。政治家が提案するのは簡単なんですけれども、今求められているのは、この物流拠点集積地域を、今もう商工のほうは具体的に公募もかけているわけですから、私ちょっと、時間との勝負ということで少し焦っているんですけども、その辺、皆さんがしっかりほかの産業、製造業との連携を早めに出して、あの土地を確保するという部分について取組状況、あるいは方針、考えをお願いします。

○嘉陽稔糖業農産課長 お答えいたします。

ゆがふ製糖さんが今申し込まれているうるま沖繩地区の土地についてですが、そこにつきましても、ほかの企業も公募で応募しているということでもあります。そこにつきましても、商工労働部のほうとしては適正、公平に審査を行うということと、あと、立地企業選考委員会があるということですので、その中で議論されていくのかというふうに考えております。

○大城憲幸委員 時間がありませんから、最後に部長、お願いします。製糖工場について、本会議でも議論しましたけれども、やっぱり今、担当部の強い思いが、私は必要だと思います。通常のメニューを活用するのもいいし、それも活用しないといけませ

ん。民間の金だけでできるわけがない。ただ、さっきもあったように、石垣も含めて、数百億円規模の費用が必要なわけですから、やはり様々なチャンネルを使って整備する必要がある。そのスタートはこの土地を何とか確保するということだと思いますので、取組をよろしくお願いしたいんですが、最後をお願いします。

○長嶺豊農林水産部長 まず、県内の老朽化した分蜜糖工場ですね、ゆがふも含めて、石垣島製糖、それから北大東製糖のほうからも意向がございますが、特に原料収穫域が広い本島全域をカバーしているゆがふ製糖については、ボイラー施設そのものが中核となる装置になりますけれども、それが老朽化しているということで、我々としても、今回、検討会議を立ち上げたのも、一つ具体的に、これまでなかなか関係市町村も含めて、そういう問題の共有をなかなか図れなかったということで、今回は関係市町村も含めた検討会を立ち上げたのも、やはり早急に具体的な対策案を示すために立ち上げたものです。ですので、我々としては、用地の問題についても、やはりゆがふ製糖が申請している部分についても、立地上、好条件かなとは認識をしておりますので、引き続きここは少しスピードアップしながら議論を進めて、具体的な事業についても、これは県の幹部も含めて、しっかり共有して進めていきたいと考えております。

○西銘啓史郎委員長 以上で、農林水産部及び労働委員会事務局関係決算に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

次回は、明 10月16日 金曜日、午前10時から委員会を開きます。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 西 銘 啓史郎

令和2年第6回
沖縄県議会（定例会）
閉会中継続審査

文教厚生委員会記録（第1号）

開会の日時、場所

年月日 令和2年10月15日（木曜日）
開会 午前10時4分
散会 午後5時27分
場所 第7委員会室

県立学校教育課長 玉城 学君
県立学校教育課
特別支援教育室長 大城 政之君
義務教育課長 目取真 康司君
保健体育課長 太田 守克君
生涯学習振興課長 下地 康斗君
文化財課長 諸見 友重君

本日の委員会に付した事件

- 令和2年 令和元年度沖縄県一般会計決算
第6回議会 の認定について（子ども生活福
認定第1号 祉部及び教育委員会所管分）
- 令和2年 令和元年度沖縄県母子父子寡婦
第6回議会 福祉資金特別会計決算の認定に
認定第6号 ついて

出席委員

委員長 末松 文信君
副委員長 石原 朝子さん
委員 小渡 良太郎君 新垣 淑豊君
仲里 全孝君 照屋 大河君
比嘉 京子さん 瀬長 美佐雄君
玉城 ノブ子さん 喜友名 智子さん

欠席委員

上原 章君

※ 決算議案の審査等に関する基本的事項
4（6）に基づき、監査委員である上原章
君は調査に加わらない。

説明のため出席した者の職、氏名

子ども生活福祉部長 名渡山 晶 子さん
福祉政策課長 久貝 仁君
保護・援護課長 大城 清剛君
青少年・子ども家庭課長 真鳥 裕茂君
子ども未来政策課長 島津 典子さん
子育て支援課長 前川 早由利さん
障害福祉課長 宮里 健君
女性力・平和推進課長 榊原 千夏さん
教 育 長 金城 弘昌君
教育支援課長 横田 昭彦君
施設課長 平田 厚雄君
学校人事課長 屋宜 宣秀君

○末松文信委員長 ただいまから文教厚生委員会を
開会いたします。

本委員会所管事務調査事件「本委員会の所管事務
に係る決算事項の調査について」に係る令和2年第
6回議会認定第1号及び同認定第6号の決算2件の
調査を一括して議題といたします。

本日の説明員として、子ども生活福祉部長及び教
育長の出席を求めています。

まず初めに、子ども生活福祉部長から子ども生活
福祉部関係決算の概要説明を求めます。

名渡山晶子子ども生活福祉部長。

○名渡山晶子子ども生活福祉部長 子ども生活福祉
部の令和元年度一般会計及び特別会計の決算概要に
ついて御説明いたします。

ただいまお手元のタブレットへ通知いたしました
子ども生活福祉部歳入歳出決算説明資料をタップし
て御覧ください。

それでは、画面に表示されております表紙、目次
をスクロールしていただき、1ページを表示くださ
い。

歳入決算について御説明いたします。

令和元年度の子ども生活福祉部の歳入決算は、一
般会計と特別会計を合わせますと、予算現額の計（A
欄）ですが、195億1846万7400円に対し、調定額（B
欄）は191億2229万6565円、そのうち収入済額（C欄）
は186億8795万7118円、不納欠損額（D欄）は3658万
8399円、収入未済額（E欄）は3億9775万1048円、
収入比率は97.7%となっており、前年度の収入比率
97.5%に比較して0.2ポイント増加しております。

次に、歳出決算について御説明いたします。

2ページを表示ください。

子ども生活福祉部の歳出決算は、一般会計と特別
会計を合わせますと、予算現額の計（A欄）ですが、

873億5472万2960円に対し、支出済額（B欄）は844億374万309円、翌年度繰越額（C欄）は7億5209万480円、不用額は21億9889万2171円、執行率は96.6%となっており、前年度の執行率96.1%に比較して0.5ポイント増加しております。

次に、一般会計の歳入決算について御説明いたします。

3ページを表示ください。

子ども生活福祉部の一般会計の歳入は、(款)で申し上げますと、3ページの上から4行目の(款)分担金及び負担金から、5ページの下から5行目(款)県債までの7つの款から成っております。

それでは3ページにお戻りください。

子ども生活福祉部の一般会計の歳入決算は、予算現額の計（A欄）ですが、192億6821万3400円に対し、調定額（B欄）は187億823万6080円、そのうち収入済額（C欄）は183億7637万7699円、不納欠損額（D欄）は3438万2028円、収入未済額（E欄）は2億9747万6353円、収入比率は98.2%となっております。

収入未済額（E欄）のうち、主なものを御説明いたします。

同じく3ページの上から4行目の(款)分担金及び負担金の収入未済額（E欄）4268万6103円は、主に児童福祉施設負担金に係るもので、施設入所児童の扶養義務者等の生活困窮や転居先不明などにより、徴収が困難となっております。

5ページを表示ください。

上から5行目の(款)諸収入の収入未済額（E欄）2億5231万2612円は、主に生活保護費返還金に係るもので、債務者の生活困窮等により徴収が困難となっております。

次に、一般会計の歳出決算について御説明いたします。

6ページを表示ください。

子ども生活福祉部の一般会計の歳出は、款で申し上げますと、(款)総務費及び(款)民生費、7ページの(款)商工費の3つの款から成っております。

6ページにお戻りください

一番上の子ども生活福祉部計ですが、予算現額の計（A欄）ですが、871億446万8960円に対し支出済額（B欄）は842億4351万2980円、翌年度繰越額（C欄）は7億5209万480円、不用額は21億886万5500円、執行率は96.7%となっております。

C欄の翌年度繰越額は、障害児者福祉施設等整備事業費や放課後児童クラブ支援事業など9事業に係る繰越額であります。

繰り越した主な理由は、施設整備における建築確

認等、関係機関との調整に時間を要したことなどによるものです。

次に、一番右端、不用額について御説明いたします。

まず、上から4行目(款)総務費の不用額3756万9923円は、主に性暴力被害者ワンストップ支援センター運営事業における支援員の講習会に係る経費が当初見込みより下回ったことなどによるものでございます。

次に、(款)民生費の不用額20億6547万8077円について、その主なものを御説明いたします。

(項)社会福祉費の不用額6億3615万6476円は、(目)障害者自立支援諸費の更生医療事業費における、更生医療支払件数が当初見込みよりも下回ったことなどによるものであります。

7ページを表示ください。

上から1行目、(項)児童福祉費の不用額13億5217万9247円は、(目)児童福祉総務費の待機児童解消支援基金事業における、市町村の給付費支給実績が当初見込みより下回ったことなどによるものです。

下から4行目、(款)商工費の不用額581万7500円は、(目)計量検定費の計量検定取締費における、ガソリンの執行残や基準分銅の縮減などによるものでございます。

8ページを表示ください。

次に、母子父子寡婦福祉資金特別会計について御説明いたします。

本特別会計においては、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子家庭等の経済的自立と生活意欲の向上を図るため、修学資金等全12種類の貸付けを無利子または低利で貸し付けております。

子ども生活福祉部の特別会計の歳入決算は、予算現額の計（A欄）ですが、2億5025万4000円に対し、調定額（B欄）は4億1406万485円、そのうち収入済額（C欄）は3億1157万9419円、不納欠損額（D欄）は220万6371円、収入未済額（E欄）は1億27万4695円、収入比率は75.2%となっております。

収入未済額の1億27万4695円は、主に借受人の多くが生活困窮等の経済的事情により償還計画どおりに元金及び利子の償還ができないことによるものです。

9ページを表示ください。

子ども生活福祉部の特別会計の歳出決算は、予算現額の計（A欄）2億5025万4000円に対し支出済額（B欄）は1億6022万7329円、不用額は9002万6671円、執行率は64.0%となっております。

不用額については、見込みよりも貸付実績が下回っ

たことによるものであります。

以上で、子ども生活福祉部の令和元年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算概要の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○末松文信委員長 ありがとうございます。

子ども生活福祉部長の説明は終わりました。

次に、教育長から教育委員会関係決算の概要説明を求めます。

金城弘昌教育長。

○金城弘昌教育長 皆さんおはようございます。

それでは、教育委員会所管の令和元年度歳入歳出決算について、その概要を御説明申し上げます。

ただいまお手元のタブレットへ通知いたしました令和元年度歳入歳出決算説明資料をタップしていただき御覧ください。

それでは、画面をスクロールしていただき、1ページをお願いいたします。

初めに、歳入決算状況について御説明申し上げます。

令和元年度の一般会計歳入決算は、予算現額の計510億3740万1000円に対し、調定額は440億1570万1075円、収入済額は439億9361万3972円、不納欠損額は0円、収入未済額は2208万7103円となっております。

調定額に対する収入済額の割合である収入比率は99.9%となっております。

以下、款別に、収入済額、収入未済額の主なものについて御説明申し上げます。

(款) 使用料及び手数料の収入済額は49億5129万6965円で、その主なものは全日制高等学校授業料であります。

2ページをお願いいたします。

(款) 国庫支出金の収入済額は351億3325万3185円で、その主なものは義務教育給与費、公立高等学校就学支援金、沖縄振興公共投資交付金及び沖縄振興特別推進交付金であります。

(款) 財産収入の収入済額は2億620万5405円で、その主なものは実習生産物売払代、土地貸付料であります。

3ページをお願いいたします。

(款) 諸収入の収入済額は12億2605万8417円で、その主なものは過年度収入、文化財調査受託金であります。

収入未済額2208万7103円は、談合認定に係る違約金及び延納利息であります。

4ページをお願いいたします。

(款) 県債の収入済額は24億7680万円で、その主

なものは県立学校の施設整備に係るものであります。

以上が、歳入決算状況であります。

続きまして、歳出決算状況について御説明申し上げます。

5ページをお願いいたします。

教育委員会の合計は、(款)教育費と(款)災害復旧費の合計となります。

それでは、(款)教育費から御説明を申し上げます。

(款)教育費の決算は、予算現額の計1744億6451万3185円に対し、支出済額は1643億4393万3035円、翌年度繰越額は60億4668万6031円、不用額は40億7389万4119円となっております。

予算現額に対する支出済額の割合である執行率は94.2%であります。

次に、翌年度繰越額の主なものについて項別に御説明させていただきます。

(項)教育総務費の翌年度繰越額15億1893万2000円の主なものは、(目)教育振興費の公立学校改築に係る市町村補助事業によるもので、市町村において入札不調により不測の日数を要したことなどから、やむを得ず繰り越したものであります

6ページをお願いいたします。

(項)高等学校費の翌年度繰越額33億6586万2755円の主なものは、(目)学校建設費の施設整備において、関係機関との調整に時間を要したことなどにより、やむを得ず繰り越したものであります。

7ページをお願いいたします。

(項)特別支援学校費の翌年度繰越額11億1614万3276円の主なものは、施設整備費において、学校建設予定地の不発弾有無の確認に日時を要したことにより、やむを得ず繰り越したものであります。

(項)社会教育費の翌年度繰越額4574万8000円の主なものは、(目)青少年教育施設費の青少年教育施設営繕事業において、建設予定地の敷地形状から設計方針策定に不測の日数を要したことにより、やむを得ず繰り越したものであります。

次に、不用額の主なものについて、項別に御説明いたします。

2ページ前の5ページにお戻りください。

(項)教育総務費の不用額7億1900万3960円の主なものは、(目)教職員人事費の複式学級教育環境改善事業の執行残によるものや、(目)教育振興費の高等学校奨学のための給付金事業において、給付金の支給対象者が見込みより少なくなったことによるものであります。

(項)小学校費の不用額6億1987万6086円の主なものは、教職員給与費の執行残であります。

6 ページをお願いいたします。

(項) 中学校費の不用額 4 億 6273 万 396 円の主なものは、同じく教職員給与費の執行残であります。

(項) 高等学校費の不用額 14 億 9943 万 5718 円の主なものは、(目) 高等学校総務費の教職員給与費の執行残及び(目) 学校建設費の学校施設整備補助事業費の執行残によるものであります。

7 ページをお願いいたします。

(項) 特別支援学校費の不用額 4 億 9682 万 5319 円の主なものは、教職員給与費の執行残及び施設整備における執行残によるものであります。

(項) 社会教育費の不用額 1 億 2562 万 1445 円の主なものは、(目) 文化財保護費の文化庁国庫補助事業費や、(目) 図書館費の図書館管理費における新館管理費の執行残によるものであります。

(項) 保健体育費の不用額 1 億 5040 万 1195 円の主なものは、全国高校総体開催事業における県負担金の執行残によるものであります。

以上が、(款) 教育費の決算状況であります。

次に、(款) 災害復旧費について御説明申し上げます。

(款) 災害復旧費の決算は、予算現額の計 1 億 1498 万 3640 円に対し、支出済額は 2830 万 460 円、翌年度繰越額は 8475 万 1000 円、不用額は 193 万 2180 円、翌年度繰越額は、昨年 6 月に発生した豪雨により崩落した浦添工業高等学校ののり面に係る復旧工事の設計調整に時間を要したことにより、やむを得ず繰り越したものであります。

また、不用額は、幸いにも当初の想定より市町村における学校施設の災害が少なかったことによるものであります。

以上が、教育委員会所管の令和元年度歳入歳出決算の概要でございます。

御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○末松文信委員長 ありがとうございます。

教育長の説明は終わりました。

これより質疑を行いますけれども、本日の質疑につきましては、決算議案の審査等に関する基本的事項(常任委員会に対する調査依頼について)に従って行うことといたします。

決算特別委員長から調査を依頼された事項は、沖縄県議会委員会条例第 2 条に規定する所管事務に関する決算事項でありますので、十分御留意をお願いいたします。

要調査事項を提起する委員は、質疑の際にその旨を発言するものとし、明 10 月 16 日、当委員会の質疑終了後に改めて、要調査事項とする理由の説明を

求めることにいたします。

その後、決算特別委員会における調査の必要性についての意見交換や要調査事項及び特記事項の整理を行った上で、決算特別委員会に報告することにいたします。

また、質疑に際しましては、あらかじめ引用する決算資料の名称、ページ及び事業名等を告げた上で、当該ページをタブレットの通知機能により委員自ら通知し、質疑を行うようお願いいたします。

さらに、答弁に当たっては、総括的、政策的な質疑に対しては部局長が行い、それ以外はできるだけ担当課長等の補助答弁者が行うことにしたいと思っておりますので、委員及び執行部の皆さんの御協力をよろしくをお願いいたします。

なお、課長等補助答弁者が答弁を行う際は、あらかじめ職、氏名を教えてください。

それでは、質疑に移る前に、照屋大河委員から質疑時間の半分、5 分を比嘉委員に譲渡したいとの申出がありましたので御報告いたします。

なお、質疑の持ち時間を譲渡した委員は、譲渡を受けた委員の質疑中は在席する必要がありますので、御承知おき願いたいと思います。

小渡良太郎委員。

○小渡良太郎委員 おはようございます。

本日トップバッターということで、初めてなものですから、いろいろと拙い部分もあると思うんですが、よろしくお願ひします。

まず最初に、主要施策の成果に関する報告書 100 ページ、101 ページ、102 ページ。

保育所等の整備①、②、③に関して一括して少し確認をさせていただきたいのですが、まず、この事業の効果・課題、また、今後の展望を併せて、②についてはちょっと執行率が低い部分もありますので、それも併せて教えていただきたいと思います。

○前川早由利子育て支援課長 待機児童の解消に取り組んできた結果、児童の申込み児童者数が平成 27 年度 4 万 5991 人から令和 2 年までの 5 年間で 1 万 6222 人増加しておりますが、保育所等の整備が進んだことにより、待機児童数は 5 年連続で減少しております。

沖縄県の待機児童率は、平成 27 年度 5.63% から令和 2 年度 2.19% と、5 年間で 3.44% 減少しているところでございます。

以上です。

○末松文信委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から質疑とかみ合っていないので質疑の意味を的確にとらえ答弁す

るよう指摘があった。)

○末松文信委員長 再開いたします。

前川早由利子育て支援課長。

○前川早由利子育て支援課長 執行率が低い理由としまして、児童福祉総務費の中で不用額が9億241万8000円出ているところです。

○末松文信委員長 休憩いたします。

(休憩中に、質疑内容の確認が行われた。)

○末松文信委員長 再開いたします。

前川早由利子育て支援課長。

○前川早由利子育て支援課長 101ページの保育所整備の2番です。こちらは認定こども園整備事業となっておりますが、不用額が4561万1000円出ております。

この理由としましては、糸満市の保育園におきまして整備予定の法人において、受注した設計者、工事事業者との紛争が生じ契約解除等が行われたため、後任の受注者の選定等の引継ぎに不測の時間を要したため、年度内完成ができず、執行残が出ているところです。

○小渡良太郎委員 この待機児童の解消は、先ほど待機児童率が低減したという話もありました。基本的に、これは日本全国的な、大きな重要な社会課題ということを認識しているんですが、基本的に市町村が保育行政というのは担うものだと考えています。その中で県が担うべき役割というのは何なのかと、県がどう考えているかですね、教えてください。

○名渡山晶子子ども生活福祉部長 保育の実施主体は市町村でというふうに児童福祉法で定められているわけですが、県におきましては、各市町村の子ども・子育て支援事業計画を取りまとめました黄金っ子応援プランというのを策定しております。市町村の計画がスムーズに実施されますように様々な支援を実施しているところです。

また、広域的、専門的な調整を要する事項等につきましては、県内の待機児童を有する市町村等を集めて待機児童対策協議会などを開催しております。その中で、例えば待機児童解消に向けた好事例の共有ですとか、あるいは今後の課題に関しての市町村での意見交換等を行うことにより、その取組を後方支援といいますか、後押ししているところでございます。

○小渡良太郎委員 今の答弁だと、市町村の支援とフォローアップが県の役割だということが理解できました。ただ、私個人的に、県民の保育ニーズ等々をいろいろ確認をして、それを精査すると、ニーズというのが必ずしも市町村の境界内だけで収まっていないということが、結構多く、そういう声が聞か

れます。

県が担うべき役割として、もう一步進んで主体的な取組として、市町村間における保育格差の是正とか、または市町村の保育行政だけではカバーできないニーズの受皿を県がつくっていくということも、一つ重要になってくるんじゃないかというふうに考えるんですが、待機児童解消を達成するために県民の働き方とか生活圏とか、または日常の移動範囲とかを勘案して、広域的に保育体制をつくっていくところを確立させることがすごく重要なことだと考えるんですけども、それに対する取組もやられているという話を聞きましたので、教えていただきたいと思います。

○前川早由利子育て支援課長 県におきましては、市町村の区域を越えた広域的な調整や市町村の取組をより効果的なものにするために、平成30年度より沖縄県待機児童対策協議会を開催しております。同協議会において、保育士等の子供の優先広域入所を全県的に実施すること等について相互に意見交換をしているところでございます。

○小渡良太郎委員 ぜひ広域的な受入れという部分についても、例えば沖縄市に住んでいて那覇で働いていると、那覇で預けられたら、いざというときにすぐ迎えに行けるとか、仕事を休まずに短時間抜けてという対応も可能になってくる。でも、もし、住んでいる場所しか預けられないという形になるとですね、戻って、もう業務はストップ、休まないといけないということにもつながると思います。取組をやっているというのは確認できましたので、ぜひ今後、そういった部分も取り組んでいただきたいと要望して、次に行きます。

教育委員会について、就職活動キックオフ事業413ページ、これもまず事業の効果と課題について教えていただきたいと思います。

○玉城学県立学校教育課長 お答えいたします。

就職活動キックオフ推進事業は、高校生の就職内定率の向上並びに早期離職率の改善を図るため、県立高校43校、50名の就職支援員の配置や就職希望生徒対象の宿泊研修等を実施しております。

令和2年3月卒の就職内定率は、厚生労働省調べでは過去最高の98.0%で、同事業がスタートした平成26年度88.4%と比較して9.6ポイント上昇しており、また、早期離職に関しても改善が図られているところであります。

引き続き、同事業を継承し、生徒の就職活動を支援していきたいと考えております。

○小渡良太郎委員 この早期離職率に関してですね、

私自身、自動車学校におりまして、直接高校3年生とか卒業生と、子供たちといろいろ話をする、聞き取りをする機会が多くございます。

この進路等についても、よく相談に乗ったりということもあるんですが、離職する子供たちの—これは肌感覚で申し訳ないですけれども、県外に就職をした子供たちの割合がすごく高いというのを感じています。

この県立高校の求人の中で、県外就職の、県外の求人というのがどれぐらいあるのか、また、県内と県外の求人離職率にどれぐらいの差があるのか、もし分かるのであれば教えていただきたいと思います。

○玉城学県立学校教育課長 県外の求人倍率は手元にありませんけれども、県内については、過去3年間ですね、3月末の求人倍率が1.61、1.65、1.84と、少しずつ改善されている状況がございます。

離職率に関しては、直近の値として、平成28年3月卒業の県内就職者の3年以内の離職率は、沖縄労働局によると50.4%となっており、この値は県内を対象としており、県外就職者の離職率については公表されていないのが現状であります、やはりこの50.4%は全国と比較しても高い状況がございます。

ちなみに、県外については39.2%ということになっておりまして、依然、県内の子供たちの離職率についても我々は課題として認識しているところでございます。

○小渡良太郎委員 この離職率が高いということについては、高校を卒業して就職をするという子供たちに対してだけじゃないんですけれども、全体に対して、やっぱり働くということがどうということなのかということ、限られた時間ではあると思うんですけれども、その中で、通常の5教科だけじゃなくてですね、そういう部分もしっかりと伝えていくということが重要だというふうに考えております。

また、先ほど申し上げました、県外に就職した子供たちの離職率が高いと感じられる部分については、今、沖縄県もですね、コロナでちょっと状況が変わっているかもしれないですけれども、人手が不足しているという声がすごくあちこちで聞かれました。

その一方で高校生の話を聞いたら、僕らは県外に就職するという声がすごく多い。何でと聞くと、学校の先生に勧められたからというのが非常に多いというふうなのを感じています。ここいいよとかいうふうに言われたので、じゃあやってみようかなと。

ただ、県内の人手が不足しているのですね、高校が県外で頑張れという形で、どんどん人材を県外

に流出しているという形になってしまうと、ミスマッチが—日本全国で県外に就職を推進しているところられる県はどこにもありません。できるだけ地元で就職をしてほしいという形で、どの都道府県も努力をしている中で県外が多いと—データはないのでちょっと詳しくは言えないんですけれども、感じられるということが、一つちょっと問題なのかなというふうに考えております。

ですので、その部分をですね、ぜひしっかりと精査をしていただいて、状況をまず把握をして、できれば県内就職を優先していくというところで取組をしていただきたいなと指摘をします。

次に、進学カグレードアップ推進事業、433ページ。

これもまずは、いろいろ事業の内容をですね、手元の実績の分でも確認はできるんですけれども、この事業の実績と効果について教えてください。

○玉城学県立学校教育課長 お答えいたします。

進学カグレードアップ推進事業については、県内高等学校生徒の県外国立大学等への進学者を増加させ、大学進学率の向上を目的に平成26年度から実施しております。

令和元年度は、高校生331名を関東、関西地区等の県外国立大学等へ派遣し、大学の講義体験や学生との合同学習会等を実施しております。また、教員220名に教科指導力や進路指導力のスキルアップのための研修を実施しております。

成果としましては、県外国立大学合格者数は、平成26年度では、県立高校と私立高校を合わせて463名でしたけれども、令和元年度では558名と増加しております。

また、参加した生徒のアンケートからは、実際に志望大学を訪問することで、大学、学生の雰囲気を感じられ、県外大学に進学したい気持ちが強くなり、今後の学校生活に生かしていきたい等の感想が寄せられております。

以上でございます。

○小渡良太郎委員 433ページの事業の実績の部分で、派遣生徒数331名、その一番下のところ、参加教員数207名という形になっています。330名の生徒に対して207名という割合が、ちょっと疑問があるものですから、そこについても詳しく教えてください。

○玉城学県立学校教育課長 207名に関してですが、教員対象の研修会に参加した先生の数でございます、引率とは別という理解をお願いしたいと思えます。

○小渡良太郎委員 生徒を派遣するのが331名で、そ

れとは別に教員のものもあるよということで理解していいのか。

○玉城学県立学校教育課長 そのとおりです。

○小渡良太郎委員 この事業についてですが、どれだけの効果を上げているかというのを考えるに当たって、県外難関国公立大学等への合格者の増加という部分が434ページの3の(1)の④に上げられています。これについても、もしデータがあれば教えてください。内容ですね。

○玉城学県立学校教育課長 難関大学の合格者数の実績につきましては、平成29年度45名、平成30年度59名、令和元年度81名となっており、増加傾向にあると理解しております。

○小渡良太郎委員 次に一また後で進学力グレードアップに触れるのですが、学力向上学校支援事業及び教員指導力向上事業、436ページ、437ページに関してなんですけれども、就活キックオフのときにも少しお話ししたように、高校3年生とかから聞き取りをする機会というのには私は恵まれているのですが、多くの子供たちから、学校のカリキュラムの中で教科書が終わらないという話を耳にします。

学校で習っていないのが受験で出てくるから、学校で習っていないのを勉強しないといけないとかいう声を多く耳にするんですけれども、今の県立高校の学習の進み具合等も含めてですね、実態を少しお聞かせいただきたいなと思います。

○玉城学県立学校教育課長 お答えいたします。

各高校においては学習指導要領に基づいて教育活動が行われております。各学校の特色に応じた教育課程を編成して、教科、科目ごとに年間指導計画を立てて、授業時数の確保並びに科目の履修修得に努めているところでございます。

今、御指摘の教科書の取扱いについては、基礎・基本の内容や発展的な内容を、それぞれの学校の生徒の実態に応じて教科書内容を精選して活用する場合もございます。

例えば国語の現代文という科目の中で小説という単元とかでは、教科書に複数の小説教材が掲載されておりまして、その生徒の実態に応じて、その中から適切な教材を1つ選ぶとかそういうふうな方法で教科書を取り扱っております。

各学校においては、学習指導要領に示されている各教科、科目の目標を達成するよう、しっかり教育課程は履修させるようにしているところでございます。

○小渡良太郎委員 1つ例を挙げたいんですが、国語だと今の話でいいんですけれども、例えば日本史

とか歴史の授業だとですね、江戸時代までしか終わらなかったとか、教科書は明治、大正、昭和、平成までであると思うんですけれども、そこまでしか行っていない、でも、センター試験でも大学受験でも、近現代も出てくると、習っていないのが出てくるというのはそういうところにあると思うんですが、そこら辺の実態を把握しているかどうか教えてください。

○玉城学県立学校教育課長 ただいまの御指摘でありますけれども、教科書、いわゆる単元については全て履修するようにしているというふうな認識でございます。ただ、特に重点的にスピードアップするのでなく、その部分だけ重点的にやらないといけないという部分については、放課後の補習講座等で丁寧に対応しているというふうに認識しております。

○小渡良太郎委員 この教科書の内容をきちんと、学校の先生方は終えているという認識かもしれませんが、子供たちは習っていないという認識が、要はここにミスマッチがあるというのが、こういった声がよく聞かれる原因になっているのかなというふうに考えます。

教科書の内容をきちんと終わらせていないという、要は届いていないということはですね、大学進学等において他府県の子供たちよりも大きなハンデを背負ってそういった場に臨ませているということにもつながると思います。だから学力向上とか教員指導力の向上という部分、授業に関連してこれを質疑しているんですけれども、もっと実態をちゃんと、先生方の聞き取りだけでなく、子供たちのアンケートも含めてですね、ぜひ実態をしっかりまずは把握をしていただくと。その上で、この教科書にのっとった部分については、しっかりと説明ができるような状況を教育委員会の中でつくっていただきたいと。

以前、履修をしている、していないで、いろいろ問題になったというのが数年前にありました。この内容を終えていないという部分も、やはりそういったところに該当しかねないものだと思いますので、いろいろ現場の先生方、業務も大変だとは思いますが、本来やるべき仕事の重要な一つとしては、ちゃんと子供たちに教科書の内容を理解させて教えていくということだと思います。ほかの県に比べて、沖縄の子供たちに学力の差が生じると、マイナスの部分で特に生じるということがないように、ぜひこの事業をですね、しっかりと活用してやっていただきたいと要望して終わります。

○末松文信委員長 小渡委員の質疑は終わりました。

次に、新垣淑豊委員。

○**新垣淑豊委員** おはようございます。よろしくお願ひします。

それでは、母子父子寡婦貸付事業特別会計ですね、こちらでお伺いをさせていただきますけれども、令和元年度は、利用者についてどのような状況になっているのか教えてください。

○**真鳥裕茂青少年・子ども家庭課長** お答えいたします。

母子福祉資金の貸付けの実績状況ですけれども、貸付件数268件、貸付金額につきましては約1億5800万円となっております、対前年度比では貸付件数が55件、17%の減、貸付金額は3700万円、19.3%の減となっております。

貸付件数、それから金額ともに減少している主な要因といたしましては、給付型奨学金や授業料等の減免のある高等教育の就学支援制度が令和2年度から開始されておりまして、貸付事業の約9割を占める子供たちの修学資金、それから修学支度資金の利用が減少したことによるものというふうに考えております。

以上です。

○**新垣淑豊委員** この資金は、ほかにどのような用途のものがありますか。

○**真鳥裕茂青少年・子ども家庭課長** この貸付金につきましては12種類のものでございますけれども、例えば技能習得を目的とした資金でございましたり、あと生活貸付けの生活資金、それから結婚資金とか、あと住宅の転居をするために必要な貸付けを行う貸付金とか、そういった形で12種類の貸付金が用意されております。

○**新垣淑豊委員** その中に事業性資金があると思うんですけれども、事業性資金はどの程度貸付けされているのか、件数を教えてください。件数と金額。

○**真鳥裕茂青少年・子ども家庭課長** 基本的に、事業開始資金につきましては、独り親の一事業を開始する場合に必要な設備だとか機械等の購入資金に充てることができるんですけれども、これに関しましては、令和元年度の貸付け実績は0件でございます。

○**新垣淑豊委員** 理由は何か分かりますか。

○**真鳥裕茂青少年・子ども家庭課長** 実際、平成27年からの実績が手元にあるんですけれども、紹介させていただきますと、平成27年度が3件、551万8000円、それから平成30年度が1件、100万円という形になっていまして、毎年ある制度ではないんですが、ここ5年に関しましては4件程度発生していると。

ただ、これに代わるものとしてしまして、沖縄公

庫さんのほうでも貸付けの制度等もあるので、そういったものも利用されている可能性はあるというふうには思っております。

○**新垣淑豊委員** 多分ほかの融資制度もあるとは思いますが、これですね、非常にこの事業性資金に関しては条件が厳しいんですよ。夜の商売ができないとかですね、飲食店に関してだと、居抜きのもの、これは3年以上前のものとかですね、これはあくまでも那覇市のほうで頂いたやつなんですけど、ちょっと県で調べられなかったもので、データでちょっと見えなかったんですけど。こういったものがあるので、この基準についてですね、どのように今後、見直しとかを考えているのか教えてくださいなと思います。

○**真鳥裕茂青少年・子ども家庭課長** 実は、この貸付金につきましては、母子父子寡婦福祉法に基づいて貸付けを行っている事業でございます。

ですので、施行令に細かい要件等が規定されていまして、その辺も踏まえながら、また、全国の実態も調査しながら、こういった形でニーズにお応えできるのか、この辺につきましては研究してまいりたい、できることは研究してまいりたいというふうに考えています。

○**新垣淑豊委員** ぜひですね、沖縄県は独り親が非常に多いということもありますので、そのあたり、これ以外でも何かしらいい制度をつくっていただけたらなということで、これは要望で終わります。

教育委員会のほうにちょっと飛びましょうね。

主要施策の418ページ、離島児童生徒支援センター一般管理運営費についてなんですけれども、これは群星寮のことだと思いますが、希望入寮者数で入れなかった人、生徒数というのはどれぐらいいるのか教えてください。

○**横田昭彦教育支援課長** お答えいたします。

離島児童生徒支援センターでございますが、令和2年度、今年度の入寮者の場合で申し上げますと、40名の定員に対しまして51名、男子23名、女子28名の応募がございました。最終的に進路変更等による辞退等がありまして、最終的な入寮できなかった数につきましては、女子1名が入寮できない状態となりました。

○**新垣淑豊委員** 離島を回ったときにですね、離島の首長さんたちが、今回は引き当てたよというような話をされるものですから、この課長さんだったら引けると、そういう人が派遣されるという話もあったので、ぜひですね、もし今後、こういった形でちょっと定員をオーバーするようなどきなどきですね、何か

考えがあるのかどうかお伺いさせていただきたいです。

○横田昭彦教育支援課長 まず4月、5月の段階で入寮生が決まるわけですが、その後、空き部屋が結構出るわけですね、兄弟のところに行くとか。そういう場合は、センターを通じて、まず今年みたいに入れなかった子供に打診をします。空いていますよと。そういう打診をして、入寮していただけるかどうかを確かめます。その際に、入寮は要らないということになったらまた全高校ですか、対象高校等に向けて空いていますよということで周知を行って、随時、追加の対応をしております。

○末松文信委員長 休憩いたします。

(休憩中に、新垣委員から質疑に対する答弁になっていないとの指摘があった。)

○末松文信委員長 再開いたします。

横田昭彦教育支援課長。

○横田昭彦教育支援課長 お答えいたします。

当センターにつきましては、平成27年の1月に開所しておりますが、まだ開所間もないものですから、今後の生徒の入寮状況などを勘案しながら、今後どのように展開していくかということ、関係市町村も交えながら協議を進めて考えていきたいというふうに考えております。

○新垣淑豊委員 例えば福祉施設なんかもそうですが、もう本体を置くわけではなく、サテライト的な、そういった民間のアパートを借り上げるとか、そこに一緒に世話をするような担当の方をつけるかですね、そういったことでもできるかと思っておりますので、ぜひそういったことも御検討いただいた上で、離島苦というところの解消に向けて御協力いただければということをお願いをしたいと思います。

続きまして、425ページなんですけれども、県外進学大学生支援事業ということで、これ課題があるんですけど、課題に、国とのすみ分けを図りとあるんですけども、このすみ分けについてどのように今お考えなのか教えてください。

○横田昭彦教育支援課長 お答えいたします。

国の支援制度とのすみ分けなんですけど、国の支援制度につきましては、住民税非課税世帯を中心とした低所得層を支援する制度となっております。

一方、県の給付型奨学金につきましては、大学等進学率の改善を図るという目的と、それからグローバル人材の育成を促進するという2つの目的を持っているために、国と違ひまして、中所得層まで含めた幅広い範囲の世帯を対象としております。

○新垣淑豊委員 この進学先の対象の大学というの

はあるのでしょうか。

○横田昭彦教育支援課長 お答えいたします。

本事業につきましては、文部科学省が、我が国の国際競争力を強化していくための重点的に支援しているスーパーグローバル大学等に進学した生徒を対象としております。

○新垣淑豊委員 大学はですね、それぞれがやはり学びたいものを学びにいくということもありまして、決してその大学に行きたいという人だけではないわけですね。

先ほどおっしゃっていたように、低所得の方は国の支援があると。しかし、その少し上、本当にグレーゾーンと言われている人たちというのは、なかなかそういったものがないわけですよ。

だから、ぜひですね、この枠を広げていただきたい。それは、実は私、選挙中に大学生から聞き取りをして、非常に悲痛な思いで訴えをされました。そのあたりをぜひ酌んでいただいて、この大学に関しての選定というところに関しては広げていただきたいということで、これは要望とさせていただきます。

もし答弁いただけるんだったらお願いします。

○横田昭彦教育支援課長 今の委員の御指摘のとおり、国のほうのすみ分けといたしまして、本県のほうはグレーゾーンというんですか、中程度の所得基準の方に利用していただいておりますが、今後につきましても、その所得の枠を少し引き上げるというんですか、幅広く子供たちが取れるような形で検討できればというふうに考えております。

○末松文信委員長 休憩いたします。

(休憩中に、新垣委員から所得の枠ではなく大学の枠を広げてほしいとの要望があった。)

○末松文信委員長 再開いたします。

横田昭彦教育支援課長。

○横田昭彦教育支援課長 国の事業につきましては、支援の幅が県の支援事業よりも大分優遇されていることもあって、できるだけ国の事業を受けていただければというふうに考えております。

一方ですね、本事業につきましてはやはり目的があって、あくまでスーパーグローバルの大学に進んでいって、最終的に県内なんです、今後の展望というんですかね、人材の育成を図っていくことを目的としているために、大学を少し広げることについては、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

○新垣淑豊委員 ぜひですね、ここに行きたいんだということで主体的に思っている方というのはいっ

ばいいわけですよ、学生さんの中で。ただ、親御さんがある程度の所得があるからといって、なかなかその枠にはならない。だけれども、例えば子供がいっぱいいるとかですね、可処分所得が低いところもある、教育にかけられる可処分所得が低いという方もいるわけですから、ぜひそこは検討していただきたいなということで、これは要望させていただきます。

続きましてですね、428ページです。

教育の振興ということで、これは特別支援教育の推進なんですけれども、特別支援の通級、学級、学校と要望がかなり増えていると。昨日も、特別委員会においても、特別支援に関する教育委員会の人件費がかなり増えて、23億円ぐらい増えたという話もありましたけど、私の周りでも、希望として特別支援学校に入学させたいけど、なかなか対応がやっぱり難しいという話は聞いていますけれども。

その要望があって入学に至らない事例というのがどれぐらいあるのかちょっと教えてください。

○玉城学県立学校教育課長 お答えします。

特別支援学校への進学については、学校教育法施行令第22条の3の就学基準の要件を満たせば全て受け入れている状況でございます。

就学先決定の流れとしまして、市町村教育委員会から対象と思われる児童生徒について県教育委員会に審議通知が行われます。その後、県教育委員会において県就学支援委員会に審議を諮問し、その答申を受けて学校指定を行っているところでございます。

令和元年度の各市町村委員会からの審議通知件数は225件となっており、そのうち214件が特別支援学校への就学となっております。

○新垣淑豊委員 ありがとうございます。

実は私の周りでも、特別支援学校、2人のお子さんを抱えていて、2人ともちょっと知的の障害があるというお母さんからの相談だったんですけど、どちらも本当に、学級ではちょっと厳しいというような状況なんだけど、そのラインに達しているか、達していないか、ちょっと微妙なところだということで、1人はお願いできたと。だけど、1人はやはり学級で今やっているということなんですけど、こういう方も、実は市町村に申込みしているんですね。市町村に申込みをされていて、そこで受け取ってもらえない、そういったケースは把握されているのか教えてください。

○玉城学県立学校教育課長 その件については、県としましては把握しておりません。

○新垣淑豊委員 ぜひですね、これも確かに膨らめ

ば膨らむほど大変なことにはなると思うんですけれども、一旦ですね、ニーズ調査というのはぜひやっていただきたいなということで、これも要望とさせていただきます。

430ページ的那覇A特別支援学校（仮称）整備事業についてなんですけど、この執行率、44.4%とちょっと低い状況だなというふうに思っていますけれども、この現状を教えてください。

○平田厚雄施設課長 お答えします。

那覇みらい支援学校の施設整備につきましては、当初、令和3年2月の完成を予定しておりましたが、建築工事に先立ち、敷地内の不発弾の有無を確認するため磁気探査を行ったところ、金属反応が広範囲にありまして、地盤の掘削による確認と除去作業に不測の日数を要しました。それで工事の進捗に遅れが生じまして、令和3年7月の完成見込みとなっております。現在は2階部分の施工を行っているところでありますが、建築工事につきましては順調に進んでいるところでございます。

以上です。

○新垣淑豊委員 ありがとうございます。安心しました。半年ほどの遅れということですけども、ぜひ進めていただければと思います。

続きまして、432ページの複式学級の課題解消というところで、この複式学級が設置されている離島、山間地だと思うんですけれども、ここの課題についてどういった、複式学級における課題はどのようなものがあるか教えてください。

○屋宜宣秀学校人事課長 お答えいたします。

本県では令和2年度、公立小中学校の約3割に当たる135校が離島・僻地にありまして、そのうちの66校が複式学級を有する学校となっております。

複式学級におきましては、学級担任が2つの異なる学年を同時に指導するため、個々の学年に対し細かな指導が行き届かない場合があること、それから、児童が教師から指導を受ける時間が、単式学級の半分程度となる等の課題がございます。

実際、複式学級につきましては、非常勤講師を派遣するという形で生徒の学習の機会の均等を目指すという形になっておりますが、離島・僻地におきましては、本島や都市部と比較しまして、教員免許状を保持しているものの絶対数が少ないということで、派遣する人材の確保が困難となっている状況がございます。それによりまして未派遣が生じている状況でございます。

以上です。

○新垣淑豊委員 この非常勤講師とは、どういった

状況で採用を求めているのか教えてください。

○屋宜宣秀学校人事課長 まず非常勤講師につきましては、国語、算数、理科、社会、あと生活の主要5教科に対して、週当たり大体16時間、最大週19時間の勤務を想定しております。

報酬につきましては、会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する規則に基づきまして、授業1時間につき2800円を支給することとしております。教員免許を保持、取得していることということが条件になります。

○新垣淑豊委員 ありがとうございます。

人によっては、授業数、抱えているものが少ないという話も聞いていて、各市町村でですね、市町村の財源を使って確保しているというお話も聞いたことがあるんですけど、そういった市町村ってどれぐらいあるのでしょうか。

○屋宜宣秀学校人事課長 市町村が独自で雇用しているという例については把握しておりませんが、北大東村におきましては、村が実施する無料塾の講師との兼務、それから、渡嘉敷村におきましては、村雇用の学習支援との兼務という形で収入の増といたしますか、そういう形で待遇の改善を図って、非常勤講師の確保に努めているというふうに聞いております。

以上です。

○新垣淑豊委員 ありがとうございます。

今おっしゃったように、別の事業と工夫をしてですね、併せての採用等々をされているという話も聞いていますので、ぜひですね、この事業についても条件をさらに改善していただけるように、これはちょっと要望とさせていただきます。ありがとうございます。

438ページのキャリア教育推進事業で、研究校が2校あるということですが、これはどこで、どのようなことが行われたのか教えてください。

○玉城学県立学校教育課長 研究校2校は、宜野座高校と首里東高校でございます。そちらのほうに研究指定しまして、それぞれの学校の特色に応じてキャリア教育の設定を図っています。教育校においては、キャリア教育コーディネーターを配置して、キャリア教育の視点を盛り込んだ教科、ホームルーム活動の指導案を展開し、実践しております。また、校内においてはキャリア教育通信を発行したり、研修会の企画・提案など、教職員や生徒向けにキャリア教育の情報提供や啓発活動を行っているところでございます。

キャリア教育に必要な地域資源の把握・開発を行

い、地域と連携した体験活動の充実を図っているところでございます。

以上でございます。

○新垣淑豊委員 効果のところですね、校長、教頭、教諭向けというのがありますけれども、生徒に対してはどのような効果を感じられたのか教えてください。

○玉城学県立学校教育課長 お答えします。

事業開始前の平成23年度における県立高等学校の進路決定率が82.0%でありましたけれども、平成30年度には87.3%と、5.3ポイント改善しております。

以上でございます。

○新垣淑豊委員 これは、この研究校ということでのよろしいですか、今の数字は。

○玉城学県立学校教育課長 全体の平均でございます。沖縄県全体です。

○新垣淑豊委員 今、平均ではなくて、その研究校に対しての効果という話なんですけれども、その辺はどう捉えていますか。

○玉城学県立学校教育課長 数値的なものはちょっと把握しておりませんが、高校卒業時の進路未決定者の減少につながるように取り組んでいるところでございます。

成果として、数値をですね、ここで示すことはできない状況でございます。

○新垣淑豊委員 後ほど分かったら教えてください。

もう一点ですね、キャリア教育、これは高校だけではなくて中学校や小学校との連携も必要だと思っています。

那覇市のときに、那覇市は教育委員会ではなくて商工農水がキャリア教育を取り組んだんですね。そういったところもあって、将来的な仕事関係にも絶対つながってくるものだと思うんですけども、高校だけではなくて、中学校、小学校と遡ってやるべきだと私は思っています。そのあたりの連携について、何か今後、考えていることはありますか。

○玉城学県立学校教育課長 国においてもそうですが、令和2年度、今年度よりキャリアパスポートというものが導入されております。

児童生徒、小学校から高等学校までキャリア教育に係る諸活動について、特別活動の学級活動及びホームルーム活動を中心として、各教科を往還しながら、自らの学習状況やキャリア形成を見通した振り返りを図りながら、自身の変容や成長を自己評価できるような工夫された、ポートフォリオと申しますか、そういった教材を小学校から高校まで引き継ぐように、そういったシステムが令和2年、今年度から導

入されております。

○**新垣淑豊委員** これは、沖縄県はどのような形で進めていくとかいうのは、予定がありますか。

○**玉城学県立学校教育課長** 沖縄県版キャリアパスポートということで、昨年、沖縄県キャリア教育推進のための研究協議会を設置しまして、その中でですね、小学校の先生方、当然、中学校、高校、それに外部有識者等で構成される研究協議会において、沖縄県版の統一した、ある程度、例示は示していませんけれども、それを基に各学校で取組がなされております。

○**新垣淑豊委員** ぜひですね、これも継続してやっていただきたいということで。やっぱり所得が高くて貯蓄ができないとか、そういった声もありますし、沖縄県は貧困というところもありますので、やっぱりお金の勉強、あと仕事の勉強ですね、これをぜひ取り組んでいただきたいということで、これを要望とさせていただきます。よろしく願いいたします。

子ども生活福祉部に移りますね。

113ページの子ども・若者育成支援事業ということで、これは、この事業で設置されている事業所はどのような施設であって、どういったところと連携しているのか教えてください。

○**真鳥裕茂青少年・子ども家庭課長** お答えいたします。

本事業につきましては、子供、若者からの様々な相談に応じてカウンセリングを行うほか、関係機関の紹介だとかその他の必要な情報の提供・助言を行う拠点といたしまして、子ども若者みらい相談プラザ s o r a e というものを、平成26年度に県の総合福祉センターの中に設置しているものでございます。

連携といたしましては、関係機関である地域若者サポートステーション、これは就労支援を行うハローワークの関連機関になりますけれども、そこへの連携でございますとか、あとは関係機関であります医療機関、それからフリースクールとか、そういったもろもろの関係機関との連携を図りながら取り組んでいる事業でございます。

○**新垣淑豊委員** これはですね、ひきこもり、ニート、不登校などの取扱いをするというところだと思うんですけど、県内の推定人数とかいうのは把握されていますか。

○**真鳥裕茂青少年・子ども家庭課長** お答えいたします。

現在、県独自の調査というのは、実施はしていないんですが、国の調査の結果によりますと、平成30年

度の調査ですけど、国の労働力調査によりますと、全国で1万人がニートという推計が出てございまして、これは保健医療部のほうで所管をしておりますけれども、本会議の答弁によりますと、推計値で県内の15歳から39歳のひきこもりの数につきましては6800人というような数値が出ております。ひきこもりの件数ということです。

以上です。

○**目取真康司義務教育課長** お答えいたします。

平成30年度の不登校の調査によりますと、30日以上欠席を不登校としておりますけれども、小学校において1102人、それから中学校におきまして1988人、高等学校におきまして1324人となっております。

以上です。

○**新垣淑豊委員** ありがとうございます。

このですね、こういった方々の地域ごとの特色と課題についてちょっと教えてください。

○**真鳥裕茂青少年・子ども家庭課長** 福祉部におきましては、子供、若者のニート、ひきこもり、不登校の支援を行っているところではございますけれども、やはり課題といたしましては、離島の市町村における支援というのがなかなか、今現在、s o r a e のほうで出張支援を行っているんですけども、実際、実施できているのが、年に2回程度の出張支援になってございます。でするので、やはり地元の子ども・若者支援地域協議会、そこの連携がまさに重要となってきています。

現在、石垣市のほうで子ども・若者協議会を設置されて稼働していますけれども、そのほかの地域にもですね、そういった子ども・若者地域協議会をつくっていただけるよう働きかけ、調整を行っているところでございます。

加えて、やはり大事になってくるのが、地域で活動していらっしゃるNPO法人なんですね。こういった方々がひきこもり、それから不登校の方々のサポートをしていただいております。

こちらのほうとも連携しながら、s o r a e のほうは活動しているんですけども、県といたしましても、こういったNPO法人に関しましては補助金を毎年出しておりまして、そういった役割分担、連携の下、取り組んでいくというのが課題であり、今後、県が力を入れていく方向性だというふうに認識しております。

○**新垣淑豊委員** ありがとうございます。

地域間の連携というのは、離島が難しい、じゃあ沖縄本島内は特に問題ないですか。

○真鳥裕茂青少年・子ども家庭課長 先ほどの s o r a e というのが総合福祉センターの中に設置されています。あと、サポートセンターはそれぞれの圏域ごとに設置されてはいるんですけど、やはり北部のですね、地域というのなかなか那覇まで来られないという地域性がございまして、その辺も離島と同じ条件だというふうに考えております。

○新垣淑豊委員 先ほどのキャリア教育の件も併せて、こういったところでしっかりと将来のビジョンをつくっていくというところが、いろいろな理由があると思いますけど、その中の一部がしっかりと表に出てくる、一緒に学ぶ、働く、そういったところにつながると思いますので、ぜひ中北部、そして離島のこういった充実もお願いしたいと思いますが、どうですか、部長。

○名渡山晶子子ども生活福祉部長 ただいま担当課長から答弁をいたしましたように、拠点として s o r a e を那覇地区に設けているところではございませうが、遠隔の北部地区、あるいは離島地区に支援が行き届いているかという面について、課題として認識しているところでございます。

引き続き今やっております出張相談会なり支援者向けの研修等も続けてまいりますし、また、地域の N P O 等も連携しながら支援を必要とする方へ支援を届けていくように取り組んでまいりたいと考えております。

○新垣淑豊委員 最後に、教育、子育て分野で、沖縄県はワーストと言われているもの、もしくは全国でも非常に数値の悪いものが幾つかあると思うんですけども、例えば子育て世帯の年収が全国一低いとかですね、子育て世帯の相対的貧困率が低い、これは学力テストと負の相関があると言われているそうです。子供の貧困率も非常に高い、待機児童率も高い、離婚率、これも高い、若年結婚、これも早い。これは悪いこととは言わないですけど、そういう状況になっている。

結婚期間が妊娠期間より短いという、出生する子供がいると、こういうのもありますし、あと、人身事故のうち飲酒運転の占める割合、最近はちょっと減っているという話も聞きますけれども。あと、夫婦数が少ない。独り親、これは全国 2 位ということなんですけど、ちょっとこれも年代でばらばらにはなっているんですけど、あとは再婚率が高いとかですね、全世帯の相対的貧困率が高い、これも 3 位ですね。独り親世帯数が 10% とかいう数値もあります。これらの理由はなぜなのかということについて、県はその理由と原因、対策について何か分析等、

認識をされているのかということ、まずは教えていただきたいと思っております。

○久貝仁福祉政策課長 内容が複数あります。子ども生活福祉部の関係から複数の課にまたがっておりますので、総括してお答えします。

まず、子供の貧困率、格差につきましては、1 人当たりの県民所得が全国最下位であること等が影響していると考えております。貧困の世代間連鎖を断ち切り、未来の沖縄を担う人材育成として取り組むことが重要です。

その対策については、この主要施策報告書の、例えば 90 ページの沖縄子供の貧困緊急対策事業、93 ページの子どもの貧困対策推進基金事業、こういった事業によりまして、子供の居場所や子ども食堂をつなぐネットワークの設立、小規模市町村への支援員の派遣、専門的な支援を要する子供に対応した拠点型居場所等を設置する取組などを行っております。

次に、待機児童率につきましては、保育ニーズの高まりによる保育所の受皿整備、保育士の確保と処遇改善、地域別、年齢別ニーズとのミスマッチによる定員割れなどが課題と考えています。

これらの解決に向けては、主要施策報告書の 96 ページの待機児童対策特別事業や、99 ページの待機児童解消支援基金事業など、111 ページにまたがりまして様々な事業を実施しております。こうした事業によりまして、保育所等の整備、保育士の確保、認可化への移行支援、認可外保育所の助成などを行っております。

飲酒運転の話もありました。飲酒運転根絶に向けては、報告書 138 ページの飲酒運転のない社会環境づくり事業を実施し、飲酒運転根絶ラジオ CM や飲酒運転根絶県民大会を開催しています。

あと、独り親家庭の福祉の増進につきましては、報告書 117 ページの母子家庭等医療費助成事業、118 ページのひとり親家庭生活支援モデル事業などによりまして、医療費の助成や生活支援、就労支援等を行っております。

子ども生活福祉部では、引き続き、深刻な子供の貧困生活や待機児童の解消など、子育て支援環境の充実、生活困窮者などへのきめ細かな支援、高齢者、障害者などを含む安心・安全で快適な社会づくりに取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○新垣淑豊委員 若年結婚等々もやっぱり教育に関わってくるものだと思っておりますので、そこで教育委員会ですね。小中学生の宿題実行率、中学生の全国学力テスト、中学生の部活動参加率、高校進学率、

大学進学率、高校卒業後の3年以内の離職率、就職内定率—これは製造業が少ないところはちょっと低いよねというところがあるらしいのですが、この辺も、じゃあどういった理由と原因、認識があって、これは県としてどういった取組をしているのかというのを教えてください。

○目取真康司義務教育課長 お答えいたします。

学力に関しまして、まずは宿題のほうなんですけど、全国学力学習調査の中に、児童生徒質問シートというアンケートのようなものがございます。

それによりますと、家で学校の宿題をしていますかという割合については、全国は97.1%に対しまして、沖縄県が95.2%となっております。中学校におきまして全国91.6%に対しまして、沖縄県が89.3%と、その差はあまりないものの、課題であることは確かでございます。

それから、学力調査に関しましては、小学校においては全科目とも平均正答率を上回っている状況がありますが、中学校はまだ全国の平均値に届いていないという状況であります、年々縮小している傾向にございます。

それから、高校進学率につきましては、平成31年度に関しましては沖縄県は97.3%、全国では98.8%となっております。まだ全国と比較しますと差はあるものの、年々その差は縮小しているという状況であります。

要因等は様々あるとは思いますが、学校教育に携わる私どもとしましては、今の状況に対して、それぞれ様々な事業を通してその改善に取り組んでいるというところなんです。特に学力向上の事業、それから、キャリア教育については、今後の子供たちの社会的、職業的な自立に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

○新垣淑豊委員 大学の進学率と、あと3年以内の離職率と就職内定率、あと部活の参加率ですね、このあたりはどう考えているのでしょうか。

○玉城学県立学校教育課長 お答えします。

御指摘のとおり、大学進学率についても令和元年度39.6%、全国は54.7%と、依然と開きがございます。

就職内定率についても、先ほど申し上げたとおりですね、それについても若干、追いつきつつありますが、まだ開きはございます。特に高校生の卒業前の進路決定率ですね、それが87.3%と、平成30年度、全国94.9%ということで、7.6ポイントの差がございます。それにつきましても様々な事業を展開しながら、子供たちの進路実現につなげていきたいと思っ

ています。

特に、委員御指摘のとおり、キャリア教育が今後、重要性がますます求められていることから、そこにまた視点を当てた教育の推進をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○太田守克保健体育課長 では、お答えいたします。

保健体育課のほうでは、運動部活動についてお答えいたします。

中学校体育連盟の調査によりますと、令和元年度沖縄県の中学校部活動加入率は58.7%、全国平均は61.38%となっております。

県教育委員会では、教員の働き方改革と併せ、部活動の充実のため、令和元年度より部活動指導員派遣事業を行い、令和元年度は4市町村教育委員会の中学校に34名、県立中学校に3名の部活動指導員を配置しております。

今後とも県中体連と連携しながら、各中学校の部活動加入率向上を図っていききたいと思います。

以上です。

○諸見友重文化財課長 文化部についてお答えいたします。

沖縄県の中学校文化連盟の調査によりますと、令和元年度における沖縄県の中学校文化部活動の加入率は10.1%となっております。

ただ、全国での順位、それから加入率が低い原因の分析については、全国の中学校文化連盟で同様の調査が行われておりませんので、詳細は把握できておりません。

以上でございます。

○新垣淑豊委員 そういった参加率も含めてですね、これはお金がないから参加できないという方もいらっしゃるんですね。そういうのも含めて、やっぱり福祉と教育というのは対になるものだと思っていますので、ぜひまた経済も含めて一緒になって議論させていただければと思います。よろしくお願いたします。

ありがとうございました。

○末松文信委員長 ありがとうございました。

それでは、仲里全孝委員。

○仲里全孝委員 おはようございます。

426ページの沖縄らしい優しい社会の構築の件で、ちょっと中身を確認させてください。

重点施策事業名がグローバル・リーダー育成海外短期研修事業、これは継続というふうになっておりますけれども、まずですね、事業期間が令和3年度で終わるような形になっておりますけれども、実際

そうなのか確認させてください。

○玉城学県立学校教育課長 沖縄振興特別推進交付金を活用した事業については、令和3年度で終了の予定ですが、本事業につきましては、派遣した生徒が非常に成長が見受けられるということもありまして、引き続き継続できるよう、取り組んでいきたいと考えております。

○仲里全孝委員 そこで、事業の目的のですね、これまでの推移、項目が1番から(6)－2まであります、この推移のですね、ちょっと教えてください。当初からこの項目だったのか。

○玉城学県立学校教育課長 本事業は、6つの細事業に分かれておまして、それぞれ合計してお答えします。平成24年度180名、平成25年度196名、平成26年度240名、平成27年度239名、平成28年度240名、平成29年度234名、平成30年度215名というふうに派遣してございます。

以上でございます。

○仲里全孝委員 すみません、課長、研修生の推移ではなくてですね、当初からこの項目、(1)から(6)－2までの項目が、当初から現在まで至っているのか、その確認をしたかったんですがね。

○玉城学県立学校教育課長 お答えいたします。

6つの事業は平成24年度からスタートしております。

○仲里全孝委員 ありがとうございます。

そこでですね、ちょっと中身を確認させてください。

(1)のアメリカ高等教育体験研修、その教育内容をちょっと紹介してもらえないですか。

○玉城学県立学校教育課長 アメリカ高等教育体験研修ですね、高校生40名をモンタナ州、カリフォルニア州へ19日間、7月から8月にかけて派遣しております。アメリカの大学での講義やホームステイ等を実施しております。

以上でございます。

○仲里全孝委員 その中に、(2)の同じ海外になっていますけれども、サイエンス体験がありますけれども、それも含んでいますか。(1)の中に含んでいますか。

○玉城学県立学校教育課長 アメリカ高等体験とは別に、海外サイエンス体験研修がございます。

○仲里全孝委員 その海外サイエンス体験短期研修の場所を教えてください。当初予定していた場所ですね。今回、派遣中止になっておりますけど、コロナですね。

○玉城学県立学校教育課長 オーストラリアを予定

しておりました。

○仲里全孝委員 オーストラリア1件ですか、国は。

○玉城学県立学校教育課長 1件でございます。

○仲里全孝委員 毎年、国は変えているんですかね。

○玉城学県立学校教育課長 カナダとオーストラリアを交互に実施しております。

○仲里全孝委員 この事業計画を設置するときに、いつ誰が事業計画を決定するのか、海外でありますので、それを教えてください。1番から6番まで。

○玉城学県立学校教育課長 それぞれの事業を教育委員会のほうで決めまして、これを委託業者にプロポーザルをして、それから選考という形になってきます。

○仲里全孝委員 決定はどのようにやっていますか。

○玉城学県立学校教育課長 生徒の決定ということでよろしいでしょうか。

○仲里全孝委員 事業の決定です。

○玉城学県立学校教育課長 お答えします。

一度実施しまして、その事業計画を検証して、次年度に向け、前年度に教育委員会のほうで決定して委託していくという形になります。

○仲里全孝委員 その内容は私も見て分かるんですけども、例えば私が聞きたいのは、研修生をこれから公募するんですよ、公募するに当たって皆さんはもう既に決定されているわけですよ、この1番から6番までどこどこって、公募するわけですから。

その公募するに当たって、事業が決定するのはいつ頃なんですかということなんですね。

○玉城学県立学校教育課長 この事業は、沖縄振興特別推進交付金を活用しての事業でございますので、国からおよそ2月頃に交付決定が来ますので、それを受けて事業を開始できるということで、生徒のほうへの募集については、アメリカ高等については5月、海外サイエンスについては10月から11月にかけて、中国教育交流については10月から11月、専門高校国外研修については6月、高校生芸術文化交流プログラムについては4月頃ですね。高校生海外雄飛プログラムについては9月から10月にかけて募集しているというふうになっております。

○仲里全孝委員 研修生の公募方法を教えてください、基準、学校別。

○玉城学県立学校教育課長 各高校へ通知をしております、募集しております。

なお、また校長会、研修等においても、4月当初でこういった、今回研修があります、そういったプログラムがありますので生徒のほうへ周知をお願いしますということで、4月当初にまた周知しており

ます。

○仲里全孝委員　そこで基準等があると思うんですけども、全ての県立学校にというふうな話がありましたけれども、これは基準等も何か制限されていますか。もしあるんだったら教えてください。

○玉城学県立学校教育課長　募集については、全ての高校に周知しております。

○仲里全孝委員　例えばですね、この事業に選択される生徒の中に、基準等、例えば英検を所持しているとか、海外の経験があるとかですね、その基準はどういった選抜基準、基準を教えてください。どういった基準があるのか。

○玉城学県立学校教育課長　応募については校長推薦によるものですので、特にこちらのほうで制限はかけておりません。ただ、選考の段階でそういったことも加味されるということです。

○仲里全孝委員　それでですね、課長、この選考内容が聞きたいんですよ、選考内容。それをどういうふうに行っているのかですね。

○玉城学県立学校教育課長　選抜方法については、各高等学校長より提出された推薦書並びに学校生活状況、評定、学習状況も含めて、さらに資格取得の状況、さらに生徒の応募動機等による書類選考を1次選考としております。また、2次選考では日本語、外国語による面接、プレゼンテーション等を実施しているところです。

○仲里全孝委員　再度、確認するんですけど、その選考方法の基準の中に英検とかはないわけですね。

○玉城学県立学校教育課長　選考の中で加味はされるんですけども、それがないと応募できないということではないということです。

○仲里全孝委員　次にですね、教員も随行しているようであるんですけども、教員の選考方法を教えてください。

○玉城学県立学校教育課長　それぞれ関係研究機関、あるいは高文連とか、そういうところからの推薦とか、あるいはサイエンスであれば理研研究会からの推薦とか、そういうのを受けて先生方に依頼しているところがございます。

○仲里全孝委員　これは高校から推薦をもらうわけですか。各学校から推薦をもらう。

○玉城学県立学校教育課長　教員の場合、こちらのほうから依頼します。推薦は研究団体が、例えば理科であれば理研研究会のほうからこういう方がおりますよと推薦を受けます。

○仲里全孝委員　教員の現地での業務内容を教えてください。

○玉城学県立学校教育課長　生徒の、当然、健康管理だとか、基本的に引率ですので、そこでの現地とのやり取りだとか、委託業者と連携しながらの業務に当たっているところがございます。

○仲里全孝委員　これは要項か何かありますか、先生方の業務。教員の業務ですね、現場での。

○玉城学県立学校教育課長　特に明文化はしてございません。

○仲里全孝委員　明文化されていなければですね、向こうでの業務、わざわざこれを教員としてですね、教師がしか随行できないようになっているんですよ。

向こうに行って現地での連絡係なのか、今みたいな、体調を確認するというふうな話もあったんですけども、一緒に授業を受けてですね、向こうで一緒にカリキュラムを過ごすのかというふうなね、要項か何かありますか。

○玉城学県立学校教育課長　細事業につきましてはいろいろございますが、特にアメリカ高等体験研修におきましては、先生方も向こうで、現地で大学のプログラムですね、教師の指導力向上プログラムに参加しております。

○仲里全孝委員　分かりました。

次にですね、今回の実績の事業内容ですね、事業内容が(2)、(3)、(6)と派遣が中止になっているんですよ。その内容を教えてください。

○玉城学県立学校教育課長　お答えします。

2月から3月にかけての事業計画でありましたオーストラリア、ハワイ、中国に派遣する事業の3事業、海外サイエンス、中国教育研修、海外雄飛プログラムの研修について中止しました。

○仲里全孝委員　この3事業がですね、派遣中止になっているんですけども、事業の執行率が81.9%、大分高いんですよ。その内容を教えてください。

○玉城学県立学校教育課長　その他3事業につきましては、実際に実施しておりますので、そこに予算が生じたということがございます。

○仲里全孝委員　その内容を教えてください。

○玉城学県立学校教育課長　アメリカ高等教育体験研修、それから専門高校生国外研修、それと芸術文化国際交流プログラムを実施しております。

○仲里全孝委員　派遣は中止したんですけども、執行率が高いものですから、その部分、今、1番のアメリカとかですね、ほかのところに充てたという話がありましたけれども、そうしたら、例えば(1)のアメリカ高等教育体験研修は、当初の予算より膨れたということなんですか。

○玉城学県立学校教育課長　そうではなくて、人数

のバランスで、その人数に応じた予算が執行されたというふうに考えております。6事業ですね、全て派遣予定で事業を進めておまして、その派遣直前で中止が決まりましたので、それまで事前研修とか、選考とか、そういったところに要した費用でございます。事業が4月からもうスタートしておまして、選考業務、それから、選んだ後に事前研修等々をやった経費に充てられております。

ちなみに、アメリカ高等研修においては3527万円、海外サイエンスにおいては603万2000円、中国教育交流におきましては285万4000円、高校生芸術文化交流プログラムにおいては3530万円、専門高校生研修においては2587万8000円、海外雄飛プログラムにおいては144万4000円ということで執行しております。

○仲里全孝委員 課長、私がちょっと確認したかったのは、これはプールに、この事業がプールな金額になっているものですから、当初、今課長が言った金額が、当初の金額を予定されていたのかというのを確認したかったんですよ。

次に、ちょっと確認させてください。

事業の効果の中でですね、リーダー育成の基礎づくりが図られたとありますけれども、その具体的な内容を教えてください。

○玉城学県立学校教育課長 これまでの成果につきましては、実績としましては、人数が令和元年度まで1688人を派遣してまいりました。

成果につきましては、例えば国立上海財經大学等の海外大学や、あるいは派遣した中に難関国公立大学等へ進学した者もおります。

また、参加した生徒の中のアンケートから、英語力を伸ばすことができた。また、長期留学に応募しようというふうに動機づけとなったとか、将来世界で活躍し成功するようになりたいと強く思ったというふうなアンケートが寄せられております。

以上でございます。

○仲里全孝委員 今回のですね、皆さんの事業の目的は、グローバルで、世界のリーダーを育てていこうというのが大きな目的なんですよ。

そこでですね、この効果の中で、世界で主体的に活躍できるリーダー育成の基礎づくりが図られたと、この基礎づくりの内容を教えてくださいということなんです。

アンケートを取って、そういうことは聞いてはいないんですけど。

○玉城学県立学校教育課長 繰り返しになりますけれども、そういった、帰ってきての報告の中で、生徒がしっかりその研修の後、リーダーシップの、向

こうで受けた授業、リーダーシップの授業を受けて、私自身が感じたことはチームワークの大切さ、社会人になってから母国に貢献したいという気持ちが強くなったと。奉仕の心を持つこと、人のために行動できるようになることというふうなことで生徒の変容が図られたのではないかとというふうに考えております。

○仲里全孝委員 今、課長が述べているのは、沖縄県であっても、日本国内であっても、こういう今の成果が取れると思うんですよ。

わざわざアメリカへ行ったり、オーストラリアへ行ったりですね、海外との違いでこの基礎づくりができたアンケートも取られていますよ。だから、どういった内容だったのかですね。

○金城弘昌教育長 委員御指摘のように、このグローバル・リーダー育成海外短期研修事業というのは、グローバルな視点を持った世界で主体的に活躍できるリーダーを育成するために、基礎づくりを図るというためのことで実施をしています。

定性的なものというのはなかなかはかり切れないですけど、子供たちが変容すると、いわゆる意識が変わるといところで、基盤となるような基礎づくりができたんじゃないかということで、アンケートのほうですね、先ほど言ったように、海外の大学に通いたい、実際に海外に進学した子供たちもいるとか、あとは長期留学してみようとか、さらにグレードアップを目指すとか。それ以外にもまた、将来、世界で活躍できて成功する人になりたいというふうに思ったとか、いわゆる行ったことによって子供たちが変容して、ちょっと視点が変わった、ちょっと違った形の子供たちができたというのは、これは国内じゃなくて、やっぱり海外に行かないと分からないのかなと、そういうふうなことで、なかなか定量的にというのは難しいんですけど、子供たちのアンケートからはそういうところが見えたということで、我々としては、基礎づくりに相当貢献したんじゃないかなというふうな理解でございます。

以上でございます。

○仲里全孝委員 研修を受けた生徒の中で、長期留学した生徒、あるいは卒業生が何名いましたか。検証されていますか。今、教育長の話では、長期留学の話をしていましたが。

○玉城学県立学校教育課長 お答えします。

長期留学に挑戦した者がいるということですが、何名かは、こちらのほうでちょっと数字は把握できておりません。

○仲里全孝委員 検証はされていますか。

○玉城学県立学校教育課長 短期研修参加者の中でですね、今度の卒業生で5名が海外大学へ進学したりしております。

また、長期留学についてもいるというふうなことは把握しておりますが、何名というところはちょっと把握はしていませんが、そういうことで、生徒のアンケートからも、教育長から申し上げたとおり、非常に変容が見られるということで、本事業については、我々としては一定の評価をしているところでございます。

○仲里全孝委員 私は一番大切なことだと思うんですよ。せっかくですね、皆さんが一多分、沖縄県だけじゃないですかね、このすばらしい企画は。世界で活躍、グローバルなリーダー育成に取り組むということですね。それで、やっぱり高校生時代で、まずは短期間で2週間とか3週間とか、体験学習をして、その後、やはり私一今こちらにも書いてある長期留学への意欲喚起が図られたということがありますので、これからでもいいですので、検証して、やはりこれが次の人材育成につながると思うんですよ。その点、どう思いますかね。

○玉城学県立学校教育課長 委員おっしゃるとおり、これにつきましては、行って帰ってきた後も学校のほうから非常に成長が見られるというお話もあります。

特に我々としては、子供たちの英語力、あるいは国際理解教育についても重点的に取り組んでいきたいと、今後も考えております。

本事業についても引き続き充実させるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

○末松文信委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から答弁漏れがあるとの指摘があった。)

○末松文信委員長 再開いたします。

玉城学県立学校教育課長。

○玉城学県立学校教育課長 資料としましては、長期留学及び海外短期研修に参加した296名ですね、今年度3月に卒業した生徒の状況については調査してございまして、例えば海外へ、長期留学も含めると海外大学7名、国公立68名、私立大学へ58名、専門学校7名、就職等6名と。また、県内におきましても、国公立大学73名、私立大学19名、専門学校17名、就職等5名というところで、非常に我々としては、進路先も、結構、東京大学も京都大学等難関も出ておりますので、一定の評価をしているところでございます。

○仲里全孝委員 そのように取り組んでください。

最後になりますけれども、やっぱり国外でありますので、こちらに課題等を書いてあるんですけども、この事業が始まって、どういった課題があるのか教えてください。

○玉城学県立学校教育課長 やはり外国でございますので、危機管理、非常に高く持ってやらないと、安心・安全な研修にしないといけないというところですね。テロや感染症については最新の情報を常に入手しながら、委託業者と連携しながら取り組んでいるところでございます。

○仲里全孝委員 これまでの問題点をちょっと教えてもらえますか。

○玉城学県立学校教育課長 特に問題点といいますか、短期の場合は、特にそれほど課題はございませんけれども、長期、1年にわたる留学については、やはりホームステイ先での適応ができなかったり、あるいは語学力が少しついていけずに、少し挫折したりというところで、途中で帰国した生徒もおりますので、引き続きメンタル面のケアとか、あるいは英語力の指導をした上で派遣するというようなところを気をつけていきたいというふうに考えております。

○仲里全孝委員 特に現地で連絡が取れなかったとか、例えばホームステイに行きました、ホームステイに行ったら多分、先生方も、随行する先生方も一緒かどうかは別として、その連絡体制、緊急時の連絡体制が一番大事だと思うんですよ。そういったことで、安全には取り組んでいただきたいと思います。

委員長、以上です。

○末松文信委員長 休憩いたします。

午後0時18分休憩

午後1時31分再開

○末松文信委員長 再開いたします。

午前に引き続き質疑を行います。

石原朝子委員。

○石原朝子委員 こんにちは。

まず初めに、教育委員会のほうから進めさせていただきます。

主要施策の419ページ。新規事業であります幼児教育連携体制推進事業というのをちょっとお聞かせ願います。

この新規事業は令和元年度から実施しておりますけれども、この実施に当たる経緯というのを、理由を教えてくださいと、その中におきまして、幼児教育施設とはどのような施設なのかを伺います。

そして、幼小接続アドバイザー有資格者の配置を5つの市町村に配置したということですが、配置し

た市町村において具体的にどのような取組をしたのかを伺います。

そしてまた、地区説明会や視察、支援訪問を行ったようですが、参加状況、その中でどのような課題が上がっていたのかを伺います。課題の中に、幼小接続アドバイザーの確保に課題があったとなっているが、令和2年度は課題解決のためにどのような取組をされたのか伺います。

以上です。

○目取真康司義務教育課長 お答えいたします。

幼児教育連携体制推進事業におきましては、幼児教育がどうしても教育委員会と福祉部との連携と、また、進学先である小学校との連携をつないでいくということが課題として上がっていた経緯からですね、そこをつなぐ接続の充実を図っていくということでスタートした事業でございます。

あと、幼児教育施設の中身についてですけれども、まずは幼稚園がございます。それから認定こども園が現在ございます。それから保育所ということになっております。幼稚園に関しましては文部科学省の管轄であり、認定こども園は内閣府、保育所は厚生労働省ということになっております。

それから、アドバイザーが昨年度は5つの市町村に配置されておりました。

まず、課題であった確保が難しいという点につきましては、元園長であったり、それから小学校の校長であったりというような、ある意味、必ずしもこういった経験をされている方が多くはないということからですね、また、退職後であるということから、それを配置するための確保が難しいという課題がございます。その課題については、市町村との連携を通じまして各市町村、それから私たちの教育事務所等との連携もでございます。その中で、そういった資格のある人材を探すよう努めているところでございます。

まず、取組についてですけれども、幼小接続アドバイザーは教育委員会と福祉部局の連携体制を構築するために配置している事業でありまして、市町村幼児教育政策プログラムの策定や、幼児教育や保育施設と小学校との接続の推進に携わっております。幼小接続アドバイザーが対応するものは、主に市町村にある全ての幼児教育、それから保育施設ということになっております。また、教育委員会と福祉部局の連携状況についても、幼児教育担当者会等を教育委員会と子ども生活福祉部等で協同して開催するなど、福祉部局との連携等も進めているところでございます。地区説明会につきましては、年間2回行

われております。8月、それから1月と。これを6地区に分けて行っております。6地区の中で行われている参加者なんですけれども、市町村の福祉担当一福祉に関わる、幼児教育に関わる担当者と教育委員会の幼児教育に携わる担当者が集まって、全県で80名の参加で実施されております。

課題点としましては、幼小の接続をさらに円滑に進めていく、またはその内容を充実させていくということプラス、やはり保育者、教員の資質の向上に係る研修等も含めてさらに充実していくということが課題として、また、今後の努力点として上げられているところでございます。

以上です。

○石原朝子委員 この幼児教育連携体制、本当に遅いかなと思うぐらいです、事業の取組ですね。やはり待機児童の解消ととともに、保育所施設も結構増えておりますし、保育所で5歳児を預かっている園もたくさんありました。その中において、小学校に、1年に上がる時の連携がなかなか取れていない状況でありましたので、本当に幼児教育連携体制、接続アドバイザーは、本当に、市町村においても県の教育委員会が中心になってそれに取り組んでくれることを望んでいたと思います。

現在、元年度、この事業を取り組んで、今回、令和2年になりますけれども、元年度と比べて今年度の動きはどのような状況になっておりますでしょうか。

○目取真康司義務教育課長 お答えします。

前年度と今年度の違いといえば、やはり義務教育課内に幼児教育班が立ち上がったということが大きいと思います。そのことによって幼児教育班に3名の県幼児教育アドバイザーを配置することができております。

その幼児教育アドバイザーは、各市町村や各園を回ったり、巡回してまいりますけど、その中で、市町村に配置されている幼小接続アドバイザーと連携すること、または情報交換をしたり、協働して課題解決を図れるというような連携体制ができたことは進歩、進化したことかなというふうに考えております。

以上です。

○石原朝子委員 元年度は5市町村、ちなみに2年度、今年度は何市町村、5市町村でしょうか、それとも増えていますでしょうか。

○目取真康司義務教育課長 令和元年度は豊見城市、それから糸満市、石垣市、金武町、伊江村の5市町村でございましたけれども、今年度はそこに宮古島

市が加わり6市町村となっております。

○石原朝子委員 元年度は5市町村アドバイザーを配置しておりますけれども、それ以外の市町村の取組はどのような状況になっていきますでしょうか。

○目取真康司義務教育課長 県が配置している接続アドバイザーは、今年度は6市町村でございますけれども、市町村が独自に配置しているところがございます。八重瀬町、名護市、それから南城市、大宜味村、本部町、那覇市ということで、6市町村が独自で配置しております。

これにつきましても、県の配置事業と連携しながら、情報交換をしながら充実を図っているところでございます。

○石原朝子委員 県の配置と、各市町村の取組でやっているアドバイザーということなんですけれども、県のアドバイザーと市町村がやっているアドバイザーの取組方は一緒の取組でやっているのでしょうか、内容等もですね。県の取り組んでいる内容と各単独で市町村がやっているアドバイザーの取組方は、活動の状況は一緒でしょうか。

○目取真康司義務教育課長 おっしゃるとおり、県の配置しているアドバイザーとはほぼ同じような動きを単独で行っている、市町村においても行っているというところでございます。

○石原朝子委員 この保幼小の連携、市町村では言っていますけれども、以前からやはり小学校に上がるときの、保育園から上がってくる子供、幼稚園から上がってくる子供の、そのスタートラインが全くばらばらで、小学校1年の教諭は大変困ったという話を聞いております。

そこは小学校も困ってはいますけれども、保育所、幼稚園も大変困っていました。その中において、今回、元年度から教育委員会が中心になってアドバイザーを配置したということは本当に保育関係、そしてまた福祉部門においても、本当に時期を望んでいた、本当に遅かったかなと思うぐらい。でも、これからきちっと保育所関係、認定こども園も見てくださいながら、しっかりと小学校1年に上がったときのスタートラインが一緒に取れるように、今後とも強化をしていただきたいと思いますし、市町村においてもきちっと指導のほうをよろしく願いいたします。この件につきましては以上です。

続きまして、447ページのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーについてなんですけれども、何度も何度もスクールソーシャルワーカーのことについてお聞きしておりますけれども、やはりとても重要なポジションだと思っておりますので、

質問させていただきます。

県としては、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの資格についてはどのように資格者を設けているのかお伺いします。

○目取真康司義務教育課長 お答えいたします。

資格者ということなんですけれども、スクールカウンセラー、まず、公認心理師、それから臨床心理士、精神科医、大学教授という方々が資格に当たりますが、準ずる資格、準ずる者という捉え方もありまして、スクールカウンセラーに準ずる者として、大学院を修了して、1年の相談業務経験者または大学を卒業し5年の相談業務を経験している者または医師で1年の相談業務を経験している者ということで、先ほどお話しした心理士等の資格がなくてもですね、その相談業務の経験者であれば準ずる者として認定しております。

以上です。

○石原朝子委員 子供の貧困に関する指標及び目標において、目標数値とかが出されておりますけれども、小中学校スクールカウンセラーは、令和3年100%配置という目標を立てております。そして、ソーシャルワーカーにつきましても24人となっておりますが、その目標達成の状況はどのような状況になっておりますでしょうか。

○目取真康司義務教育課長 お答えいたします。

令和元年度、それから令和2年度におきましても、小中におきましては全ての学校にスクールカウンセラーを配置することができております。

それから、スクールソーシャルワーカーにつきましても、令和元年度が20人でありましたが、今年度ですけれども22人ということで、若干の増員が図られているところでございます。

○石原朝子委員 そうすると、令和3年の目標達成は間近に見えている状況なのでしょうか。

○目取真康司義務教育課長 お答えいたします。

私たちとしましてもスクールソーシャルワーカーの増員は望んでいるというところでございます。

今後でもですね、国の動向を見ながら、また、全国教育長会を通して、増員等を国のほうにお願いしていくということで、今活動しているというところでございます。

○石原朝子委員 今後ともスクールソーシャルワーカーをぜひとも増やしていただけて、そして福祉との連携をですね、うまくつないでいただきたいと思います。

次に進みます。ページ428ページの特別支援教育の推進に関連しているのですが、最近、この特

別支援教育に対する理解が浸透されて、生徒数が年々増加しているという話がありますけれども、その中で、その現場で働く教職員の方から御相談が何件かございました。その教育現場において、普通学校におきましては電子黒板、デジタル教科書など整備されているにもかかわらず、特別支援学校におきましては、そういった黒板、デジタル教科書がなかなか、整備状況が不備だということをお話ししておりました。またもう一つ、あと1点はですね、教材費、消耗品ですね。授業に関わる消耗品などもですね、なかなか思うように予算が取れていない状況で、大変子供たちの教育に不便を来しているとお話を聞かせていただきました。特別支援学校においてのそういったデジタル教科書や電子黒板の配置状況、購入状況、そしてまた、教材費に係る消耗品等の予算のほうはどのようになっているかお伺いいたします。

○横田昭彦教育支援課長 お答えいたします。

最初に、電子黒板等、デジタル教科書等の教材の配備状況、予算の確保についてお答えをしたいと思います。特別支援学校における電子黒板については、現在21校中13校に、67台が整備をされています。また、電子黒板ではないんですが、プロジェクターという大型の提示装置、これが全ての学校に整備されている状態でございます。特別支援学校においては、電子黒板以外に、生徒の個々の特性に応じてタブレット端末を利用した授業が多く行われておりますので、タブレット端末等の整備も行っているところです。電子黒板を含めた大型提示装置は、全国で395台、1校当たり平均18.8台の整備になっております。また、特別支援学校における電子教材等の整備についてですが、主に特別支援学校教育用コンピューターを整備する際に各学校にタブレット端末を整備するわけですが、そのタブレット端末の中に、障害に応じた自動点字訳ソフトとか、それから音声認識ソフト、それから学習ソフト等を整備しているところでございます。

続きまして、教材等の件です。特別支援学校にかかわらず、教材費等については受益者負担が原則なんですけど、ただ、大きな教材については予算化されていますので、それでお答えをしたいと思います。

特別支援学校の教材に関する予算につきましては、備品等の整備に特化した特別支援学校理科教育等設備整備事業費、それと自立を目指す特別支援教育環境整備事業費とがあります。また、委員がおっしゃっていたように、学校運営費全般を計上した特別支援学校一般管理運営費がございまして、その3本立てで行っているところでございます。その中の特別支

援学校理科教育等設備整備事業費につきましては、学校の要望に応じまして、過去3年間、29年度は2700万円ほど、30年度につきましても約2500万円、令和元年度につきましては2400万円ということで、学校の要望に応じて整備をしているところでございます。それから、自立を目指す特別支援教育環境整備事業費につきましては、職業教育用の備品、それから、自立活動支援のための備品を整備しているところでございます。過去3年間も学校の要望に応じまして、29年度は約3100万円の整備、30年度には2900万円の整備、令和元年度には4900万円の整備となっております。ただ、特別支援学校の一般管理運営につきましては、学校運営費全般のために、その中に備品購入費や、それから、委員のおっしゃっていた消耗品等が入っております。消耗品等につきましては、各学校の裁量で割り振ることができておりますので、必要な経費については計上されているものだというふうに考えているところですが、その教材費等に特化した決算の集計は行っておりませんので、細かい数字は申し上げることができない状況になっております。

以上でございます。

○石原朝子委員 今答弁がありました理科教育費は29年、30年、元年と減っておりますけど、その理由は、学校からの要望がこの金額だったということでしょうか。

○横田昭彦教育支援課長 理科につきましては、理科に特化した備品ですので、各学校に調査を依頼しまして、今年度、必要なものがあれば上げてくれるということで、学校からの要望に基づきまして予算立てをしております。

備品等につきましては、消耗品と違いまして5年とか3年とかもちますので、そのサイクルで予算が大きくなったり、小さくなったりという状態でございます。

以上でございます。

○石原朝子委員 子ども生活福祉部のほうに移ります。

子供の貧困緊急対策事業、そしてまた、貧困対策推進基金事業などを活用して子供の貧困対策に取り組んでいますが、子供の貧困に関する指標及び目標値を掲げておりますけれども、令和元年度の達成状況と令和3年度の目標達成に向けて、どのような取組をしているのかお伺いします。

ページはですね、子ども生活福祉部90ページと93ページの貧困緊急対策事業、それから推進基金事業になりますけれども、それに関連をしまして伺っ

ております。

○島津典子子ども未来政策課長 お答えいたします。

県では子どもの貧困対策計画に基づきまして、子供のライフステージに即した切れ目のない総合的な施策に取り組んでおります。また、この同計画の着実かつ効果的な推進を図るため、毎年度、施策の点検・評価を実施しており、令和元年度に実施した点検・評価になりますが、41指標中30指標が改善をしている状況です。

また、沖縄子供の貧困緊急対策事業でございますが、内閣府の事業でございますが、この事業を活用して、市町村に支援員が29市町村に118名、子供の居場所が26市町村で148か所設置されるなど、確実に子供たちへの支援というのが広がっている状況でございます。また、計画につきましては、令和3年度までの周期となっておりますので、この子供の貧困対策を一過性のものとせず、継続的な取組として推進していくことが重要でありますので、今後、次期計画の策定についても取り組んでいきたいと考えております。

○石原朝子委員 今、答弁の中で41指標のうち改善が見られたということなんですけど、大きく改善が見られた項目はどの項目になりますでしょうか。

○島津典子子ども未来政策課長 改善が見られた主なものとしましては、放課後児童クラブ支援事業の実施により月額平均利用料が低減していること、また、児童養護施設の子供の大学等進学率については、全国を大きく上回るなど施策の効果ができていると考えております。

以上です。

○石原朝子委員 今後とも目標達成に尽力ください。続きまして、ページ115ページ。

児童虐待の未然防止ということで、早期対応、継続事業がございますけれども、令和元年度の児童虐待の相談件数と各施設の入所状況を伺います。

○真鳥裕茂青少年・子ども家庭課長 お答えいたします。

令和元年度の児童虐待相談対応件数ですけれども、速報値で1607件、対前年度比507件で、46.1%の増となっております。ちなみに、内訳でございますが、心理的虐待が1102件、構成比に換算しまして68.6%、身体的虐待が284件で17.7%、ネグレクトが201件で12.5%、性的虐待が20件で1.2%となっております。

続きまして、施設への入所状況でございます。

児童養護施設の入所につきましてですが、令和2年3月31日現在、県内の児童養護施設8か所が設置されてございますが、定員の合計372人に対しまして入

所児童328人ということで、入所率は88.2%ということになってございます。

以上です。

○石原朝子委員 この元年度の数值は、全国と比較しまして、沖縄県はどのような位置になっておりますでしょうか。

○真鳥裕茂青少年・子ども家庭課長 全国の数值と比較しまして、同じように上昇傾向にどの県もあるということで認識してございます。ただ、令和元年度の全国の順位というのはまだ公表がなされていません、今のは速報値でございますから。ちなみに、30年度で申し上げますと、児童1人当たりの相談対応件数ですね、それに関しましては、沖縄県は全国40位というような状況でございました。

以上です。

○石原朝子委員 入所施設8か所、施設の定員88.2%入所されているそうなんですけれども、職員体制はどのような状態になっておりますでしょうか。

○真鳥裕茂青少年・子ども家庭課長 お答えいたします。

職員体制でございますが、令和2年4月1日現在におきまして、職員配置は児童5.5人当たり職員1人というのが法令で定められているところでございますが、現在、沖縄における8か所の児童施設の体制といたしましては、児童4人に対して1人の職員が配置されていまして、手厚い配置体制が取られているというような状況でございます。

○石原朝子委員 その施設の中心になれる職員、施設長あたりは、こういった資格を持っている方が。有資格者なんでしょうか。

○真鳥裕茂青少年・子ども家庭課長 基本的に児童指導員の経験者が要件として定められていますので、そういった経験のある方が施設長として配置をされているということになります。

○石原朝子委員 それ以外に、その施設の中におきましては保育士等も採用されているのでしょうか、職員ですね。

○真鳥裕茂青少年・子ども家庭課長 職員配置のですね、先ほど申し上げました原則5.5人に対して1人というときの職員体制に関しましては、保育士も含まれておりますので、施設によってばらばらではあるんですけれども、職員として配置はされているということでございます。

○石原朝子委員 子供の年齢に応じて職員配置はされているということなんですかね。

○真鳥裕茂青少年・子ども家庭課長 そのとおりです。

○石原朝子委員 74ページの民生委員活動の推進ということで、慢性的な民生委員不足が続いているということですが、民生委員確保に向けて、県は市町村と連携してどのような取組をしているのか伺います。そしてまた、民生委員児童委員協議会に専門のコーディネーターの活動をしているようですが、活動内容をお願いいたします。

○久貝仁福祉政策課長 民生委員は、地域住民の中に援助を必要とされる方がいれば、相談に応じ、助言その他の援助を行うもので、地域福祉に欠かせない存在であり、担い手確保は大きな課題です。そのため、県では、民生委員が活動しやすい環境を整備することを目的とする民生委員活動活性化事業、これは報告書の74ページの(2)にある事業ですが、具体的に、民生委員活動が身近な存在で、担い手をはじめ多くの市民が関心を持ってもらいたいということで行っています。その中で、県内7か所の民生委員児童委員協議会をモデル地区に指定しまして、支援コーディネーターを派遣して、地域の特性に即した支援活動を展開しました。その中では、相談支援活動のヒントとなる小冊子の作成であるとか、情報交換の場になる定例会の機能強化、あと、職員を招いて相談機関にスムーズなつながりをするという、そういった仕組みについて意見交換をしているところです。

また、こうしたモデル地区における取組・成果を他の民生委員協議会に普及させるために、ハンドブックを作成して、これを研修の中で活用することによってですね、担い手確保につなげていきたいと考えています。あと、市町村との連携についても、民生委員の充足率が低い市町村については、昨年度、部長等をはじめ、市町村に出向きまして、那覇市をはじめ12市町村に出向きまして意見交換を行っています。また、市町村担当者会議において、充足率の高い市町村の取組などを紹介して情報共有などを行っているところです。

以上です。

○石原朝子委員 元年度に作成されたハンドブックを読ませていただきました。大変、本当に分かりやすく、よいハンドブックだと思います。今後とも民生委員の確保にですね、市町村と連携を取ってよりよい活動ができるようにしてください。よろしくをお願いいたします。

以上です。

○末松文信委員長 ありがとうございます。

それでは、次に照屋大河委員。

○照屋大河委員 こんにちは。よろしくお願いま

す。

まず、教育委員会からお願いします。とは言え、事業の評価、成果、概要を聞きたいなど言っていた点については、全て午前中に出てしまっていますので。特に、今、午前中の説明の中であった財源の問題ですね、事業期間が令和3年でというのがですね、就職活動キックオフとか、グローバル・リーダー育成とか、進学力グレードアップ推進事業ということで、令和3年までというふううたわれているんですよ。午前中の説明では、国の交付金事業ということだったのかなというふうに聞いたんですが、この説明からお願いできませんか。

○玉城学県立学校教育課長 これまでのキックオフ、グローバル・リーダー、進学力グレードアップ推進事業等は、国の一括交付金を活用して、令和3年度までの実施が予定されております。それ以降についても、我々は検証して、事業の在り方を含め、継続できるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

○照屋大河委員 先ほど、午前中からの議論でも、非常に効果、評価があると。子供たちの変容もあるし、例えば進学率も数字的にも改善している、就職率も改善しているというような事業ですので、今、継続してできるようにというふうに課長、お話がありました。ぜひ部長からも3年以降、これを拡充、拡大とまではいかないけど、継続してやっていくんだというようなお話が聞けたらなと思うんですが。

○金城弘昌教育長 お答えします。

沖縄振興計画、新法に基づいてですね、一括交付金制度が導入されました。委員御指摘のように、やはり一括交付金制度、沖縄の独自性、沖縄らしさでできた交付金制度でございますので、その効果というのは、今日、午前中でも述べたようなところが、やはり教育委員会の事業においても出てきていますので、ちょっと今、点検・評価、それから振興計画の策定に向けて、企画部が中心になって、全庁を挙げて取り組んでいこうというふうな気概でございますので、しっかり私どものほうとしても、それが令和4年度以降も実現化できるように、精いっぱい取り組みたいと思います。

以上でございます。

○照屋大河委員 隣で比嘉京子委員が、自分の時代にはこんな事業はなかったな、羨ましいなど言っていましたので、ぜひ今の意気込みでやってください。

それから、子供の貧困と福祉の関係でも言われていましたので、この人たちが皆さんや私たちの老後を支えると思って、しっかりと県立高校、子供たち

を支えていただければと思います。

子ども生活福祉部にお願いしたいと思います。

ページ65、人権啓発活動事業について、事業の概要、成果、それから、執行率が71.8%、子ども生活福祉部、前回の説明でも100%近い執行率があったかと思いますが、この71.8%に対する所見をお伺いします。

○榊原千夏女性力・平和推進課長 お答えいたします。

県では人権尊重思想の普及高揚を図り、県民の皆様に人権問題に関する正しい認識を広げるため、法務省からの委託を受けまして、人権啓発活動を実施しているところです。令和元年度は、県におきまして人権啓発カレンダーというものを作成いたしまして、小・中・高校等に配付しております。こちら、配付しましたところ、次年度以降も配付すべきとの回答のほうが多くございました。また、昨年度は人権啓発の講演会、性の多様性等をテーマにいたしました講演会を実施いたしまして、この講演会には250名の方が参加いただきました。その中でも、人権問題の理解や関心が深まった等の回答は多くいただいているところです。また、昨年度、9つの市町村のほうで事業を採択しているんですけども、その中で、市町村の皆さんのほうで人権啓発の講演会等を実施してございまして、地域に密着した人権啓発活動に取り組まれているところがございます。執行率についてですけども、当初予算額728万5000円に対しまして決算額が523万3000円、執行率が71.8%となっているところがございますけれども、こちらにつきまして、先ほど申しました採択している市町村のほうの執行残というところがあったものでございます。この内容につきましても、昨年度、コロナ等の影響もございまして、予定していた講演会等ができなかったもの等もあると聞いてございます。

○照屋大河委員 平成9年度からの事業のようですが、今、偏見や差別をなくそうという機運が非常に大きくなってきているように感じます。議会でも、本会議でしたが、知事としても条例の制定に向けてということでありましたが、今後、その辺に関する担当課の考えというのはどのようにお持ちでしょうか。

○榊原千夏女性力・平和推進課長 県におきまして、これまでも男女共同参画推進条例等でいろんな方が共に暮らしやすい社会づくりのほうに取り組んできたところでございます。

今後も誰もがお互いの人権を尊重し合うような、誰一人取り残すことのない共生社会の実現を目指し

まして、今後も啓発活動等に取り組んでまいりたいと考えております。

○照屋大河委員 知事の象徴というか、今おっしゃられた点については、ぜひ誰一人取り残さないというか、そういう形の事業の進めをよろしくお願ひしたいなと思います。

続いて、67ページの戦没者遺骨収集事業、これは昭和47年度からなんですね。約50年近くたって、その現状、遺骨収集の現状ということで伺いたいと思います。

○大城清剛保護・援護課長 沖縄県は、国からの業務委託を受けて、地域開発等で発見された地表面の遺骨等の収容を行うとともに、埋没壕等に関する情報について国へ提供し、調査、収骨を依頼しております。

これまで収容された遺骨の柱数は、令和2年3月末現在18万5346柱で、2790柱が未収骨となっております。

○照屋大河委員 今の事業の進め方で、その未収を終えるというか、全てですね、収集できるという年度というか、期間というのはどのように見られていますか。

○大城清剛保護・援護課長 これですね、全ての御遺骨を収容するまで遺骨収集に取り組んでいくものと考えております。

○照屋大河委員 47年度からやっています。当初はたくさん集まったというか、分かりやすい、もうどんどん時代がたってきた今はですね、今直近の状況を見てですね、全部やっていきたいという点について、どれぐらいを見通しているんですか。いつぐらいまで。

○大城清剛保護・援護課長 これは国の事業でありまして、県のほうでいつまでということは少し申し上げられないところがあるんですけども、委員おっしゃるように、ここ5年間の遺骨の収容数は平成27年度が111、28年度が30、29年度が7、30年度が18、元年度が暫定値でありますけど59ということで、そのような数になっておりますので。そういう状況であります。

○照屋大河委員 分かりました。

先ほど言ったように、国の責任でその事業をしっかりやっていただけるようなお話をまた進めていただきたい。

この課題のほうになるんですが、ボランティアの方々の高齢化、引退などにより、困難な状況にあるということなんですが、ボランティアの皆さんを集めてやられていますか。

○大城清剛保護・援護課長 NPO法人とか様々なボランティア団体がありまして、そのような方々の力を借りながら遺骨の収容を行っているところです。県のほうでは、食費とか損害保険料、交通費等の費用や作業道具の貸与、不発弾探知委託料等についてボランティアの方に対して支援を行っているものがあります。

○照屋大河委員 課題に示されているように、その団体も少なくなってきたり、あるいは人数も含めて、団体も含めて、継続していくのに厳しさを感じているんですか、そういう状況にあるんですか。

○大城清剛保護・援護課長 年々、高齢化しているということをお聞きしておりまして、それで県のほうでも声かけをして関係を築いて、遺骨情報収集センターを中心に、これらの団体に支援を行っているという状況であります。

○照屋大河委員 ぜひ、その取組をお願いしたいなと思います。

続いて70ページ、「平和への思い」発信・交流・継承事業、事業の概要、成果についての説明をお願いします。

○榎原千夏女性力・平和推進課長 お答えいたします。

本事業は、沖縄県と同様に悲惨な戦争体験等を持つアジア諸国の学生と沖縄の学生が合同で、宿泊研修をここ沖縄で行いまして、その宿泊研修を通してお互いの歴史を学習し、理解し合い、そして、将来の平和構築について共に考える機会というのを提供いたしますことで、近隣諸国の皆さんとのネットワークの形成、そして、平和な社会の実現に貢献できるような国際的な視野を持つ人材の育成を図っていく、ひいては沖縄県を含むアジア地域における安定と平和構築に寄与できるものと、こういう事業であると考えてございます。

昨年度、令和元年度は、この合同宿泊研修には、カンボジア、韓国、台湾、ベトナム、沖縄から、それぞれ5名の、合計25名の学生が沖縄に集いまして、本事業を通して得ました相互理解と平和への発信の誓いとしてシンポジウムを行いまして、その中で共同宣言を作成し、発表したところでございます。

○照屋大河委員 アジアを中心にとということで、非常に評価する事業です。元年度からスタートということですが、今評価をいただきましたけど、実際、その様子とか子供たちの声とかという意味で、ちょっと聞かせていただだけませんか。たくさんのお関心があったのかなとかですね、そういった点について聞かせていただだけませんか。

○榎原千夏女性力・平和推進課長 お答えいたします。

委員がおっしゃるように、非常に注目もしていただいた事業でございまして、この事業の実施の後半に県のほうで副知事のほうを表敬訪問いたしまして、各国代表者から、この事業にける思いですとか、お話もしていただきました。また、この副知事表敬の様様につきましましては、県内のテレビ局ですとか新聞社のほうでも取材していただきまして、同日のニュースのほうでも報道していただいたところでございます。

○末松文信委員長 ありがとうございます。

続きまして、比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 こんにちは。始めます。

まず、子ども生活福祉部のほうからお聞きしたいと思えます。主要施策の成果に関する報告書で66ページ、女性力推進事業、これからお聞きしたいと思えます。

今、働く女性の環境や能力向上に関する実態調査を行ったということが書かれておりますけれども、その結果から女性のキャリアが生かされない主な原因はどのようにお考えか、そして、ちょっと10年前のものをしていると、企業調査も意識調査も商工労働部もやっていたりしているんですけれども、皆さんのところで分かる範囲で、その原因についてと、企業の考え方があったら教えてください。

○榎原千夏女性力・平和推進課長 昨年度、働く女性を取り巻く実態を把握するために、働く女性の環境や能力向上に関する調査というものを実施しましたところ、この調査に回答いただいた30代から40代女性の半数以上が自身のキャリアアップを望まず、その理由として、家庭との両立が難しいこと等を挙げております。実際に9割以上の女性が食事や洗濯などの家事を主に中心として担っていると回答してございます。また、企業に対する調査でございまして、男性の育児関連休暇制度の利用が1割程度にとどまっている現状などが明らかになったところでございます。

○比嘉京子委員 ひもといってみても、遅々として進んでいないような感じがしているんですけれども、この意識調査を生かして、今後どのような取組をなさる計画ですか。

○榎原千夏女性力・平和推進課長 この調査結果を踏まえまして、県としましては、男女共同参画社会の実現に向けまして、今現在も実施してございます第2期となる女性人材育成講座にいる塾を強化いたしまして、女性の能力向上に向けた取組として、

また、男性の家事育児参画を支援する講座の実施、また、女性活躍や男性の意識改革を促進する機運を高める取組等を進めてまいりたいと考えてございます。

○比嘉京子委員 皆さんのほうでは、啓発活動を主に考えておられるのでしょうか。

○榊原千夏女性力・平和推進課長 啓発活動のほうを主に行ってございますけれども、男性の家事育児参画を促進することを目的としまして、昨年度から男女共同参画センターに参画しているのほうで、男性向けの家事の講座等も実施しており、また、デジタルフォトコンテスト等で男性の家事育児参画意識の醸成を図るなどの取組も実施してございます。

○比嘉京子委員 2番目に伺います。

知事部局の現在の管理職の女性の登用の状況はどうでしょうか。また、審議会等への登用の割合はどうでしょうか。

○榊原千夏女性力・平和推進課長 お答えいたします。

総務部の人事課によりますと、知事部局における令和2年4月1日時点での課長級以上の管理職への女性登用率は、その割合は14.7%となっております。また、県の各種委員会及び審議会等の女性委員の割合は、令和2年4月1日時点で29.6%となっております。平成29年に策定いたしました第5次男女共同参画DE I G Oプランにおきまして、目標値40%を定めてございますので、そちらに向かって今後も取り組んでまいりたいと考えてございます。

○比嘉京子委員 なかなか進みにくい意識の問題、それから、意識はあるけれども現実が伴わない、これはやっぱり雇用の形態であるとか様々な要因があると思うんですけど。一つ提案なんですけどね、男女の意識で、男性のほうは、妻のキャリアアップには支援をしたいという、これは新聞等で読んだのですが、そういう思いを高率で表しているわけですよ。でも、それがままならないというところが一つあるのかなと。私はこれ、男性だけではなくて、男女ともに意識の改革が必要ではないかなと思ってますね。女性も男性も、男の子、女の子を育てるときに、その差異はないだろうかと。女の子にはお手伝いさせるけど、男の子にさせているだろうかと。結局、一人で自立できる人を育てるという点においては、全く差異はないはずですよ。だけれども、そういうような仕組みがつけられているのも女性の側にもあるのかもしれない。そういうことを考えますと、私は貧困で食事が作れる、作れないの問題も含めて、ここは非常に大きな問題点では

ないかなと思いますが、いかがですか。女性の意識も変えてほしいという。

○榊原千夏女性力・平和推進課長 先ほどの、私どもが昨年実施いたしました調査の中で、実際に9割以上の女性が食事や洗濯などの家事を主に行っていると先ほど御説明いたしました。

一方で、配偶者のキャリアアップを応援したいと考えているパートナーの男性は9割以上に達しているというところで、具体的な方法としましては、その7割の方が、自分の家事の負担を増やすというような回答をされているという、お気持ちがあるということを把握したところでございます。

今委員のほうから御提案いただきましたように、男性、女性、それぞれの意識のほうを変えていく必要があるというような取組につきまして、今後意見交換等もしながら考えてまいりたいと思います。

○比嘉京子委員 私、今日これを取り上げたのは2つの観点があります。

1つは、男性と女性半々にいるんだけれども、女性の能力を生かし切れていない社会、この格差をどうするのかという問題が1つ。

もう一つは、ウーマノミクスという言葉をお聞きになったことがあると思いますけれども、ウーマンとエコノミーですね、セットにした造語なんですけれども、これ、ゴールドマン・サックスの調査を20年以上前からやっているわけなんです。そのデータによると、女性を男性ほど日本の国が生かし切れたならば、GDPの15%アップにつながるだろうと言っているわけなんです。そうすると、日本の女性は能力はあるけど全部埋もれているという、そういうことの指摘、いわゆる経済アップのためにも女性を表に出していく必要があるという考えですね。その考えが私たちに不足しているのではないかと。そういうことを考えると、私たちの能力を、いわゆる埋もらせ続けている日本社会を変えていく、そういうことがまず一つではないかと思っています。

それともう一つは、よくジェンダーギャップの、世界経済フォーラムが出しているジェンダーギャップの問題がありますけれども、そのジェンダー、男女の格差の4つの指標で、教育と健康保険ですね、それから経済と政治とやっているわけですが、一番劣っているのが政治と経済なんですよね。つまり、能力のある女性たちをヘッドハンティングしているのが外国の企業なんですよ、日本の能力を。ですから、そういう意味で言うと、もう一つの視点は、政策決定の場所に女性が少な過ぎるという、その視点がマイナスの社会を生んでいるとも言えるわけなん

です。この2つの視点を持ってですね、もっと劇的に沖縄県が、言ってみれば進歩していくということができないだろうかと思っているのですが、いかがですか。

○名渡山晶子子ども生活福祉部長 調査結果からも分かるように、男性も女性もそれぞれお互いが能力を発揮して、生きやすい社会を望んでいるにもかかわらず、なかなか進まない。古くからの慣習による役割分担の意識がまだ変えられていなかったり、あるいは委員がおっしゃいましたような、小さい頃からの思い込みと言っているのか分からないですけど、そういった部分もあるいはあるのかなと考えています。そういった部分を変えていくというのは、やはり先ほど来、話が出ておりますけれども、機運を高めていく、意識を醸成していく、お互いを尊重し合うという、先ほど人権という話も出てきましたけれども、大きな意味でのお互いの人権を尊重していくような考え方を幼い頃から持っていくということも重要なのかなと思っています。また、社会を変えていくという意味では、委員が御指摘のとおり、政策部門への女性の進出だったり、意見を述べる場が必要になってくるのかなという部分もございます。なかなか飛躍的にそれを変えていくということは難しい部分がございますけれども、そういった地道な取組の中でみんな考えていって、女性が能力を発揮して、それぞれの個性も生かしながら取り組んでいける社会になっていけるように取組を進めていきたいと考えています。

すみません、ちょっと答えになっっているか分かりません。

○比嘉京子委員 失礼しました。

もう一つはですね、教育委員会もいらっしゃるののでなんですけど、この問題を今、男女共同参画、女性室のほうでやっているのですが、これは全庁的な問題だと思うんですよ。今日の管理職の割合をと言ったら、これ総務部から取り寄せているわけですよ。

ですから、この問題を1つの部署においておくこと自体が、やっぱりそうなのかなという思いがしたわけなんですけど、そこで教育長、教育委員会にちょっとお願いですけど、男女混合名簿ってよく言われるじゃないですか。そこから刷り込み的に、男性の呼ばれた後に女性みたいなことは、大いに我々刷り込まれているわけですが、私も含めて。ですから、一歩下がって何たらというような感じもしないでもないんですけど、そのことも含めて教育委員会ができることというのがあると思うんですけど、その変革もお願いしたいんですけど、いかがですか。

○金城弘昌教育長 お答えします。

今、数値的なものは持っておりませんが、委員おっしゃるとおり、男女混合名簿、いわゆるジェンダーの意識改革という意味では、男女混合名簿をですね、しっかり投じていくということで、小中についてはかなり進んできているようなところがあったと思います。ただ一方で、高校については、やはり授業科目でどうしても難しいところがありますけど、それも確実に進展しております。あわせて、特に男女混合、ジェンダーとちょっと違うのかもしれませんが、いわゆる人権という意味でいくと、LGBTの関係で、いわゆる制服の自由選択制とか、そういうものも着実に進んできていますので、教育の現場でもしっかりそういったことを意識しながら取組は進めていっておりますので、少しずつですが世の中が変わってきているのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○比嘉京子委員 福祉部長、ぜひこれ、商工労働部とかいろんところが関わるわけですよ。ですから、全庁的な考え方で1か所にまとめられるようなことをお願いしたいと思います。

では、次に行きます。待機児童解消について、午前中に小渡委員の質問でお答えいただいたんですが、同じように99ページの待機児童解消支援基金事業とですね、ページ100から102ページの保育所整備の1、2、3ですね。このトータルをして、保育所整備の実績と待機児童が何名解消できたか、それについて、すみません、もう一回お願いしていいですか。早口だったので書けなくて。すみません、ゆっくりお願いします。

○前川早由利子育て支援課長 待機児童解消支援基金事業等によりまして、令和元年度、市町村が実施する保育所等の整備への支援を行ったことで24施設の増と、保育定員にして3540名の増が図られております。また、令和2年4月1日時点の待機児童数は1365人となっており、前年に比較して337人の減少となっております。

○比嘉京子委員 2番目に、待機児童数を今伺いましたけれども、では、認可保育施設と公立の保育園で定員割れは何名でしょうか。

○前川早由利子育て支援課長 令和2年4月1日時点の認可保育所等の定員割れの状況は4900人となっております。また、令和2年8月1日時点の公立保育所の定員割れ状況につきましては、待機児童のいる23市町村に確認したところ、公立保育所64か所で1119人の定員割れとなっております。

○比嘉京子委員 この現実をどのようにお考えでしょうか。待機児童が今、1365人だとおっしゃいましたが、定員割れが両方合わせても6000ぐらいあるわけですね。この現状はどのようにお考えでしょうか。

○前川早由利子育て支援課長 定員割れの理由につきましては、新設園のため、3歳以上に空きがあることや、地域別、年齢別のミスマッチや保育士不足等が課題として、その原因課題として挙げられております。

○比嘉京子委員 以前から申し上げているんですが、やっぱりニーズ調査の精度を高めていくということが必要だと思うんですが、そのことについては進展しているのでしょうか。

○前川早由利子育て支援課長 県においては、令和2年度を始期とする黄金っ子応援プランを昨年度、策定したところでございますが、市町村におきましては、この子ども・子育て支援計画策定に当たり、地理的条件や人口、交通事情、その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況等を勘案して、保育の量の見込みを算出して、必要な保育所等の整備を行っております。量の見込みの算出につきましては、市町村において、また、住民からのニーズ調査や、県におきましても市町村計画に対するヒアリング等を行い、より精度の高い地域ニーズを把握した上での地域別、年齢別のミスマッチを今後解消していきたいと考えております。

○比嘉京子委員 1300人余りと6000人というのは、あまりにもギャップがあると思うんですね。これが2000人前後ならまだしもですよ、これをミスマッチであるとか、それから年齢別の問題であるとかいうことは、私はやっぱり、かなり猛省をかけないといけないのではないかなと、それぞれの市町村を含めてですよ、県のみならず。これからも保育園を造り続けていくわけですよ。今日、午前中の質疑にもありましたように、まだ造り続けていくわけなんですよ。そのことを考えると、これで本当にいいのだろうか。公立なんて本当に、一番環境的に整っているはずなんですよ。そういうところにこそ子供たちを預けたいのに、小規模的なところにどんどん子供たちが行く。筋力の発達が非常に弱いということが指摘されています。そういうような中において施設を造り続けていくというのはいかがなものかと、本当に思うんですが、部長、これはどう考えたらよろしいのでしょうか。

○名渡山晶子子ども生活福祉部長 先ほど課長からお話がありましたように、第2期の黄金っ子応援

プラン策定に当たりましては、市町村においてはニーズの見込み、精度を上げるために、例えば中学校区ごとにニーズを洗い出してみるというような、地域におけるミスマッチを解消するような、きめ細やかなニーズの見込み方、そして、それに合わせた確保策を立てていくというような取組もされたところで。ただ、地域ごとのミスマッチに加えまして、保育士が不足をしているという中での定員割れというのも多くあるところでございます。ですから、その両方の面で取り組んでいかなければいけないと考えておりまして、県のほうでは保育士不足の解消のための支援として、新たに今年度から市町村が取り組む保育士確保のための取組であったり、保育士の負担軽減をするための取組に対する市町村の裏負担への支援とかというのも設けたところでして、そういった取組を通して、待機児童の解消に努めていきたいと考えております。

○比嘉京子委員 次に、今、保育士不足によって解消できない部分があるとお話がありましたけど、保育士不足による待機児童は何名でしょうか。

○前川早由利子育て支援課長 令和2年4月1日現在で、保育所等の定員に必要な保育士323人の不足によりまして、1220人の定員割れが生じているところで。

○比嘉京子委員 ほぼ見えてくることだと思うんですね。それで本当に手を挙げて、市町村で保育園や、または認定こども園等をつくるという手が上がった場合には、徹底して調査をかけるべきだと思いますが、いかがですか。本当に必要なのかどうか。

○前川早由利子育て支援課長 認可保育園を整備するときには県の認可が必要となっております。予算的な措置も必要になれば整備計画も上がってきます。

その際に、県としては待機児童が解消しつつある市町村については、大丈夫なのかというような確認は都度するようにしているところでございます。

○比嘉京子委員 条件が整ったら認めてくるというようなやり方ではなくて、それに今、私は定員欠を聞いたわけなんですけど、それにかつては、国は20%増も認めてきたわけなんですよ。それを入れると万単位でキャパがあるということなんですよ。そのことを踏まえると、私は今後、よっぽどじゃない限り施設を造るということは考えるべきだと思っております。

では、次に行きます。131ページ、病院拠点型の性暴力被害者ワンストップ支援センターについてお聞きしたいと思います。事業の効果と課題と、それに訴え、言ってみれば相談件数ですね、その推移につ

いて伺います。

○榊原千夏女性力・平和推進課長 お答えいたします。

性暴力被害者ワンストップ支援センターは、昨年度8月20日に病院拠点型へ移行いたしましたして、24時間365日体制で相談を受け付けてございます。被害直後からの医療的支援を含めた総合的な支援を迅速に提供できる体制が整えられたところです。性暴力被害者ワンストップ支援センターにおける令和元年度の相談実績ですけれども、新規の相談者数が141人、延べの相談件数が1483件となっており、前年度と比べまして新規の相談者数が90人、延べの相談件数で831件の増加が見られます。また、緊急避妊薬の内服効果があります被害後72時間以内の相談というのにつきましては、令和元年度は新規の相談者数に占める割合が16.3%となりまして、前年度と比べて0.6ポイントの増加があるところです。県としましては、24時間365日対応可能な運営を行うためには、相談支援員や医療関係者の確保や関係機関とのネットワークの構築が重要だと考えており、支援員や医療従事者等を対象としました研修の実施や、各市の関係機関との連携を図っているところでございます。今後も引き続き円滑な運営が行えるように、支援体制の強化を目指して取り組んでまいりたいと思います。

○比嘉京子委員 2つお聞きしたいと思います。

啓発活動を頑張っておられるなど思うんです、啓発活動。今後とも、まだ増えているということは啓発が足りないのかなということと、それからもう一つは、24時間365日の相談対応をとするならば、人員体制は十分でしょうかという2点をお聞きしたいと思います。

○榊原千夏女性力・平和推進課長 ワンストップ支援センターにおきましては、昨年度の病院拠点型への移行に伴いまして、電話番号等を記しましたカードというのを作りまして、各小・中・高にそれぞれ、高校ですと全生徒数ですとか、また、中学校、小学校のほうにつきましても送付しているところでございます。こういう取組を、また関係機関のほうにも可能なところは置いていただくようにいたしまして、周知のほうを引き続き図ってまいりたいと考えております。また、2点目のほうの相談支援員をはじめとした人員体制というところでございますけれども、平成26年度から、相談支援連携型が始まったときからですね、相談支援員の適正な配置を確保するために、性暴力被害者ワンストップ支援センター相談支援員の養成研修というのを実施し、支援員の増員を図ってまいりました。現在相談支援員は35名いまし

て、充足している状況でございます。また、ワンストップ支援センターでは、相談支援員が常時2名体制で相談者の皆様からの電話相談を受けるほか、日中はコーディネーター1名をさらに配置してございます。この相談者が置かれている状況や意思を尊重しながら適切に支援を進めてまいりたいと考えております。

○比嘉京子委員 ありがとうございます。

次に、教育委員会に移りたいと思います。

1番目に、419ページ、幼児教育連携体制推進事業、先ほどもありましたけれども、それについて、事業の設置目的について伺います。

○目取真康司義務教育課長 お答えいたします。

黄金っ子応援プランの中で提言しております沖縄型幼児教育を推進していくため、幼小接続アドバイザーを市町村に配置し、公立幼稚園を所管する市町村教育委員会と保育所、認定こども園等を所管する市町村保育所管課と連携体制を構築することで、幼児教育の充実と、小学校教育への円滑な接続に向けた取組の推進を図ることを目的としております。

以上です。

○比嘉京子委員 沖縄県では、義務教育課と福祉が一緒になって一元化を図ったわけですがけれども、市町村においては、その動き、その流れはどのようになっているのでしょうか。

○目取真康司義務教育課長 お答えします。

市町村におきましては、教育委員会に一元化された市町村が3村と、それから福祉部局に一元化されたところが6市町村ということになっております。

以上です。

○比嘉京子委員 では次にですね、幼児教育の専任の指導主事の配置の割合はどうなっているのでしょうか。

○目取真康司義務教育課長 お答えいたします。

幼稚園の担当をする指導主事を専任として置いている市町村が7市町村ございます。それから、福祉部局に専任を置いている市町村が同じく7市町村ということになっております。

以上です。

○比嘉京子委員 41ある市町村のうち14市町村が専任の指導主事を置いているという理解でよろしいですか。

○目取真康司義務教育課長 そのとおりです。

○比嘉京子委員 それ以外の市町村はどのような体制でなさるのでしょうか。

○目取真康司義務教育課長 幼稚園の専任の指導主事が置かれていない市町村におきましては、小学校

や中学校出身の指導主事を兼ねるといった形で幼稚園の担当をしているという状況であります。

以上です。

○比嘉京子委員 このような状況に至っている理由は何でしょうか。

○目取真康司義務教育課長 様々な理由があるとは思いますが、まず幼稚園においては本務率がかなり低いということで、そういった中から、市町村教育委員会、または所管する課のほうに専任の主事を置くということが難しい状況になっているというふうに認識しております。

以上です。

○比嘉京子委員 先ほども石原委員から、遅きに失しているのではないかという意見がありましたね。やっぱり市町村が、県も含めてですけれど、幼児教育について、あまりにも手つかずで来たということのツケが今、いわゆる顕在化しているのかなというふうに思うんですね。兼務をせざるを得ないであるとか、いわゆる専任の幼児教育者がいないという状態、これをやっぱり変えていかなければいけないと。その14以外の市町村はそれに、指導主事に代わる役割としてはどういう考え方があるのでしょうか。アドバイザーがやるんですか。

○目取真康司義務教育課長 お答えいたします。

全ての市町村ではございませんが、それに代わる役割といたしましては、小中接続アドバイザーがその役割を、一旦は担うところにあるのかなと一幼小接続アドバイザーがその役割を担うというふうに思っております。ただ、小中の兼任の指導主事におきましても、県のほう、または教育事務所のほうで研修、またはそういう勉強会を通して、幼稚園の専門知識を持ちながら勤務しているというふうに認識しております。

○比嘉京子委員 認可外保育園にも3、5歳児はいるわけなんですね。認可外保育園にも3、5歳児、今、公立、認定こども、認可、認可外保育所、4つの施設にいると思うんです、3、5歳児が。

認可外の3、5歳児についても同様に推進をしているという理解をしてよろしいでしょうか。

○目取真康司義務教育課長 おっしゃるとおりですね、認可外保育施設におきましても、幼小接続という観点からは、そこの教員の資質向上というのは大変大切であり、必要だというふうに考えております。県のほうでは、今この認可外保育施設の先生方、希望する場合には研修会等に参加していただきながら資質向上を進めているという状況であります。

以上です。

○比嘉京子委員 教育長に最後お願いですけれど、今ですね、本当に遅きに失したと言ってしまうのではないんですが、これから頑張らないといけないと。今ちょうど3、5歳児が幼児教育の無償化につながったために加速したきっかけがあったんだろと思うんですね。その中でですね、専任の指導主事がいない中で、アドバイザー配置をしながら拠点をつくらうということで今、一生懸命、この1年間回ってくださったと思っているんですね。

その事業を見ますと、令和3年ということで、来年度までということに記載されているので、私はその延長も含めてまだまだ設置率ということ、それから均等な、言ってみれば質のいい幼児教育が受けられる体制は、まだ道半ばではないかと思うんですね。教育長、この事業の延長ということは視野に入っておられるのでしょうか。

○目取真康司義務教育課長 お答えいたします。

今年度より幼児教育班を義務教育課内でスタートさせていただきながら半年間が過ぎましたけれども、やはり私たちとしましても各園、各施設を訪問する上において、それ以前からこのことに、幼児教育の充実に向けて取り組むべきだったなという思いは確かにございます。今後も、この幼児教育推進事業におきましても、私たちとしても、できましたら継続したいという思いはありまして、ただ、県のほうでもですね、今後検討しながら進めていけたらというふうに考えております。

以上です。

○比嘉京子委員 では最後に、特別支援教育の推進について、ページ428に行きたいと思いますが、本当に顕著に、5年に遡って推移を出していただいているんですね。1、障害のある児童生徒が増えていますけれども、その背景は、県としてどのようにお考えですかね。

○玉城学県立学校教育課長 お答えいたします。

背景としまして、平成19年に特殊教育から特別支援教育に変わる法改正が行われ、特別支援教育の対象が特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒に加え、通常学級に在籍する自閉症等の発達障害も対象になったことによると考えております。また、保護者の特別支援教育への理解が広がったことが考えられます。

以上でございます。

○比嘉京子委員 では、情緒に絞ってお聞きしたいと思うのですが、2番目、知的も聞いていたんですが、顕著に見ているのは知的障害と情緒障害なんですよ。今、1番目の答弁のときに、自閉症と

いう言葉と保護者の理解という2つの理由を言われましたけれども、それを判定する方というのは整っているという理解をしていいのでしょうか。例えばこの子は特別支援学校に行ったほうがいいのかというのは、すごく時間がかかるんですね、情緒障害の場合。半年とか1年とか、経過を見ながら判断をするんですけども、そこら辺が、果たしてジャッジがどうなっているのか、グレーゾーンの人もみんな行っているのかどうか、そういう非常に懸念をするんですけど、いかがでしょうか。ジャッジについてお聞きしたいと思います。

○大城政之 県立学校教育課特別支援教育室長 お答えいたします。

まず、市町村においては、障害のある子供たちが就学をする際、その子供が、例えばお医者様から知的障害であるという診断を受けていたり、あるいは自閉症であると診断を受けている場合、そのときに、例えば幼稚園にいるとき、保育園にいるときに、そのお子さんの状態が、社会性や言語性、それがどうなっているかということ、市町村でしっかり実態把握をすることになっております。そして、市町村の中で就学支援委員会、専門家の方々、有識者が集まる組織が設置されます。そこでお子さんの実態を踏まえた上で、客観的に、この子供の、こういう状態なので、こういうレベルの支援が必要ですよ、そのためには特別支援学級がいいのではないかと、あるいはさらに援助が必要であると判断されれば、特別支援学校がよいのではないかとという話し合いが持たれます。当然その際には、保護者が実際にどう思われているのか、保護者の意見も取り込みながら最終的に判断が下されるという形が、今現在、各市町村で行われております。

○比嘉京子委員 この診断はどなたがやっているんですか。

○大城政之 県立学校教育課特別支援教育室長 お答えいたします。

診断に関しては、これは医学的な診断は当然、小児科であったり児童精神科の病院であったりします。

○比嘉京子委員 保育士が幼稚園で、この子はどちらかなど、非常に迷うような、でも通常の学級に行った子供がいるし、そうじゃない子もいます。そのことは保育園や幼稚園の先生方が、非常にその違いを明らかに感じておられます。ですから、客観的とおっしゃるけれど、医学的な、経過観察をしっかりやった判断をしてくれないと、本当に違う方向に行っているという実態があります。

ですから、そこら辺が非常に私は懸念するところ

なので、これからももう少し質問していきたいと思えますけれども、今日は、もし答弁があれば、すみません。終わります。

○大城政之 県立学校教育課特別支援教育室長 今、比嘉京子委員からお話があったことは真摯に受け止めながら、今現在も、各市町村、教育委員会に対しては、保護者の意見もしっかり聞き取りながら、そして客観的にできるよう、しっかり適切に判断できていくよう、研修を通して情報共有を図っているところです。

○末松文信委員長 玉城ノブ子委員。

○玉城ノブ子委員 こんにちは。よろしくお願いたします。

先ほどの質問と、ちょっと重なりもありますけれども、答弁のほうをぜひよろしくお願いたします。

最初に主要施策の93ページ、子どもの貧困対策推進基金事業について伺います。子どもの貧困対策推進基金事業の実施内容と、その成果と今後の課題、計画について伺います。

○島津典子 子ども未来政策課長 お答えします。

子どもの貧困対策推進基金事業でございますが、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会の確保を図るため、子供の貧困対策を推進することを目的として、県が行う事業の費用や、市町村が行う事業を支援するためということで基金を設置し、進めてきた事業でございます。今年度、市町村におきましては、沖縄県子どもの貧困対策推進基金を活用し、就学援助の拡充など、子供の貧困対策を推進していただいております。就学援助率の改善などの効果が現れてきております。

○玉城ノブ子委員 1億3566万8000円の不用額が出ておりますけれども、これはどういうことでしょうか。

○島津典子 子ども未来政策課長 お答えいたします。

令和元年度の子どもの貧困対策推進基金事業につきましては、予算額6億3047万6000円に対し決算額が4億9480万8000円となり、不用額が1億3566万8000円となっております。基金の不用額の主な理由としましては、市町村への交付金の対象となっている就学援助の充実を図る事業につきまして、市町村では就学援助の認定予定者に支援が確実に届くよう予算を計上するため、認定者数が下回ったことにより支援実績との差が生じ、その結果、不用が生じていることが挙げられます。

しかしながら、不用額につきましては、基金から取り崩さずに基金に残高として残るため、予算額に

対する決算額という比較では不用が生じているように見えておりますが、実際には今年度で活用する財源として確保されております。

○玉城ノブ子委員 就学援助制度の受給件数の推移と今後の拡充計画について伺います。

○島津典子子ども未来政策課長 基金活用による就学援助受給者のこれまでの推移ということでお答えしたいと思います。県では、市町村が実施します就学援助の充実を図る事業など、貧困対策を推進する取組に対しまして交付金を交付してございまして、令和元年度においては35市町村に対して交付をしております。そのうち33市町村が就学援助の充実を図る事業を実施しており、認定基準の緩和や支給単価の増額、費目の追加など制度拡充を図っており、この結果、33市町村の実績におきましては、基金活用前の平成27年度と比べまして、就学援助受給者が6386人増加、また、就学援助率は4.4ポイント増加ということになっております。

○玉城ノブ子委員 ぜひ就学援助制度をですね、前は私もいろいろ相談を受けたんですけども、受給したくてもなかなか受給できない。要するに、要件が厳しくて受給できないというふうなことがあったんですけども、また、就学援助制度そのものを知らない方々もいらっしたんですけども、ぜひこれは、就学援助制度を、ぜひ拡充を今後とも進めていただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。これはいいです。

子供の実態調査で明らかになった問題と今後の課題について伺います。

○島津典子子ども未来政策課長 県では、令和元年度に2回目となる高校生調査を実施いたしました。

調査の結果、雇用労働環境の改善が見られたことなどにより困窮世帯の割合は24.6%となり、前回29.3%から4.7ポイント改善をしております。しかし、暮らし向きが苦しいと感じている世帯も多いことから、依然として子育て家庭の生活実態は大変厳しい状況にあると認識しております。一方で学習支援や通学支援などの取組によって、高校卒業後に進学を希望する割合が増えるなどの成果が出ているものの、制度の認知度に課題があるということが分かりました。県としましては、今後、高等教育の就学支援新制度や無料塾など、各種支援制度の周知になお一層努めてまいりたいと考えております。

○玉城ノブ子委員 ぜひその拡充をですね、その実態調査に基づいた支援の拡充をぜひ進めていただきたいということで、ぜひよろしくをお願いいたします。

あと、95ページの子育て総合支援モデル事業、そ

の内容とですね、各市町村、各何か所で実施をしているでしょうか。所得が少ない世帯の高校生に対する支援についての実施市町村、実施箇所についても伺います。

○島津典子子ども未来政策課長 お答えします。

子育て総合支援モデル事業でございまして、県では平成24年度より一括交付金を活用し、低所得世帯の児童生徒に対して、無料塾による学習支援を実施しております。平成24年度は嘉手納町の小中学生教室1か所のみでの設置でしたが、平成26年度からは高校生教室も開設するなど、設置箇所の拡充を図り、令和元年度においては小中学生教室が17町村21教室、高校生教室が10市町村11教室まで増加し、合計で994名の児童生徒を支援しております。また、成績が良好で進学意欲の高い生徒に対する受験対策に特化した学習支援の必要性が課題となったため、令和元年度より民間の進学塾への通塾支援を行う進学チャレンジ支援事業を開始し、中学3年生が2町村2教室で、また、高校生が4市5教室に通塾し、合計で21名の生徒を支援しております。

○玉城ノブ子委員 全ての子供たちにひとしく学習する環境を保障していくという点で、全ての市町村で積極的に、この事業を進めていくことが必要であるというふうに考えますけれども、今後の取組についてぜひ御決意をよろしくをお願いいたします。

○島津典子子ども未来政策課長 平成24年度に本事業を開始する際、生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業について、義務教育までは福祉事務所を設置する自治体が実施主体になれたため、一括交付金を活用しました本事業による小中教室につきましては、町村を対象として設置することといたしました。令和元年度に金武町と八重瀬町に教室を設置したことで、現在沖縄本島内の全町村において小中教室を設置し運営がなされております。高校生教室におきましては、本島北部、中部、南部のほか、宮古、石垣に設置をございまして、送迎対応等も行いながら広域的に生徒を募集し支援を行っているところです。

○玉城ノブ子委員 ぜひですね、これも積極的に皆さん方が全ての子供たちの学習環境をひとしく、同じように保障していくという点で、全ての市町村での実施をぜひ進めていただきたいということを、決意を最後にぜひ。

○島津典子子ども未来政策課長 委員御指摘のとおり、子供たちの支援、進学の夢を諦めないための支援について、引き続き取り組んでまいりたいと思います。

○玉城ノブ子委員 次、114ページの家庭支援相談等事業費について質問をいたします。今、コロナ禍の中で、児童虐待が増加しているというふうに言われておりますけれども、その児童虐待の実態について、人数も含めて把握していますでしょうか。

○真鳥裕茂青少年・子ども家庭課長 お答えいたします。

児童相談所における児童虐待相談対応件数でございますが、速報値で、県立学校が休校になる3月の前の月の2月が82件、3月が92件、4月が93件、5月が104件、6月が157件、7月が121件と増加傾向でございます。

○玉城ノブ子委員 児童虐待ホットラインの実施内容とどのような対応をなされているのか、その内容についてお伺いいたします。

○真鳥裕茂青少年・子ども家庭課長 県におきましては、このようなコロナ禍における増加件数を踏まえまして、親の生活不安やストレスによる児童虐待が懸念されるということで、虐待防止を図るため、相談窓口の周知、広報を新聞等で行ったほか、悩みを抱えた子供が気軽に利用できるLINE相談窓口というものを設置してございます。試行期間ということでございまして、8月から10月までの3か月という形で、週3回、月、水、土曜日に午後4時から7時まで窓口を設置して、職員3名体制で相談に答えているような状況でございます。

○玉城ノブ子委員 児童相談所で、専門の職員が1人当たり対応している件数は何件でしょうか。

○真鳥裕茂青少年・子ども家庭課長 お答えいたします。

児相の児童福祉司1人当たりの持ち件数についてでございますが、平成31年度1月時点で、中央児童相談所が50件、それからコザ児童相談所が34.2件、両児相を合わせた平均でございますけれども、43.7件というような状況になってございます。

○玉城ノブ子委員 私、児童相談所ですね、この児童専門職員の増員、体制を強化していくということが必要なんじゃないかなというふうに思っているんですよ。特に今、児童虐待が件数を見ても増えているようなこの状況の中で、その児童虐待を担当する専門の職員を増やして、十分な対応をすることができるような体制を取っていくことが必要じゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○真鳥裕茂青少年・子ども家庭課長 ありがとうございます。

県におきましては、これまで平成17年度から令和2年度までの16年間におきまして、児童相談所の職

員を99名増加してきたところでございます。このほか、宮古、八重山に児童相談所の分室をこれまで設置するなど体制強化を図ってきておりまして、今年度におきましては、4月から児童相談所に初期対応班というものを新たに班を設置いたしまして、児童福祉司を6名を増加しました。内容としましては、市町村担当支援のものと、あと里親支援というような形で6名増員したんですけれども、さらにですね、現職の警察官を現在3名配置して連携を図っているところでございます。今後も、引き続き児童相談所の体制強化につきましては全力で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○玉城ノブ子委員 今回、児童福祉法、児童虐待防止法、DV防止法の法律の改正もあつたんですけれども、これに伴う児童相談所の機能強化は、具体的に機能強化がなされてはいるのでしょうか。

○真鳥裕茂青少年・子ども家庭課長 先ほどもお話し申し上げましたけれども、児童福祉司につきましては、これまで人口4万人に1人というところが、福祉法の改正で3万人に1人ということになりました、6名増員したところでございます。そのほかとして、専門職の配置という形で、医師、それから弁護士等の配置を現在していましたけれども、児童福祉法の改正で、弁護士につきましては常に連絡できるような体制を取るようにと、あと、医師は嘱託で今現在配置していますが、あとは保健師の配置が義務づけられておりますので、今後、体制の強化につきましては検討して、適切に対応していくことで考えています。

○玉城ノブ子委員 ぜひその体制の強化を進めていただきたいというふうに思います。子供への虐待の陰には、多くの場合DVがあるということが出ていますよね。DV被害者の適切な保護と配偶者暴力相談支援センターとの連携、協力するよう努める関係機関として児童相談所がこれに加えられるようになったというふうに聞いておりますけれども、どのような対応をなさっていますでしょうか。

○真鳥裕茂青少年・子ども家庭課長 女性相談所と児童相談所の連携というのは本当に重要だというふうに考えてございます。県におきましては、今年度からですけれども、女性相談所に児童コーディネーターという新たな職種を配置していきまして、児童相談所との円滑な連携を図ることにしております。現在、令和元年度の実績でございますが、女性相談所に保護された女性は88名おります。その中でも同伴した子供が106名ということで、いかに児童相談所と連携を図っていくかというのが重要な課題でござい

ます。そういうことから、児童コーディネーターを配置いたしまして、同伴児童のですね、心理的なケアであったり、学校にも通わないといけませんから、その辺の、学校関係との連絡調整を主な業務として配置して、連携強化に努めているところでございます。さらにですね、また定期的に児相と女性相談所は連絡会議を開催しておりますので、この辺でも連携強化を図っているところでございます。引き続きまた今後も協力してやっていきたいというふうに考えております。

○玉城ノブ子委員 やっぱ虐待に遭っている子供たちが、声を発し続けることが非常に難しかったり、意見を率直に伝えられない、子供たちの意思を本当に支援の決定過程に反映させる、そういう仕組みをつくっていく必要が今非常に大事になっているのではないかというふうに思うんです。ですから、ぜひ子供たちの声をしっかりと、早くつかんで、そこに早めに対応していくという各機関の支援を、連携を取りながら、その支援をする仕組みづくりをぜひきちんとやって、進めていただきたいというふうに思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

教育委員会の425ページの給付型の奨学金制度についてなんですけれども、県外大学への進学を支援する給付型奨学金制度の実施件数と金額、その成果について伺います。

○横田昭彦教育支援課長 お答えいたします。

県外進学大学生支援事業につきましては、能力を有するが、経済的な理由などで県外への進学が困難な状況にある県内の高校生の県外の難関大学等への進学を促進し、併せて大学等進学率の改善を図ることを目的として実施をしております。委員の御質問のあったこれまでの支援の人数につきましては、平成29年度進学者が25名、平成30年度進学者が25名、令和元年度進学者が25名、今年度の進学者が19名の、合計94名の学生を奨学生として採用しまして、支援を行っております。さらなる大学等への進学率の向上にもつながったものだというふうに考えております。また、事業の実績額につきましては、平成29年度が約2700万円、平成30年度が約4800万円、令和元年度が約6600万円となっております。

以上でございます。

○玉城ノブ子委員 給付型奨学金制度の今後の課題についてお伺いをしたいんですけれども。

○横田昭彦教育支援課長 今後の課題等につきましてお答えいたします。教育委員会といたしましては、国の就学支援新制度が始まりまして、その制度が低所得層への手厚い支援となっております。そういう

ことからですね、本事業につきましてもいろいろ検討する必要があるのではないかというふうに今考えているところでございます。

○玉城ノブ子委員 ぜひですね、全ての子供たちにひとしく学業を保障する環境を整えるということで、人材を育成することは本当に県の重要な課題でありますので、ぜひ給付型奨学金の制度についてもですね、多くの人たちがこの制度を受けることができるような、そういう拡充を進めていただきたい。ぜひ県内の大学にもその支援を広げていただきたいというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

○横田昭彦教育支援課長 お答えいたします。

今年度から実施されております国の就学支援新制度におきましては、県内の大学のみならず、専修学校なども支援対象となっております。給付型奨学金のほか、授業料減免等の制度が実施されております。さらに、低所得層の学生に対しましては、県の給付型奨学金よりも手厚い支援となっている現状でございます。国の支援制度につきましては、学ぶ意欲があり、収入要件を満たす全ての学生が対象となっていることから、低所得層の学生につきましては、まず国の就学支援制度を活用していただく検討をしていただきたいというふうに考えているところでございます。

○玉城ノブ子委員 ぜひ給付型の奨学金制度もですね、希望する多くの人たちが受給することができるように、ぜひ拡充を進めていただきたいということ要望して終わります。

次、431ページの中高校生通学実態調査の内容と、その結果について伺います。

○横田昭彦教育支援課長 中高校生通学実態調査のことについてお答えいたします。中高校生通学実態調査につきましては、県立高校全日制、それから定時制課程の全生徒に対しまして、通学方法、通学に係る経費、通学費負担のための就労状況、アルバイト等ですね、それから通学費補助等によるバス利用の意向ということで、通学費補助があればバスを利用しますかということについて調査を行っております。生徒数4万1942人に対しまして回答が3万5070人ということで、回収率83.6%となっております。調査の結果につきましては、通学で主にバスを利用している生徒は登校時が14.8%、帰宅時が20.9%となっております。登校時は親の車で送迎、それから帰宅時にはバスや徒歩で帰宅する生徒が多いという傾向が見られました。また、中学校に対しましては、中学校の遠距離通学者の状況等を把握するためにですね、市町村立中学校は市町村教育委員会へ、それ

から県立中学校につきましては学校長に対しまして調査を行いました。

市町村立中学校では、登校時はやはり徒歩が多くて66.8%、送迎が27.7%、路線バス等が0.9%となっております。また、帰宅時につきましては、徒歩が76.7%、送迎が17.5%、路線バスが1.3%となっております。

県立中学校につきましては、登校時は送迎が最も多くて77.8%、徒歩が6.7%、路線バスが12.5%となっております。帰宅時には、送迎が55.2%、徒歩が11.9%、路線バス利用が24.1%となっております。

以上でございます。

○玉城ノブ子委員 住民税非課税世帯と、児童扶養手当を受給している独り親世帯の高校生のバス通学の無料化が10月から実施されておりますけれども、その利用者数、金額等について伺います。

○横田昭彦教育支援課長 お答えいたします。

当該事業は10月1日に事業を開始しております。その10月1日時点の通学費支援の利用者数、認定を受けて、利用している人数は2928人となっております。その2928人が利用した費用につきましては、今のところまだ試算ができておりません。

以上でございます。

○玉城ノブ子委員 今ですね、コロナ禍の中で生活が大変厳しいという状況になっております。ですから、バス料金についても負担が大変だという声が上がっているわけなんです。ですから、バス料金の無料化の要件を緩和して対象を拡大してほしいというお父さん、お母さん方からの支援の訴えがございすけれども、これについては、皆さん方、支援を拡充していくという考えについて、ちょっとお伺いいたします。

○横田昭彦教育支援課長 昨今のコロナ感染症の影響で、保護者の失業とか、それから収入が減になって家計急変等につきましては、現状の非課税世帯相当と認められる世帯につきましては、今回のバス通学費の支援の対象としております。また、さらなる拡充につきましては、まだ支援を開始したばかりですので、利用している対象者の数とかそれからバス利用等の状況などを踏まえながら、さらに継続可能な支援の在り方を踏まえたいといけませんので、それを踏まえつつ、今後検討していきたいというふうに考えております。

○玉城ノブ子委員 ぜひよろしく願いいたします。

次に、447ページのスクールソーシャルワーカーについてでございますけれども、これまでも質問がございましたけれども、大変重要な役割を担ってい

ますので、質問をいたします。スクールソーシャルワーカーの配置人数について伺います。

○目取真康司義務教育課長 お答えいたします。

令和元年度の状況ですけれども、スクールソーシャルワーカー、本島内6教育事務所に、合計しまして20名配置しております。

以上です。

○玉城ノブ子委員 今スクールソーシャルワーカーが行っている支援の内容について、具体的に答弁を願います。

○目取真康司義務教育課長 スクールソーシャルワーカーは、福祉に関する専門知識や技能を有する方々をお願いしているところがございますが、特に問題を抱える子供の家庭などに働きかけ、家庭環境を整えることにより子供が安心して学校生活を送れるよう支援を行っているところがございます。家庭の問題を改善することにより、子供の望ましい変容につながったケースが現在も多く報告されておりますので、私たちとしても非常に重要な役割だと認識しております。

以上です。

○玉城ノブ子委員 スクールソーシャルワーカーは、学校の先生方と連携を取りながら子供たちの支援に当たっていくというふうになっているのでしょうか。仕組みとしてはどういうふうになっておりますでしょうか。

○目取真康司義務教育課長 お答えいたします。

おっしゃるとおり、学校のほうに行きまして、学校と連携し、または学級の担任、または養護教諭等と連携しながら、問題を抱える児童、それから悩みを抱えている保護者の方々の相談を受けたり、または問題が明らかに見えてきていることに関して、福祉関連と連携したり、また、教育委員会等と連携しながら、学校と他機関をつなぎながら問題解決を図っていくということで今進めているということでございます。

以上です。

○玉城ノブ子委員 実は、私、以前にスクールソーシャルワーカーの方と連携を取って、子供の訪問、この方が訪問活動をしたら、風邪を引いてずっと寝込んでいて、ところが保険証が発行されていなくて病院に連れていけないという事態が分かったということで、この短期保険証を何とか切り替えることができないのかということの相談を受けて、短期保険証の切替えをすぐさせたんですけど、それで、子供たちの命をこんなことで厳しい状況に追い込まれるというのはおかしいということで、18歳以下の子供

たちの全てに保険証を無条件で交付しなさいという要求をやってそこに結びついたという経緯がございまして、これはもうスクールソーシャルワーカーの果たす役割というのは非常に大きいなというふうに感じておりますので、ぜひそういう意味では、このスクールソーシャルワーカーをもっと、やっぱり体制を強化する、増員していくということが必要なんじゃないかというふうに思いますけれども、教育長、どうでしょうか。

○目取真康司義務教育課長 おっしゃるとおりですね、様々な問題解決に関わっていただきながら、学校、教師、先生方だけでは連携できないところに手を差し伸べていけるこのスクールソーシャルワーカーの価値、または重要性はとても重要だと私たちも認識しております。国の補助金等も活用しながら今採用している状況もございますので、学校のニーズ等を勘案しながら、今後もその措置については考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○末松文信委員長 ありがとうございます。

それでは、15分休憩いたします。

午後3時45分休憩

午後4時0分再開

○末松文信委員長 再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を行います。

瀬長美佐雄委員。

○瀬長美佐雄委員 423ページの「琉球・沖縄の知と心」国際発信事業について何点かお聞きします。1つは、今回ペルーとハワイということになっていますが、それ以外の国も同じように調査するというのでしょうか。

○下地康斗生涯学習振興課長 お答えいたします。

令和2年度につきましては、カナダ、アメリカ、ハワイと令和3年度はブラジル、アルゼンチン、ボリビアについて資料収集及びルーツ調査を計画しております。今年度につきましては、新型コロナの影響もありまして海外渡航が難しい状況ではありますが、県人会などの協力を得ながら、オンライン等によって情報収集や発信を強化していくこととしております。

○瀬長美佐雄委員 移民ルーツ調査と書いてありますが、具体的にはどんな形で進めているのでしょうか。

○下地康斗生涯学習振興課長 主に移民の1世を基本として、1世の方々の渡航先であるとか生年月日、出生地、氏名につきましても英語表記ではあるんですけども、実際の漢字、どういった漢字の名前だっ

たかも含めて、そういった調査をしております。

○瀬長美佐雄委員 世界のウチナンチュ大会で関心を寄せられたのは家系図というか、遡って先祖にというふうな対応がとても、来る皆さんからはそれを兼ねて来たかと、それへの対応状況というか、その分野はどんなものがありますか。

○下地康斗生涯学習振興課長 おっしゃるように、世界のウチナンチュ大会のほうで、前回の平成28年度にそういったルーツ調査、ブースを設置しましていろんな反響がありました。その中でもハワイのほうで、ハワイ州の中で、ハワイ沖縄家系図研究会というふうな団体がハワイのほうにありまして、そことの交流がかなり進められて、ハワイにおける沖縄の県民の移住者の家系図の研究会とタイアップしながら、このルーツ調査、1世も含めて沖縄のルーツの調査を、いろいろ募集してですね、依頼を受けて外務省とか、いろいろな既存の資料を活用しながら、連携しながら調査をしております。

○瀬長美佐雄委員 ちなみに、収集されたものが、ある意味でインターネットでもそういったことが見られるというような対応になるのか確認します。

○下地康斗生涯学習振興課長 今、県立図書館の5階の郷土資料のフロアに移民資料コーナーというのを設置しております。それを充実させようということで調査をいろいろ進めておりますけれども、この調査依頼の申請フォームは英語表記でやっていますが、情報発信というのは今検討をしているところでございます。

○瀬長美佐雄委員 ぜひ充実させてください。よろしくをお願いします。

あと、426ページ、グローバル・リーダーの短期研修について。実は中止したということが気になっていて、中止した皆さんとの関わりでどんな影響が出ているのか、あるいは次年度にそういう皆さんは可能性があるのか、どんな対応になるのでしょうか。

○玉城学県立学校教育課長 お答えいたします。

国際性に富む人材育成留学事業につきましては、令和元年度は87名を欧米、アジア、南米諸国へ派遣しましたが、世界規模で新型コロナウイルス感染拡大に伴い令和2年3月に留学を中止し、3月から6月にかけて全生徒が無事に帰国しております。県教育委員会としましては、帰国後、進級や卒業に不利益がないよう、学校のほうに通知をしたところでございます。また今年度、令和2年度につきましても世界規模の新型コロナウイルス感染拡大がまだ終息のめどが立たないため、派遣生の安全・安心の観点より、昨年度選考した生徒につきましては派遣を中止

したところであります。また、令和3年度の派遣につきましても、この長期にわたる臨時休業により子供たちの学習の遅れが懸念される中、生徒の募集選考が行えない、さらにまだ一先ほども申し上げたとおり新型コロナウイルス感染症の終息がまだまだ先行きが不透明ということで、来年度の長期留学についても派遣を中止したところでもあります。また、グローバル・リーダー育成短期研修事業につきましても、令和元年度は8月から11月にかけての3事業を実施し、アメリカ、ドイツ、台湾に派遣しております。2月から3月にかけてのオーストラリア、ハワイ、中国に派遣を予定していた3事業につきましても中止を行ったところでもあります。今年度も、そのめどが立たないことから令和2年度の事業を中止いたしました。次年度につきましても、新型コロナウイルス感染の状況や国際情勢を踏まえつつ、引き続き本事業が継続できるよう取り組んでいきたいと考えております。

○瀬長美佐雄委員 29番453ページの国際性に富む人材育成留学事業、これは多くの国にまたがっていて、時期的には全部同時期に行くのか、それぞれ国単位で違うのか、どんな状況なのでしょう。

○玉城学県立学校教育課長 それぞれ欧米、南米、アジア等に派遣しますので、その学校に応じて夏休みが違いますので、早いところで7月から8月、遅いところで9月とか、時期はそれぞれずれてきます。

○瀬長美佐雄委員 ちなみに、令和3年に終わると、基本的には。ただ、今回行けなかった方だとは思いますが、来年も見通しが分からないと、実際に切れてしまうと、そうではなくて継続的にこういう事業は続けていただきたいという声がありますが、姿勢としてはどうなのでしょう。継続ありと、4年度以降。

○玉城学県立学校教育課長 次年度以降につきましても、本事業は一定の成果があるというふうに評価しておりますので、引き続き実施の在り方も含め、継続できるよう検討していきたいと考えております。

○瀬長美佐雄委員 ちなみに、せっかく留学へ1年行って帰ってきて、スキルアップであったり通訳であったり、今後の沖縄の発展という点では、人材として民間に委託していますからではなくて、そういった皆さんをどのようにして網羅してネットワークをつくるかという視点では、何か考えはありますか。

○玉城学県立学校教育課長 卒業した後、大学等県外へ行ったり、あちこちなかなか把握しにくい状況がありますが、現在委託業者と連携しながら、卒業生の動向も少しつかんでいきたいというふうに考

えておまして、また、帰国生の帰国報告会がございまして、そのときには、参加した、卒業した皆さんが集まって情報交換をしている状況でありますので、どうにかそういったネットワークができないか、今後検討したいと考えております。

○瀬長美佐雄委員 あと、スクールカウンセラーの配置について、446ページなのですが、ここの課題のほうに公認心理師というふうな指摘があつて、そのおかげで、この事業は何らかの変化があるということなのか、この説明をお願いします。

○玉城学県立学校教育課長 スクールカウンセラーの任用につきましても、ハローワークを通じて募集を行い、面接審査の上、スクールカウンセラー、もしくはスクールカウンセラーに準ずる者として、会計任用職員として1年間任用しております。課題である有識者の確保につきましても、やはりまだそういった数が足りない状況もございまして、確保につきましては、公認心理師協会と連携して、次年度も引き続き拡充に努めていきたいというふうに考えております。

○瀬長美佐雄委員 要するに公認心理師が、そういうふうな対応が、この資格が必要になるということではないということで理解していいですか。

○玉城学県立学校教育課長 公認心理師のみの採用ではなくて、先ほど申し上げたとおり、スクールカウンセラーに準ずる者につきましても採用しております。そういう中で人材の確保にしっかり努めていきたいというふうに考えております。

○瀬長美佐雄委員 次、452ページ、就学援助制度の周知広報事業について、就学援助の効果のほうに、イメージアップを図るという視点もあえて触れているので、そこら辺の位置づけた理由とかを伺います。

○横田昭彦教育支援課長 お答えいたします。

就学援助制度周知広報事業では、テレビ、ラジオ、CM、リーフレット等で、明るいイメージの画像、キャラクター、BGMを使用しまして、また、学ぶことは子供の権利、そして、安心して学ぶ環境をつくるための制度が就学援助制度ですよということをアピールすることで、従来の貧困家庭が利用するというような就学援助制度の概念を払拭し、イメージアップを図ることを狙いとしております。テレビ、ラジオのCMを繰り返し目にしたり聞いたり、また、キャラクターが掲載された明るいイメージのリーフレットを全児童生徒に配付したりすることで、制度を知らなかった保護者や、本来対象であるのに周りの目が気になって申請できなかった保護者、また、手続の仕方が分からなかった保護者などが気軽に地

元の教育委員会へ問い合わせることができるようになったと考えております。また、本事業で実施した街頭のアンケートもありますが、その調査で、CMで知った、大変よい制度だ、利用している、もっと宣伝してほしいなどの声が聞かれ、当該事業により就学援助制度のイメージアップが図られたことで、気軽に申請する機運が高まり、就学援助率の増加に寄与したものだというふうに考えております。

以上でございます。

○瀬長美佐雄委員 ちなみに、28年度以降強化したという事業ですが、この間の推移、今増えつつあるという回答だと思いますが、どんな状況になっているのでしょうか。

○横田昭彦教育支援課長 お答えいたします。

文部科学省が毎年行っている就学援助実施状況調査というものがございますが、沖縄県の就学援助利用状況は、平成28年度が3万1185人で21.57%、平成29年度が3万4134人で23.59%、平成30年度が3万5912人で24.79%となっており、3年間で4727名、3.22%増加しております。なお、31年度につきましては未公表であります。事業実施後の市町村のアンケートもやりましたが、回答のあった30市町村のうち16市町村、53%に当たりますが、申請が増えたと回答をしております。また、テレビCMやリーフレットを見て問合せが増えたという回答をした市町村も多くありまして、事業の認知度の向上につながったものだというふうに考えております。

以上でございます。

○瀬長美佐雄委員 30年度でいいのですが、市町村によってはアンバランスもあるというのがデータとしてあるかなど。ちなみに、11市についての適用率というんですか、今24%まで来ていますが、11市の状況はどうなっていますか。

○横田昭彦教育支援課長 それでは、お答えいたします。

30年度の学用品等の実績になります。那覇市26.15%、宜野湾市28.56%、石垣市19.46%、浦添市25.66%、名護市14.76%、糸満市16.96%、沖縄市31.52%、豊見城市14.53%、うるま市31.80%、宮古島市25.61%、南城市17.85%となっております。

以上でございます。

○瀬長美佐雄委員 要するに、30%を超える自治体もあれば14%という、このアンバランスがあると。その地域によって所得がそんなに変わるわけではないであろうと思われるので、そこはきちっとした適用に努めていただきたいと。あるいはそれがかなわないような、何らかの自治体自体の査定というか、

そういうがあるのであればそれは撤廃すべきだと思いますし、なぜこういう結果になっているのか分析していますか。

○横田昭彦教育支援課長 この文科省の調査につきましては、学用品費が調査種目になっております。

就学援助につきましては、市町村によっては給食費に相当力を入れている市町村がございまして、その給食費を頑張っても、この文科省の就学援助率に跳ね返ってこないという市町村が多々あってですね、ですので、この率で一概にですね、頑張り度が分かるかといえばですね、そうでもないよというところが裏にありますので。ただ、援助率等につきましては県教育委員会のほうで、担当者会議、各市町村の担当者呼びまして情報交換をしております。ここ数年、各市町村が援助率の引上げというんですか、それから認定の度合いというんですかね、それを近づけていくような努力をしております。

以上でございます。

○瀬長美佐雄委員 ありがとうございます。

子ども生活福祉部に移ります。「平和への思い」発信・交流・継承事業と、新規で先ほど何点かありましたが、これはいつ頃行われるのか、そして、期間としてどんな状況なのか確認します。

○榊原千夏女性力・平和推進課長 お答えいたします。

本事業につきましては、沖縄とアジア諸国地域、ベトナム、カンボジア、韓国、台湾の若者が合同合宿、共同学習を通して理解し合い、自国の歴史や体験と沖縄戦の実相と教訓を共に学び、平和発信力の強化とネットワークの構築に向けた取組を行ったような事業でございます。昨年度の実績につきましては、まず合宿宿泊研修というのが、10月11日から10月20日までの9泊10日間の日程で沖縄のほうで行ったんですけれども、それに先駆けまして、8月中に各国において事前の学習を行っているところでございます。この合同宿泊合宿につきましては、沖縄の歴史・文化、また、沖縄戦等をテーマにしました講義ですとか、また、平和祈念資料館、平和の礎等を巡るフィールドワーク、また、相互理解と発信・継承などをテーマとしたディスカッション及び共同宣言の策定を実施したところです。

○瀬長美佐雄委員 先ほど、事前学習とあるので、それは、その国のどこかの機関に委託してやったということなのか、その取組の内容を聞きます。

○榊原千夏女性力・平和推進課長 選考された学生を対象にしたものなんですけれども、学生を対象に、自国地域で起こった内容に関しまして担当教官の指

導の下に、歴史的な学習やそこで得られた教訓等を現地のほうです、資料も作成し自主学習として行ったところです。

○瀬長美佐雄委員 その国に任せたといいこともかもしれませんが、この事業はとても大事だと思います。あわせて、中国あるいは県系人の関わりが深いサイパンとか、そういったほかの国にも広げるという取組なのか、どんな考えでしょう。

○榎原千夏女性力・平和推進課長 事業の拡充という点につきましては、今年度は戦後75年の節目の年でもありますことから、昨年度のアジア諸国に加えまして、原爆の被害のありました広島県と長崎県の学生のほうに参加を呼びかけて共同学習を実施しようというところを計画しているところでございます。今後、事業を進めていく中で、より充実するような方法というのを検討してまいりたいと考えております。

○瀬長美佐雄委員 ぜひ他国にも広げてほしいと要望しておきます。

81、82、生活困窮の自立支援について、全体的な成果、居住確保の取組については、何年推移といえますか、実際成果が上がってきているということなのか確認します。

○大城清剛保護・援護課長 県が所管する町村部においては、平成27年の生活困窮者自立支援制度開始から令和元年度までの5年間で4099件の相談を受け付け、2056人に対して支援プランの作成による継続的な支援を行いました。また、住居確保給付金の利用件数は212件となっております。その結果608人が就労し、150人が増収の結果につながっております。また、継続的な支援を行った方のうち、住まいの安定、自立に向けた意欲の向上、精神的な安定、社会参加の増加が図られたなどの変化があった方が多くありまして、生活困窮の深刻化を予防する効果が現れてきているものと考えております。住居確保給付金の利用件数は、平成27年度が28件、平成28年度が60件、平成29年度が36件、平成30年度が58件、令和元年度が30件となっております。5年間で計212件となっております。現下の状況において複合的な課題を抱える方々を広く対象として、就労支援のみならず家計改善支援、住まいの確保など、個々の生活困窮者の状況に応じた包括的な支援を行う本事業の重要性は増してきているものと考えていることから、県としては今後とも本事業の推進に努めてまいりたいと考えております。

○瀬長美佐雄委員 これの2と3との関連、3は任意と。この流れですね、この2と3の、そこをちよっ

と教えてください。

○大城清剛保護・援護課長 2のほうは、これは相談を受け付けて支援する事業になっておりまして、これは必須になっております。そして、3のほうはここにも書かれていますけれども、自治体のほうで任意に実施するかしないかを決定することができて、県のほうは一時生活支援事業、家計改善支援事業、子供の学習支援などを行っております。

○瀬長美佐雄委員 ここにプランをつくると書いてあるんですね。自立支援に向けたプランかもしれませんが、これは誰がつくる、どんな資格でつくるといふことなのか。

○大城清剛保護・援護課長 これはですね、福祉事務所の設置自治体がこの事業の主体になっておりまして、相談員のほうが相談に乗りまして、それぞれ個々の状況に応じたプランを一緒に考えながら作成していくというものになっております。

○瀬長美佐雄委員 96、97にかけての事業ですが、新すこやか保育事業ということで、その欄に1日当たりの給食費の差があるんですと、効果のほうに、97ページに書いてあります。具体的にはどれぐらいの差という結果なのでしょうか。

○前川早由利子育て支援課長 給食費の助成については、単価の見直しや対象日数を増やすなど、これまで段階的に支援の拡充を図ったところであります。平成29年7月に県が実施しました調査の結果を踏まえまして、平成30年度からは認可保育所並みの給食費の単価となるよう、1日当たり最大148円まで補助額を引き上げたところです。その際に、調査結果として認可保育所と49円の差が生じていたところでございます。29年度に実施した実態調査におきましては、認可保育所で231円の給食費となっております、認可外保育施設で182円ということで、その差額は49円となっております。それを埋めるために、給食費を最大148円にまで補助額を引き上げたところでございます。

○瀬長美佐雄委員 努力を引き続き期待したいと思います。

次、エのほうですが、認可外を認可に移行するというので、この成果について確認します。

○前川早由利子育て支援課長 認可化移行支援事業におきましては、認可外保育施設が認可保育所への移行を促進するための運営費の補助や施設改善に必要な費用の一部を補助する事業となっております、令和2年4月1日現在で、認可外保育施設の認可化で535人の待機児童解消が図られたところでございます。

○瀬長美佐雄委員 当初予定は8施設が、結果として4施設ということで、今年度に引き継がれたのか、今後の見通し、認可外を認可にするという計画はどのようなになっていますか。

○前川早由利子育て支援課長 令和元年度の認可の実績ですが、令和元年度におきましては3施設、定員にして200人の定員が認可化へ移行しております。今年度、令和2年度の実施予定としましては、認可化の移行につきましては、運営費の支援と施設改修費の支援がございまして、運営費の支援対象が3施設、認可化移行の施設整備の支援としまして1施設を予定しております。今後、当該施設の認可化により60名の定員増となる予定となっております。

○瀬長美佐雄委員 待機児童解消は本当に喫緊の課題だということと、黄金っ子応援プラン、先ほど部長回答がありましたが、目標年度をクリアできずに、解消するのを先送りというか、延ばしました。ちなみに、その延ばした中で、待機児童の解決の見通し、今年度、来年度、この計画プランを延長して解消年度までにきちんと解消ができるというふうな状況、見通しについて確認しますが、どうなのでしょう。

○前川早由利子育て支援課長 昨年度始まりました幼児教育・保育の無償化の影響や女性就業率の向上、潜在需要の掘り起こし等による保育ニーズの高まり等によりまして、多くの市町村では、今年度末を待機児童解消時期としておりますが、一部市町村においては、事情によりまして令和3年度末までの解消を見込んでいただいております。県としましては、引き続き交付金等を活用しながら、施設整備や保育士確保に市町村と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

○瀬長美佐雄委員 この間、県としては本当に、貧困の対策を含めて強化してきた分野だと思うんですね。この5年ぐらいを遡ってみると、待機児童を減らすためにどれだけの定数を増やして今日になっているという、保育定数の部分からいうと5年前ぐらいいからの増やした定数、そこはどのようなになっていますか。

○前川早由利子育て支援課長 県では、平成27年度から令和元年度の5年間を計画期間とします第1期黄金っ子応援プランに基づきまして施設整備等に取り組んできたところであり、5年間で保育施設数396施設の増、認可定員数2万4847人の増が図られております。また、認可外保育施設の認可化につきましても5年間で80施設が認可保育所に移行しております。5001人の定員の確保をしたところでございます。

○瀬長美佐雄委員 ちなみに、あと2年後に解消す

るといことになるのか、その見通しについてはどうでしょうか。

○前川早由利子育て支援課長 県としましては、これまでに引き続き交付金を活用した施設整備や保育士確保に取り組むとともに、今年度から市町村が実施する保育士確保に係る国庫補助事業の市町村負担分への支援を開始しております。市町村の保育所入所事務の効率化を図るためのA I等の導入の支援など、新たな事業を含む待機児童対策関連予算を約22億円計上しております。引き続き市町村と連携し、待機児童の解消に向け取り組んでまいりたいと考えております。

○瀬長美佐雄委員 先ほど保育士不足で実際は待機児童になっているというミスマッチというか、表現はどうか分かりませんが、そこで言うと、保育士をきちっと処遇改善、そこはやっぱり重要だと思うんですね。先ほどのいわゆる市町村への支援の中でいう保育士の処遇改善という点では、それでどれだけの効果があると、どれだけの保育定数の増につながると、そこら辺の見通しは何かありますか。

○前川早由利子育て支援課長 令和3年度までに必要な保育士、あと1684人の確保が必要となっております。あと1684人の保育士を確保するために、県としましては保育士への修学資金の貸付けや市町村が実施する保育士試験受験対策講座の実施費用の補助、潜在保育士に対する就職準備金や未就学児の保育料の貸付け等の復職支援を行っております。また、保育士の正規雇用化や年休や休業取得の支援、保育補助者や保育支援者の配置に要する費用の補助など、保育士の処遇や職場改善の改善にも努めているところでございます。引き続き、これらの取組を市町村と連携して取り組みつつ、保育士不足の解消に努めてまいりたいと考えております。

○瀬長美佐雄委員 待機児童解決、より早くという点で引き続き努力を期待したいと思います。

最後に、生活保護行政について何点か確認しますが、この間、生活保護の件数としてはどのような推移になっているのか確認します。

○大城清剛保護・援護課長 沖縄県で生活保護を受ける世帯数、人員数及び保護率について、速報値となりますけれども、令和2年の8月末時点と5年前の平成27年度の年度平均とを比べますと、世帯数は2万6580世帯から3万79世帯と、3499世帯、13.2%の増となっております。人員数については、3万5852人から3万8144人と、2292人、6.4%の増、保護率は、パーセンテージで申し上げますと2.46%から2.57%と、0.11ポイントの増となっております。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 ありがとうございます。

ちなみに、申請から決定まで2週間をめぐるとありますが、実際県の部分は何のぐらいで決定となっているのでしょうか。市の状況が、2週間が結構守られているというところも増えていますし、県の状況を伺います。

○大城清剛保護・援護課長 保護の決定につきましては、申請の日から14日以内、または調査等に日時を要する場合でも30日以内に行わなければならないと規定されております。郡部福祉事務所において、今年度4月ないし8月の5か月間における14日以内に保護の決定を行った件数の割合は、速報値ではありますが、37.3%となっており、令和元年度の17.7%より19.6%改善しております。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 あと、クーラー設置についての考え方を確認します。新規の保護者は、クーラー設置、許可されるという状況ですが、この活用状況とかが分かりますか。

○大城清剛保護・援護課長 クーラーの購入に必要な費用については、平成30年度から、保護開始時において体温の調節機能への配慮が必要な高齢者や障害者、子供、難病患者等がいる世帯に対し一時扶助による支給が可能となったところです。保護の継続世帯については、生活扶助費の範囲内で計画的に購入されるべきものとして一時扶助の支給対象とはされておきませんが、長期入院後に単身生活となるなど、緊急、やむを得ない場合には福祉事務所の判断により支給の検討が可能であると考えております。各福祉事務所に対して、令和2年9月1日時点の被保護世帯のうち、緊急、やむを得ない場合に当たるとして支給を認めた継続世帯数について確認しましたところ、50世帯との報告がありました。

○瀬長美佐雄委員 最近ですが、豊見城で生活保護受給者が、結局申込みしたのに払えない、あるいは、電気料が負担になりそうだということで閉じてしまって、クーラー設置せずに2か月後に亡くなるという実態がありました。ですから制度的に、相談の上というよりも、きちんとこの暑さに対応する、高齢者については、より柔軟にクーラーの設置を認める方向での指導、援助というか、対応を求めたいと思いますが、どうでしょうか。

○大城清剛保護・援護課長 生活保護制度は、国がナショナルミニマムとして全国一律の基準で運用する制度であることから、同制度において基準に基づかない取扱いやクーラーの設置支援を事業化するこ

とはできない状況にあります。県としましては、国に対して、一定の場合に冷房器具の購入、設置費用や修繕費用を支給対象に追加するよう、九州各県、民生主管課長会議を通じて要望しているところがあります。今後とも、生活保護制度が最後のセーフティネットとして十分に機能を果たせるよう、保護の適正な実施に努めてまいります。

以上です。

○末松文信委員長 ありがとうございます。

最後に、喜友名智子委員。

○喜友名智子委員 皆さんがあらかた聞いてしまって、どうしようかなと思いつつ、ほかにも事業、聞きたいことがたくさんありますので、1つずつよろしくお願ひいたします。

まずですね、子ども生活福祉部のほうの118ページ、ひとり親家庭生活支援モデル事業のほうからお伺いをいたします。この事業ですね、平成24年度から始まって10年間の、来年度までの事業と理解していますけれども、これまでの成果と、あと事業概要について教えてください。

○真鳥裕茂青少年・子ども家庭課長 お答えいたします。

ひとり親家庭生活支援モデル事業、通称ゆいはあと事業と申しておりますけれども、本事業につきましては、平成24年度から一括交付金を活用いたしまして、ひとり親家庭が地域の中で自立した生活を営むことができるよう、それを目的に民間アパートを活用した生活支援を中心に、就労支援、子育て支援、子供への学習支援等の総合的な支援を行っております。場所といたしましては、与那原町東浜に1か所目の拠点を開設しまして、平成28年北谷町、それから本部町にも新たに拠点を開設しております。本島内の3拠点において支援を実施しているような状況でございます。

○喜友名智子委員 県内の拠点3か所で行っている事業ということで、執行率が97%で、令和元年だと延べ89世帯の支援を行ったと記載があります。令和元年に関しては、相談や申請などは何件あったのでしょうか。

○真鳥裕茂青少年・子ども家庭課長 令和元年度の実績でございますけれども、支援世帯の総数としては89世帯。内訳は、継続的に支援を行っている世帯が45世帯、それから、支援を新たに決定した世帯が44世帯、年度内に支援を終了した世帯が38世帯ということで、トータル支援世帯が89世帯というような状況でございます。

○喜友名智子委員 新規の支援世帯が44ということ

だったんですけども、そもそも何件の相談と申請があったのでしょうか。

○真鳥裕茂青少年・子ども家庭課長 相談件数については手元に数字がないので。

○喜友名智子委員 後ほどでもよければ、後で頂けますか。

○真鳥裕茂青少年・子ども家庭課長 承知いたしました。

○喜友名智子委員 あとは、この事業ですね、民間のアパートを借りて地域の中で支援をすることというところに特徴があると理解しています。こういった地域の中での生活支援の中で、例えば令和元年度の89世帯の中で最もニーズの高かった支援事業というのはどういったものがあるのでしょうか。

○真鳥裕茂青少年・子ども家庭課長 本事業に関しましては、トータル的に、自立支援に向けて子供の学習支援であったり、あとはお母さん方の就労支援、それからあと、結構債務を抱えている方がいらっしゃいますので、そういった方に対して、専門家を通じての債務整理ですね、カードローンの債務整理であったり、あと家計管理の指導等ですね、あと資格取得のための講座も実施していますので、そういったものを総合的に実施しているというところでございます。

○喜友名智子委員 令和3年度までの事業ということですけども、独り親で今のコロナ禍という状況の中で、ひょっとしたら次年度以降のほうがこれはニーズが高まっていくのではないかと心配をしております。これも国の支援事業、国の財源ということですけども延長の検討などはされているのでしょうか。

○真鳥裕茂青少年・子ども家庭課長 ゆいはあと事業でございますけれども、年々件数も増えてきてまして、全国的にも結構感心が高まって、他県からの視察も多い事業でございます。こういったことも踏まえまして、ニーズも踏まえまして、全国知事会を通して国のほうにも国庫メニュー化について要望をしているところでございます。

○喜友名智子委員 ぜひ延長も含めて、せっかくモデル事業ということでうまくいっているという事業は、ぜひ沖縄発で全国に広げていただきたいと思います。

次は76ページ、手話の普及に関する施策についてお伺いをいたします。こちら、手話の普及に関する施策推進事業ということですけども、この事業ですね、事業の概要と、あと、この事業は手話についての広報やキャラバンの事業になっていますけれど

も、手話通訳者の育成についてはどうなっているのかを伺いたいです。

○宮里健障害福祉課長 この事業は、委員おっしゃるように手話の普及、あるいは聾啞者に対する理解を促進することにより、手話が言語であることの認識の下、聾者と聾者以外の者が、互いの個性人格を尊重して共生することのできる地域社会の実現を目指すために取り組んでいる事業でございます。人材育成については、別の事業で行っておりまして、令和元年度は養成研修の全課程修了者が37名、手話通訳者全国統一試験の受験者が49名、そのうち6名が合格しております。令和2年9月末現在、県に登録している手話通訳者は86名となっております。

○喜友名智子委員 ありがとうございます。

今おっしゃっていただいたこの手話通訳者6名というのは、この86ページの地域生活支援事業の中の方たちと理解してよろしいですか。

○宮里健障害福祉課長 そのとおりです。

○喜友名智子委員 知事も記者会見のたびに手話で挨拶をされていて、これも非常にいいPRになっているのではないかと思います。手話通訳、非常に大事だと思いますので、ぜひ続けていっていただきたい事業です。この広報事業で、すみません、もう一つお聞きしたいのが、(5)県内企業での手話出前講座、県内で3か所とあります。これはどういった企業さんで、何名ぐらいの方を対象に出前講座を行ったのでしょうか。

○宮里健障害福祉課長 一般県民向け手話講座としまして、地域バランスを考慮して、本島、それから宮古、八重山地域においてそれぞれ1企業において実施しております。

令和元年度については、本島のほうではホテル業で23名、それから、宮古島市については診療所のほうで28名、石垣市については同じくホテル業で8名の方に参加していただいて講座を開催しております。

○喜友名智子委員 この企業さんたちは、県が公募をして、手話通訳を学びたいですということで応募をされてきたのでしょうか。要は、県が声かけをして来た企業なのか、それとも企業のニーズがあったから県がそれに応えたのか、どちらだったのでしょうか。

○宮里健障害福祉課長 今年度は商工会等を通じて事業の周知を行ってですね、その中から希望のあった企業の中から選定しているという状況でございます。

○喜友名智子委員 ほかにもし受講したいという企業さんが漏れてしまったのであれば、ぜひ次年度

以降もフォローしていただけるようお願いをいたします。

次がですね、88ページ、軽度・中等度難聴児への補聴器の購入助成事業になります。執行率が43.6%と半分を切っているのが気になっていますが、理由についてお聞かせください。

○宮里健障害福祉課長 この事業は、軽度・中等度難聴児に対して市町村が補聴器の購入及び修理に要する経費を助成した場合に、当該助成費に対して補助する事業となっております。本事業の積算でございますけど、市町村の要望を基に予算措置してございます。しかしながら、実際の補助件数が当初の見込みを下回っているということで、執行率が低くなっているというふうな状況になってございます。

○喜友名智子委員 予算が不足しているよりは、必要な方にきっちりと十分に届いた上での数字ということであれば、執行率の低さも理解はいたしました。ちなみにこれ、執行率が低くて不用額があるのであれば、補助率を上げるということではできないですか。

○宮里健障害福祉課長 年度途中で執行率を上げるということは予算執行上適切でないと考えておりますので、例えば補助率を上げるということになりますと、当初からやっぱりこの補助率でということにしないといけないということになります。そうしますと、これまでどおり市町村の見込みが同じであれば、県の予算が増えるだけで、結果、実績を出してもらうということになれば、執行率自体はやっぱり低いままになってしまいますので、そうではなくて、やはり精度を高めていただくということを市町村と一緒にやっていただきたいのと、あと、周知が足りない部分ももしかしてあるかもしれませんので、その辺は、医療部局、医療機関とか教育委員会、学校の現場等、そういった皆さんとも連携して、周知に努めていただいて、必要な方に補助ができるような形でやっていきたいというふうに考えております。

○喜友名智子委員 お子さんの時期だと、やっぱり周りの大人が気づいてあげないと、子供が、自分が難聴だと気づくこと自体に時間がかかってしまって、そこで育ちに影響があるということが一番のリスクだと思いますので、ぜひ予算の予実管理という面も大事なんですけども、耳の聞こえないお子さんの取りこぼしがないような形で事業を続けていってほしいと思います。次がですね、108ページの保育士の確保、離職防止の支援のところなんですけれども、先ほどからほかの皆さんの質疑において、待機児童解消のためには保育士の確保が今なかなか難題であると、箱はあるけど人がいないという状況は非常に

理解をしております。ただそうは言っても、募集はしても人が集まらないんだよねといつまでも言っているかもしれないのですが、この保育士の確保、代替保育士の確保がなかなかできないという理由を、今どのように県のほうとして分析されているでしょうか。

○名渡山晶子子ども生活福祉部長 保育士につきましては、毎年保育士資格を有する登録者数については増えていて相当程度いるにもかかわらず、保育の現場に結びついていない、いわゆる潜在保育士も多いというようなことが課題となっております。その原因といたしましては、様々な調査をしているところではございますが、処遇の問題であったり休みが取りづらいといった問題であったり、責任の重さという部分も含めて、そういった課題があるというふうに考えているところでございます。

それで、県におきましては、この産休代替事業もそうなんですけれども、様々な事業ということで、年休取得の支援であったり休憩取得の支援であったりをしているほか、あと正規雇用化促進事業ということで、非正規から正規雇用化に取り組んだ保育所に対して補助金を出すというような、様々な観点から保育士の処遇改善に取り組んでいるところでございます。

○喜友名智子委員 やはり、潜在保育士は多いけれどもなかなか人が集まらないというところは、どうしても、やはり募集という意味で、募集をしてもらわないと人が来ないというところの厳しさはよく理解をしているつもりです。ただ、やっぱり保育園の先生方は限られた人間関係といいますか、毎日同じ職員、同じ親御さん、それから同じ園児の相手をするという、なかなか自分の世界が保育園の中でどまっているのではないかという閉塞感で辞めてしまう、園に戻ってこないという方が多いとも聞いているんですね。この108ページの事業でいいますと、やはり出産や病気による代替要員ということでの募集になっているので、恐らく募集をする方からすると、仕事が見つかったとしても1年か、長くて2年ではないかと。そういう職場に応募をして、本当に自分の未来があるのかと、やっぱり心配をして応募をしないという面はあると思うんですね。なので、もし長期で保育士がほしいということであれば、ぜひ県のほうでも代替要員としての勤務が終わった後の先まで一緒にフォローできるような形で事業を進めていくと、ひょっとしたら執行率や保育士さんの応募が上がるのではないかと思いますけれども、県のほうで対応は可能でしょうか。

○名渡山晶子子ども生活福祉部長 今、委員がおっしゃいましたように、例えば正規職員として働きたいという保育現場へのニーズとしてある一方で、逆に短時間から始めてみたいというようなニーズもあるということが分かったこともきっかけとして、例えば休憩保育士の支援事業みたいな、休憩代替から入って行って慣らしていただいてフルタイムにいていただくというような、様々な現場復帰のためのニーズを今、保育士・保育所支援センターなどで、現場を離れた保育士さんたちの声を聞きながら、職場復帰に向けたメニューを増やす中で様々な取組をしているところでございます。

○喜友名智子委員 保育士さんたちの働く環境の厳しさについて、ぜひ県もこういう情報を持っているよとか、こういう取組をしているよということはぜひどんどん発信をしていただいて、安心して働ける職場であるという理解を広げていていただきたいと思えます。

次が教育委員会のほうになりますけれども、440ページの英語立県沖縄推進戦略事業になります。こちらのほうでですね、事業の概要からまず教えていただけますか。

○玉城学県立学校教育課長 お答えします。

英語立県沖縄推進戦略事業では、英語によるコミュニケーション能力の向上及び異文化理解教育の推進を目的に、英語担当教員の指導力向上、児童生徒の英語力向上とともに、交流と体験の機会の拡充を図っているところであります。英語小中高大連携委員会としての取組として、英語能力判定テストやその結果のフィードバック研修を行っております。また、県立高等学校全英語担当教員を対象に研修を行っております。5年間でしっかり、全ての教員を対象に研修を行っております。また、英語事業マイスター発掘プロジェクトとしまして、優秀な英語教員の認定事業を行い他の模範となる優れた授業力を備えた教員を発掘し、それをまた広げていこうというふうな事業でございます。また、国際交流推進委員会と一2つの委員会がございます、その1つ、国際交流推進委員会の取組としましては、海外交流拠点形成の拡充ということで、これまで4か国7拠点、アメリカ、カナダ、オーストラリア、中国との教育友好交流協定書を交わすなど、あるいはまた、学校間で姉妹校の交流を促進しております。また、その委員会の中で、県内外国語関係機関との連携ということで、英語でお仕事プログラムというのを実施し、英語を活用した国際的な仕事の紹介を通して、中高生の英語を活用した職業があるよというようなこと

で、そういった活動を行っているところであります。

以上でございます。

○喜友名智子委員 この中での英語能力判定テストというのは、具体的にどういった内容のテストになるのでしょうか。

○玉城学県立学校教育課長 お答えします。

英語能力判定テストにつきましては、公益法人日本英語検定協会が作成しております、生徒の英語能力を判定するテストでございます、これを本県高校生、全ての高校2年生を対象に実施したところでございます。それを行った結果を、またフィードバック研修で生かしているというふうな状況でございます。

○喜友名智子委員 この事業の課題の中で、大学入試制度の改変に伴って、英語においては外部試験を活用することが評価されるとあります。この外部試験というのは、具体的にどのテストを想定されていると県のほうで認識しておられますか。

○玉城学県立学校教育課長 文科省が、国が大学入学共通テストに英語民間検定試験の導入を検討しておりますが、本年度の実施が見送られ、今再検討されているところであります。英語の教員の指導力については、今申し上げたとおり英語立県沖縄推進戦略事業において先生方の指導力向上に取り組んでいるところでございます。

○喜友名智子委員 通常、日本において英語の民間試験を受けるというと、英検、TOEIC、TOEFLが恐らく相場であろうかと思えます。県のほうでは、外部試験としてこのような英語の活用を高校のほうでも広げていくという計画はありますか。

○玉城学県立学校教育課長 特にどの検定を広げるということではございませんが、ただ、文科省が毎年その一つの指標として、英語検定協会が実施している英語検定ですね、高校生におきましては準2級相当以上の高校生を目標に取り組んでいるところでございまして、それに向けて、この戦略事業においても、英検が主催する英語能力判定テストに基づいて、子供たちの英語力の向上に一判定する場合、相当するとか相当しないとか判定するときに、その英検の能力テストを参考にしているところでございます。

○末松文信委員長 休憩いたします。

(休憩中に、喜友名智子委員から英語の教員の英語指導力について聞きたいとの発言があった。)

○末松文信委員長 再開いたします。

玉城学県立学校教育課長。

○玉城学県立学校教育課長 この指標としまして、CEFRというものがございまして、複数の言語を対象とした学習、教授、評価のための枠組みとして長年言語教育の研究成果を基盤にヨーロッパで開発された評価指標がございまして。そのCEFRの中心になっているのが言語達成度を表す共通参照レベルで、A1からC2までの6つのレベルで設定されております。そういった共通の指標を基に先生方の指導力も判定するというようになっております。

文科省の調査によると、沖縄県の、今先生の話だったんですけども、生徒の英語力についてですね、高校3年生に所属している生徒のうち、英検準2級相当、いわゆるCEFR、A2と言われておりますけれども、それ以上の英語力を有すると思われる割合は、令和元年度の全国平均43.6%に対し本県44.3%となっており、若干であります全国平均を上回っている状況でございます。

○喜友名智子委員 このCEFRの試験で、聞く、読む、話す、書くというものがバランスよく、英語力がはかれると理解してよろしいですか。

○玉城学県立学校教育課長 CEFRは試験ではなくてですね、一つの指標というふうに捉えられてございます。ですので、共通のテストではなくて、様々な民間が実施するテストを基に、それからCEFRという指標に換算するという作業が行われて判定されるということです。

○喜友名智子委員 今後沖縄が英語立県を目指す上で、英語の能力をどの指標ではかるかというところは、やっぱり統一した指標がないとなかなか勉強するほうも教えるほうも難しいと思いますので、ぜひ中身については今後また詳しく、県のほうでも発信をされてください。

次がですね、438ページのキャリア教育推進事業についてお伺いをいたします。キャリア教育は、私も実は県内の小中高校とキャリア教育についての講演を何回か依頼されたことがありまして、非常に先生方の関心、熱意が高まっている分野だと思います。ただ、県のほうで、このキャリア教育というものを学校教育の中でどういうふうに位置づけているのか、いま一度意義をお聞かせください。

○玉城学県立学校教育課長 キャリア教育については、若者のフリーター志向の広がりや無業者の増加などを背景に、平成11年に職業観や勤労観を育てる教育としてキャリア教育という文言が公的に登場しております。その後、キャリア教育は社会的、職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通してキャリア発達を促す教育と再定義さ

れまして、インターンシップのみをもってキャリア教育と捉えていないかとか、あるいは卒業直後の進学や就職に絞った出口指導のみを行っているのではないかなどの指摘があり、教職員一人一人が自ら担当する教科、科目や教育活動の中でキャリア教育を具体的に実践できる力を高める必要があるというふうに示されております。特に、新学習指導要領におきましてはキャリア教育の文言がしっかり明記されておまして、学校教育全体を通して取り組むように示されております。このような中で、県立高等学校においてはキャリア教育担当教諭を配置し、全体計画や年間指導計画の作成、地域、企業等と連携したインターンシップや社会人講話などを通して、子供たちの社会的、職業的自立に向け取り組んでいるところでございます。また、学校の学びと将来のつながりを生徒が実感し、学習意欲を高められるようにキャリア教育の視点を踏まえた授業改善にも取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○喜友名智子委員 今の答弁の中で、インターンシップに行けばキャリア教育ではないかという安易な考えに対してきっちり疑問を持たれていることに安心をいたしました。同じ問題意識を私も持っています。今の時代、特に情報通信分野というのは入れ替わりがすごく激しくて、産業界の求めに応じるだけでは、ひょっとしたらこの子たちが学校を出る頃にはその技術が陳腐になっているかもしれないという可能性はやはりあるかと思えます。ぜひ教育委員会のほうでは、こういった長期的な部分は見落とさずにキャリア教育を進めていただきたいと思えます。

最後はすみません、要望になりましたが、以上で終わります。

○末松文信委員長 ありがとうございます。

喜友名智子委員の質疑は終わりましたけれども、答弁の訂正の申入れがあります。

女性力・平和推進課長から答弁を訂正したいとの申出がありますので、発言を許します。

榎原千夏女性力・平和推進課長。

○榎原千夏女性力・平和推進課長 すみません、先ほど瀬長委員への答弁の中におきまして、事業の説明を申します際に、令和と平成を間違えてしまいましたので、おわびして訂正します。

よろしく申し上げます。

○末松文信委員長 それでは、以上で子ども生活福祉部及び教育委員会関係決算に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○末松文信委員長 再開いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

今回は、明 10月16日 金曜日 午前10時から委員会を開きます。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 末 松 文 信

令和2年第6回
 沖縄県議会（定例会）
 閉会中継続審査

土木環境委員会記録（第1号）

開会の日時、場所

年月日 令和2年10月15日（木曜日）
 開会 午前10時3分
 散会 午後4時26分
 場所 第3委員会室

説明のため出席した者の職、氏名

土木建築部長	上原国定君
土木建築部参事	與那覇聰君
土木総務課長	砂川健君
技術・建設業課長	島袋一英君
道路街路課長	前川智宏君
道路管理課長	上原智泰君
河川課長	外間修君
海岸防災課長	新垣義秀君
港湾課長	野原良治君
空港課長	大城勉君
都市計画・モノレール課長	仲嶺智君
都市公園課長	高嶺賢巳君
下水道課長	比嘉久雄君
住宅課長	與那嶺善一君

本日の委員会に付した事件

- 1 令和2年 令和元年度沖縄県一般会計決算
第6回議会の認定について（土木建築部所
認定第1号 管分）
- 2 令和2年 令和元年度沖縄県下地島空港特
第6回議会議別会計決算の認定について
認定第5号
- 3 令和2年 令和元年度沖縄県下水道事業特
第6回議会議別会計決算の認定について
認定第7号
- 4 令和2年 令和元年度沖縄県宜野湾港整備
第6回議会議事業特別会計決算の認定につい
認定第13号 て
- 5 令和2年 令和元年度沖縄県中城湾港（新
第6回議会議港地区）整備事業特別会計決算
認定第16号 の認定について
- 6 令和2年 令和元年度沖縄県中城湾港マリ
第6回議会議ン・タウン特別会計決算の認定
認定第17号 について
- 7 令和2年 令和元年度沖縄県駐車場事業特
第6回議会議別会計決算の認定について
認定第18号
- 8 令和2年 令和元年度沖縄県中城湾港（泡
第6回議会議瀬地区）臨海部土地造成事業特
認定第19号 別会計決算の認定について

出席委員

委員長	瑞慶覧	功君		
副委員長	下地	康教君		
委員	座波	一君	呉屋	宏君
	照屋	守之君	上里	善清君
	次呂久	成崇君	島袋	恵祐君
	比嘉	瑞己君	玉城	健一郎君
	新垣	光栄君	金城	勉君

○瑞慶覧功委員長 ただいまから土木環境委員会を開会いたします。

本委員会所管事務調査事件「本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について」に係る令和2年第6回議会議認定第1号、同認定第5号、同認定第7号、同認定第13号及び同認定第16号から同認定第19号までの決算8件の調査を一括して議題といたします。

本日の説明員として、土木建築部長の出席を求めています。

まず初めに、土木建築部長から土木建築部関係決算の概要説明を求めます。

上原国定土木建築部長。

○上原国定土木建築部長 おはようございます。本日もよろしくお願いたします。

それでは、令和元年度土木建築部の一般会計及び下地島空港特別会計外6特別会計の歳入歳出決算の概要を御説明いたします。

ただいま通知いたしました歳入歳出決算説明資料（土木建築部）をタップし、資料を御覧ください。

それでは、画面をスクロールしていただき、説明資料1ページを御覧ください。

土木建築部の歳入総額は、予算現額（A）1169億8291万3854円に対し、調定額（B）920億5633万9660円、収入済額（C）905億3023万4012円で、収入

済額の調定額に対する割合、収入比率は98.3%となっております。

また、不納欠損額(D)は、6359万5985円、収入未済額(E)は、14億6250万9663円となっております。

通知をタップして、2ページを御覧ください。

歳出総額は、予算現額(A)1310億7791万1470円に対し、支出済額(B)968億8429万2211円で、支出済額の予算現額に対する割合、執行率は73.9%となっております。

また、翌年度繰越額(C)は、280億8304万1485円で、繰越率は21.4%となっております。

さらに、不用額(D)は61億1057万7774円で、不用率は4.7%となっております。

次に、会計ごとの歳入歳出決算状況について御説明いたします。

3ページを御覧ください。

土木建築部の一般会計の決算について御説明いたします。

歳入は、予算現額(A)1001億2824万3554円に対し、調定額(B)754億7006万4835円、収入済額(C)744億2979万7602円で、収入比率は98.6%となっております。

また、不納欠損額(D)は6359万5985円、収入未済額(E)は9億7667万1248円となっております。

不納欠損額の主なものは、(款)使用料及び手数料の4219万3961円で、県営住宅使用料等の時効援用によるものであります。

また、収入未済の主なものは、(款)使用料及び手数料の6億2077万644円で、県営住宅使用料の滞納による未収金等であります。

次に、5ページを御覧ください。

歳出は、予算現額(A)1142億2324万1170円に対し、支出済額(B)848億1278万2638円で、執行率は74.3%となっております。

翌年度繰越額(C)は265億1426万8111円で、繰越率は23.2%となっております。

不用額(D)は28億9619万421円で、不用率は2.5%となっております。

繰越しの主な理由としましては、計画の変更や関係機関等との調整の遅れ等であります。

また、不用額の主な理由は、河川等災害復旧事業において災害発生が想定より少なかったことによるものであります。

続いて、特別会計の決算について御説明いたします。

次に、7ページを御覧ください。

下地島空港特別会計の決算については、歳入が、予算現額(A)9億4621万円に対し、調定額(B)6億9585万121円で、収入済額(C)も調定額と同額となっております。

次に、9ページを御覧ください。

歳出は、予算現額(A)9億4621万円に対し、支出済額(B)は6億5014万3271円で、執行率は68.7%となっております。

翌年度繰越額(C)は2億8494万5000円で、繰越率は30.1%となっております。

不用額(D)は1112万1729円で、不用率は1.2%となっております。

繰越しの主な理由は、空港場周柵改修工事が国の経済対策関連補正において年度中途に予算措置されたことによるものであります。

また、不用の主な理由は、人事異動による人件費の減等によるものであります。

次に、10ページを御覧ください。

下水道事業特別会計の決算については、歳入が、予算現額(A)141億2920万5500円に対し、調定額(B)137億2279万5118円、収入済額(C)132億5920万2163円で、収入比率は96.6%となっております。

また、収入未済額(E)は4億6359万2955円であり、収入未済の主な理由は、公営企業会計への移行に伴う打切決算により、令和2年度収入として整理されている歳入があることによるものであります。

次に、12ページを御覧ください。

歳出は、予算現額(A)141億2920万5500円に対し、支出済額(B)は98億6548万7058円で、執行率は69.8%となっております。

翌年度繰越額(C)は11億1669万9774円で、繰越率は7.9%となっております。

不用額(D)は31億4701万8668円で、不用率は22.3%となっております。

繰越しの主な理由は、入札不調によるものであります。

不用の主な理由は、公営企業会計への移行に伴う打切決算により、令和2年度支出として整理されている歳出があることによるものであります。

次に、13ページを御覧ください。

宜野湾港整備事業特別会計の決算については、歳入が、予算現額(A)6億1251万円に対し、調定額(B)7億3833万7067円、収入済額(C)7億2337万9257円で、収入比率は98.0%となっております。

また、収入未済額(E)は1495万7810円であり、収入未済の理由は、談合問題に係る賠償金の未収金等であります。

次に、14ページを御覧ください。

歳出は、予算現額（A）6億1251万円に対し、支出済額（B）6億911万454円で、執行率は99.4%となっております。

不用額（D）は339万9546円で、不用率は0.6%となっております。

次に、15ページを御覧ください。

中城湾港（新港地区）整備事業特別会計の決算については、歳入が、予算現額（A）5億8533万5800円に対し調定額（B）4億8149万1722円で、収入済額（C）も調定額と同額となっております。

次に、16ページを御覧ください。

歳出は、予算現額（A）5億8533万5800円に対し、支出済額（B）4億3053万3281円で、執行率は73.6%となっております。

翌年度繰越額（C）は1億4919万7400円で、繰越率は25.5%となっております。

不用額（D）は560万5119円で、不用率は1.0%となっております。

繰越しの主な理由は、モータープール利用者との調整により、追加の施設が必要となり、その調整に時間を要したことによるものであります。

次に、17ページを御覧ください。

中城湾港マリン・タウン特別会計の決算については、歳入が、予算現額（A）2億1291万円に対し、調定額（B）4億6518万3057円、収入済額（C）4億5789万5407円で、収入比率は98.4%となっております。

また、収入未済額（E）は728万7650円であります。

次に、18ページを御覧ください。

歳出は、予算現額（A）2億1291万円に対し、支出済額（B）1億8335万5452円で、執行率は86.1%となっております。

不用額（D）は2955万4548円で、不用率は13.9%となっております。

不用の主な理由は、大型MICE施設整備事業の遅れに伴い、土地売却のための不動産鑑定や分筆測量ができなかったこと等によるものであります。

次に、19ページを御覧ください。

駐車場事業特別会計の決算については、歳入が、予算現額（A）1394万3000円に対し、調定額（B）1億6075万7713円で、収入済額（C）も調定額と同額となっております。

次に、20ページを御覧ください。

歳出は、予算現額（A）1394万3000円に対し、支出済額（B）1313万5146円で、執行率は94.2%となっております。

不用額（D）は80万7854円で、不用率は5.8%となっております。

次に、21ページを御覧ください。

最後に、中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計の決算について御説明いたします。

歳入が、予算現額（A）3億5455万6000円に対し、調定額（B）3億2186万27円で、収入済額（C）も調定額と同額となっております。

次に、22ページを御覧ください。

歳出は、予算現額（A）3億5455万6000円に対し、支出済額（B）3億1974万4911円で、執行率は90.2%となっております。

翌年度繰越額（C）は1793万1200円で、繰越率は5.1%となっております。

不用額（D）は1687万9889円で、不用率は4.8%となっております。

繰越しの理由は、沖縄市による土地利用計画が見直される可能性が生じたことにより、地盤改良等の実施設計や工事ができなかったことによるものであります。

不用の理由は、主として沖縄市による土地利用計画検証作業の影響を受け、予定していた土地造成工事等ができなかったことによるものであります。

以上で、土木建築部の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○瑞慶覧功委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。本日の質疑につきましては、決算議案の審査等に関する基本的事項（常任委員会に対する調査依頼について）に従って行うことにいたします。

決算特別委員長から調査を依頼された事項は、沖縄県議会委員会条例第2条に規定する所管事務に係る決算事項でありますので、十分御留意願ひます。

要調査事項を提起しようとする委員は、質疑の際にその旨を発言するものとし、明10月16日、当委員会の質疑終了後に改めて、要調査事項とする理由の説明を求めることにいたします。

その後、決算特別委員会における調査の必要性についての意見交換や要調査事項及び特記事項の整理を行った上で、決算特別委員会に報告することにいたします。

委員長の質疑の持ち時間については、決算特別委員会に準じて、譲渡しないことにいたします。

また、質疑に際しては、あらかじめ引用する決算資料の名称、ページ及び事業名等を告げた上で、該当ページをタブレットの通知機能により委員自ら通

知し、質疑を行うようお願いいたします。

さらに、答弁に当たっては、総括的、政策的な質疑に対しては部局長が行い、それ以外はできるだけ担当課長などの補助答弁者が行うことにしたいと思いますので、委員及び執行部の皆さんの御協力をよろしくお願いいたします。

なお、課長等補助答弁者が答弁を行う際は、あらかじめ職、氏名を教えてください。

質疑及び答弁に当たっては、その都度、委員長長の許可を得てから、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

それでは、これより直ちに各決算に対する質疑を行います。

下地康教委員。

○下地康教委員 それでは、まず、主要施策に関する報告書の376ページですけれども、沖縄振興公共投資交付金事業の道路に関してです。

宮古管内におけるですね、道路事業を継続している路線を伺いたいというふうに思います。

○前川智宏道路街路課長 お答えいたします。

現在、宮古管内における道路整備につきましては、道路事業で3か所、街路事業で4か所の整備を推進しているところであります。

○下地康教委員 この路線名を教えてくださいと思います。

○前川智宏道路街路課長 道路事業で下地島空港佐良浜線、城辺下地線、平良下地島空港線、伊良部大橋橋詰広場。街路事業で市場通り線（西仲宗根）、マクラム通り線、マクラム通り線（下里工区）、久松線。

以上でございます。

○下地康教委員 この路線ごとの現在の進捗率を伺いたいと思います。

○前川智宏道路街路課長 下地島空港佐良浜線が約67%、城辺下地線が約7%、平良下地島空港線が約76%、伊良部大橋橋詰広場につきましては令和元年度で完了いたしております。続きまして街路事業ですが、市場通り線が約51%、マクラム通り線が約42%、マクラム通り線（下里工区）が約1%、久松線が約10%。

以上でございます。

○下地康教委員 マクラム通りの下里地区ですか、それが1%というふうになっておりますけれども、これはかなり進捗率が低いんですが、これは何ですか。

○前川智宏道路街路課長 下里工区の遅れている理由でございますが、下里工区の都市計画変更の調整におきまして、市道大道線と交差部がございまして、

当該箇所におきまして、県道、市道ともに一部、カママ嶺公園の敷地がかかることから、市道大道線の計画と公園の面積の減に対する方針等の調整に時間がかかったことによるものでございます。

○下地康教委員 これは都市計画絡みというふうに思われるんですけれども、この都市計画の作業はどの程度進んでいるんですか。

○前川智宏道路街路課長 都市計画の手続につきましては、ほぼ終了しているということでございます。

○下地康教委員 先ほどの答弁では、都市計画絡みで遅れていると、進捗率が上がらないということだったんですけども、今の答弁では、都市計画はもう完了しているということですけど、その辺の整合性はどうか。

○前川智宏道路街路課長 全体的な工程の中で都市計画の変更時間に時間を要したというところでございます。

○下地康教委員 もう一度、お願いします。

○前川智宏道路街路課長 当路線の全体的な工程の調整の中で、都市計画の手続に時間を要したために遅れているというところでございます。

○下地康教委員 では、もう完了しているから、これからは事業は進むというふうに理解してよろしいですか。

○前川智宏道路街路課長 今後につきましては、早期の事業推進に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○下地康教委員 もう都市計画の手続が完了しているので、それに関するハードルは越えた。これからはいろいろな事業を実施するための作業を進めていくということで理解してよろしいですか。

○前川智宏道路街路課長 委員がおっしゃるとおり、そのとおり進めてまいる考えでございます。

○下地康教委員 全体ですね、公共投資交付金の繰越額が24億6543万7000円というふうになっておりますよね。これは、宮古地区における繰越事業の合計合算値というんですかね、それは分かりますか。

○前川智宏道路街路課長 申し訳ございません。今、現時点におきましては宮古島の部分だけの集計というのが手元にはございません。

○下地康教委員 それでは決算書ですね、先ほど部長から説明を受けたんですけども、9ページの款項目でいきますと、下地島空港の建設費ですね、それが、翌年度繰越しが全額繰り越されているんですけども、この内容をもうちょっと詳しく聞きたいと思います。

○大城勉空港課長 下地島空港の予算に関しまして、

補正予算のほうで、国から年度末に予算を補正でいただきまして、その執行が年度末には契約できないことになりまして、丸々予算繰越しという形になっております。

○下地康教委員 事業の内容をお聞かせいただきたいと思います。

○大城勉空港課長 場周柵の更新工事になっております。

○下地康教委員 もう一度、お願いします。

○大城勉空港課長 場周柵の更新工事になります。

○下地康教委員 場周柵というのは何ですか。

○大城勉空港課長 空港の外郭をフェンスで囲うものになります。セキュリティー上、必要な事業になります。

○下地康教委員 これは、基本的には、それが今まで設置できていなかったということですか。

○大城勉空港課長 今回、老朽化がひどく、更新工事となっております。

○下地康教委員 分かりました。

それと、今の決算の説明資料の12ページですね、款項目でいきますと、目の下水道事業で、翌年度の繰越額が11億円余り、不用額が20億円余り出ていますけれども、その内容をちょっとお聞きしたいと思います。

○比嘉久雄下水道課長 よろしく申し上げます。

下水道事業におきましては、令和2年4月1日に公営企業会計に移行いたしました。その際、出納整理期が制度上、存在しないということになりまして、令和2年3月31日までに調定及び支出負担行為を行っている収入及び支出については、4月1日以降に受け入れるという手続をする必要がある場合には、令和2年度の公営企業の歳入歳出として整理されるということになります。この場合、令和元年度の特別会計から見た場合は、それが経理上不用という形になりますので、31億円余りの不用については、そういう公営企業会計の移行に伴って発生した不用でございます。

一方、繰越しにつきましては、建設改良ですね。下水道施設の建設改良を実施していく中で、処理上の工事—建築工事等でどうしても不調・不落が続いたりということの中で、約11億円の繰越しが発生したという状況にあります。

以上です。

○下地康教委員 今回、公営企業法の改正によるものですか。

○比嘉久雄下水道課長 法の改正ではなくて、もともと法はあったんですけれども、これに関して、我

々下水道事業として公営企業法を適用するということに関して、令和2年4月1日に適用させていただいたということでございます。

○下地康教委員 要するに、今まで、法の適用外だったがそれが法適用になったという理解でよろしいですか。

○比嘉久雄下水道課長 そのとおりです。

下水道事業については任意適用企業でございましたが、これを適用事業として適用させていただいているということです。

○下地康教委員 それでは、次の質問に移ります。

これは主要施策に関する報告書の361ページ、那覇港の整備についてですけれども、これは那覇港管理組合の母体の負担金についてでございます。沖縄県は那覇港の母体負担金の全体の6割を拠出しているというふうになってはいますが、那覇港管理組合で負担金はどのような事業に支出されているのか、また、どのような継続事業が実施されているのか、それを伺いたいと思います。

○野原良治港湾課長 那覇港管理組合の一般会計の予算規模についてですけれども、令和元年度における那覇港管理組合の一般会計当初予算額は33億6034万8000円となっております。各構成団体からの負担金については那覇港管理組合の一般会計予算に計上され、港湾総務費、港湾建設費、あと公債費等に充てられており、令和元年度の県負担金額は約10億9533万9000円となっております。あと、継続事業の内容ですけれども、那覇港管理組合における補助事業は、港湾改修事業として臨港道路港湾2号線の改良事業、社会資本整備総合交付金事業として海岸堤防等老朽化対策緊急事業、これは那覇港海岸（新港ふ頭地区）において行われております。また、那覇港橋梁耐震補強事業を実施しております。また、沖縄振興公共投資事業として港湾改修事業、これは利便性向上のための臨港道路1号線の道路改良などを行っております。あと既存施設延命化事業として、エプロン修繕、防舷材等、浦添埠頭地区の浦添ふ頭緑地（東）整備などを実施しております。

○下地康教委員 これは港湾計画の改定の作業が始まっていると思うんですけれども、この改定の作業の中で委託業務というのものもあると思うんですが、それにも使われているということなんですか。

○野原良治港湾課長 港湾計画の改定に係るこれまでの調査費用にも充てられておまして、港湾計画改定に関する調査業務については、これまで計画フレームの整理や施設整備計画の検討、長期構想検討委員会の設置・運営等を行っております。令和元年

度は貨物量推計調査、戦略貨物検討・調査等を実施しておりまして、契約金額は1848万円となっております。

○下地康教委員 港湾計画に係る調査委託業務の総額は1800万円余りというふうに理解してよろしいですか。

○野原良治港湾課長 1848万円というのは令和元年度の契約額となっております。

○下地康教委員 その調査内容は、先ほど答えていただいたとおりでと思うんですけども、具体的にですね、港湾計画の改定が、その作業が進んでいると思うんですけども、その中でですね、いろんな検討委員会が立ち上がっていると思うんですけども、それで、長期構想検討委員会も設置されていると思うんですけど、その長期構想検討委員会の今までの開催等ですね、それを教えてください。

○野原良治港湾課長 那覇港長期構想検討委員会については、第4回委員会が平成28年3月に開催しております。

○下地康教委員 これは、28年に第4回ということですね。それ以降は開催されていないという理解でよろしいですか。

○野原良治港湾課長 はい。

○下地康教委員 長期構想検討委員会ですね、委員長、副委員長、行政機関のメンバーを職名で教えていただけますでしょうか。

○野原良治港湾課長 委員はオブザーバーを入れて27名いらっしゃいます。委員長は日本港湾協会の副会長、あと学識経験者としては琉球大学の名誉教授、28年当時ですけれども、沖縄国際大学の教授等になっております。行政機関としましては、海上保安庁、那覇海上保安部の部長、財務省沖縄地区税関の次長、那覇市、浦添市の副市長、沖縄振興局、沖縄総合事務局、あと県の企画部、商工労働部、文化観光部、土木建築部などとなっております。

○下地康教委員 それではですね、この長期構想検討委員会と併せてですね、港湾計画の改定を進めるにおいてですね、作業を、地方港湾審議会というのが立ち上がると思うんですけども、その地方港湾審議会の開催、今までの開催はどうだったのでしょうか。

○野原良治港湾課長 平成30年現在で、審議会のメンバーとして、地方港湾審議会として放送大学の副学長や東京海洋大学の教授、港湾関係者、あと県の土木建築部長、那覇市、浦添市の副市長などが委員としてとなっております。

○下地康教委員 私が質問したのは、地方港湾審議

会は現在の港湾計画の改定を進めるにおいて、これまで何回開催されたかというのを聞いているんです。

○野原良治港湾課長 これまで、一部変更ですとかいろんな改定を行っております、全体で何回開催したというのは、手元に今、回数がございません。

今回、現段階では今、長期構想検討委員会で検討中でございますので、それが済んだ後に地方港湾審議会に諮るということになります。

○下地康教委員 今、大きな港湾計画の改定に向けて作業が進んでいると思うんですね。その段階で今、長期構想検討委員会の段階ですと。その長期構想検討委員会の中である程度もんで、その形をつくって、具体的に港湾計画の審議会を設けて、絞り込んで議論を進めていくという考え方でいいんですか。

○野原良治港湾課長 そのように考えております。

○下地康教委員 それではですね、これから新たな港湾計画を策定するという作業が進んでいると思うんですけども、この港湾計画の改定におけるロードマップというんですかね、いつまでに、また、どのような作業を進めてやるのかというようなことを教えてください。

○野原良治港湾課長 現在は、長期構想検討委員会を一時中断いたしましたして、今、浦添ふ頭地区調整検討会議ということで、民港の在り方等の検討を行っているところでございます。その中において協議が調って、長期構想検討委員会に諮られた後、約20か月で港湾計画の改定ができるものと見込んでおります。

○下地康教委員 それではですね、去る議会の本会議でも議論されたんですけども、今回、那覇港管理組合がですね、意識調査をしていますね。あれはどのような位置づけになるのでしょうか。

○野原良治港湾課長 今回の意識調査については、那覇港管理組合は、港湾計画の改定に向けて、民港の形状案について各構成団体からの意見や提案、また、県民や関係団体からの幅広い意見・意向について港湾機能との整合を図りながら、可能な限り尊重、反映ができるように進めていきたいということで、実施をしたということでありまして。今回の意識調査というのは、現在一先ほども申し上げましたけれども、長期構想検討委員会を一時中止いたしましたして、あと浦添ふ頭地区調整検討会議が設置されて、その中での一先ほども申し上げました、意見を収集、意向調査を実施するというところで実施されておりました、そういった意見を受けまして、今後、浦添ふ頭地区調整検討会議の中で民港の形状案についての考え方の案ができるものだと考えております。

○**下地康教委員** 今までの答弁だと、今回の意識調査というのは、もう本当に初期段階というふうに理解してよろしいですか。

○**與那覇聰土木建築部参事** 繰り返しになりますけど、現在、浦添ふ頭地区調整検討会議において、県、那覇市、浦添市の産業戦略とか、あと那覇港における需要の分析などを踏まえつつ、港湾計画の方向性を導き出すということの検討を行っております。今回の意識調査についてですが、那覇港管理組合としては、港湾管理者の立場で独自に実施している調査ということで、那覇港の今の現状とか、将来展開について、市民や県民からの幅広い意見を聴取して、港湾計画の方向性を導き出す際の基礎資料を作成するというので、その目的で実施しているということでございます。

○**下地康教委員** その内容は十分分かっているんですよ。

ただ、今の段階でこの意識調査というのが本当に初期段階といいますか、そういう形で調査が実行されたのか、それを伺っているんですね。

○**與那覇聰土木建築部参事** 初期段階の調査ということで、管理組合独自の調査ということで今、取り組んでおります。

○**下地康教委員** 初期調査というふうに答弁をいただいたんですけども、しかしですね、この重大な初期調査においてですね、手続に不備があったということで調査が中止になっています。そういうやり方というのはですね、非常に計画の進め方、作業の進め方が非常に不適切だというふうに考えられるんですけども、今後ですね、この意識調査を再開する予定があるのかどうか、また、再開する場合はいつ頃になるのか、これを教えてください。

○**野原良治港湾課長** 那覇港管理組合としては、意識調査の再開については、県、那覇市、浦添市の理解が必要と考えており、構成団体と協議の上、再開したいとのこととあります。那覇港管理組合からは、いつからということの回答は得ておりません。

考え方としては、今、私のほうで答弁した考え方を持っていこうとのこととです。

○**下地康教委員** 答弁の内容がはっきりしません。要調査事項として、その点に関して私のほうで提案したいと思います。

それともう一つですね、今回の調査において、その改定計画のイメージ図がですね、非常に問題だというふうに捉えています。

つまり、イメージ図の中で色分けをしているんですけども、色分けをしていない箇所が見えるんで

すね。それが非常にその調査の中で、県民に対して混乱といいますか、理解しづらいふうになっていまして、これはぜひですね、那覇港管理組合に来ていただいて、要調査事項として調査をしたいというふうに思います。

以上です。

○**瑞慶覧功委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から下地康教委員に対し、誰にどのような項目を確認するのか改めて説明するように指示があった。)

○**瑞慶覧功委員長** 再開いたします。

下地康教委員。

○**下地康教委員** 再開する意識調査の内容をしっかりとお聞きしたい。那覇港管理組合の管理者である知事にその意識調査がいつ行われるのかということのしっかりとお聞きしたい。

○**瑞慶覧功委員長** ただいま提起のありました要調査事項の取扱いについては、明 10月16日の委員会の質疑終了後において協議したいと思います。

引き続き質問を行います。

座波一委員。

○**座波一委員** お願いします。

主要施策の事業とか、そういうふうには上がっていないんですが、辺野古の埋立事業に関する問題ですね、これは許認可業務でありますので、知事が一丁目一番地と掲げるこの問題に大きく関わっているわけですね。当然、令和元年度も関わっておりますので、その対応と経費についてまず伺います。

要するに、人件費や事務経費も決して少なくないわけですから、事業費として上がってはいなくても、それなりの分はかかっていると考えていいわけですよ。

○**新垣義秀海岸防災課長** お答えします。

辺野古関連につきましては、海岸防災課のほうで公有水面埋立法を所管しているということで、その対応をいろいろ許認可業務を行っています。

その許認可業務につきましては、海岸防災課で所管しております海岸、砂防、それぞれの許認可業務がございますので、それらの一つとして辺野古の場合も取り扱っております。具体的には、海岸砂防事務費ですとか、海岸砂防管理費、あるいは職員費、そういった予算から支出されております。

○**座波一委員** ですから、決算に絡めて質問しております。

それですね、先日の会議でも問題になりましたが、万国津梁のメンバーからの一フェイスブックで一その一員から、この意見書に一変更申請承認に関

するですね、意見書をぜひ呼びかけて一募集したわけですね。その窓口が、今言う海岸防災課となったわけです。これが1万8900件かな、来たということですが、この意見書をどう生かすつもりなんですか。

○新垣義秀海岸防災課長 公告縦覧に伴いまして、各利害関係者から意見書を徴収しております。先ほども委員からありました1万8904件の意見書が届いておりますけど、その意見書の記載事項としましては、まず住所、氏名、意見の内容を記載することになっておりまして、その背景、どこそこのインターネットを見て書きましたとか、そういった意見の背景については記載する必要がございませんので、こういった背景で意見を出されたのかについては確認のしようがないと考えております。

○座波一委員 土木部としてですね、沖縄県の土木行政、これを今、進めている中でですね、このような正式な手続に沿って進めてきたはずのこの埋立事業がですね、このようにまた申請関係でですね、ある意味での一また先ほどの議論になりますけど、初期段階の議論に持ち込もうとしているわけですよ。

この沖縄県の土木行政がですね、私は万国津梁会議が提言するSDGsがですね、今、割と大きく影響してきているんじゃないかなと考えています。ですので、今後の土木行政がどう変わっていくのか、今後の沖縄県でですね、埋立事業ができるのか。浦添の移設の問題も、こういったことを全部ひっくめていったら、本当にこれ土木行政の中でできるのか、最も基本的な問題に突き当たってくるわけです。そこをどう考えるか。

今まで土木行政が継続不可能な開発をしていたのか、私はそうは思っていないよ、しっかりと継続できる行政をして、土木行政をしていたと私は思っています。それなのに、このようにですね、基本的な問題までくるような今事態になっている。沖縄県の土木行政は大丈夫か、それを聞いているんです。部長はどう考えますか。

○新垣義秀海岸防災課長 土木建築部としましては、公有水面埋立法の手続に基づきまして、その法律に対する適合性など、そういったものを審査してまいりたいと考えております。SDGsの理念としては、それはそれとして尊重してまいります。行政としましては、公有水面埋立法の法律の趣旨に基づきまして、厳正に、適切に対応してまいりますということです。

○座波一委員 ただいまの答弁は、本来、部長が答えるべきだと思うんですが、このSDGsの持続可能な目標についての土木行政の在り方がですね、い

ま一つ見えてこない。これはですね、今後の沖縄の土木行政に大きく影響する問題ですので、ここではもう答えがないと思っておりますので、要調査事項として上げたいと思います。

○瑞慶覧功委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から座波一委員に対し、誰にどのような項目を確認するのか改めて説明するように指示があった。)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

座波一委員。

○座波一委員 土木部のですね、関わる辺野古の埋立問題に、さきにあったメンバーがですね、埋立変更承認申請に関して意見書を求めた、公募をしたことを公表しているわけですね。そういうふうには土木部の海岸防災課が深く関わっているというこの事態、要するにSDGsが土木行政にも大きく影響が出てきていると考えております。

その考えの中でですね、今後の沖縄県の土木行政がSDGsの名の下にどのように変わっていくのか、これまでの持続可能な開発目標がなかったのかということですね、確認するために、今の段階では答えがないものですから、県知事、あるいは副知事と呼んでいただいて確認したいと思います。

○瑞慶覧功委員長 ただいま提起のありました要調査事項の取扱いについては、明 10月16日の委員会の質疑終了後において協議いたします。

引き続き質疑を行います。

座波一委員。

○座波一委員 続きまして、先ほどの下地委員が取り上げた361ページ的那覇港の整備についてもですね、ここもまた先ほど議論のありましたとおり、初期段階の調査に戻ってしまったわけですね。それもやはり、新聞投稿にありましたとおりですね、そこにはっきり書かれております。県民の意識調査に基づきSDGsの観点を反映させるとして、意識調査への協力を呼びかけたと明確に書かれております。ですので、ここでもですね、SDGsという理念が事業に影響を与えてきているという問題。これは先ほどの考え方と一緒に、これまでの行政方針をですね、SDGsが変えることができるのかということです。これは、大変大きな問題が今、沖縄県にあると思っておりますので、それについて土木行政のトップとして考え方を伺います。

○上原国定土木建築部長 お答えいたします。

SDGsの考え方というのは持続可能な開発ということで、これは尊重されるべきものだろうというふうには考えております。先ほど海岸防災課長が答

弁したとおりですね、公有水面埋立法に基づいて埋立ての計画というのは審査をし、許可または承認されるべきものでございます。那覇港管理組合が実施している浦添埠頭地区の検討についても計画策定中ですが、それも公有水面埋立法に基づく手続が計画策定後にですね、港湾計画の策定後にそれが行われるということでございますので、必要な埋立てというのは今後とも行われる一必要性があれば行われるものだというので、SDGsの考えとは、別に相反するものではないということで考えております。

以上です。

○座波一委員 今、部長の答弁で、SDGsの理念と相反するものではないというのであればですね、そういった初期問題に戻るような調査なんか必要ないですよ。先ほどの新聞の投稿と大いに矛盾する話であって、これは非常におかしな問題です。これが行政側の、土木部行政のトップの意見であるならば、真っ向から管理組合のやり方と違うということになってきますので、そこもですね、先ほどの理屈からいって、この問題は、やはりトップである県知事に聞くべきだと思って、要調査事項としたいと思っております。

○瑞慶覧功委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から座波一委員に対し、先ほどの要調査事項と一緒に確認したところ、SDGs絡みで趣旨は似ているが別であることを確認した。)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

ただいま提起のありました要調査事項の取扱いについては、明 10月16日の委員会の質疑終了後にお願いいたします。

引き続き質疑を行います。

座波一委員。

○座波一委員 続きまして、具体的に主要施策等は出てきませんが、ハード交付金の問題について伺います。直近5年間の推移でですね、どうしても市町村の配分が少ないということで、事業が進捗しないんだと、あるいは仕掛かり中の継続事業が全く進展しないという問題、非常に大きな問題となっておりますが、この配分についてですね、直近5年間の推移をお願いします。

○砂川健土木総務課長 お答えいたします。

土木建築部における沖縄振興公共投資交付金、いわゆるハード交付金の平成27年度から令和元年度までの各5年間の推移は、平成27年度の土木建築部の配分額は530億1785万9000円で、このうち県分が336億

2863万9000円、市町村分が193億8922万円。平成28年度の配分額は429億3396万6000円で、うち県分が303億350万1000円、市町村分が189億3046万5000円。平成29年度の配分額は395億3389万9000円、うち県分が244億8348万円、市町村分が150億5041万9000円。平成30年度の配分額は342億2052万1000円で、うち県分が221億7571万円、市町村分が120億4481万1000円。令和元年度の配分額は268億808万1000円で、うち県分が177億2024万円、市町村分が90億8784万1000円となっております。

○座波一委員 やはりですね、市町村分がですね、当初の一括交付金、ハード交付金の考え方というのは、県と市町村が半々というような考えに基づいてやっていこうということだったと私は記憶しているんですよ。これがですね、ハード交付金の中で、都市モノレール等々の大型事業に大分配分が行って、市町村分が減ったというふうに私は思っているわけですが、そこら辺は事実として、そういう答弁もありましたから、そういうことで考えていいですか。

○砂川健土木総務課長 ハード交付金の配分につきましては、当初から1対1の配分というのは、我々は、そういう配分は取っておりません。ハード交付金の配分につきましては、それぞれ道路、港湾、それから下水道等ありますので、各事業ごとにそれぞれ県分、市町村分というのを配分を定めて、それを積み上げて今のような金額になっていると理解しております。それから、先ほど都市モノレールについてのお話がありましたけれども、都市モノレールの予算につきましては、県分の負担額と市町村分の負担額というのがありますので、一概に全部、市町村分が都市モノレールの予算に入っているということはないというふうに考えております。

○座波一委員 これは市町村要望としての1対1だったなというのは、今、私の記憶違いだと思いますけれども。いずれにしてもですね、このような状況が続けば、一括交付金全額が減額される中で、この配分を見直さない限りですね、市町村は非常に大変な状況に今なっているということを言いたいと思います。

374ページの成果表のですね、建設業グローバル化推進事業ですが、これの成果というのがですね、見だしにくくて、一体どのような成果が上がっているのかをまずお願いします。

○砂川健土木総務課長 お答えいたします。

平成25年度から令和元年度までの7年間で、沖縄建設産業グローバル化推進事業を活用した企業グ

グループは11企業グループあります。そのうち、 Guam で活動していた企業グループは、平成27年度に現地のパートナー企業との施工協力を取り付け、JV でリゾートホテルの建設工事を受注しております。また、サモアにおいて活動する別の企業グループは、本事業で行った基礎調査を生かし、平成28年度に JICA の中小企業支援事業に採択され、ヤシ繊維を活用した濁水処理対策に関する案件化調査を実施しており、平成29年度からは次の段階の普及・実証事業に進んでおります。令和元年度におきましては、台湾において活動する企業グループが、コンクリートの耐久性を高める石炭火力発電所から発生する灰、いわゆるフライアッシュを高品質化する装置の輸出や、当該技術に関する特許許諾の商談を進めるなど、一定の成果が見られたところです。県としては、県内建設産業の受注機会を拡大するため、引き続きモデル企業の海外展開の取組を支援していきたいと考えております。

○座波一委員 一定の成果はあるということの話ですが、なかなかですね、県内の工事受注にどれだけ反映しているのかというのが見えてこない。これがいわゆるグローバル化の推進の結果なのかと思わざるを得ない状況なんですよ。そこはもう少しですよ、具体的に、どのような受注があったというのをもっと示すべきだし、今後、これを続けるのであれば、もっとやり方を考えないといけないだろうと思っています。私が考えるにはですね、こういったグローバル化を目指すことによるスキルアップが伴うわけですから、そのスキルアップがあればですね、米軍の工事、沖縄県内における米軍の工事をですね、もっと受注できるようにすべきじゃないかと思うんですよ、スキルアップと同時に、いろいろ問題はありますが、保証金の問題もあるけど、そういうふうなものも県が取り組んで、米軍工事をしっかり受注していくというふうな考え方が持てないのかというのも質問の趣旨なんですよ。

○島袋一英技術・建設業課長 よろしくお願ひします。

米軍発注工事におきましては15万ドル、日本円にしまして約1500万円を超える案件に対して100%の契約保証が義務づけられております。このことが入札参加の課題となっております。そのため、県では毎年、米軍等関係機関に対し、可能な限りの分離・分割発注とボンド率の軽減を要請しております。また、実際の米軍工事を進めるに当たりましては、先ほどのボンドの調達に当たり、ボンド会社に対して、米軍発注工事の特殊性に対応できる技術力等を証明す

る必要があります。そのため、米軍発注工事の特殊性に対応した工事管理能力や米軍指定資材の調達能力、米軍の契約ルールを理解する専門技術者の確保等が重要となります。また、入札証明、提案書類の作成力や仕様書不備に対する対応力、契約内容の変更に対する交渉力などが求められております。県としましては、ちゅらしま建設業相談窓口の設置や米軍工事参入促進セミナーの開催などを通して、県内建設業の米軍基地関連事業への参入支援に努めているところであります。

以上です。

○座波一委員 米軍工事受注に当たり2つの課題があると、このボンド制の問題と、今言う技術的な問題、手続的な問題と言っているんですけど、まさにこれがですね、グローバル化の一つにもなるわけですよ。目の前にあるんですよ、仕事が、米軍工事が。そういったものも視点に入れたグローバル化のほうがまだ具体的に沖縄県経済にとってはプラスです。ですから、保証の問題も当然あるんだけど、これは、保証関係は別の機関である部分、保証会社等も含めてですね、いかにこのボンド制が沖縄にとってできるようにするかというのをやるのが県の仕事じゃないかなと思っていますので、この2つの点からですね、どうかこのグローバル化推進事業の中で米軍工事を受注していくという、企業を育てるという観点を持ってもらいたいと思っています。いかがでしょうか。

○砂川健土木総務課長 グローバル化推進事業につきましては、国の補助事業等、国との調整、また関係機関との調整等もございますので、少し研究課題とさせていただきたいということで、お願いしたいと思ひます。

○瑞慶覧功委員長 呉屋宏委員。

○呉屋宏委員 それでは、これは歳入歳出の決算説明資料の13、宜野湾港整備事業でやりたいと思ひます。

そもそも論ですけどもね、部長、これは細かい話ではなくて、部長にちょっとお伺ひしたいんですが、この宜野湾港マリーナというのはそもそも何で造られたんですか。

○野原良治港湾課長 宜野湾港マリーナは県内初の公共マリーナとして、昭和62年の海邦国体のヨット競技会場に、県民のレクリエーションの拠点として整備されております。

○呉屋宏委員 今たしか、答えに、県民のレクリエーション施設と言いましたか。

○野原良治港湾課長 はい。レクリエーションの拠

点としてと申し上げました。

○呉屋宏委員 これのね、特に大型の船のね、県外が持っている船のパーセンテージはどれぐらいあるのですか。

○野原良治港湾課長 令和元年度末の県内外の契約割合ですけれども、県外の居住者が38%となっております。

○呉屋宏委員 これは皆さんの港湾を管理する側としてね、さっき言った県民のレクリエーションに資するという目的で造られたものが、40%県外が契約しているということに問題視はしないのですか。

○野原良治港湾課長 マリーナは契約者以外のビジター艇の施設の利用もありまして、それらはほとんど県内居住者になっているという状況でございます。

○呉屋宏委員 ビジター艇ってどれぐらいあるのですか。

○野原良治港湾課長 すみません、数については把握していないんですけれども、申請時点で県内の居住者であるということを確認しているというところ です。

○呉屋宏委員 じゃあ何でさっきの話でね、ビジター艇が本土の人が多いうて言うの。これはね、僕は昨日、ビジターの人と会いましたよ。昨日10名近くと意見交換してきた。あなた方が説明するものを説明できない。僕はもう四、五年これをずっと追いかけているよ。平成30年にも、これは県議会に陳情も出ている。中途半端な押さえ方をしている。本当に宜野湾周辺を含めてね、沖縄県民が本当に不信に感じている。だから、ただしているんですよ。個人のもの話をしているんじゃない。一般質問でもこれを取り上げている理由はそこにあるんですよ。今度の決算書の中の14ページに、その宜野湾港管理費があるね、9900万円。ここに補正予算で1600万円が補正されているのは何ですか。そして、同じような状況で与那原マリーナ。18ページの管理費に当初予算4800万円。これの補正が3100万円という意味が分からないんだけど。管理費というのは当初予算で決めるんでしょう。4800万円に3100万円の補正がある。管理費だよ。説明してごらん。

○瑞慶覧功委員長 休憩いたします。

(休憩中に、答弁調整に時間を要したため、呉屋宏委員から後ほど答弁するよう指摘があった。)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

呉屋宏委員。

○呉屋宏委員 それとね、昨日もお会いしましたけどね、大型バースの申込みをして5年になる人がい

ます。聞いてみたら、当時2番目だったらしいんですよ。今年からね、それが1番目になったって。ところが、周りの大型船はどんどん替わっているんですよ。意味分かりますか。正式な申込みで上がっているもの以外でどんどん替わっているわけよ。これね、利権がうごめいているんだよ、そこに。僕はだからそれを皆さんに言っているんですよ。このね、何だった、途中で入ってくるのは、課長、正式なものじゃなくて、ゲストバースか。ゲストで入ってバースを使うのがあるよね。ゲストで入ってきてバースを使って、これはどこからこの請求は行くのか。使用料はどこに行くのか。誰が請求するのか、これは。

○野原良治港湾課長 指定管理者のほうで徴収しまして、それがまた県のほうに納入されるということになります。

○呉屋宏委員 通常の停泊船についてはどういう処置をしているのですか。

○野原良治港湾課長 その場合には中部土木事務所のほうで調定を行っているというところ です。

○呉屋宏委員 いいですか課長、通常の契約艇については県から納付書が行くんだよ。そうでしょう。このビジター船はね、県から行かないのよ、請求書が。この違いは何。僕ら書類を持っているんだよ、請求書。

○野原良治港湾課長 これは県と指定管理者との協定で、徴収を指定管理者のほうに委託をしていると。業務を委託しているというところになります。

○呉屋宏委員 じゃあ、あなた方の13ページにね、これは施設使用料が入っていますね、1億9000万円。これが恐らくバース使用料だと思うんだ。しかし、ここの中に臨時艇と言われているものがね、本当に入ってきているのかどうか誰が分かるのか。皆さんの、正式に沖縄県と今契約されているところには、船を置かせているところには請求書が行くんですよ、沖縄県から。だけど、臨時艇には指定管理者が請求書を送るというのはどういうこと。分かる、これ。どんなして我々は分かるのか。これ、指定管理者発行の請求書を僕は持っているんだよ。指定管理者が100万円でしたって言ったら100万円が終わるの。誰が分かるの、これ。それと、もう一つついでに言いますけど、Aバースに契約していたA氏が、修理のために陸揚げする。そうすると、B艇がビジター船としてそこに入る。ここにも請求、Aにも請求、こんなことが普通に行われているんだよ、この宜野湾港マリーナは。管理不足じゃないですか、皆さんは。

○野原良治港湾課長 この料金徴収につきましては条例に基づいた徴収方法といたしますか、使用許可に

基づいて請求しているというところになります。

○呉屋宏委員 ですからね、僕が言っているのは、県は納付書を出すわけでしょう。みんな納付書でやっているわけ。ところが、ビジター艇は指定管理者からの請求というのはどういうことかと聞いているのです。

○野原良治港湾課長 先ほども申し上げましたけれども、指定管理者との間での協定書の中で、徴収業務については指定管理者の業務としているということになります。

○呉屋宏委員 じゃあ聞きますね、課長。僕がさっき言ったビジター艇が5年待っているというのは、ビジター艇としてね、ゲストバースを使っているんだよ、ゲスト艇として使っている。これ、5年間ですよ、そこにいますよ、ゲストで。これは調定しないのですか。

○野原良治港湾課長 契約艇ではないビジター艇については、ビジター艇としての使用料として徴収するというところになります。

○呉屋宏委員 徴収の仕方は、じゃあ皆さんから納付書が行くんだね。

○野原良治港湾課長 先ほども申しましたけれども、ビジター艇については指定管理者が徴収の業務を行うというところになっています。

○呉屋宏委員 じゃあ幾ら今まで一この決算書のおりでいえば、ビジター艇は1年間でどれくらいあったの、歳入は。いいですよ、これ調べておいて後から報告してください、確実に。これ、僕が持っている請求書だけでも、どれくらいかと言ったら、1人でだよ、1人で55万円だよ。これ、大型船って長さがあると思うんだけど、1年間、普通にバースを借りたら幾らするのですか。

○野原良治港湾課長 大体30万円から40万円程度ということで把握しています。

○呉屋宏委員 これはね、令和2年1月1日から令和2年9月30日までで274日間借りて、55万6494円。これが普通なのですか。これはね、ビジター艇の金額も一緒に添えて、後で僕に報告してください。これはね、僕はもう本当に四、五年見てきたので、それと皆さんに一まだまだ、これはたくさんあるんですよ。もう僕は下水道もやるつもりもないので、これだけやりますけれども。皆さんはね、ちゃんとした運営がされているかどうかというのを確認したいんだけど、あそこは一僕は一般質問でも言ったんだけど、給油する施設が1つしかない。それも、9時から5時半までしか開いていない。5時半から給油はしません。つまり4時半ぐらいに申し込まな

いと一これはまた、申込み制なんだよ。これね、500艇あるんでしょう、あそこには、船が。大型船なんていうのは3000リッターとか4000リッター入れるんですよ。1時間余りかかる。1か所しかない。これ、みんなが出るときどうするの。5時以降は全く給油もできない、これが指定管理なの、あなた方の。仕事が終わって帰ってきて、あした船に乗るからといって夜から準備しに行つて、給油しようと思つてもできない。火曜日は休み。こんな指定管理の在り方である。皆さんが条例でこれを指定しているのですか。

○野原良治港湾課長 マリーナ管理事務所の営業時間というのは、沖縄県港湾管理条例によって定めております。指定管理者からの聞き取りですと、給油施設が予約でいっぱいになるということはないというようにも聞いております。

○呉屋宏委員 予約制でね、みんな20リッターのタンクを持って入れているんだよ。どういうことかという、市価よりもこれは20円から25円高い。つまり、3000リッター入れるというのはどれだけの差になるか。1回で25万円とか30万円入れるんだよ。皆さん、この石油が入ってくるルートは分かっていますよね、港湾課はね。なぜ20円高いのか、25円高いのか。

○野原良治港湾課長 マリーナの給油価格ですけれども、一般のガソリンスタンドと同様の考え方で、仕入れ額と所定の経費を合わせた金額として販売しております。所定の額というのは、県条例に基づく給油施設使用料、あと指定管理の自主事業としての金額を加算した額となっています。

○呉屋宏委員 石油会社と宜野湾マリーナとの間に1つ会社がかんでいませんか。ガソリンは直接入れて。細かくやるともっとたくさんあるんです、4年分ある。僕は4年間やるからね。今で言うておくけど。

だけこれね、本当に利権がうごめいているんです、そこに。もう僕が見てもすぐ分かる。指定管理に嫌な顔をするとはいじかれる。そんな状況があそこの中で行われている。それはね、よく分かったほうがいいよ。そしてね、あなた方が本当に県民に開かれたマリーナを造りたいというんだったら、もっと希望を聞くべきだ。これ、恐らくね、皆さんのところに記録があるんだしたら、後で持ってきてください。救助艇が1年間にどれぐらい出ているのか。これ、ほとんど出ていませんよ。民間の船を修理するところに直接連絡する。当てにならないと言っている、みんな。だけ、みんなは怖がって言わない。

それでも僕に証言する人が7名、8名いる。県だろうが、どこでも出て行って証言しますよって言うんだよ、みんな。怖がらない人も中にはいる。

そういうところはね、しっかりと皆さん、これは宜野湾市にとって非常に大きな施設なんですよ、観光として。だから、ここからどうやったら宜野湾市とタイアップできるかというのは、一生懸命、三、四年やってきたけどね、ちょっと今の状況ではそういう話にはならない。だから、宜野湾マリーナというのは本当にいい施設だから、あれをどんどん、どんどん発展させてほしい。シャワー施設が1つしかないんだよ、海から帰ってきた人たちが。だからそういうところをね、みんなの意見を聞いてしっかりとやってほしい。今日は4年分の1ですから、ここまでで終わっておきます。

○瑞慶覧功委員長 照屋守之委員。

○照屋守之委員 土木環境の決算ですから、決算について、せんだっての知事の評価があったものですから、そこも含めて少し確認をまずしたいんですけど。せんだって知事はですね、2年間の評価を問われて、自分では0点と。0点では全く仕事をしてないということになりかねないので、折り返し50点という評価を知事はしています。ということは、これはあれですか、知事はこの土建部の関連の仕事についても0点、あるいは50点、そういうような関わりというふうに理解していいんですか。部長、いかがですか。

○上原国定土木建築部長 この記者会見、あと新聞報道等につきましては、知事が2年間、就任して2年間のですね、自己評価ということでお話しされたのは聞いておりますけれども、これは特定の部局についての評価ではもちろんないと考えております。

○照屋守之委員 我々は土建畑ですから、土建部管轄の決算をするに当たってですね、やっぱり2年間、一この2年間の中には昨年のもも入っているわけですから、そこは自分の仕事は0点という評価で、一0点では全く仕事をしていないというふうになりかねないから折り返し50点という、ついでに50点みたいなことになっていくと、職員は頑張っているけど知事が仕事をしていない。こういう決算をですね、我々がどう処理するかという、そこを考えているわけですよね。ですから、冒頭に一委員長に申し上げますけど、ぜひ要調査事項ですね、この件について、知事が仕事をしていないということをですね、公に表明したことについてですね、ぜひ知事の見解を賜りたいと、ぜひ配慮方お願いします。

○瑞慶覧功委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から照屋守之委員に対し、誰にどのような項目を確認するのか改めて説明するように指示があった。)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 ですから、冒頭に言いましたように、この2年間の点数を問われて、知事は0点と評価をしております。2年間の中には、昨年の1年分の仕事も含めてですね、0点。でも、0点では全く仕事をしていないとなりかねないので、折り返しの50点という評価をしております。ですから、知事は何を指してですね、この決算の前にそういうふうに、県民に対して表明されたのかですね、本当にどうということか、0点なのか、どういうことか50点なのか、そのことは沖縄県政自体、職員もそういう評価をしているのか、これは非常に重要だと思いますから、そこをですね、知事に確認したいということです。

○瑞慶覧功委員長 ただいま提起のありました要調査事項の取扱いについては、明 10月16日の委員会の質疑終了後において協議いたします。

引き続き質疑を行います。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 2点目の首里城再建についてですね、昨年の取組と今後の対応をお願いします。

○高嶺賢巳都市公園課長 お答えします。

首里城の復旧・復興に向けて、土木建築部長が国の首里城復元に向けた技術検討委員会の協力委員となっておりまして、国と連携して首里城復元に取り組んでいるほか、首里城火災に係る再発防止検討委員会による再発防止策の検討を行っております。また、一部開園した有料区域では、休憩や映像コンテンツの提供等、サービス向上を図るため、仮設施設の設置工事等を行っているところであります。また、誘客促進や周辺地域の活性化に向けては、北城郭等でのプロジェクションマッピング上映や、中城御殿跡での破損瓦を利用したものづくり体験等のイベントを行う予定であります。引き続き国・関係機関と連携して、首里城の再建及び周辺の活性化に取り組んでまいります。

○照屋守之委員 この再建ですよ、まだ火災保険の件も処理されていない。県民からの基金の分については、ある程度、使い道ははっきりしているんですかね。最近、話題になっているのは、龍の頭が前か横かというふうな、そういうことがありますよね。これはあれですか、期限はいつ頃までに造って、いつまでって決まっておりましたか、再建。どうですか。

○高嶺賢巳都市公園課長 首里城正殿の復元に向けた工程表によりますと、令和8年までに首里城を再建するというスケジュールでございます。

○照屋守之委員 その中で、今、沖縄県は政策調整監ですか、特命事項としてやっていると、そう聞いておりますけれども。今の私の感覚では、そういう再建については、政策調整監が特命事項で全て担っているという認識ですけれども、何かそうではないような感じがしますよね。今の政策調整監の役割と、今の土建部の役割、この首里城再建については、どういうふうな役割分担があるんですか。一元化されていないんですか、どういうことですか。

○高嶺賢巳都市公園課長 政策調整監はですね、知事が特に命じる重要事項を処理するために、部等に属しない職として、高度な政治判断及び困難な対外折衝を要する重要な政策課題について、庁内や国等、関係機関との調整など、調整機能の強化を図ることを目的として設置されているところです。政策調整監はですね、首里城復興の基本計画の策定など、部局をまたがる総合調整を行っている聞いております。

○照屋守之委員 委員長、この件もですね、知事のほうに直接お伺いしたいと思えますから、その手配ですね、お願いします。

○瑞慶覧功委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から照屋守之委員に対し、誰にどのような項目を確認するのか改めて説明するように指示があった。)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 今、執行部から説明がありましたように。知事が特命をしたと。それが政策調整監だと。これは首里城復興だということでやっておりますけれど、議会でもなかなかそういうふうな対応が見られませんね。この、特命事項とは言いながら、今の土建部がそういうふうなものを説明する。そこも含めてですね、知事が何ゆえに首里城復興のために、再建のために政策調整監を任命して、今どういうふうになっているのかを含めて、やっぱり直接知事から説明を求める必要がありますね。

以上です。

○瑞慶覧功委員長 ただいま提起のありました要調査事項の取扱いについては、明 10月16日の委員会の質疑終了後において協議いたします。

引き続き質疑を行います。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 次に、那覇港湾管理組合の目的と

事業の説明をお願いできますか。

○野原良治港湾課長 那覇港管理組合の目的ですけれども、那覇港管理組合は地方自治法第284条第2項の規定により、特別地方公共団体として平成14年4月1日に設立されております。那覇港管理組合の目的は、那覇港管理組合規約において、那覇港の開発発展と利用の促進を図るとともに、適正で能率的な管理運営を行うこととされております。

○照屋守之委員 港湾の、港を整備するのも大きな目的の一つですよ、どうですか。

○野原良治港湾課長 そのように考えています。

○照屋守之委員 ということは、民港とそこに一緒に行く軍港という意味ですね。

○野原良治港湾課長 那覇港管理組合はあくまでも民港の範囲ということでございます。

○照屋守之委員 これまでの計画と、最近、県民意識調査という、見直しということになっておりますけど、その説明をお願いできますか。

○瑞慶覧功委員長 休憩いたします。

午後0時1分休憩

午後1時21分再開

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

午前の照屋守之委員の質疑に対する答弁をお願いします。

野原良治港湾課長。

○野原良治港湾課長 那覇港の港湾計画ですけれども、平成15年に策定されておりますが、社会情勢等の港湾を取り巻く状況変化に対応する必要があり、那覇港管理組合において平成24年度から長期構想検討委員会を開催し、港湾計画の改定に向けて取り組んでいるとのことであります。

○照屋守之委員 先ほど初期という表現をしていませんでしたか。あれは間違っていないですか。今は初期のものがという、初期の段階だからという表現をしていませんでしたか。

○與那覇聡土木建築部参事 今、港湾課長から説明がありましたように、平成24年度から長期構想検討委員会を立ち上げて、港湾計画の改定に向けて取り組んでいるところではあるのですが、平成27年2月に浦添市のほうから、浦添埠頭地区の港湾施設の配置の見直し案の提案がなされまして、それで、今現在は、長期構想検討委員会は一且中断をして、今、浦添埠頭地区調整検討会議の中において、浦添埠頭地区に特化した形で事務的、技術的検討を加えているというところでございます。その中で、やはり開発と保全のバランスをいかに取るかという観点から、広く今回の意識調査を実施して、あらゆる意見を、

様々な意見を聴取していこうということで、今後の港湾計画の考え方の整理の中で、そういう意見も可能な限り反映していこうというのが今回の意識調査ということで、これは那覇港管理組合が独自にやっている調査ということで、初期の段階の調査ということで先ほどは答弁しました。

以上です。

○照屋守之委員 今、説明ありましたけれども、この港湾計画の標準的な策定フローというのは、港湾計画変更の発議とか、こういう段取りで一般的にやりませんか。その中でパブリックコメントを、県民意見を聞くという、そういうことじゃありませんか。どうですか。

○與那覇聴土木建築部参事 先ほども答弁したんですが、今現在は、長期構想検討委員会を一旦中断しまして、別途に浦添埠頭地区に限定した形で、調整検討会議ということで、港湾計画の方向性を導き出すという作業をしています。その作業が終わりましたら、再度、長期構想検討委員会に戻しまして、戻したときに、このフローでいうパブコメは、長期構想検討委員会の中で今後、実施していくということを考えております。

○照屋守之委員 先ほど那覇港管理組合は民港が主体ということを書いていましたけど、見直しもそうですね。このせんだっての論壇一組合からの、民港どころじゃないですよ、軍港の改正まで踏み込んでいるんですよ。説明は、皆様方が説明した内容じゃなくて、もう半分ぐらいは軍港の件が載っている、おかしくないですか。皆様方の認識と那覇港管理組合がやっていることは違いますよ。どうですか。那覇軍港の移設が別途行われるって、何で民港の件があるのに、軍港まで踏み込んでやっているんですか。そういうところに予算を流しているでしょう、県は。

○與那覇聴土木建築部参事 那覇港湾施設、いわゆる軍港の件ですが、これは防衛省が主催しております那覇港湾移設に関する協議会という場で協議がなされておまして、その中には沖縄県、那覇市、浦添市、あと那覇港管理組合も構成員として入っているのですが、当初は、那覇港管理組合はオブザーバーとして参加していて、それはなぜかといいますと、やはり基地の受入れとか、SACO合意の実施に関する基地行政の部分は、県、那覇市、浦添市が関わりを持つということが最初のスタートだったのですが、その後、那覇港管理組合は那覇港の管理者として、やっぱり移設協議会に参加すべきではないかということがあって、第4回から正式に構成員として参加して、那覇港の立場とすれば、民港の計画に対

する影響とか支障をチェックするという立場で、港湾管理者の立場で移設協議会の場に参加しているという理解をしております。

○照屋守之委員 今の第4回の協議会、平成15年ですね、一般質問の答弁で知事公室長はですね、民港が軍港に優先することが確認された旨答弁しています。これは県の共通理解ですか。民港が軍港に優先することが。

○與那覇聴土木建築部参事 移設協議会の場におきましては、これまで民港との港湾計画の整合を図るということと確認されてきておりますので、我々もまずは民港の方向性を導き出して、それに対して那覇港湾施設のほうで整合を図るというようなことの示されるものだというふうな認識をしております。

○照屋守之委員 私が聞いているのは、民港が軍港に優先する、これが県の共通認識ですかということですよ。どうですか、部長。

○上原国定土木建築部長 令和元年11月26日に開われました第26回移設協議会で、浦添埠頭地区調整検討会議において、まず事務的、技術的な検討をスケジュール感を持って行い、港湾計画の方向性を速やかに導き出すことが、この移設協議会の中で確認されておりますので、まず事務的、技術的な検討を行って港湾計画の方向性を導き出すということですので、これは民港がまず先にその作業をやるという共通認識だと考えております。

○照屋守之委員 那覇港第4回の協議会、知事公室長が、民港が軍港に優先するということを書いていますが、この経緯を、中身を説明してですね、どこの部分が一民港が軍港に優先するということを説明してください。この協議会の概要です。

○與那覇聴土木建築部参事 平成15年1月23日に開催されました第4回那覇港湾施設移設に関する協議会の概要ですが、その概要として要旨の中に3点ございます。1点目が、防衛施設庁から、那覇港長期構想案を踏まえて行った米側との調整状況（代替施設の位置及び形状案を含む）を説明し、同案に基づき那覇港湾施設の移設作業を進めることとした。2点目に、那覇港湾施設の移設に当たり、代替施設は現有の那覇港湾施設の機能を確保することを目的としていることを確認した。3点目に、民間港湾計画との整合を図る観点から、沖縄側において代替施設を港湾計画図に参考記載した上で、その存在を前提とした改訂港湾計画案の取りまとめを行うこととしたというまとめになっております。

○照屋守之委員 でしょう。どこに優先ってあるん

ですか。その移設する港湾、これを軸にしてやりますよということを那覇市も沖縄県も浦添もみんな確認しているわけでしょう。それがあったのに、知事公室長は、民港が軍港に優先するとやっているわけですよ。どういうことですか。

○與那覇聰土木建築部参事 今、要旨にございます、まず1点目の、防衛施設庁から、那覇港の長期構想の案を踏まえて行った米側との調整ということで、今現在、那覇港で取り組んでいるのが、まさにその長期構想の案を策定する作業を今やっております、ですから、その長期構想の案がまとまりますと、それを移設協議会の場へ上げて、その後、防衛庁のほうで代替施設の配置の案を策定して、その案が民港との整合が図られているということを今後、確認していったら、整合が図られているということであれば、そこで港湾計画の改定作業に移っていくという手順になると思います。

○照屋守之委員 部長、これ、今のように、民港が軍港に優先するというのは、国に確認していますか。これは了解をもらっていますか。確認を取っていますか。防衛省もそう言っているんですか。

○上原国定土木建築部長 先ほども答弁させていただきましたが、事務的、技術的な検討をスケジュール感を持って行うということ、港湾計画の方向性を速やかに導き出すということは確認されております。那覇防衛施設局によりますと、代替施設の配置については、民港の港湾計画との整合を図ることが大前提であり、配置の詳細を民港の港湾計画に先んじて決定するわけではないと。最終的な決定は、地元による民港の港湾計画の方向性の決定を踏まえて行うことに何ら変わりはないというふうな話もいただいているということですので、沖縄防衛局を含め、国との共通認識の下で進めているということですので。

○照屋守之委員 知事の出席をお願いします。

○瑞慶覧功委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から照屋守之委員に対し、誰にどのような項目を確認するのか改めて説明するように指示があった。)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 この移設協議会での内容確認事項はですね、これはもちろん那覇、浦添、組合、沖縄県、国もそうですけど、これは米国との調整をした上でそういう段取りになっていると思っておりますよ。ですから、県の考えとこの協議会、そういうふうなものが、今のような形で一致していないよ

うな感じがしますから、そこはですね、これは玉城知事にぜひ委員会に出席していただいて、やっぱりこれはトップで確認しないといけない重要な事項だと思いますから、取り計らいをお願いします。

○瑞慶覧功委員長 ただいま提起のありました要調査事項の取扱いについては、明 10月16日の委員会の質疑終了後において協議いたします。

引き続き質疑を行います。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 次に、この県民意識調査です。

今、組合議会ですね、百条委員会、特別委員会が設置されました。これはですね、法的な根拠が問われることになっております。こういうふうなことをやっている、この軍港の移転、民港の整備ですね、どんどん時間がずれていきます。46年経過してですね、本当に那覇軍港の返還を待ち望んでいる、浦添もしっかりきちんと整備をするということなんですけど、どんどん遅れていきますね。百条委員会、特別委員会の設置をどう見えています、県は。何らかの形でアドバイスすべきじゃないですか、組合には。どうなんですか。

○上原国定土木建築部長 那覇港管理組合は、地方自治法に基づいて設置されました特別地方公共団体であります。議会も有している、那覇港管理組合議会も有しているということで、そちらでの議論の内容でございますので、県の土木建築部としてのコメントは差し控えたいと思います。

○照屋守之委員 11億円余り沖縄県は予算をつぎ込んでいる、6割でしょう。これ、港湾整備をするという目的で組合ができて、その進捗が期待されているわけですよ。なおかつそういう形で手続に対して疑義があると、百条委員会が設置されているわけでしょう。何も言わないんですか。県は責任ありませんか。これだけの県民の予算を投じて整備計画するんですよ。黙っておくんですか。何らかの形で、早めにそういうふうなものを、トラブルを解消して、本来の整備計画に向かっていくというのが一そうしないとこれ、国だって対応できないんじゃないですか。国は何て言うんですか、百条委員会かかって、そういうふうなもので今、疑義があって止まっているよと、そういうことでしょうか。どうですか。

○上原国定土木建築部長 那覇港管理組合については、県、那覇市、浦添市が構成団体としてそれに関わっているということですので、当然ながら、那覇港の整備・管理については、構成団体としてですね、しっかり連携して取り組んでいきたいと

考えております。

○照屋守之委員 8月14日ですかね、富川副知事に対してですね、民間の港湾計画のプランを持ってですね、与党議員も一緒にそういうような面談をしてですね、説明を受けている場面があります。どういふことですか。今このときにですね、こういうのを副知事が受けてですね、この港湾整備計画に影響を与えませんか。どういふことですか、分かっていますか、皆さん。

ネットで流れていますよ、これ。

○上原国定土木建築部長 すみません、この件についてはちょっと、事実関係を承知しておりません。

○照屋守之委員 これも知事の出席をお願いしますね。

○瑞慶覧功委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から照屋守之委員に対し、誰にどのような項目を確認するのか改めて説明するように指示があった。)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 県知事をお願いします。

実は、8月の何日かですかね、これはネットに流れていますから調べたら分かりますけれども、富川副知事がですね、この港湾整備計画を持っている方がそのプランを説明してですね、そういう面談をやっております。ネットに流れていますから。

ですから、これは考えてみると、今の重要な時期に副知事がですね、そういう形で県民から要請を受けているということになると、やっぱり何らかの形で港湾整備計画にですね、影響を及ぼすような懸念がされます。

ですから、そのことについて知事のほうからきちっとした説明をですね、求めたいと思っています。お願いします。

○瑞慶覧功委員長 ただいま提起のありました要調査事項の取扱いについては、明 10月16日の委員会の質疑終了後において協議いたします。

引き続き質疑を行います。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 辺野古埋立てです。

昨年の埋立事業についてですね、土建部はどのような行政手続を行ってきたか御説明をお願いします。

○新垣義秀海岸防災課長 お答えします。

土木建築部では、普天間飛行場代替施設建設事業について、公有水面埋立法に基づく承認等の手続及び公共用財産使用協議に係る手続を行っております。

昨年度は公有水面埋立法に基づく変更承認申請等

の手続は行われておりません。また、ジュゴンの生息域における生息状況監視調査として、公共用財産に係る事項変更協議書が令和2年1月に提出され、本年6月12日に同意しております。

以上です。

○照屋守之委員 辺野古の工事は行政手続で行われていますよね。この理解でいいですね。

○新垣義秀海岸防災課長 工事につきましては、公有水面埋立法の承認に基づき行われているものと考えています。

○照屋守之委員 ですから、それは前も土建部長に確認したように、一つ一つのものが行政手続で行われて、その対応をしているという、その理解でいいわけでしょう。どうですか。

○新垣義秀海岸防災課長 そのとおりでございます。

○照屋守之委員 今の工事の進捗はどのぐらいですか。総工費と現在までの発注高、それで教えてください。その比率とですね。

○新垣義秀海岸防災課長 事業の進捗につきましては、事業主体はあくまで沖縄防衛局でございまして、我々として問い合わせた内容としましては、土砂の搬入量につきまして問い合わせたところ、トータル土砂量に対して約3.2%—これは8月末時点でございますけれども、3.2%の進捗があったと報告がありました。

○照屋守之委員 お願いですけど、ですから、これは国も県も行政手続で進めている仕事ですから、それはやっぱり国がどのぐらいの工事高で、今、大体どのぐらいの進捗で、どのぐらいの比率だというのは、後で調べて教えてください。

○新垣義秀海岸防災課長 これは事業者のほうに問合せをしまして報告したいと思います。

○照屋守之委員 県知事はあれですかね、現在、行政手続をやっているということは分かっておりますから、知事も容認した上でやっているという、部長はそう理解しているんですよね、いかがですか。当然、県政でやっているから知事も理解しているわけでしょう。それを聞いています。行政手続で進めているというのは知事も理解していますよねという話です。

○新垣義秀海岸防災課長 行政手続に基づいて進めているものと認識しております。

○照屋守之委員 知事の出席をお願いします。

○瑞慶覧功委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から照屋守之委員に対し、誰にどのような項目を確認するのか改めて説明するように指示があった。)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 今、辺野古埋立事業についてですね、担当土建部は行政手続で物事が進められていると、これは知事も同じ理解かというふうな確認をしたら、そうだと思うというふうに言っておりますから、ぜひですね、決算委員会にお呼びして、知事の口からですね、この埋立事業が行政手続で進められていると、その確認を取るために手配をお願いします。

○瑞慶覧功委員長 ただいま提起のありました要調査事項の取扱いについては、明 10月16日の委員会の質疑終了後において協議いたします。

引き続き質疑を行います。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 部長、沖縄県の埋立事業でですね、設計変更を認めなかった事例というのはありますか。どうですか。

○新垣義秀海岸防災課長 不承認にした事例はないと思いますけれども、事業者が取り下げた事例はございます。審査する側で不承認ということの事例はないと思っています。

○照屋守之委員 ということは、今回も所定の手続を経ているから、土建部では不承認というのはいけないというふうなことになるんですかね。どうですか。

○新垣義秀海岸防災課長 現在、出されております変更承認申請につきましては、その審査内容につきまして、公有水面埋立法第4条第2項に基づき厳正に審査してまいりたいと思っております。

○照屋守之委員 この県民意見が1万8000余り寄せられているということです。県の万国津梁会議の委員がですね、反対の意見を寄せるようネットで呼びかけされております。知事が任命した委員がこれを行っています。これは県ぐるみでですね、反対運動をしているかのような印象を与えかねません。この事実は分かっていますか。

○新垣義秀海岸防災課長 そのような、インターネット上にそういった記事が載っているのは承知しております。

○照屋守之委員 これも知事の出席をお願いします。

○瑞慶覧功委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から照屋守之委員に対し、誰にどのような項目を確認するのか改めて説明するように指示があった。)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 県知事にぜひお伺いをしたい。

万国津梁会議というのは知事の目玉の公約です。

万国津梁会議の委員は知事が任命します。知事が任命してですね、万国津梁会議の委員が反対の意見を出せという、ネットでこれだけ堂々と公にやる、このことは万国津梁会議そのもの自体がそういうことをやっているという不信感を与えかねません。ですから、そこは知事が任命しておりますから、任命した知事にですね、その事実関係とその対応をしっかりと確認する必要があります。これをしっかりとやらないとですね、せつかく1万8000の意見が出されているものがですね、こういうふうなもので大量に意見が寄せられたというふうに勘違いすると、この純粋な意見がですね、これは大変なことです。ぜひ配慮方お願いします。

○瑞慶覧功委員長 ただいま提起のありました要調査事項の取扱いについては、明 10月16日の委員会の質疑終了後において協議いたします。

引き続き質疑を行います。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 以上です。

終わります。

○瑞慶覧功委員長 上里善清委員。

○上里善清委員 1年生議員ですので、どれから質問すればいいかわからないんですけど、取りあえず見渡してですね、執行率の低かった事業の内容、その辺をちょっとお伺いしていきたいと思います。

まず、1番目にですね、375ページの事業名で、沖縄らしい風景づくり促進事業とありますが、これ、まず財源は何なのかですね、ちょっとお聞かせください。

○仲嶺智都市計画・モノレール課長 お答えします。

沖縄らしい風景づくり促進事業ですが、県では沖縄独特の風景・町並み景観の創生を図るため、沖縄21世紀ビジョンの基本施策として、平成24年度より沖縄らしい風景づくり促進事業を実施しており、景観に係る意識向上を目的としたシンポジウムの開催や、景観向上の取組を行う人材の育成、土木建築部で実施している公共事業の景観評価に取り組んでおります。執行状況につきましては、人材育成において1回の不調、また、景観評価では2回の不調・不落となったこと。さらに、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、令和元年度に事業完了が難しくなったことから、委託業務に係る予算を令和2年度へ繰り越すこととしております。

○上里善清委員 財源をお聞きしたんですが、何が財源になっていますか、これは。一括交付金でござ

いますか。

○仲嶺智都市計画・モノレール課長 これはソフト交付金のほうですね。

○上里善清委員 あとですね、沖縄らしい風景、景観とうたっておられますが、どのようなことを指しているのか、その具体的な内容ですね、沖縄らしいという風景・景観はどのように想定していますか。想定というか、規定しておられますか。

○仲嶺智都市計画・モノレール課長 沖縄らしい風景とはということをございますけれども、沖縄の景観の特徴は、地域ごとの資源の多様性にあります。

沖縄らしい風景と一くりに捉えるものではなく、各地域の個性的な特徴とともに、自然や歴史、文化や時代の変遷を背景とした多面的な要素を持っており、特定の時代の風景を指すものではないと考えております。

○上里善清委員 分かるようでちょっと分からないですね。じゃあこれは分かりました。

あとですね、これは私たち西原にも関わるお話ですので、ぜひお聞きしたいです。376ページの生活に密着した道路整備事業の中ですね、西原のほうで関わっている道路整備事業では那覇北中城線、あと浦添西原線ですね、この2線が計画されております。地元の声としてはですね、進捗が遅過ぎて町の計画に狂いが生じているということで、町のほうの意見もあるので、ぜひ早めにですね、この整備事業を進めてほしいんですが、まず、那覇北中城線の進捗状況からお答えください。

○前川智宏道路街路課長 お答えします。

那覇北中城線の進捗率でございますが、令和元年度末の事業費ベースで幸地一翁長工区が約47%、翁長一上原工区が約71%となっております。

○上里善清委員 浦添西原線はどうなっておりますか。

○前川智宏道路街路課長 浦添西原線の進捗率ですが、同じく令和元年度末の事業費ベースで翁長一嘉手苺工区が約30%、嘉手苺一小那覇工区が約86%となっております。

○上里善清委員 執行率も64.4%でございますね、翌年度に繰越しもあります、この繰越しが多いというのはですね、工事ができなかったということですよ。ということは、何が原因でそういう執行率になったのかですね、その辺をちょっと教えてください。

○前川智宏道路街路課長 事業の進捗に当たりましては、用地買収のほうの一部難航している状況でございますが、地元の協力を得ながら早急に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○上里善清委員 じゃあ、主な要因としては買収がなかなか前に進まないということなんですか。

○前川智宏道路街路課長 主な理由としてはそのような内容でございます。

○上里善清委員 公共事業ですね、事業を始めて、ある程度、年数があると思うんですよ。例えば10年ぐらいたったらね、これはもうそろそろ強制収用する必要が出てくるということ、県道の場合はどうなっていますかね。

○前川智宏道路街路課長 土地収用法の適用につきましては、何年以降という具体的な年数ではなくて、おおむね用地の進捗状況が進みまして、残りの対象が少なくなってきたときに、それでもなお任意での契約ができないときなどに土地収用法を適用して用地買収することがございます。

○上里善清委員 実は、この両線とも、西原のですね、西地区区画整理事業と深く関わっているんで、もうそこから移転された方もいっぱいいるんですよ。

この事業がなかなか前に進まんから、区画整理事業になかなか入れないということで、中にはもう諦めてですね、他市町村に移ったという人も結構いるんですよ。応じた方、後々住まわれた方も、いつできてね、僕らはいつここに戻れるんだという非難が多いんですよ。だから、ぜひ早めにですね、この事業を前に進めていただきたい、かように思っておりますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

あと、381ページのですね、治水対策事業ですね、この中で国場川ほか2河川とあるんですよ。それは報得川と小波津川じゃないかと思いますが、そうですかね。

○外間修河川課長 よろしくお願ひします。

社会資本整備総合交付金については、国場川、比謝川、それと小波津川の3河川で整備を行っているところです。

○上里善清委員 今の小波津川なんですけどね、前の時期よりはかなり氾濫も少なくなってよくなっているんですが、工事着工してもう大分たつんですよ。これも地元の声はもう早く前に進めてくれという非常に強い要請があるんですよ。この小波津川の今の進捗状況をちょっと教えていただけますか。

○外間修河川課長 小波津川については、整備延長約3.8キロメートルのうち、河口から西原町役場付近まで約1.7キロメートルが概成しており、令和元年度末時点の進捗率は整備延長ベースで44.7%となっております。西原町役場付近までについては、町のほうと連携しまして早期整備に努めている状況でございます。

○上里善清委員 早期に整備していただきますよう
よろしくをお願いします。

あとですね、396ページ、急傾斜地崩壊対策事業な
んですが、実は先々週かな、北中城の人に呼ばれて
崩壊したところをちょっと視察してきたんですが、
島袋地区の百登保育園というのがあるんですが、そ
この前が大量に崩壊しているんですよ。よく説明を
聞くと、私有地ということですね、対応が可能な
のか何なのか、その辺ちょっとお答えできますか。

○新垣義秀海岸防災課長 今、委員御指摘の場所
につきましては、新聞報道などによりますと、民間事
業者の工事に伴ってそういった土砂崩れが発生した
ということで認識しておりますけれども、県が対応
する場合には、まずは急傾斜地、危険区域の指定で
すとか、そういった法的な手続が必要となりまして、
その事業の採択要件としましてもまた、保全物件の
数ですとか、そういった要件がございまして、今回
の場合にはそれには該当しないと。

また、実際、地元なり、斜面の地権者、基本的
にはその所有者がやる義務があると考えておりまし
て、地元からもそういった、北中城村とかからもそ
ういったお話はまだ、正式な要請といえますか、話
は来ておりません。

以上です。

○上里善清委員 この島袋地域にですね、県道が走
っておりますね。県道ですので、側溝の整備という
のは県がやるべきだと思うんですがね、この辺は
いかがですか。

○上原智泰道路管理課長 今、委員がおっしゃ
っております側溝の件といいますのは、北中城村の
島袋地区でよろしいでしょうか。こちらの地区に
つきましては、現在、土木事務所のほうで現地を
調査しておりまして、約300メートルほど側溝が
整備されていない区間がございまして、今後で
すね、その側溝の整備について現地を詳細に調
査してですね、どのように取り組んでいくかとい
うことを検討させていただきたいと考えておりま
す。

○上里善清委員 そののがけ沿いに造られたお
家というのが、たしか6軒近くあったはずで
す。1軒は自分らでですね、島袋地区の方たちが
整備したらしいんですけどね、崩壊したとき
に。お家のそばのほうで、がけ崩れが起
こって、それもう危ないということで自主
的にやってみたいなんです。

側溝があればですね、道路からの雨水とい
うのがかなり削減されるから、ぜひ県で
この事業をやってくれという要望です
ので、ひとつよろしく願います。

○上原智泰道路管理課長 これから現地を調査
させていただきます。

○上里善清委員 あと、401ページの市街地
開発事業。これはどんな事業ですか。事業
内容をちょっと御説明できますか。

○仲嶺智都市計画・モノレール課長 市街地
開発事業は、都市基盤が未整備で施設の老
朽化により防災面での危険性が危惧され
ていた旧農連市場地区において、防災性
を備えた住宅施設、商業施設等の整備
を行うことで、安心・安全なまちづく
り及び地域の活性化を図るものであり
ます。

○上里善清委員 これは執行率が27%で
非常に低いわけなんですがね、どうして
そうなったのか。

○仲嶺智都市計画・モノレール課長 この
執行状況につきましては、施工者である
農連市場地区防災街区整備事業組合に
確認したところ、マンションの保留床
の分譲に当たり、購入者との、建築
物の壁やフローリング等の内装仕様
の調整に不測の日数を要したため、
予算を令和2年度へ繰り越して
おります。なお、現時点では工事は
完了しており、予算は執行済みとな
っております。

○上里善清委員 あと2点お聞き
します。

405ページですね、離島港湾の整備。
離島港湾だけが対象になっているの
かですね。離島って、本島は入ら
ないのか、その辺をちょっと教
えてください。

○野原良治港湾課長 離島港湾のみ
となっております。

○上里善清委員 あと1点、407
ページの圏域の拠点港湾等の
整備。これ、どういう内容
ですか。事業概要をちょっと
教えてください。

○野原良治港湾課長 港湾管理者
である石垣市及び宮古島市が
行う港湾改修事業等に要する
費用を補助するもので、財源
は沖縄振興公共投資交付金
—ハード交付金となっております。

○上里善清委員 これも一応、
執行率が悪いですよ、43%
で。ぱっといろいろと見て
きたんですが、執行率の悪い
事業をですね、執行率を
上げる努力をしていただき
たいなと切に思いますので、
ひとつ頑張ってください。

以上です。

○瑞慶覧功委員長 次呂久成
崇委員。

○次呂久成崇委員 よろしく
お願いします。

私のほうは、主要施策の成果
に関する報告書の389ページ
のほうで、公営住宅整備事
業についてお聞きしたい
と思います。

こちらですね、(3)の沖縄
振興公共投資交付金、

これは住宅課市町村事業とですね、あと（４）の地域居住機能再生推進費についてなんですが、この２つの事業の課題に、離島市町村において、入札不調・不落により事業が予定どおり執行できないことがあるというふうに記載されているんですが、この入札不調、また不落の件数とか現状、そして、その対策についてお聞きしたいと思います。

○與那嶺善一住宅課長 よろしくお願ひいたします。

離島市町村における入札不調・不落についてですけれども、直近５年間の不調・不落件数は、平成27年度４件、平成28年度１件、平成29年度３件、平成30年度３件、令和元年度４件で、本年度は現時点で１件となっております。不調・不落につきましては、労務費や資材価格の高騰による企業積算との乖離、離島における建設作業員や配置技術者の不足等が主な要因と考えております。

その対策としましては、単価を実勢価格により近づけた積算、離島等で必要となる経費の精算対応等を行うとともに、入札条件の緩和や対象業者の等級範囲の拡大、技術者配置要件の緩和など施工業者の入札参加要件の拡大を図っております。県としましては、不調・不落のため当該年度での予算執行が難しく翌年度へ事業を先送りせざるを得なかった市町村に対しましては、次年度予算を優先的に配分するなど、市町村と連携しながら支援に努めているところでございます。

○次呂久成崇委員 ありがとうございます。

次にですね、同じ報告書の408ページのほうの離島空港整備事業についてですね。南ぬ島国際観光戦略拠点整備事業と新石垣空港国際線旅客施設強化事業について、この２つの事業ともですね、予算執行額及びまた翌年度の繰越額がゼロとなって、不用額全額上がっているんですが、これについてお聞きしたいと思います。

○大城勉空港課長 県では石垣空港ターミナル株式会社に対して、同社が実施する新石垣空港国際線旅客施設増改築事業にソフト交付金を活用した南ぬ島国際観光戦略拠点整備事業費及び県費事業の新石垣空港国際線旅客施設強化事業費から補助金を交付しております。当該事業につきましては、令和元年度、入札不調により年度末までの契約が見込めず、事業費の一部を減額補正し、繰越し処分を行っております。全額不用としております。

○次呂久成崇委員 こちらの事業のほうですね、入札不調、そして、不落のほう、たしか２年ほど続いたかと思うんですが、その要因についてお聞きしたいと思います。

○大城勉空港課長 新石垣空港国際線旅客施設増改築事業につきましては、事業主体であります石垣空港ターミナル株式会社において、平成29年度に２回、平成30年度に１回、入札公告を実施しております。

しかし、技術者や作業員不足、見積価格差などの理由により入札不調となり、契約に至っておりません。

以上です。

○次呂久成崇委員 先ほどのですね、公営住宅整備事業もそうですし、離島空港整備事業においてもですね、離島市町村のほうで、やはり入札不調・不落となる要因にですね、どうしても離島でするので人材確保が難しいということで、作業員であったり、技術者の確保ができずに入札不調・不落になっているというケースなんですけど、これはずっともうこれまでも継続してずっとある課題なんですよ。そこで、県のほうにお聞きしたいのはですね、このような技術者が不足している中で、やはりそれを担う技術者の育成をどのように考えているかというのをお聞きしたいと思います。

○島袋一英技術・建設業課長 お答えいたします。

県では、沖縄建設産業ビジョン2018において人材の確保・育成を最重要課題と位置づけ、建設企業、業界団体、行政機関の各主体が取り組むべき施策を策定し、官民一体となって推進することとしております。県は、市町村の技術職員や民間企業の技術者を対象とした研修会への講師派遣や建設業の相談窓口設置や専門家派遣、また、八重山地区を含む各地区でセミナーを開催し、経営基盤強化を図るとともに、建設現場体験親子バスツアーを石垣島においても実施するなど、建設業の魅力発信に取り組んでいるところであります。

○次呂久成崇委員 私のほうでですね、お聞きしているのが、やはりこの資格ですね、試験もそうなんですけど、研修の受講回数とかがですね、今、石垣、離島のほうでも開催していますよということだったんですけども、やはり圧倒的にその回数が少なくですね、どうしてもやはり本島のほうに来ないといけない。そのときに、現場では作業員不足、技術者不足ですので、さらにステップアップするためにですね、その資格を取得しようとするときにですね、やはり現場が回らなくなる。また、財政的にですね、企業も支援をしてもですね、やはりそれができないんだと、どうしても経営状況もですね、やっぱりそんなに厳しい状況でありますので。こういうところですね、やはり人材を育成していく、資格を取るというところで、もっと行政側もですね、支援で

きないかということがありました。これについては、その業界の皆さんとですね、意見交換とか、そういう対策について話し合ったことはあるんでしょうか。

○島袋一英技術・建設業課長 ちょっと今、具体的な回数とかはお示しできませんけれども、先ほど申し上げました建設産業ビジョン2018の進捗状況や取組方針について、学識経験者、建設業界団体で構成する建設産業ビジョン推進委員会等において検証を行っているところであります。引き続き業界団体や関係機関と連携しながら、建設産業における人材育成に取り組んでいきたいと考えております。

○次呂久成崇委員 やはり意欲があつてですね、なおかつ離島にずっと定住をして、きちっと土木建築の業界の中で頑張っていきたいという若者は離島にも多くいるんですけれども、そこで次の生活のステップアップのために、やはり資格を取るという中でですね、なかなか行政の支援がいただけないというふうに聞いておりますので、ぜひこれから検討していただいでですね、官民一体となって、土木建築業界の人材育成のほうに努めていただきたいなと思います。最後に、1つですね、これは最後の411ページになります。

道路整備事業のほうですね、こちらのほうで石垣空港線も含めて8か所の事業でですね、こちらの課題のほうでも用地取得が難航しているということなんですけれども、その現状と対策についてお聞きしたいと思います。こちらにですね、用地取得の交渉にやはり相当な時間を要しているということですので、ちょっと現状をお聞きしたいと思います。

○前川智宏道路街路課長 用地取得に当たりましては、単価の設定ですとか、物件がかかる場合には移転の候補、移転場所等につきまして地権者の方々と調整をしていくわけですが、そういった交渉にかなり時間を要しているというのが現状でございます。

○次呂久成崇委員 今現在、県の執行している事業でですね、土地収用法の中で、土地収用の事業認可をもらっているのは何件ほどあるんでしょうか。

○前川智宏道路街路課長 今、この事業の中では石垣空港線が平成30年3月に事業認定を受けているところでございます。

○次呂久成崇委員 この石垣空港アクセス道路のほうですね、当初の完成予定はたしか31年度末だったと思うんですけれども、これがやはりどんどん、どんどん延びてですね、今、令和4年度末ということなんですけれども。

今、用地取得もたしかまだまだちょっと遅れてい

るということですので、これはやはり離島からの急患搬送も含めてですね、整備というのはとても大切だと思っておりますので、ぜひこの予定のですね、完成を目指してですね、しっかりと用地取得も含めて取組をお願いしたいと思います。

以上です。

○瑞慶覧功委員長 島袋恵祐委員。

○島袋恵祐委員 よろしくお願ひいたします。

主要施策の成果報告書の363ページの中城湾港の整備についてお願いします。

中城湾港の整備なんです、事業の概要を伺います。

○野原良治港湾課長 本事業については、中城湾港泡瀬地区における港湾施設やアクセス橋梁等の整備、また、新港地区東埠頭における定期就航船に向けた京阪航路の実証実験や上屋周辺の外構整備、自動車貨物集荷促進を図るためのモータープールなどの整備を行っております。

○島袋恵祐委員 その事業の中でですね、県道20号線の泡瀬地区の整備、これは橋梁の整備かと思われるんですが、執行率がちょっと悪いように見られるんですけれども、工事は順調に進んでいるのでしょうか。

○野原良治港湾課長 県道20号線の泡瀬人工島へのアクセス橋梁は橋長が約810メートル、4車線の橋梁となっております。進捗率については、令和元年度末時点で、事業費ベースで約47%となっております。令和5年度末に予定している暫定供用に向け現在4車線のうち、人工島に向かう片側2車線の上部工工事の施工中であります。

○島袋恵祐委員 課題にも書いてあるんですけれども、環境への配慮で施工期間が短い上に、国、県の多数の工事が厳しい施工状況になっているというんですけど、これを具体的に教えていただけますか。

○野原良治港湾課長 泡瀬埋立事業につきましては、トカゲハゼに影響を及ぼす4月から7月の間の海上工事の中止や工事に際しては汚濁防止膜の二重展張、海上へ投入する石材の洗浄など、環境保全措置を講じながら施工を行っているところです。また、同区域では国の埋立工事や県による護岸工事、アクセス橋梁の整備を実施しており、工区が隣接していることで、海上での作業や仮橋上での作業に当たっては工事の錯綜が起りやすくなっているという状況でございます。

○島袋恵祐委員 分かりました。

環境の配慮ってすごく重要だと思うので、環境の配慮に対しては引き続きですね、全力で取り組んで

いただきたいというふうに思います。

もう一つ、県道20号線は、出発地点が嘉手納基地の第2ゲート前になっているんですけども、胡屋十字路からこどもの国の前までの道路が今、拡張工事が進んでいるんですが、そのこどもの国の前からですね、実際、高原十字路のほうまで、そういった整備計画というのが実際あるのかどうか、地元の人からもちょっと、そういうのがあるのかということで、聞いてほしいという話があったので、答えていただけたらと思います。

○前川智宏道路街路課長 県道20号線につきましては、胡屋交差点から高原交差点までの延長3460メートルの区間を、街路事業の胡屋泡瀬線として3工区に分けて、幅員32メートル、4車線で整備を行っているところでございます。同路線の高原団地入り口バス停から高原交差点までの高原工区につきましては、現在、実施設計を行っているところでございまして、実施設計完了後、都市計画変更を経て用地買収に着手する予定としております。

○島袋恵祐委員 分かりました。

次に、中城湾港整備で、定期船の就航に向けた実証実験を行っているということなんですけれども、その概要を伺います。

○野原良治港湾課長 中城湾新港地区物流拠点化促進調査費については、中城湾新港地区を含む背後圏に立地する企業の活性化を図るため、新港地区東埠頭において定期船就航に向けた実証実験を行うものであり、平成29年度から令和元年度にかけて京阪航路の実証実験を行ってきた結果、令和2年度から船社による継続運航が実現しております。今後の実証実験に向けた取組については、京阪航路の運航状況や、現在うるま市が取り組んでいる国際物流トライアル推進事業における博多航路等の動向も踏まえながら検討していきたいと考えております。

○島袋恵祐委員 分かりました。

では、次に行きたいと思います。389ページ、公営住宅整備事業について伺います。まず初めにですね、その整備事業の概要を伺います。

○與那嶺善一住宅課長 公営住宅整備事業は、住宅に困窮している低額所得者に対しまして、健康で文化的な住生活の基盤となる住宅を提供することを目的としており、社会資本整備総合交付金、沖縄振興公共投資交付金及び地域居住機能再生推進事業などの国庫補助事業を活用して事業を推進しております。

これまでの建設戸数は、県営、市町村営、合わせて3万8476戸となっており、現在の管理戸数は県営、市町村営、合わせて634団地、3万132戸となってお

ります。現在は老朽化の著しい団地の建て替え事業を優先的に行っているところであります。

○島袋恵祐委員 ありがとうございます。

公営住宅の入居希望者、今どのぐらいいるのか、定数というか、実際、倍率がどのぐらいになっているのかというのを伺います。

○與那嶺善一住宅課長 県営住宅の空き家待ち入居募集については毎年7月に実施しておりまして、令和2年度は2813件の応募があり、応募倍率は6.6倍となっております。

○島袋恵祐委員 これは全国的に見ると高いんですか、低いんですか。

○與那嶺善一住宅課長 全国の数字は今、持ち合わせていないんですけども、大都市ではまだ少し需要はあると聞いておりまして、しかし地方の県では入居倍率は低い状況となっていると聞いております。

○島袋恵祐委員 6.6倍って高い数字だと思うんですけど、やはり数としても足りていないと思うんですけども、今後、この公営住宅の改築とか、そういった計画というのがあれば教えていただきたいと思えます。

○與那嶺善一住宅課長 沖縄県では、老朽化の著しい県営住宅の建て替えを優先的に実施しているところですが、令和2年度の建て替え事業としましては、令和元年度から継続しています大謝名団地、南風原団地、南風原第二団地及び新川団地の4団地に加えまして、新たに平良南団地の建て替え工事に着手することとしております。今後の計画につきましては、平成29年度から令和8年度までを期間とする沖縄県公営住宅等ストック総合活用計画において、建て替えと位置づけられている残り16団地につきまして予算の確保に努め、順次実施することとしております。

○島袋恵祐委員 ありがとうございます。

この公営住宅に入居する際にですね、入居者募集の書類にも書いてあるんですけども、保証人が必要だということなんですけども、今、自治体によっては保証人が不要というところも出てきている中で、沖縄県としては、やはり保証人がなかなかやっぱり探し切れないとか、そういったいろんな事情を持って入居されている方がいると思うので、そういった保証人がもし探し切れないという場合にですね、県としてどのような対応を取っているのか伺いたいと思えます。

○與那嶺善一住宅課長 県では、平成29年度に県営住宅連帯保証人取扱要綱を制定し、その中で連帯保証人の取扱いについて定めております。県としましては、入居者の家賃などの長期滞納未然防止策のみ

ならず、緊急連絡先として、入居トラブルに関する入居者への働きかけや無断退去の際の残置物の対応など、連帯保証人の果たす役割は重要であると考えております。しかしながら、入居を希望する者の努力にもかかわらず、特別な事情により連帯保証人が見つからない場合には、金銭債務を負担しない身元引受人を届け出ることによって連帯保証人を免除しております。さらに、身元引受人も見つからない場合には、引き続き身元引受人を探すことを誓約した上で、緊急連絡先を届け出ることによって入居可能となっております。

○島袋恵祐委員 分かりました。

次の質問に行きたいと思います。次はですね、398ページ、下水道事業についてです。下水道事業の事業概要をまず伺います。

○比嘉久雄下水道課長 本県の下水道事業は昭和44年に供用開始しており、その後の人口増加、生活様式の変化、処理区域の拡大に伴う汚水量の増加に対処するため、施設の整備・拡充を進めているところです。下水道の主な種類としては、県において2つ以上の市町村より排除される汚水を集め、終末処理場で処理する流域下水道事業、市町村が実施する公共下水道事業があります。また、公共下水道には終末処理場を有する単独公共下水道と流域下水道に接続する流域関連公共下水道があります。令和元年度は県及び23市町村において管渠や汚水処理施設の整備、改築を実施しており、下水道事業全体の執行率としては62%となっております。

○島袋恵祐委員 ありがとうございます。

下水道をつなぐというメリットはどういったことがあるか伺います。

○比嘉久雄下水道課長 まず、生活空間のですね、衛生的な空間が構築されるということがまずあります。下水道が来ない地域においては、個人で合併浄化槽等を設置する、そのメンテナンスをするといったことがありますので、そういった費用が免除されるというか、下水道料金に置き換わって経済的に幾ばくか有利になるということで考えております。

○島袋恵祐委員 ありがとうございます。

実際この下水道が通っている地域で、今、普及率というのは一稼働率というんですかね、どのぐらいですか。

○比嘉久雄下水道課長 これは市町村の事業でやっているんですが、市町村では下水道を普及させるためにですね、汚水管等の整備を行っております。令和元年度末時点の進捗状況として、県全体で下水道人口普及率は72.0%となっております。本土に復帰

した昭和47年度の17%から徐々に普及率を伸ばしているところがございます。

一方、全国平均79.7%からは7.7ポイントほどちょっと遅れていると、下回っている状況にあります。特に町村部や離島において整備が遅れている状況にあります。令和7年度末時点ですね、我々としては下水道人口普及率80%を目指して遅れている市町村の整備を中心に進めていきたいと考えております。

○島袋恵祐委員 分かりました。

ニーズが増えているということですね、やはり利用が増えるとその分、浄化センターとかの稼働も、本当に増えてくると思うんですけども、今、浄化センターのですね、今後、やっぱり改修が必要だと考えているセンターというのはどこどこがあるか教えてください。

○比嘉久雄下水道課長 本県の流域下水道は、先ほど申し上げたとおり、供用開始から約50年を経過する状況にあります。特に施設及び管渠の老朽化が進んでおりますが、那覇浄化センターにおいてはですね、老朽化対策及び耐震化整備を進めて、水処理施設であったり、汚泥処理施設であったりということに改築するというところで事業を進めています。また、同じく、中部流域の宜野湾浄化センターというところにおいても、おおむね50年程度経過している浄化センターではございますが、こちらにも全体的な改築を伴う耐震化を進めておりまして、既設の水処理施設を海側に埋立地がありまして、そちらのほうに沖合展開というか、新しい土地のほうにですね、施設を移しながら、老朽化対策を併せて進めているという状況にあります。

○島袋恵祐委員 分かりました。

ぜひ、目標の普及率に向けてですね、ぜひ県も取組をまた引き続き頑張っていただきたいというふうに思っています。

質問は以上です。

○瑞慶覧功委員長 比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 よろしくお願ひします。

引き続き報告書から質問いたします。

最初に370ページをお願いします。ハシゴ道路ネットワーク構築事業ですが、この事業の中にですね、真地久茂地線も対象となっております。那覇高校から出発して、開南を通過して、与儀を通過して、識名トンネルを通過して那覇インターまでつなぐ道路だと理解していますが、那覇インターから与儀十字路までは整備が完了しているのかなと思うんですが、与儀十字路から那覇高校までの開南区間と呼ばれるところ

ですね、そこが一体いつになるんだというのが市民から寄せられています。この開南工区についてですね、進捗状況をまずお聞かせください。

○前川智宏道路街路課長 真地久茂地線の開南工区の進捗率につきましては、令和元年度末の事業費ベースで約86%となっております。

○比嘉瑞己委員 その割にはまだまだ見えてこないんですけれども、当初計画ではいつ頃供用開始になる予定だったのか、今後の見通しはどうなっていますか。

○前川智宏道路街路課長 当事業につきましては平成19年度に事業着手しまして、当初は平成25年度完了を目指しておりましたが、沿線に補償物件も多数あり、用地交渉に不測の時間を要したことから現在の進捗率となっているところであります。完了予定につきましては、2020年代後半を目指して取り組んでいるところでございます。

○比嘉瑞己委員 2020年代後半というと、あと五、六年、もう少しかかるというような感じで急がれると思います。特に、開南から与儀の、みんなが仏壇通りと言っているところは片道1車線しかなく、しかも朝夕はバスレーンになっているんですよね。なので、相当那覇市の動脈的な通りなんですけれども、そこの開通が待たれているんですよね。あそこを先行的に工事をして、先に開通ということはできないんですか。

○前川智宏道路街路課長 用地買収の状況に応じまして、適宜工事を実施しながら、必要な区間については、できる区間については供用を目指して取り組んでいきたいと考えております。

○比嘉瑞己委員 なるべく前倒しでですね、開通をお願いしたいと思います。その後、開南十字路のほうから那覇高校のほうも残っているんですけれども、開南十字路が相当難航な工事と聞いているんですけれども、今後の見通しはどういうふうな工事になるんですか。

○前川智宏道路街路課長 開南交差点につきましては、現在の道路高さよりも約2メートル程度低くなりますことから、現在の交通を切替えながら段階的に切下げていく工事となりますため、所定の工期がかかるものと見込んでいるところでございます。

○比嘉瑞己委員 引き続き頑張ってください。

これは要望なんですけれども、この後、那覇高校までなんですけど、あそこはせせらぎ通りと言われていたんですが、道沿いにですね、小さなせせらぎがあったんですけれども、残念ながら今はちょっと使われていないんですね。当初はそうやって歩いて楽

しい道路というふうなコンセプトもあったと思うので、そこはぜひ生かしてですね、何らかの形で対応していただきたいと思います。

続いて、375ページの沖縄らしい風景づくり促進事業についてお聞きします。この事業は、昔ながらの沖縄の風景だったり町並みを守っていくということだと思えますけれども、事業目的、内容は読めば分かるんですが、これで沖縄県と市町村の役割が分かりづらいので、それぞれの役割についてお聞かせください。

○仲嶺智都市計画・モノレール課長 お答えします。

良好な景観形成は住民生活に密接に関係する課題であることから、市町村が景観行政団体となり、地域らしさを生かした景観計画を策定し、官民協働による景観まちづくりを主体的に実践・推進していく必要があります。県では、広域的な行政主体として、景観形成の重要な担い手である住民の意識・関心を高め、県土全体の景観形成の方針を提示し誘導するため、沖縄県景観形成基本方針を定め、国と連携を図りながら市町村の景観施策を支援しております。

○比嘉瑞己委員 県は広域的な方針を示して、あくまでも実施は市町村だということだと理解します。

この市町村の今、景観の計画の策定状況はどうなっていますか。

○仲嶺智都市計画・モノレール課長 県内においては、令和2年4月時点で41市町村のうち85%となる35市町村が景観計画を策定しております。

○比嘉瑞己委員 計画はある程度、進んでいると分かりました。この計画の中でですね、いろいろ景観地区、景観重点地区というような定めがあるそうなんですけど、そういった地区というのはどれぐらい策定されていますか。

○仲嶺智都市計画・モノレール課長 県内の景観地区及び準景観地区は9地区となっております。その内訳としましては、景観地区が、石垣市が3地区、浦添市で1地区、読谷村で2地区、うるま市で2地区。準景観地区が座間味村で1地区となっております。また、県内の景観重点地区は36地区となっております。歴史的町並みが残る地区や新たな市街地のほか、重要な道路や海岸沿いなどで指定されております。

○比嘉瑞己委員 ありがとうございます。

計画はつくられていても、そうやって守るべき地区というのはですね、まだまだ少ないのかなという印象を受けました。その地区においてもですね、歴史を感じられる地区だったり、あるいは市街地も対象になったりということ、いろいろジャンルがあるそうなんですけれども、やはり沖縄らしさを残し

ていくというふうには、やっぱり自然風景ってとても大切だと思うんですね。その意味で、沖縄県の抱える政策的ー大きなテーマでやっぱり辺野古の問題だったり、最近では軍港の問題も取り上げられてきました。美しい海を埋め立てるのかとか、昔ながらの海岸線を残してほしいとか、そういう声があるわけなんですけれども、こうした開発行為による森林や緑地の消失だったり、あるいは埋立てによる自然海岸の消失、こうしたことを沖縄県としては、皆さん広域的に考える立場だと思うんですが、この現状などについてはどのように今なっていますか。

○仲嶺智都市計画・モノレール課長 県では、沖縄県景観形成条例に基づき、独自の景観条例を制定していない8町村において大規模な建築物や鉄塔等工作物の建築、開発行為等に係る土地の区画形質の変更等を行うときは届出を行い、快適で魅力のある景観形成に努めることとしております。届出が必要な行為のうち、土地の区画形質の変更については、主に土地の面積が3000平米を超えるものが対象となっており、可能な限り現況の地形を生かすことや、のり面の緑化などに努めることとされ、過去5年間の実績としては2件が提出されているところでございます。

○比嘉瑞己委員 今、説明のあったのは、あくまで計画を持っていない8市町村だけが沖縄県に届出許可が必要になってくるという話だと思うんですけれども、やはり最初におっしゃっていたように、もちろん市町村が一番身近な風景を守っていくという主体になるべきだと思うんですけれども、それだとまたデメリットとして、沖縄県として広域的な観点というのが僕は抜け落ちないかなという心配があるんですね。やはり沖縄県がしっかりと県全体のことを考えて、自然の風景を残していくという、こういった姿勢が大切だと思うんですが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○仲嶺智都市計画・モノレール課長 繰り返しになって申し訳ありませんけれども、景観形成は市町村が主体的に推進していく必要があり、県は県土全体の景観形成の方針を示し、市町村の景観施策を支援することとしております。各市町村においては独自の景観施策が展開され、適正に規制・誘導がされているものと考えております。

○比嘉瑞己委員 今回はこの程度にとどめさせていただきます。勉強させていただいて、環境アセスとかもあるけど、景観アセスがあるという話も教えていただきましたので、しっかりとそれが機能できるような、また、広域的な責任も果たしていただけた

らなと思います。

続いて、386ページの道路防災保全事業をお願いいたします。この事業なんですけど、橋梁の老朽化を直していく事業だと思うんですけども、時間がないのでちょっとまとめてお聞きしますが一昨年度は予算編成時にハード交付金が相当減らされて、こうした公共工事業の影響が出ないかという懸念がありました。この橋梁工事において今の老朽化の現状、沖縄県はどうなっているのか、このハード交付金の減少の影響はどうだったのか、まとめてお願いいたします。

○上原智泰道路管理課長 お答えいたします。

橋梁老朽化の現状につきましては、県管理道路における672の橋梁につきまして、道路法の改正により、5年に一度、定期点検を実施し健全性の診断を4つに区分することが規定されており、規定に基づく定期点検を平成26年度より実施し、平成30年度に1巡目の点検が完了しております。県管理橋梁における平成26年度から平成30年度にかけて実施された1巡目の橋梁点検結果としましては、区分が4つに分かれておりまして、区分1の健全である橋梁が214橋、区分2の予防保全段階にある橋梁が366橋、区分3の早期措置段階にある橋梁が83橋、区分4の緊急措置段階にある橋梁がゼロとなっております。令和元年度末時点で、区分3判定の早期に措置を講ずるべき橋梁83橋のうち23橋、約28%の修繕に着手しておりまして、そのうち2橋の修繕が完了しております。

あと1点のハード交付金減少の影響についてなんですけど、近年、沖縄振興公共投資交付金ーハード交付金の予算が減少傾向にあります。県管理道路における橋梁補修につきましては、橋梁長寿命化修繕計画に基づいて実施しておりまして、橋梁の健全度や重要度を勘案して、優先順位の高い橋梁から順次補修を実施していくこととしております。

橋梁補修予算につきましては、平成30年度以降については増額配分しており、令和2年度には、国により新たに道路メンテナンス補助事業が創設され、沖縄振興公共投資交付金ーハード金に加えて2億7500万円の予算が計上されております。今後ともこれらの予算を活用して必要額の確保に努めて、今後の事業の推進に取り組んでいきたいと考えております。

○比嘉瑞己委員 ありがとうございます。

状況の細かい説明はあったんですが、後で資料で届けていただけたらと思います。その中でですね、いろんな対応があるみたいなんですけど、ただ、今のお話だと優先の高いランクのところの約3割ぐらい

にしか着手できないように聞こえてくるんですけれども、そのとおりなんですか。

○上原智泰道路管理課長 今、御説明しました83橋につきましては、26年度から30年度にかけて調査した結果でありまして、今後、この83橋についてまた橋梁の修繕に取り組んでいくところです。

○比嘉瑞己委員 ぜひですね、これは安心・安全に関わる分野なので、しっかりと声を上げていただきたいなと思います。

続いて、405ページの離島港湾の整備についてお聞きいたします。離島港湾なんですけど、中でも粟国村の港についてお聞きしたいと思います。粟国村は今、航空機も運休していて、本島を結ぶフェリーがですね、島の人たちにとっての重要な公共交通となっています。最初にお聞きしたいんですけども、この港が原因でフェリーの欠航状況というのがあると聞いているんですけど、この欠航状況についてはどうでしょうか。

○野原良治港湾課長 フェリーの欠航状況については、平成26年から平成30年の5か年間の平均値において就航率は84.5%となっております。

○比嘉瑞己委員 この就航率84%というのは、これはいい数字なのか、どういう数字になるんですか。

○野原良治港湾課長 ほかの離島港湾が大体90%を超えている状況がありますので、それに比べれば低い状況かと考えています。

○比嘉瑞己委員 ただでさえ飛行機も飛ばない中ですね、フェリーがそういう状況だと大変困るということ島の人たちからお話を伺いました。粟国は座間味ともまた違って、周りに他の離島がない関係で外の海も荒れていると。この荒れた波が港の中に入ってくるわけなんですけれども、港の中で波が反射をしてですね、なかなかフェリーが接岸できなくて欠航になるというお話を聞きました。

そのためのこの整備事業だと思うんですけども、粟国港のこの進捗状況はどうなっていますか。

○野原良治港湾課長 粟国港の改修事業は、港内の静穏度向上を目的に既設の産業バースを消波護岸に改修して、産業バースの移設先として、既設岸壁の延伸・改修を行うものであります。平成27年度より事業に着手しておりまして、これまで設計やブロック製作工事などを行っております。

今年度は岸壁整備工事を行っており、進捗率は令和元年度末において事業費ベースで約30%となっております。

○比嘉瑞己委員 ありがとうございます。

消波護岸というのができると、かなり改善される

んじゃないかというふうに思います。この消波護岸の完成時期、事業全体が終わるのは、見通しは立っていますか。

○野原良治港湾課長 令和5年度末を予定しております。

○比嘉瑞己委員 しっかりと進めていただきたいと思います。

続いて、住宅リフォーム促進事業、391ページをお願いいたします。これは市町村もかなり取り組んできていると思うんですけども、市町村がやっている県は補助をしているのか、ちょっと仕組みがよく見えないので最初にその辺を教えてください。

○與那嶺善一住宅課長 お答えします。

この住宅リフォーム支援事業は、市町村が20%の補助をいたしまして、その45%を国の交付金で賄っておりまして、その残りの55%の半分を県が支援して、半分を市町村が負担するという事業になっております。

○比嘉瑞己委員 県も一緒にやってくれることで、市町村も取り組みやすいと思います。

この説明の中ではバリアフリーとかという言葉があるんですけども、この工事の対象となるのはどういった工事なのか、市町村でこればらつきがあるんじゃないかという話も聞いたんですけども、状況はどうなっていますか。

○與那嶺善一住宅課長 住宅リフォーム支援事業の対象としましては、バリアフリー工事以外に省エネ工事など、住宅の質の向上に資する工事を対象としております。市町村によりましては、独自の支援としてやっている工事もございますが、その場合は、市町村におきまして独自の要綱をつくりまして、このバリアフリーとかリフォーム以外の支援についても行っているところがございます。

○比嘉瑞己委員 県も市町村にやっているわけだから、なるべく基本的なところは一緒のほうがいいと思うんですけども、それにまた市町村が努力しているんなものをつけるというのは大いに結構だと思うんですけども、そういった意味で、今、実施している市町村はある程度、基本的な形というのはあるんですか。みんなばらばらなんでしょうか。

○與那嶺善一住宅課長 基本的には省エネ工事とかバリアフリー工事をメインにしておりますけれども、それ以外の工事を対象にしているところもございまして。ちょっと今、手元に市町村の要綱がございませんで、具体的には申し上げられないんですけども、市町村独自のものをやっているところもございまして。

○比嘉瑞己委員 ありがとうございます。

やはりこの事業ですね、もちろんリフォームをする家庭にとっても大変喜ばれるんですけども、地域活性化という観点もあって取り入れられていると思うんです。地域の小さな一人親方のリフォーム業者も取れるということですね、喜びも聞こえてくるんですけども、この波及効果みたいなものというのは皆さん調査されたことはありますか。

○與那嶺善一住宅課長 経済波及効果というものについてはちょっと試算はしていないんですけども、県の補助額に対しまして市町村が補助している総工事費と申しますか、市町村が補助する以外の自前で持ち出した事業費も含めた事業費で考えますと、県の補助額の20倍の額の工事費が発注されているところから、事業効果はあるものと考えております。

○比嘉瑞己委員 ありがとうございます。

1500万円の予算で20倍以上の効果があるとすれば、やっぱり相当、地域活性化という意味でも、中小企業支援という意味でも、意義ある事業だと思いますので、引き続き頑張って取り組んでいただきたいと思えます。

終わります。

○瑞慶覧功委員長 玉城健一郎委員。

○玉城健一郎委員 よろしくお願ひします。

まず、土木建築部全体に対してちょっと見解を聞きたいんですけども、ちょっと私も土木は初めてなので、今回執行率が低い、事業によっては執行率が結構低いものが多々見られるんですけども、この全体的な執行率の低さの理由というのはどこから来ているのかということをお願ひいたします。

○砂川健土木総務課長 全体的な執行率の低さというよりも、執行状況をちょっと説明させていただいてよろしいでしょうか。令和元年度の土木建築部全体の執行率は73.9%、前年度と比較しまして2.7ポイント上昇しております。また、令和元年度、同じく繰越率にしてみますと21.4%で、前年度と比較しまして4.9ポイント減少、不用率につきましては4.7%で、前年度と比較して2.2ポイント上昇しております。この不用率が上昇した主な理由としましては、一般会計におきましては、河川等災害復旧費で、年度末の災害に備え予算を確保していたものの災害発生がほとんどなかったということによる不用であります。また、特別会計におきましては、下水道事業特別会計におきまして、令和2年度からの公営企業会計移行に伴う打切決算、要するに、4月、5月の出納整理期間がなくなった影響によりまして、令和2年度

の歳出として整理されたものですから、その分の不用があったということが要因かと考えております。

○玉城健一郎委員 よくハード交付金、一括交付金の件の中で、ハード事業というのが削られてきて、国の予算が削られている状況の中で、執行率が低くなっていく、交付金事業の執行率が低いというか、100%消化し切れないということというのは審査に影響が出てこないかなということ懸念しているんですけども、そのあたりの御答弁をお願いいたします。

○砂川健土木総務課長 一括交付金につきましては、国から平成29年度の概算要求におきまして一括交付金の執行率の低さを指摘され予算が削減されたところではありますが、執行率は改善傾向にありまして、このような取扱いは現在、行っていないと聞いております。ところで、令和元年度の土木建築部の一括交付金の執行率は75.8%で、前年度と比較しまして7.0ポイント上昇しております。

以上です。

○玉城健一郎委員 ありがとうございます。

職員の皆さんの努力の結果で7ポイントも改善したということはすごく素晴らしいことだと思うんですけども、この7ポイント改善できた要因というのはどういったところがありますか。そういった分析はされていますか。

○砂川健土木総務課長 土木建築部の対策としましては、まずはゼロ県債といたしまして、前年度から前倒しで予算を執行するというようなゼロ県債を活用した早期発注、それから、関係機関との早期調整や事業進捗管理の徹底などによる繰越圧縮等の取組を強化し、執行率の改善を図るとともに、市町村や関係団体一ということを取り組んでおります。また、ハード交付金を含む公共事業の執行に当たりましては、毎月、執行状況報告書を作成し、土木建築部内の公共事業執行土木事務所長等会議におきまして進捗管理を行っているところでございます。

○玉城健一郎委員 ありがとうございます。

本当に皆さんの頑張りで改善してきていると思いますので、ぜひこれからも頑張ってくださいと思います。

それでは、次に移ります。389ページ、公営住宅整備事業、ほかの委員も質問されているんですけども、こちら先ほど公営住宅がどれぐらいの需要があるかということに対して、6.6倍の倍率があるというお話でした。先ほど島袋委員も話をされていましたが、保証人制度について伺います。今、公営住宅というのは保証人というのを一先ほどの答弁では保証

人が基本的には必要で、なかなか準備できない方という話は伺っています。公営住宅の保証人制度について、国は標準条例案を改正して、保証人に関する規定を削除した上で、保証人を確保できないために入居できないといった事態が生じないようにしていくことが必要であり、保証人の確保を公営住宅への入居に際して前提とすることから転換するべきと言っていますが、これについて沖縄県はどのように考えているのか、御答弁お願いいたします。

○與那嶺善一住宅課長 先ほども答弁させていただきましたけれども、やはり連帯保証人の果たす役割は重要と考えておりまして、県としては連帯保証人がなくても、身元引受人や緊急連絡先でも入居可能ということで、公営住宅に入居は可能となっておりますので、連帯保証人は今後とも求めていきたいというふうに考えております。

○玉城健一郎委員 連帯保証人のものに関して国の方針が変わってきていると、そしてまた、公営住宅という役割として、やはり様々な要因を持って、いろんな原因があって連帯保証人ができないとか、準備できないから最初から諦めてしまう、そのような県民も多くいると思うんですよ。ですから、今のところまだ考えとして、なくすという話では多分、言えないと思うんですけれども、今後の県の対応として、やはり国の標準条例案の中でもなくなっていますから、ぜひ保証人を今後なくしていくということを研究していただきたいと思います。これは要望です。

次の質問に移ります。366ページの沖縄都市モノレールの延長整備について確認させていただきます。

都市モノレール、令和元年で開通して、浦添の新しい駅ができたと思うんですけれども、今、新型コロナウイルスの影響でなかなか客足って少し落ちていると思うんですけれども、それまで、開通してから新型コロナウイルスの影響が出るまでの間、どれぐらいの利用実績があったのかということと、また、交通量一車の渋滞とか解消に向けて、どれぐらいの影響があったのか、もし知っていたら御答弁をお願いいたします。

○仲嶺智都市計画・モノレール課長 お答えします。

沖縄都市モノレールの新駅4駅における令和元年度の1日当たりの平均乗車数は石嶺駅1075人、経塚駅640人、浦添前田駅548人、てだこ浦西駅1308人となっております。

交通量の減少なんですけれども、そこら辺のほうはまだ把握はされていないんですけれども、現在、てだこ浦西駅パーク・アンド・ライド駐車場が整備

されていまして、今、そこでのパーク・アンド・ライド駐車場は、契約台数は396台となっております、その分も都心部へ入る交通量は減っているのかなど、そのように考えております。

○玉城健一郎委員 ぜひモノレールは県民にとって、特に那覇市民にとっては県民の足にはなっていると思うんですけれども、ほかの市町村からしてみたら、やっぱりまだまだ乗る機会というのが少ない乗り物ですので、ぜひとも今後、延伸できるように取り計らっていただきたいと思っております。

次の質問に移ります。361ページ的那覇港の整備について質問させていただきます。こちらなんですけれども、那覇港の現在の取扱い貨物に関して、貨物量と沖縄県内での物流のシェアを御答弁お願いいたします。

○野原良治港湾課長 那覇港の平成30年度の公共貨物量は約1307万トンとなっております、県内重要港湾6港の合計1677万トンのうち約78%を占めております。

○玉城健一郎委員 ありがとうございます。

今回この説明資料の中では、課題として、片荷輸送というものを挙げています。物はこっちに入ってきているけれども、送り返すときに箱だけ、空気を送っているという状況があると思うんですけれども、それに対する取組、課題に対しどのように取り組んでいるか、御答弁をお願いします。

○野原良治港湾課長 那覇港の外貨貨物は輸入超過、いわゆる片荷輸送となっていることや、取扱量が少ないことが要因となり、海上輸送コストが割高となっております。那覇港管理組合としましては、那覇港における片荷輸送の解消は取り組むべき重要な課題と認識しており、その課題解決のため、外貨貨物増大と、外航コンテナ航路の拡充に取り組んでいるとのことであります。具体的には、国内外の荷主や外航船社に那覇港の利用を促進させるため、那覇港輸出貨物増大促進事業による荷主支援や船社支援に取り組むとともに国際流通港湾としての機能向上を図るため、那覇港総合物流センター2期、3期の整備に向け取り組んでいるとのことであります。

○玉城健一郎委員 ありがとうございます。

次の質問に移ります。363ページ、中城湾港の整備についてなんですけれども、こちらも現在の取引貨物量と沖縄県内での物流シェアを御答弁お願いいたします。

○野原良治港湾課長 中城湾港の平成30年度の公共貨物量は約106万トンとなっており、県内重要港湾6港の合計約1677万トンに占める割合は約6%と

なっております。

○玉城健一郎委員 ありがとうございます。

次の質問に移ります。376ページの生活に密着した道路整備事業の実績と執行率について御答弁をお願いいたします。

○前川智宏道路街路課長 生活に密着した道路整備事業につきましてですが、令和元年度の決算状況で、繰越率のほうが35.6%となっております。

以上でございます。

○玉城健一郎委員 ありがとうございます。

こちら、生活に密着した道路整備事業ということで、県内の県道の整備事業だと思うんですけども、こちらちょっと確認したいのは、現在、宜野湾市の県道の中で県道35号線、万年通りと言われているところが、今後、拡張して県道35号線につながってくると思うんですけども、こちらの事業はこの予算から出ているのでしょうか。

○前川智宏道路街路課長 普天間小学校の前の県道35号線につきましては、既に整備済みとなっております、現在のところ事業はしていないという状況でございます。

○玉城健一郎委員 こっちの整備は終わって、その後、三角食堂、基地向けに行くんですけど、西普天間地域に、あっちは市町村道路ですか。失礼しました。

もう一つ、この宜野湾市の県道34号線の渋滞というのがやっぱり大きな問題になっていると思うんですけども、こちらは現在、地元の議員とかが頑張っていて今、いろいろ拡張の計画とか、そういったものを行っているんですけども、県として今どのように取り組んでいるのか、御答弁をお願いいたします。

○前川智宏道路街路課長 県道34号線につきましては、真栄原から大謝名までの区間でございますが、その区間につきまして歩道を縮小するなりの付加車線を設置して渋滞を解消する検討をしておりますが、現在のところ具体的にいつからその施工に入るかというところは、まだ十分確定できていないところでございます。

○玉城健一郎委員 ありがとうございます。

あちら本来ならば、基地が返還されれば渋滞の問題というのはないはずなんですけれども、まだまだ見通せないのが、ぜひ地元の皆さんとお話ししていただいて、なるべく広げられるようお願いいたします。

以上です。

○瑞慶覧功委員長 休憩いたします。

午後3時20分休憩

午後3時40分再開

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

新垣光栄委員。

○新垣光栄委員 皆さんお疲れさまです。よろしくお願ひします。それでは、主要施策の結果報告書の中から質疑をさせていただきます。

まず、363ページの中城湾港の整備事業からよろしくお願ひします。その中の物流拠点化促進調査のですね、定期航路に向けた実証実験について、少しだけ説明をお願ひいたします。

○野原良治港湾課長 中城湾港新港地区物流拠点化促進調査については、中城湾新港地区を含む背後圏に立地する企業の活性化を図るため、新港地区東埠頭において定期船就航に向けた実証実験を行うものであり、平成29年度から令和元年度にかけて京阪航路の実証実験を行ってきた結果、令和2年度から船社により継続運航が実現しております。

○新垣光栄委員 事業効果のほうもよろしくお願ひします。

○野原良治港湾課長 先ほども申し上げましたけども、この実証実験によりまして、令和2年度から船社による継続運航が実現していると。

○新垣光栄委員 それでは別の角度からですね、この実証実験をやることによって定期航路が確定することによって、大型貨物の対応による貨物量の取扱量が拡大するというところで、先ほどシェアが6%ということで、私たちも増えていくことには期待しておりますのでよろしくお願ひします。その中で航路ができたんですけども、その中で、あまり大型貨物が運べるような企業が立地できていないということに対してどのように思っておりますか。

○野原良治港湾課長 背後圏の生産品としましては、建設資材や中古自動車等となっております、必ずしも大型の荷物ではないとは考えております。

○新垣光栄委員 私はですね、もう少し立地企業—貨物航路が先ほどできたので、もう少し文化スポーツの企業誘致の件と一緒に連携してですね、そういう同じ方向性の目的、同じ方向性の効果があるような連携してやっていけばもっと効果が出るのではないかなと思っておりますので、もう一度、答弁のほうをお願いいたします。

○野原良治港湾課長 継続運航させるためには、一定程度の貨物量を確保することが求められ、集荷を促すための貨物の掘り起こしは重要な取組であると認識しております。そのため、県では実証実験に併せて利用可能な貨物の調査、荷主に対するポートセー

ルス、新聞広告等の周知、広報活動を行ってまいりました。また、地元うるま市においては、中城湾港新港地区を活用した新たな物流モデル創出に向けた実証実験として、国際物流トライアル推進事業を実施しております。さらに、中城湾港開発推進協議会では、運送事業者への輸送費補助事業を行っております。

引き続き関係機関等の取組と連携しながら、貨物の掘り起こしなどに努めていきたいと考えております。

○新垣光栄委員 まさにそのとおりですね。ある程度の地域との連携、そしてゾーニングが必要だと思っています。そこでですね、中城湾港の長期構想がですね、今回、会議が開かれたということですね、この内容を少しばかり説明していただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○野原良治港湾課長 中城湾港については、平成2年の港湾計画改定から約30年が経過していることから、次期港湾計画や新たな振興計画を見据えた長期構想の策定に向けて、有識者や関係行政機関から構成される中城湾港長期構想検討委員会を設置したところであり、令和2年9月に開催した第1回検討委員会では、沖縄県及び中城湾を取り巻く社会経済情勢の変化や関係する上位計画等を踏まえて、長期構想の基本理念、将来像、基本戦略を提案し、助言等をいただいております。令和2年12月に予定している第2回検討委員会では、基本戦略に基づく主要施策や空間利用計画、ゾーニングを提案することとしており、その後、パブリックコメントを踏まえて、令和2年度内に長期構想を策定する予定としております。

○新垣光栄委員 中城湾港での長期計画は、構想は初めてということですね、本当に職員の皆さんありがとうございます。これがですね、実りあるものになるように頑張りたいと思いますけれども、その中に、町村長が委員として入っているのかどうかお願いいたします。

○野原良治港湾課長 検討委員会には、うるま市、沖縄市、与那原町、南城市のそれぞれ市長、町長が委員として入っております。

○新垣光栄委員 ぜひですね、地域と連携するのであれば、全ての町村長を入れて一関わる関係町村を入れていただきたいなと思っていますけれども、どうでしょうか。

○野原良治港湾課長 先ほど申し上げましたのは委員会、その下に幹事会というのも設置しております、その中には、先ほど言った、うるま市、沖縄市、

与那原町のほか、北中城村、中城村、西原町、南城市の課長や部長、あるいは参事などが参画することになっております。

○新垣光栄委員 しっかりですね、連携市町村は入れていただきたいと思います。

続きまして、366ページのモノレールお願いいたします。このモノレールの延伸整備について交通渋滞の緩和やまちづくりの発展が期待されるということで私は延伸をもっと一先ほどの質疑にもありましたように、もっと延伸して使い勝手がいいものを一今は那覇市だけの交通のものになっているんじゃないかなと思っていますので、それを延伸することによって、さらに幅広い公共交通の意味合いも出てくるのではないのかなと思っていますので、その延伸についてどのようにお考えでしょうか。

○仲嶺智都市計画・モノレール課長 延伸計画については、企画部が平成30年度において鉄軌道とフィーダー交通が連携する公共交通ネットワーク構築に向けた検討に資する観点から、沖縄都市モノレールを延長した場合の効果や課題等について検討を行っております。土木建築部としては、検討結果を踏まえ、企画部や関係機関と連携していきたいと考えているところです。

○新垣光栄委員 一般質問でさせていただいたんですけど、バスの利用率が5%とかですね、あまりにも発展性を考えていない調査ではなかったかな、結果ではなかったかなと思っていますので、改めてまちづくりの観点、そして発展可能性をですね、将来の部分も加味して、ビー・バイ・シーですか、そういうものも入れてですね、もう一度、土木部のほうでも調査してはどうかと思っていますので、その辺また後で質疑をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

次にですね、ボトルネックはしご道路関係なんですけれども、公共ネットワークでですね、今、はしご道路計画の中で、県道29号線的那覇北中城線ですか、それと宜野湾北中城線ですね、状況を教えてください。

○前川智宏道路街路課長 はしご道路につきましては、南部東道路、宜野湾北中城線、浦添西原線等で事業を実施しているところであります。令和元年度末の事業費ベースの進捗率でございますが、南部東道路が約29%、宜野湾北中城線が96%、浦添西原線の港川道路が約97%、同じく浦添西原線の翁長一嘉手苧工区が約30%、同じく嘉手苧一小那覇工区が約80%となっております。

○新垣光栄委員 ぜひ早期実現できるように皆さん

のお力添えをよろしくお願いします。

その中でですね、やはり県道が整備されるとですね、市町村道が接道してくるわけです。どうしてもこの交通渋滞ですね、ボトルネックになるときは、この接道がうまくいかないといけない、市町村は予算がないものですから、この接道になかなかお金がかかけられないという状態ですね、この街路事業等で、その市町村の負担を軽くできれば、うまい具合に接道ができるとは思っているんですけど、その辺はどうお考えでしょうか。

○前川智宏道路街路課長 関連する道路等で市町村の街路事業が効果的にはしご道路と連絡するという事業があればですね、市町村さんと連携しながら、道路網の構築に努めてまいりたいと考えております。

○新垣光栄委員 ありがとうございます。期待をしております。

次に、都市公園整備事業のほうに行きます。本当に中城城跡の長年の課題でありました旧ホテル跡地の解体、本当にありがとうございます。今はもう更地になってですね、今度どういう計画をしようかという期待をしております。その中で、中城公園ですね、どのような目的の公園か教えていただけないでしょうか。

○高嶺賢巳都市公園課長 中城公園の整備目的なんですけれども、昭和47年に国の史跡に指定され、平成12年には琉球王国のグスク及び関連遺産群の一つとして世界遺産に登録されている中城城跡を核として沖縄県の歴史・文化・自然を体験学習できる公園として整備しております。

○新垣光栄委員 この中にせっかく解体したものですから、更地ができています。私は郷土劇場を誘致したいなと思っていてですね、ぜひそれで、この公園内にそういう施設も誘致可能なのか、どうですか。

○高嶺賢巳都市公園課長 お答えします。

公園事業では劇場等の建設については補助が使えませんので、その他の事業等があればですね、検討はできるかと思えます。

○新垣光栄委員 ぜひですね、中城も文化的な価値を秘めた公園ですので、その辺も含めて、また一緒になって頑張っていきたいと思えますのでよろしくお願いします。

次に、ちょっと戻りますけど、先ほど質疑がありましたように、沖縄らしい景観ということで、私は市町村にやっぱり技術者が足りないと思っているんですよ。その辺で執行率も悪いのかなと。やはりこれは市町村に任す、一緒になって任すのはいいんで

すけども、一緒になってですね、県が指導的な立場を取らないと、この沖縄らしさというのは今後の観光の柱になってくると思えます。これを重点的にやっていく必要があると思っておりますけれども、どうお考えでしょうか。

○仲嶺智都市計画・モノレール課長 その景観の取組なんですけれども、景観の取組は大きく3つありまして、景観づくりシンポジウム、広報、啓発。シンポジウムにより風景づくりに対する県民の意識の向上を図っていく業務と、あと景観づくりに係る人材育成事業というのがあります。これは景観モデル地区における地域人材育成及び市町村景観行政団体担当職員のスキルアップ研修等を行っていく事業。

あともう一つ、公共事業における景観評価システムというのがあります。それは道路、河川、営繕、空港、海岸事業において試行運用を実施し、平成28年度に景観評価システム実施要領を作成し、平成29年度から本格運用を行っているということで、公共事業において景観の観点からですね、いろいろな景観に資するものをつくっていかうという取組を行っているところです。

○新垣光栄委員 ぜひですね、その技術者の育成ですね、それから、職員の採用等も含めて、やはり今後の沖縄県を支える重要なポイントになると思っておりますのでよろしくお願いします。その中で道路の街路樹のですね、今、取り組んでいただいている政策とかですね、様々な取組が行えると思っておりますので、沖縄らしさというのが今後の沖縄の観光のポイントになってくると思えますので、ぜひよろしくお願いたします。そしてですね、このように多くの事業がある中で私は一今回ですね、国直轄事業が大分増えている。それは滑走路が一以前までは約600億円ぐらいで国直轄事業があった中でですね、それで滑走路事業が300億円あってですね、その分の300億円がそのまま国直轄事業になってですね、600億円前後の予算が今、国直轄事業が900億円ということで300億円も伸びてしまっている。これ本来だったら、県の事業として返していただいたらですね、今、停滞している事業が、ほとんどできるのではないかなと思っているんですよ、この沖縄県で、そういうですね、戻していただけるような何か要請とかですね、政策的なものはないのでしょうか、土木部には。

○砂川健土木総務課長 お答えいたします。

平成24年度以降、国直轄事業の予算は増加傾向にあります。沖縄振興公共投資交付金、いわゆるハード交付金の予算につきましては、平成26年度をピークに減少傾向にあります。県や市町村の限られた予

算の中で執行状況にも配慮し、選択と集中による配分を行い、効率的、効果的な執行に努めてきましたが、減額の影響が大きく、事業の進捗に時間を要し、事業効果の発現までに長時間を要している状況にあります。このため、令和3年度の沖縄振興予算の要請において、引き続き3000億円台の予算を確保するとともに、沖縄振興一括交付金について増額を求めたところでもあります。今後とも関係各位の御理解と御支援を賜りながら、国と調整を行い、所要額を確保できるよう努めてまいります。

○新垣光栄委員 土木部の皆さんですね、限られた予算の中でですね、様々な事業に着手していただいでですね、本当に選択をしながら、いろんな有効的な事業に取り組んでいて、本当に御苦労されております。本当にこれは保守、革新、与党、野党関係なくですね、本当に一丸となってですね、要請できることだと思っていますので、ぜひですね、どんどん私たち議員団、そして国会議員団を活用していただいで要請させてください。お願いします。

以上です。

○瑞慶覧功委員長 金城勉委員。

○金城勉委員 最後ですから、お疲れさまです。よろしくをお願いします。

まず最初にですね、沖縄市の県道20号線—嘉手納基地の第2ゲートから起点になって、東部海浜開発事業の橋梁までが20号線の指定になっているんですけども、この全体の整備計画というのはありますか。

○前川智宏道路街路課長 道路街路課のほうで所管しております県道20号線につきましては、胡屋交差点から高原交差点までの延長3460メートルの区間を街路事業の胡屋泡瀬線として3工区に分けて、幅員32メートル、4車線で整備を行っているところでございます。

○金城勉委員 この高原から次のビジュアル交差点まではどうですか。

○前川智宏道路街路課長 その高原から先の区間につきましては、現在、予備設計を実施しているところでございます。現在、事業化に向けて沖縄市と調整を行っているところでございます。

○金城勉委員 ということは、事業計画としては位置づけされているというふうに受け止めていいですか。

○前川智宏道路街路課長 そのように受け取って結構でございます。

○金城勉委員 よろしくをお願いします。

次に無電柱化の推進事業なんですけれども、令和

元年度7億円余りの予算がありますけれども、この工事箇所、進捗について御説明をお願いします。

○上原智泰道路管理課長 お答えいたします。

沖縄県における無電柱化推進事業は、緊急輸送道路や観光地周辺道路を中心に、県道114号線（本部町）、那覇糸満線（那覇市）、国道390号（宮古島市及び石垣市）等の10路線11か所で現在実施しております。

県は沖縄21世紀ビジョン実施計画において、令和3年までの整備目標を約173キロメートルとしており、令和元年度末までに約159キロメートルで約92%が完了している状況であります。

○金城勉委員 幅広く、先島から北部に至るまでの、そういう幅広い施工がなされているようですけども、これはその計画の立て方として優先順位の考え方はどういうふうになっていますか。

○上原智泰道路管理課長 無電柱化推進事業の計画の策定につきましては、沖縄総合事務局が中心となって、道路管理者である沖縄総合事務局、沖縄県、関係市町村及び警察、電線管理者などからなる沖縄ブロック無電柱化推進協議会というのがございます。この中で、道路管理者が無電柱化の整備を行いたいと考えている路線を挙げて、電線管理者さんとの協議を行って、その中で合意した路線を整備していくということが基本的なルールとなっております。その中で、毎年度、不定期ではあるんですけど、そういう会議が開かれておりますので、その中でまた計画を策定していくということとなっております。

○金城勉委員 道路管理者が主導するという今のお話ですけども、ということは国道を中心に今、進められているということなんですか。

○上原智泰道路管理課長 国道につきましては沖縄総合事務局さんが中心となって、県道につきましては沖縄県が中心となって、それぞれ推進をしていきたい道路を協議会の中で提案して、電線管理者さんの意見を聞きながら計画を策定していくということとなっております。

○金城勉委員 今現在、そういう計画は、どういう形でどの程度、計画があるんですか。

○上原智泰道路管理課長 現在、それぞれ沖縄総合事務局さんとか、沖縄県でも整備を進めておまして、沖縄県で現在推進している事業としましては、北部地区では名護宜野座線、久米島では久米島空港真泊線、南部地区では東風平豊見城線、宮古では保良西里線、平良久松港線、国道390号、石垣市でも国道390号などを中心に整備を、現在のところ進めているところであります。

○金城勉委員 これは、そういう事業計画書みたい

なものは資料としてあるんですか。

○上原智泰道路管理課長 合意した路線の一覧などの資料はございます。

○金城勉委員 その資料は、紙の資料でなくてもいいから、これにアップしてもらえませんか。

○上原智泰道路管理課長 タブレットに今後、アップすると。

○金城勉委員 そのほうが便利じゃないですか。

○上原智泰道路管理課長 検討いたしたいと思いません。

○金城勉委員 ぜひ見えるようにね、資料提供をお願いいたします。

次に河川改修事業について伺いますけれども、前から課題になっていた嘉手納基地、米軍基地を流れる河川整備について、その進捗状況の説明をお願いします。

○外間修河川課長 嘉手納弾薬庫地区を流れる県管理河川は、比謝川と与那原川があります。比謝川については事業延長10.1キロメートルのうち、おおむね6キロメートルが完了しております。

米軍施設用地内の福地橋下流については、平成29年6月に暫定掘削を実施し、知花地区において浸水被害の軽減が図られております。与那原川については事業延長2.5キロメートルのうち、下流部の1.2キロメートルが米軍施設用地内となっており、比謝川と一体的な整備の必要性があることから、沖縄防衛局と協議を行っているところであります。

○金城勉委員 これはもうずっと何年も前から課題になっていて、沖縄市では具体的にそういう冠水の被害が出たこともあるし、近年はさらに、そういう災害のスケールが大きくなっているということもあるし、早めのそういう整備が求められているんですけれども、防衛局との調整というのはまだ見通し、めどは立っていないですか。

○外間修河川課長 比謝川においてはジレット橋下流から第3軍道橋直下の1.7キロメートルの共同使用区間において河川の線形について、令和2年6月に米軍と協議が調ったことから、今年9月に護岸の詳細設計を契約したところでございます。また、与那原川においては、令和元年7月に防衛局が現地へマスタープランの見直しが見込まれている旨の看板を設置したことから、県としては計画の見直しに注視しているところです。

○金城勉委員 比謝川はあと4キロ残っているんですよね。与那原川についても1.2キロがめどが立ったんですか。そういう状況のようですから、残りの部分を速やかに、やはり整備をして、周辺の住民の皆

さん方に安心を提供できるようにぜひ頑張っていたきたいと思います。それでですね、この河川整備についてですね、護岸の工事の在り方、造り方としてですね、これは水に親しむという意味で親水性護岸というのがあって、河川に沿って護岸工事をして、一部地域でちょっと階段状になって降りられるような、そういう構造の護岸がありますね。最近、私、安謝川周辺で相談を受けたことあるんですけども、そういうふうに配慮されて、階段式の親水性の護岸になっているんだけど、最近は災害とか、洪水とか、台風とか、様々な被害が目立つようになってきて、これがあふれて、浸水、冠水しないかという懸念が強くなっているという声がありましてね、それについては一部、階段形式になっている部分も、その周辺と合わせた形のレベルまで護岸を引き上げることはできないかという相談を受けたことはあるんですけど、そういうことはできますか。

○外間修河川課長 整備済みの区間において、そういう親水性の護岸がある場合については周辺の意見を聞くことも大事なんですけれども、やはり最近、児童等がそういう場所、階段においてちょっと危ないということもあるものですから、今後、これを改めてまた整備し直すというのは、補助事業になじまないものですから、それ以外のそういう単費なり、その辺のことを、危険性を状況を勘案しながら調整、検討ということは考えられると思います。

○金城勉委員 そんな大した工事にはならないとは思いますが、幅にして10メートルから20メートルまでないんじゃないかな。それぐらいの幅で階段形式になっているような構造になっていますからね、そんなに大がかりな工事にはならないと思いますので、そこはぜひ今後の安全性の問題、あるいは災害対策の問題からしてもですね、検討をいただきたいなど。周辺住民からの要望があれば応えられるような、そういう検討をお願いしたいと思います。

それから、次にですね、中城湾港の新港地区の件ですけども、先ほどから質問が相次いでおりますけれども、この中城湾港物流拠点、中北部の拠点として整備されてもう何十年もたつんですけども、ようやく最近、徐々に物流の取扱量が増えてきて、鹿児島との定期船が就航して、また今回、新たに定期船が就航できるようになったということで非常に喜ばしいことなんですけれども、これをさらに伸ばしていくための皆さん方の考え方というのはありますか。

○野原良治港湾課長 今後の実証実験での取組については、京阪航路の運航状況や、現在、うるま市が

取り組んでいる国際物流トライアル推進事業における博多航路との動向も踏まえながら検討していきたいというふうに考えております。

○金城勉委員 ここはですね、ぜひ中城湾新港地区がもっともっと活気を呈するようにですね、いろんな方策を導入して、ぜひ物流が活発化するようにお願いをいたします。それで、今、琉球海運さんが進出をし、また、来年にはバイオマス発電の工場も、今、建設中であるんですけれども、そうしたことについては、貨物の港としての機能にどういう影響を与えそうですか。物流拠点としての影響はどうですか。

○野原良治港湾課長 バイオマス燃料につきましては、西埠頭での受入れということで考えておまして、それに伴いまして、新港地区の産業港湾としての機能といいますか、活用が図られるということで考えております。

○金城勉委員 そういうことも含めてですね、この中城湾港の新港地区がもっともっと活気を呈するように御尽力をお願いいたします。それに併せてですね、今、地元、この新港地区の推進協議会からは東埠頭が、岸壁が小さいという課題が指摘されておましてね、それについては埠頭の整備を拡張してほしいということが上がっているんですけれども、これについて県の考えはどうですか。

○野原良治港湾課長 東埠頭の岸壁の延伸につきましては、国が整備を行うということになっておまして、県としては、その背後地の荷さばきですとか、外構の舗装の整備とかを岸壁等の整備と併せて、整備を行っていききたいと考えています。

○金城勉委員 私も新港推進協議会の皆さん方と一緒に国交省に行ったこともあるんですけど、県は全くそういうことに関わらない、さらにその航路のしゅんせつも今やっていますね、それについても直接、この推進協議会の皆さんは国に要請に行くんですね。

その辺の県の関わり方というのはそれでいいんですか。

○野原良治港湾課長 先ほど申し上げましたけれども、直轄ができる岸壁の整備の範囲というのは限りがありまして、その背後は県でやらなければならないという事業区分がありますので、県がやらなければならない部分については直轄の工事に併せて、進捗を見ながら実施していきたいと考えております。

先ほど答弁で申し上げましたけれども、実証実験やポートセールスなども、ソフト的な対策といいますか、そういうことにも今後は取り組む一市町村の取組とかもですね、連携しながら検討していきたい

とは考えています。

○金城勉委員 できれば、やっぱり市町村、あるいはまたその関係者の皆さん方もね、県ももっと関わりを深くして行ってですね、一緒になって国の協力を引き出していくという、そういう取組があればなおいいんじゃないかなという気がします。そういうことは御検討ください。

以上です。

○瑞慶覧功委員長 先ほど、新垣委員の質疑に対する答弁で、都市公園課長から答弁を訂正したいとの申出がありますので、発言を許します。

高嶺賢巳都市公園課長。

○高嶺賢巳都市公園課長 先ほど劇場につきまして、補助対象外という答弁をいたしましたけれども、すみません、屋外の劇場については補助対象となっております。屋内につきましては、検討を要するところでございます。

以上でございます。訂正しておわび申し上げます。

○瑞慶覧功委員長 午前の呉屋委員の質問に対する答弁を保留していた件で、発言の申出がありますので、発言を許します。

野原良治港湾課長。

○野原良治港湾課長 午前の呉屋委員からの質問で、資料の歳入歳出決算説明資料の13ページの宜野湾港整備特別会計の中での収入の内訳について、指定管理者分は幾らかという説明がありました。その資料での収入済額が2億1679万9944円になっております。そのうち指定管理者が収入した金額は5431万4000円となっております。全体の約25%ということになっております。

そのほか2点についてですけれども、14ページにあります宜野湾港の補正の金額、約1680万5000円が補正されている件ですけれども、これは消費税の修正申告に伴う増額の補正となっております。与那原も同様の理由で補正となっております。

○瑞慶覧功委員長 以上で、土木建築部関係決算についての質疑を終結します。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○瑞慶覧功委員長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

委員の皆さん大変御苦労さまでした。

次回は、明 10月16日 金曜日 午前10時から委員会を開きます。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 瑞慶覧 功